85
29.4.17
小郡三井医師会

福県医発第178号(地)
平成29年4月14日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松　田　峻一良
（公　印　省　略）

医療計画について

今般、平成29年3月31日付け医政発0331第57号　厚生労働省医政局長通知「医療計画について」及び同日付け医政地発0331第3号　厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」が各都道府県宛に発出された旨、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、ご連絡いたします。

医政局長通知では、第7次医療計画の策定にあたっては、平成28年12月26日に医療計画の見直し等に関する検討会の「意見のとりまとめ」等を踏まえ、①急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築、②疾病・事業横断的な医療提供体制の構築、③5疾病・5事業及び在宅医療に係る指標の見直し等による政策循環の仕組みの強化、④介護保険事業（支援）計画等の他の計画との整合性の確保などの観点から、「医療提供体制の確保に関する基本方針」の改正を行うとともに、「医療計画作成指針」の見直しが行われております。

また、課長通知では、5疾病・5事業及び在宅医療の医療体制を構築するにあたっては、それぞれに求められる医療機能を具体的に把握し、その特性及び地域の実情に応じた方策を講ずる必要があることから、新たな医療計画作成の参考として、それぞれの体制構築に係る指針が定められております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、局長通知概要並びに課長通知概要については、日医通知の別添に示されておりますので、ご参照ください。

小郡三井医師会より
地域保健担当理事　淡河喜雄
会長　白石恒明

日医発第 48 号（地Ｉ8）
平成２９年４月７日

都道府県医師会会長　殿

日本医師会会長
横　倉　義　武

医療計画について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より「医療計画について」が、また、同局地域医療計画課長より「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」が各都道府県宛に発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

医政局長通知では、平成３０年度からの医療計画策定に当たって、医療計画の見直し等に関する検討会「意見の取りまとめ」（平成２８年１２月２７日付地Ｉ258にて貴会宛に送付済み。）等を踏まえ、急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築等の４つの観点から、「医療提供体制の確保に関する基本方針」の改正（本日付の日医発第47号(地Ｉ7)を参照）に基づき、旧同名通知本文及び別紙の「医療計画作成指針」の見直しを行うものであります。

また、課長通知においては、５疾病５事業及び在宅医療に関して、それぞれの特性及び各地域の実情に応じた方策を講ずる必要があることから、新たな医療計画作成のための参考として、それぞれの体制構築に係る指針が定められたものであります。各概要は別添をご覧下さい。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴都道府県において医療計画の作成が審議される際には主導的な役割を果していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

追って、ご参考までに、局長通知並びに課長通知の新旧対照表を同封いたします。

別添

＜局長通知概要＞

・検討会における意見の取りまとめ等を踏まえて見直す際の観点
①急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築
②疾病・事業横断的な医療提供体制の構築
③5疾病5事業及び在宅医療に係る指標の見直し等による政策循環の仕組みの強化
④介護保険事業(支援)計画等の他の計画との整合性の確保

・地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、第7次医療計画の期間が6年となり、平成30年度以降より「介護保険事業(支援)計画」の作成と見直しのサイクルが一致することも踏まえ、医療と介護の連携を強化するため、計画の一体的な作成体制の整備等、整合性に配慮しつつ取組を推進していくことが重要。

・医療従事者の確保については、現在開催中の検討会での取りまとめ等を踏まえて、必要な見直しを行う。

・今般の局長通知により、旧局長通知及び「地域医療構想策定ガイドライン等について」等の通知は廃止。(※ ただし、地域医療構想に関する部分は局長通知本文に移行し、また「地域医療構想策定ガイドライン」は、作成指針の別添となっていることに留意いただきたい。)

・医療計画の作成に当たっては、指針を参考として、地域の実情に応じて関係者の意見を十分踏まえた上で行う。

・医療連携体制として定める5疾病5事業並びに在宅医療については、「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」へと改める。

・ロコモティブシンドローム等の疾患については5疾病に加えないものの、他の関連施策と調和を図りつつ疾病予防・介護予防等を中心に、医療と介護が連携した総合的な対策を講じること。

・施策や事業の結果（アウトプット）のみならず、成果(アウトカム)に対してどれだけの影響(インパクト)を与えたかという観点から評価と改善を行う仕組みを政

策循環の中に組み込んでいくこと。

・指標については、共通の指標により客観的に比較できるようなものとするため、指標を見直すこと。

・高度な医療機器について、配置状況に加え稼働状況等も確認し、保守点検を含めた評価を行うこと。

・診療所についても、CT や MRI 等の医療機器を有する診療所については、保守点検を含めた医療安全の取組状況を定期的に報告すること。

・ICU や CCU については全て既存の病床数として算定すること。

・「６　医療計画の作成手順等について」の(3)において、医療法第３０条の４第 14 項の「診療又は調剤に関する学識経験者の団体」については、都道府県医師会及び歯科医師会や薬剤師会が考えられること、と前回同様に明示されていること。

＜課長通知概要＞

・策定に当たっての留意点において、「本指針は医療体制の構築のための目安であり、必ずしもこれに縛られるものではないこと」と引き続き記載されていること。

・また、「医療計画の実効性を高めるよう･･･(中略)･･･PDCA サイクルを効果的に機能させ、政策循環の仕組みを強化するため、疾病・事業ごとの指標を活用すること」と新たな記載がなされていること。

・災害時における医療体制の構築に係る指針において、ＪＭＡＴ（日本医師会災害医療チーム）の記載が前回から更に追記がなされていること。

医政発0331第59号
平成29年３月３１日

公益社団法人日本医師会長　殿

厚生労働省医政局長

医療計画について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、ご了知方よろしくお願いいたします。

医 政 発 0331第 57号
平 成29年 3 月 3 1 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
（公印省略）

医療計画について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）が平成26年６月に成立し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第２条第１項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。）を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）が改正され、地域医療構想（法第30条の４第２項第７号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）が導入された。

地域医療構想において、都道府県は、二次医療圏（法第30条の４第２項第12号に規定する区域をいう。以下同じ。）を基本とした構想区域（同項第７号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）ごとに、2025年の病床の機能区分（法第30条の13第１項に規定する病床の機能区分をいう。以下同じ。）ごとの病床数の必要量とその達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項を定めることとされており、平成28年度末までに、全ての都道府県において地域医療構想を策定する見込みとなっていることから、今後は、地域医療構想の達成に向けた取組を進めていくことが求められている。

今般の医療計画の策定に当たっては、平成28年５月より開催した、医療計画の見直し等に関する検討会における意見のとりまとめ等を踏まえ、

① 急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築
② 疾病・事業横断的な医療提供体制の構築
③ ５疾病・５事業及び在宅医療に係る指標の見直し等による政策循環の仕組みの強化
④ 介護保険事業（支援）計画等の他の計画との整合性の確保

などの観点から、法第30条の３第１項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号。以下「基本方針」という。）の改正を行うとともに、別紙「医療計画作成指針」（以下「指針」という。）の見直しを行った。

都道府県においては、患者本位の、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築し、国民の医療に対する安心、信頼の確保を図るために、基本方針の改正の趣旨を踏まえた医療計画の見直しを通じて、医療計画をより一層有効に機能させていくこと及び地域医療構想の達成に向けた取組を進めていくことが求められている。また、そのために必要な人材の育成を継続的に行っていくことも重要である。

また、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築及び居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）・介護の充実等の地域包括ケア

システムの構築が一体的に行われるよう、医療計画、介護保険法（平成９年法律第123号）第118条第１項に規定する都道府県介護保険事業支援計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）及び同法第117条第１項に規定する市町村介護保険事業計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）の整合性を確保することが必要である。平成30年度以降、各計画の作成・見直しのサイクルが一致することも踏まえ、医療と介護の連携を強化するため、計画の一体的な作成体制の整備等、必要な取組を推進していくことが重要である。

都道府県においては、前述の趣旨にのっとり、医療計画の見直しの趣旨、内容の周知徹底を図るとともに、指針に示す具体的手順を参考としながら、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画との整合性について十分に配慮した上で、その作成と推進に遺憾なきを期されたい。

なお、医療計画の作成に当たり、特に留意する事項については、以下に記すが、医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号。平成29年４月２日全面施行予定。）による改正後の医療法に基づき記載している点に留意すること。また、医療従事者の確保、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成26年厚生労働省告示第354号。以下「医療介護総合確保方針」という。）第２の二の１に規定する協議の場における協議事項等については、新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会、医療従事者の需給に関する検討会、社会保障審議会医療部会及び介護保険部会等での議論を踏まえ、必要な見直しを行うこととする。

また、「医療計画について」（平成24年３月30日付け医政発0330第28号厚生労働省医政局長通知）、「地域医療構想策定ガイドライン等について」（平成27年３月31日付け医政発0331第53号厚生労働省医政局長通知）、「第十一次へき地保健医療計画の策定等について」（平成22年５月20日付け医政発0520第９号厚生労働省医政局長通知）及び「周産期医療の確保について」（平成22年１月26日付け医政発0126第１号厚生労働省医政局長通知）は廃止する。

記

１　医療計画の作成について

医療計画の作成に当たっては、指針を参考として、基本方針に即して、かつ、医療提供体制の現状、今後の医療需要の推移等地域の実情に応じて、関係者の意見を十分踏まえた上で行うこと。

２　医療連携体制について

(1)　医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項については、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の５疾病（以下「５疾病」という。）、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の５事業（以下「５事業」という。）並びに在宅医療を医療計画に定めることとする。

なお、ロコモティブシンドローム、フレイル、肺炎、大腿骨頚部骨折等については、５疾病に加えることとはしないものの、その対策については、他の関連施策と調和を図りつつ、疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した総合的な対策を講じること。

５疾病・５事業及び在宅医療については、施策や事業の結果（アウトプット）の

みならず、住民の健康状態や患者の状態（成果（アウトカム））に対してどれだけの影響（インパクト）を与えたかという観点から施策及び事業の評価と改善を行う仕組みを、政策循環の中に組み込んでいくこととし、全都道府県共通の指標を用いることなどにより、医療提供体制に関する現状を把握し、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年３月31日付け医政地発0331第３号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針」（以下「疾病・事業及び在宅医療指針」という。）で述べる５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれの目指すべき方向の各事項を踏まえて、対策上の課題を抽出し、課題の解決に向けた施策の明示及び数値目標の設定、それらの進捗状況の評価等を実施する。

第７次医療計画における指標は、医療計画の実効性をより一層高めるために政策循環の仕組みを強化するとともに、共通の指標により現状把握を行うことで、都道府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を客観的に比較できるようなものとするため、指標を見直すこと。なお、指標については、疾病・事業及び在宅医療指針を参照すること。

(2)　急速な高齢化の進展の中で、疾病構造の変化や地域医療の確保といった課題に対応するためには、求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下、医療機関及び関係機関が機能を分担及び連携することにより、切れ目なく医療を提供する体制を構築することが必要である。また、医療及び介護を取り巻く地域ごとの多様な状況に対応するため、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用し、地域包括ケアシステムの構築を進めていく上でも、医療機関と関係機関との連携は重要である。

３　医療従事者の確保等の記載事項について

(1)　法第30条の４第２項第10号の医療従事者の確保については、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者について、将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するとともに、地域的な偏在や診療科間の偏在への対応を進める必要があること。

その際、医療提供施設相互間における連携体制を構築する取組自体が偏在解消への対策になることや、都道府県が中心となって地域の医療機関へ医師を派遣する仕組みを再構築することが求められていること。

これらを踏まえ、都道府県においては、法第30条の23第１項の規定に基づき、地域医療対策協議会の活用等により医療従事者の確保に関する事項に関し必要な施策を定めるための協議を行い、そこで定めた施策を医療計画に記載するとともに、公表し実施していくことが必要であること。

特に地域の医療機関で医師を確保するためには、地域の医療機関で勤務する医師のキャリア形成に係る不安の解消に向けて、大学等の関係機関と緊密に連携しつつ、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師の確保を支援する取組が必要であり、都道府県においては、地域医療支援センター等を活用して、必要な施策について地域の医療関係者等と協議の上推進していくことが必要であること。

(2)　法第30条の４第２項第11号の医療の安全の確保については、医療機器の安全管理等に関する事項として、高度な医療機器について、配置状況に加え稼働状況等も確認し、保守点検を含めた評価を行うこと。

また、CT、MRI等の医療機器を有する診療所については、当該機器の保守点検を含めた医療安全の取組状況について、定期的に報告を求めること。

(3)　法第30条の４第３項第１号の地域医療支援病院の整備の目標その他医療提供施設の機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項として、特定の病院等が果たすべき機能について医療計画に記載する場合には、事前にその開設者と十分な意見調整を行うものとすること。

４　基準病床数及び特定の病床等に係る特例等について

(1)　法第30条の４第２項第14号に規定する基準病床数の算定は、病院の病床及び診療所の病床（以下「病院の病床等」という。）に対して行うものであること。

なお、基準病床数並びに二次医療圏及び三次医療圏（同項第13号に規定する区域をいう。）の設定については、厚生労働省令で定める標準により実施すること。これは、病院の病床等の適正配置を図るためには、全都道府県において統一的に実施しなければ実効を期しがたいからであること。

(2)　既設の二次医療圏が、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討すること。その際には、圏域内の人口規模が患者の受療動向に大きな影響を与えていることから、人口規模や、当該圏域への患者の流入及び当該圏域からの患者の流出の実態等を踏まえて見直しを検討すること。

特に、人口規模が20万人未満であり、かつ、二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合（以下「流入患者割合」という。）が20％未満、推計流出入院患者割合（以下「流出患者割合」という。）が20％以上となっている既設の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられるため、設定の見直しについて検討することが必要である。なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要である。

また、構想区域と二次医療圏が異なっている場合は、一致させることが適当であることから、構想区域に二次医療圏を合わせるよう必要な見直しを行うこと。

(3)　法第30条の４第７項及び第８項の規定による特例は、大規模な都市開発等により急激な人口の増加が見込まれ、現在人口により病床数を算定することが不適当である場合、特殊な疾病にり患する者が異常に多い場合等病床に対する特別の需要があると認められる場合に行うものとすること。

なお、今後高齢者人口の増加が更に進む地域においては、医療需要の増加が大きく見込まれ、それに応じた医療提供体制の整備が求められることから、既存病床数が基準病床数を超えている地域で病床数の必要量が将来においても既存病床数を大きく上回ると見込まれる場合は、高齢者人口の増加等に伴う医療需要の増加を勘案し、基準病床数の見直しについて毎年検討するとともに、同条第７項の規定による特例で対応すること。

(4)　法第30条の４第９項の規定による特定の病床に係る特例の対象となる病院の病床等、特に今後各区域において整備する必要があるものに限り、各区域において基準病床数を超える病床が存在する等の場合でも必要に応じ例外的に整備できるものであること。

この場合において、特例の対象とされる数は、当該申請に係る病床と機能及び性格を同じくする既存の病床数等を勘案し、必要最小限とすること。

なお、これらの特例の対象となった病床については、既存病床数として算定するものであること。

(5)　法第30条の４第10項の規定による特例は、地域医療連携推進法人（法第70条の５

第１項に規定する地域医療連携推進法人をいう。以下同じ。）の参加法人（法第70条第１項に規定する参加法人をいう。以下同じ。）同士又は同一参加法人内で、地域医療構想の達成を推進するために必要なものであり、病床数の合計が増加しておらず、地域医療連携推進法人の地域医療連携推進評議会（法第70条の３第１項第１号に規定する地域医療連携推進評議会をいう。）の意見を聴き、また、当該意見を尊重した上で行われる場合に実施できるものであること。

なお、必要な病床数を認めるに当たっては、病院の病床等の増加等の申請に係る構想区域における地域医療構想調整会議（法第30条の14第１項に規定する協議の場をいう。）の協議の方向性に沿ったものであることを確認すること。

(6)　法第30条の４第７項から第10項までの規定による特例については、都道府県医療審議会に諮ること。

この場合、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠を明らかにして当該都道府県医療審議会の意見を聴くものとすること。

また、前記の規定（法第30条の４第10項の規定を除く。）に基づき、特例としての取扱いを受ける数について厚生労働大臣に協議するときは、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠等を記載した申請書（別紙様式１、２）に当該都道府県医療審議会の意見を附すること。

５　既存病床数及び申請病床数について

(1)　医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の33第１項第１号により国の開設する病院又は診療所であって宮内庁、防衛省等の所管するもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所等の病床について、既存病床数及び当該申請に係る病床数の算定に当たり、当該病床の利用者のうち、職（隊）員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者等の部外者が占める率による補正を行うこととしているのは、それらの病院又は診療所の病床については部外者が利用している部分を除いては、一般住民に対する医療を行っているとはいえないからであること。

なお、当該病院又は当該診療所の開設許可の申請があったときは、その開設の目的につき十分審査するものとすること。また、開設の目的につき変更の申請があったときも同様とすること。

(2)　放射線治療病室の病床については、専ら治療を行うために用いられる病床であることから、これを既存病床数及び当該申請に係る病床数として算定しないものとすること。

無菌病室、集中治療室（ICU）及び心臓病専用病室（CCU）の病床については、 専ら当該病室の病床に収容された者が利用する他の病床が同一病院又は診療所（以下「病院等」という。）内に別途確保されているものは、既存の病床数として算定しないものとしていたが、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第27号。以下「改正省令」という。）による改正により、平成30年４月１日以降はこれまで既存の病床数として算定していなかったものを含めて、全て既存の病床数として算定すること。

(3)　国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床数に算定しないこと。

(4)　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第１項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた

指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第１項第１号又は第61条第１項第１号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床数に算定しないこと。

(5)　診療所の一般病床のうち、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第３条第３項に定める「特定病床」については、別途政令で定める日までの間、既存の病床数に算定しないこと。

(6)　平成30年４月１日以降、診療所の療養病床又は一般病床について、改正省令による改正後の規則第１条の14第７項第１号又は第２号に該当する診療所として都道府県医療審議会の議を経たときは、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることとなるが、既存の病床数の算定に当たっては当該届出病床も含めて算定を行うこと。

６　医療計画の作成手順等について

(1)　法第30条の４第12項の「医療と密接な関連を有する施策」とは、基本方針第九に掲げる方針等が該当すること。

(2)　法第30条の４第13項の規定において、都道府県は医療計画を作成するに当たり、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うこと。

　これは、５疾病・５事業及び在宅医療に係る医療連携体制の構築など、施策の内容によっては、より広域的な対応が求められることから、都道府県内における自己完結にこだわることなく、当該都道府県の境界周辺の地域における医療を確保するために、必要に応じて隣接県等との連携を図ることが求められているものである。

(3)　法第30条の４第14項の「診療又は調剤に関する学識経験者の団体」としては、都道府県の区域を単位として設立された医師会、歯科医師会及び薬剤師会が考えられること。

(4)　法第30条の４第15項の規定により、医療計画の作成等に関して、都道府県ごとに設けられている保険者協議会（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第157条の２第１項に規定する協議会をいう。）の意見を事前に聴くこと。

(5)　法第30条の４第16項の規定における医療計画の変更とは、法第30条の６の規定に基づく変更をいうものであり、例えば、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制において、医療機能を担う医療提供施設を変更する場合などは、この規定に基づく医療計画の変更には当たらないこと。

(6)　医療計画については、法第30条の６の規定に基づき、６年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更すること。また、在宅医療その他必要な事項については、３年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更すること。

(7)　医療計画、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、医療介護総合確保方針第２の二の１に規定する協議の場を設置すること。

　また、病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性の確保が重要であることから、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画において掲げる介護の整備目標と、医療計画において掲げる在宅医療の整備目標が整合的なものとなるよう、当該協議の場において、必要な事項についての協議を行うこと。

７　医療計画の推進について

(1)　法第30条の７第１項において、医療提供施設の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるとともに、同条第２項において、必要な協力をするに際しては、他の医療提供施設との業務の連携を図りつつ、それぞれ定められた役割を果たすよう努めるものとされていること。また、同条第３項において、病院又は診療所の管理者は在宅医療を提供し、又は福祉サービスとの連携を図りつつ、必要な支援を行うよう努めるものとされていること。

(2)　法第30条の７第４項の規定に基づく病院の開放化については、単に病床や医療機器の共同利用にとどまらず、当該病院に勤務しない地域の医師等の参加による症例の研究会や研修会の開催までを含めた広義のものであること。

　また、医療計画の推進を図るに当たっては、大学における医学又は歯学に関する教育又は研究に支障を来さないよう十分配慮すること。なお、同項の「当該病院の医療業務」には、大学附属病院における当該大学の教育又は研究が含まれること。

(3)　法第30条の９の規定に基づく国庫補助については、医療計画の達成を推進するために、医療計画の内容を考慮しつつ行うこととしていること。

(4)　医療計画の推進の見地から、病院の開設等が法第30条の11の規定に基づく勧告の対象とされた場合においては、独立行政法人福祉医療機構の融資を行わないこととしていること。

８　都道府県知事の勧告について

(1)　法第30条の11の「医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合」とは、原則として法第７条の２第１項各号に掲げる者以外の者が、病院の開設又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合、又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、その病床の種別に応じ、その病院又は診療所の所在地を含む二次医療圏又は都道府県の区域における既存の病床数が、医療計画に定める当該区域の基準病床数に既に達している場合又はその病院又は診療所の開設等によって当該基準病床数を超えることとなる場合をいうものであること。

　また、「病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告する」とは、それぞれの行為の中止又はそれぞれの行為に係る申請病床数の削減を勧告することをいうものであること。なお、都道府県知事は、勧告を行うに先立ち、病院又は診療所を開設しようとする者に対し、可能な限り、他の区域における病院又は診療所の開設等について、助言を行うことが望ましいものであること。

(2)　法第30条の11の規定に基づく勧告は、法第７条の許可又は不許可の処分が行われるまでの間に行うものであること。

(3)　精神病床、結核病床及び感染症病床については、都道府県の区域ごとに基準病床数を算定することとされているが、これらの病床が都道府県の一部に偏在している場合であって、開設の申請等があった病院の所在地を含む二次医療圏及びこれと境界を接する他の二次医療圏（他の都道府県の区域内に設定された二次医療圏を含む。）の内にその申請に係る種別の病床がないときは、当該都道府県の区域における病院の病床数が医療計画に定める当該区域の基準病床数に既に達している等の場合であっても勧告の対象としないことが適当と考えられること。なお、その際には都道府県医療審議会の意見を聴くこと。

(4)　病院又は診療所の開設者に変更があった場合であっても、その前後で病床の種別

ごとの病床数が増加されないときは、勧告は行わないこと。

(5)　病院又は診療所が移転する場合であっても、その前後で、その病院又は診療所が存在する二次医療圏内の療養病床及び一般病床の数並びに都道府県内の精神病床、結核病床又は感染症病床の数が増加されないときは、勧告は行わないこと。

なお、特定病床を有する診療所が移転する場合、その診療所が存在する二次医療圏内の既存病床数は当該特定病床分増加することとなるが、移転の前後で病床の種別ごとの病床数が増加されないときは、勧告は行わないものとする。

(6)　病院を開設している者がその病院を廃止し、当該病院を開設していた場所において診療所の病床を設置する場合であっても、その診療所が存在する二次医療圏内の療養病床及び一般病床の数が増加されないときは、勧告は行わないこと。

(7)　国（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター及び国立大学法人を含む。以下同じ。）の開設する病院又は診療所については、法第６条に基づく医療法施行令（昭和23年政令第326号）第３条の規定により、法第30条の11の規定は適用されないこと。

なお、国が病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとするときは、「医療法の一部を改正する法律の施行に伴う国の開設する病院の取扱いについて」（昭和39年３月19日閣議決定）又は法第７条の２第８項の規定に基づき、主務大臣等は、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議等をするものとされていること。

この場合において、当職から関係都道府県知事に速やかにその旨及びその概要を通知するとともに、当該計画の審査をするために必要な資料及び医療計画の達成の推進を図る観点からの意見の提出を求めるものとすること。

また、当該計画に係る病院の開設等の承認の申請があったとき及びこれに承認を与えたときは、当職から関係都道府県知事に通知するものとすること。

(8)　医育機関に附属する病院を開設しようとする者又は医育機関に附属する病院の開設者若しくは管理者に対して勧告しようとするときは、大学における医学又は歯学に関する教育研究に係る立場から、意見を述べる機会を与えることが望ましいものであること。

(9)　平成30年４月１日以降、診療所の療養病床又は一般病床の設置について、改正省令による改正後の規則第１条の14第７項第１号又は第２号に該当する次の診療所のいずれかとして都道府県医療審議会の議を経た場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることとなるため、勧告の対象とならないこと。

なお、次の診療所については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成18年12月27日付け医政発第1227017号厚生労働省医政局長通知）における留意事項を参照されたい。

①　法第30条の７第２項第２号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所

②　へき地の医療、周産期医療、小児医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

９　公的性格を有する病院又は診療所の開設等の規制について

法第30条の４第16項の規定により医療計画が公示された日以降における法第７条の２第１項各号に掲げるものが開設する公的性格を有する病院又は診療所の開設等の規制は、当該医療計画に定める区域及び基準病床数を基準として行われるものであること。

（別紙様式１、２）

（別紙）
医療計画作成指針

目次
はじめに
第１　医療計画作成の趣旨
第２　医療計画作成に当たっての一般的留意事項
　１　医療計画作成等に係る法定手続
　２　記載事項
　３　他計画等との関係
　４　医療計画の作成体制の整備
　５　医療計画の名称等
　６　医療計画の期間
第３　医療計画の内容
　１　医療計画の基本的な考え方
　２　地域の現状
　３　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制
　４　疾病の発生状況等に照らして都道府県知事が特に必要と認める医療
　５　医療従事者の確保
　６　医療の安全の確保
　７　基準病床数
　８　医療提供施設の整備の目標
　９　地域医療構想の取組
　10　その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項
　11　施策の評価及び見直し
第４　医療計画作成の手順等
　１　医療計画作成手順の概要
　２　医療圏の設定方法
　３　基準病床数の算定方法
　４　病床数の必要量の算定方法
　５　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順
第５　医療計画の推進等
　１　医療計画の推進体制
　２　医療計画の推進状況の把握、評価及び再検討
第６　医療計画に係る報告等
　１　医療計画の厚生労働大臣への報告
　２　法第27条の２第１項、第30条の11、第30条の12第２項及び第30条の17の規定に基づく勧告等の実施状況の報告

はじめに

都道府県は、厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療計画を定めることとされているが、医療計画の作成の手法その他重要な技術的事項については、厚生労働大臣が都道府県に対し必要な助言をすることができることとされている。本指針は、そのような事項について都道府県の参

考となるものを手引きの形で示したものである。

第１　医療計画作成の趣旨

我が国の医療提供体制については、国民の健康を確保し、国民が安心して生活を送るための重要な基盤となっている。一方で、高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中、誰もが安心して医療を受けることができる環境の整備が求められている。

特に、人口の急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の５疾病（以下「５疾病」という。）については、生活の質の向上を実現するため、患者数の増加の状況も踏まえつつ、これらに対応した医療提供体制の構築が求められている。

さらには、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急を含む。）の５事業（以下「５事業」という。）及び居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）についても、これらに対応した医療提供体制の構築により、患者や住民が安心して医療を受けられるようにすることが求められている。

５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて、地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、切れ目ない医療が受けられる効率的で質の高い医療提供体制を地域ごとに構築するためには、医療計画における政策循環の仕組みを一層強化することが重要となる。

具体的には、住民の健康状態や患者の状態（成果（アウトカム））を踏まえた上で、医療提供体制に関する現状を把握し、現行の医療計画に対する評価を行い、目指すべき方向（５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれの目指すべき方向をいう。以下同じ。）の各事項を踏まえて、課題を抽出し、課題の解決に向けた施策の明示及び数値目標の設定、それらの進捗状況の評価等を実施する。施策及び事業評価の際には、施策及び事業の結果（アウトプット）のみならず、地域住民の健康状態や患者の状態（アウトカム）、地域の医療の質などの成果（プロセス）にどのような影響（インパクト）を与えたか、また、目指すべき方向の各事項に関連づけられた施策群が全体として効果を発揮しているかという観点も踏まえ、必要に応じて医療計画の見直しを行う仕組みを、政策循環の中に組み込んでいくことが必要となる。

都道府県には、５疾病・５事業及び在宅医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下に、医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）を構築するとともに、それをわかりやすく示すことにより、患者や住民が地域の医療機関ごとの機能分担の現状を理解し、病期に適した質の高い医療を受けられる体制を整備することが求められている。

なお、医療計画の作成に際して、医療や行政の関係者に加え、患者（家族を含む。以下同じ。）や住民が医療の現状について共通の認識を持ち、課題の解決に向け、一体となって協議・検討を行うことは今後の医療の進展に大きな意義を有するものである。このため、都道府県は、患者・住民の作業部会等への参加やタウンミーティングの開催、患者・住民へのヒアリングやアンケート調査、医療計画のパブリックコメントなどにより、患者・住民の意見を反映させること。

第２　医療計画作成に当たっての一般的留意事項

１　医療計画作成等に係る法定手続

医療計画の作成等に関しては、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）に基づく次の手続きが必要である。

(1)　医療計画を作成するに当たり、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。

(2)　医療計画を作成するため、都道府県の区域を単位として設置された医師会、歯科医師会、薬剤師会等診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴く。

(3)　医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町村（救急業務を処理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第１項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）及び保険者協議会（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第157条の２第１項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の意見を聴く。

(4)　医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴く。

(5)　医療計画を定め、変更したときは、遅滞なく厚生労働大臣に提出するとともにその内容を公示する。

(6)　医療計画を作成し、施策を実施するために必要がある場合は、市町村、官公署、医療保険者、医療提供施設の開設者又は管理者に対して、医療機能に関する情報等必要な情報提供を求めることができる。

２　記載事項

次の事項については、医療計画に必ず記載しなければならない。

(1)　都道府県において達成すべき、５疾病・５事業及び在宅医療の目標に関する事項

(2)　５疾病・５事業及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項

(3)　医療連携体制における医療機能に関する情報提供の推進に関する事項

(4)　医療従事者の確保に関する事項

(5)　医療の安全の確保に関する事項

(6)　病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項

(7)　基準病床数に関する事項

(8)　地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

(9)　地域医療構想に関する事項

(10) 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

(11) その他医療提供体制の確保に関し必要な事項

３　他計画等との関係

医療計画の作成に当たっては、他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接に関連を有する施策との連携を図るよう努める。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。）に定める総合確保方針及び都道府県計画並びに介護保険法（平成９年法律第123号）に定める基本方針、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図らなければならない。

なお、医療の確保に関する内容を含む計画及び医療と密接に関連を有する施策としては、例えば次のようなものが考えられる。

(1)　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域自立促進計画

(2)　離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島振興計画

(3)　山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく山村振興計画

(4)　医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号。以下「基本方針」という。）第九に掲げる方針等

①　健康増進法（平成14年法律第103号）に定める基本方針及び都道府県健康増進計画

②　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に定める医療費適正化基本方針及び都道府県医療費適正化計画

③　がん対策基本法（平成18年法律第98号）に定めるがん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画

④　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）に定める指針

⑤　肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）に定める肝炎対策基本指針

⑥　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に定める基本方針

⑦　アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に定める基本指針

⑧　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める基本的な方針

⑨　自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に定める自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画

⑩　アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）に定めるアルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール健康障害対策推進計画

⑪　歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に定める基本的事項

⑫　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める基本指針及び都道府県障害福祉計画

4　医療計画の作成体制の整備

各種の調査及び医療計画の作成に当たっては、関係行政機関、医療関係団体等との協議の場を設けるなど関係者の十分な連携の下に進めることが望ましい。特に、５疾病・５事業及び在宅医療に係る医療連携体制については、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者、介護保険法に定める介護サービス事業者、患者・住民その他の地域の関係者による協議を経て構築されることが重要である。

なお、法第30条の９に基づき厚生労働省が予算の範囲内で補助することとしている医療提供体制推進事業費補助金（医療連携体制推進事業）については、前述のような体制整備に活用できるものである。

5　医療計画の名称等

都道府県における医療計画の名称は 「○○県医療計画」とすることが望ましいが、法に基づく手続により作成され、法に基づく事項が記載されている計画であれば、例えば「○○県保健医療計画」のような名称のものであっても差し支えなく、また、福祉等他の関連する分野の内容を含む包括的な計画であっても差し支えない。

６　医療計画の期間

医療計画については、６年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、医療計画を変更するものとしている。また、在宅医療その他必要な事項については、３年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、医療計画を変更するものとしている。

第３　医療計画の内容

医療計画の内容は概ね次のようになると考えられるが、その構成を含めた具体的な内容については、都道府県において、基本方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、定めるものとする。

ただし、法第30条の４第２項において医療計画の記載事項とされているものについては、必ず記載するものとする。

１　医療計画の基本的な考え方

医療計画を作成するに当たって、都道府県における基本的な考え方を記載する。

(1)　医療計画作成の趣旨

医療計画に関する根拠法令と作成の趣旨を明示する。

(2)　基本理念

基本方針との整合性に留意の上、都道府県における基本的な理念を記載する。

(3)　医療計画の位置付け

保健、福祉等他の関連する分野の内容を含む包括的な計画を作成している場合には、医療計画との関係を明示する。

(4)　医療計画の期間

計画の対象期間を記載する。

なお、基準病床数について計画全体と異なる期間を対象とする場合には、その期間を付記する。

２　地域の現状

医療計画の前提条件となる地域の現状について記載する。その際、医療に関する事項のほか、公衆衛生、薬事及び社会福祉に関する事項並びに社会経済条件等に関する事項を記載することが考えられる。

参考として地域の現状に関する指標として考えられるものを次に示す。

(1)　地勢と交通

地域の特殊性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏等

(2)　人口構造（その推移、将来推計を含む。）

人口、年齢三区分人口、高齢化率、世帯数等

(3)　人口動態（その推移、将来推計を含む。）

出生数、死亡数、平均寿命等

(4)　住民の健康状況

生活習慣の状況、生活習慣病の有病者・予備群の数等

(5)　住民の受療状況

入院・外来患者数、二次医療圏（法第30条の４第２項第12号に規定する区域をいう。以下同じ。）又は都道府県内における患者の受療状況（流入患者割合（二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合をいう。以下

同じ。）及び流出患者割合（二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流出入院患者割合をいう。以下同じ。）を含む。）、病床利用率、平均在院日数等

(6)　医療提供施設の状況

①　病院（施設数、病床種別ごとの病床数）

②　診療所（有床及び無床診療所、歯科診療所の施設数、有床診療所の病床数）

③　薬局

④　その他

3　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制

５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制については、基本方針第四で示された方針に即して、かつ、患者や住民にわかりやすいように記載する。

具体的には、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて、(1) 住民の健康状態や患者の状態（成果（アウトカム））、患者動向や医療資源・連携等の医療提供体制について把握した現状、(2) 成果を達成するために必要となる医療機能、(3) 課題、数値目標、数値目標を達成するために必要な施策、(4) 原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称、(5) 評価・公表方法等を記載する。

また、記載に当たっては、(6) 公的医療機関等及び独法医療機関並びに社会医療法人の役割、(7) 病病連携及び病診連携にも留意する。

さらに、特に必要な場合には、関係機関の役割として、(8) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割、(9) 薬局の役割、(10) 訪問看護ステーションの役割についても記載すること。

(1)　現状の把握

住民の健康状態や患者の状態（成果（アウトカム））、受療動向に関する情報、医療資源・連携等に関する情報に基づき、地域の医療提供体制等の現状を記載する。

また、５疾病・５事業及び在宅医療については、全都道府県共通のストラクチャー・プロセス・アウトカムに分類した指標を用いることで、住民の健康状態、医療提供体制の経年的な比較、あるいは医療圏間の比較や医療提供体制に関する指標間相互の関連性なども明らかにする。

(2)　必要となる医療機能

例えば、脳卒中の病型ごとの年齢調整死亡率や急性期、回復期から維持期に至るまでの各病期において求められる医療機能を記載するなど、医療連携体制の構築に必要となる医療機能を、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて明らかにする。

(3)　課題、数値目標、数値目標を達成するために必要な施策

５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて、(1) で把握した現状を分析し、地域の医療提供体制の課題を抽出する。第２の３に掲げる各計画等で定められた目標を勘案し、また、目指すべき方向を踏まえて、それぞれの課題を抽出し、さらに地域の実情に応じて、評価可能で具体的な数値目標を定めた上で、数値目標を達成するために必要な施策を記載する。施策の検討に当たっては、課題について原因分析を行い、検討された施策の結果（アウトプット）が課題に対してどれだけの影響（インパクト）をもたらしうるかという観点を踏まえる。

(4)　医療機関等の具体的名称

各医療機能を担う医療機関等については、原則として名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

また、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、別途当該医療機関等の名称を表示したホームページのURLを医療計画上に記載する等の方法をとることも差し支えない。

(5)　評価・公表方法等

５疾病・５事業及び在宅医療について、評価・公表方法及び見直しの体制を明らかにする。目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について、都道府県医療審議会等により定期的に実施し（１年ごとの実施が望ましい。）、目標に対する進捗状況が不十分な場合、その原因を分析した上で、施策及び事業の結果（アウトプット）のみならず、住民の健康状態や患者の状態（成果（アウトカム））、地域の医療の質などの成果（プロセス）にどのような影響（インパクト）を与えたかといった観点から、必要に応じて施策の見直しを図ることが必要である。

なお、都道府県医療審議会等において評価等を行うに当たっては、その役割が発揮できるよう、委員の構成（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療保険者、医療を受ける立場にある者（患者等）、学識経験のある者）及び運営（作業部会の積極的な活用や患者を代表する委員への情報の提供等）について、適切に取り組むこと。

(6)　公的医療機関等及び独法医療機関並びに社会医療法人の役割

公的医療機関等（法第７条の２第１項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。）及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第４条の６に掲げる独立行政法人（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び独立行政法人海技教育機構を除く。国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）第23条第２項において令第４条の６で定める独立行政法人とみなして、法第７条の２第８項の規定を準用する国立大学法人を含む。）が開設する医療機関（以下「公的医療機関等及び独法医療機関」という。）の役割や公的医療機関等及び独法医療機関と民間医療機関との役割分担を踏まえ、医療提供施設相互間の機能分担及び業務連携を記載する。

特に、公立病院等公的医療機関（法第 31 条に規定する公的医療機関をいう。）については、その役割として求められる救急医療等確保事業（法第 30 条の４第２項第５号イからへまでに掲げる事業をいう。以下同じ。）に係る業務の実施状況を病院ごとに明らかにする。

なお、総務省が公表した「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年３月）を十分勘案し、公立病院に係る再編・ネットワーク化等との整合性を図るものとする。

また、社会医療法人については、救急医療等確保事業において積極的な役割を図ることとしていることから、認定を受けた事業全てにおいて社会医療法人であることを明確にすることが重要である。

(7)　病病連携及び病診連携

今後、地域における医療提供体制の構築に当たっては、地域医療構想（法第30条の４第２項第７号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）における病床の機能分化・連携を進めていくこととしており、それぞれの医療機関が地域において果たす役割を踏まえ、地域全体で効率的・効果的な医療提供体制を構築して

いくことが必要である。医療計画においては、急性期から回復期・慢性期までの切れ目ない連携体制の構築に取り組むことや、疾病予防・介護予防まで含めた体制の構築を進めていくことから、病病連携及び病診連携を、より一層進めることが必要となる。

なお、病病連携や病診連携など、医療機関及び関係機関との連携に当たって、効率的に患者の診療情報等を共有するため、情報通信技術（ICT）の活用も含めた検討を行うこと。

(8)　歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

地域包括ケアシステム（医療介護総合確保法第２条第１項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築を進める上で、歯科医療機関は地域の医療機関等との連携体制を構築することが重要である。特に、近年は、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔と全身との関係について広く指摘されていることから、各医療連携体制の構築に当たって、歯科医療が果たす役割を明示するとともに、入院患者や在宅等で療養を行う患者に対する医科歯科連携等を更に推進することが必要となる。

(9)　薬局の役割

地域において安全で質の高い医療を提供するためには、薬物療法についても入院から外来・在宅医療へ移行する中で円滑に提供し続ける体制を構築することが重要である。このため、地域の薬局では、医薬品等の供給体制の確保に加え、医療機関等と連携して患者の服薬情報を一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行うこと、入退院時における医療機関等との連携、夜間・休日等の調剤や電話相談への対応等の役割を果たすことが必要となる。

(10) 訪問看護ステーションの役割

住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすためには、24時間切れ目のない医療サービスが提供されるとともに、医療機関と居宅等との間で、療養の場が円滑に移行できることが必要である。そのため、在宅において、患者の医療処置や療養生活の支援等のサービスを提供する訪問看護ステーションの役割は、重要である。高齢多死社会を迎え、特に今後は在宅においても、看取りや重症度の高い利用者へ対応できるよう、訪問看護ステーション間や関係機関との連携強化、訪問看護ステーションの大規模化等の機能強化による安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備が必要である。また、日常的に医療を必要とする小児患者への対応についても、医療・福祉サービスを提供する関係機関との連携を強化するなど充実することが必要である。

４　疾病の発生状況等に照らして都道府県知事が特に必要と認める医療

５疾病・５事業以外で都道府県における疾病の発生の状況等に照らして、都道府県知事が特に必要と認める医療について明記する。

５　医療従事者の確保

医療従事者の確保に関する事項については、医療連携体制を構築する取組自体が偏在解消への対策になること及び都道府県が中心となって医師を地域の医療機関へ派遣する仕組みの再構築が求められていることを踏まえ、法第30条の23第１項の規定に基づく医療従事者の確保に関する事項に関し、必要な施策を定めるための協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）を開催し、当該協議会において決定した具体的な施策を記載する。

【地域医療対策協議会の取組】
① 地域医療対策協議会の議論の経過等
② 地域医療対策協議会の定めた施策

さらに、その施策に沿って、医師（臨床研修医を含む。）の地域への定着が図られるよう、例えば以下のような、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師確保を支援する事業等（以下「地域医療支援センター事業等」という。）について記載する。

なお、地域医療対策協議会は、地域医療支援センター事業による取組状況の報告等を効果的に活用し、医療従事者の確保に関する施策の推進や見直しに努めること。

【地域医療支援センター事業等の内容】
① 各都道府県内の医療機関や地域の医師の充足状況等の調査・分析
② 医師に対する専門医資格の取得支援や研修機会の提供等のキャリア形成支援
③ 医療機関への就業を希望する医師等に関する情報の提供
④ 医師を募集する医療機関に関する情報の提供
⑤ 医師等に関する無料の職業紹介事業又は労働者派遣事業
⑥ 医学生等を対象とした地域医療に係る理解を深めるための事業（地域医療体験セミナー等）の実施
⑦ 地域医療支援センター事業等と他の都道府県の同事業との連携 等
⑧ 地域の医師確保で有効と考えられる施策についての国への情報提供

また、記載に当たっては、地域医療支援センター事業等が対象とする医療従事者以外の、例えば以下の職種についても、必要に応じて、その資質向上に関する事項を含め、医療従事者の確保の現状及び目標について、可能な限り具体的に記載する。

【医療従事者の現状及び目標】
① 歯科医師
② 薬剤師
③ 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）
④ その他の保健医療従事者

診療放射線技師、臨床検査技師・衛生検査技師、理学療法士・作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士等

⑤ 介護サービス従事者

6 医療の安全の確保

医療提供施設及び医療安全支援センターの現状及び目標について、(1) 及び(2) により記載する。

なお、記載に当たっては、以下の事項に留意する。
- 地域の患者や住民がわかりやすく理解できるよう医療計画に記載すること。
- その際、都道府県は、保健所を設置する市及び特別区の協力のもと、医療提供施設における医療安全を確保するための取組状況を把握し、都道府県が講ずる医療安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発等の現状及びその目標を計画に明示すること。
- また、住民の身近な地域において、患者又はその家族からの医療に関する苦情、相談に対応し、必要に応じて医療提供施設に対して必要な助言を行う体制等を構築するため、都道府県における医療安全支援センターの設置状況及びそ

の目標についても計画に明示すること。
・　病院における高度な医療機器の配置状況及び稼働状況等を確認し、保守点検を含めた評価を実施すること。
・　CT、MRI等の医療機器を有する診療所に対する当該機器の保守点検を含めた医療安全の取組状況の定期的な報告を求めること。

(1)　医療提供施設における医療の安全を確保するための措置に関する現状及び目標

①　病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所ごとの総数に対する医療安全管理者を配置している医療施設数の割合

②　病院の総数に対する専従又は専任の医療安全管理者を配置している病院数の割合

③　病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所ごとの総数に対する医療安全に関する相談窓口を設置している医療施設数の割合

(2)　医療安全支援センターの現状及び目標

記載に当たっては、「医療安全支援センターの実施について」（平成19年３月30日付け医政発第0330036号厚生労働省医政局長通知）を参考に、次の事項について記載すること。

①　二次医療圏の総数に対する医療安全支援センターを設置している二次医療圏数の割合

②　相談職員（常勤換算）の配置数

③　ホームページ、広報等による都道府県、二次医療圏及び保健所設置市又は特別区における医療安全支援センターの活動状況に関する情報提供の状況

④　都道府県、二次医療圏、保健所における医療安全推進協議会の設置状況

7　基準病床数

(1)　療養病床及び一般病床

療養病床及び一般病床に係る基準病床数については、二次医療圏ごとに、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の30第１号に規定する算定式に基づいて算定する。

なお、全国平均で９割以上の患者が、居住する都道府県内において、入院加療を受けている現状を鑑み、特に必要とする場合にのみ、都道府県間で調整を行うことができることとする。その際、基準病床数の算定にあたっては、医療機関所在地に基づいた値を用いることとする。

(2)　精神病床、結核病床及び感染症病床

精神病床に係る基準病床数、結核病床に係る基準病床数及び感染症病床に係る基準病床数については、都道府県の区域ごとに、規則第30条の30第２号から第４号に規定する算定式に基づいて算定する。

なお、法第30条の４第２項第13号の区域（以下「三次医療圏」という。）が一都道府県において二以上設定された場合においても、基準病床数については当該都道府県全体について定めることとする。

(3)　各区域における入院患者の流出入数の算出

各区域における入院患者の流出入数の算出に当たって病院に対し特に報告の提出を求める場合には、医療計画作成の趣旨等を調査対象となる病院に十分説明の上、円滑な事務処理が行われるよう配慮する。

(4)　基準病床数の算定の特例

各区域の急激な人口の増加が見込まれること等、令第５条の２又は第５条の３で定める事情があるときは、都道府県知事が厚生労働大臣と協議の上算定する数を基準病床数とすること等ができる。

(5)　都道府県知事の勧告

(1) から(3) までにより基準病床数が算定された後は、各区域において病院の開設、病床数の増加若しくは病床の種別の変更、又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請（以下「許可申請等」という。）があった場合において、当該区域の既存病床数が基準病床数を超えている場合又は許可申請等により病床数が基準病床数を超えることになる場合には、法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告（当該病院等が公的医療機関等が開設等する病院等であれば法第７条の２第１項に基づく不許可処分）の対象となり得る。

８　医療提供施設の整備の目標

・　地域医療支援病院の整備の目標

地域医療支援病院は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医等を支援する能力を備える病院である。

かかりつけ医等への支援を通じた地域医療の体系化と地域医療支援病院の整備目標について、次の機能及び地域の実情を考慮し検討を行う。

①　かかりつけ医等からの紹介等、病診連携体制
②　共同利用の状況
③　救急医療体制
④　医療従事者に対する生涯教育等、その資質向上を図るための研修体制

その結果を踏まえ、必要に応じて地域医療支援病院の整備目標（例えば二次医療圏ごとに整備する等）を設定する。

なお、地域医療支援病院を整備しない二次医療圏にあっては、医療機関相互の機能分担及び業務連携等の充実を図ることが重要である。

９　地域医療構想の取組

地域医療構想の策定並びに病床の機能の分化及び連携の推進に当たっては、別添の地域医療構想策定ガイドラインを踏まえること。

10　その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

５疾病・５事業及び在宅医療以外の疾病等について、その患者動向や医療資源等について現状を把握した上で、都道府県における疾病等の状況に照らして特に必要と認める医療等については、次の事項を考慮して、記載する。

また、各疾病等に対する医療を担う医療機関等の名称も記載するよう努めること。

(1)　障害保健対策

障害者（高次脳機能障害者、発達障害者を含む。）に対する医療の確保等（都道府県の専門医療機関の確保、関係機関との連携体制の整備等）に関する取組

(2)　結核・感染症対策

①　結核対策、感染症対策に係る各医療提供施設の役割
②　インフルエンザ、エイズ、肝炎などの取組

(3)　臓器移植対策

①　都道府県の取組

② 相談等の連絡先

(4) 難病等対策

① 難病、リウマチ、アレルギーなどの都道府県の取組

② 相談等の連絡先

(5) アレルギー疾患対策

① 都道府県の取組

② 相談等の連絡先

(6) 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策

① ロコモティブシンドローム、フレイル等対策

ア ロコモティブシンドローム、フレイル、大腿骨頚部骨折対策の重要性

イ ロコモティブシンドローム、フレイル、大腿骨頚部骨折対策について、予防、医療、介護の総合的な取組

② 誤嚥性肺炎などの都道府県の取組

(7) 歯科保健医療対策

① 都道府県の取組

② 相談等の連絡先

(8) 血液の確保・適正使用対策

① 都道府県の取組

② 相談等の連絡先

(9) 医薬品等の適正使用対策

① 都道府県の取組

② 相談等の連絡先

③ 治験の実施状況や医薬品提供体制

(10) 医療に関する情報化

① 医療提供施設の情報システム（電子レセプト、カルテ等）の普及状況と取組

② 情報通信技術（ICT）を活用した医療機関及び関係機関相互の情報共有への取組（情報セキュリティ対策を含む。）

(11) 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組

地域の医療提供体制の確保に当たっては、疾病予防から治療、介護までのニーズに応じた多様なサービスが地域において切れ目なく一貫して提供される、患者本位の医療の確立を基本とすべきである。

このため、疾病予防、介護、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接に関連を有する施策について、連携方策や地域住民への情報提供体制を記載する。

なお、医療と密接に関連を有する施策としては、第２の３に掲げる計画等が求められている。

11 施策の評価及び見直し

施策の実施状況については、都道府県は、設定した数値目標等を基に、施策の達成状況を検証し、次の医療計画の見直しに反映させることが求められる。

法第30条の６に基づいて行う施策の評価及び見直しについては、次に掲げる項目をあらかじめ医療計画に記載する。

(1) 施策の目標等

５疾病・５事業及び在宅医療の医療連携体制に係る数値目標等

(2) 推進体制と役割

施策の目標を達成するための推進体制及び関係者の責務と役割

(3)　目標の達成に要する期間
(4)　目標を達成するための方策
(5)　評価及び見直し
(6)　進捗状況及び評価結果の広報・周知方法

第４　医療計画作成の手順等

都道府県が医療計画を作成する際、技術的見地からみて全国に共通すると考えられる手順等を参考までに示す。

１　医療計画作成手順の概要

医療計画の作成等に当たっては、概ね次の手順が考えられる。

(1)　医療計画（案）を作成するための体制の整備
(2)　医療計画の目的、基本理念についての検討及び医療計画の基本骨子についての検討
(3)　現行の医療計画に基づき実施された施策の効果の検証
(4)　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築に当たっての課題や数値目標、施策についての検討
(5)　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築
(6)　医療圏及び基準病床数の検討
(7)　地域医療構想の策定並びに病床の機能の分化及び連携の推進に関する施策の検討
(8)　以上の検討を踏まえた医療計画（試案）の作成
(9)　診療又は調剤に関する学識経験者の団体（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）から医療計画（試案）についての意見の聴取（必要に応じ試案の手直し）
(10) 医療計画（案）の決定
(11) 医療計画（案）についての市町村及び保険者協議会の意見聴取（必要に応じ医療計画（案）の手直し）
(12) 医療計画（案）について都道府県医療審議会への諮問、答申
(13) 医療計画の決定
(14) 医療計画の厚生労働大臣への提出及び公示

２　医療圏の設定方法

(1)　二次医療圏の設定に当たっては、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療（三次医療圏で提供することが適当と考えられるものを除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として認定することとなるが、その際に参考となる事項を次に示す。

①　人口構造、患者の受療の状況（流入患者割合及び流出患者割合を含む。）、医療提供施設の分布など、健康に関する需要と保健医療の供給に関する基礎的事項については、二次医療圏単位又は市町村単位で地図上に表示することなどを検討する。なお、患者の受療状況の把握については、患者調査の利用の他、統計学的に有意な方法による諸調査を実施することが望ましい。

人口規模が20万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、流入患者割合が20％未満であり、流出患者割合が20％以上である場合）、その設定の見直しについて検討する。なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基

幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要である。

また、設定を変更しない場合には、その考え方を明記するとともに、医療の需給状況の改善に向けた具体的な検討を行うこと。

② 既存の圏域、すなわち、広域市町村圏、保健所・福祉事務所等都道府県の行政機関の管轄区域、学校区（特に高等学校に係る区域）等に関する資料を参考とする。

③ 構想区域(法第30条の４第２項第７号に規定する構想区域をいう。以下同じ。)に二次医療圏を合わせることが適当であること。

(2) ５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築する際の圏域については、従来の二次医療圏に拘らず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

(3) 三次医療圏については、概ね一都道府県の区域を単位として設定するが、その区域が特に広大であることその他特別の事情がある都道府県にあっては、一都道府県内に複数の三次医療圏を設定しても差し支えない。

また、一般的に三次医療圏で提供することが適当と考えられる医療としては、例えば、特殊な診断又は治療を必要とする次のものが考えられる。

① 臓器移植等の先進的技術を必要とする医療

② 高圧酸素療法等特殊な医療機器の使用を必要とする医療

③ 先天性胆道閉鎖症等発生頻度が低い疾病に関する医療

④ 広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特に専門性の高い救急医療

(4) 都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし、隣接する都道府県の区域を含めた医療圏を設定することが地域の実情に合い、合理的である場合には、各都道府県の計画にその旨を明記の上、複数の都道府県にまたがった医療圏を設定しても差し支えない。

なお、その際は関係都道府県間での十分な協議や調整を行うとともに必要に応じ厚生労働省にも連絡されたい。

３ 基準病床数の算定方法

(1) 基準病床数の算定方法

基準病床数の算定は、規則第30条の30各号に定める標準に準拠し、次に掲げる方式によること。

① 療養病床及び一般病床に係る基準病床数は、アの算定式により算出した数と、イの算定式により算出した数に、ウにより算定した数を加減した数の合計数を標準とする。

ア 療養病床

｛（当該区域の性別及び年齢階級別人口）×（全国平均の性別及び年齢階級別療養病床入院受療率）の総和 －（在宅医療等で対応可能な数）＋（０～当該区域への他区域からの流入入院患者数の範囲内で知事が定める数）－（０～当該区域から他区域への流出入院患者数の範囲内で知事が定める数）｝×（１／病床利用率）

イ 一般病床

｛（当該区域の性別及び年齢階級別人口）×（当該区域の性別及び年齢階級別一般病床退院率）の総和 × 平均在院日数 ＋（０～当該区域への他区域からの流入入院患者数の範囲内で知事が定める数）－（０～当該区域から他区域への流出入院患者数の範囲内で知事が定める数）｝×（１／病床利用

率)

ウ　基準病床数の都道府県間調整について

なお、当該都道府県において、都道府県外への流出入院患者数が都道府県内への流入入院患者数よりも多い場合は、流出先都道府県との調整協議を行った上で、都道府県間を超える患者の流出入について、合意を得た数を各二次医療圏の基準病床数に加減することができる。

ただし、アからウにより二次医療圏ごとに算定した病床数の都道府県における合計数は、

｛（当該区域の性別及び年齢階級別人口）×（全国平均の性別及び年齢階級別療養病床入院受療率）の総和　－（在宅医療等で対応可能な数）｝×（１／病床利用率）＋（当該区域の性別及び年齢階級別一般病床退院率）の総和×　平均在院日数　×（１／病床利用率）及びウにより二次医療圏ごとに算定した病床数の都道府県における合計数を超えることはできない。

（注１）「人口」とは、医療計画作成時における夜間人口をいう。その数値については、国勢調査の結果による人口、地方公共団体の人口に関する公式統計による人口等のうち最近のものによることとする。

（注２）「年齢階級」とは、５歳ごとの年齢による階級である。

（注３）「全国平均の性別及び年齢階級別療養病床入院受療率」とは、厚生労働大臣が定める療養病床の性別及び年齢階級別の入院受療率を上限とし、策定した地域医療構想における慢性期機能の病床数の必要量を勘案して、都道府県知事が定める値とする。

（注４）「在宅医療等で対応可能な数」については、追って具体的な内容を示すこととする。

（注５）「当該区域の性別及び年齢階級別一般病床退院率」とは、地方ブロックの性別及び年齢階級別の退院率をいう。

（注６）「病床利用率」とは、厚生労働大臣が定める療養病床又は一般病床の病床利用率について、各都道府県における療養病床又は一般病床の直近の病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める療養病床又は一般病床の病床利用率以上当該地域の直近の療養病床又は一般病床の病床利用率の範囲内で、都道府県知事が当該都道府県の状況を勘案して定める値とする。

（注７）「療養病床入院受療率」、「一般病床退院率」、「病床利用率」及び「平均在院日数」として使用する（参考とする）数値については、医療法第30条の４第２項第14号の療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（昭和61年厚生省告示第165号）により定められている。

（注８）各区域における流入入院患者数については、都道府県知事が当該区域における医療の確保のために必要と認める事情があるときは、当該区域ごとの数を超えて、当該事情を勘案した数を加えることができる。

（注９）各区域における流入流出入院患者数については、患者調査、国民健康保険等のレセプト調査等により把握する。

（備考）「地方ブロック」とは、以下の９ブロックをいう。

ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
北陸	富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

② 精神病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに次の算定式により算出した数を標準とする。

［{(当該都道府県の性別及び年齢階級別の平成32年における推計人口)×(当該都道府県の性別及び年齢階級別の急性期入院受療率)}の総和＋{(当該都道府県の性別及び年齢階級別の平成32年における推計人口)×(当該都道府県の性別及び年齢階級別の回復期入院受療率)}の総和＋{(当該都道府県の性別及び年齢階級別の平成32年における推計人口)×(当該都道府県の性別及び年齢階級別の認知症でない者に係る慢性期入院受療率)}の総和×(精神病床における入院期間が１年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合α)×(地域精神保健医療体制の高度化による影響値β)＋{(当該都道府県の性別及び年齢階級別の平成32年における推計人口)×(当該都道府県の性別及び年齢階級別の認知症である者に係る慢性期入院受療率)}の総和×(地域精神保健医療体制の高度化による影響値γ)＋(精神病床における他都道府県から当該都道府県への流入入院患者数)－(精神病床における当該都道府県から他都道府県への流出入院患者数)］×（１／精神病床利用率)

（注１）「当該都道府県の性別及び年齢階級別の平成32年における推計人口」とは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年３月中位推計）」によることとする。

（注２）「年齢階級」とは、「90歳以上」の階級を除き、５歳ごとの年齢による階級とする。

（注３）「当該都道府県の性別及び年齢階級別の急性期入院受療率」とは、「精神病床における入院期間が３月未満である入院患者(以下この項(②)において「急性期入院患者」という。）のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の入院受療率」をいい、性別及び年齢階級別に、平成26年における当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の数を平成26年における当該都道府県の人口で除して得た数とする。

（注４）「当該都道府県の性別及び年齢階級別の回復期入院受療率」とは、「精神病床における入院期間が３月以上１年未満である入院患者（以下この項（②）において「回復期入院患者」という。）のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の入院受療率」をいい、性別及び年齢階級別に、平成26年における当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の数を平成26年における当該都道府県の人口で除して得た数とする。

（注５）「当該都道府県の性別及び年齢階級別の認知症以外の慢性期入院受療率」とは、「精神病床における入院期間が１年以上である入院患者（以下この項（②）において「慢性期入院患者」という。）のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る性別及び年齢階級別の入院受療率」をいい、性別及び年齢階級別に、平成26年における当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者（認知症である者を除く。）の数を平成26年における当該都道府県の人口で除して得た数とする。

（注６）「当該都道府県の性別及び年齢階級別の認知症に係る慢性期入院受療率」とは、「慢性期入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者に限る。）の性別及び年齢階級別の入院受療率」をいい、性別及び年齢階級別に、平成26年における当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者（認知症である者に限る。）の数を平成26年における当該都道府県の人口で除して得た数とする。

（注７）「精神病床における入院期間が１年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合α」とは、慢性期入院患者の実態を勘案し、原則として0.8から0.85までの間で都道府県知事が定める値とする。

※　「原則として0.8から0.85までの間」とした考え方は、以下のとおりである。

厚生労働科学研究によると、

①　認知症以外の慢性期入院患者の６割以上が、当該研究において策定した重症度を医学的に評価する基準に該当する（精神障害者の重症度判定及び重症患者の治療体制等に関する研究（平成25～27年度））

②　統合失調症の慢性期入院患者の１割が、入院治療が適当な程度の身体合併症を有している（精神医療の質的実態把握と最適化に関する総合研究（平成19～21年度））

との報告がある。この研究結果を踏まえると、①②に該当しないような患者については、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、入院から地域生活への移行が可能となると考えられ、この結果、認知症以外の慢性期入院患者の入院受療率は現在の６～７割に低下することが見込まれる。

平成36年度末（2025年）までに７年間かけてその基盤整備を行うこととした場合には、医療計画の中間年である平成32年度末までに、その半分の基盤を計画的に整備することによって、認知症以外の慢性期入院患者の入院受療率は現在の8～8.5割に低下することが見込まれる。

（注８）「地域精神保健医療体制の高度化による影響値β」とは、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案し、１年当たりの地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として0.95から0.96までの間で都道府県知事が定める値を３乗し、当初の普及速度を考慮して調整係数0.95で除した数とする。

（注９）「地域精神保健医療体制の高度化による影響値γ」とは、これまでの認知症施策の実績を勘案し、１年当たりの地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として0.97から0.98までの間で都道府県

知事が定める値を３乗した数とする。

（注10）「当該都道府県の性別及び年齢階級別の急性期入院受療率」、「当該都道府県の性別及び年齢階級別の回復期入院受療率」、「当該都道府県の性別及び年齢階級別の認知症でない者に係る慢性期入院受療率」、「当該都道府県の性別及び年齢階級別の認知症である者に係る慢性期入院受療率」、「精神病床利用率」として使用する数値については、医療法第30条の４第２項第14号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（平成18年厚生労働省告示第161号）により定められている。

（注11）各都道府県における流入流出入院患者数については、患者調査、国民健康保険等のレセプト調査等により把握する。

③　結核病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに都道府県知事が定める数とする。

なお、基準病床数の算定に当たっては、「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」（平成17年７月19日付け健感発第0719001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を参照すること。

④　感染症病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第１項の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに同条第２項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算した数を基準として都道府県知事が定める数とする。

(2)　基準病床数の算定の特例

医療計画作成時に次のような事情があるため、都道府県知事が都道府県医療審議会の意見を聴いた上で厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を基準病床数とすることができる。

①　急激な人口の増加が見込まれ、病床の増加が必要と考えられる場合

②　特定の疾患にり患する者が異常に多い場合

③　高度の医療を提供する能力を有する病院が集中している場合

④　基準病床数に係る特例の対象となる病床以外で、医学・医術の進歩に伴い特殊病床が必要と考えられる場合

⑤　その他当該区域において準ずる事情がある場合

なお、今後高齢者人口の増加が更に進む地域においては、医療需要の増加が大きく見込まれ、それに応じた医療提供体制の整備が求められることから、既存病床数が基準病床数を超えている地域で病床数の必要量が将来においても既存病床数を大きく上回ると見込まれる場合は、次によることとする。

ア　高齢者人口の増加等に伴う医療需要の増加を勘案し、基準病床数の見直しについて毎年検討

イ　法第30条の４第７項の基準病床数算定時の特例措置で対応

また、前記ア及びイによる病床の整備に際しては、次の点を考慮しつつ、地域の実情等を十分に踏まえた上で検討すること。

（ア）病床の機能区分（法第30条の13第１項に規定する病床の機能区分をいう。以下同じ。）ごとの医療需要

（イ）高齢者人口のピークアウト後を含む医療需要の推移

（ウ）疾病別の医療供給の状況、各医療圏の患者の流出入、交通機関の整備状況などの地域事情
（エ）都道府県内の各医療圏の医療機関の分布　等

4　病床数の必要量の算定方法

(1)　病床数の必要量の算定は、規則第30条の28の３に定める方法に準拠し、病床の機能区分（法第30条の13第１項に規定する機能区分をいう。以下同じ。）ごとに次に掲げる方式によること。

｛（当該構想区域の性別及び年齢階級別の将来推計人口）×（当該構想区域の性別及び年齢階級別入院受療率）の総和 ＋（当該構想区域における他の構想区域の推計患者数のうちの医療供給見込み数）－（当該構想区域の推計患者数のうちの他の構想区域における医療供給見込み数）｝×（１／病床稼働率）

ただし、上記算定式により病床の機能区分ごとに算定した数の都道府県における合計数は、

｛（当該構想区域の性別及び年齢階級別の将来推計人口）×（当該構想区域の性別及び年齢階級別入院受療率）の総和 ＋（当該構想区域における他の都道府県の推計患者数のうちの医療供給見込み数）－（当該構想区域の推計患者数のうちの他の都道府県における医療供給見込み数）｝×（１／病床稼働率）

により病床の機能区分ごとに算定した都道府県における合計数を超えることはできない。

（注１）「当該構想区域の性別及び年齢階級別の将来（平成37年）推計人口」とは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年３月中位推計）」によることとする。

（注２）「年齢階級」とは、原則、５歳ごとの年齢による階級とする。

（注３）「当該構想区域における他の構想区域の推計患者数のうちの医療供給見込み数」とは、当該構想区域において、他の構想区域の病床の機能区分ごとの平成37年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者として都道府県知事が定める数とする。

（注４）「当該構想区域の推計患者数のうちの他の構想区域における医療供給見込み数」とは、当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成37年における推計患者数のうち、他の構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数とする。

（注５）「当該構想区域における他の都道府県の推計患者数のうちの医療供給見込み数」とは、当該構想区域において、他の都道府県の区域に所在する構想区域の病床の機能区分ごとの平成37年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数とする。

（注６）「当該構想区域の推計患者数のうちの他の都道府県における医療供給見込み数」とは、当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成37年における推計患者数のうち、他の都道府県の区域内に所在する構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数とする。

（注７）「病床稼働率」とは、高度急性期機能にあっては0.75、急性期機能にあっては0.78、回復期機能にあっては0.9、慢性期機能にあっては0.92とする。

(2)　当該構想区域の性別及び年齢階級別入院受療率は、病床の機能区分ごとに次に定める数とすること。

①　高度急性期機能　医療資源投入量が3,000点以上である医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数を当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数。

②　急性期機能　医療資源投入量が600点以上3,000点未満の医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数を当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数。

③　回復期機能　医療資源投入量が225点以上600点未満の医療若しくは主としてリハビリテーションを受ける入院患者又はこれらに準ずる者として厚生労働大臣が認める者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数を当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数。

④　慢性期機能　慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数に、アに掲げる範囲内で都道府県知事が定める数（慢性期総入院受療率が全国最小値よりも小さい構想区域にあっては、１。以下「補正率」という。）を乗じて得た数に、障害その他の疾患を有する入院患者を加えて得た数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数。

ア　次の（ア）に掲げる数以上（イ）に掲げる数以下

（ア）慢性期総入院受療率の全国最小値（県単位）／当該構想区域の慢性期総入院受療率

（イ）｛（当該構想区域の慢性期総入院受療率 － 全国最小値）×（慢性期総入院受療率の全国中央値（県単位）－ 全国最小値／慢性期総入院受療率の全国最大値（県単位）－ 全国最小値）＋ 全国最小値｝×（１／当該構想区域の慢性期総入院受療率）

ただし、当該構想区域がイに掲げる要件に該当するときは、（イ）に掲げる補正率により算定した当該構想区域の慢性期機能の平成37年における病床数の必要量を平成42年までに達成すればよいものとし、都道府県知事は、当該達成の期間の延長に応じた補正率（平成37年の性別及び年齢階級別入院受療率の目標として、平成42年に達成することとした性別及び年齢階級別入院受療率の目標から比例的に逆算して得た値）を定めることができる。

イ　当該構想区域が次のいずれにも該当するものであること。

（ア）当該構想区域の慢性期病床数（慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る病床数をいう。以下同じ。）からア（イ）に掲げる補正率により算定した平成37年における慢性期病床数を控除して得た数を慢性期病床数で除して得た数が全国中央値を上回ること。

（イ）高齢者単身世帯割合が全国平均を上回ること。

地域医療構想を含む医療計画が公示された後に、当該地域医療構想において定める厚生労働大臣が認める構想区域における慢性期機能の将来の病床数の必要量の達成が特別な事情により著しく困難となったときは、当該将来の病床数の必要量について、厚生労働大臣が認める方法により補正率を定めることができる。

（注８）病床の機能区分ごとの性別及び年齢階級別入院受療率の推計については、当該構想区域に住所を有する患者に係る平成25年度のレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）のレセプトデータ、診断群分類（DPC）データ等に基づいて行うこととする。

（注９）「当該構想区域の性別及び年齢階級別人口」とは、総務省「平成25年３月31日住民基本台帳年齢別人口（市区町村別）（総計）」によることとする。

（注10）「医療資源投入量」とは、患者に提供される医療を１日当たりの診療報酬（入院基本料相当分及びリハビリテーション料を除く。）の出来高点数により換算した量とする。

（注11）「医療資源投入量が600点以上3,000点未満の医療を受ける入院患者」には、医療資源投入量が175点以上600点未満の医療を受ける入院患者であっても、早期リハビリテーション加算を算定する入院患者であってリハビリテーション料を加えた医療資源投入量が600点以上となる医療を受ける者を含む。

（注12）「医療資源投入量が225点以上600点未満の医療を受ける入院患者」には、医療資源投入量175点未満の医療を受ける入院患者であっても、リハビリテーションを受ける入院患者（回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する入院患者を除く。）であってリハビリテーション料を加えた医療資源投入量が175点以上となる医療を受ける者を含む。

（注13）「主としてリハビリテーションを受ける入院患者」とは、回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する入院患者とする。

（注14）「これらに準ずる者として厚生労働大臣が認める者」とは、在宅復帰に向けて調整を要する者（医療資源投入量175点以上225点未満）とする。

（注15）「慢性期入院患者」とは、長期にわたり療養が必要な入院患者（主としてリハビリテーションを受ける入院患者その他の厚生労働大臣が認める入院患者を除く。）とする。具体的には、療養病棟入院基本料、療養病棟特別入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料及び有床診療所療養病床特別入院基本料を算定する入院患者がこれに該当し、「その他の厚生労働大臣が認める入院患者」として当該入院患者のうち医療区分１である患者の数の70％に相当する数を除くこととする。

（注16）「障害その他の疾患を有する入院患者」とは、障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院料及び特殊疾患入院医療管理料を算定する入院患者とする。

（注17）「慢性期総入院受療率」とは、次の算定式により算出した値とする。

｛慢性期入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数／（Σ当該区域の性別及び年齢階級別人口 × 全国の性別及び年齢階級別入院受療率）｝×（全国の慢性期入院患者の数／全国の人口）

（注18）「厚生労働大臣が認める構想区域」とは、都道府県全体の慢性期病床数からア（イ）に掲げる補正率により算定した平成37年における慢性期病床数を控除して得た数を慢性期病床数で除して得た数が全国中央値を上回っている都道府県の構想区域（当該構想区域の慢性期病床数からア（イ）に掲げる補正率により算定した平成37年における慢性期病床数を控除して得た数を慢性期病床数で除して得た数が全国中央値を上回っている構想区域に限る。）その他これに類する構想区域とする。

（注19）「特別な事情」とは、やむを得ない事情により、在宅医療等の充実・整備が大幅に遅れることが見込まれる場合や高齢者単身世帯及び高齢者夫婦のみ世帯が著しく増加するなどの社会的事情の大きな変化が見込まれる場合など、その他これと同等と認められる事情であって、都道府県及び

厚生労働省においてやむを得ないと認める事情とする。

（注20）「厚生労働大臣が認める方法」とは、当該構想区域の慢性期病床数からア（イ）に掲げる補正率により算定した平成37年における慢性期病床数を控除して得た数を慢性期病床数で除して得た数が全国中央値を下回らない範囲を目安として、厚生労働省に協議して同意を得た入院受療率の目標を定めることとする。

5　5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順

(1)　現状の把握

都道府県は、医療連携体制を構築するに当たって、患者動向、医療資源及び医療連携に関する情報等を収集し、地域住民の健康状態を踏まえた現状を把握する必要がある。

医療提供体制等に関する情報のうち、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）について、指標間相互の関連性も含めて、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握する。

なお、重点指標及び参考指標については、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年３月31日付け医政地発第３号厚生労働省医政局地域医療課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針」を参考とすること。

また、既存の統計・調査等のみでは現状把握が不十分な場合、医療施設・関係団体等に対する調査や患者・住民に対するアンケート調査、ヒアリング等、積極的に新たな調査を行うことが重要である。

①　人口動態調査
②　国民生活基礎調査
③　患者調査
④　国民健康・栄養調査
⑤　衛生行政報告例
⑥　介護保険事業状況報告調査
⑦　病床機能報告
⑧　レセプト情報・特定健診等データベース（NDB）
⑨　診断群分類（DPC）データ
⑩　医療施設調査
⑪　病院報告
⑫　医師・歯科医師・薬剤師調査
⑬　地域保健・健康増進事業報告
⑭　介護サービス施設・事業所調査
⑮　介護給付費実態調査

(2)　作業部会及び圏域連携会議の設置

都道府県は、５疾病・５事業及び在宅医療について、それぞれの医療体制を構築するため、都道府県医療審議会又は地域医療対策協議会の下に、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて協議する場（以下「作業部会」という。）を設置する。また、必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場（以下「圏域連携会議」という。）を設置する。

作業部会と圏域連携会議は、有機的に連携しながら協議を進めることが重要で

あり、原則として、圏域連携会議における協議結果は作業部会へ報告すること。また、それぞれの協議の内容・結果については、原則として、周知・広報すること。

① 作業部会

ア 構成

作業部会は、地域の実情に応じた医療体制を構築するため、例えば、次の（ア）から（ク）に掲げる者を代表する者により構成し、構成する者が（ア）から（ク）のどの区分に該当するかを明示すること。

（ア）地域医師会等の医療関係団体
（イ）医師、歯科医師、薬剤師、看護師など現に診療に従事する者
（ウ）介護保険法に規定するサービス事業者
（エ）医療保険者
（オ）医療・介護サービスを受ける患者・住民
（カ）保健・医療・福祉サービスを担う都道府県・市町村
（キ）学識経験者
（ク）上記（ア）から（キ）までの他、各疾病及び事業において重要な役割を担う者

なお、 医療サービスを受ける立場の意見についても、十分に配慮することが望ましいことから、（オ）の患者・住民に対しては、十分な情報提供と解説などの支援を行うことにより、議論に参加しやすい環境が整うよう努めること。

イ 内容

作業部会は、下記の事項について協議する。

（ア）地域の医療資源の把握

医療資源・医療連携に関する情報から、地域において各医療機能の要件を満たす医療機関を確認する。また、患者動向等も加味して、地域において不足している医療機能あるいは調整・整理が必要な医療機能を明確にする。なお、可能な限り二次医療圏を基礎として医療資源を把握する。

（イ）圏域の設定

上記（ア）に基づき、圏域を検討・設定する。この場合、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて特有の重要事項（５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る流入患者割合、流出患者割合を含む。）に基づき、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

（ウ）課題の抽出

（ア）により把握した現状を分析し、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて、求められる医療機能とその連携体制など、目指すべき方向を踏まえ、地域の医療提供体制の課題を抽出する。その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

（エ）数値目標の設定

抽出した課題をもとに、事後に定量的な比較評価が行えるよう、地域の実情に応じた数値目標、目標達成に要する期間を定める。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとと

もに、基本方針第九に掲げる諸計画等に定められた目標等も勘案するものとする。なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題が解決されると思われる目標を設定すること。

（オ）施策

課題に対応した数値目標の達成のために行う具体的な施策を盛り込んだ計画を策定する。

② 圏域連携会議

圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。

その際、保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互または医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。

ア 構成

各医療機能を担う全ての関係者

イ 内容

下記の（ア）から（ウ）について、関係者全てが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定する。

（ア）医療連携の必要性について認識の共有

（イ）医療機関等に係る人員、施設設備及び診療機能に関する情報の共有

（ウ）当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術に関する情報の共有

また、状況に応じて、地域連携クリティカルパス導入に関する検討を行う。

(3) 患者・住民の意見の反映

都道府県は、患者・住民の作業部会への参加やタウンミーティングの開催、患者・住民へのヒアリングやアンケート調査、医療計画のパブリックコメントなどにより、患者・住民の意見を反映させること。

(4) 医療計画への記載

都道府県は、第３の３に示すとおり、医療機能ごとに、目標、医療機関に求められる医療体制、課題、数値目標、数値目標の達成のために行う施策等を医療計画に記載する。

また、原則として各医療機能を担う医療機関等の名称も記載するものとする。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともあり得る。

(5) 変更が生じた場合の措置

医療計画策定後、医療機能を担う医療機関の変更が生じた場合は、可能な限り速やかに記載内容を変更する必要がある。

この場合、都道府県医療審議会の議をその都度経なくてもすむように、医療機関の変更に伴う手続をあらかじめ定めておく必要がある。

第５ 医療計画の推進等

１ 医療計画の推進体制

医療計画の推進体制については、作業部会、圏域連携会議又は地域医療構想調整会議（法第30条の14第１項に規定する協議の場をいう。）において、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。

２　医療計画の推進状況の把握、評価及び再検討

医療計画の実効性を上げるためには、具体的な数値目標の設定と評価を行い、その評価結果に基づき、計画の内容を見直すことが重要である。

そのため、第３の11に示すとおり、施策の目標、推進体制、推進方策、評価・見直し方法（評価を行う組織（都道府県医療審議会等）を含む。）等を計画においてあらかじめ明らかにした上で、６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに、施策全体又は医療計画全体の達成状況について調査、分析、評価及び公表を行い、必要があるときは計画を変更する。

ただし、５疾病・５事業及び在宅医療については、上記と同様に評価・見直し体制及び公表方法を明らかにした上で、目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について定期的に実施（１年ごとの実施が望ましい。）、評価し、目標に対する進捗状況が不十分な場合、その原因を分析した上で、必要に応じて施策の見直しを図ること。

第６　医療計画に係る報告等

都道府県ごとの実情を把握し適正な医療計画の推進に資するため、法第30条の４第16項の規定に基づく医療計画の厚生労働大臣への報告については、次のとおり取り扱う。

１　医療計画の厚生労働大臣への報告

(1)　報告事項

①　医療計画及びその概要並びに付属資料

②　公示の方法（都道府県の公報の写し等を添付）

③　原案作成年月日、市町村及び保険者協議会からの意見聴取年月日、都道府県医療審議会への諮問年月日及び答申年月日、公示年月日

④　必須指標・推奨指標等による現状把握の結果

⑤　目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の評価

（注１）⑤については、医療計画の対象期間の当初から１年ごとに提出すること

（注２）①・④・⑤については、紙媒体及び電子媒体で提出すること

(2)　紙媒体の提出部数　　５部

(3)　報告時期

医療計画及びその概要並びに付属資料は公示前とし、その他の印刷物がある場合は公示後速やかに報告するものとする。

なお、例えば５疾病・５事業及び在宅医療の医療連携体制において、医療機能を担う医療機関の記載を変更した場合など、法第30条の６の規定に基づかない計画変更の場合には、報告の対象としないこととする。

２　法第27条の２第１項、第30条の11、第30条の12第２項及び第30条の17の規定に基づく勧告等の実施状況の報告

(1)　報告事項　　別紙様式３～６－２

病院又は診療所名、開設者又は管理者氏名、病院又は診療所所在地、開設等申請年月日、申請病床数、申請病床の種別、要請年月日、勧告年月日、命令年月日、都道府県医療審議会の意見、勧告に対する申請者の対応、その他参考事項等

(2)　提出部数　　４部

(3)　報告時期

要請、勧告又は命令をそれぞれ行った日の属する月の翌月の10日までとする。

ただし、「勧告に対する反応」等が相当遅れる場合は、当該部分のみ後日報告するものとする。

なお、公的医療機関等に対する法第７条の２第３項又は第30条の15第６項の規定に基づく命令又は法第30条の16第１項の規定に基づく指示を行った場合についても別紙様式に準じて報告すること。

（別紙様式３～６－２）

（別紙様式１）

番　　号
年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

都道府県知事

医療法第 30 条の４第７項の規定に基づく承認について

医療法第 30 条の４第７項の規定による病床数の加算について関係書類を添付し、次のとおり申請いたします。

添付書類

１　都道府県医療審議会の意見を記載した書面

２　関係地域の地図その他参考となる書類

１　加算すべき病床数		２　加算する病床の種別	
３　加算する地域			
４　加算を必要とする理由			
５　加算しようとする病床数の算定根拠			
６　関係医療施設の現況と計画			
７　備　　考			

記載上の注意

「４　加算を必要とする理由」の欄には、特定の疾病の多発等のため特定の病院を整備しようとする場合にはその旨、並びに当該病院の整備計画の概要及び設置場所選定の理由等を記載すること。

（別紙様式２）

番　　号
年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

都道府県知事

医療法第 30 条の４第８項（又は第９項）の規定に基づく承認について

医療法第 30 条の４第８項（又は第９項）の規定による病床数の特例について関係書類を添付し、次のとおり申請いたします。

添付書類

１　都道府県医療審議会の意見を記載した書面

２　関係地域の地図その他参考となる書類

１　特例とすべき病床数		２　特例とする病床の種別	
３　特例とする地域			
４　特例を必要とする理由			
５　特例としようとする病床数の算定根拠			
６　関係医療施設の現況と計画			
７　備　　考			

記載上の注意

「４　特例を必要とする理由」の欄には、特定の疾病の多発等のため特定の病院を整備しようとする場合にはその旨、並びに当該病院の整備計画の概要及び設置場所選定の理由等を記載すること。

（別紙様式３）

医療法第 27 条の２の規定に基づく勧告及び命令の実施状況報告

病院又は診療所名			
開設者又は管理者氏名			
病院又は診療所所在地			
申請病床数（病床機能別）		条件付許可病床数（病床機能別）	
勧告年月日			
都道府県医療審議会の意見			
勧告に対する反応			
命令年月日			
都道府県医療審議会の意見			
命令に対する反応			
その他参考事項			

（別紙様式４）

医療法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告の実施状況報告

病院又は診療所名			
開設者又は管理者氏名			
病院又は診療所所在地			
開設等申請年月日			
申請病床数		申請病床の種別	
勧告年月日			
都道府県医療審議会の意見			
勧告に対する申請者の対応			
その他参考事項			

（別紙様式５）

医療法第 30 条の 12 第１項の規定において読み替えて準用する第７条の２第３項の規定に基づく要請及び同条第２項の規定に基づく勧告の実施状況報告

病院又は診療所名			
開設者又は管理者氏名			
病院又は診療所所在地			
削減要請年月日		削減要請病床数（病床の種別）	
都道府県医療審議会の意見			
要請に対する反応			
勧告年月日		勧告対象病床数（病床の種別）	
都道府県医療審議会の意見			
勧告に対する反応			
その他参考事項			

（別紙様式６－１）

医療法第 30 条の 15 第７項において読み替えて準用する同条第６項の規定に基づく要請及び第 30 条の 17 の規定に基づく勧告の実施状況報告

病院又は診療所名			
開設者又は管理者氏名			
病院又は診療所所在地			
基準日病床機能		基準日後病床機能	
要請年月日			
都道府県医療審議会の意見			
要請に対する反応			
勧告年月日			
都道府県医療審議会の意見			
勧告に対する反応			
その他参考事項			

（別紙様式６－２）

医療法第 30 条の 16 第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定に基づく要請及び第 30 条の 17 の規定に基づく勧告の実施状況報告

病院又は診療所名			
開設者又は管理者氏名			
病院又は診療所所在地			
転換要請年月日			
転換を要請した病床機能		転換を要請した病床数	
都道府県医療審議会の意見			
要請に対する反応			
勧告年月日			
都道府県医療審議会の意見			
勧告に対する反応			
その他参考事項			

（別添）

地域医療構想策定ガイドライン

はじめに

１）地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会の経緯

○　本検討会は、平成 26 年（2014 年）６月の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）の成立・公布を受け、同年９月に告示された「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成 26 年厚生労働省告示第 354 号。以下「医療介護総合確保方針」という。）を踏まえ、同月 18 日に設置された。

○　医療介護総合確保推進法は、平成 25 年（2013 年）に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）を始めとする関係法律について所要の整備等を行うものとされ、この中で医療計画の一部として「地域医療構想」が位置付けられるとともに、その実現を目的に「協議の場」を構想区域ごとに設置することとなった。

　また、一般病床の機能分化を進め、急性期医療への人的資源の集中化を図るための具体的方策について検討を行うために平成 23 年（2011 年)12 月から開催された「急性期医療に関する作業グループ」の取りまとめにおいて、医療機関が、その有する病床の機能区分の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する、「病床機能報告制度」を開始することが合意された。さらに、「病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方に関する検討会」において、その報告内容等の検討を重ねた上で、この病床機能報告制度が平成 26 年（2014 年）10 月から始まり、初年度分については、平成 27 年（2015 年）３月中に取りまとめられる予定である。当該報告は、今後毎年行われることとなる。

○　本検討会では、都道府県において平成 27 年度（2015 年度）以降、地域医療構想を策定する際に、一般病床及び療養病床に係る高度急性期、急性期、回復期及び慢性期の将来（平成 37 年、2025 年を想定）における病床の必要量（以下「必要病床数」という。）を推計するだけではなく、地域の実情に応じた課題抽出や実現に向けた施策を住民を含めた幅広い関係者で検討し、合意をしていくための過程を想定し、さらには各医療機関の自主的な取組や医療機関相互の協議が促進され、地域医療全体を俯瞰した形で地域医療構想が実現してい

くことを視野に入れ、９回の検討を重ね、議論を深め、国民の理解が得られるよう丁寧な記載をするという考え方で、地域医療構想の策定プロセスを取りまとめたところである。

○　また、地域医療構想の策定プロセスと併せて、「協議の場」の設置・運営に係る方針を含め、策定した地域医療構想の達成の推進や、病床機能報告制度において報告される情報の公表の在り方についても検討を行った。地域医療構想は、策定するだけでは十分ではなく、実現に向けた取組等と併せてこそ意味があることから、これらを密接不可分なものとして、地域医療構想策定ガイドラインの形で、取りまとめたところである。

なお、「協議の場」は、地域医療構想の実現において重要な役割を担うことから、「地域医療構想調整会議」と呼称することとした。

２）ガイドラインの位置付け

○　厚生労働省においては、本ガイドラインに基づいて関係する省令、告示、通知等を制定又は改正するとともに、都道府県が法令の範囲内で本ガイドラインを参考に、地域の実情に応じた地域医療構想の策定が進むよう、周知を図られたい。また、都道府県における地域医療構想の策定状況やその後の進捗状況について把握し、適宜、地域医療構想に関する都道府県職員を含めた関係者への研修の実施や情報の提供を行うほか、必要に応じて技術的助言を行うとともに、今後とも更なるデータの収集と活用を通じて、より適切な推計方法に関する取組を進められたい。

○　一方、都道府県においては、医師会等の医療関係者や、保険者、市町村だけではなく、住民との十分な連携の下、地域医療構想を策定するとともに、おおむね 10 年後である平成 37 年（2025 年）に向けて、拙速に陥ることなく確実に、将来のあるべき医療提供体制の実現に向け、各医療機関の自主的な取組等を促すとともに、住民の医療提供体制に関する理解や、適切な医療機関選択や受療が行われるよう、周知を始めとする取組を推進されたい。また、地域医療構想を策定する際には、地域医療（精神、感染症等に係る入院医療や外来医療、在宅医療、歯科医療、薬局等を含む。）全体を見据えた上で、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患）、五事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児救急医療を含む小児医療）等の医療計画において既に記載されている内容も踏まえて検討されたい。

○　高齢化の進展に伴い、医療需要が増大する中で、病床の機能の分化及び連携を推進するためには、病床の機能区分ごとの整備だけでなく、医療法での人員配置等についても、病床の機能区分に応じたものとしていく必要があるとともに、介護分野での対応を拡充する必要がある。厚生労働省においては、第７次医療計画及び第７期介護保険事業（支援）計画の策定に向け、病床機能報告制度の今後の在り方を検討し、地域医療構想の実現に向けた取組を進めるに際して、地域の医療需要に円滑に対応できる人員配置等を調えることの検討を進めるとともに、今後、入院医療ではなく在宅医療等で対応することとした者の介護分野等での対応方針を早期に示されたい。また、第７次医療計画の策定に向け、地域医療構想の策定や実現に向けた取組を進める過程で生じる新たな課題を把握し、同計画の策定指針等を検討する際に反映されたい。

目　次

Ⅰ　地域医療構想の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

１　地域医療構想の策定を行う体制等の整備・・・・・・・・・・・　７

２　地域医療構想の策定及び実現に必要なデータの収集、分析及び共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

３　構想区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

４　構想区域ごとの医療需要の考え方・・・・・・・・・・・・・・・１２
（１）高度急性期機能、急性期機能及び回復期機能の医療需要の考え方
（２）地域の実情に応じた慢性期機能と在宅医療等の需要推計の考え方

５　医療需要に対する医療提供体制の検討・・・・・・・・・・・・・２１

６　医療需要に対する医療供給を踏まえた病床の必要量（必要病床数）の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

７　構想区域の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

８　将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策の検討・・・２４
（１）施策の基本的考え方
（２）必要病床数と病床機能報告制度による集計数との比較
（３）病床の機能の分化及び連携の推進
（４）在宅医療の充実
（５）医療従事者の確保・養成

Ⅱ　地域医療構想策定後の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

１　地域医療構想の策定後の実現に向けた取組・・・・・・・・・・・３４
（１）基本的な事項
（２）各医療機関での取組
（３）都道府県の取組
ア　病床機能報告による現状と地域医療構想における必要病床数との比較
イ　各病床の機能区分ごとにおける個別医療機関の状況の把握
ウ　地域医療構想調整会議の促進に向けた具体策の検討
エ　平成 37 年（2025 年）までのＰＤＣＡ

２　地域医療構想調整会議の設置・運営・・・・・・・・・・・・・・３８

（１）議事
ア　主な議事
イ　議論の進め方
ウ　その他
（２）開催時期
（３）設置区域等
ア　基本的考え方
イ　柔軟な内容
（４）参加者の範囲・選定、参加の求めに応じない関係者への対応
ア　参加者の範囲・選定
イ　専門部会やワーキンググループの設置
ウ　公表
エ　参加の求めに応じない関係者への対応
（５）合意の方法及び履行担保
ア　合意の方法
イ　履行担保

３　都道府県知事による対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
（１）病院・有床診療所の開設・増床等への対応
（２）既存医療機関が過剰な病床の機能区分に転換しようとする場合の対応
（３）地域医療構想調整会議における協議が調わない等、自主的な取組だけでは不足している機能の充足が進まない場合の対応
（４）稼働していない病床への対応

４　地域医療構想の実現に向けたＰＤＣＡ・・・・・・・・・・・・４５
（１）指標等の設定
（２）指標等を用いた評価
（３）評価に基づく地域医療構想等への反映
（４）住民への公表

Ⅲ　病床機能報告制度の公表の仕方・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

１　患者や住民に対する公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

２　地域医療構想調整会議での情報活用・・・・・・・・・・・・・・４９

Ⅰ　地域医療構想の策定

○　地域医療構想の策定プロセスについて整理すると、以下となる。

【策定プロセス】

1　地域医療構想の策定を行う体制の整備※

※　地域医療構想調整会議は、地域医療構想の策定段階から設置も検討

2　地域医療構想の策定及び実現に必要なデータの収集・分析・共有

3　構想区域の設定 ※

※　二次医療圏を原則としつつ、① 人口規模、② 患者の受療動向、③ 疾病構造の変化、④ 基幹病院までのアクセス時間等の要素を勘案して柔軟に設定

4　構想区域ごとに医療需要の推計 ※

※　4機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとの医療需要を推計

5　医療需要に対する医療供給（医療提供体制）の検討 ※

※　高度急性期　…　他の構想区域の医療機関で、医療を提供することも検討（アクセスを確認）

急性期　…　一部を除き構想区域内で完結

回復期
慢性期　…　基本的に構想区域内で完結

主な疾病ごとに検討

※　現在の医療提供体制を基に、将来のあるべき医療提供体制について、構想区域間（都道府県間を含む）で調整を行い、医療供給を確定

6　医療需要に対する医療供給を踏まえ必要病床数の推計

7　構想区域の確認

必要病床数と平成26年度の病床機能報告制度による集計数の比較

8　平成37（2025）年のあるべき医療提供体制を実現するための施策を検討

（参考）策定後の取組

毎年度の病床機能報告制度による集計数
＋（比較）
地域医療構想の必要病床数

構想区域内の医療機関の自主的な取組
＋
地域医療構想調整会議を活用した医療機関相互の協議
＋
地域医療介護総合確保基金の活用

実現に向けた取組とPDCA

１．地域医療構想の策定を行う体制等の整備

○　地域医療構想は医療計画の一部であることから、その策定に当たっては、医師会等の診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴くとともに、都道府県医療審議会[1]、市町村及び保険者協議会[2]の意見を聴く必要がある（医療法第 30 条の４第 13 項及び第 14 項）。なお、都道府県医療審議会については、地域医療構想が医療計画に含まれることを踏まえた委員の選出を行うこととする。

○　また、地域医療構想の策定段階から地域の医療関係者、保険者及び患者・住民の意見を聴く必要があることから、都道府県においては、タウンミーティングやヒアリング等、様々な手法により、患者・住民の意見を反映する手続をとることや、構想区域ごとに既存の圏域連携会議[3]等の場を活用して地域の医療関係者の意見を反映する手続をとることを検討する必要がある。なお、この段階で策定後を見据えて地域医療構想調整会議[4]を設置し、構想区域全体の意見をまとめることが適当である。

○　現行の医療計画の策定プロセスと同様に、地域医療構想の策定に当たっても、都道府県医療審議会の下に専門部会やワーキンググループ等を設置して集中的に検討することが考えられるが、そのメンバーについては、代表性を考慮するとともに、偏りがないようにすることが必要である。

○　タウンミーティング等は、一部の同一人物が出席することにならないよう、できるだけ広く意見を集めること、また、ヒアリングにおいても、一般公募を行ったり、発言しやすいような配慮を行うことが必要である。

○　在宅医療の課題や目指すべき姿については、市町村介護保険事業計画[5]

---

[1]都道府県医療審議会（医療法第 71 条の２）※平成 27 年４月１日時点の医療法。以下同じ。
都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため都道府県に置かれる。

[2]保険者協議会（高齢者の医療の確保に関する法律第 157 条の２第１項（平成 27 年４月１日時点））
医療保険の加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、保険者及び後期高齢者医療広域連合が、共同して都道府県ごとに組織する協議会。

[3]圏域連携会議（医療計画作成指針（平成 24 年３月 30 日））
都道府県が医療計画を策定する際、必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場。

[4]地域医療構想調整会議（医療法第 30 条の 14）
都道府県が、構想区域その他当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との間に設ける「協議の場」の名称。医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策等について協議する。

[5]市町村介護保険事業計画（介護保険法第 117 条）

との整合性に留意する必要があることから、地域医療構想の策定段階から市町村の意見を聴取することが必要であり、その際には、既存の圏域連携会議等を活用することが望ましい。

○　策定された地域医療構想は、遅滞なく厚生労働大臣に提出するとともに、その内容を公示することとする（医療法第 30 条の４第 15 項）。その際、住民に知ってもらうことが重要であることから、都道府県報やホームページによる公表や、プレスリリース等によりマスコミに周知するなど、幅広い世代に行き渡る手段を用いて公表方法を工夫することが必要である。

２．地域医療構想の策定及び実現に必要なデータの収集、分析及び共有

○　地域医療構想の策定に当たっては、医療提供体制の構築だけではなく、地域包括ケアシステム[6]の構築についても見据える必要があり、そのためには、医療機関の自主的な取組や医療機関相互・地域の医療関係者間の協議等による連携が不可欠となる。

○　地域医療構想の実現に向けて、各医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議を促進するためには、共通認識の形成に資する情報の整備が必要となる。また、こうした情報は、患者が理解することにより、より適切な医療機関の選択や医療の受け方につながることから、情報に対する丁寧な説明を行い、患者・住民、医療機関及び行政の情報格差をなくすよう努めるべきである。

○　これらの基礎となるデータは、厚生労働省において一元的に整備して都道府県に提供（技術的支援）することとするが、都道府県は、関係者と共有したり、協議や協力により所要の整備をすることが必要となる。その際、医療機関の協力を得て、病床機能報告制度[7]等により、有用なデータが報告・提出されていることから、これらの活用も必要な視点となる。

○　なお、病床機能報告制度については、初年度においては、他の医療機関

市町村が定める、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。

[6]地域包括ケアシステム（医療介護総合確保促進法第２条第１項）
「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有 する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

[7]病床機能報告制度（医療法第 30 条の 13）
医療機関が、その有する病床（一般病床及び療養病床）の機能区分、構造設備、人員配置等に関する項目及び具体的な医療の内容に関する項目を都道府県に報告する制度。

の報告状況や地域医療構想及び同構想の病床の必要量（必要病床数）等の情報を踏まえていないことから、医療機関別、二次医療圏[8]等の地域別、病床の機能区分別等の比較をする際には、十分に注意する必要がある。

○　以上のことを踏まえ、地域医療構想の策定及び実現に必要な情報（データ）を別紙（56-57 頁）に示す。

３．構想区域の設定

○　地域医療構想の検討を行うため、まずは構想区域の設定を行い、構想区域及び医療需要に対応する医療供給（医療提供体制）を具体化する必要がある。

○　構想区域の設定に当たっては、現行の二次医療圏を原則としつつ、あらかじめ、人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間の変化など将来における要素を勘案して検討する必要がある。

○　また、地域医療介護総合確保基金[9]の根拠となる地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「医療介護総合確保促進法」という。）では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、医療機関の施設及び設備並びに公的介護施設等及び特定民間施設の整備の状況その他の条件からみて、医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域として医療介護総合確保区域の設定を求めており、さらに、医療介護総合確保方針[10]においては、同区域に関して、都道府県は、「二次医療圏及び老人福祉圏域[11]を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定するものとする」とされており、地域医療構想に関連する区域は相互に整合的な設定が求められている。

---

[8]二次医療圏（医療法第 30 条の４第２項第９号）
　地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向等を考慮して、一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地域的な単位。

[9]地域医療介護総合確保基金（医療介護総合確保促進法第６条）
　都道府県が計画した、医療及び介護の総合的な確保に関する目標を達成するために必要な事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）に要する経費を支弁するため、消費税増収分を活用して、都道府県に設置する基金。

[10]医療介護総合確保方針（医療介護総合確保促進法第３条）
　地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針。

[11]老人福祉圏域（介護保険法第 118 条第２項）
　介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域。

○　なお、現行の二次医療圏と異なる構想区域を設定することも可能であるが、その場合には、以降に示す検討過程において将来における要素を必ず勘案する必要がある。

○　一方で、二次医療圏は、一般病床及び療養病床の入院医療を提供する一体の区域として設定するものであり、平成 24 年（2012 年）３月に厚生労働省が示した医療計画作成指針において、①人口規模が 20 万人未満、②流入患者割合が 20%未満、③流出患者割合が 20%以上の全てに当てはまる場合は、圏域設定を見直すことを求めたところである。しかしながら、既設の圏域間では人口規模、面積や基幹病院へのアクセスに大きな差があり、大幅な入院患者の流出入がみられる圏域など、一体の区域として成立していないと考えられるものも依然として存在している。また、５疾病・５事業において圏域を定める場合は、各疾病等で構築すべき医療提供体制に応じて設定することから必ずしも二次医療圏域と一致する必要はないため、地域の実情に応じて柔軟に設定している都道府県がある。

図1　兵庫県における五疾病・五事業の圏域について

兵庫県には2次保健医療圏域は10圏域あるが、疾患・事業ごとに地域の実情に応じて圏域を柔軟に設定している。

・心筋梗塞、脳卒中医療圏域　：2次保健医療圏域のうち阪神北と丹波を1つとした9圏域
・救急医療圏域　：2次保健医療圏域のうち但馬を北但馬、西南但馬の2つに、東播磨を東播磨と明石の2つに分けた12圏域
・2次小児救急医療圏域　：2次保健医療圏域のうち阪神北を2つに分けた11圏域
・周産期医療圏域　：2次保健医療圏域のうち神戸と阪神北の一部を、阪神北の一部と阪神南を、北播磨と東播磨を中播磨と西播磨をそれぞれ統合した7圏域

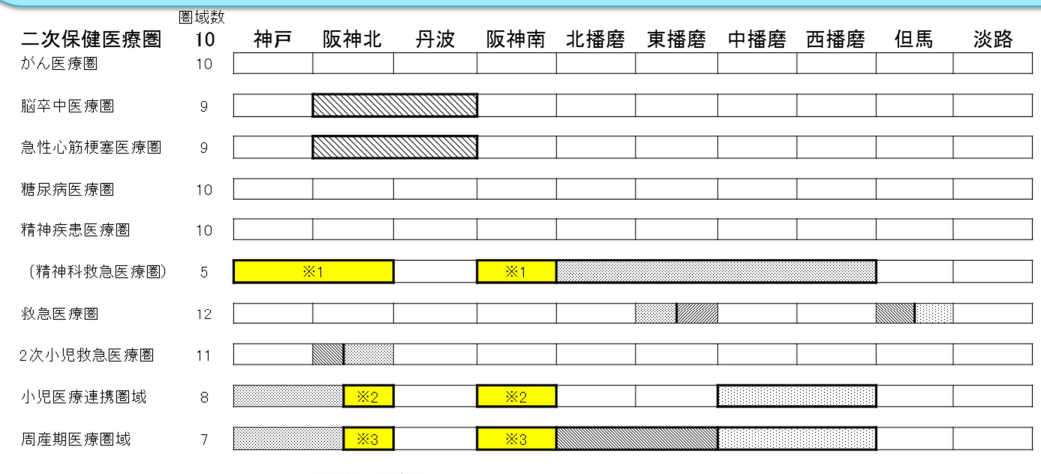

図2

兵庫県2次保健医療圏域図

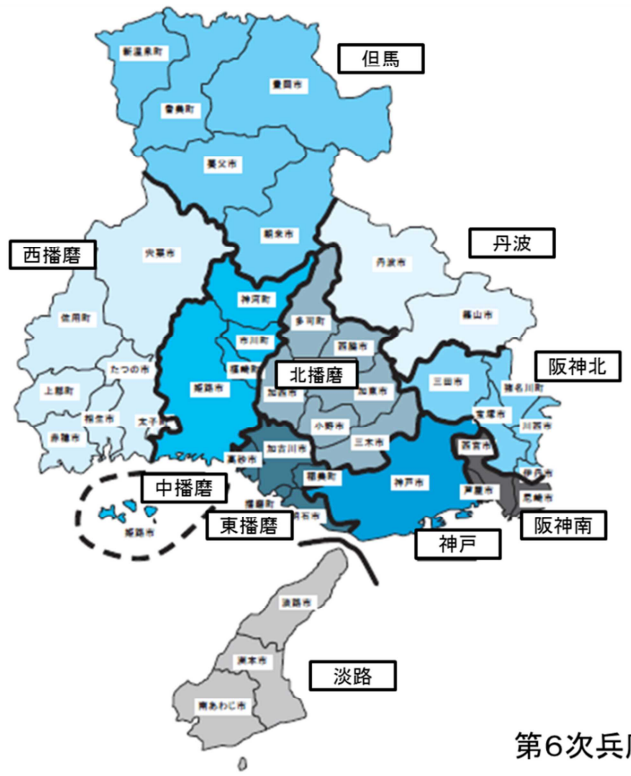

第6次兵庫県保健医療計画より

○　以上のことを踏まえ、構想区域の設定に当たっては、病床の機能区分との関係について、高度急性期は診療密度が特に高い医療を提供することが必要となるため、必ずしも当該構想区域で完結することを求めるものではない。なお、高度急性期から連続して急性期の状態となった患者で、同一機能の病床に引き続いて入院することはやむを得ない。一方、急性期、回復期及び慢性期の機能区分については、できるだけ構想区域内で対応することが望ましい。

○　具体的には、緊急性の高い脳卒中、虚血性心疾患を含む救急医療については、アクセス時間等を考慮した上で、当該診療を行う医療機関がより近距離にある場合は構想区域を越えて流出入することもやむを得ない。一方で、高齢者の肺炎や大腿骨頸部骨折など回復期につなげることの多い疾患については、構想区域内で対応する必要がある。

○　地域医療構想は平成 37 年（2025 年）のあるべき医療提供体制を目指すものであるが、設定した構想区域が現行の医療計画（多くの都道府県で平成 25 年度（2013 年度）～平成 29 年度（2017 年度））における二次医療圏と異なっている場合は、平成 36 年（2024 年）３月が終期となる平成 30

年度（2018 年度）からの次期医療計画の策定において、最終的には二次医療圏を構想区域と一致させることが適当である。

４．構想区域ごとの医療需要の推計

○　平成 37 年（2025 年）における病床の機能区分ごとの医療需要（推計入院患者数）は、構想区域ごとの基礎データを厚生労働省が示し、これを基に都道府県が構想区域ごとに推計することとする。

○　なお、以下の推計方法は、構想区域全体における医療需要の推計のための方法である。このため、この推計方法の考え方が、直ちに、個別の医療機関における病床の機能区分ごとの病床数の推計方法となったり、各病棟の病床機能を選択する基準になるものではない。

○　このうち、高度急性期機能、急性期機能及び回復期機能の医療需要については、平成 25 年度（2013 年度）※のＮＤＢのレセプトデータ[12]及びＤＰＣデータ[13]に基づき、患者住所地別に配分した上で、当該構想区域ごと、性・年齢階級別の年間入院患者延べ数（人）を 365（日）で除して１日当たり入院患者延べ数を求め、これを性・年齢階級別の人口で除して入院受療率※※とする。この性・年齢階級別入院受療率を病床の機能区分ごとに算定し、当該構想区域の平成 37 年（2025 年）における性・年齢階級別人口を乗じたものを総和することによって将来の医療需要を推計することとする。その際、ＮＤＢのレセプトデータ及びＤＰＣデータに含まれない正常分娩、生活保護、労災保険、自動車損害賠償責任保険等のデータの補正を行うこととする。

※　平成 25 年（2013 年）のデータに基づくため、平成 26 年度（2014 年度）診療報酬改定のより導入された地域包括ケア病棟等については、本推計には含まれていない。

---

[12]ＮＤＢのレセプトデータ
NDB（National Database）とは、レセプト情報・特定健診等情報データベースの呼称である。高齢者の医療の確保に関する法律第１６条第２項に基づき、厚生労働大臣が医療保険者等より収集する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に関する情報並びに特定健康診査・特定保健指導に関する情報をＮＤＢに格納し管理している。なお、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書はレセプトとも呼ばれる。

[13]ＤＰＣデータ
DPC（Diagnosis Procedure Combination）とは、診断と処置の組み合わせによる診断群分類のこと。DPC を利用した包括支払システムを DPC/PDPS（Per-Diem Payment System；１日当たり包括支払い制度）という。DPC/PDPS 参加病院は、退院した患者の病態や実施した医療行為の内容等についての調査データを全国統一形式の電子データとして提出している。これを本ガイドラインでは、DPC データと呼ぶ。

※※　患者住所地が明らかでない被用者保険利用者の医療需要を患者住所地構想区域ごとに推計する方法については、まず被用者保険利用者の医療需要を医療機関所在地構想区域ごとに推計した上で、当該都道府県の国民健康保険・後期高齢者医療制度のレセプトデータを用いて各医療機関所在地構想区域における患者住所地構想区域ごとの患者数の分布割合を算出し、被用者保険利用者の医療需要をこの分布割合に従って按分する。

なお、平成37年（2025年）の性・年齢階級別人口については、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成25年（2013年）３月中位推計)』を用いることとする。

2025年の医療需要の推計方法

構想区域の2025年の医療需要　＝　［当該構想区域の2013年度の性・年齢階級別の入院受療率　×　当該構想区域の2025年の性・年齢階級別推計人口］を総和したもの

○　また、慢性期機能の医療需要については、入院受療率の地域差が生じていることから、この差を一定の幅の中で縮小させる目標を設定することとする。

○　このため、前記（2025年の医療需要の推計方法）の他の病床の機能区分の医療需要の推計方法を基に、目標設定を加味することにより、慢性期機能の医療需要を推計することとする。

（１）　高度急性期機能、急性期機能及び回復期機能の需要推計の考え方

○　病床の機能区分ごとの医療需要について、できる限り、患者の状態や診療の実態を勘案して推計するよう、一般病床の患者（回復期リハビリテーション病棟入院料、療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料、障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院料及び特殊疾患入院医療管理料を算定した患者を除く。）のＮＤＢのレセプトデータやＤＰＣデータを分析することとする。

○　具体的には、患者に対して行われた医療の内容に着目することで、患者の状態や診療の実態を勘案した推計になると考えられることから、患者に対して行われた診療行為を診療報酬の出来高点数で換算した値（以下「医

療資源投入量」という。）で分析していくこととする。その際、看護体制等を反映する入院基本料を含めた場合、同じような診療行為を行った場合でも医療資源投入量に差が出ることから、推計における医療資源投入量に入院基本料相当分は含まないこととする。したがって、推計における医療資源投入量とは、患者の１日当たりの診療報酬の出来高点数の合計から入院基本料相当分・リハビリテーション料の一部を除いたものとする。

○　急性期機能については、病床機能報告制度において、『急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて医療を提供する機能』と定義されている。

○　また、ＤＰＣデータの分析による医療資源投入量と入院日数との関係を見てみると、入院日数の経過につれて、医療資源投入量が逓減していく傾向があることが分かる。この医療資源投入量の逓減の傾向を踏まえると、医療資源投入量が一定程度、落ち着いた段階が患者の状態が安定した段階であると考えられる。

○　これらを踏まえ、入院から医療資源投入量が落ち着く段階までの患者数を高度急性期機能及び急性期機能で対応する患者数とし、急性期機能と回復期機能とを区分する境界点（Ｃ２）を 600 点として推計を行うこととする。

○　高度急性期機能については、病床機能報告制度において、『急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能』と定義されていることを踏まえ、医療資源投入量が特に高い段階の患者数を高度急性期機能で対応する患者数とすることとする。

○　具体的には、病床機能報告制度において、高度急性期機能に該当する病棟の例として、救命救急病棟やＩＣＵ、ＨＣＵ等が例示されているが、その他の病棟にも高度急性期機能の定義に該当する患者がいることを前提とした上で、救命救急病棟やＩＣＵ、ＨＣＵ等に入院するような患者像も参考にして、高度急性期機能で対応する患者数とし、高度急性期機能と急性期機能とを区分する境界点（Ｃ１）を 3,000 点として推計を行うこととする。

○　回復期機能については、病床機能報告制度において、
『・急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能
・特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、

ＡＤＬ（日常生活における基本的な動作を行う能力）の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）』

と定義されている。

なお、在宅復帰する患者は、居宅で訪問診療を受ける者、施設で訪問診療を受ける者、医療機関に通院する者等を含む。

○　このため、在宅等においても実施できる医療やリハビリテーションに相当する医療資源投入量として見込まれる 225 点を境界点（Ｃ３）とした上で、在宅復帰に向けた調整を要する幅を更に見込み 175 点で区分して推計するとともに、回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者数（一般病床だけでなく療養病床の患者も含む。）を加えた数を、回復期機能で対応する患者数とする。なお、175 点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等※の患者数として一体的に推計することとする。

※　在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指し、現在の療養病床以外でも対応可能な患者の受け皿となることも想定。

図３　高度急性期機能、急性期機能、回復期機能の医療需要の推計イメージ

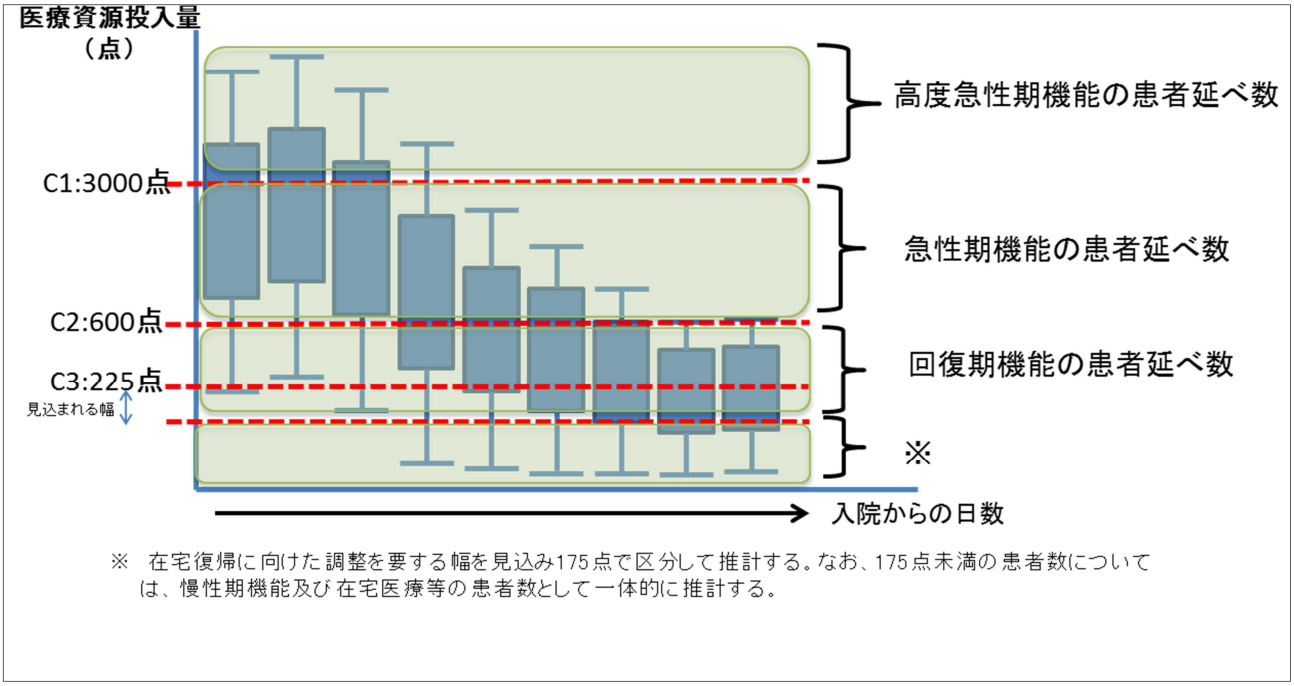

図４　病床の機能別分類の境界点の考え方

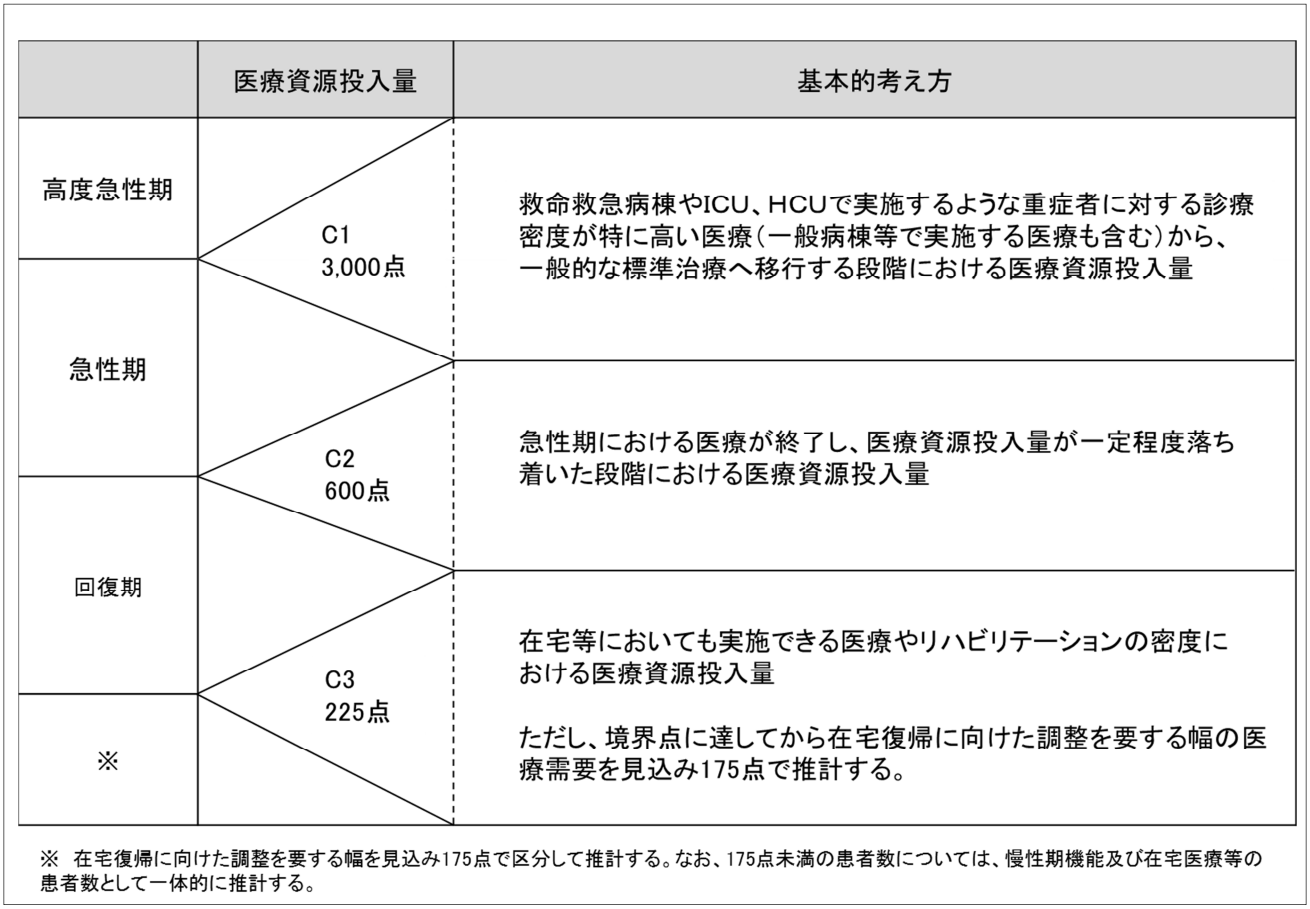

（２）　地域の実情に応じた慢性期機能と在宅医療等の需要推計の考え方

ｉ　慢性期機能の需要推計の考え方について

○　慢性期機能については、病床機能報告制度において、
『・長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能
・長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能』
と定義されている。

○　療養病床については、主に慢性期機能を担っているが、現在、報酬が包括算定であるために、一般病床のように医療行為を出来高換算した値（医療資源投入量）に基づく分析を行うことは難しい。また、地域によって、在宅医療の充実状況や介護施設等の整備状況なども異なっている中で、療養病床数には大きな地域差がある状況である。このため、慢性期機能の推

計においては、医療資源投入量を用いず、慢性期機能の中に在宅医療等で対応することが可能と考えられる患者数を一定数見込むという前提に立った上で、療養病床の入院受療率の地域差を縮小するよう地域が一定の幅の中で目標を設定することで、これに相当する分の患者数を推計することとする。

○　具体的には、平成 25 年度（2013 年度）のＮＤＢのレセプトデータによる療養病床の入院患者数のうち、医療区分１の患者の 70%を在宅医療等で対応する患者数として見込むこととする。また、その他の入院患者数については、入院受療率の地域差を解消していくこととし、以下の「ⅱ」又は「ⅲ」の入院受療率を平成 37 年（2025 年）における性・年齢階級別人口に乗じて慢性期機能の医療需要を推計する。

○　一般病床の障害者・難病患者（障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院料及び特殊疾患入院医療管理料を算定している患者）については、慢性期機能の医療需要とする。

ⅱ　療養病床の入院受療率における地域差の解消について

○　入院受療率の地域差を解消するための目標については、都道府県は、原則として構想区域ごとに以下のＡからＢの範囲内で定めることとする。

Ａ　全ての構想区域の入院受療率を全国最小値（県単位で比較した場合の値。（以下「県単位」という。））にまで低下させる。ただし、受療率が全国最小値(県単位)未満の構想区域については、平成 25 年（2013 年）の受療率を用いて推計することとする。

Ｂ　構想区域ごとに入院受療率と全国最小値（県単位）との差を一定割合解消させることとするが、その割合については全国最大値（県単位）が全国中央値（県単位）にまで低下する割合を一律に用いる。ただし、受療率が全国最小値(県単位)未満の構想区域については、平成 25 年(2013 年）の受療率を用いて推計することとする。

図５　入院受療率の地域差の解消目標

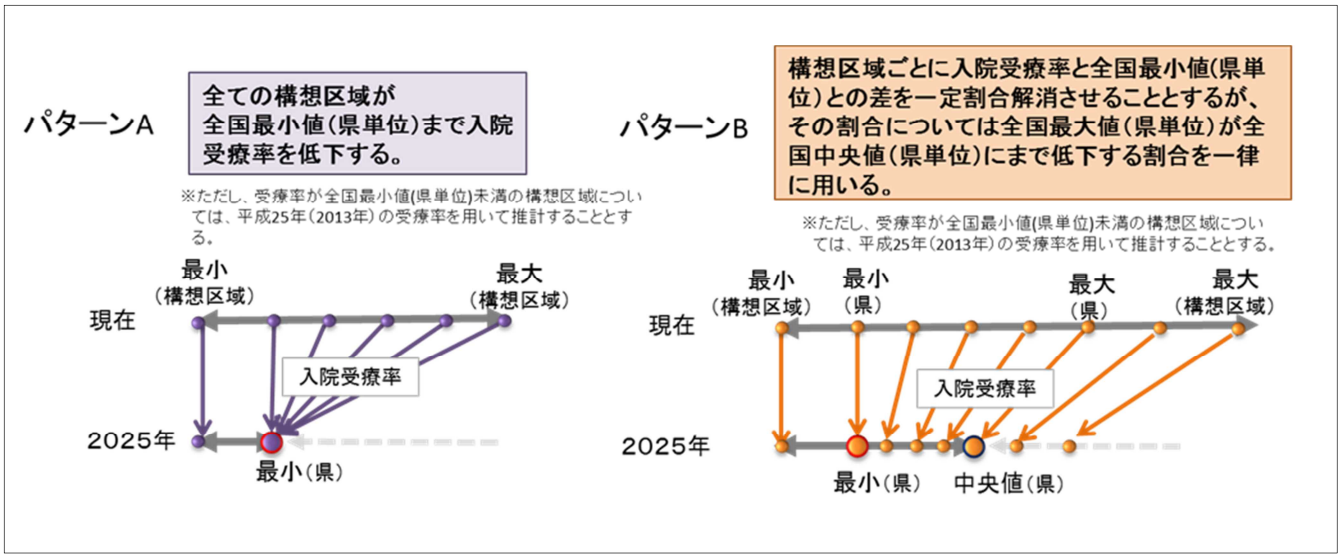

ⅲ　入院受療率の目標に関する特例について

○　介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等での対応が着実に進められるよう、以下の要件に該当する構想区域については、「ⅱ」により定めた入院受療率の目標の達成年次を平成 37 年（2025 年）から平成 42 年（2030 年）とすることができることとする。その際、平成 37 年（2025 年）においては、平成 42 年（2030 年）から比例的に逆算した入院受療率を目標として定めるとともに、平成 42 年（2030 年）の入院受療率の目標及び当該入院受療率で推計した平成 37 年（2025 年）の病床の必要量も併せて地域医療構想に定めることとする。

【要件】

①　Ｂにより入院受療率の目標を定めた場合における当該構想区域の慢性期病床の減少率が全国中央値※よりも大きい

かつ

②　当該構想区域の高齢者単身世帯割合が全国平均よりも大きい

※１　Ｂにより入院受療率の目標を定めた場合において、慢性期病床が減少する構想区域の平成 25 年（2013 年）と平成 37 年（2025 年）を比較した減少率の中央値。

上記要件に該当する構想区域において、目標達成年次を平成 42 年（2030 年）とした場合の平成 37 年（2025 年）における慢性期病床の減少率について、①の減少率の全国中央値を下回らないようにする。

※２　都道府県は、上記「ⅱ」、「ⅲ」により入院受療率の目標を設定し、当該入院受

療率で推計した慢性期病床の必要量の達成を目指すこととするが、厚生労働大臣が認める構想区域において、当該慢性期病床の必要量の達成が特別の事情により著しく困難となった場合には、都道府県は、厚生労働大臣が認める方法により、入院受療率の目標を変更することができることとする。

- 「厚生労働大臣が認める構想区域」：都道府県全体の慢性期病床の減少率が全国中央値を上回っている都道府県の構想区域（当該構想区域の慢性期病床の平成 25 年（2013 年）と平成 37 年（2025 年）を比較した減少率が全国中央値を上回っている構想区域に限る。）その他これに類する構想区域とする。
- 「特別の事情」：やむを得ない事情により、在宅医療等の充実・整備が大幅に遅れることが見込まれる場合や高齢者単身世帯及び高齢者夫婦のみ世帯が著しく増加するなどの社会的事情の大きな変化が見込まれる場合など、その他これと同等と認められる事情であって、都道府県及び厚生労働省においてやむを得ないと認める事情とする。
- 「厚生労働大臣が認める方法」とは、当該構想区域の慢性期病床の減少率が全国中央値を下回らない範囲を目安として、厚生労働省に協議して同意を得た入院受療率の目標を定めることとする。

ⅳ　在宅医療等での対応の推進について

○　今後、高齢化により増大する医療需要に対応するためには、病床の機能の分化及び連携により、平成 37 年（2025 年）には、現在の療養病床以外で対応可能な患者は在宅医療等での対応を促進するとともに、在宅医療等の充実を支援していくことが必要である。

ⅴ　平成 25 年（2013 年）における入院外において継続的な療養を必要とする患者数の将来推計について

○　入院外において継続的な療養を必要とする患者の推計については、平成 25 年（2013 年）に在宅患者訪問診療料を算定している患者の性・年齢階級別の割合を算出し、これに当該構想区域の平成 37 年(2025 年)における性・年齢階級別人口を乗ずることによって、在宅医療等の医療需要に含めて推計する。

○　加えて、介護老人保健施設の施設サービス受給者については継続的な療養を提供されていることから、平成 25 年（2013 年）の介護老人保健施設の施設サービス受給者数の性・年齢階級別の割合を算出し、これに当該構想区域の平成 37 年(2025 年)における性・年齢階級別人口を乗じて総和することによって、在宅医療等の需要に含めて推計する。

ⅵ　慢性期機能及び在宅医療等の推計について

○　将来の慢性期機能及び在宅医療等の医療需要を推計するためには、次の５つを合計することとする。

①　一般病床の障害者数・難病患者数（障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院料及び特殊疾患入院医療管理料を算定している患者数）については、慢性期機能の医療需要として推計する。

②　療養病床の入院患者数のうち、医療区分１の患者数の 70%を在宅医療等で対応する患者数として推計する。また、その他の入院患者数については、入院受療率の地域差を解消していくことで、将来時点の慢性期機能及び在宅医療等の医療需要としてそれぞれを推計する。

③　一般病床の入院患者数（回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者数を除く。）のうち医療資源投入量が 175 点未満の患者数については、在宅医療等で対応する患者数の医療需要として推計するが、慢性期機能及び在宅医療等の医療需要については、一体的に推計することとする。

④　平成 25 年（2013 年）に在宅患者訪問診療料を算定している患者数の性・年齢階級別の割合を算出し、これに当該構想区域の平成 37 年（2025 年）における性・年齢階級別人口を乗じて総和することによって、在宅医療等の医療需要として推計する。

⑤　平成 25 年（2013 年）の介護老人保健施設の施設サービス需給者数の性・年齢階級別の割合を算出し、これに当該構想区域の平成 37 年（2025 年）における性・年齢階級別人口を乗じて総和することによって、在宅医療等の医療需要として推計する。

図６　慢性期機能及び在宅医療等の医療需要のイメージ※

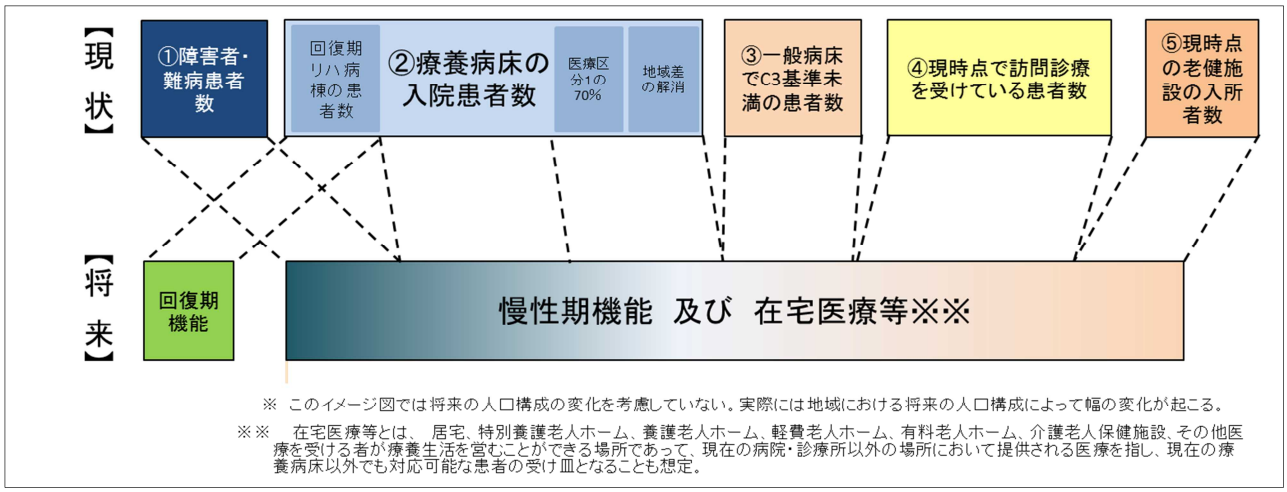

○　限られた医療資源の中で住民が安心して地域医療を受けるためには、在宅医療等の整備が先行した上で、慢性期機能の必要病床数に係る目標に向けた取組が不可欠である。一方で、医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築のためには、目標の達成が不可欠であることから、住民の理解を深めるとともに、市町村や地域社会を巻き込んだ、医療だけではない地域全体としての取組が求められるものである。また、厚生労働省においても、地域の需要に円滑に対応できる医療法での人員配置等を整えることの検討を進めることとする。

５．医療需要に対する医療提供体制の検討

○　都道府県は、構想区域ごとの医療需要を基に必要病床数を推計するが、都道府県間を含む構想区域間の医療提供体制の役割分担を踏まえ、医療需要に対する供給数（構想区域内の医療機関が入院医療を行う患者数）の増減を見込む必要がある。

○　その際、構想区域の将来の医療提供体制を踏まえた上で、増減を見込む構想区域双方の供給数の合計ができる限り一致することを原則に、供給数の増減を調整する必要がある。このため、大都市圏など特に都道府県間や構想区域間の医療提供体制の分担が必要となる構想区域の都道府県においては、まず都道府県間の供給数の増減を調整した後で、自都道府県内の構想区域間の供給数の増減を調整することが適当である。

○　また、地域連携パスの共有など、上記の調整を踏まえて関係する都道府県や構想区域の医療機関との間で具体的な施策に関する協議が必要な場

合には、地域医療構想調整会議や医療計画に係る圏域連携会議において合同会議を開催する等により、関係する構想区域の保健所長、地域医師会等や医療機関等を交えて協議を行うことが望ましい。

○　なお、構想区域間の供給数の増減の調整については、以下のようなプロセスで行う。

ⅰ　都道府県の構想区域ごとに、患者住所地に基づき推計した医療需要（①）と、現在の医療提供体制が変わらないと仮定した推定供給数（他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したもの）（②）を比較する。

ⅱ　都道府県間の①と②の乖離が大きい場合や都道府県間の医療提供体制の分担が課題になっている場合には、まずは、関係する都道府県との間で供給数の増減を調整する必要がある。その際、地域医療の連携の観点からは全ての場合について行うことが望ましい。少なくとも、平成 37 年（2025 年）の医療需要に対する増減のいずれかがおおむね 20%又は 1,000 人を超える場合は、調整のための協議を行うこととする。

ⅲ　都道府県間で供給数の増減を調整する場合には、都道府県の企画部局（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の総合計画を所管）や介護部局（介護保険事業支援計画を所管）、医療関係者の意見を踏まえ、自都道府県の考え方をまとめることとする。

また、自都道府県内の構想区域間の供給数の増減を調整する場合も同様に、医療関係者や市町村の意見を踏まえ、自都道府県の考え方をまとめることとする。

ⅳ　その際、既に医療計画において二次医療圏における医療提供体制が定められている、がん、脳卒中及び急性心筋梗塞については、医療計画を踏まえて構想区域ごとに改めて確認・検討することとし、同様に、認知症疾患医療センター[14]や難病医療拠点病院[15]（予定）といった関連する法・制度に基づく医療提供体制についても、構想区域ごとに確

[14]認知症疾患医療センター
都道府県及び指定都市が設置する、地域における認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能体制を有する医療機関。

[15]難病医療拠点病院（難病の患者に対する医療等に関する法律第４条第２項第２号）
難病医療連絡協議会の業務を受託するとともに、連絡窓口を設置し、高度の医療を必要とする患者の受け入れ等の機能を担う医療機関のこと。

認・検討することが望ましい。また、これら以外の疾病（例えば、発生頻度の高い肺炎や骨折等）についても、適宜、地域の実情に応じて、構想区域における医療提供体制に関して検討することとする。

v　以上の考え方を踏まえ、都道府県は、関係する都道府県や都道府県内の医療関係者との間で供給数の増減を調整し、将来のあるべき医療提供体制を踏まえた推定供給数（③）を確定することとする。なお、調整に当たっては、丁寧かつ十分な協議を行い、特に都道府県間の調整においては、通常の議事録の作成に加え、合意を確認できる書面を作成するなどして、取りまとめておくことが適当である。

６．医療需要に対する医療供給を踏まえた病床の必要量（必要病床数）の推計

○　将来のあるべき医療提供体制を踏まえ構想区域間の供給数の増減を調整し推定供給数（③）を病床稼働率で除して得た数を、各構想区域における平成 37 年（2025 年）の病床の必要量（必要病床数）（④）とする。

○　この場合において、病床稼働率は、高度急性期 75%、急性期 78%、回復期 90%、慢性期は 92%とする。

図7　各構想区域における病床の機能区分ごとの医療需要に対する医療供給（医療提供体制）の状況（脳卒中、心筋梗塞等の主な疾病についても同様の表を作成）

推計年度　平成37年（2025年）

	2025年における	2025年における医療供給（医療提供体制）		
	医療需要（当該構想区域に居住する患者の医療需要）（①）	現在の医療提供体制が変わらないと仮定した場合の他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したもの（②）※	将来のあるべき医療提供体制を踏まえ他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したもの（③）	病床の必要量（必要病床数）（③を基に病床利用率等により算出される病床数）（④）
高度急性期 急性期 回復期 慢性期				

※　高度急性期、急性期、回復期及び慢性期それぞれにおける②に関して、厚生労働省がデータ提供の技術的支援

７．構想区域の確認

○　都道府県は、人口規模や基幹病院までのアクセス等を踏まえ、構想区域の設定の妥当性について確認する。

８．将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策の検討

（１）施策の基本的考え方

○　医療法上、都道府県が策定する医療計画においては、「地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項」を定めることとされている。また、地域医療介護総合確保法に基づく都道府県計画[16]においては、「医療介護総合確保区域[17]ごとの当該区域における医療及び介護の総合的な確保に関する目標を達成するために必要な事業に関する事項」を定めることとされている。

○　医療法では、地域医療構想に関し、直接的には一般病床及び療養病床の機能の分化及び連携の推進が求められている。しかしながら、地域医療の観点からは、精神病床等の他の入院医療機能や外来医療機能、在宅医療との連携により、認知症、精神科救急、自殺対策を含むうつ病対策、依存症や高次脳機能障害、身体疾患を合併する精神障害者への医療等の精神科医療との連携が求められる医療ニーズ、感染症、歯科疾患といったその他の様々な医療ニーズに対応することが求められる。このため、これらの医療ニーズや地域包括ケアシステムに対応する職種も多様であり、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカーに加え、介護、福祉（児童、障害等）、教育、就労等、関係者は多岐にわたる。以上のことから、施策の検討に当たっては、都道府県は、幅広い視点で地域医療を捉えるとともに、関連する法・制度や関係団体の取組を活用することも含めて検討することが適当である。

○　特に精神疾患については、医療計画に位置付けられており、一般医療と精神科医療の連携は重要であることから、地域医療構想を策定するに当たっては、地域における精神科医療も含め検討することが必要である。その際、精神科医療については、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成 26 年厚生労働省告示第 231 号）等に基づき、精神科医療の質を良質かつ適切なものとするために、 機能分化を進め、長期入院精神障害者を始めとする精神障害者の地域移行をより一層

---

[16]都道府県計画（医療介護総合確保促進法第４条）
都道府県が地域の実情に応じて作成する、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画。そこに掲載された事業に要する経費の全部又は一部を支弁するため、都道府県が基金を設置する場合には、国は、必要な資金の３分の２を負担する。（地域医療介護総合確保基金）

[17]医療介護総合確保区域（医療介護総合確保促進法第４条第２項）
地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、医療機関の施設及び設備並びに公的介護施設等及び特定民間施設の整備の状況その他の条件からみて医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域。

進めることとしており、こうした方向性を踏まえることが重要である。

○　また、認知症対策については、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）[18]」において、医療・介護等が有機的に連携し、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにするため、行動・心理症状（ＢＰＳＤ）や身体合併症等が見られた場合にも、医療機関・介護施設等での対応が固定化されないように、最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築することとされている。その際、入院・外来による認知症の専門医療も循環型の仕組みの一環であるとの認識の下、その機能分化を図りながら、医療・介護の役割分担と連携を進めることが重要である。

（２）必要病床数と病床機能報告制度による集計数との比較

○　都道府県は、構想区域ごとに病床の機能区分ごとの必要病床数と平成26年度（2014年度）（又は、直近の年度）の病床機能報告制度による病床の機能区分ごとの集計数とを比較し、病床の機能の分化及び連携における地域の課題を分析する必要がある。

その際、在宅医療・介護の充実、医療従事者の確保、介護施設等の整備の状況など、可能な限り、多様な観点から分析することが望ましい。

※　病床機能報告制度については、初年度においては、他の医療機関の報告状況や地域医療構想及び同構想の病床の必要量（必要病床数）等の情報を踏まえていないことから、個別医療機関間、二次医療圏等の地域間、病床の機能区分ごと等の比較をする際には、十分に注意する必要がある。

○　都道府県は、構想区域ごとに抽出された課題に対する施策を検討し、施策の基本となる事項を定める必要がある。

当該事項は、毎年度の地域医療介護総合確保基金に係る都道府県計画の策定の基本方針として活用できるようにする必要がある。

（３）病床の機能の分化及び連携の推進

○　地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携に当たっては、都道府県が地域医療構想において定めた構想区域における病床の機能区

[18]認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）
認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを基本的な考え方として、厚生労働省が関係府省庁と共同して平成27年(2015年)１月に策定したもの。

分（高度急性期、急性期、回復期及び慢性期）ごとの必要病床数に基づき、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により進められることを前提として、これらを実効性のあるものとするために地域医療介護総合確保基金の活用等により、必要な施策を進めていく必要がある。

○　また、将来の病床の機能区分ごとの必要病床数の達成に向けて、地域で不足している病床の機能がある場合には、それを充足することができるよう、当該機能を担う病床の増床や機能転換により、収れんを次第に促していく必要がある。

○　このため、都道府県においては、医師会等の医療関係者と十分に協議を行った上で、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、病床の機能の分化及び連携のための仕組みづくりや施設・設備整備等に対して支援するとともに、将来的に病床の機能が過剰になることが見込まれる構想区域においては、設置主体の特性を踏まえ、地域における必要な役割分担の議論が進むよう、一般会計繰入や補助金の交付状況など税財源の投入状況を含めた必要なデータの提供や、調整を行う必要がある。

○　これらの検討に当たっては、人口構造や疾病構造の変化、それに伴う患者の受療行動の変化など、医療を取り巻く環境の変化を踏まえた視点が必要である。また、不足する機能を担う病床の増床や病床機能の転換に伴う施設・設備整備の支援のみならず、医療機関が役割分担をして有効に機能するための連携施策が重要であり、患者の疾病からの回復が遅延したり、ＡＤＬ（日常生活における基本的な動作を行う能力）の低下を招くことのないよう、医療機関等の連携により切れ目なく円滑に患者の状態に応じた医療が提供される必要がある。

○　このため、地域連携パスの整備・活用の推進や、都道府県や市町村が中心となった連携を推進するための関係者が集まる会議の開催、ＩＣＴを活用した地域医療ネットワークの構築等に複合的に取り組む必要がある。

○　また、各医療機関における地域との前方連携及び後方連携を行う看護職員や医療ソーシャルワーカーの研修だけではなく、退院支援部門以外の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等の職員に対して、入院開始時から在宅復帰を目指した支援を行うための在宅医療や介護の理解を推進する研修、医療機関の医師、看護職員等と地域の関係者による多職種協働研修等により必要な人材の確保・育成に取り組む必要がある。

○　こうした病床の機能の分化及び連携に係る具体的な取組としては、次頁のような施策が考えられるので、参考にされたい。

病床の機能分化・連携に係る具体的な取組例

	体制構築	人材確保
病床の機能の分化	○ 病床機能の重点化・明確化 ➢ クリティカルパス（クリニカルパス）の活用による病床機能に応じた入院医療の標準化･効率化のための体制整備・研修等の支援 ➢ 病床機能に応じた臨床指標（Quality Indicator）を用いた医療の質評価・向上の支援 ➢ 高度急性期から在宅医療まで地域の医療提供体制について住民（患者）への情報提供・普及啓発 ○ 病床機能の変更 ➢ 病床機能の変更のための財政的・技術的支援	○ 病床機能の分化・転換に伴う医療関係者の研修・教育 ➢ キャリアパスとして異なる病床機能の病棟及び在宅医療で働くことを意識した研修・教育の支援
病床の機能の連携	○ 病床機能の異なる関係機関の連携強化 ➢ 地域の創意工夫を活かした地域連携パスの作成･活用のための体制整備・連携の支援 ➢ 救急外来から患者の病状に応じた他の医療機関への紹介入院等の地域連携の支援 ➢ 在宅医療から地域包括ケア病棟を持つ医療機関等への緊急連絡・搬送体制の整備・支援 ➢ 認知症、特に行動・心理症状（ＢＰＳＤ）を伴う患者に対する地域での医療提供体制の整備・支援	○ 連携に係る人材の確保・養成 ➢ 地域の医療･介護連携において中心的役割を担うリーダーやコーディネーターとなる人材の養成 ➢ 退院支援、在宅復帰支援のため地域における多職種連携・人事交流の支援

（４）在宅医療の充実

○　地域包括ケアシステムの構築のためには、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう医療と介護の連携を推進し、医療と介護の提供体制を一体的に整備する必要がある。

○　また、病床の機能の分化及び連携を推進することにより、入院医療機能の強化を図るとともに、患者の状態に応じて退院後の生活を支える外来医療、在宅医療の充実は一層重要であり、退院後や入院に至らないまでも状態の悪化等により在宅医療を必要とする患者は今後増大することが見込まれる。特に、慢性期医療については、在宅医療の整備と一体的に推進する必要があり、地域における推進策を検討するためには、整備状況の把握だけではなく、具体的な施策につながる調査を行うなど、きめ細かい対応が必須となる。

○　さらに、患者・住民の視点に立てば、日頃から身近で相談に乗ってもらえる「かかりつけ医」を持つことが重要であり、「かかりつけ医」はその機能を地域で十分に発揮することが期待される。

○　こうした点を踏まえ、在宅医療の提供体制については、在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域[19]で整備する必要があることから、都道府県は保健所等を活用して市町村を支援していくことが重要である。また、在宅医療・介護の連携を推進する事業については、市町村が地域包括ケアシステムの観点から円滑に施策に取り組めるよう、都道府県の保健・医療担当部局及び介護・福祉担当部局による技術的支援等の様々な支援が必要である。

○　在宅医療の提供体制の充実のためには、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、地域医師会等の関係団体等との連携が不可欠であり、関連する事業の実施や体制整備に加え、人材の確保・育成を推進する観点から、都道府県が中心となって、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカー等に対しての在宅医療への参入の動機付けとなるような研修や参入後の相談体制の構築等を

[19]日常生活圏域（介護保険法第 117 条第２項第１号）
　当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

行う必要がある。

○　また、在宅医療は主に「（地域側の）退院支援」「日常の療養生活の支援」「急変時の対応」「看取り」という機能が求められており、緊急時や看取りに対応するための 24 時間体制の構築に向けた役割分担等の協議や、医療依存度の高い患者や小児等患者に対応するための研修等により各機能を充実させることが必要である。加えて、地域の関係者の連携のみならず、患者の急変時等に対応するため、病院が在宅医療を担う診療所等を後方支援することが重要である。さらに、在宅医療を受けている患者に対する口腔機能の管理等の機能を担う歯科診療所及び後方支援を行う病院歯科等が医科医療機関等と連携体制を構築することが重要である。

○　こうした在宅医療の充実に係る具体的な取組としては、次頁のような施策が考えられるので、参考にされたい。

在宅医療の充実に係る具体的な取組例

	実施主体※	体制構築	人材確保
退院支援（地域側）	医療機関等	・ 必要な事例の退院時カンファレンスへの参加。 ・ 退院調整担当者との定例会議の開催。 ・ 医療機関との連携のための地域側の一元的な窓口の設置。	・ 退院後の療養生活の相談に乗る窓口に配置する看護職員や医療ソーシャルワーカーを育成するための研修。
	行政・医師会等	・ 退院（退所）元の医療機関・施設・と、在宅医療・介護を提供する医療機関・事業所が情報交換できる場の設定。	
日常の療養生活の支援	医療機関等	・ 診療所間の連携や、病院医師による支援により、在宅医の不在時の代診等の支援体制の構築。 ・ 医療依存度の高い患者や小児等患者への対応力向上のための研修。 ・ 在宅医療における衛生材料・医療材料の円滑供給のため、地域で使用する衛生剤料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間で行うとともに、供給拠点を整備。	・ 在宅医療に取り組む医師確保のための同行訪問を含んだ導入研修。 ・ 訪問看護師の確保のための採用時研修に対する支援、研修機関の集約化（拠点となる訪問看護事業所が地域の教育機能を担う）、看護系大学と連携した教育体制の構築。 ・ 在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師や歯科衛生士の確保。 ・ これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対する研修。
	行政・医師会等	・ 地域の在宅医療の課題等の解決を目指した関係者（多職種）による「在宅医療推進協議会」の設置・運営。	・ 関係者と協働した在宅医療に取り組む人材確保の支援。

	実施主体※	体制構築	人材確保
急変時の対応	医療機関等	・ 診療所等が 24 時間体制を確保するための、病院と診療所（病診）、診療所同士（診診）、診療所と訪問看護事業所の連携の構築。 ・ 後方病床を確保するため、かかりつけ医を通して入院を希望する病院など必要な情報をあらかじめ登録するシステムの構築。 ・ 在宅療養患者の安全な救急搬送体制を確保するため、行政機関や消防機関、医療機関等が一堂に介する協議会の実施。	・ 介護従事者に必要な急変時の知識とスキルの向上を図るための、介護従事者を対象にした救命講習。
	行政・医師会等	・ 関係団体等と協働で、24 時間体制構築のためのコーディネートや支援。	
看取り	医療機関等	・ 患者や家族に対する、在宅で受けられる医療や介護、看取りに関する適切な情報提供。 ・ 地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間で品目・規格統一等に関する協議会の開催や供給拠点の設置。	・ 看取りに対応できる医師、看護職員、介護関係者を養成するための、多職種の研修や施設との合同開催の研修。
	行政・医師会等	・ 患者や家族に対する、在宅で受けられる医療や介護、看取りに関する広報や情報提供。	

※　実施主体については、一般的な例を示したものであり、地域の実情に応じて柔軟に役割分担をする必要がある。

（５）医療従事者の確保・養成

○　地域における医療提供体制を構築する上で、医療従事者の確保・養成は不可欠なものであるため、地域医療対策協議会での検討を踏まえ、地域医療支援センター[20]等を活用した医師等の偏在の解消や医療勤務環境改善支援センター[21]等を活用した医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進、看護職員の確保・定着・離職防止、ワーク・ライフ・バランスの確立に取り組む必要があり、地域医療介護総合確保基金の有効活用も含めた施策を検討することが重要である。

○　限りある医療資源を有効活用し、質の高い医療を安全に提供するためには、各医療職種の高い専門性を前提とし、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合うチーム医療を推進していくべきである。チーム医療の推進に当たっては、専門職人材の確保が重要であり、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカー等の専門職について人材確保に取り組む必要がある。

○　医療従事者の確保は、入院医療だけではなく、在宅医療の推進においても求められていることから、地域包括ケアシステムの構築の観点から、市町村との協議も行うことが望ましい。なお、医師・看護職員等の確保が困難な市町村に対しては、地域医療支援センター、都道府県ナースセンター[22]などによる支援を行うことが望ましい。

○　また、病床の機能の分化及び連携を推進するためには、病床の機能区分に応じた医療従事者を確保する必要があり、地域における医療従事者の確保目標等の設定が求められる。

---

[20]地域医療支援センター（医療法第 30 条の 25）
　都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーとして、都道府県庁や大学病院等に設置されるもの。平成 27 年（2015 年）１月末現在、43 都道府県で設置されている。

[21]医療勤務環境改善支援センター（医療法第 30 条の 21）
　各医療機関が勤務環境改善マネジメントシステムに基づき策定する「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等をワンストップで、かつ、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポートする施設として都道府県に設置されるもの。

[22]都道府県ナースセンター（看護師等の人材確保の促進に関する法律第 14 条の１）
　都道府県の看護職員確保対策の拠点として無料職業紹介などの事業を行う機関として都道府県知事が指定するもの

Ⅱ　地域医療構想策定後の取組

１．地域医療構想の策定後の実現に向けた取組

（１）基本的な事項

○　都道府県は、構想区域等ごとに、医療関係者、医療保険者その他の関係者との地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の病床の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うものとされている(医療法第30条の14)。
　地域医療構想調整会議の具体的な設置・運営については、「２」にその取扱いを示す。

○　地域医療構想調整会議のほか、以下のとおり、地域医療構想の各医療機関の自主的な取組を行うこと、また、都道府県がこれらの医療機関の自主的な取組を推進するための支援等を行うことも重要である。

（２）各医療機関での取組

○　各医療機関は、自らの行っている医療内容やその体制に基づき、将来目指していく医療について検討を行うことが必要となる。

○　その上で、自院内の病床の機能分化を進めるに当たり、病床機能報告制度により、同一構想区域における他の医療機関の各機能の選択状況等を把握することが可能になる。

○　また、地域医療構想により、構想区域における病床の機能区分ごとの平成37年（2025年）における必要病床数も把握することが可能になる。
　これら２つの情報（データ）を比較したり、別紙（56-57頁）に掲げる他の情報を参考にするなどして、地域における自院内の病床機能の相対的位置付けを客観的に把握した上で、以下のような自主的な取組を進めることが可能になる。

○　まず、様々な病期の患者が入院している個々の病棟について、高度急性期機能から慢性期機能までの選択を行った上で、病棟単位で当該病床の機能に応じた患者の収れんのさせ方や、それに応じた必要な体制の構築などを検討することが望ましい。（収れんのイメージは次頁の図のとおりであり、将来も病棟ごとに選択した機能と患者像が完全に一致することを想定

しているものではない。）

○　併せて、自主的な取組を踏まえ、地域医療構想調整会議を活用した医療機関相互の協議により、地域における病床の機能の分化と連携に応じた自院の位置付けを確認することが可能になる。

例えば、がん入院医療の役割を医療機関の間で臓器別に分担すること、回復期のリハビリテーション機能を集約化すること、療養病床について在宅医療等への転換を進めること等が挙げられる。

図８　患者の収れんのイメージ

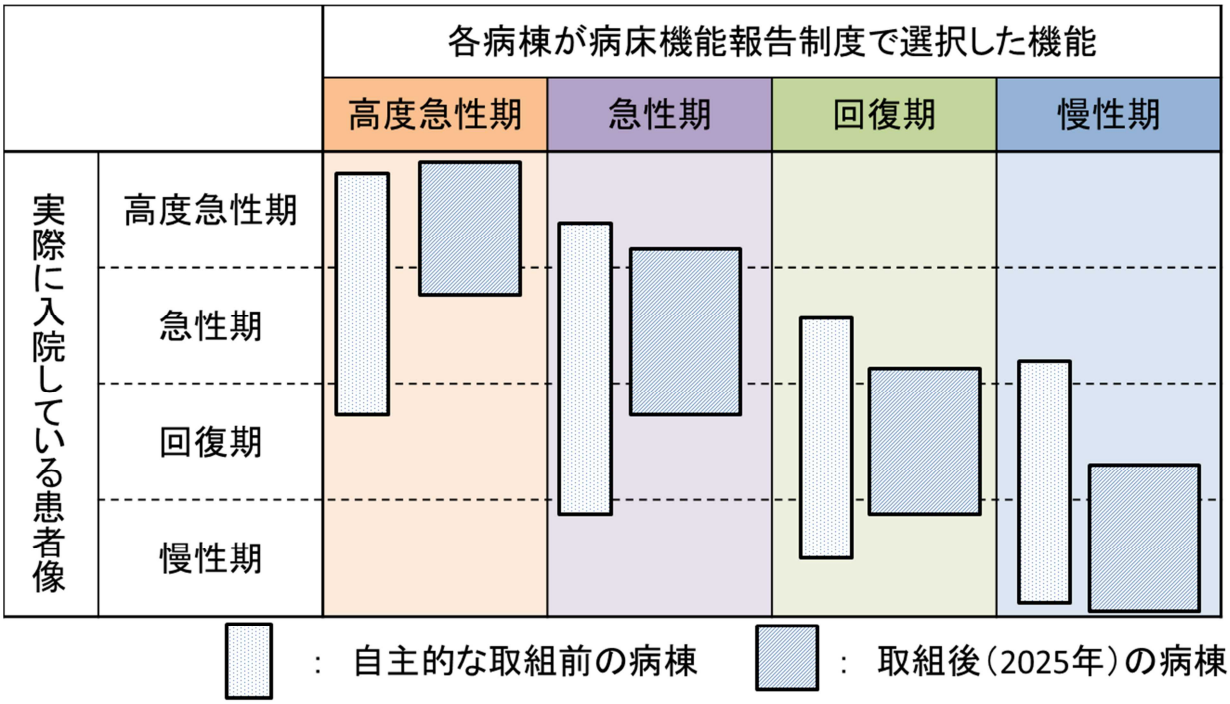

以上の取組を受け、次年度の病床機能報告への反映や地域医療介護総合確保基金の活用を検討し、更なる自院の運営の改善と地域における役割の明確化を図る。

○　また、これらの取組により、区域全体で見ても、病床機能報告制度における病棟の報告病床数と、地域医療構想における必要病床数が次第に収れんされていき、不足する機能の解消や、患者数との整合が図れることになる。

○　なお、医療機関がこのような取組を行う際には、患者・住民の理解が不可欠であり、自らの状態に応じた医療機能や医療機関を選択することが重要であるため、医療機関だけではなく、保険者や関係者を巻き込んで、患

者・住民への啓発に取り組むべきである。

（３）都道府県の取組

○　医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により、病床の機能の分化及び連携等による将来のあるべき医療提供体制を実現するためには、地域の医療提供体制の確保に責任を有する都道府県が、その役割を適切に発揮する必要がある。

○　このため、医療機関への情報提供を含め、都道府県において、以下の各段階における取組を行うことを原則とする。

ア　病床機能報告による現状と地域医療構想における必要病床数との比較

都道府県は、病床の機能の分化及び連携について、まずは病床機能報告制度によって、各医療機関が担っている病床機能の現状を把握・分析する。

その結果を踏まえ、地域医療構想において定める構想区域における病床の機能区分ごとの将来の医療需要と必要病床数とを、地域全体の状況として把握する。

イ　病床の機能区分ごとにおける構想区域内の医療機関の状況の把握

都道府県は、各医療機関が地域における自院の位置付けを容易に把握することができるよう、構想区域における病床の機能区分ごとの医療機関の状況を整理する必要がある。

病床機能報告制度では、具体的な医療の内容に関し比較の参考となる項目が報告されていることから、これらを基に、各医療機関が地域における将来のあるべき姿に応じて検討できるような資料・データを都道府県が作成する。

その際、医療機関が病棟ごとに病床機能報告制度において選択した病床の機能区分に応じた必要な体制の構築や人員配置を検討することから、当該構想区域で各病床の機能を選択した医療機関の分布だけではなく、主な疾患における分布や、提供されている医療の内容に関する情報など、より検討に適した資料・データとなるよう、地域医療構想調整会議の議長等と事前に協議を行うなど、工夫をすることが望ましい。

ウ　地域医療構想調整会議の促進に向けた具体策の検討

都道府県は、地域において各医療機関が担っている医療の現状を基に、医療機関相互の協議を促進することとされているが、そのためには、「（２）」を基に各医療機関の自主的な取組を改めて促進する必要がある。

これを踏まえ、都道府県は必要に応じて地域医療構想調整会議を開催して医療機関相互の協議を進め、不足している病床機能への対応（過剰となると見込まれる病床機能からの転換を含む。）について、具体的な対応策を検討し、提示する。

その際、地域医療介護総合確保基金の活用も検討することとなるが、早い段階で平成 37 年（2025 年）までの各構想区域における工程表を策定することが望ましい。

エ　平成 37 年（2025 年）までのＰＤＣＡ

工程表が策定できていない段階においては、各医療機関が地域における位置付けを検討し、病棟ごとに担う病床の機能に応じた対応を行うことを促進する必要がある。

また、工程表を策定したとしても、各医療機関における状況の変化等により計画どおりに進めることが困難又は不適当な場合も考えられる。

このため、平成 37 年（2025 年）まで毎年、進捗状況の検証を行い、工程表の変更も含め、地域医療構想の実現を図っていく必要がある。

その際、構想区域全体及び都道府県内全体で、病床機能報告制度における病棟の報告病床数と、地域医療構想における必要病床数が次第に収れんされていることを確認する必要があるが、不足する病床機能の解消のためには、過剰となっている病床機能からの転換を促すことにより、医療需要に応じた医療の提供が可能となるという視点の共有を進め、病床機能報告制度における病棟の報告病床数と患者数との整合性が図ることができるよう、検討を重ねる。

また、毎年、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会[23]に報告することにより、各構想区域における進捗状況の比較や、より広い立場からの意見を求めることが可能となるため、適宜、開催することが望ましい。

---

[23]地域医療対策協議会（医療法第 30 条の 23）
都道府県が、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し、必要な施策を定めるために設けられる関係者との協議の場。

○　上記「ア」から「エ」について、１年における主な作業時期を次頁に示すが、都道府県において、地域の実情に応じて柔軟に対応することが望ましい。

（参考）地域医療構想策定後の年間スケジュールのイメージ

３月	病床機能報告制度の集計結果の提示
３月～	各医療機関の自主的な取組 地域医療構想調整会議 ※可能な限り、次期病床機能報告制度に間に合うように、10 月までに上記の対応を行う。
10 月	病床機能報告制度における報告
年内	各構想区域における対応を踏まえた基金の都道府県計画（案）の取りまとめ
２月	都道府県定例議会への次年度当初予算案に基金の予算を計上

２．地域医療構想調整会議の設置・運営

○　都道府県は、構想区域等ごとに、地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うものとされている（医療法第 30 条の 14）。

○　地域医療構想調整会議は、地域医療構想の実現に向けた取組を協議することが設置目的であることから、地域医療構想に反映させるべく地域医療構想の策定段階から設置し、構想区域における関係者の意見をまとめることが適当である。

（１）議事

地域医療構想調整会議の議事の具体的な内容については、都道府県において地域の実情に応じて定める。特に優先すべき議事については、地域医療構想において定められた将来のあるべき医療提供体制を念頭に置いた上で、地域の医療機関の取組の進捗状況を確認し、関係者と事前に協議を行って決定する。

ア　主な議事

○　各医療機関における病床の機能の分化及び連携は自主的に進められることが前提となっており、地域医療構想調整会議では、その進捗状況を共有するとともに、構想区域単位での必要な調整を行うことになる。

○　具体的には、病床機能報告制度における各医療機関の病棟の報告内容と地域医療構想で推計された必要病床数とを比較し、地域において優先して取り組むべき事項に関して協議することとする。なお、協議に当たっては、地域医療介護総合確保基金の活用についても検討の対象となる。

○　このほか、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、医療従事者の確保、診療科ごとの連携など、地域医療構想の達成の推進に関して協議すべき事項があるときは、個別の議事の設定も検討することとする。

以上のことを踏まえると、おおむね次のような議事が想定される。

①　地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
②　病床機能報告制度による情報等の共有
③　都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
④　その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

イ　議論の進め方

○　地域医療構想調整会議において病床の機能の分化及び連携に関する議論の進め方の例を以下に示す。なお、必ずしもこのとおり行うことを求めるものではない。

ⅰ　地域の医療提供体制の現状と将来目指すべき姿の認識共有

病床機能報告制度による情報や既存の統計調査等で明らかとなる地域の医療提供体制の現状と、地域医療構想で示される病床の機能区分ごとの将来の医療需要と必要病床数について、地域医療構想調整会議に参加する関係者で認識を共有。

ⅱ　地域医療構想を実現する上での課題の抽出

地域の医療提供体制の現状を踏まえ、地域医療構想を実現していく上での課題について議論。

ⅲ　具体的な病床の機能の分化及び連携の在り方について議論

例えば、ある構想区域において、回復期機能の病床が不足している場合、それをどのように充足するかについて議論。

現在、急性期機能や回復期機能を担っている病院関係者等、都道府県が適当と考えて選定した関係者の間で、回復期機能の充足のため、各病院等がどのように役割分担を行うか等について議論。

ⅳ　地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業の議論

ⅲで議論して合意した事項を実現するために必要な具体的事業について議論。地域医療介護総合確保基金を活用する場合には、当該事業を基金に係る都道府県計画にどのように盛り込むか議論し、これを基に都道府県において必要な手続を実施。

ウ　その他

○　上記（１）及び（２）の通常の開催の場合のほか、医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合又は過剰な病床機能に転換しようとする場合には、医療法上、都道府県知事は、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議における協議に参加するよう求めることができることとされており、その際には、当該許可申請の内容又は転換に関する協議が行われることになる。

（２）開催時期

病床の機能の分化及び連携等に関する協議が行われる場合には、地域の実情に応じて、随時開催することが基本となるが、病床機能報告制度による情報等の共有や基金に係る都道府県計画に関する協議が行われる場合には、通年のスケジュールがある程度定まっていることから、定期的に開催することが考えられる。

なお、こうした通常の開催のほか、医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合又は過剰な病床機能に転換しようとする場合にも、随時開催することとする。

（３）設置区域等

ア　基本的考え方

○　地域医療構想調整会議は、地域医療構想の達成を推進するために必要な協議が行われる場であることから、構想区域ごとに設置することを原則とする。

○　一方で、構想区域内の医療機関の規模・数等は多様であり、地域によっては構想区域での地域医療構想調整会議の設置・運営が困難な場合も想定されることから、こうした事情を勘案し、都道府県知事が協議をするのに適当と認める区域で設置することも可能とする。

イ　柔軟な運用

○　都道府県においては、地域の実情に鑑み、次のような柔軟な運用を可能とする。

①　広域的な病床の機能の分化及び連携が求められる場合における複数の地域医療構想調整会議の合同開催（複数の都道府県により合同開催される場合を含む。）
②　議事等に応じ、設置される区域から更に地域・参加者を限定した形での開催
③　圏域連携会議など、既存の枠組みを活用した形での開催

（４）参加者の範囲・選定、参加の求めに応じない関係者への対応

ア　参加者の範囲・選定

○　地域医療構想調整会議の参加者については、医療法上、「診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者」と規定されているが、地域医療構想は幅広い関係者の理解を得て達成を推進する必要があるため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村など幅広いものとすることが望ましい。なお、医療保険者については、必要に応じ、都道府県ごとに設置された保険者協議会に照会の上、選定する。

また、地域医療構想調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、都道府県は、議事等に応じて、参加を求める関係者（代表性を考慮した病院・診療所、地域における主な疾病等の特定の診療科等に関する学識経験者を含む。）を柔軟に選定することとし、出席要請に係る所定の手続を行うとともに、これらの関係者の選定に当たっては公平性・公正性に留意することとする。

○　さらに、開設・増床等の許可申請の内容や過剰な病床機能への転換に関する協議等の個別具体的な議論が行われる場合には、その当事者及び利害関係者等に限って参加することが適当である。

○　なお、議長等については、参加者の中から地域の実情に応じて、都道府県の関係機関、医師会の代表などから選出されることになる。その際、議長等は原則として、案件によらず同一者とした上で、議事によっては利益相反が生じ得ることから、その場合の代理者の規定をあらかじめ定めておくことが適当である。

○　また、地域医療構想調整会議の参加を求めなかった病院・有床診療所に対しても、都道府県は、書面・メールでの意見提出などにより、幅広く意見表明の機会を設けることが望ましい。

イ　専門部会やワーキンググループの設置

○　急性期医療に係る病床の機能の分化及び連携や地域包括ケアシステムの推進など、特定の議題に関する協議を継続的に実施する場合には、地域医療構想調整会議の下に専門部会等を設置し、当該議題の関係者との間でより具体的な協議を進めていく方法も考えられる。

○　この場合、特定の議題に応じた関係者の参加を求めることとなるが、「ア」と同様に、参加を求める関係者は、代表性を考慮した病院・診療所、地域における主な疾病等の特定の診療科等に関する学識経験者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、市町村等に加え、例えば、医療を受ける立場からの参加が求められる場合には住民を加えるなど、柔軟に選定することが望ましい。

ウ　公表

○　地域における医療提供体制の構築に当たっては、地域住民や多くの医療関係者の協力が不可欠であるため、地域住民等に対する協議の透明性の観点から、患者情報や医療機関の経営に関する情報を扱う場合等は非公開とし、その他の場合は公開とする。また、協議の内容・結果については、原則として、周知・広報する。

エ　参加の求めに応じない関係者への対応

○　参加を求めたにもかかわらず、正当な理由なく地域医療構想調整会議に参加しない関係者への対応として、都道府県知事は、開設・増床等の許可申請をした医療機関が参加しない場合には当該許可に条件を付すること（医療法第７条第５項）、過剰な病床の機能区分に転換しようとする医療機関が参加しない場合には地域医療構想調整会議の協議が調わなかった場合と同様の措置（都道府県医療審議会への出席・説明を求め、都道府県医療審議会の意見を聴いた上での公的医療機関等に対する転換中止の命令（公的医療機関等以外の医療機関には要請））を講ずること（同法第 30 条の 15）が考えられる。

（５）合意の方法及び履行担保

ア　合意の方法

○　地域医療構想調整会議において合意された事項には医療機関の経営を左右する事項が含まれている場合が想定されることから、合意に当たっては、都道府県と関係者との間で丁寧かつ十分な協議が行われることが求められる。

○　また、特に地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能及び病床数等の合意に当たっては、通常の議事録の作成に加え、関係者の合意を確認し得る書面を作成しておくことが適当である。

イ　履行担保

○　関係者の合意事項の履行を担保するため、都道府県知事は、関係者が正当な理由なく合意事項を履行しない場合には、地域医療構想調整会議における協議が調わないときと同様の措置（都道府県医療審議会の意見を聴いた上での公的医療機関等への不足している病床の機能区分に係る医療の提供等の指示（公的医療機関等以外の医療機関には要請））を講ずることが考えられる（医療法第 30 条の 16）。

３．都道府県知事による対応

○　今回の医療法改正等により、都道府県知事は地域医療構想の実現に向けて以下の対応が可能とされたことから、地域医療の実情を把握し、医療審議会や地域医療構想調整会議を円滑に運営させることにより、適切に対応することが必要である。

（１）病院・有床診療所の開設・増床等への対応

○　病院・有床診療所の開設・増床等の許可の際に、不足している病床の機能区分に係る医療の提供という条件を付することができる（指定都市にあっては、指定都市の市長に当該条件を付するよう求めることができる）（医療法第７条第５項）。

（２）既存医療機関が過剰な病床の機能区分に転換しようとする場合の対応

○　過剰な病床の機能区分に転換しようとする理由等を記載した書面の提出を求めることができる（医療法第 30 条の 15 第１項）。

○　当該書面に記載された理由等が十分でないと認めるときは、地域医療構想調整会議における協議に参加するよう求めることができる（同条第２項）。

○　地域医療構想調整会議における協議が調わないとき等は、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができる（同条第４項）。

○　地域医療構想調整会議における協議の内容及び都道府県医療審議会の説明の内容を踏まえ、当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、過剰な病床機能に転換しないことを公的医療機関等に命令することができる。なお、公的医療機関等以外の医療機関にあっては、要請することができる（同条第６項及び第７項）。

（３）地域医療構想調整会議における協議が調わない等、自主的な取組だけでは不足している機能の充足が進まない場合の対応

○　都道府県医療審議会の意見を聴いて、不足している病床の機能区分に係る医療を提供すること等を公的医療機関等に指示することができる。なお、

公的医療機関等以外の医療機関にあっては、要請することができる。

（４）稼働していない病床への対応

○　病床過剰地域において、公的医療機関等が正当な理由がなく病床を稼働していないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を命令することができる（医療法第７条の２第３項）。なお、公的医療機関等以外の医療機関にあっては、病床過剰地域において、かつ医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、正当な理由がなく病床を稼働していないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を要請することができる（同法第 30 条の 12 第１項）。

また、実際には、病床の稼働状況は病床機能報告制度において病棟単位で把握することが可能であることから、病棟単位で病床が稼働していないことについて正当な理由がない場合に、当該対応を検討することが適当である。

※　要請又は命令・指示に従わない場合の対応について（医療法第 27 条の２、第 28 条、第 29 条第３項等）

公的医療機関等が上記の命令・指示に従わない場合には、医療機関名の公表、地域医療支援病院の不承認又は承認取消し、管理者の変更命令等の措置を講ずることができる。なお、公的医療機関等以外の医療機関が、正当な理由がなく、要請に従わない場合には勧告を、許可に付された条件に係る勧告に従わない場合には命令をそれぞれすることができ、当該勧告等にも従わない場合には医療機関名の公表、地域医療支援病院の不承認又は承認取消し、管理者の変更命令等の措置を講ずることができる。

４．地域医療構想の実現に向けたＰＤＣＡ

○　現行の医療計画については、ＰＤＣＡサイクルを機能させることを都道府県に求めているところであり、平成 24 年（2012 年）３月に医療計画策定指針において考え方を示すとともに、平成 26 年（2014 年）３月には、厚生労働省が設置した具体的な進め方に関する「ＰＤＣＡサイクルを通じた医療計画の実効性の向上のための研究会」において報告が示されているところである。

○　地域医療構想についても同様に、都道府県は、地域医療構想の実現に必要な事業の進捗評価を定期的に実施し、必要に応じて施策の見直しを図るなど、ＰＤＣＡサイクルを効果的に機能させることが必要である。

○　地域医療構想を実現するための施策において、地域医療介護総合確保基金を活用した事業については、都道府県計画に位置付けることとなるが、地域医療構想の目標等と連動しつつ、基金が適切に活用されたことが確認できる評価指標を設定する必要がある。その際、将来のあるべき医療提供体制を目指すものとして、地域医療構想を含む医療計画と都道府県計画の方向性は一致しており、可能な評価指標は共通化するなど効率化も考慮する。

○　このようなＰＤＣＡサイクルを推進するのは直接的には都道府県職員であり、データ等を有効に活用し、現状分析や課題把握、進捗管理を適切に行うためには、都道府県の医療計画策定担当者が研修等を通じて専門的知識や技術を習得する必要がある。都道府県は、担当者を積極的に研修等に参加させ、さらには職員間の知識・技術の共有や引継ぎ等が円滑に実施されるような体制整備を図る必要がある。

○　また、これらの取組には、医師会等の団体や、大学等の学識経験者、保険者など多くの都道府県内の関係者の参画を得て行うべきものであることから、データの利活用も含め、条例等による適切な手続をとることや研修を行うことにより、体制を構築する必要がある。なお、厚生労働省においても、都道府県に対して技術的助言を含めた必要な支援を行うこととする。

（１）指標等の設定

地域医療構想を策定する際に抽出した地域の課題ごとに、指標となるデータを設定し、地域の医療提供体制の現状を把握する。その際、都道府県担当者のみならず、地域の医療事情に精通し、かつ統計学、疫学、公衆衛生等の知見を有する学識経験者や実際に医療を提供する者や地域住民等が関与し、検討することが望ましい。

なお、指標となるデータには、以下のものが考えられる。

①　病床の機能区分及び在宅医療に関する整備状況
②　主要な疾病における構想区域内の完結状況
③　人材の充足状況

（２）指標等を用いた評価

課題ごとの目標や指標を用いて、計画期間内に、達成可能な状況で進捗しているかを確認する。進捗状況が芳しくない場合には、その原因について考察を行う。目標設定が適切でない場合には、必要に応じ、修正を検討する。

（３）評価に基づく地域医療構想等への反映

課題ごとの進捗状況を踏まえ、計画期間の中で、どのように目標を達成していくかを確認する。必要に応じて、地域医療構想の追記や削除、修正を行い、より実効性のある地域医療構想への発展を目指すことが望ましい。

（４）住民への公表

医療を受ける当事者である患者・住民が、医療提供体制を理解し、適切な受療行動をとるためには、計画の評価や見直しの客観性及び透明性を高める必要があることから、都道府県はこれらをホームページ等で住民に分かりやすく公表することとする。公表に当たっては、ホームページの情報を見る働きかけを多方面から行うとともに、インターネットにアクセスできない住民向けに紙媒体での配布も準備することが望ましい。

○　医療・医学用語は、専門性が高いため難解であるため、住民に向けた解りやすい解説は必須である。一方で、正確性の観点からは、患者・住民や医療関係者以外の者と医療関係者との間で誤解が生じない工夫も必要である。

Ⅲ　病床機能報告制度の公表の仕方

○　病床機能報告制度においては、医療機関が、その有する病床(一般病床又は療養病床)について、
・担っている病床の機能(現在、将来)
・構造設備、人員配置等に関する項目
・具体的な医療の内容に関する項目
を報告することとしており（医療法第 30 条の 13)、都道府県は、報告の内容も勘案し地域医療構想を策定しなければならないこととされている（同法第 30 条の４第５項)。

○　また、都道府県は、省令で定めるところにより報告された事項を公表しなければならないこととされている（同法第 30 条の 13 第４項)。報告された情報を広く公表することで、関係者が地域の医療体制について共通認識を形成し、地域医療構想の実現に向けた各医療機関の自主的な取組や相互の協議が進むよう促すとともに、患者や住民が自身に合った適切な医療機関を受診し、地域の医師が患者を適切な医療機関へ紹介できるような環境を整備することが必要である。

１．患者や住民に対する公表

○　病床機能報告制度において報告が必要な項目の中には、レセプト情報を活用して収集した具体的な医療の内容に関する項目が含まれていることから、患者・住民に対して広く情報を公表する際には、医療機関を受診した患者や、医療機関自体の個人情報保護のための配慮が必要である。

○　このため、医療機関の個人情報に配慮しながらも、患者や住民による情報の把握に支障がでないような範囲として、都道府県が公表しなければならない情報の範囲を別表のとおり設定し、特に具体的な医療の内容に関する項目については、１以上 10 未満の値を「＊」等の記号で秘匿することとする。

○　その上で、公表する情報は、患者・住民にとって分かりやすく加工して公表することが求められるため、都道府県で公表時のフォーマットを共通化することを原則とし、その際、情報の用語解説等の分かりやすい工夫を加えることが望ましい。なお、都道府県の自主的な取組を妨げるものではない。

○　また、報告された情報を分かりやすく詳細に伝えていくためには、その手段として都道府県のホームページを基本として行うものと考えられるが、その際は地域医療構想と一体的に公表することが望ましく、例えば都道府県のホームページ上では、医療計画の掲載ページにおいて公表することが考えられる。

○　その際、一般的に、都道府県のホームページは患者・住民が閲覧する機会自体が少ないと考えられるため、例えば、より検索される傾向にある項目をページの上位に載せるなど、掲載したホームページの情報が閲覧されるための取組を併せて実施していくことが重要であり、また、世代によりアクセスしやすい手段が異なることを意識しつつ、次のような多様な媒体を活用した取組が必要である。

①　県政だより、市政だより等の行政による機関誌の活用
②　医療機関、保険者や患者団体の広報誌等、行政以外の団体の協力による広報の活用
③　テレビ、ラジオやソーシャルネットワーキングサービスを活用した広報

○　なお、情報の公表は、インターネットを利用できない環境にある患者や住民に対する配慮として、都道府県担当部署等での閲覧を可能とするなどの対応が必要である。

２．地域医療構想調整会議での情報活用

○　地域医療構想調整会議では、地域医療構想の実現に向けた各医療機関の自主的な取組等の進捗状況を共有し、また、構想区域単位での必要な調整を行うことになるが、そのために必要な情報として、病床機能報告制度で報告された情報を活用することとなる。

○　その際、地域医療構想調整会議は、議事に応じてその参加者を限定するなど、柔軟な運用が可能であることから、議事の進行のため特段の必要性が認められる場合においては、調整会議の場に限り、10 未満の報告値についても開示し、活用することが可能である。ただし、この場合においても、個人情報の保護に十分な配慮が必要である。

○　また、病床機能報告制度で報告された情報を、都道府県が分かりやすく分析した際には、医療機関へ提供し、病床の機能分化・連携の推進のために活用されることが望ましい。

公表しなければならない項目の整理について

（別表）

○ 都道府県知事は、以下の項目について、医療機関ごとの情報を公表しなければならないものとする。
○ また、医療機能と病床の状況については、二次医療圏等の地域単位の情報も公表しなければならないものとする。
（注） 大項目に記載している項目であっても、レセプトを活用し収集している項目については、算定件数以外の算定日数・算定回数は公表しなければならない項目に含まない。

・医療機能

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	対象		単位	
		病院	有床診	病棟	施設
現在の機能		○	○	○	
将来（6年後）の機能の予定		○	○	○	

【構造設備・人員配置等に関する項目】

・病床の状況

【大項目（公表しなければならない項目）】		【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
一般病床	許可病床数		○	○	○	
	稼働病床数		○	○	○	
療養病床	許可病床数		○	○	○	
	うち医療療養病床数		○	○	○	
	稼働病床数		○	○	○	
	うち医療療養病床数		○	○	○	
上記のうち医療法上の経過措置に該当する病床数			○	○	○	

・診療科

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
主とする診療科（複数ある場合、上位3つ）		○	○	○	

・職員数の状況

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
看護師数（常勤・非常勤別）		○	○	○	○
准看護師数（常勤・非常勤別）		○	○	○	○
看護補助者数（常勤・非常勤別）		○	○	○	○
助産師数（常勤・非常勤別）		○	○	○	○
理学療法士数（常勤・非常勤別）		○	○	○	○
作業療法士数（常勤・非常勤別）		○	○	○	○
言語聴覚士数（常勤・非常勤別）		○	○	○	○
薬剤師数（常勤・非常勤別）		○	○	○	○
臨床工学技士数（常勤・非常勤別）		○	○	○	○

・一般病床・療養病床で算定する入院基本料・特定入院料及び届出病床数

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
算定する入院基本料・特定入院料		○	○	○	
届出病床数		○	○	○	
レセプト件数		○	○	（○）	
病室単位の特定入院料		○		○	
届出病床数		○		○	
レセプト件数		○		（○）	

・DPC群の種類

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
DPC群の種類		○			○

・在宅療養支援病院、在宅療養支援後方病院の届出状況

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
在宅療養支援病院（診療所）の届出の有無		○	○		○
在宅療養後方支援病院の届出の有無		○			○

・往診、訪問診療の状況

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
往診を実施した患者延べ数			○	－	－
訪問診療を実施した患者延べ数			○	－	－

・看取りを行った患者数（※在宅療養支援病院、在宅療養支援後方病院の届出を行っている病院と、全ての有床診療所が報告が必要な項目）

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
直近1年間で在宅療養を担当した患者のうち、医療機関以外での看取り数（年間）		○	○		○
自宅での看取り数		○	○		○
自宅以外での看取り数		○	○		○
直近1年間で在宅療養を担当した患者のうち、医療機関での看取り数（年間）		○	○		○
連携医療機関での看取り数		○	○		○
連携医療機関以外での看取り数		○	○		○

・二次救急医療施設、救急告示病院の認定・告示の有無

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
二次救急医療施設の認定の有無		○			○
救急告示病院の告示の有無		○			○

・医療機器の台数

【大項目（公表しなければならない項目）】			【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
CT	マルチスライス	64列以上		○	○		○
		16列以上64列未満		○	○		○
		16列未満		○	○		○
	その他			○	○		○
MRI	3T以上			○	○		○
	1.5T以上3T未満			○	○		○
	1.5T未満			○	○		○
その他	血管連続撮影装置			○	○		○
	SPECT			○	○		○
	PET			○	○		○
	PETCT			○	○		○
	PETMRI			○	○		○
	強度変調放射線治療器			○	○		○
	遠隔操作式密封小線源治療装置			○	○		○

・退院調整部門の設置状況

【大項目（公表しなければならない項目）】		【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
退院調整部門の有無			○	○		○
退院調整部門に勤務する人数	医師（専従・専任別）		○	○		○
	看護職員（専従・専任別）		○	○		○
	MSW（専従・専任別）		○	○		○
	MSWのうち社会福祉士（専従・専任別）		○	○		○
	事務員（専従・専任別）		○	○		○
	その他（専従・専任別）		○	○		○

・有床診療所の多様な機能

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
有床診療所の病床の役割			○	－	－

・入院患者数の状況

【大項目（公表しなければならない項目）】			【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
年間	新規入棟（入院）患者数			○	○	○	
	入棟（入院）前の場所別	予定入院の患者・院内の他病棟からの転棟患者		○		○	
		救急医療入院の予定外入院の患者		○		○	
		救急医療入院以外の予定外入院の患者		○		○	
		急変による入院患者			○	－	－
		他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入割合			○	－	－
	在棟（在院）患者延べ数（年間）			○	○	○	
	退棟（退院）患者数（年間）			○	○	○	

・入院患者数の状況（入院前の場所・退院先の場所別）

【大項目（公表しなければならない項目）】			【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
1か月間	新規入棟（入院）患者数			○	○	○	
	入棟（入院）前の場所別	院内の他病棟からの転棟		○		○	
		家庭からの入院		○	○	○	
		他の病院、診療所からの転院		○	○	○	
		介護施設、福祉施設からの入院		○	○	○	
		院内の出生		○	○	○	
		その他		○	○	○	
	退棟（退院）患者数			○	○	○	
	退棟（退院）先の場所別	院内の他病棟へ転棟		○		○	
		家庭へ退院		○	○	○	
		他の病院、診療所へ転院		○	○	○	
		介護老人保健施設に入所		○	○	○	
		介護老人福祉施設に入所		○	○	○	
		社会福祉施設・有料老人ホーム等に入所		○	○	○	
		死亡退院等		○	○	○	
		その他		○	○	○	

・退院後に在宅医療を必要とする患者の状況

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
退院した患者数（1か月間）		○	○	○	
退院後1か月以内に自院が在宅医療を提供する予定の患者数		○	○	○	
退院後1か月以内に他施設が在宅医療を提供する予定の患者数		○	○	○	
退院後1か月以内に在宅医療を必要としない患者数（死亡退院含む）		○	○	○	
退院後1か月以内の在宅医療の実施予定が不明の患者数		○	○	○	

【具体的な医療の内容】

・幅広い手術の実施状況

【大項目（公表しなければならない項目）】		【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
手術総数			○	○		○
臓器別の状況	皮膚・皮下組織		○	○		○
	筋骨格系・四肢・体幹		○	○		○
	神経系・頭蓋		○	○		○
	眼		○	○		○
	耳鼻咽喉		○	○		○
	顔面・口腔・頸部		○	○		○
	胸部		○	○		○
	心・脈管		○	○		○
	腹部		○	○		○
	尿路系・副腎		○	○		○
	性器		○	○		○
全身麻酔の手術総数			○	○		○
臓器別の状況	皮膚・皮下組織		○	○		○
	筋骨格系・四肢・体幹		○	○		○
	神経系・頭蓋		○	○		○
	眼		○	○		○
	耳鼻咽喉		○	○		○
	顔面・口腔・頸部		○	○		○
	胸部		○	○		○
	心・脈管		○	○		○
	腹部		○	○		○
	尿路系・副腎		○	○		○
	性器		○	○		○
胸腔鏡下手術			○	○		○
腹腔鏡下手術			○	○		○
内視鏡手術用支援機器加算			○	○		○

・がん、脳卒中、心筋梗塞等への治療状況

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】				病院	有床診	病棟	施設
悪性腫瘍手術					○	○		○
病理組織標本作製					○	○		○
術中迅速病理組織標本作製					○	○		○
放射線治療	放射線治療管理料			1門照射、対向2門照射又は外部照射を行った場合	○	○		○
				非対向2門照射、3門照射又は腔内照射を行った場合	○	○		○
				4門以上の照射、運動照射、原対照射又は組織内照射を行った場合	○	○		○
				強度変調放射線治療（IMRT）による体外照射を行った場合	○	○		○
	放射性同位元素内用療法管理料			甲状腺癌に対するもの	○	○		○
				甲状腺機能亢進症に対するもの	○	○		○
				固形癌骨転移による疼痛に対するもの	○	○		○
				B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの	○	○		○
	体外照射	エックス線表在治療		1回目	○	○		○
				2回目	○	○		○
		高エネルギー放射線治療	1回目	1門照射又は対向2門照射を行った場合	○	○		○
				非対向2門照射又は3門照射を行った場合	○	○		○
				4門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合	○	○		○
			2回目	1門照射又は対向2門照射を行った場合	○	○		○
				非対向2門照射又は3門照射を行った場合	○	○		○
				4門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合	○	○		○
		強度変調放射線治療（IMRT）		1回目	○	○		○
				2回目	○	○		○
	ガンマナイフによる定位放射線治療				○	○		○
	直線加速器による放射線治療（一連につき）			定位放射線治療の場合	○	○		○
				定位放射線治療以外の場合	○	○		○
	全身照射（一連につき）				○	○		○
	電磁波温熱療法（一連につき）			深在性悪性腫瘍に対するもの	○	○		○
				浅在性悪性腫瘍に対するもの	○	○		○
	密封小線源治療（一連につき）	外部照射			○	○		○
		腔内照射		高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合	○	○		○
				その他の場合	○	○		○
		組織内照射		前立腺癌に対する永久挿入療法	○	○		○
				高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合	○	○		○
				その他の場合	○	○		○
		放射線粒子照射（本数に関係なく）			○	○		○
化学療法					○	○		○
がん患者指導管理料1及び2	がん患者指導管理料1				○	○		○
	がん患者指導管理料2				○	○		○
抗悪性腫瘍剤局所持続注入					○	○		○
肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入					○	○		○

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】		病院	有床診	病棟	施設
分娩件数（正常分娩、帝王切開を含む、死産を除く）			○	○	○	
超急性期脳卒中加算			○	○		○
脳血管内手術	脳血管内手術　1箇所		○	○		○
	脳血管内手術　2箇所以上		○	○		○
	脳血管内ステントを用いるもの		○	○		○
	経皮的脳血管形成術		○	○		○
	経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術		○	○		○
	経皮的脳血栓回収術		○	○		○
経皮的冠動脈形成術	経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞）		○	○		○
	経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症）		○	○		○
	経皮的冠動脈形成術（その他）		○	○		○
	経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテル）		○	○		○
	経皮的冠動脈形成術（エキシマレーザー血管形成用カテーテル）		○	○		○
	経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞）		○	○		○
	経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症）		○	○		○
	経皮的冠動脈ステント留置術（その他）		○	○		○
	冠動脈内血栓溶解療法		○	○		○
	経皮的冠動脈血栓吸引術		○	○		○
入院精神療法（Ⅰ）			○	○		○
精神科リエゾンチーム加算			○	○		○

・重症患者への対応状況

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】		病院	有床診	病棟	施設
ハイリスク分娩管理加算			○	○		○
ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅱ）			○	○		○
救急搬送診療料			○	○		○
観血的肺動脈圧測定	1時間以内又は1時間につき		○	○		○
	2時間を超えた場合		○	○		○
持続緩徐式血液濾過			○	○		○
大動脈バルーンパンピング法	初日		○	○		○
	2日目以降		○	○		○
経皮的心肺補助法	初日		○	○		○
	2日目以降		○	○		○
補助人工心臓・植込型補助人工心臓	補助人工心臓	初日	○	○		○
		2日目以降30日目まで	○	○		○
		31日目以降	○	○		○
	植込型補助人工心臓（拍動流型）	初日	○	○		○
		2日目以降30日目まで	○	○		○
		31日目以降90日目まで	○	○		○
		91日目以降	○	○		○
	植込型補助人工心臓（非拍動流型）	初日	○	○		○
		2日目以降30日目まで	○	○		○
		31日目以降90日目まで	○	○		○
		91日目以降	○	○		○
頭蓋内圧持続測定（3時間を超えた場合）			○	○		○
人工心肺	初日		○	○		○
	2日目以降		○	○		○
血漿交換療法			○	○		○
吸着式血液浄化法			○	○		○
血球成分除去療法			○	○		○
一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価に用いた評価票の種類			○		○	
重症度、医療・看護必要度の評価において、A得点2点以上かつB得点3点以上の患者割合			○		○	
A得点2点以上の患者割合			○		○	
B得点3点以上の患者割合			○		○	

・救急医療の実施状況

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
院内トリアージ実施料		○	○		○
休日夜間救急搬送医学管理料		○	○		○
精神科疾患患者等受入加算		○	○		○
救急医療管理加算1及び2	救急医療管理加算1	○	○		○
	救急医療管理加算2	○	○		○
在宅患者緊急入院診療加算	在宅療養支援病院等の場合	○	○		○
	連携医療機関である場合（上記を除く）	○	○		○
	上記以外の場合	○	○		○
救急搬送患者地域連携紹介加算		○	○		○
地域連携診療計画管理料		○	○		○
救命のための気管内挿管		○	○		○
体表面ペーシング法又は食道ペーシング法		○	○		○
非開胸的心マッサージ	30分までの場合	○	○		○
	30分を超えた場合	○	○		○
カウンターショック	非医療従事者向け自動除細動器を用いた場合	○	○		○
	その他の場合	○	○		○
心膜穿刺		○	○		○
食道圧迫止血チューブ挿入法		○	○		○
休日に受診した患者延べ数		○	○		○
うち診察後直ちに入院となった患者延べ数		○	○		○
夜間に受診した患者延べ数		○	○		○
うち診察後直ちに入院となった患者延べ数		○	○		○
救急車の受入件数		○	○		○

・急性期後の支援、在宅復帰の支援の状況

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
退院調整加算1（一般病棟入院基本料等）	14日以内の期間	○	○		○
	15日以上30日以内の期間	○	○		○
	31日以上の期間	○	○		○
退院調整加算2（療養病棟入院基本料等）	30日以内の期間	○	○		○
	31日以上90日以内の期間	○	○		○
	91日以上120日以内の期間	○	○		○
	121日以上の期間	○	○		○
救急・在宅等支援（療養）病床初期加算及び有床診療所一般病床初期加算	一般病棟入院基本料	○	○		○
	地域包括ケア病棟入院料	○	○		○
	特定一般病棟入院料	○	○		○
	有床診療所入院基本料	○	○		○
	療養病棟入院基本料	○	○		○
	有床診療所療養病床入院基本料	○	○		○
救急搬送患者地域連携受入加算		○	○		○
地域連携診療計画退院時指導料（Ⅰ）		○	○		○
退院時共同指導料2		○	○		○
介護支援連携指導料		○	○		○
退院時リハビリテーション指導料		○	○		○
退院前訪問指導料		○	○		○

・全身管理の状況

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】			病院	有床診	病棟	施設
中心静脈注射				○	○		○
呼吸心拍監視	1時間以内又は1時間につき			○	○		○
	3時間を超えた場合		7日以内の場合	○	○		○
			7日を超え14日以内の場合	○	○		○
			14日を超えた場合	○	○		○
酸素吸入				○	○		○
観血的動脈圧測定（1時間を越えた 場合）				○	○		○
ドレーン法、胸腔若しくは腹腔洗浄	ドレーン法（ドレナージ）		持続的吸引を行うもの	○	○		○
			その他のもの	○	○		○
	胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む）			○	○		○
	腹腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む）			○	○		○
人工呼吸（5時間を超えた場合）				○	○		○
人工腎臓、腹膜灌流	人工腎臓	慢性維持透析を行った場合	4時間未満の場合	○	○		○
			4時間以上5時間未満の場合	○	○		○
			5時間以上の場合	○	○		○
		慢性維持透析濾過（複雑なもの）を行った場合		○	○		○
		その他の場合		○	○		○
	腹膜灌流	連続携行式腹膜灌流		○	○		○
		その他の腹膜灌流		○	○		○
経管栄養カテーテル交換法				○	○		○

・疾患に応じたリハビリテーション・早期からのリハビリテーションの実施状況

【大項目（公表しなければならない項目）】		【内訳項目】		病院	有床診	病棟	施設
疾患別リハビリテーション料				○	○		○
	心大血管疾患リハビリテーション料	心大血管疾患ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料（Ⅰ）		○	○		○
		心大血管疾患ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料（Ⅱ）		○	○		○
	脳血管疾患等リハビリテーション料	脳血管疾患等ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料（Ⅰ）	廃用症候群以外の場合	○	○		○
			廃用症候群の場合	○	○		○
		脳血管疾患等ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料（Ⅱ）	廃用症候群以外の場合	○	○		○
			廃用症候群の場合	○	○		○
		脳血管疾患等ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料（Ⅲ）	廃用症候群以外の場合	○	○		○
			廃用症候群の場合	○	○		○
	運動器リハビリテーション料	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）		○	○		○
		運動器リハビリテーション料（Ⅱ）		○	○		○
		運動器リハビリテーション料（Ⅲ）		○	○		○
	呼吸器リハビリテーション料	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）		○	○		○
		呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）		○	○		○
	難病患者リハビリテーション料			○	○		○
	障害児（者）リハビリテーション料	6歳未満の患者の場合		○	○		○
		6歳以上18歳未満の患者の場合		○	○		○
		18歳以上の患者の場合		○	○		○
	がん患者リハビリテーション料			○	○		○
	認知症患者リハビリテーション料			○	○		○
早期リハビリテーション加算（リハビリテーション料）				○	○		○
初期加算（リハビリテーション料）				○	○		○
摂食機能療法				○	○		○
リハビリテーション充実加算（回復期リハビリテーション病棟入院料）				○	○		○
体制強化加算（回復期ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ病棟入院料）				○	○		○
休日リハビリテーション提供体制加算（回復期リハビリテーション病棟入院料）				○	○		○
入院時訪問指導加算（リハビリテーション総合計画評価料）				○	○		○
リハビリテーションを要する状態にある患者の割合				○	○	○	
平均リハ単位数（1患者1日当たり）				○	○	○	
過去1年間の総退棟患者数				○	○	○	
	うち入院時の日常生活機能評価が10点以上の患者数			○	○	○	
	うち退棟時の日常生活機能評価が、入院時に比較して4点以上（※）改善していた患者数 ※回復期リハビリテーション病床入院料2または3の場合は3点以上			○	○	○	

・長期療養患者の受入状況

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
療養病棟入院基本料1．2（A～I）		○	○		○
褥瘡評価実施加算（療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料）		○	○		○
重度褥瘡処置		○	○		○
重症皮膚潰瘍管理加算		○	○		○

・重度の障害児等の受入状況

【大項目（公表しなければならない項目）】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
難病等特別入院診療加算		○	○		○
特殊疾患入院施設管理加算		○	○		○
超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算		○	○		○
強度行動障害入院医療管理加算		○	○		○
難病患者リハ、障害児（者）リハ（再掲）		○	○		○

医療計画について（局長通知）　改正

改　正　後	現　行
医政発 0331 第 57 号 平成 29 年３月 31 日 各都道府県知事　殿 厚生労働省医政局長 医療計画について 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）が平成 26 年６月に成立し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第２条第１項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。）を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）が改正され、地域医療構想（法第 30 条の４第２項第７号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）が導入された。 地域医療構想において、都道府県は、二次医療圏（法第 30 条の４第２項第 12 号に規定する区域をいう。以下同じ。）を基本とした構想区域（同項第７号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）ごとに、2025 年の病床の機能区分（法第 30 条の 13 第１項に規定する病床の機能区分をいう。以下同じ。）ごとの病床数の必要量とその達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項を定めることとされており、平成 28 年度末までに、全ての都道府県において地域医療構想を策定する見込みとなっていることから、今後は、地域医療構想の達成に向けた取組を進めていくことが求められている。 今般の医療計画の策定に当たっては、平成 28 年５月より開催した、医療計画の見直し等に関する検討会における意見のとりまとめ等を踏まえ、 ①　急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築 ②　疾病・事業横断的な医療提供体制の構築 ③　５疾病・５事業及び在宅医療に係る指標の見直し等による政策循環の仕組みの強化 ④　介護保険事業（支援）計画等の他の計画との整合性の確保 などの観点から、法第 30 条の３第１項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成 19 年厚生労働省告示第 70 号。以下「基本方針」という。）の改正を行うとともに、別紙	医政発 0330 第 28 号 平成 24 年３月 30 日 各都道府県知事　殿 厚生労働省医政局長 医療計画について 我が国の社会保障改革については、「社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年２月 17 日閣議決定）」（以下「大綱」という。）に基づき、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組むこととされた。 大綱では、平成 24 年度における都道府県による新たな医療計画（平成 25 年度より実施）の策定に向け、 ①　医療機能の分化・連携を推進するため、医療計画の実行性を高めるよう、二次医療圏の設定の考え方を明示するとともに、疾病・事業ごとの PDCA サイクルを効果的に機能させる ②　在宅医療について、達成すべき目標、医療連携体制、人材確保等を記載する ③　精神疾患を既存の４疾病に追加し、医療連携体制を構築する などの観点から、医療計画作成指針を見直すこととされている。 また、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 30 条の３第１項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成 19 年厚生労働省告示第 70 号。以下「基本方針」という。）が、本年３月 22 日に改正され、本年４月１日からの適用とされたところである。 本改正においては、人口の急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化等に伴う患者の疾病構造の変化に対応するため、 ①　精神疾患の医療連携体制に求められる機能の明示 ②　居宅等における医療（在宅歯科医療を含む。以下「在宅医療」という。）の医療連携体制に求められる機能の明示 ③　疾病・事業及び在宅医療のそれぞれに係る地域の医療提供体制の現状の把握、課題の抽出、目標設定、施策の明示、達成状況等の調査・分析・評価 などの見直しが行われたところである。

「医療計画作成指針」（以下「指針」という。）の見直しを行った。 都道府県においては、患者本位の、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築し、国民の医療に対する安心、信頼の確保を図るために、基本方針の改正の趣旨を踏まえた医療計画の見直しを通じて、医療計画をより一層有効に機能させていくこと及び地域医療構想の達成に向けた取組を進めていくことが求められている。また、そのために必要な人材の育成を継続的に行っていくことも重要である。 また、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築及び居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、医療計画、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 118 条第１項に規定する都道府県介護保険事業支援計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）及び同法第 117 条第１項に規定する市町村介護保険事業計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）の整合性を確保することが必要である。平成 30 年度以降、各計画の作成・見直しのサイクルが一致することも踏まえ、医療と介護の連携を強化するため、計画の一体的な作成体制の整備等、必要な取組を推進していくことが重要である。 都道府県においては、前述の趣旨にのっとり、医療計画の見直しの趣旨、内容の周知徹底を図るとともに、指針に示す具体的手順を参考としながら、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画との整合性について十分に配慮した上で、その作成と推進に遺憾なきを期されたい。 なお、医療計画の作成に当たり、特に留意する事項については、以下に記すが、医療法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 74 号。平成 29 年４月２日全面施行予定。）による改正後の医療法に基づき記載している点に留意すること。また、医療従事者の確保、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成 26 年厚生労働省告示第 354 号。以下「医療介護総合確保方針」という。）第２の二の１に規定する協議の場における協議事項等については、新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会、医療従事者の需給に関する検討会、社会保障審議会医療部会及び介護保険部会等での議論を踏まえ、必要な見直しを行うこととする。	都道府県においては、患者本位の、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築し、国民の医療に対する安心、信頼の確保を図るために、大綱及び今般の基本方針の改正の趣旨を踏まえた医療計画の見直しを通じて、医療計画をより一層有効に機能させていくことが求められている。また、そのために必要な人材の育成を継続的に行っていくことも重要である。 新たな医療計画の見直しについては、原則として、現行の計画期間に関わらず、平成 25 年４月からの適用を目指していることから、都道府県においては、前述の趣旨にのっとり、医療計画の見直しの趣旨、内容の周知徹底を図るとともに、別紙「医療計画作成指針」（以下「指針」という。）に示す具体的手順を参考としながら、その作成と推進に遺憾なきを期されたい。 厚生労働省としては、都道府県の PDCA サイクルを効果的に機能させる取り組みを支援するため、疾病・事業及び在宅医療ごとの指標を示すこととしているが、各都道府県の取り組み等を踏まえ、都道府県が指標を用いて把握した現状の公表、新たな指標の検討や医療計画の評価手順のあり方の検討等も随時行っていくことを考えている。 また、都道府県においても、地域の実情に応じて独自に指標を開発していくことが望ましい。独自に開発した指標が全国で参考になると考えられる場合は、厚生労働省に報告することをお願いする。 なお、医療計画の作成に当たり、特に留意する事項については、以下に記す。また、「医療計画について」（平成 19 年７月 20 日医政発第 0720003 号医政局長通知）は廃止する。

また、「医療計画について」（平成24年３月30日付け医政発0330第28号厚生労働省医政局長通知）、「地域医療構想策定ガイドライン等について」（平成27年３月31日付け医政発0331第53号厚生労働省医政局長通知）、「第十一次へき地保健医療計画の策定等について」（平成22年５月20日付け医政発0520第９号厚生労働省医政局長通知）及び「周産期医療の確保について」（平成22年１月26日付け医政発0126第１号厚生労働省医政局長通知）は廃止する。	
記	記
１　医療計画の作成について 医療計画の作成に当たっては、指針を参考として、基本方針に即して、かつ、医療提供体制の現状、今後の医療需要の推移等地域の実情に応じて、関係者の意見を十分踏まえた上で行なうこと。	**１　医療計画の作成について** 医療計画の作成に当たっては、指針を参考として、基本方針に即して、かつ、医療提供体制の現状、今後の医療需要の推移等地域の実情に応じて、関係者の意見を十分踏まえた上で行なうこと。
２　医療連携体制について (1)　医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項については、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の５疾病（以下「５疾病」という。）、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の５事業（以下「５事業」という。）並びに在宅医療を医療計画に定めることとする。 なお、ロコモティブシンドローム、フレイル、肺炎、大腿骨頚部骨折等については、５疾病に加えることとはしないものの、その対策については、他の関連施策と調和を図りつつ、疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した総合的な対策を講ずること。 ５疾病・５事業及び在宅医療については、施策や事業の結果（アウトプット）のみならず、住民の健康状態や患者の状態（成果（アウトカム））に対してどれだけの影響（インパクト）を与えたかという観点から施策及び事業の評価と改善を行う仕組みを、政策循環の中に組み込んでいくこととし、全都道府県共通の指標を用いることなどにより、医療提供体制に関する現状を把握し、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年３月31日付け医政地発0331第３号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針」（以下「疾病・事業及び在宅医療指針」という。）で述べる５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれの目指すべき方向の各事項を踏まえて、対策上の課題を抽出し、課題の解決に向けた施策の明示及び数値目標の設定、それらの進捗状況の評価等を実施する。 第７次医療計画における指標は、医療計画の実効性をより一層高めるために政策循環の仕	**２　医療連携体制について** (1)　医療計画の記載事項として、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の４疾病に、新たに精神疾患を追加し、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の５事業並びに在宅医療（以下「５疾病・５事業及び在宅医療」という。）に係る医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制（以下「医療連携体制」という。）に関する事項を医療計画に定めることとされたこと。 また、５疾病・５事業及び在宅医療については、全都道府県共通の、病期・医療機能及びストラクチャー・プロセス・アウトカムに分類した指標を用いることなどにより、地域の医療提供体制に関する調査を通じて現状を把握した上で、別に通知する指針で述べる５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについての目指すべき方向（以下「目指すべき方向」という。）の各事項を踏まえて、課題を抽出し、課題の解決に向けた数値目標の設定及び施策の明示、それらの進捗状況の評価等を実施する。その際には、個々の施策が数値目標の改善にどれだけの効果をもたらしているか、また、目指すべき方向の各事項に関連づけられた施策群が全体として効果を発揮しているかという観点も踏まえ、個々の施策や数値目標並びに目指すべき方向への達成状況の評価を行い、その評価結果を踏まえ、必要に応じて医療計画の見直しを行う仕組みを、政策循環の中に組み込んでいくことが必要となること。 これは医療計画の実効性をより一層高めるために政策循環の仕組みを強化するとともに、

組みを強化するとともに、共通の指標により現状把握を行うことで、都道府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を客観的に比較できるようなものとするため、指標を見直すこと。なお、指標については、疾病・事業及び在宅医療指針を参照すること。	共通の指標により現状把握を行うことで都道府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を客観的に比較できるようにしたことに留意すること。なお、上記の指標については、別途通知する疾病・事業及び在宅医療の医療提供体制構築に係る指針で示すこととしており、全都道府県で入手可能な指標（以下「必須指標」という。）、独自調査やデータの解析等により入手可能な指標（以下「推奨指標」という。）などに分類される。各都道府県は、少なくとも「必須指標」及び「推奨指標」により把握した数値を医療計画に記載した上で、地域の医療提供体制についての現状把握を行うことが必要である。 　また、例示した指標のうち「必須指標」及び「推奨指標」以外の指標も含め、現状把握のために活用するか否かについて、作業部会等で検討を行うとともに、その結果を公表し、厚生労働省に報告すること。 （参考） ストラクチャー指標 ：医療サービスを提供する物質資源、人的資源及び組織体制を測る指標 プロセス指標 ：実際にサービスを提供する主体の活動や、他機関との連携体制を測る指標 アウトカム指標 ：医療サービスの結果としての住民の健康状態を測る指標
(2)　急速な高齢化の進展の中で、疾病構造の変化や地域医療の確保といった課題に対応するためには、求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下、医療機関及び関係機関が機能を分担及び連携することにより、切れ目なく医療を提供する体制を構築することが必要である。また、医療及び介護を取り巻く地域ごとの多様な状況に対応するため、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用し、地域包括ケアシステムの構築を進めていく上でも、医療機関と関係機関との連携は重要である。	(2)　医療計画に定める疾病に新たに追加された精神疾患の医療体制の構築にあたっては、以下の目的を達成するために、医療機能に着目した診療実施施設等の役割分担の明確化などを通じて、発症から診断、治療、地域生活・社会復帰までの支援体制を明示すること。 ①　住み慣れた身近な地域で基本的な医療支援を受けられる体制を構築すること。 ②　精神疾患の患者像に応じた医療機関の機能分担と連携により、適切に保健・福祉・介護・生活支援・就労支援等のサービスと協働しつつ、総合的に必要な医療を受けられる体制を構築すること。 ③　症状が多彩にもかかわらず自覚しにくい、症状が変化しやすい等のため、医療支援が届きにくいという特性を踏まえ、アクセスしやすく、必要な医療を受けられる体制を構築すること。 ④　手厚い人員体制や退院支援・地域連携の強化など、必要な時に入院し、できる限り短期間で退院できる体制を構築すること。 ⑤　医療機関等が提供できる医療支援の内容や実績等についての情報を積極的に公開することで、患者が医療支援を受けやすい環境を構築すること。 (3)　また、医療体制を充実・強化することとなった在宅医療については、以下の目的を達成するために、在宅医療についての地域の医療提供体制の確保の状況、その連携状況及び患者急

	変時等の支援体制、医療従事者の確保を明示すること。 ① 患者自身が疾病等により通院困難な状態になっても、最後まで居宅等で必要な医療を受けられる体制を構築すること。 ② そのため、地域にどのような診療所、病院、訪問看護ステーション、調剤を実施する薬局等が存在し、かつ、どのような連携体制を組んでいるのか、また、患者の状態等に応じて適切な他の医療提供者等にどのように紹介するのかなどの仕組みがわかりやすく理解できるようにすること。 ③ 適切な療養環境を確保し、虚弱な状態になっても最後まで居宅等で暮らし続けたいと希望する患者や住民が安心感を持てるようにすること。 なお、歯科口腔ケアの充実が、在宅で療養する患者が質の高い生活を送る上で重要な役割を果たすことなどから、在宅歯科医療の提供等患者の歯科口腔保健を推進する体制についても明示すること。 また、医薬品の提供拠点としての調剤を実施する薬局の機能を活用するために、居宅等への医薬品等の提供体制についても明示すること。
3 医療従事者の確保等の記載事項について (1) 法第30条の4第2項第10号の医療従事者の確保については、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者について、将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するとともに、地域的な偏在や診療科間の偏在への対応を進める必要があること。 その際、医療提供施設相互間における連携体制を構築する取組自体が偏在解消への対策になることや、都道府県が中心となって地域の医療機関へ医師を派遣する仕組みを再構築することが求められていること。 これらを踏まえ、都道府県においては、法第30条の23第1項の規定に基づき、地域医療対策協議会の活用等により医療従事者の確保に関する事項に関し必要な施策を定めるための協議を行い、そこで定めた施策を医療計画に記載するとともに、公表し実施していくことが必要であること。 特に地域の医療機関で医師を確保するためには、地域の医療機関で勤務する医師のキャリア形成に係る不安の解消に向けて、大学等の関係機関と緊密に連携しつつ、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師の確保を支援する取組が必要であり、都道府県においては、地域医療支援センター等を活用して、必要な施策について地域の医療関係者等と協議の上推進していくことが必要であること。 (2) 法第30条の4第2項第11号の医療の安全の確保については、医療機器の安全管理等に関する事項として、高度な医療機器について、配置状況に加え稼働状況等も確認し、保守点検	**3 医療従事者の確保等の記載事項について** (1) 法第30条の4第2項第7号の医療従事者の確保については、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者について、将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するとともに、地域的な偏在や診療科間の偏在への対応を進める必要があること。 その際、医療提供施設相互間における連携体制を構築する取組自体が偏在解消への対策になることや、都道府県が中心となって地域の医療機関へ医師を派遣する仕組みを再構築することが求められていること。 これらを踏まえ、都道府県においては、法第30条の12第1項に基づき、地域医療対策協議会の活用等により医療従事者の確保に関する事項に関し必要な施策を定めるための協議を行い、そこで定めた施策を医療計画に記載するとともに、公表し実施していくことが必要であること。 特に地域の医療機関で医師を確保するためには、地域の医療機関で勤務する医師のキャリア形成に係る不安の解消に向けて、大学等の関係機関と緊密に連携しつつ、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師の確保を支援する取り組みが必要であり、都道府県においては、地域医療支援センター等の組織を設置するとともに、必要な施策について地域の医療関係者等と協議の上推進していくことが必要であること。

を含めた評価を行うこと。 　また、CT、MRI 等の医療機器を有する診療所については、当該機器の保守点検を含めた医療安全の取組状況について、定期的に報告を求めること。	
(3)　法第 30 条の４第３項第１号の地域医療支援病院の整備の目標その他医療提供施設の機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項として、特定の病院等が果たすべき機能について医療計画に記載する場合には、事前にその開設者と十分な意見調整を行うものとすること。	(2)　法第 30 条の４第３項第１号の地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項として、特定の病院等が果たすべき機能について医療計画に記載する場合には、事前にその開設者と十分な意見調整を行うものとすること。
４　基準病床数及び特定の病床等に係る特例等について	**４　基準病床数及び特定の病床等に係る特例等について**
(1)　法第 30 条の４第２項第 14 号に規定する基準病床数の算定は、病院の病床及び診療所の病床（以下「病院の病床等」という。）に対して行うものであること。 　なお、基準病床数並びに二次医療圏及び三次医療圏（同項第 13 号に規定する区域をいう。）の設定については、厚生労働省令で定める標準により実施すること。これは、病院の病床等の適正配置を図るためには、全都道府県において統一的に実施しなければ実効を期しがたいからであること。	(1)　法第 30 条の４第２項第 11 号の基準病床数の算定は、病院の病床及び診療所の病床（以下「病院の病床等」という。）に対して行うものであること。 　なお、基準病床数及び法第 30 条の４第２項第９号及び 10 号の区域（以下「二次医療圏」及び「三次医療圏」という。）の設定については、厚生労働省令で定める標準により実施すること。これは、病院の病床等の適正配置を図るためには、全都道府県において統一的に実施しなければ実効を期しがたいからであること。
(2)　既設の二次医療圏が、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討すること。その際には、圏域内の人口規模が患者の受療動向に大きな影響を与えていることから、人口規模や、当該圏域への患者の流入及び当該圏域からの患者の流出の実態等を踏まえて見直しを検討すること。 　特に、人口規模が 20 万人未満であり、かつ、二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合（以下「流入患者割合」という。）が 20%未満、推計流出入院患者割合（以下「流出患者割合」という。）が 20%以上となっている既設の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられるため、設定の見直しについて検討することが必要である。なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要である。 　また、構想区域と二次医療圏が異なっている場合は、一致させることが適当であることから、構想区域に二次医療圏を合わせるよう必要な見直しを行うこと。	(2)　既設の二次医療圏が、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討すること。その際には、圏域内の人口規模が患者の受療動向に大きな影響を与えていることから、人口規模や、当該圏域への患者の流入及び当該圏域からの患者の流出の実態等を踏まえて見直しを検討すること。 　特に、人口規模が 20 万人未満であり、且つ、二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合（以下「流入患者割合」という。）が 20%未満、推計流出入院患者割合（以下「流出患者割合」という。）が 20%以上となっている既設の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられるため、設定の見直しについて検討することが必要である。なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要である。
(3)　法第 30 条の４第７項及び第８項の規定による特例は、大規模な都市開発等により急激な人口の増加が見込まれ、現在人口により病床数を算定することが不適当である場合、特殊な疾病にり患する者が異常に多い場合等病床に対する特別の需要があると認められる場合に行うものとすること。 　なお、今後高齢者人口の増加が更に進む地域においては、医療需要の増加が大きく見込まれ、それに応じた医療提供体制の整備が求められることから、既存病床数が基準病床数を超	(3)　法第 30 条の４第６項及び第７項における特例は、大規模な都市開発等により急激な人口の増加が見込まれ、現在人口により病床数を算定することが不適当である場合、特殊な疾病にり患する者が異常に多い場合等病床に対する特別の需要があると認められる場合に行うものとすること。

えている地域で病床数の必要量が将来においても既存病床数を大きく上回ると見込まれる場合は、高齢者人口の増加等に伴う医療需要の増加を勘案し、基準病床数の見直しについて毎年検討するとともに、同条第７項の規定による特例で対応すること。	
(4)　法第 30 条の４第９項の規定による特定の病床に係る特例の対象となる病院の病床等、特に今後各区域において整備する必要があるものに限り、各区域において基準病床数を超える病床が存在する等の場合でも必要に応じ例外的に整備できるものであること。 　この場合において、特例の対象とされる数は、当該申請に係る病床と機能及び性格を同じくする既存の病床数等を勘案し、必要最小限とすること。 　なお、これらの特例の対象となった病床については、既存病床数として算定するものであること。	(4)　法第 30 条の４第８項の規定による特定の病床に係る特例の対象となる病院の病床等、特に今後各区域において整備する必要があるものに限り、各区域において基準病床数を超える病床が存在する等の場合でも必要に応じ例外的に整備できるものであること。 　この場合において、特例の対象とされる数は、当該申請に係る病床と機能及び性格を同じくする既存の病床数等を勘案し、必要最小限とすること。 　なお、これらの特例の対象となった病床については、既存病床数として算定するものであること。
(5)　法第 30 条の４第 10 項の規定による特例は、地域医療連携推進法人（法第 70 条の５第１項に規定する地域医療連携推進法人をいう。以下同じ。）の参加法人（法第 70 条第１項に規定する参加法人をいう。以下同じ。）同士又は同一参加法人内で、地域医療構想の達成を推進するために必要なものであり、病床数の合計が増加しておらず、地域医療連携推進法人の地域医療連携推進評議会（法第 70 条の３第１項第１号に規定する地域医療連携推進評議会をいう。）の意見を聴き、また、当該意見を尊重した上で行われる場合に実施できるものであること。 　なお、必要な病床数を認めるに当たっては、病院の病床等の増加等の申請に係る構想区域における地域医療構想調整会議（法第 30 条の 14 第１項に規定する協議の場をいう。）の協議の方向性に沿ったものであることを確認すること。	
(6)　法第 30 条の４第７項から第 10 項までの規定による特例については、都道府県医療審議会に諮ること。 　この場合、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠を明らかにして当該都道府県医療審議会の意見を聴くものとすること。 　また、前記の規定（法第 30 条の４第 10 項の規定を除く。）に基づき、特例としての取扱いを受ける数について厚生労働大臣に協議するときは、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠等を記載した申請書（別紙様式１、２）に当該都道府県医療審議会の意見を附すること。	(5)　法第 30 条の４第６項、第７項及び第８項による特例については、都道府県医療審議会に諮ること。 　この場合、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠を明らかにして当該都道府県医療審議会の意見を聴くものとすること。 　また、前記の規定に基づき、特例としての取扱いを受ける数について厚生労働大臣に協議するときは、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠等を記載した申請書（別紙様式１、２）に当該都道府県医療審議会の意見を附すること。
５　既存病床数及び申請病床数について	**５　既存病床数及び申請病床数について**
(1)　医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 30 条の 33 第１項第１号により国の開設する病院又は診療所であって宮内庁、防衛省等の所管するもの、特	(1)　規則第 30 条の 33 第１項第１号により国の開設する病院又は診療所であって宮内庁、防衛省等の所管するもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う

定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所等の病床について、既存病床数及び当該申請に係る病床数の算定に当たり、当該病床の利用者のうち、職（隊）員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者等の部外者が占める率による補正を行うこととしているのは、それらの病院又は診療所の病床については部外者が利用している部分を除いては、一般住民に対する医療を行っているとはいえないからであること。 なお、当該病院又は当該診療所の開設許可の申請があったときは、その開設の目的につき十分審査するものとすること。また、開設の目的につき変更の申請があったときも同様とすること。	病院又は診療所等の病床について、既存病床数及び当該申請に係る病床数の算定に当たり、当該病床の利用者のうち、職（隊）員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者等の部外者が占める率による補正を行うこととしているのは、それらの病院又は診療所の病床については部外者が利用している部分を除いては、一般住民に対する医療を行っているとはいえないからであること。 なお、当該病院又は当該診療所の開設許可の申請があったときは、その開設の目的につき十分審査するものとすること。また、開設の目的につき変更の申請があったときも同様とすること。
(2) 放射線治療病室の病床については、専ら治療を行うために用いられる病床であることから、これを既存病床数及び当該申請に係る病床数として算定しないものとすること。 無菌病室、集中治療室（ICU）及び心臓病専用病室（CCU）の病床については、専ら当該病室の病床に収容された者が利用する他の病床が同一病院又は診療所（以下「病院等」という。）内に別途確保されているものは、既存の病床数として算定しないものとしていたが、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第27号。以下「改正省令」という。）による改正により、平成30年４月１日以降はこれまで既存の病床数として算定していなかったものを含めて、全て既存の病床数として算定すること。	(2) 放射線治療病室の病床については、専ら治療を行うために用いられる病床であることから、これを既存病床数及び当該申請に係る病床数として算定しないものとすること。 無菌病室、集中治療室（ICU）及び心臓病専用病室（CCU）の病床については、専ら当該の病室の病床に収容された者が利用する他の病床が同一病院又は診療所（以下「病院等」という。）内に別途確保されているものは、病床数として算定しないものとすること。なお、無菌病室、ICU及びCCUの病床数のうち、既存病床数及び当該申請に係る病床数として算定しないものの数を決定するに当たっては、当該病院等及び当該病院等と機能及び性格を同じくする病院等の病床利用の実績等を考慮するものとすること。
(3) 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床数に算定しないこと。	(3) 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床数に算定しないこと。
(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第１項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第１項第１号又は第61条第１項第１号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床数に算定しないこと。	(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第１項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第１項第１号又は第61条第１項第１号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床数に算定しないこと。
(5) 診療所の一般病床のうち、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第３条第３項に定める「特定病床」については、別途政令で定める日までの間、既存の病床数に算定しないこと。	(5) 診療所の一般病床のうち、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第３条第３項に定める「特定病床」については、別途政令で定める日までの間、既存の病床数に算定しないこと。
(6) 平成30年４月１日以降、診療所の療養病床又は一般病床について、改正省令による改正後の規則第１条の14第７項第１号又は第２号に該当する診療所として都道府県医療審議会の議を経たときは、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることとなるが、既存の病床数の算定に当たっては当該届出病床も含めて算定を行うこと。	(6) 診療所の一般病床について、規則第１条の14第７項第１号から第３号までに該当する診療所として都道府県医療審議会の議を経たときは、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることとなるが、既存病床数の算定に当たっては当該届出病床も含めて算定を行うこと。
6 医療計画の作成手順等について	**6 医療計画の作成手順等について**

(1)　法第30条の４第12項の「医療と密接な関連を有する施策」とは、基本方針第九に掲げる方針等が該当すること。	(1)　法第30条の４第９項の「医療と密接な関連を有する施策」とは、基本方針の「第７　その他医療提供体制の確保に関する重要事項」に掲げる方針等が該当すること。
(2)　法第30条の４第13項の規定において、都道府県は医療計画を作成するに当たり、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うこと。 　これは、５疾病・５事業及び在宅医療に係る医療連携体制の構築など、施策の内容によっては、より広域的な対応が求められることから、都道府県内における自己完結にこだわることなく、当該都道府県の境界周辺の地域における医療を確保するために、必要に応じて隣接県等との連携を図ることが求められているものである。	(2)　法第30条の４第10項の規定において、都道府県は医療計画を作成するに当たり、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うこと。 　これは、５疾病・５事業及び在宅医療に係る医療連携体制の構築など、施策の内容によっては、より広域的な対応が求められることから、都道府県内における自己完結にこだわることなく、当該都道府県の境界周辺の地域における医療を確保するために、必要に応じて隣接県等との連携を図ることが求められているものである。
(3)　法第30条の４第14項の「診療又は調剤に関する学識経験者の団体」としては、都道府県の区域を単位として設立された医師会、歯科医師会及び薬剤師会が考えられること。	(3)　法第30条の４第11項の「診療又は調剤に関する学識経験者の団体」としては、都道府県の区域を単位として設立された社団法人である医師会、歯科医師会及び薬剤師会が考えられること。
(4)　法第30条の４第15項の規定により、医療計画の作成等に関して、都道府県ごとに設けられている保険者協議会（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第157条の２第１項に規定する協議会をいう。）の意見を事前に聴くこと。	
(5)　法第30条の４第16項の規定における医療計画の変更とは、法第30条の６の規定に基づく変更をいうものであり、例えば、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制において、医療機能を担う医療提供施設を変更する場合などは、この規定に基づく医療計画の変更には当たらないこと。	(4)　法第30条の４第12項の規定における医療計画の変更とは、法第30条の６の規定に基づく変更をいうものであり、例えば、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制において、医療機能を担う医療提供施設を変更する場合などは、この規定に基づく医療計画の変更には当たらないこと。
(6)　医療計画については、法第30条の６の規定に基づき、６年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更すること。また、在宅医療その他必要な事項については、３年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更すること。	
(7)　医療計画、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、医療介護総合確保方針第２の二の１に規定する協議の場を設置すること。 　また、病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性の確保が重要であることから、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画において掲げる介護の整備目標と、医療計画において掲げる在宅医療の整備目標が整合的なものとなるよう、当該協議の場において、必要な事項についての協議を行うこと。	
７　医療計画の推進について	**７　医療計画の推進について**
(1)　法第30条の７第１項において、医療提供施設の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるとともに、同	(1)　法第30条の７第１項の規定において、医療提供施設の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものと

条第２項において、必要な協力をするに際しては、他の医療提供施設との業務の連携を図りつつ、それぞれ定められた役割を果たすよう努めるものとされていること。また、同条第３項において、病院又は診療所の管理者は在宅医療を提供し、又は福祉サービスとの連携を図りつつ、必要な支援を行うよう努めるものとされていること。	されていること。また、同条第２項の規定において、病院又は診療所の管理者は在宅医療を提供し、又は福祉サービスとの連携を図りつつ、必要な支援を行うよう努めるものとされていること。
(2) 法第 30 条の７第４項の規定に基づく病院の開放化については、単に病床や医療機器の共同利用にとどまらず、当該病院に勤務しない地域の医師等の参加による症例の研究会や研修会の開催までを含めた広義のものであること。 また、医療計画の推進を図るに当たっては、大学における医学又は歯学に関する教育又は研究に支障を来さないよう十分配慮すること。なお、同項の「当該病院の医療業務」には、大学附属病院における当該大学の教育又は研究が含まれること。	(2) 法第 30 条の７第３項の規定に基づく病院の開放化については、単に病床や医療機器の共同利用にとどまらず、当該病院に勤務しない地域の医師等の参加による症例の研究会や研修会の開催までを含めた広義のものであること。 また、医療計画の推進を図るに当たっては、大学における医学又は歯学に関する教育又は研究に支障を来さないよう十分配慮すること。なお、同項の「当該病院の医療業務」には、大学附属病院における当該大学の教育又は研究が含まれること。
(3) 法第 30 条の９の規定に基づく国庫補助については、医療計画の達成を推進するために、医療計画の内容を考慮しつつ行うこととしていること。	(3) 法第 30 条の９の規定に基づく国庫補助については、医療計画の達成を推進するために、医療計画の内容を考慮しつつ行うこととしていること。
(4) 医療計画の推進の見地から、病院の開設等が法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告の対象とされた場合においては、独立行政法人福祉医療機構の融資を行わないこととしていること。	(4) 医療計画の推進の見地から、病院の開設等が法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告の対象とされた場合においては、独立行政法人福祉医療機構の融資を行わないこととしていること。
８ 都道府県知事の勧告について	**８ 都道府県知事の勧告について**
(1) 法第 30 条の 11 の「医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合」とは、原則として法第７条の２第１項各号に掲げる者以外の者が、病院の開設又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合、又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、その病床の種別に応じ、その病院又は診療所の所在地を含む二次医療圏又は都道府県の区域における既存の病床数が、医療計画に定める当該区域の基準病床数に既に達している場合又はその病院又は診療所の開設等によって当該基準病床数を超えることとなる場合をいうものであること。 また、「病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告する」とは、それぞれの行為の中止又はそれぞれの行為に係る申請病床数の削減を勧告することをいうものであること。なお、都道府県知事は、勧告を行うに先立ち、病院又は診療所を開設しようとする者に対し、可能な限り、他の区域における病院又は診療所の開設等について、助言を行うことが望ましいものであること。	(1) 法第 30 条の 11 の「医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合」とは、原則として法第７条の２第１項各号に掲げる者以外の者が、病院の開設又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合、又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、その病床の種別に応じ、その病院又は診療所の所在地を含む二次医療圏又は都道府県の区域における既存の病床数が、医療計画に定める当該区域の基準病床数に既に達している場合又はその病院又は診療所の開設等によって当該基準病床数を超えることとなる場合をいうものであること。 また、「病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告する」とは、それぞれの行為の中止又はそれぞれの行為に係る申請病床数の削減を勧告することをいうものであること。なお、都道府県知事は、勧告を行うに先立ち、病院又は診療所を開設しようとする者に対し、可能な限り、他の区域における病院又は診療所の開設等について、助言を行うことが望ましいものであること。
(2) 法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告は、法第７条の許可又は不許可の処分が行われるまでの間に行うものであること。	(2) 法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告は、第７条の許可又は不許可の処分が行われるまでの間に行うものであること。
(3) 精神病床、結核病床及び感染症病床については、都道府県の区域ごとに基準病床数を算定することとされているが、これらの病床が都道府県の一部に偏在している場合であって、開	(3) 精神病床、結核病床及び感染症病床については、都道府県の区域ごとに基準病床数を算定することとされているが、これらの病床が都道府県の一部に偏在している場合であって、開

設の申請等があった病院の所在地を含む二次医療圏及びこれと境界を接する他の二次医療圏（他の都道府県の区域内に設定された二次医療圏を含む。）の内にその申請に係る種別の病床がないときは、当該都道府県の区域における病院の病床数が医療計画に定める当該区域の基準病床数に既に達している等の場合であっても勧告の対象としないことが適当と考えられること。なお、その際には都道府県医療審議会の意見を聴くこと。	設の申請等があった病院の所在地を含む二次医療圏及びこれと境界を接する他の二次医療圏（他の都道府県の区域内に設定された二次医療圏を含む。）の内にその申請に係る種別の病床がないときは、当該都道府県の区域における病院の病床数が医療計画に定める当該区域の基準病床数に既に達している等の場合であっても勧告の対象としないことが適当と考えられること。なお、その際には都道府県医療審議会の意見を聴くこと。
(4) 病院又は診療所の開設者に変更があった場合であっても、その前後で病床の種別ごとの病床数が増加されないときは、勧告は行わないこと。	(4) 病院又は診療所の開設者に変更があった場合であっても、その前後で病床の種別ごとの病床数が増加されないときは、勧告は行わないこと。
(5) 病院又は診療所が移転する場合であっても、その前後で、その病院又は診療所が存在する二次医療圏内の療養病床及び一般病床の数並びに都道府県内の精神病床、結核病床又は感染症病床の数が増加されないときは、勧告は行わないこと。 なお、特定病床を有する診療所が移転する場合、その診療所が存在する二次医療圏内の既存病床数は当該特定病床分増加することとなるが、移転の前後で病床の種別ごとの病床数が増加されないときは、勧告は行わないものとする。	(5) 病院又は診療所が移転する場合であっても、その前後で、その病院又は診療所が存在する二次医療圏内の療養病床及び一般病床の数並びに都道府県内の精神病床、結核病床又は感染症病床の数が増加されないときは、勧告は行わないこと。 なお、特定病床を有する診療所が移転する場合、その診療所が存在する二次医療圏内の既存病床数は当該特定病床分増加することとなるが、移転の前後で病床の種別ごとの病床数が増加されないときは、勧告は行わないものとする。
(6) 病院を開設している者がその病院を廃止し、当該病院を開設していた場所において診療所の病床を設置する場合であっても、その診療所が存在する二次医療圏内の療養病床及び一般病床の数が増加されないときは、勧告は行わないこと。	(6) 病院を開設している者がその病院を廃止し、当該病院を開設していた場所において診療所の病床を設置する場合であっても、その診療所が存在する二次医療圏内の療養病床及び一般病床の数が増加されないときは、勧告は行わないこと。
(7) 国（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター及び国立大学法人を含む。以下同じ。）の開設する病院又は診療所については、法第６条に基づく医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第３条の規定により、法第 30 条の 11 の規定は適用されないこと。 なお、国が病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとするときは、「医療法の一部を改正する法律の施行に伴う国の開設する病院の取扱いについて」（昭和 39 年３月 19 日閣議決定）又は法第７条の２第８項の規定に基づき、主務大臣等は、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議等をするものとされていること。 この場合において、当職から関係都道府県知事に速やかにその旨及びその概要を通知するとともに、当該計画の審査をするために必要な資料及び医療計画の達成の推進を図る観点からの意見の提出を求めるものとすること。 また、当該計画に係る病院の開設等の承認の申請があったとき及びこれに承認を与えたと	(7) 国（独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、日本郵政公社及び国立大学法人を含む。以下同じ。）の開設する病院又は診療所については、法第６条に基づく医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第３条の規定により、法第 30 条の 11 の規定は適用されないこと。 なお、国が病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ若しくは病床の種別を変更しようとするときは、「医療法の一部を改正する法律の施行に伴う国の開設する病院の取扱いについて」（昭和 39 年３月 19 日閣議決定）又は法第７条の２第７項の規定に基づき、主務大臣等は、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議等をするものとされていること。 この場合において、当職から関係都道府県知事に速やかにその旨及びその概要を通知するとともに、当該計画の審査をするために必要な資料及び医療計画の達成の推進を図る観点からの意見の提出を求めるものとすること。 また、当該計画に係る病院の開設等の承認の申請があったとき及びこれに承認を与えたと

きは、当職から関係都道府県知事に通知するものとすること。 (8)　医育機関に附属する病院を開設しようとする者又は医育機関に附属する病院の開設者若しくは管理者に対して勧告しようとするときは、大学における医学又は歯学に関する教育研究に係る立場から、意見を述べる機会を与えることが望ましいものであること。 (9)　平成 30 年４月１日以降、診療所の療養病床又は一般病床の設置について、改正省令による改正後の規則第１条の 14 第７項第１号又は第２号に該当する次の診療所のいずれかとして都道府県医療審議会の議を経た場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることとなるため、勧告の対象とならないこと。 なお、次の診療所については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 18 年 12 月 27 日付け医政発第 1227017 号厚生労働省医政局長通知）における留意事項を参照されたい。 ①　法第 30 条の７第２項第２号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 ②　へき地の医療、周産期医療、小児医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所	きは、当職から関係都道府県知事に通知するものとすること。 (8)　医育機関に附属する病院を開設しようとする者又は医育機関に附属する病院の開設者若しくは管理者に対して勧告しようとするときは、大学における医学又は歯学に関する教育研究に係る立場から、意見を述べる機会を与えることが望ましいものであること。 (9)　診療所の一般病床の設置について、規則第１条の 14 第７項第１号から第３号までに該当する次の診療所のいずれかとして都道府県医療審議会の議を経た場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることとなるため、勧告の対象とならないこと。 なお、「医療計画に記載される診療所」については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 18 年 12 月 27 日医政発第 1227017 号医政局長通知）における留意事項を参照されたい。 ①　在宅医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所 ②　へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所 ③　①及び②に掲げる診療所のほか、例えば、周産期医療、小児医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所 (10)　次に掲げる病床について、平成 19 年１月１日以後に一般病床の設置の許可を受ける場合は、勧告の対象としないこと。 ①　平成 19 年１月１日前において、法第７条第１項又は第２項の規定により行われている診療所の開設の許可又は病床数の変更の許可の申請に係る診療所の療養病床以外の病床 ②　平成 19 年１月１日前において、建築基準法第６条第１項（同法第 87 条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、同法第４条の建築主事が受理している確認の申請書に係る診療所の療養病床以外の病床
９　公的性格を有する病院又は診療所の開設等の規制について 第30条の４第16項の規定により医療計画が公示された日以降における法第７条の２第１項各号に掲げるものが開設する公的性格を有する病院又は診療所の開設等の規制は、当該医療計画に定める区域及び基準病床数を基準として行われるものであること。 （別紙様式１、２）	**９　公的性格を有する病院の開設等の規制について** 法第30条の４第13項の規定により医療計画が公示された日以降における法第７条の２第１項各号に掲げるものが開設する公的性格を有する病院の開設等の規制は、当該医療計画に定める区域及び基準病床数を基準として行われるものであること。 （別紙様式１、２）

（別紙様式１）

番　　号
年　月　日

厚生労働大臣　　殿

都道府県知事

医療法第30条の４第７項の規定に基づく承認について

医療法第30条の４第７項の規定による病床数の加算について関係書類を添付し、次のとおり申請いたします。

添付書類
１　都道府県医療審議会の意見を記載した書面
２　関係地域の地図その他参考となる書類

１　加算すべき病床数		２　加算する病床の種別	
３　加算する地域			
４　加算を必要とする理由			
５　加算しようとする病床数の算定根拠			
６　関係医療施設の現況と計画			
７　備　　考			

記載上の注意
「４　加算を必要とする理由」の欄には、特定の疾病の多発等のため特定の病院を整備しようとする場合にはその旨、並びに当該病院の整備計画の概要及び設置場所選定の理由等を記載すること。

（別紙様式１）

番　　号
年　月　日

厚生労働大臣　　殿

都道府県知事

医療法第30条の４第６項の規定に基づく承認について

医療法第30条の４第６項の規定による病床数の加算について関係書類を添付し、次のとおり申請いたします。

添付書類
１　都道府県医療審議会の意見を記載した書面
２　関係地域の地図その他参考となる書類

１　加算すべき病床数		２　加算する病床の種別	
３　加算する地域			
４　加算を必要とする理由			
５　加算しようとする病床数の算定根拠			
６　関係医療施設の現況と計画			
７　備　　考			

記載上の注意
「４　加算を必要とする理由」の欄には、特定の疾病の多発等のため特定の病院を整備しようとする場合にはその旨、並びに当該病院の整備計画の概要及び設置場所選定の理由等を記載すること。

（別紙様式２）

番　　号
年　月　日

厚生労働大臣　　殿

都道府県知事

医療法第30条の４第８項（又は第９項）の規定に基づく承認について

医療法第30条の４第８項（又は第９項）の規定による病床数の特例について関係書類を添付し、次のとおり申請いたします。

添付書類
１　都道府県医療審議会の意見を記載した書面
２　関係地域の地図その他参考となる書類

１　特例とすべき病床数		２　特例とする病床の種別	
３　特例とする地域			
４　特例を必要とする理由			
５　特例としようとする病床数の算定根拠			
６　関係医療施設の現況と計画			
７　備　　考			

記載上の注意
「４　特例を必要とする理由」の欄には、特定の疾病の多発等のため特定の病院を整備しようとする場合にはその旨、並びに当該病院の整備計画の概要及び設置場所選定の理由等を記載すること。

（別紙様式２）

番　　号
年　月　日

厚生労働大臣　　殿

都道府県知事

医療法第30条の４第７項（又は第８項）の規定に基づく承認について

医療法第30条の４第７項（又は第８項）の規定による病床数の特例について関係書類を添付し、次のとおり申請いたします。

添付書類
１　都道府県医療審議会の意見を記載した書面
２　関係地域の地図その他参考となる書類

１　特例とすべき病床数		２　特例とする病床の種別	
３　特例とする地域			
４　特例を必要とする理由			
５　特例としようとする病床数の算定根拠			
６　関係医療施設の現況と計画			
７　備　　考			

記載上の注意
「４　特例を必要とする理由」の欄には、特定の疾病の多発等のため特定の病院を整備しようとする場合にはその旨、並びに当該病院の整備計画の概要及び設置場所選定の理由等を記載すること。

改　　正　　後	現　　行
（別紙）	（別紙）
医療計画作成指針	医療計画作成指針
目次	目次
はじめに	はじめに
第１　医療計画作成の趣旨	第１　医療計画作成の趣旨
第２　医療計画作成に当たっての一般的留意事項	第２　医療計画作成に当たっての一般的留意事項
１　医療計画作成等に係る法定手続	１　医療計画作成等に係る法定手続
２　記載事項	２　記載事項
３　他計画等との関係	３　他計画等との関係
４　医療計画の作成体制の整備	４　医療計画の作成体制の整備
５　医療計画の名称等	５　医療計画の名称等
６　医療計画の期間	６　医療計画の期間
第３　医療計画の内容	第３　医療計画の内容
１　医療計画の基本的な考え方	１　医療計画の基本的な考え方
２　地域の現状	２　地域の現状
３　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制	３　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制
４　疾病の発生状況等に照らして都道府県知事が特に必要と認める医療	４　疾病の発生状況等に照らして都道府県知事が特に必要と認める医療
５　医療従事者の確保	５　医療従事者の確保
６　医療の安全の確保	６　医療の安全の確保
７　基準病床数	７　基準病床数
８　医療提供施設の整備の目標	８　医療提供施設の整備の目標
９　地域医療構想の取組	
10　その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項	９　その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項
11　施策の評価及び見直し	10　施策の評価及び見直し
第４　医療計画作成の手順等	第４　医療計画作成の手順等
１　医療計画作成手順の概要	１　医療計画作成手順の概要
２　医療圏の設定方法	２　医療圏の設定方法
３　基準病床数の算定方法	３　基準病床数の算定方法
４　病床数の必要量の算定方法	
５　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順	４　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順
第５　医療計画の推進等	第５　医療計画の推進等

1　医療計画の推進体制 2　医療計画の推進状況の把握、評価及び再検討 第6　医療計画に係る報告等 1　医療計画の厚生労働大臣への報告 2　法第27条の2第1項、第30条の11、第30条の12第2項及び第30条の17の規定に基づく勧告等の実施状況の報告	1　医療計画の推進体制 2　医療計画の推進状況の把握、評価及び再検討 第6　医療計画に係る報告等 1　医療計画の厚生労働大臣への報告 2　医療法第30条の11の規定に基づく勧告の実施状況の報告
はじめに 都道府県は、厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療計画を定めることとされているが、医療計画の作成の手法その他重要な技術的事項については、厚生労働大臣が都道府県に対し必要な助言をすることができることとされている。本指針は、そのような事項について都道府県の参考となるものを手引きの形で示したものである。	**はじめに** 都道府県は、厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療計画を定めることとされているが、医療計画の作成の手法その他重要な技術的事項については、厚生労働大臣が都道府県に対し必要な助言をすることができることとされている。本指針は、そのような事項について都道府県の参考となるものを手引きの形で示したものである。
第1　医療計画作成の趣旨 我が国の医療提供体制については、国民の健康を確保し、国民が安心して生活を送るための重要な基盤となっている。一方で、高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中、誰もが安心して医療を受けることができる環境の整備が求められている。 特に、人口の急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病（以下「5疾病」という。）については、生活の質の向上を実現するため、患者数の増加の状況も踏まえつつ、これらに対応した医療提供体制の構築が求められている。 さらには、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急を含む。）の5事業（以下「5事業」という。）及び居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）についても、これらに対応した医療提供体制の構築により、患者や住民が安心して医療を受けられるようにすることが求められている。 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、切れ目ない医療が受けられる効率的で質の高い医療提供体制を地域ごとに構築するためには、医療計画における政策循環の仕組みを一層強化することが重要となる。 具体的には、住民の健康状態や患者の状態（成果（アウトカム））を踏まえた上で、医療提供体制に関する現状を把握し、現行の医療計画に対する評価を行い、目指すべき方向（5疾病・	**第1　医療計画作成の趣旨** 我が国の医療提供体制については、国民の健康を確保し、国民が安心して生活を送るための重要な基盤となっている。一方で、高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中、誰もが安心して医療を受けることができる環境の整備が求められている。 特に、人口の急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患の5疾病については、生活の質の向上を実現するため、患者数の増加の状況も踏まえつつ、これらに対応した医療提供体制の構築が求められている。 さらには、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急を含む。）の5事業（以下「5事業」という。）及び在宅医療についても、これらに対応した医療提供体制の構築により、患者や住民が安心して医療を受けられるようにすることが求められている。 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、切れ目ない医療が受けられる効率的で質の高い医療提供体制を地域ごとに構築するためには、医療計画における政策循環の仕組みを一層強化することが重要となる。 具体的には、地域の医療提供体制に関する調査を通じて把握した現状に基づき、目指すべき方向の各事項を踏まえて、課題を抽出し、課題の解決に向けた数値目標の設定及び施策の明示、

５事業及び在宅医療のそれぞれの目指すべき方向をいう。以下同じ。）の各事項を踏まえて、課題を抽出し、課題の解決に向けた施策の明示及び数値目標の設定、それらの進捗状況の評価等を実施する。施策及び事業評価の際には、施策及び事業の結果（アウトプット）のみならず、地域住民の健康状態や患者の状態（アウトカム）、地域の医療の質などの成果（プロセス）にどのような影響（インパクト）を与えたか、また、目指すべき方向の各事項に関連づけられた施策群が全体として効果を発揮しているかという観点も踏まえ、必要に応じて医療計画の見直しを行う仕組みを、政策循環の中に組み込んでいくことが必要となる。

都道府県には、５疾病・５事業及び在宅医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下に、医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）を構築するとともに、それをわかりやすく示すことにより、患者や住民が地域の医療機関ごとの機能分担の現状を理解し、病期に適した質の高い医療を受けられる体制を整備することが求められている。

なお、医療計画の作成に際して、医療や行政の関係者に加え、患者（家族を含む。以下同じ。）や住民が医療の現状について共通の認識を持ち、課題の解決に向け、一体となって協議・検討を行うことは今後の医療の進展に大きな意義を有するものである。このため、都道府県は、患者・住民の作業部会等への参加やタウンミーティングの開催、患者・住民へのヒアリングやアンケート調査、医療計画のパブリックコメントなどにより、患者・住民の意見を反映させること。

第２　医療計画作成に当たっての一般的留意事項

１　医療計画作成等に係る法定手続

医療計画の作成等に関しては、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）に基づく次の手続きが必要である。

(1)　医療計画を作成するに当たり、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。

(2)　医療計画を作成するため、都道府県の区域を単位として設置された医師会、歯科医師会、薬剤師会等診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴く。

(3)　医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町村（救急業務を処理する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第１項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）及び保険者協議会（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 157 条の２第１項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の意見を聴く。

(4)　医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意

それらの進捗状況の評価等を実施する。その際には、個々の施策が数値目標の改善にどれだけの効果をもたらしているか、また、目指すべき方向の各事項に関連づけられた施策群が全体として効果を発揮しているかという観点も踏まえ、個々の施策や数値目標並びに目指すべき方向への達成状況の評価を行い、その評価結果を踏まえ、必要に応じて医療計画の見直しを行う仕組みを、政策循環の中に組み込んでいくことが必要となる。

都道府県には、５疾病・５事業及び在宅医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下に、医療連携体制を構築するとともに、それをわかりやすく示すことにより、患者や住民が地域の医療機関ごとの機能分担の現状を理解し、病期に適した質の高い医療を受けられる体制を整備することが求められている。

なお、医療計画の作成に際して、医療や行政の関係者に加え、患者（家族を含む。以下同じ。）や住民が医療の現状について共通の認識を持ち、課題の解決に向け、一体となって協議・検討を行うことは今後の医療の進展に大きな意義を有するものである。このため、都道府県は、患者・住民の作業部会等への参加やタウンミーティングの開催、患者・住民へのヒアリングやアンケート調査、医療計画のパブリックコメントなどにより、患者・住民の意見を反映させること。

第２　医療計画作成に当たっての一般的留意事項

１　医療計画作成等に係る法定手続

医療計画の作成等に関しては、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）に基づく次の手続きが必要である。

(1)　医療計画を作成するに当たり、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。

(2)　医療計画を作成するため、都道府県の区域を単位として設置された医師会、歯科医師会、薬剤師会等診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴く。

(3)　医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町村（救急業務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）の意見を聴く。

(4)　医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意

見を聴く。	見を聴く。
(5)　医療計画を定め、変更したときは、遅滞なく厚生労働大臣に提出するとともにその内容を公示する。	(5)　医療計画を定め、変更したときは、遅滞なく厚生労働大臣に提出するとともにその内容を公示する。
(6)　医療計画を作成し、施策を実施するために必要がある場合は、市町村、官公署、医療保険者、医療提供施設の開設者又は管理者に対して、医療機能に関する情報等必要な情報提供を求めることができる。	(6)　医療計画を作成し、施策を実施するために必要がある場合は、市町村、官公署、医療保険者、医療提供施設の開設者又は管理者に対して、医療機能に関する情報等必要な情報提供を求めることができる。
2　記載事項	**2　記載事項**
次の事項については、医療計画に必ず記載しなければならない。	次の事項については、医療計画に必ず記載しなければならない。
(1)　都道府県において達成すべき、５疾病・５事業及び在宅医療の目標に関する事項	(1)　都道府県において達成すべき、５疾病・５事業及び在宅医療の目標に関する事項
(2)　５疾病・５事業及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項	(2)　５疾病・５事業及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項
(3)　医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報提供の推進に関する事項	(3)　医療連携体制における医療機能に関する情報提供の推進に関する事項
(4)　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項	(4)　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項
(5)　医療の安全の確保に関する事項	(5)　医療の安全の確保に関する事項
(6)　病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項	(6)　病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項
(7)　基準病床数に関する事項	(7)　基準病床数に関する事項
(8)　地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項	(8)　地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項
(9)　地域医療構想に関する事項	
(10) 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項	
(11) その他医療提供体制の確保に関し必要な事項	(9)　その他医療提供体制の確保に関し必要な事項
3　他計画等との関係	**3　他計画等との関係**
医療計画の作成に当たっては、他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接に関連を有する施策との連携を図るよう努める。	医療計画の作成に当たっては、他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接に関連を有する施策との連携を図るよう努める。医療の確保に関する内容を含む計画及び医療と密接に関連を有する施策としては、例えば次のようなものが考えられる。
また、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。）に定める総合確保方針及び都道府県計画並びに介護保険法（平成９年法律第123号）に定める基本方針、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図らなければならない。	
なお、医療の確保に関する内容を含む計画及び医療と密接に関連を有する施策としては、例えば次のようなものが考えられる。	
(1)　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域自立促進計画	(1)　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域自立促進計画
(2)　離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島振興計画	(2)　離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島振興計画
(3)　山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく山村振興計画	(3)　山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく山村振興計画

(4) 医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号。以下「基本方針」という。）第九に掲げる方針等	(4) 基本方針「第７　その他の医療提供体制の確保に関する重要事項」に掲げる方針等
① 健康増進法（平成14年法律第103号）に定める基本方針及び都道府県健康増進計画	① 健康増進法（平成14年法律第103号）に定める基本方針及び都道府県健康増進計画
② 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に定める医療費適正化基本方針及び都道府県医療費適正化計画	② 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に定める医療費適正化基本方針及び都道府県医療費適正化計画
③ がん対策基本法（平成18年法律第98号）に定めるがん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画	③ がん対策基本法（平成18年法律第98号）に定めるがん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画
④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）に定める指針	
⑤ 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）に定める肝炎対策基本指針	
⑥ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に定める基本方針	
⑦ アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に定める基本指針	
⑧ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める基本的な方針	
⑨ 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に定める自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画	
⑩ アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）に定めるアルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール健康障害対策推進計画	
⑪ 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に定める基本的事項	④ 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に定める基本的事項
	⑤ 介護保険法（平成９年法律第123号）に定める基本指針及び都道府県介護保険事業支援計画
⑫ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める基本指針及び都道府県障害福祉計画	⑥ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に定める基本指針及び都道府県障害福祉計画
４　医療計画の作成体制の整備	**４　医療計画の作成体制の整備**
各種の調査及び医療計画の作成に当たっては、関係行政機関、医療関係団体等との協議の場を設けるなど関係者の十分な連携の下に進めることが望ましい。特に、５疾病・５事業及び在宅医療に係る医療連携体制については、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者、介護保険法に定める介護サービス事業者、患者・住民その他の地域の関係者による協議を経て構築されることが重要である。	各種の調査及び医療計画の作成に当たっては、関係行政機関、医療関係団体等との協議の場を設けるなど関係者の十分な連携の下に進めることが望ましい。特に、５疾病・５事業及び在宅医療に係る医療連携体制については、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者、介護保険法に定める介護サービス事業者、患者・住民その他の地域の関係者による協議を経て構築されることが重要である。
なお、法第30条の９に基づき厚生労働省が予算の範囲内で補助することとしている医療提供体制推進事業費補助金（医療連携体制推進事業）については、前述のような体制整備に活用できるものである。	なお、法第30条の９に基づき厚生労働省が予算の範囲内で補助することとしている医療提供体制推進事業費補助金（医療連携体制推進事業）については、前述のような体制整備に活用できるものである。
５　医療計画の名称等	**５　医療計画の名称等**
都道府県における医療計画の名称は「○○県医療計画」とすることが望ましいが、法に基づく手続により作成され、法に基づく事項が記載されている計画であれば、例えば「○○県	都道府県における医療計画の名称は「○○県医療計画」とすることが望ましいが、法に基づく手続により作成され、法に基づく事項が記載されている計画であれば、例えば「○○県

保健医療計画」のような名称のものであっても差し支えなく、また、福祉等他の関連する分野の内容を含む包括的な計画であっても差し支えない。	保健医療計画」のような名称のものであっても差し支えなく、又福祉等他の関連する分野の内容を含む包括的な計画であっても差し支えない。
6　医療計画の期間	**6　医療計画の期間**
医療計画については、６年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、医療計画を変更するものとしている。また、在宅医療その他必要な事項については、３年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、医療計画を変更するものとしている。	医療計画の期間については、特段の定めはなく、適宜設定して差し支えないが、少なくとも５年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、医療　計画を変更するものとしている。
第３　医療計画の内容	**第３　医療計画の内容**
医療計画の内容は概ね次のようになると考えられるが、その構成を含めた具体的な内容については、都道府県において、基本方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、定めるものとする。	医療計画の内容は概ね次のようになると考えられるが、その構成を含めた具体的な内容については、都道府県において、厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、定めるものとする。
ただし、法第 30 条の４第２項において医療計画の記載事項とされているものについては、必ず記載するものとする。	ただし、法第 30 条の４第２項において医療計画の記載事項とされているものについては、必ず記載するものとする。
1　医療計画の基本的な考え方	**1　医療計画の基本的な考え方**
医療計画を作成するに当たって、都道府県における基本的な考え方を記載する。	医療計画を作成するに当たって、都道府県における基本的な考え方を記載する。
(1)　医療計画作成の趣旨	(1)　医療計画作成の趣旨
医療計画に関する根拠法令と作成の趣旨を明示する。	医療計画に関する根拠法令と作成の趣旨を明示する。
(2)　基本理念	(2)　基本理念
基本方針との整合性に留意の上、都道府県における基本的な理念を記載する。	基本方針との整合性に留意の上、都道府県における基本的な理念を記載する。
(3)　医療計画の位置付け	(3)　医療計画の位置付け
保健、福祉等他の関連する分野の内容を含む包括的な計画を作成している場合には、医療計画との関係を明示する。	保健、福祉等他の関連する分野の内容を含む包括的な計画を作成している場合には、医療計画との関係を明示する。
(4)　医療計画の期間	(4)　医療計画の期間
計画の対象期間を記載する。	計画の対象期間を記載する。
なお、基準病床数について計画全体と異なる期間を対象とする場合には、その期間を付記する。	なお、基準病床数について計画全体と異なる期間を対象とする場合には、その期間を付記する。
2　地域の現状	**2　地域の現状**
医療計画の前提条件となる地域の現状について記載する。その際、医療に関する事項のほか、公衆衛生、薬事及び社会福祉に関する事項並びに社会経済条件等に関する事項を記載することが考えられる。	医療計画の前提条件となる地域の現状について記載する。その際、医療に関する事項のほか、公衆衛生、薬事及び社会福祉に関する事項並びに社会経済条件等に関する事項を記載することが考えられる。
参考として地域の現状に関する指標として考えられるものを次に示す。	参考として地域の現状に関する指標として考えられるものを次に示す。
(1)　地勢と交通	(1)　地勢と交通
地域の特殊性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏等	地域の特殊性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏等

(2)　人口構造（その推移、将来推計を含む。） 人口、年齢三区分人口、高齢化率、世帯数等 (3)　人口動態（その推移、将来推計を含む。） 出生数、死亡数、平均寿命等 (4)　住民の健康状況 生活習慣の状況、生活習慣病の有病者・予備群の数等 (5)　住民の受療状況 入院・外来患者数、二次医療圏（法第30条の４第２項第12号に規定する区域をいう。以下同じ。）又は都道府県内における患者の受療状況（流入患者割合（二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合をいう。以下同じ。）及び流出患者割合（二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流出入院患者割合をいう。以下同じ。）を含む。）、病床利用率、平均在院日数等 (6)　医療提供施設の状況 ①　病院（施設数、病床種別ごとの病床数） ②　診療所（有床及び無床診療所、歯科診療所の施設数、有床診療所の病床数） ③　薬局 ④　その他	(2)　人口構造（その推移、将来推計を含む。） 人口、年齢三区分人口、高齢化率、世帯数等 (3)　人口動態（その推移、将来推計を含む。） 出生数、死亡数、平均寿命等 (4)　住民の健康状況 生活習慣の状況、生活習慣病の有病者・予備群の数等 (5)　住民の受療状況 入院・外来患者数、二次医療圏又は都道府県内における患者の受療状況（流入患者割合及び流出患者割合を含む。）、病床利用率、平均在院日数等 (6)　医療提供施設の状況 ①　病院（施設数、病床種別ごとの病床数） ②　診療所（有床及び無床診療所、歯科診療所の施設数、有床診療所の病床数） ③　調剤を実施する薬局 ④　その他
３　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制 ５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制については、基本方針第四で示された方針に即して、かつ、患者や住民にわかりやすいように記載する。 具体的には、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて、(1) 住民の健康状態や患者の状態（成果（アウトカム））、患者動向や医療資源・連携等の医療提供体制について把握した現状、(2) 成果を達成するために必要となる医療機能、(3) 課題、数値目標、数値目標を達成するために必要な施策、(4) 原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称、(5) 評価・公表方法等を記載する。 また、記載に当たっては、(6) 公的医療機関等及び独法医療機関並びに社会医療法人の役割、(7) 病病連携及び病診連携にも留意する。 さらに、特に必要な場合には、関係機関の役割として、(8) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割、(9) 薬局の役割、(10) 訪問看護ステーションの役割についても記載する。 (1)　現状の把握	**３　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制** ５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制については、基本方針「第４医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項」で示された方針に即して、かつ、患者や住民にわかりやすいように記載する。 具体的には、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて、(1) 患者動向や、医療資源・連携等の医療提供体制について把握した現状、(2) 必要となる医療機能、(3) 課題、数値目標、数値目標を達成するために必要な施策、(4) 原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称、(5) 評価・公表方法等を記載する。 また、記載に当たっては、(6) 公的医療機関及び社会医療法人の役割、(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割、(8) 薬局の役割にも留意する。 (1)　現状の把握

住民の健康状態や患者の状態（成果（アウトカム））、受療動向に関する情報、医療資源・連携等に関する情報に基づき、地域の医療提供体制等の現状を記載する。 また、５疾病・５事業及び在宅医療については、全都道府県共通のストラクチャー・プロセス・アウトカムに分類した指標を用いることで、住民の健康状態、医療提供体制の経年的な比較、あるいは医療圏間の比較や医療提供体制に関する指標間相互の関連性なども明らかにする。	住民の医療ニーズや受療動向に関する情報、医療資源・連携等に関する情報に基づき、地域の医療提供体制等の現状を記載する。 また、５疾病・５事業及び在宅医療については、全都道府県共通の、病期・医療機能及びストラクチャー・プロセス・アウトカムに分類した指標を、別途通知する疾病又は事業ごとの医療体制構築に係る指針で示すこととしているので、これらの指標を用いることで、医療体制の経年的な比較、あるいは医療圏間の比較や医療体制に関する指標間相互の関連性なども明らかにする。
(2)　必要となる医療機能 例えば、脳卒中の病型ごとの年齢調整死亡率や急性期、回復期から維持期に至るまでの各病期において求められる医療機能を記載するなど、医療連携体制の構築に必要となる医療機能を、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて明らかにする。	(2)　必要となる医療機能 例えば、脳卒中の急性期、回復期から維持期に至るまでの各病期において求められる医療機能を記載するなど、医療連携体制の構築に必要となる医療機能を、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて明らかにする。
(3)　課題、数値目標、数値目標を達成するために必要な施策 ５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて、(1) で把握した現状を分析し、地域の医療提供体制の課題を抽出する。第２の３に掲げる各計画等で定められた目標を勘案し、また、目指すべき方向を踏まえて、それぞれの課題を抽出し、さらに地域の実情に応じて、評価可能で具体的な数値目標を定めた上で、数値目標を達成するために必要な施策を記載する。施策の検討に当たっては、課題について原因分析を行い、検討された施策の結果（アウトプット）が課題に対してどれだけの影響（インパクト）をもたらしうるかという観点を踏まえる。	(3)　課題、数値目標、数値目標を達成するために必要な施策 ５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて、(1) で把握した現状を分析し、地域の医療提供体制の課題を抽出する。前記第２の３(4) に掲げる各計画等で定められた目標を勘案し、また、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについての目指すべき方向を踏まえて、それぞれの課題を抽出し、さらに地域の実情に応じて、評価可能で具体的な数値目標を定めた上で、数値目標を達成するために必要な施策を記載する。
(4)　医療機関等の具体的名称 各医療機能を担う医療機関等については、原則として名称を記載する。 なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 また、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、別途当該医療機関等の名称を表示したホームページの URL を医療計画上に記載する等の方法をとることも差し支えない。	(4)　医療機関等の具体的名称 各医療機能を担う医療機関等については、医療法第７条第３項に基づく医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第１条の 14 第７項の規定に留意しつつ、原則として名称を記載する。 なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えない。
(5)　評価・公表方法等 ５疾病・５事業及び在宅医療について、評価・公表方法及び見直しの体制を明らかにする。目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について、都道府県医療審議会等により定期的に実施し（１年ごとの実施が望ましい。）、目標に対する進捗状況が不十分な場合、その原因を分析した上で、施策及び事業の結果（アウトプット）のみならず、	(5)　評価・公表方法等 ５疾病・５事業及び在宅医療について、評価・公表方法及び見直しの体制を明らかにする。目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について、都道府県医療審議会等により定期的に実施し（１年ごとの実施が望ましい。）、目標に対する進捗状況が不十分な場合、その原因を分析した上で、必要に応じて施策の見直しを図ることが必要であ

住民の健康状態や患者の状態（成果（アウトカム））、地域の医療の質などの成果（プロセス）にどのような影響（インパクト）を与えたかといった観点から、必要に応じて施策の見直しを図ることが必要である。	る。
なお、都道府県医療審議会等において評価等を行うに当たっては、その役割が発揮できるよう、委員の構成（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療保険者、医療を受ける立場にある者（患者等）、学識経験のある者）及び運営（作業部会の積極的な活用や患者を代表する委員への情報の提供等）について、適切に取り組むこと。	なお、都道府県医療審議会等において評価等を行うに当たっては、その役割が発揮できるよう、委員の構成（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療保険者、医療を受ける立場にある者（患者等）、学識経験のある者）及び運営（作業部会の積極的な活用や患者を代表する委員への情報の提供等）について、適切に取り組むこと。
(6)　公的医療機関等及び独法医療機関並びに社会医療法人の役割	(6)　公的医療機関及び社会医療法人の役割
公的医療機関等（法第７条の２第１項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。）及び医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号。以下「令」という。）第４条の６に掲げる独立行政法人（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び独立行政法人海技教育機構を除く。国立大学法人法施行令（平成 15 年政令第 478 号）第 23 条第２項において令第４条の６で定める独立行政法人とみなして、法第７条の２第８項の規定を準用する国立大学法人を含む。）が開設する医療機関（以下「公的医療機関等及び独法医療機関」という。）の役割や公的医療機関等及び独法医療機関と民間医療機関との役割分担を踏まえ、医療提供施設相互間の機能分担及び業務連携を記載する。	公的病院等（平成 15 年４月 24 日医政発第 0424005 号医政局長通知「地域における公的病院等を含めた医療機関の機能分担と連携の確保への協力依頼について」別添２に記載する病院をいう。以下同じ。）の役割や公的病院等と民間医療機関との役割分担を踏まえ、医療提供施設相互間の機能分担及び業務連携を記載する。
特に、公立病院等公的医療機関（法第 31 条に規定する公的医療機関をいう。）については、その役割として求められる救急医療等確保事業（法第 30 条の４第２項第５号イからへまでに掲げる事業をいう。以下同じ。）に係る業務の実施状況を病院ごとに明らかにする。	特に、公立病院等公的医療機関については、その役割として求められる救急医療等確保事業（法第 30 条の４第２項第５号イからへまでに規定する救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））に係る業務の実施状況を病院ごとに明らかにする。
なお、総務省が公表した「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年３月）を十分勘案し、公立病院に係る再編・ネットワーク化等との整合性を図るものとする。	なお、総務省が公表した「公立病院改革ガイドライン」を十分勘案し、公立病院に係る再編・ネットワーク化等との整合性を図るものとする。
また、社会医療法人については、救急医療等確保事業において積極的な役割を図ることとしていることから、認定を受けた事業全てにおいて社会医療法人であることを明確にすることが重要である。	また、社会医療法人については、救急医療等確保事業において積極的な役割を図ることとしていることから、認定を受けた事業全てにおいて社会医療法人であることを明確にすることが重要である。
(7)　病病連携及び病診連携	
今後、地域における医療提供体制の構築に当たっては、地域医療構想（法第 30 条の４第２項第７号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）における病床の機能分化・連携を進めていくこととしており、それぞれの医療機関が地域において果たす役割を踏まえ、地域全体で効率的・効果的な医療提供体制を構築していくことが必要である。医療計画においては、急性期から回復期・慢性期までの切れ目ない連携体制の構築に取り組むことや、疾病予防・介護予防まで含めた体制の構築を進めていくことから、病病連携及び病診連携を、より一層進めることが必要となる。	

なお、病病連携や病診連携など、医療機関及び関係機関との連携に当たって、効率的に患者の診療情報等を共有するため、情報通信技術（ICT）の活用も含めた検討を行うこと。	
(8) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割 地域包括ケアシステム（医療介護総合確保法第２条第１項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築を進める上で、歯科医療機関は地域の医療機関等との連携体制を構築することが重要である。特に、近年は、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔と全身との関係について広く指摘されていることから、各医療連携体制の構築に当たって、歯科医療が果たす役割を明示するとともに、入院患者や在宅等で療養を行う患者に対する医科歯科連携等を更に推進することが必要となる。	(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割 歯科口腔保健は、患者の生活の質を維持していく上で基礎的かつ重要な役割を果たすものであり、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれの医療連携体制の中で、口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じた、適切かつ効果的な歯科口腔保健の推進が求められる。在宅で療養する患者を対象とした在宅歯科医療の提供など、都道府県は、医療連携体制の構築に当たって、歯科医療が果たす役割を医療計画に明示することにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る。
(9) 薬局の役割 地域において安全で質の高い医療を提供するためには、薬物療法についても入院から外来・在宅医療へ移行する中で円滑に提供し続ける体制を構築することが重要である。このため、地域の薬局では、医薬品等の供給体制の確保に加え、医療機関等と連携して患者の服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行うこと、入退院時における医療機関等との連携、夜間・休日等の調剤や電話相談への対応等の役割を果たすことが必要となる。	(8) 薬局の役割 薬局については、医療提供施設として、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の中で、調剤を中心とした医薬品や医療・衛生材料等の提供の拠点としての役割を担うことが求められる。また、都道府県においては、医療機関と調剤を実施する薬局の医療機能の分担及び業務の連携によって時間外においても対応できることなどを医療計画に記載することにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る。
(10) 訪問看護ステーションの役割 住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすためには、24 時間切れ目のない医療サービスが提供されるとともに、医療機関と居宅等との間で、療養の場が円滑に移行できることが必要である。そのため、在宅において、患者の医療処置や療養生活の支援等のサービスを提供する訪問看護ステーションの役割は、重要である。高齢多死社会を迎え、特に今後は在宅においても、看取りや重症度の高い利用者へ対応できるよう、訪問看護ステーション間や関係機関との連携強化、訪問看護ステーションの大規模化等の機能強化による安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備が必要である。また、日常的に医療を必要とする小児患者への対応についても、医療・福祉サービスを提供する関係機関との連携を強化するなど充実することが必要である。	
４ 疾病の発生状況等に照らして都道府県知事が特に必要と認める医療 ５疾病・５事業以外で都道府県における疾病の発生の状況等に照らして、都道府県知事が特に必要と認める医療について明記する。	**４ 疾病の発生状況等に照らして都道府県知事が特に必要と認める医療** ５事業以外で都道府県における疾病の発生の状況等に照らして、都道府県知事が特に必要と認める医療について明記する。
５ 医療従事者の確保 医療従事者の確保に関する事項については、医療連携体制を構築する取組自体が偏在解消への対策になること及び都道府県が中心となって医師を地域の医療機関へ派遣する仕組みの再構築が求められていることを踏まえ、法第 30 条の 23 第１項の規定に基づく医療従事者	**５ 医療従事者の確保** 医療従事者の確保に関する事項については、医療連携体制を構築する取組自体が偏在解消への対策になること及び都道府県が中心となって医師を地域の医療機関へ派遣する仕組みの再構築が求められていることを踏まえ、法第 30 条の 12 第１項の規定に基づく医療従事者

の確保に関する事項に関し、必要な施策を定めるための協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）を開催し、当該協議会において決定した具体的な施策を記載する。 【地域医療対策協議会の取組】 ① 地域医療対策協議会の議論の経過等 ② 地域医療対策協議会の定めた施策 さらに、その施策に沿って、医師（臨床研修医を含む。）の地域への定着が図られるよう、例えば以下のような、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師確保を支援する事業等（以下「地域医療支援センター事業等」という。）について記載する。 なお、地域医療対策協議会は、地域医療支援センター事業による取組状況の報告等を効果的に活用し、医療従事者の確保に関する施策の推進や見直しに努めること。 【地域医療支援センター事業等の内容】 ① 各都道府県内の医療機関や地域の医師の充足状況等の調査・分析 ② 医師に対する専門医資格の取得支援や研修機会の提供等のキャリア形成支援 ③ 医療機関への就業を希望する医師等に関する情報の提供 ④ 医師を募集する医療機関に関する情報の提供 ⑤ 医師等に関する無料の職業紹介事業又は労働者派遣事業 ⑥ 医学生等を対象とした地域医療に係る理解を深めるための事業（地域医療体験セミナー等）の実施 ⑦ 地域医療支援センター事業等と他の都道府県の同事業との連携　等 ⑧ 地域の医師確保で有効と考えられる施策についての国への情報提供 また、記載に当たっては、地域医療支援センター事業等が対象とする医療従事者以外の、例えば以下の職種についても、必要に応じて、その資質向上に関する事項を含め、医療従事者の確保の現状及び目標について、可能な限り具体的に記載する。 【医療従事者の現状及び目標】 ① 歯科医師 ② 薬剤師 ③ 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師） ④ その他の保健医療従事者 診療放射線技師、臨床検査技師・衛生検査技師、理学療法士・作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、	の確保に関する事項に関し、必要な施策を定めるための協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）を開催し、当該協議会において決定した具体的な施策を記載する。 【地域医療対策協議会の取組】 ① 地域医療対策協議会の議論の経過等 ② 地域医療対策協議会の定めた施策 さらに、その施策に沿って、医師（臨床研修医を含む。）の地域への定着が図られるよう、例えば以下のような、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師確保を支援する事業等（以下「地域医療支援センター事業等」という。）について記載する。 なお、地域医療対策協議会は、地域医療支援センター事業による取組状況の報告等を効果的に活用し、医療従事者の確保に関する施策の推進や見直しに努めること。 【地域医療支援センター事業等の内容】 ① 各都道府県内の医療機関や地域の医師の充足状況等の調査・分析 ② 医師に対する専門医資格の取得支援や研修機会の提供等のキャリア形成支援 ③ 医療機関への就業を希望する医師等に関する情報の提供 ④ 医師を募集する医療機関に関する情報の提供 ⑤ 医師等に関する無料の職業紹介事業又は労働者派遣事業 ⑥ 医学生等を対象とした地域医療に係る理解を深めるための事業（地域医療体験セミナー等）の実施 ⑦ 地域医療支援センター事業等と他の都道府県の同事業との連携　等 ⑧ 地域の医師確保で有効と考えられる施策についての国への情報提供 さらに、「第11次へき地保健医療計画等の策定について」（平成22年5月20日医政発0520第9号医政局長通知）に基づき策定する「へき地医療を担う医師の動機付けとキャリアパスの構築」を医療計画に反映させることに留意する。 また、記載に当たっては、地域医療支援センター事業等が対象とする医療従事者以外の、例えば以下の職種についても、必要に応じて、その資質向上に関する事項を含め、医療従事者の確保の現状及び目標について、可能な限り具体的に記載する。 【医療従事者の現状及び目標】 ① 歯科医師 ② 薬剤師 ③ 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師） ④ その他の保健医療従事者 診療放射線技師、臨床検査技師・衛生検査技師、理学療法士・作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、

管理栄養士等 ⑤　介護サービス従事者 **6　医療の安全の確保** 医療提供施設及び医療安全支援センターの現状及び目標について、(1) 及び(2) により記載する。 なお、記載に当たっては、以下の事項に留意する。 ・　地域の患者や住民がわかりやすく理解できるよう医療計画に記載すること。 ・　その際、都道府県は、保健所を設置する市及び特別区の協力のもと、医療提供施設における医療安全を確保するための取組状況を把握し、都道府県が講ずる医療安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発等の現状及びその目標を計画に明示すること。 ・　また、住民の身近な地域において、患者又はその家族からの医療に関する苦情、相談に対応し、必要に応じて医療提供施設に対して必要な助言を行う体制等を構築するため、都道府県における医療安全支援センターの設置状況及びその目標についても計画に明示すること。 ・　病院における高度な医療機器の配置状況及び稼働状況等を確認し、保守点検を含めた評価を実施すること。 ・　CT、MRI 等の医療機器を有する診療所に対する当該機器の保守点検を含めた医療安全の取組状況の定期的な報告を求めること。 (1)　医療提供施設における医療の安全を確保するための措置に関する現状及び目標 ①　病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所ごとの総数に対する医療安全管理者を配置している医療施設数の割合 ②　病院の総数に対する専従又は専任の医療安全管理者を配置している病院数の割合 ③　病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所ごとの総数に対する医療安全に関する相談窓口を設置している医療施設数の割合 (2)　医療安全支援センターの現状及び目標 記載に当たっては、「医療安全支援センターの実施について」(平成 19 年３月 30 日付け医政発第 0330036 号厚生労働省医政局長通知) を参考に、次の事項について記載すること。 ①　二次医療圏の総数に対する医療安全支援センターを設置している二次医療圏数の割合 ②　相談職員（常勤換算）の配置数 ③　ホームページ、広報等による都道府県、二次医療圏及び保健所設置市又は特別区における医療安全支援センターの活動状況に関する情報提供の状況 ④　都道府県、二次医療圏、保健所における医療安全推進協議会の設置状況	管理栄養士等 ⑤　介護サービス従事者 **6　医療の安全の確保** 医療提供施設及び医療安全支援センターの現状及び目標について、(1) 及び(2) により記載する。 なお、記載に当たっては、以下の事項に留意する。 1.　地域の患者や住民がわかりやすく理解できるよう医療計画に記載すること。 2.　その際、都道府県は、保健所を設置する市及び特別区の協力のもと、医療提供施設における医療安全を確保するための取組状況を把握し、都道府県が講ずる医療安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発等の現状及びその目標を計画に明示すること。 3.　また、住民の身近な地域において、患者又はその家族からの医療に関する苦情、相談に対応し、必要に応じて医療提供施設に対して必要な助言を行う体制等を構築するため、都道府県における医療安全支援センターの設置状況及びその目標についても計画に明示すること。 (1)　医療提供施設における医療の安全を確保するための措置に関する現状及び目標 ①　病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所ごとの総数に対する医療安全管理者を配置している医療施設数の割合 ②　病院の総数に対する専従又は専任の医療安全管理者を配置している病院数の割合 ③　病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所ごとの総数に対する医療安全に関する相談窓口を設置している医療施設数の割合 (2)　医療安全支援センターの現状及び目標 記載に当たっては、平成 19 年３月 30 日医政発第 0330036 号医政局長通知「医療安全支援センターの実施について」を参考に、次の事項について記載すること。 ①　二次医療圏の総数に対する医療安全支援センターを設置している二次医療圏数の割合 ②　相談職員（常勤換算）の配置数 ③　ホームページ、広報等による都道府県、二次医療圏及び保健所設置市又は特別区における医療安全支援センターの活動状況に関する情報提供の状況 ④　都道府県、二次医療圏、保健所における医療安全推進協議会の設置状況

7　基準病床数 (1)　療養病床及び一般病床 療養病床及び一般病床に係る基準病床数については、二次医療圏ごとに、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 30 条の 30 第１号に規定する算定式に基づいて算定する。 なお、全国平均で９割以上の患者が、居住する都道府県内において、入院加療を受けている現状を鑑み、特に必要とする場合にのみ、都道府県間で調整を行うことができることとする。その際、基準病床数の算定にあたっては、医療機関所在地に基づいた値を用いることとする。 (2)　精神病床、結核病床及び感染症病床 精神病床に係る基準病床数、結核病床に係る基準病床数及び感染症病床に係る基準病床数については、都道府県の区域ごとに、規則第 30 条の 30 第２号から第４号に規定する算定式に基づいて算定する。 なお、法第 30 条の４第２項第 13 号の区域（以下「三次医療圏」という。）が一都道府県において二以上設定された場合においても、基準病床数については当該都道府県全体について定めることとする。 (3)　各区域における入院患者の流出入数の算出 各区域における入院患者の流出入数の算出に当たって病院に対し特に報告の提出を求める場合には、医療計画作成の趣旨等を調査対象となる病院に十分説明の上、円滑な事務処理が行われるよう配慮する。 (4)　基準病床数の算定の特例 各区域の急激な人口の増加が見込まれること等、令第５条の２又は第５条の３で定める事情があるときは、都道府県知事が厚生労働大臣と協議の上算定する数を基準病床数とすること等ができる。 (5)　都道府県知事の勧告 (1) から(3) までにより基準病床数が算定された後は、各区域において病院の開設、病床数の増加若しくは病床の種別の変更、又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請（以下「許可申請等」という。）があった場合において、当該区域の既存病床数が基準病床数を超えている場合又は許可申請等により病床数が基準病床数を超えることになる場合には、法第 30 条の 11 の規定に基づく都道府県知事の勧告（当該病院等が公的医療機関等が開設等する病院等であれば法第７条の２第１項に基づく不許可処分）の対象となり得る。	**7　基準病床数** (1)　療養病床及び一般病床 療養病床及び一般病床に係る基準病床数については、二次医療圏ごとに、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 30 条の 30 に規定する算定式に基づいて算定する。 なお、当該都道府県の病床数が少ないために他の区域の病院に入院している場合があると考えられることから、規則第 30 条の 30 第１号後段の規定により、都道府県外への流出入院患者数から都道府県内への流入入院患者数を控除した数の３分の１を限度として、それぞれの区域にふりわけて加算を行うことができる。 (2)　精神病床、結核病床及び感染症病床 精神病床に係る基準病床数、結核病床に係る基準病床数及び感染症病床に係る基準病床数については、都道府県の区域ごとに、規則第 30 条の 30 に規定する算定式に基づいて算定する。 なお、法第 30 条の４第２項第９号の区域が１都道府県において２以上設定された場合においても、基準病床数については当該都道府県全体について定めることとする。 また、規則第 30 条の 30 第２号後段の規定により、都道府県外への流出入院患者数の３分の１を限度として加算を行うことができる。 (3)　各区域における入院患者の流出入数の算出 各区域における入院患者の流出入数の算出に当たって病院に対し特に報告の提出を求める場合には、医療計画作成の趣旨等を調査対象となる病院に十分説明の上、円滑な事務処理が行われるよう配慮する。 (4)　基準病床数の算定の特例 各区域の急激な人口の増加が見込まれること等、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第５条の３で定める事情があるときは、都道府県知事が厚生労働大臣と協議の上算定する数を基準病床数とすること等ができる。 (5)　都道府県知事の勧告 (1) から(3) までにより基準病床数が算定された後は、各区域において病院の開設、病床数の増加若しくは病床の種別の変更、又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請（以下「許可申請等」という。）があった場合において、当該区域の既存病床数が基準病床数を超えている場合又は許可申請等により病床数が基準病床数を超えることになる場合には、法第 30 条の 11 に基づく都道府県知事の勧告（当該病院等が法第７条の２第１項各号に掲げられている者が開設等する公的性格を有する病院等であれば法第７条の２第１項に基づく不許可処分）の対象となり得る。

８　医療提供施設**の整備の目標** ・　地域医療支援病院の整備の目標 地域医療支援病院は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医等を支援する能力を備える病院である。 かかりつけ医等への支援を通じた地域医療の体系化と地域医療支援病院の整備目標について、次の機能及び地域の実情を考慮し検討を行う。 ①　かかりつけ医等からの紹介等、病診連携体制 ②　共同利用の状況 ③　救急医療体制 ④　医療従事者に対する生涯教育等、その資質向上を図るための研修体制 その結果を踏まえ、必要に応じて地域医療支援病院の整備目標（例えば二次医療圏ごとに整備する等）を設定する。 なお、地域医療支援病院を整備しない二次医療圏にあっては、医療機関相互の機能分担及び業務連携等の充実を図ることが重要である。 （削る）	８　医療提供施設**の整備の目標** (1)　地域医療支援病院の整備の目標 地域医療支援病院は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医（歯科医）等を支援する能力を備える病院である。 かかりつけ医（歯科医）等への支援を通じた地域医療の体系化と地域医療支援病院の整備目標について、次の機能及び地域の実情を考慮し検討を行う。 ①　かかりつけ医（歯科医）等からの紹介等、病診連携体制 ②　共同利用の状況 ③　救急医療体制 ④　医療従事者に対する生涯教育等、その資質向上を図るための研修体制 その結果を踏まえ、必要に応じて地域医療支援病院の整備目標（例えば二次医療圏ごとに整備する等）を設定する。 なお、地域医療支援病院を整備しない二次医療圏にあっては、医療機関相互の機能分担及び業務連携等の充実を図ることが重要である。 (2)　その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標 ５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて、医療機能に関する調査を行い、必要に応じてその整備の目標を設定する。 その手順については次の①及び②を参考にされたい。また、③及び④で示すように医療提供施設に対する情報提供を行うことも必要である。 なお、５疾病・５事業及び在宅医療の医療連携体制に係る医療提供施設の整備の目標については、前記「３　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制」において、各々の目標を記載する。 ①　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれの医療圏において、都道府県が必要とする医療機能について、当該機能を有する各医療提供施設の施設、設備、症例数、平均在院日数、紹介先とその件数、院外処方せん発行率、処方せん受け取り枚数及び専門職員数等の実態調査を行う。なお、これらの調査については医療計画の見直し時期にとらわれることなく、定期的に行うことが望ましい。 ②　前述の調査に基づき現状と目標の相違を把握・評価し、不足している医療機能については、その整備の方法及び整備の目標等について記載する。 ③　また、これらの実態調査に基づき得られた各医療提供施設の医療機能に関する情報（施設、設備、症例数、平均在院日数、紹介先とその件数、院外処方せん発行率、処方せん受け取り枚数及び専門職員数等）を各医療提供施設に提供する。

	④　都道府県が必要とする医療機能が、各医療圏内にない場合、当該医療機能を有する医療提供施設に関する情報を収集し、その情報を圏内の各医療提供施設に提供する。
9　地域医療構想の取組 地域医療構想の策定並びに病床の機能の分化及び連携の推進に当たっては、別添の地域医療構想策定ガイドラインを踏まえること。	
10　その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項 ５疾病・５事業及び在宅医療以外の疾病等について、その患者動向や医療資源等について現状を把握した上で、都道府県における疾病等の状況に照らして特に必要と認める医療等については、次の事項を考慮して、記載する。 また、各疾病等に対する医療を担う医療機関等の名称も記載するよう努めること。	**9　その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項** ５疾病・５事業及び在宅医療以外の疾病等について、その患者動向や医療資源等について現状を把握した上で、都道府県における疾病等の状況に照らして特に必要と認める医療等については、次の事項を考慮して、記載する。 また、各疾病等に対する医療を担う医療機関等の名称も記載するよう努めること。
(1)　障害保健対策 障害者（高次脳機能障害者、発達障害者を含む。）に対する医療の確保等（都道府県の専門医療機関の確保、関係機関との連携体制の整備等）に関する取組	(1)　障害保健対策 障害者（高次脳機能障害者、発達障害者を含む。）に対する医療の確保等（都道府県の専門医療機関の確保、関係機関との連携体制の整備等）に関する取組
(2)　結核・感染症対策 ①　結核対策、感染症対策に係る各医療提供施設の役割 ②　インフルエンザ、エイズ、肝炎などの取組	(2)　結核・感染症対策 ①　結核対策、感染症対策に係る各医療提供施設の役割 ②　インフルエンザ、エイズ、肝炎などの取組
(3)　臓器移植対策 ①　都道府県の取組 ②　相談等の連絡先	(3)　臓器移植対策 ①　都道府県の取組 ②　相談等の連絡先
(4)　難病等対策 ①　難病、リウマチなどの都道府県の取組 ②　相談等の連絡先	(4)　難病等対策 ①　難病、リウマチ、アレルギーなどの都道府県の取組 ②　相談等の連絡先
(5)　アレルギー疾患対策 ①　都道府県の取組 ②　相談等の連絡先	
(6)　今後高齢化に伴い増加する疾患等対策 ①　ロコモティブシンドローム、フレイル等対策 ア　ロコモティブシンドローム、フレイル、大腿骨頚部骨折対策の重要性 イ　ロコモティブシンドローム、フレイル、大腿骨頚部骨折対策について、予防、医療、介護の総合的な取組 ②　誤嚥性肺炎などの都道府県の取組	
(7)　歯科保健医療対策 ①　都道府県の取組	(5)　歯科保健医療対策 ①　都道府県の取組

② 相談等の連絡先	② 相談等の連絡先
(8) 血液の確保・適正使用対策	(6) 血液の確保・適正使用対策
① 都道府県の取組	① 都道府県の取組
② 相談等の連絡先	② 相談等の連絡先
(9) 医薬品等の適正使用対策	(7) 医薬品等の適正使用対策
① 都道府県の取組	① 都道府県の取組
② 相談等の連絡先	② 相談等の連絡先
③ 治験の実施状況や医薬品提供体制	③ 治験の実施状況や医薬品提供体制
(10) 医療に関する情報化	(8) 医療に関する情報化
① 医療提供施設の情報システム（電子レセプト、カルテ等）の普及状況と取組	医療提供施設の情報システム（電子レセプト、カルテ、地域連携クリティカルパス等）の普及状況と取組
② 情報通信技術（ICT）を活用した医療機関及び関係機関相互の情報共有への取組（情報セキュリティ対策を含む。）	
(11) 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組	(9) 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組
地域の医療提供体制の確保に当たっては、疾病予防から治療、介護までのニーズに応じた多様なサービスが地域において切れ目なく一貫して提供される、患者本位の医療の確立を基本とすべきである。	地域の医療提供体制の確保に当たっては、疾病予防から治療、介護までのニーズに応じた多様なサービスが地域において切れ目なく一貫して提供される、患者本位の医療の確立を基本とすべきである。
このため、疾病予防、介護、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接に関連を有する施策について、連携方策や地域住民への情報提供体制を記載する。	このため、疾病予防、介護、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接に関連を有する施策について、連携方策や地域住民への情報提供体制を記載する。
なお、医療と密接に関連を有する施策としては、第２の３に掲げる計画等が求められている。	なお、医療と密接に関連を有する施策としては、前記第２の３(4) に掲げる計画等が求められている。
11 施策の評価及び見直し	**10 施策の評価及び見直し**
施策の実施状況については、都道府県は、設定した数値目標等を基に、施策の達成状況を検証し、次の医療計画の見直しに反映させることが求められる。	施策の実施状況については、都道府県は、設定した数値目標等を基に、施策の達成状況を検証し、次の医療計画の見直しに反映させることが求められる。
法第 30 条の６に基づいて行う施策の評価及び見直しについては、次に掲げる項目をあらかじめ医療計画に記載する。	法第 30 条の６に基づいて行う施策の評価及び見直しについては、次に掲げる項目をあらかじめ医療計画に記載する。
(1) 施策の目標等 ５疾病・５事業及び在宅医療の医療連携体制に係る数値目標等	(1) 施策の目標等 ５疾病・５事業及び在宅医療の医療連携体制に係る数値目標等
(2) 推進体制と役割 施策の目標を達成するための推進体制及び関係者の責務と役割	(2) 推進体制と役割 施策の目標を達成するための推進体制及び関係者の責務と役割
(3) 目標の達成に要する期間	(3) 目標の達成に要する期間
(4) 目標を達成するための方策	(4) 目標を達成するための方策
(5) 評価及び見直し	(5) 評価及び見直し
(6) 進捗状況及び評価結果の広報・周知方法	(6) 進捗状況及び評価結果の広報・周知方法

第４　医療計画作成の手順等

都道府県が医療計画を作成する際、技術的見地からみて全国に共通すると考えられる手順等を参考までに示す。

１　医療計画作成手順の概要

医療計画の作成等に当たっては、概ね次の手順が考えられる。

(1)　医療計画（案）を作成するための体制の整備

(2)　医療計画の目的、基本理念についての検討及び医療計画の基本骨子についての検討

(3)　現行の医療計画に基づき実施された施策の効果の検証及び現状の把握

(4)　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築に当たっての課題や数値目標、施策についての検討

(5)　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築

(6)　医療圏及び基準病床数の検討

(7)　地域医療構想の策定並びに病床の機能の分化及び連携の推進に関する施策の検討

(8)　以上の検討を踏まえた医療計画（試案）の作成

(9)　診療又は調剤に関する学識経験者の団体（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）から医療計画（試案）についての意見の聴取（必要に応じ試案の手直し）

(10)　医療計画（案）の決定

(11)　医療計画(案)についての市町村及び保険者協議会の意見聴取(必要に応じ医療計画(案)の手直し)

(12)　医療計画（案）について都道府県医療審議会への諮問、答申

(13)　医療計画の決定

(14)　医療計画の厚生労働大臣への提出及び公示

２　医療圏の設定方法

(1)　二次医療圏の設定に当たっては、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療（三次医療圏で提供することが適当と考えられるものを除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として認定することとなるが、その際に参考となる事項を次に示す。

①　人口構造、患者の受療の状況（流入患者割合及び流出患者割合を含む。）、医療提供施設の分布など、健康に関する需要と保健医療の供給に関する基礎的事項については、二

第４　医療計画作成の手順等

都道府県が医療計画を作成する際、技術的見地からみて全国に共通すると考えられる手順等を参考までに示す。

１　医療計画作成手順の概要

医療計画の作成等に当たっては、概ね次の手順が考えられる。

(1)　医療計画（案）を作成するための体制の整備

(2)　医療計画の目的、基本理念についての検討及び医療計画の基本骨子についての検討

(3)　現行の医療計画に基づき実施された施策の効果の検証

(4)　地域医療の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討

(5)　患者・住民の医療ニーズ等の把握

(6)　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築に当たっての課題や数値目標、施策についての検討

(7)　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築

(8)　医療圏及び基準病床数の検討

(9)　以上の検討を踏まえた医療計画（試案）の作成

(10)　診療又は調剤に関する学識経験者の団体（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）から医療計画（試案）についての意見の聴取（必要に応じ試案の手直し）

(11)　医療計画（案）の決定

(12)　医療計画（案）についての市町村の意見聴取（必要に応じ医療計画（案）の手直し）

(13)　医療計画（案）について都道府県医療審議会への諮問、答申

(14)　医療計画の決定

(15)　医療計画の厚生労働大臣への提出及び公示

２　医療圏の設定方法

(1)　二次医療圏の設定に当たっては、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療（三次医療圏で提供することが適当と考えられるものを除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として認定することとなるが、その際に参考となる事項を次に示す。

①　人口構造、患者の受療の状況（流入患者割合及び流出患者割合を含む。）、医療提供施設の分布など、健康に関する需要と保健医療の供給に関する基礎的事項については、二

次医療圏単位又は市町村単位で地図上に表示することなどを検討する。なお、患者の受療状況の把握については、患者調査の利用の他、統計学的に有意な方法による諸調査を実施することが望ましい。 人口規模が 20 万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、流入患者割合が 20%未満であり、流出患者割合が 20%以上である場合）、その設定の見直しについて検討する。なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要である。 また、設定を変更しない場合には、その考え方を明記するとともに、医療の需給状況の改善に向けた具体的な検討を行うこと。	次医療圏単位又は市町村単位で地図上に表示することなどを検討する。なお、患者の受療状況の把握については、患者調査の利用の他、統計学的に有意な方法による諸調査を実施することが望ましい。 人口規模が 20 万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、流入患者割合が 20%未満であり、流出患者割合が 20%以上である場合）、その設定の見直しについて検討する。なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要である。 また、設定を変更しない場合には、その考え方を明記するとともに、医療の需給状況の改善に向けた具体的な検討を行うこと。
② 既存の圏域、すなわち、広域市町村圏、保健所・福祉事務所等都道府県の行政機関の管轄区域、学校区（特に高等学校に係る区域）等に関する資料を参考とする。	② 既存の圏域、すなわち、広域市町村圏、保健所・福祉事務所等都道府県の行政機関の管轄区域、学校区（特に高等学校に係る区域）等に関する資料を参考とする。
③ 構想区域（法第 30 条の４第２項第７号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）に二次医療圏を合わせることが適当であること。	
(2) ５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築する際の圏域については、従来の二次医療圏に拘らず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。	(2) ５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築する際の圏域については、従来の二次医療圏に拘らず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。
(3) 三次医療圏については、概ね一都道府県の区域を単位として設定するが、その区域が特に広大であることその他特別の事情がある都道府県にあっては、一都道府県内に複数の三次医療圏を設定しても差し支えない。 また、一般的に三次医療圏で提供することが適当と考えられる医療としては、例えば、特殊な診断又は治療を必要とする次のものが考えられる。 ① 臓器移植等の先進的技術を必要とする医療 ② 高圧酸素療法等特殊な医療機器の使用を必要とする医療 ③ 先天性胆道閉鎖症等発生頻度が低い疾病に関する医療 ④ 広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特に専門性の高い救急医療	(3) 三次医療圏については、概ね一都道府県の区域を単位として設定するが、その区域が特に広大であることその他特別の事情がある都道府県にあっては、一都道府県内に複数の三次医療圏を設定しても差し支えない。 また、一般的に三次医療圏で提供することが適当と考えられる医療としては、例えば、特殊な診断又は治療を必要とする次のものが考えられる。 ① 臓器移植等の先進的技術を必要とする医療 ② 高圧酸素療法等特殊な医療機器の使用を必要とする医療 ③ 先天性胆道閉鎖症等発生頻度が低い疾病に関する医療 ④ 広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特に専門性の高い救急医療
(4) 都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし、隣接する都道府県の区域を含めた医療圏を設定することが地域の実情に合い、合理的である場合には、各都道府県の計画にその旨を明記の上、複数の都道府県にまたがった医療圏を設定しても差し支えない。 なお、その際は関係都道府県間での十分な協議や調整を行うとともに必要に応じ厚生労働省にも連絡されたい。	(4) 都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし、隣接する都道府県の区域を含めた医療圏を設定することが地域の実情に合い、合理的である場合には、各都道府県の計画にその旨を明記の上、複数の都道府県にまたがった医療圏を設定しても差し支えない。 なお、その際は関係都道府県間での十分な協議や調整を行うとともに必要に応じ厚生労働省にも連絡されたい。
３ 基準病床数の算定方法	**３ 基準病床数の算定方法**

(1)　基準病床数の算定方法 基準病床数の算定は、規則第30条の30各号に定める標準に準拠し、次に掲げる方式によること。	(1)　基準病床数の算定方法 基準病床数の算定は、規則で定める標準に準拠し、次に掲げる方式によること。
①　療養病床及び一般病床に係る基準病床数は、アの算定式により算出した数と、イの算定式により算出した数に、ウにより算定した数を加減した数の合計数を標準とする。	①　療養病床及び一般病床に係る基準病床数は、アの算定式により算出した数と、イの算定式により算出した数に、ウの式により算定した数を加えた数の合計数を標準とする。
ア　療養病床 ｛(当該区域の性別及び年齢階級別人口)×(全国平均の性別及び年齢階級別療養病床入院受療率)の総和－(在宅医療等で対応可能な数)＋(０～当該区域への他区域からの流入入院患者数の範囲内で知事が定める数)－(０～当該区域から他区域への流出入院患者数の範囲内で知事が定める数)｝×(１／病床利用率)	ア　療養病床 ｛(当該区域の性別及び年齢階級別人口)×(当該区域の性別及び年齢階級別入院・入所需要率)の総和－(介護施設で対応可能な数)＋(０～当該区域への他区域からの流入入院患者数の範囲内で知事が定める数)－(０～当該区域から他区域への流出入院患者数の範囲内で知事が定める数)｝×(１／病床利用率) ただし、上記算定式により二次医療圏ごとに算定した数の都道府県における合計数は、 ｛(当該区域の性別及び年齢階級別人口)×(当該区域の性別及び年齢階級別入院・入所需要率)の総和－(介護施設で対応可能な数)｝×(１／病床利用率) により二次医療圏ごとに算定した都道府県における合計数を超えることはできない。
イ　一般病床 ｛(当該区域の性別及び年齢階級別人口)×(当該区域の性別及び年齢階級別一般病床退院率)の総和×平均在院日数＋(０～当該区域への他区域からの流入入院患者数の範囲内で知事が定める数)－(０～当該区域から他区域への流出入院患者数の範囲内で知事が定める数)｝×(１／病床利用率)	イ　一般病床 ｛(当該区域の性別及び年齢階級別人口)×(当該区域の性別及び年齢階級別退院率)の総和×平均在院日数＋(０～当該区域への他区域からの流入入院患者数の範囲内で知事が定める数)－(０～当該区域から他区域への流出入院患者数の範囲内で知事が定める数)｝×(１／病床利用率) ただし、上記算定式により二次医療圏ごとに算定した数の都道府県における合計数は、 (当該区域の性別及び年齢階級別人口)×(当該区域の性別及び年齢階級別退院率)の総和×平均在院日数×(１／病床利用率) により二次医療圏ごとに算定した都道府県における合計数を超えることはできない。
ウ　基準病床数の都道府県間調整について なお、当該都道府県において、都道府県外への流出入院患者数が都道府県内への流入入院患者数よりも多い場合は、流出先都道府県との調整協議を行った上で、都道府県間を超える患者の流出入について、合意を得た数を各二次医療圏の基準病床数に加減することができる。 ただし、アからウにより二次医療圏ごとに算定した病床数の都道府県における合計数は、 ｛(当該区域の性別及び年齢階級別人口)×(全国平均の性別及び年齢階級別療養病	ウ　基準病床数の加算部分 なお、当該都道府県において、都道府県外への流出入院患者数が都道府県内への流入入院患者数よりも多い場合は、 ｛(都道府県外への流出入院患者数)－(都道府県内への流入入院患者数)｝×(1／3)で得られた流出超過加算数を限度として適当と認める数を各二次医療圏の基準病床数に加えることができる。

床入院受療率）の総和－（在宅医療等で対応可能な数）｝×（１／病床利用率）＋（当該区域の性別及び年齢階級別人口）×（当該区域の性別及び年齢階級別一般病床退院率）の総和×平均在院日数×（１／病床利用率）及びウにより二次医療圏ごとに算定した病床数の都道府県における合計数を超えることはできない。	
（注１）「人口」とは、医療計画作成時における夜間人口をいう。その数値については、国勢調査の結果による人口、地方公共団体の人口に関する公式統計による人口等のうち最近のものによることとする。	（注１）「人口」とは、医療計画作成時における夜間人口をいう。その数値については、国勢調査の結果による人口、地方公共団体の人口に関する公式統計による人口等のうち最近のものによることとする。
（注２）「年齢階級」とは、５歳ごとの年齢による階級である。	（注２）「年齢階級」とは、５歳ごとの年齢による階級である。
（注３）「全国平均の性別及び年齢階級別療養病床入院受療率」とは、厚生労働大臣が定める療養病床の性別及び年齢階級別の入院受療率を上限とし、策定した地域医療構想における慢性期機能の病床数の必要量を勘案して、都道府県知事が定める値とする。	（注３）「当該区域の性別及び年齢階級別入院・入所需要率」とは、厚生労働大臣が定める在宅以外の長期療養に係る医療又は介護を必要とする者の性別及び年齢階級別の入院・入所需要率を上限として、都道府県知事が当該区域の状況を勘案して定める値とする。
（注４）「在宅医療等で対応可能な数」については、追って具体的な内容を示すこととする。	（注４）「介護施設で対応可能な数」とは、介護施設（介護療養型医療施設を除く。）に入所している者の実数に都道府県知事が今後の介護サービスの進展を考慮した数を加えた数をいう。
（注５）「当該区域の性別及び年齢階級別一般病床退院率」とは、地方ブロックの性別及び年齢階級別の退院率をいう。	（注５）「当該区域の性別及び年齢階級別退院率」とは、地方ブロックの性別及び年齢階級別の退院率をいう。
（注６）「病床利用率」とは、厚生労働大臣が定める療養病床又は一般病床の病床利用率について、各都道府県における療養病床又は一般病床の直近の病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める療養病床又は一般病床の病床利用率以上当該地域の直近の療養病床又は一般病床の病床利用率の範囲内で、都道府県知事が当該都道府県の状況を勘案して定める値とする。	
（注７）「療養病床入院受療率」、「一般病床退院率」、「病床利用率」及び「平均在院日数」として使用する（参考とする）数値については、医療法第30条の４第２項第14号の療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（昭和61年厚生省告示第165号）により定められている。	（注６）「入院・入所需要率」、「退院率」、「病床利用率」及び「平均在院日数」として使用する（参考とする）数値については、医療法第30条の４第２項第11号の療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（昭和61年厚生省告示第165号）により定められている。
（注８）各区域における流入入院患者数については、都道府県知事が当該区域における医療の確保のために必要と認める事情があるときは、当該区域ごとの数を超えて、当該事情を勘案した数を加えることができる。	（注７）各区域における流入入院患者数については、都道府県知事が当該区域における医療の確保のために必要と認める事情があるときは、当該区域ごとの数を超えて、当該事情を勘案した数を加えることができる。
（注９）各区域における流入流出入院患者数については、患者調査、国民健康保険等のレセプト調査等により把握する。	（注８）各区域における流入流出入院患者数については、患者調査、国民健康保険等のレセプト調査等により把握する。
（備考）「地方ブロック」とは、以下の９ブロックをいう。	（備考）「地方ブロック」とは、以下の９ブロックをいう。
ブロック名 ／ 都道府県名	ブロック名 ／ 都道府県名

北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
北陸	富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

② 精神病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに次の算定式により算出した数を標準とする。

［{(当該都道府県の性別及び年齢階級別の平成 32 年における推計人口)×(当該都道府県の性別及び年齢階級別の急性期入院受療率)}の総和＋{(当該都道府県の性別及び年齢階級別の平成 32 年における推計人口)×(当該都道府県の性別及び年齢階級別の回復期入院受療率)}の総和＋{(当該都道府県の性別及び年齢階級別の平成 32 年における推計人口)×(当該都道府県の性別及び年齢階級別の認知症でない者に係る慢性期入院受療率)}の総和×(精神病床における入院期間が１年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合α)×(地域精神保健医療体制の高度化による影響値β)＋{(当該都道府県の性別及び年齢階級別の平成 32 年における推計人口)×(当該都道府県の性別及び年齢階級別の認知症である者に係る慢性期入院受療率)}の総和×(地域精神保健医療体制の高度化による影響値γ)＋(精神病床における他都道府県から当該都道府県への流入入院患者数)－(精神病床における当該都道府県から他都道府県への流出入院患者数)］×(１／精神病床利用率)

(注１)「当該都道府県の性別及び年齢階級別の平成 32 年における推計人口」とは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年３月中位推計)」によることとする。

(注２)「年齢階級」とは、「90 歳以上」の階級を除き、５歳ごとの年齢による階級とする。

北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
北陸	富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

② 精神病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに次の算定式により算出した数を標準とする。

ただし、算定式中「入院率」、「病床利用率」及び「入院患者数」は、それぞれ「精神病床に係る入院率」、「精神病床利用率」及び「精神病床入院患者数」と読み替えて適用する。

{(当該都道府県の年齢階級別人口)×(当該都道府県の年齢階級別新規入院率)の総和＋(当該都道府県への他都道府県からの流入入院患者数)－(当該都道府県から他都道府県への流出入院数)}×平均残存率×(１／入院期間が１年未満である者に係る病床利用率)＋{(当該都道府県における入院期間が１年以上である年齢階級別入院患者数)×(１－退院率)の総和＋(当該年において入院期間が１年に達した入院患者数)－(長期入院患者退院促進目標数)}×(１／入院期間が１年以上である者に係る病床利用率)

この場合において、都道府県知事は当該都道府県に所在する病院の入院患者のうち当該都道府県に住所を有する者の数が、

(当該都道府県の年齢階級別人口)×(当該都道府県の年齢階級別入院率)の総和により算定される数を下回っている都道府県については、

(他の都道府県への流出入院患者数)×(１／病床利用率)

で得られた数の３分の１を限度として適当と認められる数をその都道府県における前記の算定式により算定した基準病床数に加えることができる。

(注１)「人口」とは、医療計画作成時における夜間人口をいう。その数値については、国勢調査の結果による人口、地方公共団体の人口に関する公式統計による人口等のうち最

（注３）「当該都道府県の性別及び年齢階級別の急性期入院受療率」とは、「精神病床における入院期間が３月未満である入院患者（以下この項（②）において「急性期入院患者」という。）のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の入院受療率」をいい、性別及び年齢階級別に、平成 26 年における当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の数を平成 26 年における当該都道府県の人口で除して得た数とする。

（注４）「当該都道府県の性別及び年齢階級別の回復期入院受療率」とは、「精神病床における入院期間が３月以上１年未満である入院患者（以下この項（②）において「回復期入院患者」という。）のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の入院受療率」をいい、性別及び年齢階級別に、平成 26 年における当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の数を平成 26 年における当該都道府県の人口で除して得た数とする。

（注５）「当該都道府県の性別及び年齢階級別の認知症以外の慢性期入院受療率」とは、「精神病床における入院期間が１年以上である入院患者（以下この項（②）において「慢性期入院患者」という。）のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る性別及び年齢階級別の入院受療率」をいい、性別及び年齢階級別に、平成 26 年における当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者（認知症である者を除く。）の数を平成 26 年における当該都道府県の人口で除して得た数とする。

（注６）「当該都道府県の性別及び年齢階級別の認知症に係る慢性期入院受療率」とは、「慢性期入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者に限る。）の性別及び年齢階級別の入院受療率」をいい、性別及び年齢階級別に、平成 26 年における当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者（認知症である者に限る。）の数を平成 26 年における当該都道府県の人口で除して得た数とする。

（注７）「精神病床における入院期間が１年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合α」とは、慢性期入院患者の実態を勘案し、原則として 0.8 から 0.85 までの間で都道府県知事が定める値とする。

※　「原則として 0.8 から 0.85 までの間」とした考え方は、以下のとおりである。

厚生労働科学研究によると、

①　認知症以外の慢性期入院患者の６割以上が、当該研究において策定した重症度を医学的に評価する基準に該当する（精神障害者の重症度判定及び重症患者の治療体制等に関する研究（平成 25～27 年度））

②　統合失調症の慢性期入院患者の１割が、入院治療が適当な程度の身体合併

近のものによることとする。

（注２）「年齢階級」とは、20 歳未満、20 歳以上 40 歳未満、40 歳以上 65 歳未満、65 歳以上の年齢による階級とする。

（注３）「平均残存率」とは、次の二つの値を平均した値を標準として都道府県知事が定める値とする。ただし、アの値がイの値を下回る都道府県にあっては、アの値とする。

ア　当該都道府県の平均残存率

イ　全国の平均残存率の目標値

なお、ア及びイの値として使用する数値については、医療法第 30 条の４第２項第 11 号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（平成 18 年厚生労働省告示第 161 号。以下「精神病床算定告示」という。）により定められている。

（注４）「退院率」とは、次の二つの値を平均した値を標準として都道府県知事が定める値とする。ただし、アの値がイの値を上回る都道府県にあっては、アの値とする。

ア　当該都道府県の入院期間が１年以上である入院患者の年齢階級別年間退院率

イ　全国の退院率の目標値

なお、ア及びイの値として使用する数値については、精神病床算定告示により定められている。

（注５）「当該都道府県の年齢階級別新規入院率」、「入院期間が１未満である者に係る病床利用率」、「長期入院患者退院促進目標数」、「入院期間が１以上である者に係る病床利用率」、「当該都道府県の年齢階級別入院率」、「病床利用率」として使用する数値については、精神病床算定告示により定められている。

（注６）各都道府県における流入流出入院患者数については、患者調査、国民健康保険等のレセプト調査等により把握する。

症を有している（精神医療の質的実態把握と最適化に関する総合研究（平成19～21年度）） との報告がある。この研究結果を踏まえると、①②に該当しないような患者については、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、入院から地域生活への移行が可能となると考えられ、この結果、認知症以外の慢性期入院患者の入院受療率は現在の６～７割に低下することが見込まれる。 平成36年度末（2025年）までに７年間かけてその基盤整備を行うこととした場合には、医療計画の中間年である平成32年度末までに、その半分の基盤を計画的に整備することによって、認知症以外の慢性期入院患者の入院受療率は現在の8～8.5割に低下することが見込まれる。 （注８）「地域精神保健医療体制の高度化による影響値β」とは、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案し、１年当たりの地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として0.95から0.96までの間で都道府県知事が定める値を３乗し、当初の普及速度を考慮して調整係数0.95で除した数とする。 （注９）「地域精神保健医療体制の高度化による影響値γ」とは、これまでの認知症施策の実績を勘案し、１年当たりの地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として0.97から0.98までの間で都道府県知事が定める値を３乗した数とする。 （注10）「当該都道府県の性別及び年齢階級別の急性期入院受療率」、「当該都道府県の性別及び年齢階級別の回復期入院受療率」、「当該都道府県の性別及び年齢階級別の認知症でない者に係る慢性期入院受療率」、「当該都道府県の性別及び年齢階級別の認知症である者に係る慢性期入院受療率」、「精神病床利用率」として使用する数値については、医療法第30条の４第２項第14号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（平成18年厚生労働省告示第161号）により定められている。 （注11）各都道府県における流入流出入院患者数については、患者調査、国民健康保険等のレセプト調査等により把握する。	
③　結核病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに都道府県知事が定める数とする。 なお、基準病床数の算定に当たっては、「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」（平成17年７月19日付け健感発第0719001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を参照すること。	③　結核病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに都道府県知事が定める数とする。 なお、基準病床数の算定に当たっては、「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」（平成17年７月19日健感発第0719001号健康局結核感染症課長通知）を参照すること。
④　感染症病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第１項の規定に基づき厚生	④　感染症病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第１項の規定に基づき厚生

労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに同条第２項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算した数を基準として都道府県知事が定める数とする。	労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに同条第２項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算した数を基準として都道府県知事が定める数とする。
(2)　基準病床数の算定の特例 医療計画作成時に次のような事情があるため、都道府県知事が都道府県医療審議会の意見を聴いた上で厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を基準病床数とすることができる。 ①　急激な人口の増加が見込まれ、病床の増加が必要と考えられる場合 ②　特定の疾患にり患する者が異常に多い場合 ③　高度の医療を提供する能力を有する病院が集中している場合 ④　基準病床数に係る特例の対象となる病床以外で、医学・医術の進歩に伴い特殊病床が必要と考えられる場合 ⑤　その他当該区域において準ずる事情がある場合 なお、今後高齢者人口の増加が更に進む地域においては、医療需要の増加が大きく見込まれ、それに応じた医療提供体制の整備が求められることから、既存病床数が基準病床数を超えている地域で病床数の必要量が将来においても既存病床数を大きく上回ると見込まれる場合は、次によることとする。 ア　高齢者人口の増加等に伴う医療需要の増加を勘案し、基準病床数の見直しについて毎年検討 イ　法第30条の４第７項の基準病床数算定時の特例措置で対応 また、前記ア及びイによる病床の整備に際しては、次の点を考慮しつつ、地域の実情等を十分に踏まえた上で検討すること。 （ア）病床の機能区分（法第30条の13第１項に規定する病床の機能区分をいう。以下同じ。）ごとの医療需要 （イ）高齢者人口のピークアウト後を含む医療需要の推移 （ウ）疾病別の医療供給の状況、各医療圏の患者の流出入、交通機関の整備状況などの地域事情 （エ）都道府県内の各医療圏の医療機関の分布　等	(2)　基準病床数の算定の特例 医療計画作成時に次のような事情があるため、都道府県知事が都道府県医療審議会の意見を聴いた上で厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を基準病床数とすることができる。 ①　急激な人口の増加が見込まれ、病床の増加が必要と考えられる場合 ②　特定の疾患にり患する者が異常に多い場合 ③　高度の医療を提供する能力を有する病院が集中している場合 ④　基準病床数に係る特例の対象となる病床以外で、医学・医術の進歩に伴い特殊病床が必要と考えられる場合 ⑤　その他当該区域において準ずる事情がある場合
４　病床数の必要量の算定方法 (1)　病床数の必要量の算定は、規則第30条の28の３に定める方法に準拠し、病床の機能区分（法第30条の13第１項に規定する機能区分をいう。以下同じ。）ごとに次に掲げる方式によること。	

{（当該構想区域の性別及び年齢階級別の将来推計人口）×（当該構想区域の性別及び年齢階級別入院受療率）の総和 ＋（当該構想区域における他の構想区域の推計患者数のうちの医療供給見込み数）－（当該構想区域の推計患者数のうちの他の構想区域における医療供給見込み数）}×（１／病床稼働率） ただし、上記算定式により病床の機能区分ごとに算定した数の都道府県における合計数は、 {（当該構想区域の性別及び年齢階級別の将来推計人口）×（当該構想区域の性別及び年齢階級別入院受療率）の総和 ＋（当該構想区域における他の都道府県の推計患者数のうちの医療供給見込み数）－（当該構想区域の推計患者数のうちの他の都道府県における医療供給見込み数）}×（１／病床稼働率） により病床の機能区分ごとに算定した都道府県における合計数を超えることはできない。 （注１）「当該構想区域の性別及び年齢階級別の将来（平成 37 年）推計人口」とは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年３月中位推計）」によることとする。 （注２）「年齢階級」とは、原則、５歳ごとの年齢による階級とする。 （注３）「当該構想区域における他の構想区域の推計患者数のうちの医療供給見込み数」とは、当該構想区域において、他の構想区域の病床の機能区分ごとの平成 37 年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者として都道府県知事が定める数とする。 （注４）「当該構想区域の推計患者数のうちの他の構想区域における医療供給見込み数」とは、当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成 37 年における推計患者数のうち、他の構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数とする。 （注５）「当該構想区域における他の都道府県の推計患者数のうちの医療供給見込み数」とは、当該構想区域において、他の都道府県の区域に所在する構想区域の病床の機能区分ごとの平成 37 年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数とする。 （注６）「当該構想区域の推計患者数のうちの他の都道府県における医療供給見込み数」とは、当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成 37 年における推計患者数のうち、他の都道府県の区域内に所在する構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数とする。	

（注７）「病床稼働率」とは、高度急性期機能にあっては0.75、急性期機能にあっては0.78、回復期機能にあっては0.9、慢性期機能にあっては0.92とする。

(2)　当該構想区域の性別及び年齢階級別入院受療率は、病床の機能区分ごとに次に定める数とすること。

①　高度急性期機能　医療資源投入量が3,000点以上である医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数を当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数。

②　急性期機能　医療資源投入量が600点以上3,000点未満の医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数を当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数。

③　回復期機能　医療資源投入量が225点以上600点未満の医療若しくは主としてリハビリテーションを受ける入院患者又はこれらに準ずる者として厚生労働大臣が認める者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数を当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数。

④　慢性期機能　慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数に、アに掲げる範囲内で都道府県知事が定める数（慢性期総入院受療率が全国最小値よりも小さい構想区域にあっては、１。以下「補正率」という。）を乗じて得た数に、障害その他の疾患を有する入院患者を加えて得た数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数。

ア　次の（ア）に掲げる数以上（イ）に掲げる数以下

（ア）慢性期総入院受療率の全国最小値（県単位）／当該構想区域の慢性期総入院受療率

（イ）｛(当該構想区域の慢性期総入院受療率 － 全国最小値）×（慢性期総入院受療率の全国中央値（県単位）－ 全国最小値／慢性期総入院受療率の全国最大値（県単位）－ 全国最小値）＋ 全国最小値｝×（１／当該構想区域の慢性期総入院受療率）

ただし、当該構想区域がイに掲げる要件に該当するときは、（イ）に掲げる補正率により算定した当該構想区域の慢性期機能の平成37年における病床数の必要量を平成42年までに達成すればよいものとし、都道府県知事は、当該達成の期間の延長に応じた補正率（平成37年の性別及び年齢階級別入院受療率の目標として、平成42年に達成することとした性別及び年齢階級別入院受療率の目標から比例的に逆算して得た値）を定めることができる。

イ　当該構想区域が次のいずれにも該当するものであること。

（ア）当該構想区域の慢性期病床数（慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する

者に係る病床数をいう。以下同じ。）からア（イ）に掲げる補正率により算定した平成 37 年における慢性期病床数を控除して得た数を慢性期病床数で除して得た数が全国中央値を上回ること。

（イ）高齢者単身世帯割合が全国平均を上回ること。

地域医療構想を含む医療計画が公示された後に、当該地域医療構想において定める厚生労働大臣が認める構想区域における慢性期機能の将来の病床数の必要量の達成が特別な事情により著しく困難となったときは、当該将来の病床数の必要量について、厚生労働大臣が認める方法により補正率を定めることができる。

（注８）病床の機能区分ごとの性別及び年齢階級別入院受療率の推計については、当該構想区域に住所を有する患者に係る平成 25 年度のレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）のレセプトデータ、診断群分類（DPC）データ等に基づいて行うこととする。

（注９）「当該構想区域の性別及び年齢階級別人口」とは、総務省「平成 25 年３月 31 日住民基本台帳年齢別人口（市区町村別）（総計）」によることとする。

（注 10）「医療資源投入量」とは、患者に提供される医療を１日当たりの診療報酬（入院基本料相当分及びリハビリテーション料を除く。）の出来高点数により換算した量とする。

（注 11）「医療資源投入量が 600 点以上 3,000 点未満の医療を受ける入院患者」には、医療資源投入量が 175 点以上 600 点未満の医療を受ける入院患者であっても、早期リハビリテーション加算を算定する入院患者であってリハビリテーション料を加えた医療資源投入量が 600 点以上となる医療を受ける者を含む。

（注 12）「医療資源投入量が 225 点以上 600 点未満の医療を受ける入院患者」には、医療資源投入量 175 点未満の医療を受ける入院患者であっても、リハビリテーションを受ける入院患者（回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する入院患者を除く。）であってリハビリテーション料を加えた医療資源投入量が 175 点以上となる医療を受ける者を含む。

（注 13）「主としてリハビリテーションを受ける入院患者」とは、回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する入院患者とする。

（注 14）「これらに準ずる者として厚生労働大臣が認める者」とは、在宅復帰に向けて調整を要する者（医療資源投入量 175 点以上 225 点未満）とする。

（注 15）「慢性期入院患者」とは、長期にわたり療養が必要な入院患者（主としてリハビリテーションを受ける入院患者その他の厚生労働大臣が認める入院患者を除く。）とする。具体的には、療養病棟入院基本料、療養病棟特別入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料及び有床診療所療養病床特別入院基本料を算定する入院患者がこれに該当し、「その他の厚生労働大臣が認める入院患者」として当該入院患者のうち医療区分

１である患者の数の 70%に相当する数を除くこととする。 （注 16）「障害その他の疾患を有する入院患者」とは、障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院料及び特殊疾患入院医療管理料を算定する入院患者とする。 （注 17）「慢性期総入院受療率」とは、次の算定式により算出した値とする。 ｛慢性期入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数／（Σ当該区域の性別及び年齢階級別人口 × 全国の性別及び年齢階級別入院受療率）｝×（全国の慢性期入院患者の数／全国の人口） （注 18）「厚生労働大臣が認める構想区域」とは、都道府県全体の慢性期病床数からア（イ）に掲げる補正率により算定した平成 37 年における慢性期病床数を控除して得た数を慢性期病床数で除して得た数が全国中央値を上回っている都道府県の構想区域（当該構想区域の慢性期病床数からア（イ）に掲げる補正率により算定した平成 37 年における慢性期病床数を控除して得た数を慢性期病床数で除して得た数が全国中央値を上回っている構想区域に限る。）その他これに類する構想区域とする。 （注 19）「特別な事情」とは、やむを得ない事情により、在宅医療等の充実・整備が大幅に遅れることが見込まれる場合や高齢者単身世帯及び高齢者夫婦のみ世帯が著しく増加するなどの社会的事情の大きな変化が見込まれる場合など、その他これと同等と認められる事情であって、都道府県及び厚生労働省においてやむを得ないと認める事情とする。 （注 20）「厚生労働大臣が認める方法」とは、当該構想区域の慢性期病床数からア（イ）に掲げる補正率により算定した平成 37 年における慢性期病床数を控除して得た数を慢性期病床数で除して得た数が全国中央値を下回らない範囲を目安として、厚生労働省に協議して同意を得た入院受療率の目標を定めることとする。	
５　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順 (1)　現状の把握 都道府県は、医療連携体制を構築するに当たって、患者動向、医療資源及び医療連携に関する情報等を収集し、地域住民の健康状態を踏まえた現状を把握する必要がある。 医療提供体制等に関する情報のうち、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）について、指標間相互の関連性も含めて、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握する。	**４　５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順** (1)　現状の把握 都道府県は、医療連携体制を構築するに当たって、患者動向、医療資源及び医療連携に関する情報等を収集し、現状を把握する必要がある。 これらの情報には、次に掲げる既存の統計・調査等の公開情報並びに調査票情報を用いた分析により得られる情報のほか、医療施設・関係団体等に対する調査や患者・住民に対するアンケート調査、ヒアリング等で得られる情報がある。 なお、医療提供体制等に関する情報のうち経年的あるいは医療圏間での比較・評価等が可能で、数値で把握できる情報に関して、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）、独自調査やデータの解析等により入手可能な指標（推奨指標）として、５疾病・５事業及び在宅医療の指針の別表において例示されたものについては、医療計画に

なお、重点指標及び参考指標については、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針」を参考とすること。	原則記載する。また、５疾病・５事業及び在宅医療の指針の別表に掲げる指標例を参考に、病期・医療機能及びストラクチャー・プロセス・アウトカムの要素も加味して、指標間相互の関連性も含めて、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握する。既存の統計・調査等のみでは現状把握が不十分な場合、積極的に新たな調査を行うことが重要である。
また、既存の統計・調査等のみでは現状把握が不十分な場合、医療施設・関係団体等に対する調査や患者・住民に対するアンケート調査、ヒアリング等、積極的に新たな調査を行うことが重要である。	
① 人口動態調査	① 人口動態調査
② 国民生活基礎調査	② 国民生活基礎調査
③ 患者調査	③ 患者調査
④ 国民健康・栄養調査	④ 国民健康・栄養調査
⑤ 衛生行政報告例	⑤ 衛生行政報告例
⑥ 介護保険事業状況報告調査	⑥ 介護保険事業状況報告調査
⑦ 病床機能報告	
⑧ レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）	
⑨ 診断群分類（DPC）データ	
⑩ 医療施設調査	⑦ 医療施設調査
⑪ 病院報告	⑧ 病院報告
⑫ 医師・歯科医師・薬剤師調査	⑨ 医師・歯科医師・薬剤師調査
⑬ 地域保健・健康増進事業報告	⑩ 地域保健・健康増進事業報告
⑭ 介護サービス施設・事業所調査	⑪ 介護サービス施設・事業所調査
⑮ 介護給付費実態調査	⑫ 介護給付費実態調査
(2) 作業部会及び圏域連携会議の設置	(2) 協議の場の設置
都道府県は、５疾病・５事業及び在宅医療について、それぞれの医療体制を構築するため、都道府県医療審議会又は地域医療対策協議会の下に、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて協議する場（以下「作業部会」という。）を設置する。また必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場（以下「圏域連携会議」という。）を設置する。	都道府県は、５疾病・５事業及び在宅医療について、それぞれの医療体制を構築するため、医療審議会もしくは医療対策協議会の下に、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて協議する場（以下「作業部会」という。）を設置する。また、必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場（以下「圏域連携会議」という。）を設置する。
作業部会と圏域連携会議は、有機的に連携しながら協議を進めることが重要であり、原則として、圏域連携会議における協議結果は作業部会へ報告すること。また、それぞれの協議の内容・結果については、原則として、周知・広報すること。	作業部会と圏域連携会議は、有機的に連携しながら協議を進めることが重要であり、原則として、圏域連携会議における協議結果は作業部会へ報告すること。また、それぞれの協議の内容・結果については、原則として、周知・広報すること。
① 作業部会	① 作業部会
ア 構成	ア 構成

作業部会は、地域の実情に応じた医療体制を構築するため、例えば次の（ア）から（ク）に掲げる者を代表する者により構成し、構成する者が（ア）から（ク）のどの区分に該当するかを明示すること。 （ア）地域医師会等の医療関係団体 （イ）医師、歯科医師、薬剤師、看護師など現に診療に従事する者 （ウ）介護保険法に規定するサービス事業者 （エ）医療保険者 （オ）医療・介護サービスを受ける患者・住民 （カ）保健・医療・福祉サービスを担う都道府県・市町村 （キ）学識経験者 （ク）上記（ア）から（キ）までの他、各疾病及び事業において重要な役割を担う者 なお、医療サービスを受ける立場の意見についても、十分に配慮することが望ましいことから、（オ）の患者・住民に対しては、十分な情報提供と解説などの支援を行うことにより、議論に参加しやすい環境が整うよう努めること。 イ　内容 作業部会は、下記の事項について協議する。 （ア）地域の医療資源の把握 医療資源・医療連携に関する情報から、地域において各医療機能の要件を満たす医療機関を確認する。また、患者動向等も加味して、地域において不足している医療機能あるいは調整・整理が必要な医療機能を明確にする。なお、可能な限り二次医療圏を基礎として医療資源を把握する。 （イ）圏域の設定 上記（ア）に基づき、圏域を検討・設定する。この場合、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて特有の重要事項（５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る流入患者割合、流出患者割合を含む。）に基づき、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。 （ウ）課題の抽出 （ア）により把握した現状を分析し、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて、求められる医療機能とその連携体制など、目指すべき方向を踏まえ、地域の医療提供体制の課題を抽出する。その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。 （エ）数値目標の設定	作業部会は、地域の実情に応じた医療体制を構築するため、例えば次の（ア）から（ク）に掲げる者を代表する者により構成し、構成する者が（ア）から（ク）のどの区分に該当するかを明示すること。 （ア）地域医師会等の医療関係団体 （イ）医師、歯科医師、薬剤師、看護師など現に診療に従事する者 （ウ）介護保険法（平成９年法律第 123 号）に規定するサービス事業者 （エ）医療保険者 （オ）医療・介護サービスを受ける患者・住民 （カ）保健・医療・福祉サービスを担う都道府県・市町村 （キ）学識経験者 （ク）上記（ア）から（キ）までの他、各疾病及び事業において重要な役割を担う者 なお、医療サービスを受ける立場の意見についても、十分に配慮することが望ましいことから、（オ）の患者・住民に対しては、十分な情報提供と解説などの支援を行うことにより、議論に参加しやすい環境が整うよう努めること。 イ　内容 作業部会は、下記の事項について協議する。 （ア）地域の医療資源の把握 医療資源・医療連携に関する情報から、地域において各医療機能の要件を満たす医療機関を確認する。また、患者動向等も加味して、地域において不足している医療機能あるいは調整・整理が必要な医療機能を明確にする。なお、可能な限り二次医療圏を基礎として医療資源を把握する。 （イ）圏域の設定 上記（ア）に基づき、圏域を検討・設定する。この場合、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて特有の重要事項（５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る流入患者割合、流出患者割合を含む。）に基づき、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。 （ウ）課題の抽出 （ア）により把握した現状を分析し、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて、求められる医療機能とその連携体制など、目指すべき方向を踏まえ、地域の医療提供体制の課題を抽出する。その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。 （エ）数値目標の設定

抽出した課題をもとに、事後に定量的な比較評価が行えるよう、地域の実情に応じた数値目標、目標達成に要する期間を定める。 数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画等に定められた目標等も勘案するものとする。なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題が解決されると思われる目標を設定すること。 （オ）施策 課題に対応した数値目標の達成のために行う具体的な施策を盛り込んだ計画を策定する。	抽出した課題をもとに、事後に定量的な比較評価が行えるよう、地域の実情に応じた数値目標、目標達成に要する期間を定める。 数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第７に掲げる諸計画等に定められた目標等も勘案するものとする。なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題が解決されると思われる目標を設定すること。 （オ）施策 課題に対応した数値目標の達成のために行う具体的な施策を盛り込んだ計画を策定する。
② 圏域連携会議 圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。 その際、保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互又は医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。 ア 構成 各医療機能を担う全ての関係者 イ 内容 下記の（ア）から（ウ）について、関係者全てが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定する。 （ア）医療連携の必要性について認識の共有 （イ）医療機関等に係る人員、施設設備及び診療機能に関する情報の共有 （ウ）当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術に関する情報の共有 また、状況に応じて、地域連携クリティカルパス導入に関する検討を行う。	② 圏域連携会議 圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。 その際、保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互または医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。 ア 構成 各医療機能を担う全ての関係者 イ 内容 下記の（ア）から（ウ）について、関係者全てが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定する。 （ア）医療連携の必要性について認識の共有 （イ）医療機関等に係る人員、施設設備及び診療機能に関する情報の共有 （ウ）当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術に関する情報の共有 また、状況に応じて、地域連携クリティカルパス導入に関する検討を行う。
(3) 患者・住民の意見の反映 都道府県は、患者・住民の作業部会への参加やタウンミーティングの開催、患者・住民へのヒアリングやアンケート調査、医療計画のパブリックコメントなどにより、患者・住民の意見を反映させること。	(3) 患者・住民の意見の反映 都道府県は、患者・住民の作業部会への参加やタウンミーティングの開催、患者・住民へのヒアリングやアンケート調査、医療計画のパブリックコメントなどにより、患者・住民の意見を反映させること。
(4) 医療計画への記載 都道府県は、第３の３に示すとおり、医療機能ごとに、目標、医療機関に求められる医療体制、課題、数値目標、数値目標の達成のために行う施策等を医療計画に記載する。 また、原則として各医療機能を担う医療機関等の名称も記載するものとする。 なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともあり得る。	(4) 医療計画への記載 都道府県は、前記第３の３に示すとおり、医療機能ごとに、目標、医療機関に求められる医療体制、課題、数値目標、数値目標の達成のために行う施策等を医療計画に記載する。 また、原則として各医療機能を担う医療機関等の名称も記載するものとする。 なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともあり得る。

(5)　変更が生じた場合の措置 医療計画策定後、医療機能を担う医療機関の変更が生じた場合は、可能な限り速やかに記載内容を変更する必要がある。 この場合、都道府県医療審議会の議をその都度経なくてもすむように、医療機関の変更に伴う手続をあらかじめ定めておく必要がある。	(5)　変更が生じた場合の措置 医療計画策定後、医療機能を担う医療機関の変更が生じた場合は、可能な限り速やかに記載内容を変更する必要がある。 この場合、医療審議会の議をその都度経なくてもすむように、医療機関の変更に伴う手続をあらかじめ定めておく必要がある。
第５　医療計画の推進等 **１　医療計画の推進体制** 医療計画の推進体制については、作業部会、圏域連携会議又は地域医療構想調整会議（法第 30 条の 14 第１項に規定する協議の場をいう。）において、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。	**第５　医療計画の推進等** **１　医療計画の推進体制** 医療計画の推進体制については、第４の２(2) に定める協議の場を設けるなど、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。
２　医療計画の推進状況の把握、評価及び再検討 医療計画の実効性を上げるためには、具体的な数値目標の設定と評価を行い、その評価結果に基づき、計画の内容を見直すことが重要である。 そのため、第３の 11 に示すとおり、施策の目標、推進体制、推進方策、評価・見直し方法（評価を行う組織（都道府県医療審議会等）を含む。）等を計画においてあらかじめ明らかにした上で、６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに、施策全体又は医療計画全体の達成状況について調査、分析、評価及び公表を行い、必要があるときは計画を変更する。 ただし、５疾病・５事業及び在宅医療については、上記と同様に評価・見直し体制及び公表方法を明らかにした上で、目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について定期的に実施（１年ごとの実施が望ましい。）、評価し、目標に対する進捗状況が不十分な場合、その原因を分析した上で、必要に応じて施策の見直しを図ること。	**２　医療計画の推進状況の把握、評価及び再検討** 医療計画の実効性を上げるためには、具体的な数値目標の設定と評価を行い、その評価結果に基づき、計画の内容を見直すことが重要である。 そのため、第３の 10 に示すとおり、施策の目標、推進体制、推進方策、評価・見直し方法（評価を行う組織（医療審議会等）を含む。）等を計画においてあらかじめ明らかにした上で、少なくとも５年ごとに、施策全体又は医療計画全体の達成状況について調査、分析、評価及び公表を行い、必要があるときは計画を変更する。 ただし、５疾病・５事業及び在宅医療については、上記と同様に評価・見直し体制及び公表方法を明らかにした上で、目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について定期的に実施（１年ごとの実施が望ましい。）、評価し、目標に対する進捗状況が不十分な場合、その原因を分析した上で、必要に応じて施策の見直しを図ること。
第６　医療計画に係る報告等 都道府県ごとの実情を把握し適正な医療計画の推進に資するため、法第 30 条の４第 16 項の規定に基づく医療計画の厚生労働大臣への報告については、次のとおり取り扱う。 **１　医療計画の厚生労働大臣への報告** (1)　報告事項 ①　医療計画及びその概要並びに付属資料 ②　公示の方法（都道府県の公報の写し等を添付） ③　原案作成年月日、市町村及び保険者協議会からの意見聴取年月日、都道府県医療審議	**第６　医療計画に係る報告等** 都道府県ごとの実情を把握し適正な医療計画の推進に資するため、法第 30 条の４第 12 項の規定に基づく医療計画の厚生労働大臣への報告については、次のとおり取り扱う。 **１　医療計画の厚生労働大臣への報告** (1)　報告事項 ①　医療計画及びその概要並びに付属資料 ②　公示の方法（都道府県の公報の写し等を添付） ③　原案作成年月日、市町村からの意見聴取年月日、医療審議会への諮問年月日及び答申

会への諮問年月日及び答申年月日、公示年月日 ④　必須指標・推奨指標等による現状把握の結果 ⑤　目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の評価 （注１）⑤については、医療計画の対象期間の当初から１年ごとに提出すること （注２）①・④・⑤については、紙媒体及び電子媒体で提出すること (2)　紙媒体の提出部数　　５部 (3)　報告時期 医療計画及びその概要並びに付属資料は公示前とし、その他の印刷物がある場合は公示後速やかに報告するものとする。 なお、例えば、５疾病・５事業及び在宅医療の医療連携体制において、医療機能を担う医療機関の記載を変更した場合など、法第 30 条の６の規定に基づかない計画変更の場合には、報告の対象としないこととする。 **２　法第 27 条の２、第 30 条の 11、第 30 条の 12 及び第 30 条の 17 の規定に基づく勧告等の実施状況の報告** (1)　報告事項　　別紙様式３～６－２ 病院又は診療所名、開設者又は管理者氏名、病院又は診療所所在地、開設等申請年月日、申請病床数、申請病床の種別、要請年月日、勧告年月日、命令年月日、都道府県医療審議会の意見、勧告に対する申請者の対応、その他参考事項等 (2)　提出部数　　４部 (3)　報告時期 要請、勧告又は命令をそれぞれ行った日の属する月の翌月の 10 日までとする。ただし、「勧告に対する反応」等が相当遅れる場合は、当該部分のみ後日報告するものとする。 なお、公的医療機関等に対する法第７条の２第３項又は第 30 条の 15 第６項の規定に基づく命令又は法第 30 条の 16 第１項の規定に基づく指示を行った場合についても別紙様式に準じて報告すること。 （別紙様式３～６－２）	年月日、公示年月日 ④　必須指標・推奨指標等による現状把握の結果 ⑤　目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の評価 （注１）⑤については、医療計画の対象期間の当初から１年ごとに提出すること （注２）①・④・⑤については、紙媒体及び電子媒体で提出すること (2)　紙媒体の提出部数　　５部 (3)　報告時期 医療計画及びその概要並びに付属資料は公示前とし、その他の印刷物がある場合は公示後速やかに報告するものとする。 なお、例えば、５疾病・５事業及び在宅医療の医療連携体制において、医療機能を担う医療機関の記載を変更した場合など、法第 30 条の６の規定に基づかない計画変更の場合には、報告の対象としないこととする。 **２　医療法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告の実施状況の報告** (1)　報告事項　　別紙様式３ 開設者氏名、病院所在地、開設等申請年月日、申請病床数、申請病床の種別、勧告年月日、医療審議会の意見、勧告に対する申請者の対応、その他参考事項 (2)　提出部数　　４部 (3)　報告時期 勧告の行った日の属する月の翌月の 10 日までとする。ただし、「勧告に対する申請者の対応」が相当遅れる場合は、当該部分のみ後日報告するものとする。 （別紙様式３）

	（新規）

（別紙様式３）

医療法第 27 条の２の規定に基づく勧告及び命令の実施状況報告

病院又は診療所名			
開設者又は管理者氏名			
病院又は診療所所在地			
申請病床数（病床機能別）		条件付許可病床数（病床機能別）	
勧告年月日			
都道府県医療審議会の意見			
勧告に対する反応			
命令年月日			
都道府県医療審議会の意見			
命令に対する反応			
その他参考事項			

（別紙様式４）

医療法第30条の11の規定に基づく勧告の実施状況報告

病院又は診療所名			
開設者又は管理者氏名			
病院又は診療所所在地			
開設等申請年月日			
申請病床数		申請病床の種別	
勧告年月日			
都道府県医療審議会の意見			
勧告に対する申請者の対応			
その他参考事項			

（別紙様式３）

医療法第３０条の１１の規定に基づく勧告の実施状況報告

病院名			
開設者氏名			
病院所在地			
開設等申請年月日			
申請病床数		申請病床の種別	
勧告年月日			
医療審議会の意見			
勧告に対する申請者の対応			
その他参考事項			

（別紙様式５）

医療法第30条の12第１項の規定において読み替えて準用する第７条の２第３項の規定に基づく要請及び同条第２項の規定に基づく勧告の実施状況報告

病院又は診療所名			
開設者又は管理者氏名			
病院又は診療所所在地			
削減要請年月日		削減要請病床数（病床の種別）	
都道府県医療審議会の意見			
要請に対する反応			
勧告年月日		勧告対象病床数（病床の種別）	
都道府県医療審議会の意見			
勧告に対する反応			
その他参考事項			

（新規）

（別紙様式６－１）

医療法第30条の15第７項において読み替えて準用する同条第６項の規定に基づく
要請及び第30条の17の規定に基づく勧告の実施状況報告

病院又は診療所名			
開設者又は管理者氏名			
病院又は診療所所在地			
基準日病床機能		基準日後病床機能	
要請年月日			
都道府県医療審議会の意見			
要請に対する反応			
勧告年月日			
都道府県医療審議会の意見			
勧告に対する反応			
その他参考事項			

（新規）

（別紙様式６－２）

医療法第30条の16第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定に基づく要請及び第30条の17の規定に基づく勧告の実施状況報告

病院又は診療所名			
開設者又は管理者氏名			
病院又は診療所所在地			
転換要請年月日			
転換を要請した病床機能		転換を要請した病床数	
都道府県医療審議会の意見			
要請に対する反応			
勧告年月日			
都道府県医療審議会の意見			
勧告に対する反応			
その他参考事項			

医政地発0331第３号
平成29年３月31日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（公印省略）

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の４の規定に基づき、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の５疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の５事業並びに居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）について医療計画に記載することとされています（以下、５疾病及び５事業並びに在宅医療を「５疾病・５事業及び在宅医療」という。）。

各都道府県が医療提供体制を確保するに当たり、特に５疾病・５事業及び在宅医療については、①疾病又は事業ごとに必要となる医療機能を明確化した上で、②地域の医療機関がどのような役割を担うかを明らかにし、さらに③医療連携体制を推進していくことが求められています。

医療機能の明確化から連携体制の推進にいたるこのような過程を、以下、医療体制の構築ということとします。

５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制を構築するに当たっては、それぞれに求められる医療機能を具体的に把握し、その特性及び地域の実情に応じた方策を講ずる必要があることから、下記のとおり、それぞれの体制構築に係る指針を国において定めましたので、新たな医療計画作成のための参考としていただきますようお願いします。

なお、本通知は法第30条の８に基づく技術的助言であることを申し添えます。

また、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成24年３月30日付け医政指発0330第９号厚生労働省医政局指導課長通知）は廃止します。

記

１　法的根拠

法第30条の４第４項の規定に基づき、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の５疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の５事業（以下「５疾病・５事業」という。）並びに在宅医療に係る医療連携体制を構築するための方策を医療計画に定めることとなっている。

また、法第30条の３第１項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号。以下「基本方針」という。）の改正を行ったところである。

また、基本方針第四の二及び三に示すとおり、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制を各都道府県が構築するに当たっては、地域の医療提供施設の医療機

能を医療計画に明示することにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る必要がある。

一方、基本方針第二の二に示すとおり、国は５疾病・５事業及び在宅医療について調査及び研究を行い、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに求められる医療機能を明らかにすることとされており、本通知は、国として当該医療機能を明らかにすること等により、都道府県の医療体制構築を支援するものである。

なお、医療機能に関する情報の提供については、法第６条の３に基づく医療機能情報提供制度が別途実施されている。

５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制構築に当たっては、当該制度により都道府県に報告された医療機能情報を活用できること、特に、患者や住民に情報を提供するためだけではなく、地域の医療関係者が互いに情報を共有することで信頼を醸成し、円滑な連携を推進するためにも活用すべきであることに留意されたい。

２　策定に当たっての留意点

別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」は、国として、①５疾病・５事業及び在宅医療の医療機能の目安を明らかにした上で、②各医療機能を担う地域の医療機関が互いに信頼を醸成し、円滑な連携を推進するために、都道府県の実施すべき手順を示したものである。

都道府県におかれては、地域において切れ目のない医療の提供を実現するための、良質かつ適切な医療を効率的に提供するための医療計画策定に当たり、本指針を参考にされたい。

なお策定に当たっては、次に掲げる点に留意されたい。

①　５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制については、各都道府県が、患者動向、医療資源等地域の実情に応じて構築するものであること。

②　したがって、本指針は医療体制の構築のための目安であり、必ずしもこれに縛られるものではないこと。

③　５疾病・５事業ごと及び在宅医療の医療体制構築に当たっては、地域の実情に応じて必要性の高いものから優先的に取り組むことが必要であること。

④　医療計画の実効性を高めるよう、５疾病・５事業ごと及び在宅医療のPDCAサイクルを効果的に機能させ、政策循環の仕組みを強化するため、疾病・事業ごとの指標を活用すること。

⑤　本指針は国における現時点での知見に基づくものであり、今後も検討、調査、研究を続けて適宜提示するものであること。

３　本指針の位置付け及び構成

５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制を含めた、新たな医療計画制度の全体像については、「医療計画について」（平成29年３月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知）の別紙「医療計画作成指針」により別途提示しているところである。

「医療計画作成指針」と「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」との関係は別表のとおりであり、各都道府県におかれては、新たな医療計画の作成に当たり、「医療計画作成指針」を参考に計画全体の構成、作成の手順等を検討した上で、本指針により５疾病・５事業及び在宅医療に係る具体的な医療体制の構築及び計画の作成を図られたい。

（別表）

【法第 30 条の３】
厚生労働大臣は基本方針を定め

基本方針

○医療提供体制確保の
・基本的事項
・調査及び研究
・目標
○医療連携体制
○医療機能情報の提供
○医療従事者の確保
○計画作成と事業評価
○その他重要事項

【法第 30 条の８】
厚生労働大臣は、技術的事項について必要な助言ができる。

医療計画作成指針

○計画作成の趣旨
○一般的留意事項
○計画の内容
○計画作成の手順等
○計画の推進等
○計画に係る報告等

本指針

○医療体制構築の
・趣旨
・内容
・手順
・連携の推進等
・評価等
○疾病・事業別の体制
・がん
・脳卒中
・心筋梗塞等の心血管疾患
・糖尿病
・精神疾患
・救急医療
・災害時における医療
・へき地の医療
・周産期医療
・小児医療(小児救急)
・在宅医療

【法第 30 条の４第１項】
都道府県は基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて医療計画を定める。

医　療　計　画

○基本的な考え方
○地域の現状
○疾病・事業ごとの医療体制
・がん
・脳卒中
・心筋梗塞等の心血管疾患
・糖尿病
・精神疾患
・救急医療
・災害時における医療
・へき地の医療
・周産期医療
・小児医療（小児救急）
・在宅医療
・その他特に必要と認める医療
○地域医療構想
○地域医療構想を達成する施策
○病床機能の情報提供の推進
○医療従事者の確保
○医療の安全の確保
○医療提供施設の整備目標
○基準病床数
○その他医療提供体制の確保に必要な事項
○事業の評価・見直し

（別紙）

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針

目次

第１　趣旨
第２　内容
第３　手順
第４　連携の推進等
第５　評価等

がんの医療体制構築に係る指針（P10）
第１　がんの現状
第２　医療体制の構築に必要な事項
第３　構築の具体的な手順
脳卒中の医療体制構築に係る指針(P18)
第１　脳卒中の現状
第２　医療体制の構築に必要な事項
第３　構築の具体的な手順
心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制構築に係る指針(P28)
第１　心筋梗塞等の心血管疾患の現状
第２　医療体制の構築に必要な事項
第３　構築の具体的な手順
糖尿病の医療体制構築に係る指針(P38)
第１　糖尿病の現状
第２　医療体制の構築に必要な事項
第３　構築の具体的な手順
精神疾患の医療体制構築に係る指針(P46)
第１　精神疾患の現状
第２　医療体制の構築に必要な事項
第３　構築の具体的な手順

救急医療の体制構築に係る指針(P64)
第１　救急医療の現状
第２　医療体制の構築に必要な事項
第３　構築の具体的な手順
災害時における医療体制の構築に係る指針(P78)
第１　災害医療の現状
第２　医療体制の構築に必要な事項
第３　構築の具体的な手順

へき地の医療体制構築に係る指針(P89)
第１　へき地の医療の現状
第２　医療体制の構築に必要な事項
第３　構築の具体的な手順
周産期医療の体制構築に係る指針(P98)
第１　周産期医療の現状
第２　医療体制の構築に必要な事項
第３　構築の具体的な手順
小児医療の体制構築に係る指針(P116)
第１　小児医療の現状
第２　医療体制の構築に必要な事項
第３　構築の具体的な手順

在宅医療の体制構築に係る指針(P127)
第１　在宅医療の現状
第２　医療体制の構築に必要な事項
第３　構築の具体的な手順

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針

第１　趣旨

人口の急速な高齢化が進む中、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の５疾病（以下「５疾病」という。）については、生活の質の向上を実現するため、これらに対応した医療体制の構築が求められている。

また、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急を含む。以下同じ。）の５事業（以下「５事業」という。）についても、これらに対応した医療体制の構築により、患者や住民が安心して医療を受けられるようにすることが求められている。

さらに、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療に係る医療体制の構築が求められている。

疾病構造の変化や地域医療の確保といった課題に対応するためには、効率的で質の高い医療体制を具体的に構築することが求められる。

具体的には、各都道府県において、５疾病・５事業及び在宅医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下に、医療機関が機能を分担及び連携することにより、切れ目なく医療を提供する体制を構築することが必要である。

加えて、こうした医療体制の構築に患者や住民が参加することを通じ、患者や住民が地域の医療機能を理解し、医療の必要性に応じた質の高い医療を受けられるようになることが期待される。

以下、第２「内容」、第３「手順」、第４「連携の推進等」及び第５「評価等」において、医療体制の構築に当たって５疾病・５事業及び在宅医療に共通する事項を示すとともに、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれの指針において、各々の特性に関する事項を示すので参考とされたい。

第２　内容

５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて、まず「１　医療体制の政策循環」を実現するため、「２　指標」を活用し、「３　必要となる医療機能」を明らかにした上で、「４　各医療機能を担う医療機関等の名称」、「５　数値目標」を記載する。

１　医療体制の政策循環

５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制を構築するに当たっては、住民の健康状態や患者の状態（成果（アウトカム））などでもって施策の評価を行うことが必要なため、これらを用いた評価を行うことが重要である。具体的には、施策や事業を実施したことにより生じた結果（アウトプット）が、成果（アウトカム）に対してどれだけの影響（インパクト）をもたらしたかという関連性を念頭に置きつつ、施策や事業の評価を１年ごとに行い、見直しを含めた改善を行うこと。都道府県は、この成果（アウトカム）に向けた評価及び改善の仕組みを、政策循環の中に組み込んでいくことが重要である。

- アウトカム（成果）
  施策や事業が対象にもたらした変化
- アウトプット（結果）

施策や事業を実施したことにより生じる結果

・　インパクト（影響）
施策や事業のアウトプットによるアウトカムへの寄与の程度

２　指標

医療体制の構築に当たっては、現状の把握や課題の抽出の際に、多くの指標を活用することとなるが、各指標の関連性を意識し、地域の現状をできる限り構造化しながら整理する必要がある。その際には、指標をアウトカム、プロセス、ストラクチャーに分類し、活用すること[1]。

・　アウトカム指標
住民の健康状態や患者の状態を測る指標

・　プロセス指標
実際にサービスを提供する主体の活動や、他機関との連携体制を測る指標

・　ストラクチャー指標
医療サービスを提供する物的資源、人的資源及び組織体制、外部環境並びに対象となる母集団を測る指標

３　必要となる医療機能

例えば脳卒中の場合に、急性期、回復期から維持期にいたるまでの病期ごとの医療機能を明らかにするのと同様、他の疾病・事業及び在宅医療についても明らかにする。

４　各医療機能を担う医療機関等の名称

前記３の各医療機能を担う医療機関等については、後記第３の２に示すとおり、地域の医療提供者等が作業部会等に参加し、検討する。なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

その検討結果を踏まえ、原則として、それらを担う医療機関等の名称を記載する。

また、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、別途当該医療機関等の名称を表示したホームページの URL を医療計画上に記載する等の方法をとることも差し支えない。

５　課題、数値目標及び施策の方向性

５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれの課題について、地域の実情に応じた数値目標を設定し、課題解決に向けた施策の方向性を記載する。

数値目標の設定に当たっては、基本方針第九に掲げる諸計画等に定められる目標を勘案するものとする。

第３　手順

１　情報の収集

---

[1] 厚生労働科学研究「地域医療構想策定及び医療計画 PDCA サイクルの推進に資する都道府県の人材育成等手法に関する研究」（研究代表者　熊川寿郎）（平成 26 年度）を参考に記載

都道府県は、医療体制を構築するに当たって、患者動向、医療資源及び医療連携等の医療体制に関する情報等を収集し、現状を把握する必要がある。

医療提供体制等に関する情報のうち、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）について、指標間相互の関連性も含めて、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握する。

なお、重点指標及び参考指標については、平成 28 年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書及び平成 28 年度厚生労働科学研究「精神科医療提供体制の機能強化を推進する政策研究」研究報告書を参考とすること。

また、既存の統計・調査等のみでは現状把握ができない場合、医療施設・関係団体等に対する調査や患者・住民に対するアンケート調査、ヒアリング等、積極的に新たな調査を行うことが重要である。

(1) 人口動態統計
(2) 国民生活基礎調査
(3) 患者調査
(4) 国民健康・栄養調査
(5) 衛生行政報告例
(6) 介護保険事業状況報告調査
(7) 病床機能報告
(8) レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）
(9) 診断群分類（DPC）データ
(10) 医療施設調査
(11) 病院報告
(12) 医師・歯科医師・薬剤師調査
(13) 地域保健・健康増進事業報告
(14) 介護サービス施設・事業所調査
(15) 介護給付費実態調査

国においては、都道府県の課題解決に向けた評価及び改善の仕組みを効果的に機能させる取組を支援するため、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれの指標を提供することとしているが、各都道府県の取組等を踏まえ、各指標を用いた各都道府県の現状の把握、新たな指標の検討、医療計画の評価手順のあり方の検討等も随時行っていくこととしている。

都道府県においても、地域の実情に応じて独自の指標を開発していくことが望ましい。独自に開発した指標が全国で参考になると考えられる場合は、厚生労働省に報告することをお願いする。

２　作業部会及び圏域連携会議の設置

都道府県は、都道府県医療審議会又は地域医療対策協議会の下に、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制を構築するため、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて協議する場（以下「作業部会」という。）を設置する。必要によっては、さらに、圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場（以下「圏域連携会議」という。）を設置する。

協議に際しては、数値目標の設定やそれを達成するための施策の実施の結果、地域格差が生じたり、患者・住民が不利益を被ることのないよう配慮する。

なお、作業部会と圏域連携会議は、緊密に連携しながら協議を進めることが重要である。

(1)　作業部会

①　構成

作業部会は、地域の実情に応じた医療体制を構築するため、例えば次に掲げる者を代表する者により構成する。

ア　地域医師会等の医療関係団体

イ　医師、歯科医師、薬剤師、看護師など現に診療に従事する者

ウ　介護保険法（平成９年法律第123号）に規定するサービス事業者

エ　医療保険者

オ　医療・介護サービスを受ける患者・住民

カ　保健・医療・福祉サービスを担う都道府県・市町村

キ　学識経験者

ク　その他、各疾病及び事業において重要な役割を担う者

②　内容

作業部会は、下記の事項について協議する。

ア　地域の医療資源の把握と現行の医療計画の評価

「１　情報の収集」において把握した情報から、地域において各医療機能の要件を満たす医療機関を確認する。また、患者動向等も加味して、地域において不足している医療機能あるいは調整・整理が必要な医療機能を明確にする。特に５疾病については、まずは二次医療圏を基礎として医療資源を把握する。

同時に、現行の医療計画において設定された課題とそれに対する施策に加え、施策の中で実施した事業について整理を行うこと。その際、課題解決につながっていない施策や事業については、見直しを含む改善を行うこと。

イ　圏域の設定

上記アに基づき、圏域を検討・設定する。この場合、５疾病・５事業及び在宅医療に特有の重要事項に基づき、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

ウ　課題の抽出

上記アにより把握した現状を分析し、求められる医療機能とその連携体制など、目指すべき方向を踏まえ、地域の医療提供体制の課題を抽出する。その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

以下に、課題の抽出に当たって想定される手順を示す。

（ア）まず、課題の抽出に当たっては、アウトカム指標を確認する。例えば、アウトカム指標が全国平均と乖離している等の問題があればそれを課題とすること。

（イ）次に、指標が示すデータから得られた課題について、データの留意点や限界を踏まえ、検討する。さらに、当該地域を全国平均若しくは都道府県内平均と比較することにより、仮に対策を行った場合の影響（インパクト）を考

慮した上で、課題として設定するとともに、その緊急度と重要度を検討する。

（例：仮に全国平均値であった場合に、治療等の対応が可能であった患者数などを推計し、優先的に課題解決に向けた資源投入をするか否かを判断する。）

エ　数値目標の設定

抽出した課題をもとに、事後に定量的な比較評価が行えるよう、地域の実情に応じた数値目標、目標達成に要する期間を定める。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画等に定められた目標等も勘案するものとする。なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定する。

オ　施策

課題に対応した数値目標の達成のために行う具体的な施策を盛り込んだ計画を策定する。

施策の検討に当たっては、課題について原因分析を行い、検討された施策の結果（アウトプット）が課題に対してどれだけの影響（インパクト）をもたらしうるかという観点を踏まえること。

(2)　圏域連携会議

圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。

その際保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互または医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。

①　構成

各医療機能を担う全ての関係者

②　内容

下記のアからウについて、関係者全てが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定する。

ア　医療連携の必要性について認識の共有

イ　医療機関等に係る人員、施設設備及び診療機能に関する情報の共有

ウ　当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術に関する情報の共有

なお、状況に応じて、地域連携クリティカルパス導入に関する検討を行う。

3　患者・住民の意見の反映

都道府県は、患者・住民の作業部会への参加やタウンミーティングの開催、患者・住民へのヒアリングやアンケート調査、医療計画のパブリックコメントなどにより、患者・住民の意見を反映させること。

4　医療計画への記載

都道府県は、前記第３の２に示すとおり、医療機能ごとに医療機関等に求められる事項、数値目標等について検討し、医療計画に記載する。

また、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称も記載するものとする。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともあり得る。

さらに、医療機関等の名称については、例えば圏域内に著しく多数の医療機関等が存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

５　変更が生じた場合の措置

医療計画策定後、医療機能を担う医療機関の変更が生じた場合は、できるだけ速やかに記載内容を変更する必要がある。

この場合、都道府県医療審議会の議をその都度経なくてもすむように、変更に伴う手続きをあらかじめ定めておく必要がある。

第４　連携の推進等

計画の推進体制については、第３の２に定める作業部会等を設けるなど、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。

第５　評価等

医療計画の実効性を上げるためには、具体的な数値目標の設定と評価を行い、その評価結果に基づき、計画の内容を見直すことが重要である。

都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、評価を行う組織や時期を医療計画に記載すること。この際、少なくとも施策及び事業の進捗状況の評価については、１年ごとに行うこととし、課題に対する数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況については、３年ごとの中間評価も踏まえつつ、少なくとも６年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

評価に当たっては、策定体制に関わった者以外の第３者による評価の仕組みを講じること等も有効である。さらに、施策及び事業評価の際には、施策及び事業の結果（アウトプット）のみならず、地域住民の健康状態や患者の状態（アウトカム)、地域の医療の質などの成果（プロセス）にどのような影響（インパクト）を与えたかといった観点からの施策及び事業の評価を行い、必要に応じて計画の内容を改善することが重要である。

また、課題の評価にあたっては、次のような数値目標を設定した指標を活用することも重要である。最終的な成果（アウトカム）を達成するための過程を確認し、過程のどの段階に課題があるかといった観点からの評価も重要である。

（参考：評価指標の考え方[1])

・　評価指標とは

最終的な成果（アウトカム）の達成に向け、施策や事業を進捗管理し、評価するために設する指標。

良い評価指標は以下の頭文字を取り、ＳＭＡＲＴな指標と言われている。

①　具体性、特異性（Specific）

具体的であるかどうか、施策や事業に特異的であるかどうか。

②　測定可能性（Measurable）

数値目標、達成期間、期待する達成度などが明示され、測定可能であるかどうか。

③　達成可能性（Attainable）

達成可能であるかどうか。コスト、スケジュール、従事者の質と量、社会環境への適合性に問題はないか。関係者の反対はどうか。

④　現実性（Realistic）

現実的かどうか。目標を達成するための手段は適切な因果関係となっているかどうか。

⑤　期限明示（Time-bound）

実施時期、終期、期限などが明示されているか。

がんの医療体制構築に係る指針

がん検診等でがんの可能性が疑われた場合や症状を呈した場合、まず精密検査等が実施される。

そして、がんの確定診断等が行われた場合、更に詳細な検査により、がんの進行度の把握や治療方針の決定が行われる。

がんの治療は、がん診療連携拠点病院（以下「がん拠点病院」という。）やその他のがん診療に係る医療機関において、個々のがんの種類や進行度に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法（本指針では薬物療法等を含むものとする。）又はこれらを組み合わせた集学的治療等が実施される。

同時に、がんと診断された時から、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対して、患者とその家族への緩和ケアが必要である。

その後も再発予防のための術後補助化学療法や再発の早期発見のための定期的かつ専門的検査等、長期の管理が必要となる。

このようにがん患者に必要とされる医療は患者の状態やがんの種類・病期等によって異なるため、それぞれの医療機関が相互に連携しながら、継続して実施されることが必要である。

また、がん対策について政府は、「がん対策基本法」（平成18年法律第98号）に基づき「がん対策推進基本計画」（平成24年６月閣議決定）を策定し、都道府県は、これを基本とし、各都道府県におけるがん医療の現状等を踏まえて、「都道府県がん対策推進計画」を策定し、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

本指針は、がん対策推進基本計画のうち医療計画に反映すべき事項等について、住民・患者の視点に立った計画を作成するという観点から、その考え方を示すものである。なお、がん対策推進基本計画は現在、がん対策推進協議会において、見直しの議論を行っており、平成29年度に第３期がん対策推進基本計画が、閣議決定される予定であることに留意すること。

具体的には、「第１　がんの現状」でがんの発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析するとともに、各病期に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれら医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第１　がんの現状

がんは、浸潤性に増殖し転移する悪性腫瘍であり、基本的にほぼすべての臓器・組織で発生しうるものである。このため、がん医療は、その種類によって異なる部分があるが、本指針においてはがん医療全体に共通する事項を記載することとする。

１　がんの疫学

がんは、我が国において昭和56年（1981年）より死因の第１位であり、平成26年には年間約37万人以上の国民が亡くなっている[1]。

また、生涯のうちにがんに罹る可能性はおよそ２人に１人とされている[2]。

継続的に医療を受けているがん患者数は約162.6万人[3]、１年間に新たにがんにかかる者は約86万人以上[4]と推計されている。

さらに、今後、人口の高齢化とともにがんの罹患者数及び死亡者数は増加していくことが予想され、依然としてがんは国民の生命と健康にとって重要な課題である。一方で、がん患者・経験者の中にも長期生存し、社会で活躍している者も多い。

がんの年齢調整死亡率は近年減少傾向であるが、がんの種類によりその傾向に違いが見られる。また、全がんの５年相対生存率は62.1％である[5]が、原発巣による予後の差は大きく、乳がん、肺がん、膵がんの５年相対生存率はそれぞれ91.1％（女性のみ)、31.9％、7.7％となっている[5]。

２　がんの予防、がんの早期発見

(1)　がんの予防

がんの原因には、喫煙（受動喫煙を含む。)、食生活、運動等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染など様々なものがある。

がんの予防には、これらの生活習慣の改善やがんと関連するウイルスの感染予防等が重要であり、バランスのとれた取組が求められる。

(2)　がんの早期発見

がんの早期発見のために、胃がんでは胃エックス線検査又は胃内視鏡検査、肺がんでは胸部エックス線検査及び喀痰細胞診、乳がんではマンモグラフィ検査、大腸がんでは便潜血検査、子宮頸がんでは細胞診等のがん検診が行われている。

これらのがん検診においてがんの可能性が疑われた場合、さらにCT・MRI検査等の精密検査が実施される。

３　がんの医療

(1)　診断

がん検診によりがんの可能性が疑われた場合や症状を呈した場合、確定診断のために精密検査が実施され、がんの種類やがんの進行度の把握、治療方針の決定等が行われる。

(2)　がん治療

がん治療には、手術療法、放射線療法及び化学療法等があり、がんの種類や病態に応じて、これらを単独で行う治療又はこれらを組み合わせた集学的治療が行われる。

がん治療については、学会等が様々ながんに対してEBM（科学的根拠に基づく医療）に基づく診療ガイドラインを作成している。

1　厚生労働省「人口動態統計（確定数)」(平成 26 年)

2　国立研究開発法人国立がん研究センター　がん対策情報センターによる推計値（2012 年)

3　厚生労働省「患者調査」(平成 26 年)

4　国立研究開発法人国立がん研究センター　がん対策情報センター「全国がん罹患モニタリング集計 2012 年罹患数・率報告」

5　国立研究開発法人国立がん研究センター　がん対策情報センター「全国がん罹患モニタリング集計 2006-2008 年生存率報告」

また、各医療機関ではこれらの診療ガイドライン等に基づいてクリティカルパス（検査と治療等を含めた診療計画表をいう。）が作成されている。

(3)　緩和ケア

がんと診断された時から、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対する緩和ケアを、がん治療と並行して実施することが求められている。

がん疼痛の緩和では、医療用麻薬等の投与や神経ブロック等が行われる。また、疼痛以外の悪心や食欲不振、呼吸困難感といった身体的諸症状に対する治療やケアも行われる。

併せて、がん患者とその家族には、しばしば不安や抑うつ等の精神心理的な問題が生じることから、心のケアを含めた精神医学的な対応が行われる。

(4)　リハビリテーション、定期的なフォローアップ、在宅療養

がん治療後は、治療の影響や病状の進行により、患者の嚥下や呼吸運動などの日常生活動作に障害を来すことがあるため、リハビリテーションが行われる。また、再発したがんの早期発見などを目的として、定期的なフォローアップ等が行われる。さらに、在宅療養を希望する患者に対しては、患者やその家族の意向に沿った継続的な医療が提供されるとともに、必要に応じて適切な緩和ケアが行われ、居宅等での生活に必要な介護サービスが提供される。さらに、人生の最終段階には、看取りまで含めた医療や介護サービスが行われる。

第２　医療体制の構築に必要な事項

１　目指すべき方向

前記「第１　がんの現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれらの医療機関相互の連携により、保健、医療及び介護サービスが連携・継続して実施される体制を構築する。

(1)　手術療法、放射線療法及び化学療法等を単独で行う治療や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能な体制

①　進行・再発といった様々ながんの病態に応じ、手術療法、放射線療法及び化学療法等を単独で行う治療もしくはこれらを組み合わせた集学的治療の実施

②　患者とその家族の意向に応じて、専門的な知識を有する第三者の立場にある医師に意見を求めることができるセカンドオピニオンを受けられる体制

③　医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を受けられる体制

(2)　がんと診断された時から緩和ケアを実施する体制

①　がんと診断された時から患者とその家族に対する全人的な緩和ケアの実施

②　診断、治療、在宅医療など様々な場面における切れ目のない緩和ケアの実施

(3)　地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上

①　がん拠点病院等による各種研修会、カンファレンスなどを通じた地域連携・支援の実施

②　がん診療機能や在宅療養支援機能を有する医療機関が相互に連携を強化し、急変時の対応等に関して在宅療養中の患者に対する支援の実施

２　各医療機能と連携

前記「１　目指すべき方向」を踏まえ、がんの医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(3)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1)　がんを予防する機能【予防】

①　目標

・　喫煙やがんと関連するウイルスの感染予防などがんのリスクを低減させること

・　科学的根拠に基づくがん検診の実施、がん検診の精度管理・事業評価の実施及びがん検診受診率を向上させること

②　関係者に求められる事項

（医療機関）

・　がんに係る精密検査を実施すること

・　精密検査の結果をフィードバックする等、がん検診の精度管理に協力すること

・　敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと

（行政）

・　市町村（特別区を含む。以下同じ。）はがん検診を実施すること

・　地域がん登録、全国がん登録及び院内がん登録の情報の利用等を通じてがんの現状把握に努めること

・　要精検者が確実に医療機関を受診するように連携体制を構築すること

・　都道府県は、生活習慣病検診等管理指導協会の一層の活用を図る等により、検診の実施方法や精度管理の向上等に向けた取組を検討すること

・　都道府県は市町村に対して科学的根拠に基づくがん検診を実施するよう助言すること

・　禁煙希望者に対する禁煙支援や受動喫煙の防止等のたばこ対策に取り組むこと

・　感染に起因するがん対策を推進すること

(2)　がん診療機能【治療】

①　目標

・　精密検査や確定診断等を実施すること

・　診療ガイドラインに準じた診療を実施すること

・　患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法等や、これらを組み合わせた集学的治療を実施すること

・　がんと診断された時から緩和ケアを実施すること

・　がん治療の合併症予防や軽減を図ること

・　治療後のフォローアップを行うこと

・　各職種の専門性を活かし、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を実施すること

②　医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施することが求められる。

・　血液検査、画像検査（エックス線検査、CT、MRI、核医学検査、超音波検査、内視鏡）及び病理検査等の、診断・治療に必要な検査が実施可能であること

・　病理診断や画像診断等が実施可能であること

・　患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法等や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能であること
・　がんと診断された時から緩和ケアを実施すること

さらに、がん拠点病院としては以下の対応が求められる。なお、詳細については、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成26年１月10日付け健発0110第７号厚生労働省健康局長通知）を参照すること。また、平成29年度のがん対策推進基本計画策定後、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」において、がん拠点病院の指定要件に関する議論を予定しており、指定要件が改訂された場合には、新たな要件を参照すること。

・　患者の状態に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法等や、これらを組み合わせた集学的治療及び緩和ケアが実施可能であること
・　がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、キャンサーボードを設置し、月１回以上、開催すること
・　患者とその家族の意向に応じて、専門的な知識を有する第三者の立場にある医師の意見を求めることができるセカンドオピニオンが受けられること
・　相談支援の体制を確保し、情報の収集・発信、患者・家族の交流の支援等を実施していること。その際、小児・AYA世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報についても提供できるよう留意すること
・　仕事と治療の両立支援や就職支援、がん経験者の就労継続支援の取組をがん患者に提供できるよう周知すること
・　がんと診断された時から緩和ケアを実施すること（緩和ケアチームの整備や外来での緩和ケアを実施し、患者とその家族に対して、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対する全人的な緩和ケアを提供すること）
・　がん治療の合併症予防や軽減を図るため、周術期の口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関と連携を図ること
・　地域連携支援の体制を確保するため、病院間の役割分担を進めるとともに、研修、カンファレンス、診療支援、地域連携クリティカルパス等の活用や、急変時の対応も含めて、他のがん診療機能や在宅療養支援機能を有している医療機関等と連携すること
・　院内がん登録を実施すること

③　医療機関の例
・　がん拠点病院
・　病院又は診療所

(3)　在宅療養支援機能【療養支援】

①　目標
・　がん患者やその家族の意向を踏まえ、在宅等の生活の場での療養を選択できるようにすること
・　在宅緩和ケアを実施すること

②　医療機関等に求められる事項
・　24時間対応が可能な在宅医療を提供していること
・　がん疼痛等に対する緩和ケアが実施可能であること
・　看取りを含めた人生の最終段階におけるケアを24時間体制で提供すること
・　がん診療機能を有する医療機関等と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携が可能であること（地域連携クリティカルパスを含む。）

・　医療用麻薬を提供できること

③　医療機関等の例

・　病院又は診療所

・　薬局

・　訪問看護ステーション

第３　構築の具体的な手順

１　現状の把握

都道府県は、がんの医療体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1)　患者動向に関する情報

・　がん検診受診率（国民生活基礎調査など）

・　喫煙率（国民生活基礎調査）

・　総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病中分類別)、患者流入割合、流出割合（患者調査）

・　がん患者の在宅死亡割合（人口動態統計）

・　年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計））

・　都道府県の地域がん登録に基づく情報

(2)　医療資源・連携等に関する情報

①　がん診療機能

・　手術、放射線療法や外来化学療法の実施状況

・　がん診療を専門的に行う医療従事者数

・　緩和ケアの実施状況
　緩和ケアに関する基本的な知識を習得した医師
　緩和ケアチームや緩和ケア外来の設置状況　等

・　診療ガイドライン等に基づき作成されたクリティカルパスの整備状況

・　周術期口腔機能管理の取組状況

・　院内がん登録の実施状況

・　地域連携クリティカルパスの整備状況

・　がん診療に関する情報提供の状況
　パンフレットの配布、ホームページでの情報提供　等

・　相談支援センターの整備状況
　相談員の研修状況　等

②　在宅療養支援機能

・　在宅療養における24時間対応の有無

・　疼痛等に対する緩和ケアの実施状況（医療機関、薬局）

・　がん診療機能を有する病院等との連携状況

③　がん予防

（医療機関等）

・　禁煙外来の実施状況

・　敷地内禁煙の実施状況
・　薬局の禁煙指導状況

（行政）

・　がん検診の受診状況
・　市町村におけるがん検診の精度管理・事業評価の状況

(3)　指標による現状把握

別表１に掲げるような指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標)、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。

２　圏域の設定

(1)　都道府県は、がんの医療体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、予防、治療、療養支援等に関する医療機能を明確にして、圏域を設定する。

(2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。

(3)　圏域を設定するに当たっては、各医療機能の実施状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の実情に応じて弾力的に設定する。

(4)　検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現にがん診療に従事する者、がん患者・家族、市町村等の各代表が参画する。

３　連携の検討

(1)　都道府県は、がんの医療体制を構築するに当たって、予防から専門的治療、緩和ケア、再発予防や在宅療養まで継続して医療が行われるよう、また、関係機関・施設の信頼関係が醸成されるよう配慮する。

さらに、医療機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

(2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第374号)の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成19年７月20日付け健総発第0720001号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

(3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

４　課題の抽出

都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域のがんの医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

５　数値目標

都道府県は、がんの良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確した課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

６　施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「４　課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

７　評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

８　公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

脳卒中の医療体制構築に係る指針

脳卒中を発症した場合、まず急性期医療において内科的・外科的治療が行われ、同時に機能回復のためのリハビリテーションが開始される。リハビリテーションを行ってもなお障害が残る場合、中長期の医療及び介護支援が必要となる。

このように一人の脳卒中患者に必要とされる医療・介護はその病期・転帰によって異なる。さらに、重篤な患者の一部には、急性期を乗り越えたものの、重度の後遺症等によって退院や転院が困難となる状況のあることが指摘されており、それぞれの機関が相互に連携しながら、継続してその時々に必要な医療・介護・福祉を提供することが必要である。

本指針では、「第１　脳卒中の現状」で脳卒中の発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

なお、平成28年６月に設置された「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」（厚生労働省健康局）では、急性期から慢性期を含めた、脳卒中及び心血管疾患に係る診療提供体制の在り方についての議論が行われている。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各病期に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれら医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第１　脳卒中の現状

脳卒中は、脳血管の閉塞や破綻によって脳機能に障害が起きる疾患であり、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血に大別される。

脳梗塞は、さらに、アテローム硬化（動脈硬化）により血管の内腔が狭くなりそこに血栓ができて脳血管が閉塞するアテローム血栓性脳梗塞、脳の細い血管が主に高血圧を基盤とする変化により閉塞するラクナ梗塞、心臓等に生じた血栓が脳血管まで流れ血管を閉塞する心原性塞栓症の３種類に分けられる。

また、脳出血は脳の細い血管が破綻するものであり、くも膜下出血は脳動脈瘤が破綻し出血するものである。

脳卒中発症直後の医療（急性期の医療）は、脳梗塞、脳出血及びくも膜下出血によって異なるが、急性期を脱した後の医療は共通するものが多いことから、本指針においては一括して記載することとする。

１　脳卒中の疫学

１年間に救急車によって搬送される急病患者の約８％、約28万人が脳卒中（脳血管疾患）を含む脳疾患である[1]。また脳卒中によって継続的に医療を受けている患者数は約118万人と推計される[2]。

1　消防庁「平成 28 年版　救急・救助の現況」（平成 28 年）

2　厚生労働省「患者調査」（平成 26 年）

さらに、年間約11.2万人が脳卒中を原因として死亡し、死亡数全体の8.7%を占め、死亡順位の第４位である[3]。

脳卒中は、死亡を免れても後遺症として片麻痺、嚥下障害、言語障害、高次脳機能障害、遷延性意識障害などの後遺症が残ることがある。

介護が必要になった者の18.5%は脳卒中が主な原因であり第１位である[4]。

これらの統計から、脳卒中は、発症後命が助かったとしても後遺症が残ることも多く、患者及びその家族の日常生活に与える影響は大きい。

２　脳卒中の医療

(1)　予防

脳卒中の最大の危険因子は高血圧であり、発症の予防には高血圧のコントロールが重要である。その他、糖尿病、脂質異常症、不整脈（特に心房細動)、喫煙、過度の飲酒なども危険因子であり、生活習慣の改善や適切な治療が重要である。

また、脳卒中の無症候性病変、危険因子となる画像異常等の発見にはMRI、MRアンギオグラフィ（以下「MRA」という。)、頸動脈超音波検査が行われている。

一過性脳虚血発作（TIA）直後は脳梗塞発症リスクが高く、これを疑えば、脳梗塞予防のための適切な治療を速やかに開始する。

同時に、住民に脳卒中の症状や発症時の緊急受診の必要性を周知させるように、啓発を進める必要がある。

(2)　発症直後の救護、搬送等

脳卒中を疑うような症状が出現した場合、本人や家族等周囲にいる者は、速やかに専門の医療施設を受診できるよう行動することが重要である。できるだけ早く治療を始めることでより高い効果が見込まれ、さらに後遺症も少なくなることから、診断や治療の開始を遅らせることにならないよう、速やかに救急隊を要請する等の対処を行う。

救急救命士を含む救急隊員は、メディカルコントロール体制※の下で定められた、病院前における脳卒中患者の救護のためのプロトコール（活動基準）に則して、適切に観察・判断・救急救命処置等を行った上で、対応が可能な医療機関に搬送することが重要である。このため、病院到着前に脳卒中の重症度を点数化し、組織プラスミノゲン・アクチベータ（t-PA）の静脈内投与による血栓溶解療法の適応や血管内治療（機械的血栓除去術、経動脈的血栓溶解療法等）など、超急性期の再開通治療の適応※※となる傷病者を抽出することなどを目的とした病院前脳卒中スケールを活用することが望ましい。

※　メディカルコントロール体制については、「救急医療の体制構築に係る指針」を参照。

※※　超急性期の再開通治療（t-PAなど）の適応：t-PA静注療法は、発症4.5時間以内の脳梗塞患者のうち、広範な早期脳虚血性変化や頭蓋内出血などの禁忌項目に該当しない患者が対象となる。また、経動脈的血栓溶解療法は発症６時間以内の脳梗塞の一部、機械的血栓除去術は原則として発症８時間以内の脳梗塞患者の一部の患者が対象となる。

(3)　診断

---

[3] 厚生労働省「人口動態統計(確定数)」（平成 27 年）

[4] 厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成 25 年）

問診や身体所見の診察等に加えて、画像検査（CT、MRI、MRA、超音波検査等）を行うことで正確な診断が可能になる。最近ではCTの画像解像度の向上、MRIの普及もあり、脳梗塞超急性期の診断が可能となり、血栓溶解療法の適応や転帰がある程度予測できるようになった。

また、救急患者のCT、MRI画像を専門的な診断が可能な施設へネットワーク経由で伝送すること等により、専門的な医師がいない医療機関で早期診断を行うことも考えられる。

(4)　急性期の治療

脳卒中の急性期には、呼吸管理、循環管理等の全身管理とともに、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等の個々の病態に応じた治療が行われる。

①　脳梗塞では、まず発症後4.5時間以内の超急性期血栓溶解療法（t-PA）の適応患者に対する適切な処置が取られる必要がある。治療開始までの時間が短いほどその有効性は高く、合併症の発生を考慮すると発症後4.5時間以内に治療を開始することが重要である。そのためには、発症早期の脳梗塞患者が適切な医療施設に迅速に受診することが求められ、来院してから治療の開始まで１時間以内が目安である。

また、近年、急性期脳梗塞患者に対する血管内治療の科学的根拠が示されていることから、原則として発症後８時間以内の脳梗塞患者に対しては、施設によっては血管内治療による血栓除去術を行うことを考慮する。

また超急性期の再開通治療の適応とならない患者も、できる限り早期に、脳梗塞の原因に応じた、抗凝固療法や抗血小板療法、脳保護療法などを行うことが重要である。

②　脳出血の治療は、血圧や脳浮腫の管理、凝固能異常時の是正が主体であり、出血部位（皮質・皮質下出血や小脳出血等）によって手術が行われることもある。

③　くも膜下出血の治療は、動脈瘤の再破裂の予防が重要であり、再破裂の防止を目的に開頭手術による外科的治療あるいは開頭を要しない血管内治療を行う。

また、脳卒中の治療に際しては、専門チームによる診療や脳卒中の専用病室※等での入院管理により予後を改善できることが明らかになってきている。

※　専門医療スタッフが急性期からの濃厚な治療とリハビリテーションを組織的かつ計画的に行う脳卒中専用の治療病室。例えば、診療報酬上で脳卒中の入院医療管理料が算定できる治療室である脳卒中ケアユニット等。

(5)　リハビリテーション

脳卒中のリハビリテーションは、病期によって分けられるが、急性期から維持期まで一貫した流れで行われることが勧められる。

①　急性期に行うリハビリテーションは、廃用症候群や合併症の予防及びセルフケアの早期自立を目的として、可能であれば発症当日からベッドサイドで開始する。

②　回復期に行うリハビリテーションは、機能回復や日常生活動作（ADL）の向上を目的として、訓練室での訓練が可能になった時期から集中して実施する。

③　維持期に行うリハビリテーションは、回復した機能や残存した機能を活用し、歩行能力等の生活機能の維持・向上を目的として実施する。

(6)　急性期以後の医療・在宅療養

急性期を脱した後は、再発予防のための治療、基礎疾患や危険因子（高血圧、糖尿病、脂質異常症、不整脈（特に心房細動）、喫煙、過度の飲酒等）の継続的な管理、脳卒中に合併する種々の症状や病態に対する加療が行われる。

在宅療養では、上記治療に加えて、機能を維持するためのリハビリテーションを実施し、在宅生活に必要な介護サービスを受ける。脳卒中は再発することも多く、患者の周囲にいる者に対する適切な対応の教育等といった再発に備えることが重要である。

なお、重篤な神経機能障害・精神機能障害を生じた患者の一部では、急性期を脱しても重度の後遺症等により退院や転院が困難となっている状況が見受けられる。これらの患者は、急性期の医療機関において救命医療を受けたものの、重度の後遺症があるため、回復期の医療機関等への転院や退院が行えず、当該医療機関にとどまっていることが指摘されている。

この問題の改善には、在宅への復帰が容易でない患者を受け入れる医療機関、介護・福祉施設等と、急性期の医療機関との連携強化など、総合的かつ切れ目のない対応が必要である。

第２　医療体制の構築に必要な事項

１　目指すべき方向

前記「第１　脳卒中の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携により、医療から介護サービスまでが連携し継続して実施される体制を構築する。また、都道府県は、医療機関の協力を得て、脳卒中に関する市民への啓発を積極的に行うことが重要である。

(1)　発症後、速やかな搬送と専門的な診療が可能な体制

①　発症後、専門的な診療が可能な医療機関への迅速な救急搬送

②　医療機関到着後１時間以内の専門的な治療の開始

(2)　病期に応じたリハビリテーションが一貫して実施可能な体制

①　廃用症候群や合併症の予防、セルフケアの早期自立のためのリハビリテーションの実施

②　機能回復及び日常生活動作向上のために専門的かつ集中的なリハビリテーションの実施

③　生活機能を維持又は向上させるリハビリテーションの実施

(3)　在宅療養が可能な体制

①　生活の場で療養できるよう、医療及び介護サービスが相互に連携した支援

２　各医療機能と連携

前記「１　目指すべき方向」を踏まえ、脳卒中の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(6)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1)　発症予防の機能【予防】

①　目標

・　脳卒中の発症を予防すること

②　医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

・　高血圧、糖尿病、脂質異常症、心房細動、喫煙、過度の飲酒等の基礎疾患及び危険因子の管理が可能であること
・　突然の症状出現時における対応について、本人及び家族等患者の周囲にいる者に対する教育、啓発を実施すること
・　突然の症状出現時に、急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について指示すること

(2)　応急手当・病院前救護の機能【救護】

①　目標

・　脳卒中の疑われる患者が、発症後迅速に専門的な診療が可能な医療機関に到着できること。また超急性期血栓溶解療法の適応時間を超える場合でも、脳梗塞の場合は機械的血栓除去術や経動脈的血栓溶解術等の血管内治療、脳出血の場合は血腫除去術、脳動脈瘤破裂によるくも膜下出血の場合は脳動脈瘤クリッピングやコイリング等の効果的な治療が行える可能性があるため、できるだけ早く、専門的な治療が可能な医療機関へ搬送することが望ましい。

②　関係者に求められる事項

(本人及び家族等周囲にいる者)

・　発症後速やかに救急搬送の要請を行うこと

(救急救命士等)

・　地域メディカルコントロール協議会の定めた活動プロトコールに沿って、脳卒中患者に対する適切な観察・判断・処置を行うこと
・　急性期医療を担う医療機関へ迅速に搬送すること

(3)　救急医療の機能【急性期】

①　目標

・　患者の来院後１時間以内(発症後4.5時間以内)に専門的な治療を開始すること
・　発症後4.5時間を超えても血管内治療などの高度専門治療の実施について検討すること
・　誤嚥性肺炎等の合併症の予防及び治療を行うこと
・　廃用症候群を予防し、早期にセルフケアについて自立できるためのリハビリテーションを実施すること

②　医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

・　血液検査や画像検査（エックス線検査、CT、MRI、超音波検査）等の必要な検査が24時間実施可能であること
・　脳卒中が疑われる患者に対して、専門的診療が24時間実施可能であること（画像伝送等の遠隔診断に基づく治療を含む。）
・　脳卒中評価スケールなどを用いた客観的な神経学的評価が24時間実施可能であること
・　適応のある脳梗塞症例に対し、来院後１時間以内（発症後4.5時間以内）に組織プラスミノゲン・アクチベータ（t-PA）の静脈内投与による血栓溶解療法が実施可能であること

・　外科手術及び脳血管内手術が必要と判断した場合には来院後2時間以内の治療開始が可能であること
・　呼吸、循環、栄養等の全身管理、及び感染症や深部静脈血栓症等の合併症に対する診療が可能であること
・　合併症の中でも、特に誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関等を含め、多職種間で連携して対策を図ること
・　リスク管理のもとに早期座位・立位、関節可動域訓練、摂食・嚥下訓練、装具を用いた早期歩行訓練、セルフケア訓練等のリハビリテーションが実施可能であること
・　回復期（あるいは維持期）の医療機関等と診療情報やリハビリテーションを含む治療計画を共有するなどして連携していること
・　回復期（あるいは維持期）に、重度の後遺症等により自宅への退院が容易でない患者を受け入れる医療施設や介護施設等と連携し、その調整を行うこと
・　脳卒中疑いで救急搬送された患者について、その最終判断を救急隊に情報提供することが望ましい

③　医療機関の例
・　救命救急センターを有する病院
・　脳卒中の専用病室を有する病院
・　急性期の血管内治療が実施可能な病院
・　脳卒中に対する急性期の専門的医療を担う病院又は有床診療所

(4)　身体機能を回復させるリハビリテーションを実施する機能【回復期】

①　目標
・　身体機能の早期改善のための集中的なリハビリテーションを実施すること
・　再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること
・　誤嚥性肺炎等の合併症の予防を図ること

②　医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。
・　再発予防の治療（抗血小板療法、抗凝固療法等）、基礎疾患・危険因子の管理、及び抑うつ状態や認知症などの脳卒中後の様々な合併症への対応が可能であること
・　失語、高次脳機能障害（記憶障害、注意障害等）、嚥下障害、歩行障害などの機能障害の改善及びADLの向上を目的とした、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションが専門医療スタッフにより集中的に実施可能であること
・　合併症の中でも、特に誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関等を含め、多職種間で連携して対策を図ること
・　急性期の医療機関及び維持期の医療機関等と診療情報やリハビリテーションを含む治療計画を共有するなどして連携していること

③　医療機関の例
・　リハビリテーションを専門とする病院又は診療所
・　回復期リハビリテーション病棟を有する病院

(5)　日常生活への復帰及び日常生活維持のためのリハビリテーションを実施する機能【維持期】

① 目標

・ 生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを実施し、在宅等への復帰及び日常生活の継続を支援すること
・ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること
・ 誤嚥性肺炎等の合併症の予防を図ること

② 医療機関等に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

・ 再発予防の治療、基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態への対応等が可能であること
・ 生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション（訪問及び通所リハビリテーションを含む。）が実施可能であること
・ 合併症の中でも、特に誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関等を含め、多職種間で連携して対策を図ること
・ 介護支援専門員が、自立生活又は在宅療養を支援するための居宅介護サービスを調整すること
・ 回復期あるいは急性期の医療機関等と診療情報やリハビリテーションを含む治療計画を共有するなどして連携していること

③ 医療機関等の例

・ 介護老人保健施設
・ 介護保険によるリハビリテーションを行う病院又は診療所

第３ 構築の具体的な手順

1 現状の把握

都道府県は、脳卒中の医療体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1) 患者動向に関する情報

・ 年齢調整受療率（患者調査）
・ 健康診断・健康診査の受診率（国民生活基礎調査）
・ 高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率（患者調査）
・ 総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病小分類別）、患者流入割合、流出割合（患者調査）
・ 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血の各疾患別の新規発生患者数（初発／再発）
・ 退院患者平均在院日数（患者調査）
・ 患者の退院時mRSスコア、発症１年後におけるADLの状況
・ 在宅等生活の場に復帰した患者の割合（患者調査）
・ 脳卒中を主な原因とする要介護認定者数（要介護度別）
・ 年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計））
・ 脳卒中の再発率
・ 脳血管疾患患者の在宅死亡割合（人口動態統計）

(2)　医療資源・連携等に関する情報

①　救急搬送

・　救急搬送件数（救急年報報告）
・　搬送先医療機関
・　発症から受診までに要した平均時間
・　救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間（救急年報報告）

②　医療機関等

ア　救命救急センター、脳卒中の専用病室を有する医療機関

・　検査、画像診断、治療体制（人員・施設設備、夜間休日の体制）
・　実施可能な治療法（t-PAによる脳血栓溶解療法や血管内治療、外科治療を含む。）、リハビリテーション
・　連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況、転院前の待機日数等）

イ　リハビリテーションを専門とする病院、回復期リハビリテーション病棟を有する病院

・　検査、治療体制（人員・施設設備）
・　実施可能な脳卒中の治療法、リハビリテーション
・　連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況、入院中のケアプラン策定状況等）

ウ　介護老人保健施設、介護保険によるリハビリテーションを行う病院・診療所

・　連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況）
・　介護サービスの実施状況、介護サービス事業所との連携の状況

(3)　指標による現状把握

別表２に掲げるような、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。

２　圏域の設定

(1)　都道府県は、脳卒中の医療体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、各病期に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。

(2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。

(3)　圏域を設定するに当たっては、発症後4.5時間以内の脳梗塞における血栓溶解療法の有用性が確認されている現状に鑑みて、それらの恩恵を住民ができる限り公平に享受できるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、メディカルコントロール体制のもと実施されている搬送体制の状況等、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

(4)　検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現に脳卒中医療に従事する者、消防機関、介護サービス事業者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

3　連携の検討

(1)　都道府県は、脳卒中の医療体制を構築するに当たって、予防から救護、急性期、回復期、維持期まで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。

　また、医療機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

(2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第374号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成19年７月20日付け健総発第0720001号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互又は医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

(3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。

　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

　さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

4　課題の抽出

　都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の脳卒中の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

　その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5　数値目標

　都道府県は、脳卒中の良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

　数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

　なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6　施策

　数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「４　課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7　評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

さらに、医療の質について客観的な評価を行うために、症例登録等を行うことが今後必要である。

8　公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制構築に係る指針

心筋梗塞等の心血管疾患を発症した場合、まず急性期には内科的・外科的治療が行われ、同時に再発予防や在宅復帰を目指して心血管疾患リハビリテーションが開始される。その際、自覚症状が出現してから治療が開始されるまでの時間によって治療法や予後が大きく変わる。

また、在宅復帰後は、基礎疾患や危険因子の管理に加えて、心血管疾患患者の急性期の生命予後改善等に伴い、増加している慢性心不全の管理など、継続した治療や長期の医療が必要となる。

心筋梗塞等の心血管疾患の医療提供体制を構築するに当たっては、それぞれの医療機関が相互に連携しながら、多方面から継続して医療を提供することが必要である。

本指針では、「第１　心筋梗塞等の心血管疾患の現状」で、心血管疾患の代表的な疾患である急性心筋梗塞や慢性心不全の発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

なお、平成 28 年６月に設置された「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」（厚生労働省健康局）では、急性期から慢性期を含めた、脳卒中及び心血管疾患に係る診療提供体制の在り方についての議論が行われている。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各病期に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第１　心筋梗塞等の心血管疾患の現状

１　急性心筋梗塞の現状

急性心筋梗塞は、冠動脈の閉塞等によって心筋への血流が阻害され、心筋が壊死し心臓機能の低下が起きる疾患であり、心電図上の所見により ST 上昇型心筋梗塞と非 ST 上昇型心筋梗塞に大別される。

急性心筋梗塞発症直後の医療（急性期の医療）は、ST 上昇型心筋梗塞と非 ST 上昇型心筋梗塞で異なるところもあるが、求められる医療機能は共通するものが多いことから、本指針においては一括して記載することとする。

(1)　急性心筋梗塞の疫学

１年間に救急車で搬送される急病の約 8.6%、約 30.2 万人が心疾患等である[1]。

また、虚血性心疾患（狭心症及び心筋梗塞）の継続的な医療を受けている患者数は約 78 万人と推計される[2]。

さらに、年間約 20 万人が心疾患を原因として死亡し、死亡数全体の 15.2%を占め、死亡順位の第２位である。このうち、急性心筋梗塞による死亡数は心疾患死亡数全体の約 19.0%、約 3.7 万人である[3]。

1　消防庁「平成 28 年版　救急・救助の現況」（平成 28 年）

2　厚生労働省「患者調査」（平成 26 年）

3　厚生労働省「人口動態統計(確定数)」（平成 27 年）

急性心筋梗塞の救命率改善のためには、発症直後の救急要請、発症現場での心肺蘇生や自動体外式除細動器（AED）等による電気的除細動の実施、その後の医療機関での救命処置が迅速に連携して実施されることが重要である。また、急性心筋梗塞発症当日から数週間以内に発症する可能性のある不整脈、ポンプ失調、心破裂等の合併症に対する処置が適切に行われることも重要である。

(2) 急性心筋梗塞の医療

① 予防

急性心筋梗塞の危険因子は、高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病、メタボリックシンドローム、ストレスなどであり、発症の予防には生活習慣の改善や適切な治療が重要である。

② 発症直後の救護、搬送等

急性心筋梗塞を疑うような症状が出現した場合、本人や家族等周囲にいる者は速やかに救急要請を行う。

また、急性心筋梗塞発症直後に病院外で心肺停止状態となった場合、周囲にいる者や救急救命士等による心肺蘇生の実施及びAEDの使用により、救命率の改善が見込まれる。

住民による心肺機能停止傷病者への応急手当は約48%に実施されており[1]、AEDは全国に推定約48万台普及している状況である[4]。

③ 診断

問診や身体所見の診察に加えて、心電図検査、血液生化学検査、エックス線検査や心エコー検査等の画像診断、冠動脈造影検査（心臓カテーテル検査）等を行うことで正確な診断が可能になる。

特にST上昇型心筋梗塞の場合、診断と治療とを一体的に実施できる冠動脈造影検査を、発症後速やかに実施することが重要である。

非ST上昇型心筋梗塞では至適な薬物療法を行いつつ必要に応じて早期に冠動脈造影を行う。

また、診断の過程において、不整脈、ポンプ失調、心破裂等の生命予後に関わる合併症について確認することも重要である。

④ 急性期の治療

急性心筋梗塞の急性期には、循環管理、呼吸管理等の全身管理とともに、ST上昇型心筋梗塞、非ST上昇型心筋梗塞等の個々の病態に応じた治療が行われる。

また、心臓の負荷を軽減させるために苦痛と不安の除去も行われる。

ア ST上昇型心筋梗塞の治療は、血栓溶解療法や冠動脈造影検査及びそれに続く経皮的冠動脈インターベンション（PCI）により、阻害された心筋への血流を再疎通させる療法が主体であり、発症から血行再建までの時間が短いほど有効性が高い。また、合併症等によっては冠動脈バイパス術（CABG）等の外科的治療が第一選択となることもある。

イ 非ST上昇型心筋梗塞の急性期の治療は、薬物治療に加えて、必要に応じて早期に冠動脈造影検査を行い、適応に応じてPCI、CABGを行う。

⑤ 心血管疾患リハビリテーション

---

[4] 厚生労働科学研究「循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究」（主任研究者　坂本哲也）（平成26年度）

心筋梗塞患者に対する心血管疾患リハビリテーションは、合併症や再発の予防、早期の在宅復帰及び社会復帰を目的に、発症した日から患者の状態に応じ、運動療法、食事療法、患者教育等を実施する。

また、トレッドミルや自転車エルゴメーターを用いて運動耐容能を評価した上で、運動処方を作成し、徐々に負荷を掛けることで不整脈やポンプ失調等の合併症を防ぎつつ、身体的、精神・心理的、社会的に最も適切な状態に改善することを目的とする多面的・包括的なリハビリテーションを多職種（医師・看護師・薬剤師・栄養士・理学療法士等）のチームにより実施する。

喪失機能（心機能）の回復だけではなく再発予防、リスク管理などの多要素の改善に焦点があてられている点が、脳卒中等のリハビリテーションとは異なる。

⑥　急性期以後の医療

急性期を脱した後は、不整脈、ポンプ失調等の治療やそれらの合併症予防、再発予防、心血管疾患リハビリテーション、基礎疾患や危険因子（高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病等）の管理が、退院後も含めて継続的に行われる。

また、患者の周囲にいる者に対する再発時における適切な対応についての教育等も重要である。

2　慢性心不全の現状

慢性心不全は、慢性の心筋障害により心臓のポンプ機能が低下し、肺、体静脈系または両系のうっ血や、組織の低灌流を来たし日常生活に障害を生じた状態であり、労作時呼吸困難、息切れ、四肢浮腫、全身倦怠感、尿量低下等、様々な症状をきたす。

慢性心不全における心筋障害の原因疾患としては、高血圧、虚血性心疾患、心臓弁膜症、心筋症等がある。

(1)　慢性心不全の疫学

心不全の継続的な医療を受けている患者数は約 30 万人と推計される[5]。また、心不全による死亡数は心疾患死亡数全体の約 36.6%、約 7.2 万人である[6]。

慢性心不全患者は、心不全増悪による再入院を繰り返しながら、身体機能が悪化することが特徴であり、慢性心不全患者の再入院率改善のためには、薬物療法、運動療法、患者教育等を含む多面的な介入を、入院中から退院後まで継続して行うことが重要である。

(2)　慢性心不全の医療

①　診断

問診や身体所見の診察に加えて、心電図検査、血液生化学検査、エックス線検査や心エコー検査等の画像診断を行うことで正確な診断が可能になる。同時に、心不全原因疾患の評価も重要であり、必要に応じて心臓カテーテル検査等を行う。

心不全は、高血圧や器質的心血管疾患を有するが、心不全症状のない心不全リスク状態から、心不全症状を有する症候性心不全へと進行するため、早期診断による早期介入が重要である。

②　慢性心不全の治療

5　厚生労働省「患者調査」（平成 26 年）

6　厚生労働省「人口動態統計(確定数)」（平成 27 年）

慢性心不全患者の症状および重症度に応じた薬物療法や運動療法が行われる。また、重症度や合併症等によっては、両室ペーシングによる心臓再同期療法（CRT）や植込み型除細動器（ICD）による治療が行われることもある。

心不全増悪時には、症状に対する治療に加えて、心不全の増悪要因に対する介入も重要である。心不全による症状が、急性に出現･悪化する急性増悪の状態では、循環管理、呼吸管理等の全身管理も必要となる。

③　心不全増悪予防

心不全の増悪要因には、虚血性心疾患等の心不全原因疾患の再発･悪化、感染症や不整脈の合併等の医学的要因に加えて、塩分･水分制限の不徹底や服薬中断等の患者要因、社会的支援の欠如等の社会的要因といった多面的な要因が含まれている。

心不全増悪予防には、ガイドラインに沿った薬物療法･運動療法、自己管理能力を高めるための患者教育、カウンセリング等の多面的な介入を、多職種（医師・看護師・薬剤師・栄養士・理学療法士等）によるチームで行うことが重要である。

④　心血管疾患リハビリテーション

慢性心不全患者に対する心血管疾患リハビリテーションでは、自覚症状や運動耐容能の改善及び心不全増悪や再入院の防止を目的に、運動療法、患者教育、カウンセリング等を含む、多職種による多面的・包括的なリハビリテーションを、患者の状態に応じて実施する。

また、心不全増悪や再入院の防止には、心不全増悪による入院中より心血管疾患リハビリテーションを開始し、退院後も継続することが重要である。

第２　医療体制の構築に必要な事項

１　目指すべき方向

前記「第１　心筋梗塞等の心血管疾患の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関さらにそれら医療機関相互の連携により、医療が継続して実施される体制を構築する。

(1)　発症後、速やかな救命処置の実施と搬送が可能な体制

①　周囲の者による速やかな救急要請及び心肺蘇生法の実施

②　専門的な診療が可能な医療機関への迅速な搬送

(2)　発症後、速やかな専門的診療が可能な体制

①　医療機関到着後 30 分以内の専門的な治療の開始

(3)　合併症予防や在宅復帰を目的とした心血管疾患リハビリテーションが可能な体制

①　合併症や再発の予防、在宅復帰のための心血管疾患リハビリテーションの実施

②　運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を防ぎつつ、運動療法のみならず多面的・包括的なリハビリテーションを実施

(4)　在宅療養が可能な体制

①　合併症や再発を予防するための治療、基礎疾患や危険因子の管理の実施

②　再発予防のための定期的専門的検査の実施

２　各医療機能と連携

前記「１　目指すべき方向」を踏まえ、心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(5)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1) 発症予防の機能【予防】

① 目標

・ 心筋梗塞等の心血管疾患の発症を予防すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

・ 高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病等の危険因子の管理が可能であること
・ 初期症状出現時における対応について、本人及び家族等患者の周囲にいる者に対する教育、啓発を実施すること
・ 初期症状出現時に、急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について指示すること

(2) 応急手当・病院前救護の機能【救護】

① 目標

・ 心筋梗塞等の心血管疾患の疑われる患者が、できるだけ早期に専門的な診療が可能な医療機関に到着できること

② 関係者に求められる事項

（家族等周囲にいる者）

・ 発症後速やかに救急要請を行うこと
・ 心肺停止が疑われる者に対して、AED の使用を含めた救急蘇生法等適切な処置を実施すること

（救急救命士を含む救急隊員）

・ 地域メディカルコントロール協議会によるプロトコール（活動基準）に則し、薬剤投与等の特定行為を含めた救急蘇生法等適切な観察・判断・処置を実施すること
・ 急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送すること

(3) 救急医療の機能【急性期】

① 目標

・ 患者の来院後速やかに初期治療を開始するとともに、30 分以内に専門的な治療を開始すること
・ 合併症や再発の予防、在宅復帰のための心血管疾患リハビリテーションを実施すること
・ 再発予防の定期的専門的検査を実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

・ 心電図検査、血液生化学検査、心臓超音波検査、エックス線検査、CT 検査、心臓カテーテル検査、機械的補助循環装置等必要な検査及び処置が 24 時間対応可能であること
・ 心筋梗塞等の心血管疾患が疑われる患者について、専門的な診療を行う医師等が 24 時間対応可能であること
・ ST 上昇型心筋梗塞の場合、冠動脈造影検査および適応があれば PCI を行い、来院後 90 分以内の冠動脈再疎通が可能であること

・　呼吸管理、疼痛管理等の全身管理や、ポンプ失調、心破裂等の合併症治療が可能であること
・　冠動脈バイパス術等の外科的治療が可能又は外科的治療が可能な施設との連携体制がとれていること
・　電気的除細動、機械的補助循環装置、緊急ペーシングへの対応が可能であること
・　運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を防ぎつつ、運動療法のみならず多面的・包括的なリハビリテーションを実施可能であること
・　抑うつ状態等の対応が可能であること
・　回復期（あるいは在宅医療）の医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携していること、またその一環として再発予防の定期的専門的検査を実施すること

③　医療機関の例
・　救命救急センターを有する病院
・　心臓内科系集中治療室（CCU）等を有する病院
・　心筋梗塞等の心血管疾患に対する急性期医療を担う病院又は有床診療所

(4)　心血管疾患リハビリテーションを実施する機能【回復期】

①　目標
・　再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること
・　合併症や再発の予防、在宅復帰のための心血管疾患リハビリテーションを入院又は通院により実施すること
・　在宅等生活の場への復帰を支援すること
・　患者に対し、再発予防などに関し必要な知識を教えること

②　医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。
・　再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態等の対応等が可能であること
・　心電図検査、電気的除細動等急性増悪時の対応が可能であること
・　合併症併発時や再発時に緊急の内科的・外科的治療が可能な医療機関と連携していること
・　運動耐容能を評価の上で、運動療法、食事療法、患者教育等の心血管疾患リハビリテーションが実施可能であること
・　心筋梗塞等の心血管疾患の再発や重症不整脈などの発生時における対応法について、患者及び家族への教育を行っていること
・　急性期の医療機関及び二次予防の医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携していること

③　医療機関の例
・　内科及びリハビリテーション科を有する病院又は診療所

(5)　再発予防の機能【再発予防】

①　目標
・　再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること
・　在宅療養を継続できるよう支援すること

②　医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

・　再発予防のための治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態への対応が可能であること
・　緊急時の除細動等急性増悪時への対応が可能であること
・　合併症併発時や再発時に緊急の内科的・外科的治療が可能な医療機関と連携していること
・　急性期の医療機関や介護保険サービス事業所等と再発予防の定期的専門的検査、合併症併発時や再発時の対応を含めた診療情報や治療計画を共有する等して連携していること
・　在宅でのリハビリ、再発予防のための管理を医療機関と訪問看護ステーション・かかりつけ薬剤師・薬局が連携し実施出来ること

③　医療機関の例

・　病院又は診療所

第３　構築の具体的な手順

１　現状の把握

都道府県は、心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1)　患者動向に関する情報

・　年齢調整受療率（患者調査）
・　健康診断・健康診査の受診率（国民生活基礎調査）
・　高血圧性疾患患者、脂質異常症患者、糖尿病患者の年齢調整外来受療率（患者調査）、喫煙率（国民生活基礎調査）
・　総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病小分類別）、患者流入割合、流出割合（患者調査）
・　退院患者平均在院日数（患者調査）
・　在宅等生活の場に復帰した患者の割合（患者調査）
・　年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計））

(2)　医療資源・連携等に関する情報

①　救急搬送

・　救急搬送件数（直接搬送割合、転院搬送割合）
・　搬送先医療機関
・　発症から受診までに要した平均時間
・　救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間
・　医療機関収容までに心停止していた患者の割合
・　心肺停止が疑われる者に対して現場に居合わせた者により救急蘇生法を実施した割合
・　心肺停止を目撃してから除細動（AED）までの時間

② 医療機関等

ア 救命救急センター、CCU 等を有する病院

- 検査、治療体制（人員・施設設備、夜間休日の体制）
- 実施可能な治療法、リハビリテーション
- 急性心筋梗塞患者来院後、血栓溶解療法または心臓カテーテル検査を開始するまでに要する時間
- 急性心筋梗塞患者来院後 90 分以内に再疎通できた割合
- 連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況等）

イ 回復期のリハビリテーションを行う病院・診療所

- 検査、治療体制（人員・施設設備）
- 実施可能な心筋梗塞等の心血管疾患の治療法、リハビリテーション
- 連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況等）

(3) 指標による現状把握

別表３に掲げるような、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。

２ 圏域の設定

(1) 都道府県は、心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制を構築するに当たって、「第２医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１ 現状の把握」で収集した情報を分析し、各病期に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。

(2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。

(3) 圏域を設定するに当たって、心筋梗塞等の心血管疾患は、自覚症状が出現してから治療が開始されるまでの時間によって予後が大きく変わることを勘案し、住民ができる限り公平に医療を享受できるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、メディカルコントロール体制のもと実施されている搬送体制の状況等、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

(4) 検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現に心筋梗塞等の心血管疾患の診療に従事する者、消防機関、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

３ 連携の検討

(1) 都道府県は、心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制を構築するに当たって、予防から救護、急性期、回復期、再発予防まで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。

また、医療機関、消防機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する医療機関・医師等専門職種の情報の共有に努める。

(2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

(3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

４　課題の抽出

都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状分析に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

５　数値目標

都道府県は、心筋梗塞等の心血管疾患の良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

６　施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「４　課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

７　評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

さらに、医療の質について客観的な評価を行うために、症例登録等を行うことが今後必要である。

8　公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

糖尿病の医療体制構築に係る指針

糖尿病は、様々な遺伝素因に種々の環境因子が作用して発症する。糖尿病が疑われる場合には食事療法・運動療法、生活習慣改善に向けての患者教育等が行われ、さらに糖尿病と診断された場合には薬物療法まで含めた治療が行われる。

また、糖尿病は脳卒中、急性心筋梗塞等他疾患の危険因子となる慢性疾患であり、患者は多種多様な合併症により日常生活に支障を来たすことが多い。

予防・治療には、患者自身による生活習慣の自己管理に加えて、内科、眼科、小児科、産科、歯科等の各診療科が、糖尿病の知識を有する管理栄養士、薬剤師、保健師、看護師等の専門職種と連携して実施する医療サービスが必要となる。

さらに、一人の糖尿病患者には生涯を通じての治療継続が必要となるため、これらの医療サービスが連携し、継続して実施されることが重要である。

本指針では、「第１　糖尿病の現状」で糖尿病の発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第１　糖尿病の現状

糖尿病は、インスリン作用の不足による慢性の高血糖状態を主な特徴とする代謝疾患群である。

糖尿病は、インスリンを合成・分泌する細胞の破壊・消失によるインスリン作用不足を主要因とする１型糖尿病と、インスリン分泌低下・抵抗性等をきたす遺伝因子に、過食、運動不足、肥満などの環境因子及び加齢が加わり発症する２型糖尿病に大別される。

インスリン作用不足により高血糖がおこると、口渇、多飲、多尿、体重減少等の症状がみられ、その持続により合併症を発症する。糖尿病合併症には、著しい高血糖によって起こる急性合併症と、長年にわたる慢性の高血糖の結果起こる慢性合併症がある。

① 急性合併症には、ケトアシドーシスや高血糖高浸透圧昏睡といった糖尿病昏睡等がある。

② 慢性合併症は、全身のあらゆる臓器に起こるが、特に細小血管症に分類される糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害や、大血管症に分類される脳卒中、心筋梗塞・狭心症、糖尿病性壊疽がある。

糖尿病には根治的な治療方法がないものの、血糖コントロールを適切に行うことにより、合併症の発症を予防することが可能である。合併症の発症は、患者の生活の質（QOL）を低下させ、生命予後を左右することから、その予防が重要である。

糖尿病の医療は、１型糖尿病と２型糖尿病によって異なるが、適切な血糖コントロールを基本とした医療は共通であることから、本指針においては一括して記載することとする。

１　糖尿病の疫学

糖尿病が強く疑われる者は 950 万人であり、過去 5 年間で 60 万人増加している。

また、糖尿病の可能性が否定できない者は1,100万人である[1]。糖尿病を主な傷病として継続的に医療を受けている患者数は約317万人である[2]。

さらに、全糖尿病患者の11.8%が糖尿病神経障害を、11.1%が糖尿病腎症を、10.6%が糖尿病網膜症を、0.7%が糖尿病足病変を合併している[3]。新規の人工透析導入患者は、約３万７千人であり、そのうち、糖尿病腎症が原疾患である者は約１万６千人（43.7%）である[4]。

なお、年間約１万３千人が糖尿病が原因で死亡し、死亡数全体の1.0%を占めている[5]。

２　糖尿病の医療

糖尿病の診断、治療等に関する現状を参考として以下に示すが、詳細は日本糖尿病学会編によるガイドライン（「糖尿病診療ガイドライン2016」、「糖尿病治療ガイド2016-2017」）及び「糖尿病治療ガイド2016-2017」の要約版である日本糖尿病対策推進会議編『糖尿病治療のエッセンス2017』等の診療ガイドラインを参照されたい。

なお、以下、糖尿病における「診療ガイドライン」は上記を指すこととする。

(1)　予防・健診・保健指導

２型糖尿病の発症に関連がある生活習慣は、食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒習慣等であり、発症予防には、適切な食習慣、適度な身体活動や運動習慣が重要である。また、不規則な生活習慣等が原因で、糖尿病の発症リスクが高まっている者については、生活習慣の改善により発症を予防することが期待できる。

個人の糖尿病のリスクを把握することや糖尿病の早期発見による重症化予防につなげるために、特定健診などの定期的な健診を受診することが必要である。また、健診の結果を踏まえ、適切な生活習慣の改善や受診勧奨を行うことが重要となる。例えば、特定健診で高血糖など複数のリスクを有し特定保健指導の該当者となった場合には、特定保健指導にて生活習慣の改善を行う。一方、高血糖のみを有する者や、非肥満の者で特定保健指導の該当者とならない者についても対応を行うことが望ましく、これらの者の対応については「標準的な健診・保健指導プログラム」を参考とされたい。医療機関は、地域における糖尿病の予防の取組によって、日頃から糖尿病の発症リスクが高まっている者の生活習慣の改善が促進されるよう、医療保険者等と連携することが必要である。

(2)　診断

人工透析を必要とする糖尿病腎症や失明の原因となる糖尿病網膜症等の糖尿病合併症は、生活の質を低下させるため、糖尿病患者を的確に診断し、重症化予防の観点から、早期に治療を開始することが重要である。

初めて糖尿病と診断された患者においても、すでに糖尿病腎症、糖尿病網膜症等を合併していることがあるため、尿検査や眼底検査等の糖尿病合併症の発見に必要な検査を行うとともに、糖尿病の診断時から各診療科が連携を図る必要がある。

(3)　治療・指導

糖尿病の治療は、１型糖尿病と２型糖尿病で異なる。

1　厚生労働省「国民健康・栄養調査」（平成24年）
2　厚生労働省「患者調査」（平成26年）
3　厚生労働省「国民健康・栄養調査」（平成19年）
4　（社）日本透析医学会「我が国の慢性透析療法の現状」（平成25年）
5　厚生労働省「人口動態統計（確定数）」（平成22年）

１型糖尿病の場合は、直ちにインスリン治療を行うことが多い。

一方で、２型糖尿病の場合は、２～３ヶ月の食事療法、運動療法を行った上で、目標の血糖コントロールが達成できない場合に、経口血糖降下薬又はインスリン製剤を用いた薬物療法を開始する。

薬物療法開始後でも、体重の減少や生活習慣の改善により、経口血糖降下薬やインスリン製剤の服薬を減量又は中止できることがあるため、医師、管理栄養士、薬剤師、保健師、看護師等の専門職種が連携して、食生活、運動習慣等に関する指導を継続する。

慢性合併症は、血糖コントロール、高血圧の治療など内科的治療を行うことによって、その発症を予防するとともに、発症後であっても病期の進展を阻止または遅らせることが可能である。慢性合併症の予防の観点から、治療の中断者を減らすよう、継続的な治療の必要性を指導する必要がある。

血糖コントロールの指標として、患者の過去１～２ヶ月の平均血糖値を反映する指標である HbA1c が用いられる。血糖コントロールの目標は、年齢、罹病期間、合併症の状態、サポート体制等を考慮して、個別に設定することが望ましい。

また、糖尿病患者には、シックデイ（発熱、下痢、嘔吐をきたし、または食欲不振のために食事ができないとき）の対応や、低血糖時の対応について事前に十分な指導を行う。

(4)　合併症の治療

①　急性合併症

ケトアシドーシスや高血糖高浸透圧昏睡といった糖尿病昏睡等の急性合併症を発症した場合には、輸液、インスリン投与等の治療を実施する。

②　慢性合併症

内科、眼科等の診療科が連携し、糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害等の慢性合併症の早期発見に努める必要がある。慢性合併症の治療を行うに当たっては、眼科等の専門医を有する医療機関や人工透析の実施可能な医療機関等が連携する必要がある。

ア　糖尿病網膜症の治療は、増殖前網膜症又は早期の増殖網膜症に進行した時点で、失明予防の観点から光凝固療法を実施する。硝子体出血及び網膜剥離は手術療法を実施する。

イ　糖尿病腎症の治療は、血糖及び血圧のコントロールが主体であり、そのために食事療法や薬物療法を実施し、腎不全に至った場合は透析療法を実施する。

ウ　糖尿病神経障害の治療は、血糖コントロールや生活習慣の改善が主体であり、薬物療法を実施することもある。

（脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患については、それぞれの医療体制構築に係る指針を参照）

第２　医療体制の構築に必要な事項

１　目指すべき方向

前記「第１　糖尿病の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携により、保健及び医療サービスが連携して実施される体制を構築する。

(1)　糖尿病の治療及び合併症予防が可能な体制

①　糖尿病の診断及び生活習慣等の指導の実施

② 良好な血糖コントロールを目指した治療の実施

(2) 血糖コントロール不可例の治療や急性合併症の治療が可能な体制

① 教育入院等による、様々な職種の連携によるチーム医療の実施

② 急性増悪時の治療の実施

(3) 糖尿病の慢性合併症の治療が可能な体制

2 各医療機能と連携

前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、糖尿病の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1) 合併症の発症を予防するための初期・安定期治療を行う機能【初期・安定期治療】

① 目標

- 糖尿病の診断及び生活習慣の指導を実施すること
- 良好な血糖コントロールを目指した治療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

- 糖尿病の診断及び専門的指導が可能であること
- 75gOGTT、HbA1c 等糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること
- 食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールが可能であること
- 低血糖時及びシックデイの対応が可能であること
- 専門治療を行う医療機関及び急性・慢性合併症治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

③ 医療機関の例

- 病院又は診療所

(2) 血糖コントロール不可例の治療を行う機能【専門治療】

① 目標

- 血糖コントロール指標を改善するために、教育入院等の集中的な治療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

- 75gOGTT、HbA1c 等糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること
- 各専門職種のチームによる、食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院等の集中的な治療（心理問題を含む。）が実施可能であること
- 糖尿病患者の妊娠に対応可能であること
- 食事療法、運動療法を実施するための設備があること
- 糖尿病の予防治療を行う医療機関及び急性・慢性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

③ 医療機関の例

- 病院又は診療所

(3) 急性合併症の治療を行う機能【急性増悪時治療】

① 目標

・　糖尿病昏睡等急性合併症の治療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

・　糖尿病昏睡等急性合併症の治療が 24 時間実施可能であること
・　食事療法、運動療法を実施するための設備があること
・　糖尿病の予防治療を行う医療機関、教育治療を行う医療機関及び慢性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

③ 医療機関の例

・　病院又は診療所

(4) 糖尿病の慢性合併症の治療を行う機能【慢性合併症治療】

① 目標

・　糖尿病の慢性合併症の専門的な治療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

・　糖尿病の慢性合併症（糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害等）について、それぞれ専門的な検査・治療が実施可能であること（単一医療機関ですべての合併症治療が可能である必要はない）
・　糖尿病網膜症治療の場合、蛍光眼底造影検査、光凝固療法、硝子体出血・網膜剥離の手術等が実施可能であること
・　糖尿病腎症の場合、尿一般検査、尿中アルブミン排泄量検査、腎生検、腎臓超音波検査、血液透析等が実施可能であること
・　糖尿病の予防・治療を行う医療機関、教育治療を行う医療機関及び急性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携していること

③ 医療機関の例

・　病院又は診療所

(5) 地域と連携する機能

① 目標

・　市町村や保険者と連携すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則して連携していることが求められる。

・　市町村や保険者から保健指導を行う目的で情報提供等の協力の求めがある場合、患者の同意を得て、必要な協力を行っていること
・　市町村や保険者が保健指導するための情報提供を行っていること
・　糖尿病の予防、重症化予防を行う市町村及び保険者、薬局等の社会資源と情報共有や協力体制を構築するなどして連携していること

③ 医療機関の例

・　病院又は診療所

第３　構築の具体的な手順

1　現状の把握

都道府県は、糖尿病の医療体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1)　患者動向に関する情報

- 年齢調整受療率（患者調査）
- 健康診断・健康診査の受診率（国民生活基礎調査）
- 高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率（患者調査）
- 総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病小分類別)、患者流入割合、流出割合（患者調査）
- 退院患者平均在院日数（患者調査）
- 健診を契機に受診した患者数
- 有病者数・有病率、予備群数
- 治療中断率（医師の判断によらないものに限る。）
- 糖尿病に合併する脳卒中、心筋梗塞の発症率
- 糖尿病による失明発症率
- 糖尿病腎症による新規透析導入患者数
- 年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計））

(2)　医療資源・連携等に関する情報

①　初期・安定期の治療を行う診療所

- 検査、治療体制（人員・施設設備）
- 糖尿病教室等患者教育の状況
- 医療連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況）
- 地域連携の状況（市町村及び保険者、薬局等の社会資源との保健事業に係る情報共有や協力の状況）

②　血糖コントロール不可例（HbA1c 8.4%以上）等の治療を行う病院・診療所

- 検査、治療体制（人員・施設設備）
- 糖尿病教室等患者教育の状況
- 医療連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況）
- 地域連携の状況（市町村及び保険者、薬局等の社会資源との保健事業に係る情報共有や協力の状況）

③　合併症治療を行う病院・診療所

- 検査、治療体制（人員・施設設備）
- 実施可能な慢性合併症の治療法
- 医療連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況）
- 地域連携の状況（市町村及び保険者、薬局等の社会資源との保健事業に係る情報共有や協力の状況）

(3)　指標による現状把握

別表４に掲げるような、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると

考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。

2　圏域の設定

(1)　都道府県は、糖尿病の医療体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、各病期に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。

(2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。

(3)　圏域を設定するに当たって、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

(4)　検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現に糖尿病の診療に従事する者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

　また糖尿病対策推進会議（日本医師会、日本糖尿病学会、日本糖尿病協会が、糖尿病の発症予防等を目指して共同で設立した会議）を活用すること。

3　連携の検討

(1)　都道府県は、糖尿病の医療体制を構築するに当たって、血糖コントロールを中心として、多種多様な合併症についても連携して治療を実施するため関係機関・施設の信頼関係を醸成するよう配慮する。

　また、医療機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

　また都道府県は、関係団体等との連携、特に糖尿病対策推進会議の活用により、標準的な治療の普及、協力体制の構築を図る。なお、都道府県における糖尿病性腎症の重症化予防の取組については、糖尿病性腎症重症化予防プログラム[6]が策定されており、都道府県に求められる取組の例示として、糖尿病対策推進会議等との情報共有、課題・対応策等の議論、本プログラムを参考にした都道府県レベルの糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定等が盛り込まれており、都道府県内の取組が円滑に行われるよう体制構築に取り組む際には参照されたい。

(2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

(3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。

　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

6　「「糖尿病性腎症重症化プログラム」の策定について（依頼）」（平成 28 年４月 20 日付け保発 0420 第４号厚生労働省保険局長通知）

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

4　課題の抽出

都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の糖尿病の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5　数値目標

都道府県は、糖尿病の良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6　施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「４　課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7　評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

さらに、医療の質について客観的な評価を行うために、症例登録等を行うことが今後必要である。

8　公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

精神疾患の医療体制の構築に係る指針

精神疾患は、症状が多様であるとともに自覚しにくいという特徴があるため、症状が比較的軽いうちには精神科医療機関を受診せず、症状が重くなり入院治療が必要になって初めて精神科医療機関を受診するという場合が少なくない。また、重症化してから入院すると、治療が困難になるなど、長期の入院が必要となってしまう場合もある。発症してからできるだけ早期に必要な精神科医療が提供されれば、回復し、再び地域生活や社会生活を営むことができるようになる。

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。また、長期の入院が必要となっている精神障害者の地域移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要がある。このため、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。具体的には、

① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築する必要がある。

② 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、平成 32 年度末（第５期障害福祉計画の最終年度）、平成 36 年度末（2025 年）の精神病床における入院需要（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標を明確にした上で、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業（支援）計画に基づき基盤整備を推し進める必要がある。

さらに、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成 26 年厚生労働省告示第 65 号）を踏まえて、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、相互の連携を推進するとともに、患者本位の医療を実現していけるよう、医療計画に基づき、作業部会等を通じて、各医療機関の医療機能を明確化する必要がある。

本指針では、「第１　精神疾患の現状」で多様な精神疾患等ごとの現状・課題を概観し、「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に即して、地域の現状を把握・分析した上で、地域の実情に応じて圏域（精神医療圏）を設定し、その圏域ごとに不足している医療機能あるいは調整・整理が必要な医療機能を明確にして、医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価を行えるようにする必要がある。

第１　精神疾患の現状

１　現状・課題

精神疾患は、近年その患者数が急増しており、平成 26 年には 390 万人を超える水準となっている[1]。我が国での調査結果では、国民の４人に１人（25%）が生涯でうつ病等の気分障害、不安障害及び物質関連障害のいずれかを経験していることが明らかとなっている[2]。

自殺者数は、平成 10 年以降 14 年連続で３万人を超える水準であったが、24 年に 15 年ぶりに３万人を下回り、以降４年連続で３万人を下回っている。しかし、日本の自殺死亡率は主要国の中で高い水準にあり、依然として厳しい状況にある。自殺の原因・動機では健康問題が最も多く、この中では、うつ病が４割程度を占めている[3]。

精神疾患にはこのほか、発達障害、高次脳機能障害や、高齢化の進行に伴って急増しているアルツハイマー病等の認知症等も含まれており、精神疾患は住民に広く関わる疾患である。

(1)　統合失調症

(患者動態)

平成 26 年に医療機関を継続的に受療している統合失調症の総患者数は 77.3 万人であり、うち入院患者数は 16.6 万人である[1]。このうち、精神病床における１年以上の長期入院患者数は 12.1 万人である[1]。長期入院患者（認知症を除く。）を対象とした「重度かつ慢性」に関する厚生労働科学研究班による全国調査では、その６割以上が当該研究班の策定した重症度の基準に該当することが明らかとなっている[4]。これにより１年以上の長期入院精神障害者（認知症を除く。）の多くは、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、入院から地域生活への移行が可能であると示唆されている。また、当該基準を満たす症状を軽快させる治療法の普及や、当該基準を満たす症状に至らないように精神科リハビリテーションをはじめとする予防的アプローチの充実などによって、入院から地域生活へのさらなる移行が期待される。

(政策動向)

厚生労働省は、平成 26 年度より難治性の重症な精神症状を有する患者が、どこに入院していても、治療抵抗性統合失調症治療薬や mECT 等の専門的治療を受けることのできる地域連携体制を構築するために、難治性精神疾患地域連携体制整備事業（モデル事業）を実施している。平成 28 年度は、大阪府、兵庫県、岡山県、沖縄県が参加し、治療抵抗性統合失調症治療薬導入数の増加など一定の実績をあげながら、それぞれの地域の実情を踏まえた地域連携体制を構築している。

(医療提供体制に関する検討課題)

第７次医療計画においては、統合失調症に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、統合失調症に対応できる専門職を養成するとともに多職種連携・多施設連携を推進するために、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。加えて、平成 36 年度末までに、治療抵抗性統合失調症治療薬や mECT 等の専門的治療方法を各都道府県の圏域全体に普及することを

1　厚生労働省「患者調査」（平成 26 年）

2　厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」（研究代表者　川上憲人）（平成 18 年度）

3　厚生労働省「自殺対策白書」（平成 28 年）

4　厚生労働科学研究「精神障害者の重症度判定及び重症患者の治療体制等に関する研究」（研究代表者　安西信雄）（平成 25～27 年度）、第２回新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会（これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会）における安西信雄氏提出資料

目指して、モデル事業の取組や千葉県の先行事例等を参考にしながら、それぞれの地域の実情を踏まえた地域連携体制を構築する必要がある。計画の策定にあたっては、先行している諸外国の実績や、国内で先行している医療機関の実績を踏まえて、平成 36 年度末までに治療抵抗性統合失調症治療薬の処方率を 25%～30%に普及することを目指して検討する必要がある。なお、それぞれの都道府県において

① 平成 32 年度末、平成 36 年度末の精神病床における入院需要（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標を設定

② 精神病床における基準病床数を設定

する際に、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案していることに留意すること。

(2) うつ病・躁うつ病

(患者動態)

平成 26 年に医療機関を継続的に受療しているうつ病・躁うつ病の総患者数は 112 万人（うち入院患者数 29 万人）[1]であり、平成 11 年の総患者数の 44 万人（うち入院患者数 25 万人）[5]から増加している。

(政策動向)

厚生労働省は、平成 23 年度より、「認知行動療法研修事業」として、認知行動療法の普及を目的に、医師等を対象とした研修を実施している。平成 23 年～27 年度における受講参加者は、4,156 名である。また、平成 20 年度より「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」として、うつ病患者の早期発見・早期治療を目的に、一般内科医等かかりつけ医を対象に研修を実施している。

(医療提供体制に関する検討課題)

第７次医療計画においては、うつ病・躁うつ病に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、うつ病・躁うつ病に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。

(3) 認知症

(患者動態)

我が国における認知症高齢者の数は、現在利用可能なデータに基づき推計を行ったところ、平成 24（2012）年で 462 万人と 65 歳以上高齢者の約７人に１人と推計されている。正常と認知症との中間の状態の軽度認知障害と推計される約 400 万人と合わせると、65 歳以上高齢者の約４人に１人が認知症の人又はその予備軍とも言われている。また、高齢化の進展に伴い平成 37（2025）年には、約 700 万人と約５人に１人に上昇すると見込まれている[6]。なお、平成 26 年に医療機関を継続的に受療している認知症の総患者数は 67.8 万人であり、うち入院患者数は 7.7 万人である[1]。このうち、精神病床における１年以上の長期入院患者数は 3.0 万人である[1]。

---

5 厚生労働省「患者調査」（平成 11 年）

6 厚生労働省「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」（平成 27 年）

(政策動向)

厚生労働省は、平成 37（2025）年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成 27 年１月 27 日に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン、以下「総合戦略」という。）を関係省庁と共同で策定した。

総合戦略は７つの柱に沿って施策を推進しており、その柱の一つとして、早期診断・早期対応を軸に、医療・介護等の有機的連携により、認知症の容態に応じて最もふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みの実現を位置付けている。

循環型の仕組みの実現のため、例えば、各地域において、認知症の発症初期から、状況に応じて医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図ることを目的に、平成 17 年度より、認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師として、認知症サポート医を養成している。平成 27 年度末時点で認知症サポート医養成研修の受講者数は 5,068 人となっている。

また、平成 20 年より、認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、認知症疾患医療センター運営事業を開始し、平成 29 年３月時点において全国で 375 カ所の認知症疾患医療センター（基幹型 15、地域型 335、診療所型 25）が設置されている。

そのほか、平成 27 年度より、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を、複数の専門職が訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立支援のサポートを行う認知症初期集中支援チームを市町村に設置しており、平成 27 年度末時点で 287 市町村に設置されている。

(医療提供体制に関する検討課題)

第７次医療計画においては、認知症に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、認知症に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。認知症の人が早期の診断や周辺症状への対応を含む治療等を受け、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、介護保険事業（支援）計画と整合性を図るとともに、総合戦略に掲げる数値目標に留意し、地域の実情に応じて医療提供体制の整備を進める必要がある。具体的な内容については、今後、関係部局から発出される通知に基づいて作成すること。

(4)　児童・思春期精神疾患

(患者動態)

平成 26 年に医療機関を継続的に受療している 20 歳未満の精神疾患を有する総患者数は 27.0 万人[1]であり、平成 11 年の総患者数の 11.7 万人[5]から増加傾向にある。

(政策動向)

厚生労働省は、平成 13 年度より、児童思春期の心の問題に関する専門家を養成するために、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に「思春期精神保健研修」を行っている。

平成 24 年度より、診療報酬において児童・思春期精神科入院医療管理料が新設され、平成 28 年時点では、19 都道府県に所在する医療機関において算定されている。

(医療提供体制に関する検討課題)

第７次医療計画においては、児童・思春期精神疾患に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、児童・思春期精神疾患に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、「思春期精神保健研修」を活用すること。

(5) 発達障害

(患者動態)

平成 26 年に医療機関を継続的に受療している発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）に規定する発達障害（F80-F89,F90-F98）の総患者数は 19.5 万人[1]であり、平成 11 年の総患者数の 2.8 万人[5]から増加している。

(政策動向)

平成 17 年４月の発達障害者支援法施行により、国立精神・神経医療研究センターにおいて、都道府県・政令指定都市の発達障害診療の指導的役割を担う者に対する研修を実施している。平成 28 年８月の改正発達障害者支援法施行により、都道府県・政令指定都市が発達障害者の支援（診療等を含む。）に関する情報の共有や緊密な連携、体制の整備等について検討する発達障害者支援地域協議会の設置が位置付けられた。平成 29 年１月の総務省による「発達障害者支援に関する行政評価・監視」では、厚生労働省に対して、発達障害者の専門的医療機関の確保と公表を積極的に進めることを勧告している。

(医療提供体制に関する検討課題)

第７次医療計画においては、発達障害に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、発達障害に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、平成 28 年度から実施している「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」を活用すること。

(6) 依存症

① アルコール依存症

(患者動態)

平成 26 年に医療機関を継続的に受療しているアルコール依存症者の総患者数は 4.9 万人[1]であり、平成 11 年の総患者数の 3.7 万人[7]から増加している。厚生労働科学研究においては、医療機関の受療の有無にかかわらず、アルコール依存症者は約 58 万人いると推計されている[7]。

(政策動向)

平成 26 年６月１日に施行されたアルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）に基づき、平成 28 年５月 31 日に、「アルコール健康障害対策推進基本計画」が閣議決定された。本計画の数値目標として、全ての都道府県

7 厚生労働科学研究「WHO 世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合研究」（研究代表者 樋口進）（平成 25 年度）

において、アルコール依存症者に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関を１カ所以上定めることが明記されている。

厚生労働省は、平成 26 年度より依存症に対応することのできる医療機関の確保を図るとともに、関係機関間の連携を強化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実するなどの地域連携支援体制の構築するために、「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業)」を実施している。全国拠点機関として、久里浜医療センター（薬物依存症は国立精神・神経医療研究センターに委託)、依存症治療拠点機関として神奈川県・神奈川県立精神医療センター、岐阜県・各務原病院、大阪府・大阪府立精神科医療センター、岡山県・岡山県精神科医療センター、佐賀県・肥前精神医療センターの５カ所を指定し、①依存症者やその家族に対し適切な支援を届けるためのモデル構築、②依存症者に対する効果的な地域連携支援体制の「見える化」とその横展開を進めている。また、平成 29 年度からは、全国 67 カ所の都道府県・政令指定都市に専門医療機関を指定すること等を目標にした、「依存症対策総合支援事業」を実施する。

(医療提供体制に関する検討課題)

第７次医療計画においては、アルコール依存症に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、アルコール依存症に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、「アルコール健康障害対策推進基本計画」を踏まえ、アルコール依存症に対応できる医療機関を都道府県・政令指定都市ごとに１カ所以上定めることとし、「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業)」の取組を参考にしつつ、平成 29 年度より実施する「依存症対策総合支援事業」を活用すること。

② 薬物依存症

(患者動態)

平成 26 年に医療機関を継続的に受療している薬物依存症の総患者数は 0.3 万人[1]であり、平成 11 年の総患者数の 0.1 万人[5]から増加している。

(政策動向)

平成 25 年６月に、刑の一部の執行猶予制度の導入等を内容とする、刑法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成 25 年法律第 50 号）が成立（平成 28 年６月１日施行）した。薬物依存症者の再犯（再使用）防止は、刑事司法機関のみでは不十分であり、保護観察所と、地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との有効かつ緊密な連携体制の構築が不可欠とされ、平成 27 年 11 月 19 日に「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（平成 27 年 11 月 19 日付け法務省保観第 119 号法務省・障発 1119 第１号保護局長・矯正局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連盟通知）が策定された。

また、平成 28 年 12 月 14 日に「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。)」が公布、同日施行された。再犯防止推進法には、犯罪をした薬物依存症者等について、適切な保健医療サービス等が提供されるよう、関係機関の体制整備を図ることが明記されている。

厚生労働省は、平成 26 年度より「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業)」を実施している。また、平成 29 年度からは、全国 67 カ所の都道府県・政令指定都市に専門医療機関を指定すること等を目標にした、「依存症対策総合支援事業」を実施する。

(医療提供体制に関する検討課題)

第 7 次医療計画においては、薬物依存症に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、薬物依存症に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業)」の取組を参考にしつつ、平成 29 年度より実施する「依存症対策総合支援事業」を活用すること。

③ ギャンブル等依存症

(患者動態)

平成 26 年に医療機関を継続的に受療しているギャンブル等依存症患者の総患者数は 500 人未満[1]であった。現在、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の委託研究（平成 28～30 年度）により、ギャンブル等依存症者に関する実態把握が進められている[8]。

(政策動向)

平成 28 年 12 月 15 日に、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（ＩＲ推進法）（平成 28 年法律第 115 号。以下、「ＩＲ推進法」という。）が成立し、同年 12 月 26 日に公布・施行された。ＩＲ推進法案に対する参議院内閣委員会（平成 28 年 12 月 13 日）の附帯決議において、ギャンブル等依存症対策を抜本的に強化することが求められている。

厚生労働省は、平成 26 年度より「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業）」を実施している。また、平成 29 年度からは、全国 67 カ所の都道府県・政令指定都市に専門医療機関を指定すること等を目標にした、「依存症対策総合支援事業」を実施する。

(医療提供体制に関する検討課題)

第 7 次医療計画においては、ギャンブル等依存症に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、ギャンブル等依存症に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業)」の取組を参考にしつつ、平成 29 年度より実施する「依存症対策総合支援事業」を活用すること。

(7) 外傷後ストレス障害（PTSD)

(患者動態)

平成 26 年に医療機関を継続的に受療している PTSD の総患者数は 0.3 万人[1]であり、平成 11 年の総患者数の 0.1 万人[5]から増加傾向にある。

(政策動向)

---

[8] 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の委託研究「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究」(研究代表者　松下　幸生)（平成 28～30 年度）

厚生労働省は、平成８年より災害・事件・事故等による PTSD への心のケアの重要性を鑑みて、PTSD の専門家を養成するために「PTSD 対策専門研修」を行っている（平成８～27 年度における受講者合計：6,466 人）。また「災害等によるストレス関連疾患対策情報支援センター事業」（国立精神・神経医療研究センター委託）を通じて、災害及び事件、事故等が発生した際に、精神保健福祉センターや保健所等の自治体を対象に、被災者・被害者の心のケアに関する助言・技術的支援を行っている。

平成 28 年４月に策定された第３次犯罪被害者等基本計画（平成 28 年４月１日閣議決定）では、被害者への心のケアを提供することの重要性が明記されている。

（医療提供体制に関する検討課題）

第７次医療計画においては、PTSD に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、PTSD に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。

(8)　高次脳機能障害

（患者動態）

平成 13～平成 17 年度に行われた高次脳機能障害支援モデル事業において行われた調査によると、医療機関の受療の有無にかかわらず、高次脳機能障害者は、全国に 27 万人いると推計されている[9]。

（政策動向）

厚生労働省は、平成 18 年度より高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業を地域生活支援事業において実施している。国立障害者リハビリテーションセンター内に「高次脳機能障害情報・支援センター」を設置する他、都道府県の支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行っている。自治体職員、福祉事業者、医療関係者を対象に高次脳機能障害支援に関する研修を行い、地域における高次脳機能障害支援の普及を図っている。

（医療提供体制に関する検討課題）

第７次医療計画においては、高次脳機能障害に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、高次脳機能障害に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。

(9)　摂食障害

（患者動態）

平成 26 年に医療機関を継続的に受療している摂食障害の総患者数は 1.0 万人[1]であり、平成 11 年の総患者数の 1.1 万人[5]から横ばいである。厚生労働科学研究において、医療機関の受療の有無にかかわらず、摂食障害患者は、女子中学生の 100 人に１～２人、男子中学生の 1,000 人に２～５人いると推計されている[10]。

（政策動向）

9　「高次脳機能障害ハンドブック―診断・評価から自立支援まで」（編集　中嶋八十一、寺島彰）医学書院

10　厚生労働科学研究「児童・思春期摂食障害に関する基盤的調査研究」（研究代表者　小牧元）（平成 21 年度）

厚生労働省は、平成 26 年度より摂食障害患者が早期に適切な支援を受けられるように、摂食障害治療支援センター設置運営事業を実施している。この事業では宮城県、静岡県、福岡県の３県が、地域の診療の拠点となる医療機関を「摂食障害治療支援センター」として指定し、摂食障害治療支援センターと県の協働によって、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制構築のための調整を行っている。また、国立精神・神経医療研究センターを「全国基幹センター」として指定し、摂食障害治療支援センターの指導・助言、摂食障害治療支援センターで集積されたデータの分析・評価、全国の医療関係者や養護教諭を対象とした摂食障害患者の対応に関する研修を行っている。

(医療提供体制に関する検討課題)

第７次医療計画においては、摂食障害に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、摂食障害に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、「摂食障害治療支援センター設置運営事業（モデル事業）」の取組を参考にすること。

(10) てんかん

(患者動態)

平成 26 年に医療機関を継続的に受療しているてんかんの総患者数は 25.2 万人[1]であり、平成 11 年の総患者数の 23.5 万人[5]から増加している。厚生労働科学研究においては、医療機関の受療の有無にかかわらず、てんかん患者は 1,000 人あたり 7.71 人いると推計されている[11]。

(政策動向)

厚生労働省は、平成 27 年度よりてんかん患者が早期に適切な支援を受けられるように、てんかん地域診療連携体制整備事業を実施している。この事業では、宮城県、栃木県、神奈川県、新潟県、静岡県、鳥取県、岡山県、広島県の８つの県が、地域の診療の拠点となる医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、てんかん診療拠点機関と県との協働によって、てんかんに関する知識の普及啓発、患者や家族の相談支援及び治療、他医療機関への助言・指導、医療従事者等への研修、関係機関との地域連携支援体制の構築のための協議会の開催などの取組を行っている。また、それぞれのてんかん診療拠点機関に、てんかん診療コーディネーターを配置し、患者及び家族に対し相談援助を適切に実施するよう努めている。さらに、平成 28 年度より、国立精神・神経医療研究センターを「てんかん診療全国拠点機関」として指定し、各拠点機関の指導・助言、てんかん診療拠点機関で集積されたデータの分析・評価などを行っている。

(医療提供体制に関する検討課題)

第７次医療計画においては、てんかんに対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、てんかんに対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、「てんかん地域診療連携体制整備試行事業（モデル事業）」の取組

11　厚生労働科学研究「てんかんの有病率等に関する疫学研究及び診療実態の分析と治療体制の整備に関する研究」(研究代表者　大槻泰介)（平成 24 年度）

を参考にすること。

(11) 精神科救急

(基本情報)

精神科救急医療体制整備事業報告に基づく平成 27 年度の夜間・休日の受診件数は約 4.5 万件、入院件数は約２万件となっており、平成 22 年度の約 3. 6 万件、約 1.5 万件と比較して増加傾向にある。また、消防庁の調査では、平成 27 年中の疾病分類別収容平均所要時間（入電から医師引継ぎまでの時間）において、全体の平均が 39.4 分であったのに対して、事故種別が「急病」で、さらに精神疾患を主な理由として搬送された傷病者の平均は 43.1 分と長かった[12]。

(政策動向)

都道府県は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 19 条の 11 に基づき、緊急な医療を必要とする全ての精神障害者が、迅速かつ適正な医療を受けられるよう、精神科救急医療体制の確保に努める必要がある。都道府県又は政令指定都市は、精神科救急医療体制整備事業を活用して、精神科救急医療体制連絡調整委員会を設置し、精神科救急医療施設の確保及びその円滑な運営を図ってきている。また、精神科救急情報センターを整備し、救急医療情報センターや救急医療機関や消防機関等からの要請に対し、緊急な医療を必要とする精神障害者の搬送先医療機関の紹介に努めてきている。厚生労働省は、平成 28 年度における精神科救急医療体制整備事業の実施要綱改正により、精神科救急医療圏域単位での精神科救急医療体制及び身体合併症患者の医療提供体制の確保に向けた検討を実施するとともに、関係機関（警察、消防、一般救急等）との研修を通じた相互理解の推進を求めている。

(医療提供体制に関する検討課題)

第７次医療計画においては、精神科救急に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、精神科救急に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。また、特定の医療機関に負担が集中しないように、例えば、夜間休日における精神科救急外来（初期救急医療）と精神科救急入院（第二次救急医療、第三次救急医療）を区分して受入体制を構築する等、地域の実情を踏まえて連携体制を検討する必要がある。この際、「精神科救急医療体制整備事業」を活用すること。

(12) 身体合併症

(基本情報)

精神病床を有する総合病院における入院患者を対象とした厚生労働科学研究では、身体疾患と精神疾患ともに入院による治療を必要とする患者の発生する割合は人口万対年間 2.5 件と推計されている[13]。救命救急センターの入院患者を対象とした厚生労働科学研究では、12%の入院患者は何らかの精神科医療を必要とし、2.2%の入院患者は身体疾患と精神疾患ともに入院による治療を必要とするとの

12　消防庁「救急救助の現況」（平成 28 年版）

13　厚生労働科学研究「精神科医療、とくに身体疾患や認知症疾患合併症例の対応に関する研究」（研究代表者　黒澤尚）（平成 19 年度）

報告がある[14]。平成 27 年度の消防庁の調査では、平成 26 年中の救急出動件数において、入電から帰署までに２時間以上を要した事案のうち「精神疾患を背景に有する患者」が 12,105 件あり、「在宅独居・施設入所の高齢者」の 13,007 件に次いで搬送時間を延伸する要因となっている[15]。

(政策動向)

厚生労働省は、平成 28 年度における精神科救急医療体制整備事業の実施要綱改正により、精神科救急医療圏域単位での身体合併症患者の医療提供体制の確保に向けた検討を求めている。また、消防庁主催の「平成 28 年度救急業務のあり方に関する検討会」では、精神疾患と身体疾患の合併症による困難事例の円滑な救急搬送のためには、精神科医療関係者、救急医療関係者、消防関係者等が、平時から会議等の場を通じて、体制の構築と課題を解決していくことが重要であるとの報告がとりまとめられている。

(医療提供体制に関する検討課題)

第７次医療計画においては、精神障害者の身体合併症に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、精神障害者の身体合併症に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、「精神科救急医療体制整備事業」を活用すること。

(13) 自殺対策

(基本情報)

警察庁の自殺統計原票を集計した結果によれば、我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して３万人を超える状態が続いていたが、24年に15年ぶりに３万人を下回り、27年は２万4,025人と４年連続で３万人を下回っている[3]。しかし、日本の自殺死亡率は、主要国の中で高い水準にあり、依然として厳しい状況にある。特に、年代別の死因順位をみると、15～34歳の各年代の死因の第１位は自殺となっている[3]。

(政策動向)

平成 18 年６月に自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が成立し、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（平成 19 年６月８日閣議決定）を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきた。また、地域レベルの実践的な取組による生きることの包括的な支援を行い、自殺対策を総合的かつ効果的に更に推進するため、平成 28 年３月に「自殺対策基本法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 11 号。以下「改正法」という。）が成立し、同年４月１日に施行された。改正法においては、基本的施策が拡充され、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備や多職種連携の推進等が新たに規定された。

厚生労働省は、平成 20 年度より、「自殺未遂者ケア研修」として、知識及び技術の普及を目的に、医師等を対象とした研修を実施している。平成 20 年～平成 27 年度における受講参加者は、1,082 人である。また、平成 27 年度より、

14　厚生労働科学研究「精神科病棟における患者像と医療内容に関する研究」（研究代表者　保坂隆）（平成 18 年度）

15　消防庁「平成 27 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」（平成 27 年度）

「自殺未遂者再企図防止事業」として、自殺未遂者の再企図防止を図ることを目的に、ケースマネージメントの講習を受けた者が、自殺未遂者に対し定期的なフォローアップを行う事業を実施している。平成 27 年度のケースマネージメントの講習受講者は、611 人である。

(医療提供体制に関する検討課題)

第７次医療計画においては、自殺対策に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、自殺対策に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。加えて、以下の２点について留意されたい。

① 自殺の大きな危険因子であるうつ病について、早期発見、早期治療に結びつける取組に併せて、精神科医療提供体制の充実や、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・労働・教育・警察等の関係機関・関係団体のネットワークの構築を図ること。

② 精神科救急医療体制の充実を通じた自殺未遂者に対する良質かつ適切な治療の実施、かかりつけ医等の精神疾患の診断・治療技術の向上、かかりつけ医から専門医につなげる医療連携体制の整備を推進すること。

(14) 災害精神医療

(基本情報)

平成 29 年３月時点で、全国 29 府県において災害派遣精神医療チーム（DPAT）先遣隊が整備されている。

(政策動向)

平成 27 年７月の防災基本計画の一部修正において、厚生労働省及び都道府県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備に努めるものとされている。厚生労働省では、DPAT 事務局事業を通じて、DPAT の平時の訓練と、自治体への技術的支援、災害発生時の迅速かつ適切な連絡調整等の体制整備を行っている。

(医療提供体制に関する検討課題)

第７次医療計画においては、災害精神医療に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、災害精神医療に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。

(15) 医療観察法における対象者への医療

(基本情報)

平成 17 年７月の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）施行から平成 27 年 12 月までの地方裁判所の当初審判における入院処遇決定は 2,501 件、通院処遇決定は 528 件となっている[16]。平成 29 年１月１日時点における入院者数は 729 名であり、その疾病別内訳は、統合失調症等（F2）が約 82.9%、次いで気分障害（F3）が約 7.4%である[17]。

(政策動向)

16 法務省「犯罪白書」(平成 18～27 年版)

17 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課調べ

指定入院医療機関は、予備病床を含めて全国で 800 床程度、指定通院医療機関は各都道府県に最低２カ所、人口 100 万人当たり２～３カ所程度、指定通院医療機関として全国で 382 カ所を目標として整備を進めている。平成 29 年１月１日時点における指定入院医療機関は全国で 32 カ所、予備病床を含めて 825 床と目標を達成しているが、指定入院医療機関が近隣にない地域が存在している。また、平成 28 年 12 月末日時点における指定通院医療機関は全国で 574 カ所（511 病院、63 診療所）あるが、都市部を中心に必要数を満たしておらず、必要数を満たした地域においても対象者の住み慣れた地域からアクセスが容易な指定通院医療機関を確保する必要がある。

平成 24 年度より、指定入院医療機関の医療の質の向上及び均てん化を図り、医療観察法対象者の早期の社会復帰を実現するため、指定入院医療機関に従事する多職種チームが相互に指定入院医療機関を訪問し、医療体制等の評価や、課題への助言等の技術交流を行う「心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業」を実施している。

（医療提供体制に関する検討課題）

第７次医療計画においては、医療観察制度に基づく通院医療に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、入院医療において治療抵抗性統合失調症治療薬を使用している対象者が円滑に退院できるように、治療抵抗性統合失調症治療薬の使用可能な指定通院医療機関の一層の確保を図る必要がある。

２　精神疾患の医療体制

平成 26 年における精神病床を有する病院数は 1,643 病院であり、このうち精神病床のみを有する精神科病院数は 1,067 病院である[18]。平成 26 年における精神病床数は 33 万 8,174 床[18]であり、平成 11 年の 35 万 8,449 床[19]から減少している。

平成 26 年における精神科・神経科・心療内科を主たる診療科とする精神科等診療所数は 3,890 診療所[18]であり、平成 11 年の 2,001 診療所[19]から増加している。平成 26 年における医師・看護職員・精神保健福祉士をそれぞれ１人以上有している精神科等診療所数は、383 診療所と全体の１割弱である[18]。

平成 26 年における精神科及び心療内科を主たる診療科とする精神科等医師数は１万 6,090 人[20]であり、平成 16 年の１万 3,353 人[21]から増加している。平成 16 年と平成 26 年とを比較すると、病院に勤務する精神科等医師数の増加割合は約 1.1 倍であるのに対し、診療所で勤務する精神科等医師数の増加割合は約 1.6 倍と、診療所に勤務する精神科等医師数の方が増加している。

平成 26 年における精神科訪問看護を行う精神科病院数は 1,049 病院[22]であり、平成 19 年の 946 病院[23]から増加している。平成 28 年における訪問看護ステーションは 8,613 事業所[24]であり、平成 16 年の 4,806 事業所[25]から約 1.8 倍に増加している。平

18　厚生労働省「医療施設調査」（平成 26 年）
19　厚生労働省「医療施設調査」（平成 11 年）
20　厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成 26 年）
21　厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成 11 年）
22　厚生労働省「精神保健福祉資料」（平成 26 年）
23　厚生労働省「精神保健福祉資料」（平成 19 年）
24　厚生労働省「医療費の動向調査」（平成 28 年）
25　厚生労働省「医療費の動向調査」（平成 16 年）

成 27 年における精神科訪問看護を実施している訪問看護ステーションの割合は 59.8%であり、平成 18 年の 35.5%から増加している[26]。

第２　医療体制の構築に必要な事項

１　目指すべき方向

前記「第１　精神疾患の現状」を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム及び、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築を進める。

(1)　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①　精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制の構築

②　本人の意思の尊重と、ICF の基本的考え方※を踏まえながら、多職種協働による支援体制の構築

※　ICF（国際生活機能分類 WHO2001 年：International Classification of Functioning, Disability and Health）では、人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえる。「生活機能」は、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の３つの要素から構成される。それぞれの要素を評価し、それぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要である。

(2)　多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築

①　多様な精神疾患等ごとに患者に応じた質の高い精神科医療を提供できる体制の構築

②　多様な精神疾患等ごとに病院、診療所、訪問看護ステーション等の役割分担・連携を推進するための体制の構築

２　各医療機能と連携

前記「１　目指すべき方向」を踏まえ、精神疾患の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(3)に示す。

都道府県は、多様な精神疾患等ごとに各医療機能の内容（目標、医療機関に求められる事項）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1)　地域精神科医療提供機能

①　目標

・　患者本位の精神科医療を提供すること
・　ICF の基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること
・　地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと

②　医療機関に求められる事項（例）

・　患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療、訪問診療を含む。）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること

---

[26]　厚生労働科学研究「精神疾患の医療計画と効果的な医療連携体制構築の推進に関する研究」（研究代表者　河原和夫）（平成 27 年度）

・　精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること
・　医療機関（救急医療、周産期医療を含む。）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること

(2)　地域連携拠点機能

①　目標

・　患者本位の精神科医療を提供すること
・　ICF の基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること
・　地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと
・　医療連携の地域拠点の役割を果たすこと
・　情報収集発信の地域拠点の役割を果たすこと
・　人材育成の地域拠点の役割を果たすこと
・　地域精神科医療提供機能を支援する役割を果たすこと

②　医療機関に求められる事項（例）

・　患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療、訪問診療を含む。）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること
・　精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること
・　医療機関（救急医療、周産期医療を含む。）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること
・　地域連携会議の運営支援を行うこと
・　積極的な情報発信を行うこと
・　多職種による研修を企画・実施すること
・　地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性精神疾患・処遇困難事例の受入対応を行うこと

(3)　都道府県連携拠点機能

①　目標

・　患者本位の精神科医療を提供すること
・　ICF の基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること
・　地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと
・　医療連携の都道府県拠点の役割を果たすこと
・　情報収集発信の都道府県拠点の役割を果たすこと
・　人材育成の都道府県拠点の役割を果たすこと
・　地域連携拠点機能を支援する役割を果たすこと

②　医療機関に求められる事項（例）

・　患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療、訪問診療を含む。）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること
・　精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること

・　医療機関（救急医療、周産期医療を含む。）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること
・　地域連携会議を運営すること
・　積極的な情報発信を行うこと
・　専門職に対する研修プログラムを提供すること
・　地域連携拠点機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性精神疾患・処遇困難事例の受入対応を行うこと

第３　構築の具体的な手順

１　現状の把握

都道府県は、精神疾患の医療体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1)　患者動向に関する情報
- こころの状態（国民生活基礎調査）
- 精神疾患を有する総患者数の推移（入院外来別内訳、年齢階級別内訳、疾病別内訳）（患者調査、精神保健福祉資料）
- 精神病床における入院患者数の推移（年齢階級別内訳、疾患別内訳、在院期間別内訳、入院形態別内訳）（患者調査、精神保健福祉資料）
- 精神病床における急性期入院患者（３ヶ月未満）の年齢階級別入院受療率の推移（患者調査）
- 精神病床における回復期入院患者（３ヶ月以上１年未満）の年齢階級別入院受療率の推移（患者調査）
- 精神病床における慢性期入院患者（１年以上）の年齢階級別入院受療率の推移（疾患別内訳）（患者調査）
- 精神病床における早期退院率（精神保健福祉資料）
- ３ヶ月以内再入院率（精神保健福祉資料）
- 自殺死亡率（人口動態統計、都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計））

(2)　医療資源・連携等に関する情報
- 従事者数、医療機関数（病院報告、医療施設調査、精神保健福祉資料）
- 往診・訪問診療を提供する精神科病院・診療所数（医療施設調査）
- 精神科訪問看護を提供する病院・診療所数（医療施設調査、精神保健福祉資料）
- 精神科救急医療施設数（事業報告）
- 精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターの開設状況（事業報告）
- 医療観察法指定通院医療機関数

(3)　指標による現状把握

別表５に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。

2　圏域の設定

(1)　都道府県は、精神疾患の医療体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、多様な精神疾患等ごとに求められる医療機能を明確にして、精神疾患患者の病期及び状態に応じて、求められる医療機能を明確にして、圏域（精神医療圏）を設定する。

(2)　医療機能を明確化するに当たって、ひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。

(3)　圏域（精神医療圏）を設定するに当たっては、患者本位の医療を実現していけるよう、二次医療圏を基本としつつ、それぞれの医療機能及び地域の医療資源等の実情を勘案して弾力的に設定する。

(4)　検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現に精神疾患の診療に従事する者、消防防災主管部局、福祉関係団体、住民・患者及びその家族、市町村等の各代表が参画する。

3　連携の検討

(1)　都道府県は、精神疾患の医療体制を構築するに当たって、多様な精神疾患等ごとに、患者本位の医療を提供できるよう、精神科医療機関、その他の医療機関、保健・福祉等に関する機関、福祉・介護サービス施設及び事業所、ハローワーク、地域障害者職業センター等の地域の関係機関の連携が醸成されるよう配慮する。

　また、精神科医療機関、その他の医療機関、消防機関、地域医師会、保健・福祉等に関する機関等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する医療機関・保健・福祉等に関する機関・医師等専門職種の情報の共有に努める。

　さらに、都道府県は、多様な精神疾患等ごとに対応できる医療機関を明確にするとともに、専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図るように努める。この際、多様な精神疾患等ごとに都道府県連携拠点機能を有する医療機関が１箇所以上あることが望ましい。

(2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

　また、精神保健福祉センターにおいては、「精神保健福祉センター運営要領について」（平成８年１月 19 日付け健医発第 57 号厚生労働省保健医療局長通知）を参考に、精神保健福祉関係諸機関と医療機関等との医療連携の円滑な実施のため、精神保健に関する専門的立場から、保健所及び市町村への技術指導や技術援助、関係諸機関と医療機関等との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

(3)　医療計画には、原則として、多様な精神疾患等ごとに各医療機能を担う関係機関（病院、診療所、訪問看護ステーション等）の名称を記載する。ひとつの関係機関が複数疾患の医療機能を担うこともある。できる限り住民目線の分かりやすい形式でとりまとめ、周知に努めること。

4　課題の抽出

都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、精神疾患に係る地域の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、多様な精神疾患等ごとの医療機能も踏まえ、可能な限り精神医療圏ごとに課題を抽出する。

５　数値目標

都道府県は、精神疾患に係る良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標時期について別添を踏まえて設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を反映するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に精神医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

６　施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策・事業を実施することが重要である。都道府県は、「４　課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策・事業について、医療計画に記載する。

７　評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策・事業の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも３年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

８　公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

救急医療の体制構築に係る指針

我が国の救急医療の需要は増加傾向にある。救急搬送人数を例に取ると平成 27 年には過去最多の約 548 万人となっており[1]、この傾向は今後も続くことが予想される[2]。救急医療資源に限りがある中で、この需要に対応しつつ、より質の高い救急医療を提供するためには、地域の救急医療機関が連携し、地域が一体として小児救急、周産期救急、精神科救急を含め、すべての救急患者に対応できる救急医療体制を構築することが重要である。

本指針では、「第１　救急医療の現状」で救急医療の需要及び供給体制について概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また必要となる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第１　救急医療の現状

１　救急医療をとりまく状況

わが国における救急医療の受療動向は、およそ以下のとおりになっている。

(1)　救急患者数

一日の救急患者※は、全国で約 5.9 万人であり、うち約 1.2 万人が入院していると推測される[3]。

※　救急患者

救急車等によって救急搬送される患者や、休日・夜間等の通常の診療時間外に医療機関を受診する患者等を指す。

(2)　救急搬送数

救急搬送人員は、平成 17 年に約 496 万人であったが、平成 27 年には約 548 万人（52 万人、10.5%増）を数えるなど、増加傾向にある[1]。その背景として、高齢化の進展、国民の意識の変化等が挙げられている。

(3)　高齢患者の増加

救急搬送された高齢者（満 65 歳以上）についてみると、平成 17 年には約 220 万人であったが、平成 27 年には、約 310 万人を数え、この 10 年間で約 90 万人増となっている。今後も、高齢化の進展とともに救急搬送件数は増大し、救急搬送に占める高齢者の割合も増加するものと見込まれる。

(4)　疾病構造の変化

昭和 41 年には、救急搬送全体のおよそ半数を交通事故等による外傷患者が占め、急病は 39.9%（15.3 万人）を占めるに過ぎなかった。ところが、平成 17 年には急病が 59.4%（294 万人）、平成 27 年には、63.7%（349 万人）を占めるに至り[1]、この 10 年間で急病の救急搬送人員は 55 万人増加している。今後も急病の対応が増加するものと見込まれる。

1　消防庁「平成 28 年版　救急・救助の現況」（平成 28 年 12 月）

2　消防庁「平成 27 年度　救急業務のあり方に関する検討会報告書」（平成 28 年）

3　厚生労働省「患者調査」表番号 20 及び 21（平成 26 年）

(5)　重症患者の動向

平成 27 年における急病の救急搬送人員のうち、「重症」と「死亡」に分類された数をみると、「脳疾患」（6.9 万人）、「心疾患等」（8.1 万人）となっている。また、急病のうち死亡が最も多いのは、「心疾患等」（38.0％）である[1]。

したがって、重症患者の救命救急医療体制を構築するに当たって、重症外傷等の外因性疾患への対応に加えて、脳卒中、急性心筋梗塞等の生活習慣病に起因する急病への対応が重要である。

(6)　軽症患者の動向

救急搬送される傷病者で急病に分類されるもののうち、診療の結果として帰宅可能な「軽症」が 50％程度を占める。この中の一部には不要不急にもかかわらず安易に救急車を利用している例も散見される[2]。救急車の不要不急な利用は、救急搬送を実施する消防機関に負担をかけるのみならず、救急医療機関にも過分な負担をかけることになり、ひいては真に救急対応が必要な者への救急医療に支障を来す結果となる。このことについて、住民に理解を促すことが重要である。

このような状況に対して、総務省消防庁においては、「救急受診ガイド」等の活用により国民の理解を求める等、救急車等のより適切な利用を促すための啓発活動が行われている他、緊急性の高い傷病者に確実に救急医療資源を提供するため、傷病の緊急度に応じた適切な救急対応について相談に応じる電話相談事業が進められている。

(7)　精神科救急医療の動向

各都道府県において、地域の実情に応じた精神科救急医療体制が整備されている。精神病床を有する総合病院における入院患者を対象とした厚生労働科学研究では、身体疾患と精神疾患ともに入院による治療を必要とする患者の発生する割合は人口万対年間 2.5 件と推計されている[4]。救命救急センターの入院患者を対象とした厚生労働科学研究では、12％の入院患者は何らかの精神科医療を必要とし、2.2％の入院患者は身体疾患と精神疾患ともに入院による治療を必要とするとの報告[5]がある。

また、消防庁の調査では、平成 27 年中の疾病分類別収容平均所要時間（入電から医師引継ぎまでの時間）において、全体の平均が 39.4 分であったのに対して、事故種別が「急病」で、さらに精神疾患を主な理由として搬送された傷病者の平均は約 43.1 分と長かった[1]。このように精神疾患を主な理由として搬送された傷病者の搬送に時間を要している現状があり、適切なトリアージと精神科救急体制との連携が必要とされている。

2　救急医療の提供体制

救急医療の提供体制は、およそ以下のとおりになっている。

(1)　病院前救護活動

①　市民への救急蘇生法の普及と、自動体外式除細動器(AED)の設置

4　厚生労働科学研究「精神科医療、とくに身体疾患や認知症疾患合併症例の対応に関する研究」（主任研究者　黒澤尚）（平成 19 年）

5　厚生労働科学研究「精神科病棟における患者像と医療内容に関する研究」（主任研究者　保坂隆）（平成 18 年）

これまで様々な主体によって、救急蘇生法の講習が行われてきた。例えば、消防機関が主体となって実施する普通救命講習だけでも、平成 27 年中、136 万人が受講している[1]。

この結果、平成 27 年中に救急隊員によって搬送された心肺機能停止傷病者のおよそ 48.1%に対して家族等による人工呼吸や胸骨圧迫等の救急蘇生法が実施されており、その割合は毎年上昇している[1]。

平成 16 年より一般住民の使用が可能となった AED については市中（病院外）での設置が急速に広がり、全国で 60 万台（累積）が設置されるに至り[6]、地域住民の病院前救護活動への参加が今後さらに期待される。

② 消防機関による救急搬送と救急救命士及びメディカルコントロール体制

救急隊は、原則として、一定の応急処置に関する教育を受けた３名以上の救急隊員により構成されている。１隊につき１名以上の救急救命士が配置されることを目標に救急隊の質の向上が図られており、平成 28 年４月には 98.4%の救急隊で救急救命士が同乗している[1]。

救急救命士については、メディカルコントロール体制の整備を条件として、救急救命処置の範囲が拡大され、平成 26 年４月からは心肺機能停止前の傷病者に対する輸液等が可能となった。

傷病者への対応については、救急救命士を含む救急隊員（以下「救急救命士等」という。）の標準的な活動内容を定めたプロトコール（活動基準）が策定され、全国に普及している。これによって、救急救命士等が傷病者に対してより適切に観察、判断、処置を行えるようになり、救急救命士等の資質が向上し、業務が標準化された。

これらプロトコールの作成、薬剤投与等を行う救急救命士への指示・助言及び救急救命士の行った活動の事後検証等を行うメディカルコントロール体制※については、各都道府県にメディカルコントロール協議会を設置するなど、全国的に整備されてきた。しかし地域によっては、プロトコールの策定状況の見直しを定期的に行っていないところもあるなど、その活動実態には地域差があることが指摘されている[7]。

※ メディカルコントロール体制

病院前救護におけるメディカルコントロール体制とは、①事前プロトコールの策定、②救急救命士に対する医師の指示体制及び救急活動に対する指導・助言体制、③救急救命士の再教育及び④救急活動の医学的観点からの事後検証体制のことであり、これらの充実を図ることにより、病院前救護に関わる者の資質向上と地域における救命効果の更なる向上を目的とする。これらに加えて、メディカルコントロール協議会の役割として、⑤地域の救急搬送体制及び救急医療体制に係る検証、⑥傷病者の受入れに係る連絡体制の調整等救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整を行うこととしている。適正な搬送先の選定や円滑な救急搬送受入体制の構築に向け、メディカルコントロール協議会等をさらに活用する必要がある。

---

6 厚生労働科学研究「心臓突然死の生命予後・機能予後を改善させるための一般市民による AED の有効活用に関する研究（主任研究者　坂本哲也）（平成 27 年度）

7 消防庁「メディカルコントロール体制に関する実態調査結果（解説版）」（平成 28 年 12 月 28 日）

平成 13 年以降、メディカルコントロール体制の整備が進められ、全都道府県と 243 地域にメディカルコントロール協議会が設置されている（平成 28 年 10 月現在）。

③　搬送手段の多様化とその選択

従来の救急車に加え、ドクターカーや救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）※、消防防災ヘリコプター等の活用が広まりつつある。

ヘリコプターによる救急搬送については、ドクターヘリが 40 道府県 49 機（平成 29 年２月現在）で運用され年間 24 千件（平成 27 年度）の出動件数を数え、消防防災ヘリコプターについても全国で 76 機（平成 27 年 10 月現在）が運用され、救急搬送のために年間 3.5 千件近く出動している[1]。

今後も、緊急度が高く、患者の治療を行う医療機関への搬送が長距離におよぶ患者に対しては、ヘリコプター等の利用が期待される。

※　救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）について

救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）を用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性をかんがみ、ドクターヘリを用いた救急医療の全国的な確保を図ることを目的に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19 年法律第 103 号）が、平成 19 年６月 27 日に施行された。

都道府県が医療計画を策定するに当たって、ドクターヘリを用いた救急医療の確保について定めるとき又は変更するときには、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院に関する事項」について記載すること、「都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項」及び「関係者の連携に関する事項」について記載することに努めることが求められる。

④　傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（実施基準）の策定と実施

平成 18 年から平成 20 年にかけて、搬送先の病院を探して複数の救急医療機関に電話等で問い合わせても受入医療機関が決まらない、いわゆる受入医療機関の選定困難事案が発生したことを契機として、平成 21 年５月に消防法（昭和 23 年法律第 186 号）が改正され、都道府県に、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）の策定及び実施基準に係る協議、調整等を行う協議会（以下「法定協議会」という。）の設置等が義務付けられている。現在、全ての都道府県において実施基準が策定済みとなっており、今後は、実施基準のより円滑な運用及び改善が必要なため、法定協議会（メディカルコントロール協議会等をこれに位置付けることも可能）において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況の調査及び検証を行い、必要があるときは基準の見直しを行うなどにより、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築することが期待される。

一方、受入医療機関の選定困難事案は依然存在していると指摘されている。

救急医療機関が搬送に応じられない原因として「手術中・患者対応中」、「処置困難」、「ベッド満床」、「専門外」、「医師不在」等が挙げられている[8]。

8　消防庁「平成 27 年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査の結果」（平成 26 年 12 月）

この問題を改善するためには、受入困難の原因を詳細に把握分析し、それぞれの地域の実状に応じて消防機関と救急医療機関（小児救急、周産期救急、精神科救急を含む。）とが一体となり対応する必要がある。

なお、救急医療機関から情報を収集し、医療機関や消防機関等へ必要な情報提供を行い、救急医療に関わる関係者の円滑な連携を構築することを目的に、救急医療情報センターを整備し、診療科別医師の在否や、手術・処置の可否、病室の空床状況等の情報を共有している。実施基準の運用により受入医療機関の選定困難事案を解消していくためには、これらの取組について、地域に即してより実効的、有効的に改善していく必要がある。

(2)　救命救急医療機関（第三次救急医療機関）

①　救命救急センター

救命救急医療を担う救命救急センターは、当初100万人に1か所を目途に整備してきた。

現在、全国に284か所（平成29年1月現在）の施設が指定されている。

②　脳卒中や急性心筋梗塞等に対する救急医療

救命救急センターを有する病院においては、脳卒中や急性心筋梗塞等の専門的な医療のみならず、重症外傷やその他の複数診療科にまたがる重篤な患者への医療が提供されてきた。ただし、脳卒中や急性心筋梗塞の医療は、救命救急センターを有する病院以外の病院等においても行われている。

今後も、これらの医療機関を含めて、それぞれの疾患の特性に応じた救急医療体制を構築する必要がある。（脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患については、それぞれの医療体制構築に係る指針を参照）

③　アクセス時間を考慮した体制の整備

救急医療（特に、脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の救命救急医療）においては、アクセス時間（発症から医療機関で診療を受けるまでの時間）の長短が、患者の予後を左右する重要な因子の一つである。

従って、特に救命救急医療の整備に当たっては、どこで患者が発生したとしても一定のアクセス時間内に、適切な医療機関に到着できる体制を整備する必要がある。

なお、アクセス時間は、単に医療機関までの搬送時間ではなく、発症から適切な医療機関で適切な治療が開始されるまでの時間として捉えるべきである。

一定の人口規模を目安にしつつも、地理的な配置を考慮して、地理情報システム（GIS※）等の結果を参考に、地理的空白地帯を埋める形で、適切な治療が可能な救命救急医療機関の整備を進める必要がある。

なお、救命救急医療を必要とする患者の発生がそれほど見込めない場合や、十分な診療体制を維持できない場合は、例えば、ドクターヘリや消防防災ヘリコプターで患者搬送を行うといった搬送手段の工夫によりアクセス時間を短縮する等して、どの地域で発生した患者についても、一定のアクセス時間内に、必要な救命救急医療を受けられる体制を構築する必要がある。

今後新たに救命救急医療施設等の整備を進める際には、前記視点に加え、一施設当たりの患者数を一定以上に維持する等して質の高い救急医療を提供することが重要である。

※　GIS（Geographic Information System）

地図に相当する地理情報のデータベースと、表示、案内、検索等の機能を一体とするコンピュータシステムのこと。当該システムの活用により、救急医療機関までのアクセス時間等を計算することが可能となる。

④ いわゆる「出口の問題」

前述の受入医療機関の選定困難事案の原因のひとつに、「ベッド満床」が挙げられている。

その背景として、救急医療機関（特に救命救急医療機関）に搬入された患者が救急医療用の病床を長期間使用することで、救急医療機関が新たな救急患者を受け入れることが困難になる、いわゆる救急医療機関の「出口の問題」が指摘されている。

具体的には、急性期を乗り越えたものの、重度の脳機能障害（遷延性意識障害等）の後遺症がある場合や、合併する精神疾患によって一般病棟では管理が困難である場合、さらには人工呼吸管理が必要である場合などに、自宅への退院や他の病院等への転院が困難とされている。

この問題を改善するには、急性期を脱した患者で、重度の後遺症等により在宅への復帰が容易でない患者を受け入れる医療機関や介護施設等と、救命救急医療機関との連携の強化が必要である。

また、同様の問題として、救命救急センターを有する病院において、院内の連携が十分でない等の理由により、急性期を乗り越えた救命救急センターの患者が、一般病棟へ円滑に転床できずに、救命救急センターにとどまり、結果として救命救急センターでありながら新たな重症患者を受け入れることができないといった点も指摘されている。これについても、救命救急医療の機能は病院全体で担う責任があるという観点から、院内における連携体制を強化していく必要がある。

(3) 入院を要する救急医療を担う医療機関（第二次救急医療機関）

これまで、病院群輪番制病院や共同利用型病院等の整備が進められ、地域の入院機能を担う救急医療機関の確保が図られてきた。

多くの地域でこれらの体制が取られているが、その活動の実態は様々である。例えば病院群輪番制において、輪番日であっても救急患者をほとんど受け入れない救急医療機関がある一方で、輪番日にかかわらず多くの救急患者を受け入れている救急医療機関があり、輪番制という実態を伴わない地域もある[9]。

今後は、活動の実態に即して、救急医療機関としての役割を評価していく必要がある。

また、輪番制病院制度は、地域の救急医療を担う人材や設備が限られている中で、医療資源を分散して整備する必要があることや、住民・消防機関にわかりにくいといった問題もあり、一年を通じて、診療科に係わらず広く救急医療を行う医療機関について検討する必要がある。

脳卒中や急性心筋梗塞等に対する専門的な医療については、救命救急センター以外の救急医療機関においても実施してきたことについて前述したが、これらの病院も含め、救急搬送される患者の大部分が、入院を要する救急医療を担う医療機関へ搬送されており[1]、当該医療機関の更なる充実が重要である。

(4) 初期救急医療を担う医療機関（初期救急医療機関）

---

9 厚生労働省「救急医療対策事業調査」（平成 27 年）

初期救急医療は、診療所及びそれを補完する休日夜間急患センターや在宅当番医制において、地域医師会等の協力により実施され、救急搬送を必要としない多くの救急患者の診療を担ってきた実績がある。

しかし、曜日、時間帯や初期救急を担う医療機関の診療科などにより、入院を要する救急医療を担う医療機関に、多くの軽症患者が直接受診することもあり、結果として、入院を要する救急医療を担う医療機関が本来担うべき救急医療に支障を来す可能性が指摘されている。今後も軽症患者の救急需要の増大が予想される中、地域の実情に応じた初期救急医療を構築する必要がある。

(5)　精神科救急医療体制と一般救急医療機関等との連携

都道府県は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 19 条の 11 に基づき、緊急な医療を必要とする全ての精神障害者が、迅速かつ適正な医療を受けられるよう、精神科救急医療体制の確保に努める必要がある。都道府県又は政令指定都市は、精神科救急医療体制整備事業を活用して、精神科救急医療体制連絡調整委員会を設置し、精神科救急医療施設の確保や円滑な運営を図ってきている。また、精神科救急情報センターを整備し、救急医療情報センターや救急医療機関や消防機関等からの要請に対し、緊急な医療を必要とする精神障害者の搬送先医療機関の紹介に努めてきている。

平成 28 年度における精神科救急医療体制整備事業の実施要綱改正により、精神科救急医療圏域単位での精神科救急医療体制及び身体合併症患者の医療体制の確保に向けた検討を実施するとともに、関係機関（警察、消防、一般救急等）との研修を通じた相互理解の推進を求めている。

さらに、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に定める「自殺総合対策大綱」（平成 19 年６月８日閣議決定）に基づき、自殺未遂者の再度の自殺を防ぐために、救急医療施設における精神科医等の専門職からなるチームによる診療体制、精神保健指定医による診療協力体制等の充実を図る必要がある。

第２　医療体制の構築に必要な事項

１　目指すべき方向

前記「１　救急医療の現状」を踏まえ、個々の役割と医療機能、それを満たす各関係機関、さらにそれら関係機関相互の連携により、病院前救護活動から社会復帰までの医療が連携し継続して実施される体制を構築する。

(1)　適切な病院前救護活動が可能な体制

①　本人・周囲の者による必要に応じた速やかな救急要請及び救急蘇生法の実施

②　メディカルコントロール体制の整備による救急救命士等による適切な活動（観察・判断・処置）の実施

③　実施基準に基づく適切な傷病者の搬送及び医療機関の受入れ

④　地域住民の救急医療への理解

(2)　重症度・緊急度に応じた医療が提供可能な体制

①　患者の状態に応じた適切な救急医療の提供

②　救急医療に係る資源の効率的な配置とアクセス時間を考慮した整備

③　必要に応じて、より高度・専門的な救急医療機関へ速やかに紹介できる連携体制

④　脳卒中・急性心筋梗塞・重症外傷等の、それぞれの疾患に応じた医療体制

⑤　急性期を乗り越えた救命救急センターの患者を、一般病棟へ円滑に転棟できる体制

(3)　救急医療機関等から療養の場へ円滑な移行が可能な体制

①　救命期を脱するも、重度の合併症、後遺症のある患者が、救急医療施設から適切な医療機関に転院できる体制

②　重度の合併症、後遺症のある患者が、介護施設・在宅で療養を行う際に、医療及び介護サービスが相互に連携できる体制

③　地域包括ケアシステムの構築に向け、救急医療機関の機能と役割を明確にし、地域で連携したきめ細やかな取組を行うことができる体制

2　各医療機能と連携

前記「1　目指すべき方向」を踏まえ、救急の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(5)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1)　病院前救護活動の機能【救護】

①　目標

・　患者あるいは周囲の者が、必要に応じて、速やかに救急要請及び救急蘇生法を実施すること

・　メディカルコントロール体制の整備により、救急救命士等の活動が適切に実施されること

・　実施基準の運用により、傷病者の搬送及び医療機関への受入れが適切に行われること

・　地域住民の救急医療への理解を深める取組が行われること

②　関係者に求められる事項

ア　住民等

・　講習会等の受講により、傷病者に対する応急手当、AED の使用を含めた救急蘇生法が実施可能であること

・　傷病者の救護のため、必要に応じて適切かつ速やかに救急要請を行うこと、あるいは適切な医療機関を受診すること

・　日頃からかかりつけ医を持ち、また、電話による相談システムを用いて、適切な医療機関の受診、適切な救急車の要請、他の交通手段の利用等を判断すること

イ　消防機関の救急救命士等

・　住民等に対し、応急手当、AED の使用を含めた救急蘇生法等に関する講習会を実施すること

・　脳卒中、急性心筋梗塞等、早期の救急要請が必要な疾患について関係機関と協力して住民教育の実施を図ること

・　搬送先の医療機関の選定に当たっては、実施基準等により、事前に各救命救急医療機関の専門性等を把握すること

・　地域メディカルコントロール協議会により定められたプロトコールに則し、心肺機能停止、外傷、急病等の患者に対して、適切な観察・判断・処置を実施すること

・　搬送手段を選定し、適切な急性期医療を担う医療機関を選定し、傷病者を速やかに搬送すること
・　緊急な医療を必要とする精神疾患を有する患者等の搬送に当たっては、精神科救急情報センターを活用し、精神科救急医療体制と十分な連携を図ること

ウ　メディカルコントロール協議会
・　救急救命士等の行う処置や、疾患に応じた活動プロトコールを策定し、事後検証等によって随時改訂すること
・　実施基準を踏まえ、搬送手段を選定し、適切な医療機関に搬送するためのプロトコールを策定し、事後検証等によって随時改訂すること
・　医師から救急救命士に対する直接指示・助言体制が確立されていること
・　救急救命士等への再教育を実施すること
・　ドクターカーやドクターヘリ等の活用の適否について、地域において定期的に検討すること
・　ドクターヘリや消防防災ヘリコプター等の活用に際しては、関係者の連携について協議する場を設け、効率的な運用を図ること
・　地域包括ケアシステムの構築に向け、第二次救急医療機関等の救急医療機関、かかりつけ医や介護施設等の関係機関が連携・協議する体制を、メディカルコントロール協議会等を活用して構築し、より地域で連携したきめ細やかな取組を進めること
・　必要に応じて年間複数回以上協議会を開催すること

(2)　救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能【救命医療】

①　目標
・　24 時間 365 日、救急搬送の受入れに応じること
・　患者の状態に応じた適切な情報や救急医療を提供すること

②　医療機関に求められる事項

緊急性・専門性の高い脳卒中、急性心筋梗塞等や、重症外傷等の複数の診療科領域にわたる疾病等、幅広い疾患に対応して、高度な専門的医療を総合的に実施する。

その他の医療機関では対応できない重篤患者への医療を担当し、地域の救急患者を最終的に受け入れる役割を果たす。

また、救急救命士等へのメディカルコントロールや、救急医療従事者への教育を行う拠点となる。

なお、医療計画において救命救急医療機関として位置付けられたものを救命救急センターとする。

・　脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の患者や、複数の診療科にわたる重篤な救急患者を、広域災害時を含めて 24 時間 365 日必ず受け入れることが可能であること
・　集中治療室（ICU)、心臓病専用病室（CCU)、脳卒中専用病室（SCU）等を備え、常時、重篤な患者に対し高度な治療が可能なこと
・　救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること（救急科専門医等）
・　必要に応じ、ドクターヘリ、ドクターカーを用いた救命救急医療を提供すること

・　救命救急に係る病床の確保のため、一般病棟の病床を含め、医療機関全体としてベッド調整を行う等の院内の連携がとられていること
・　急性期のリハビリテーションを実施すること
・　急性期を経た後も、重度の脳機能障害（遷延性意識障害等）の後遺症がある患者、精神疾患を合併する患者、人工呼吸器による管理を必要とする患者等の、特別な管理が必要なため退院が困難な患者を転棟、転院できる体制にあること
・　実施基準の円滑な運用・改善及び都道府県又は地域メディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たすこと
・　DMAT※派遣機能を持つ等により、災害に備えて積極的な役割を果たすこと
・　救急医療情報センターを通じて、診療機能を住民・救急搬送機関等に周知していること
・　医師、看護師等の医療従事者に対し、必要な研修を行う体制を有し、研修等を通じ、地域の救命救急医療の充実強化に協力していること
・　都道府県又は地域メディカルコントロール協議会に医師を参加させるとともに、救急救命士の気管挿管・薬剤投与等の病院実習や、就業前研修、再教育などに協力していること
・　救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第８号）によって定められる救急病院であること

※　DMAT（災害派遣医療チーム）については、災害時における医療体制の構築に係る指針を参照。

(3)　入院を要する救急医療を担う医療機関（第二次救急医療）の機能【入院救急医療】

①　目標

・　24 時間 365 日、救急搬送の受け入れに応じること
・　患者の状態に応じた適切な救急医療を提供すること

②　医療機関に求められる事項

地域で発生する救急患者への初期診療を行い、必要に応じて入院治療を行う。医療機関によっては、脳卒中、急性心筋梗塞等に対する医療等、自施設で対応可能な範囲において高度な専門的診療を担う。また、自施設では対応困難な救急患者については、必要な救命処置を行った後、速やかに、救命救急医療を担う医療機関等へ紹介する。救急救命士等への教育機能も一部担う。

・　救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること
・　救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること
・　救急医療を要する傷病者のために優先的に使用される病床又は専用病床を有すること
・　救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること
・　急性期にある患者に対して、必要に応じて早期のリハビリテーションを実施すること
・　初期救急医療機関や精神科救急医療体制等と連携していること
・　当該病院では対応できない重症救急患者への対応に備え、近隣のより適切な医療機関と連携していること
・　救急医療情報センターを通じて、診療可能な日時や、診療機能を住民・救急搬送機関に周知していること

・　医師、看護師、救急救命士等の医療従事者に対し、必要な研修を行うこと
・　数年間、受入実績のない救急医療機関については、その位置付けについて見直しを検討すること
・　救急病院等を定める省令によって定められる救急病院であること

③　医療機関の例
・　病院群輪番制病院、共同利用型病院
・　一年を通じて診療科にとらわれず救急医療を担う病院又は有床診療所
・　地域医療支援病院（救命救急センターを有さない）
・　脳卒中や急性心筋梗塞等に対する急性期の専門的医療を担う病院又は有床診療所

(4)　初期救急医療を担う医療機関の機能【初期救急医療】

①　目標
・　患者の状態に応じた適切な救急医療を提供すること

②　医療機関に求められる事項
主に、独歩で来院する軽度の救急患者への夜間及び休日における外来診療を行う。
・　救急医療の必要な患者に対し、外来診療を提供すること
・　休日・夜間急患センターの設置や、在宅当番医制などと合わせて、地域で診療の空白時間が生じないように努めること
・　病態に応じて速やかに患者を紹介できるよう、近隣の医療機関や精神科救急医療体制等と連携していること
・　休日・夜間に対応できる薬局と連携していること
・　自治体等との連携の上、診療可能時間や対応可能な診療科等について住民等に周知していること

③　医療機関の例
・　休日・夜間急患センター
・　休日や夜間に対応できる診療所
・　在宅当番医制に参加する診療所

(5)　救命救急医療機関等からの転院を受け入れる機能【救命後の医療】

①　目標
・　在宅等での療養を望む患者に対し医療機関からの退院を支援すること
・　合併症、後遺症のある患者に対して慢性期の医療を提供すること

②　医療機関に求められる事項
・　救急医療機関と連携し、人工呼吸器が必要な患者や、気管切開等のある患者を受け入れる体制を整備していること
・　重度の脳機能障害（遷延性意識障害等）の後遺症を持つ患者を受け入れる体制を整備していること
・　救命期を脱した救急患者で、精神疾患と身体疾患を合併した患者を受け入れる体制を整備していること
・　生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション（訪問及び通所リハビリテーションを含む。）が実施可能であること
・　日常生活動作（ADL）の低下した患者に対し、在宅等での包括的な支援を行う体制を確保していること

・　通院困難な患者の場合、訪問看護ステーション、薬局等と連携して在宅医療を実施すること、また居宅介護サービスを調整すること
・　救急医療機関及び在宅での療養を支援する医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
・　診療所等の維持期における他の医療機関と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

③　医療機関等の例
・　療養病床を有する病院
・　精神病床を有する病院
・　回復期リハビリテーション病棟を有する病院
・　診療所（在宅医療等を行う診療所を含む。）
・　訪問看護ステーション

第３　構築の具体的な手順

１　現状の把握

都道府県は、救急医療の体制を構築するに当たって、(1)～(3)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(4)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(4)の各項目について、参考として調査名や担当部局を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1)　救急患者動向に関する情報の収集
・　救急搬送患者数（年齢別・性別・疾患別・重症度別）（消防防災主管部局）
・　救急車により搬送された入院患者の流入割合、流出割合（患者調査）
・　搬送先医療機関（年齢別・性別・疾患別・重症度別、応需率等）（消防防災主管部局、衛生主管部局）

(2)　救急医療の医療資源に関する情報の収集
・　病院前救護活動（救急救命士の数等）（消防防災主管部局）
・　搬送手段に係わる情報（救急車、ドクターカー、ドクターヘリ、消防防災ヘリコプター等の活用状況）（消防防災主管部局、衛生主管部局）
・　救急医療に携わる施設とその位置（衛生主管部局）
・　医療機関の機能（対応可能な疾患・診療科を含む。）と体制（衛生主管部局）
・　救急医療機関の人員（衛生主管部局）

(3)　救急医療連携に関する情報の収集

①　救急搬送等
・　地域メディカルコントロール協議会の活動状況（協議会の開催頻度、第二次救急医療機関等の救急医療機関、かかりつけ医や介護施設等の関係機関が参加した開催回数、事後検証の実施症例数、救急救命士の病院実習の実施状況等）
・　救急車で搬送する病院が決定するまでに、要請開始から、例えば 30 分以上、あるいは４医療機関以上に要請を行った、一定期間における件数とその原因分析、全搬送件数に占める割合
・　救急要請（覚知）から救急医療機関へ収容するまでに要した平均時間
・　救急要請から救命救急センターへの搬送までに要した平均時間

・　救命救急センター等の各救急医療機関において、消防機関からの救急搬送受入要請に対して実際に受け入れた人員の割合
・　１時間以内に救命救急センターに搬送可能な地域の人口カバー率

② 救急医療に関連する施設の連携状況
・　救急医療機関への搬送手段及び搬送元の分類(現場からの搬送、転院搬送)
・　救急医療機関に搬送された救急患者の退院経路
・　転棟・転院を調整する者を常時配置している救命救急センターの数
・　休日・夜間に対応できる薬局の数

(4)　指標による現状把握

別表６に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標)、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。

２　圏域の設定

(1)　都道府県は、救急医療体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、重傷度・緊急度に応じた医療機能を明確にして、圏域を設定する。

(2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。

ただし救命救急医療について、一定のアクセス時間内に当該医療機関に搬送できるように圏域を設定することが望ましい。

(3)　検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に救急医療・救急搬送に従事する者、現に精神科救急に従事する者、消防防災主管部局、都道府県又は地域メディカルコントロール協議会、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

３　連携の検討

(1)　都道府県は、救急医療体制を構築するに当たって、患者の重症度・緊急度に応じて適切な医療が提供されるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。

また、医療機関、消防機関、消防防災主管部局、地域医師会等の関係者は、診療情報（提供可能な救急医療等）の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

(2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号)の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互又は医療機関と消防機関との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

(3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

4　課題の抽出

都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の救急医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5　数値目標

都道府県は、良質かつ適切な救急医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する時間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6　施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「４　課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7　評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

8　公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

災害時における医療体制の構築に係る指針

災害時における医療（以下「災害医療」という。）については、災害発生時に、災害の種類や規模に応じて利用可能な医療資源を可能な限り有効に使う必要があるとともに、平時から、災害を念頭に置いた関係機関による連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要不可欠である。

本指針では、「第１　災害医療の現状」で災害医療がどのようなものであるのかについて概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築するのかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また必要となる医療機能を明確に理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第１　災害医療の現状

１　災害の現状

災害には、地震、風水害、火山災害、雪害等の自然災害から、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、大規模な事故による災害（事故災害）に至るまで様々な種類がある。また、同じ種類の災害であっても、発生場所、発生時刻や発生時期等によって被災・被害の程度は大きく異なる。

(1)　自然災害（地震に伴う津波や火事を含む。）

自然災害の代表的なものとして、地震、風水害、火山災害、雪害等がある。

①　地震

我が国においては、木造建築物の多い密集市街地が広い範囲で存在するため、地震によって大規模火災が発生したり建物が崩壊したりするなど、これまでも多大な被害が発生してきた。

昭和 23 年の福井地震の後、死者が一千名を超える地震災害としては、平成７年１月の阪神・淡路大震災（死者 6,433 名）、平成 23 年３月の東日本大震災（死者 15,893 名、行方不明者 2,556 名（平成 28 年 12 月９日現在））がある[1]。また、平成 28 年４月 14 日と 16 日に最大震度７の地震が熊本県を中心とした九州地方に発生し、その被害は死者 49 名、重傷者 345 名、軽傷者 1,318 名（平成 28 年５月 31 日時点）に上った[2]。

このため、遠くない時期に発生することが懸念されている東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震はもちろんのこと、それ以外の地域でも大規模地震の発生する可能性を考慮し、すべての地域で地震に対する災害医療体制を構築する必要がある。

②　風水害等

近年、短時間強雨の年間発生回数が明瞭な増加傾向にあり、大河川の氾濫も相次いでいる。平成 26、27 年は、台風については計 10 個の台風が上陸し大きな被害をもたらした。特に、平成 26 年８月 20 日の広島土砂災害では死者・行方不明

1　平成 28 年 12 月９日警察庁緊急災害警備本部

2　厚生労働省「平成 28 年版　厚生労働白書」

者 76 名、負傷者 68 名の被害が、平成 27 年関東・東北豪雨では、死者・行方不明者８名、負傷者 80 名の被害が生じた。今後も、大雨の頻度や熱帯低気圧の強度の増加が予想されている。

また、火山噴火では、平成 26 年９月、御嶽山が噴火し、死者 63 名、負傷者 69 名の大きな被害が生じた。また、平成 27 年５月、口永良部島の新岳が噴火し、島滞在者全員が屋久島へ避難する事態も発生した[3]。

＜平成 26、27 年における風水害等の状況＞

災　害　名	死者行方不明者	住家全壊
平成 26 年８月 広島土砂災害	76 名	179 棟
平成 26 年９月 御嶽山噴火	63 名	０棟
平成 27 年５月 口永良部島噴火	０名	確認中
平成 27 年９月 関東・東北豪雨	８名	80 棟

(2)　事故災害

事故災害として、鉄道災害、道路災害、大規模な火事災害、林野災害等の大規模な事故による災害等が挙げられる。

例として、昭和 60 年に発生した日航機墜落事故（搭乗員 524 名中 520 名死亡）や平成 17 年４月に発生した JR 福知山線尼崎脱線転覆事故（死者 107 名、負傷者 555 名）等が挙げられる。

２　災害医療の提供

我が国の災害医療体制は、国や自治体が一部支援しつつ、関係機関（救急医療機関、日本赤十字社、地域医師会、地域歯科医師会、地域薬剤師会、都道府県看護協会等）において、地域の実情に応じた体制が整備されてきた。

さらに、平成７年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、下記のような整備がなされており、平成 23 年に発生した東日本大震災を踏まえて見直しが行われたところである。

なお、原子力災害、危険物等災害及びテロ等への対策については、関係する法律に基づき体制整備がなされるものであり、本指針では対象としない。

(1)　災害拠点病院

平成８年度以降、災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）の整備が図られ、平成 28 年４月現在、全国で 712 病院が指定されている。

災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を有し、被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送に係る対応等を行う。

[3] 内閣府「平成 28 年版　防災白書」

「災害発生時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年３月 21 日付け医政発 0321 第２号厚生労働省医政局長通知。以下「災害医療通知」という。）の中で、それぞれの災害拠点病院の機能強化を図ることとなっており、同時に災害拠点病院の要件を充足しているか随時確認することが重要である。

なお、地震等の災害時には、外傷、広範囲熱傷、挫滅症候群※等が多く発生するが、平時においてこれらの診療の多くは救命救急センターが担っていることから、原則として、災害拠点病院は救命救急センター又は第二次救急医療機関の機能を有する必要がある。

精神科病院については、平成 23 年の東日本大震災では被災した精神科病院から多数の患者搬送が行われた。また、平成 28 年の熊本地震でも被災した精神科病院から 595 人の患者搬送が行われており、今後想定される南海トラフ地震等の大規模災害においても、同様に多数の精神科患者の搬送が必要となる可能性がある。一方で、災害拠点病院の有する精神病床数は約１万床（全精神病床の約３％）であり、精神科病院からの患者の受入れや、精神症状の安定化等を、災害拠点病院のみで対応することは困難である。このため、精神科病院においても、災害拠点病院と類似の機能を有する災害拠点精神科病院を今後整備する必要がある。

※　挫滅症候群

身体の一部、特に四肢が瓦礫等により圧迫されると筋肉等が損傷を受け、壊死した筋細胞からカリウム等が漏出する。その後、圧迫が解除されると、血液中にそれらが大量に流れ込むことにより、不整脈や急性腎不全等を来し致死的になる疾患。

(2)　災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）

平成 17 年度以降、災害急性期（概ね発災後 48 時間）にトレーニングを受けた医療チームが災害現場へできるだけ早期に出向いて救命医療を行うことが、予防できる被災者の死の回避につながるとの認識の下、「災害派遣医療チーム（DMAT）」の養成が開始された。

平成 28 年４月１日現在、1,508 チームが養成されている。

DMAT の果たす任務と役割は、災害発生後直ちに被災地に入り、「被災地内におけるトリアージや救命処置」、「患者を近隣・広域へ搬送する際における必要な観察・処置」、「被災地内の病院における診療支援」等を行うことである。

一度に数名から十数名程度の患者が発生する災害では、必要に応じて近隣の DMAT が災害現場へ入り、トリアージや救命処置等の医療支援を行う。

新潟県中越地震（平成 16 年）や尼崎列車事故（平成 17 年）等の規模で人的被害が発生するような災害では、近隣の DMAT が、災害現場で医療支援を行うことに加えて、災害拠点病院等の負傷者の集まる被災地域の病院で医療支援を行い、場合によっては、患者を近隣地域の災害拠点病院へ搬送する際の医療支援を行う。

また、東日本大震災（平成 23 年）や平成 28 年熊本地震（平成 28 年）、今後発生が懸念される東海地震などによって甚大な人的被害が発生するような災害では、これらの対応に加えて、遠隔地域からも DMAT が被災地域へ入り、被災地域では対応困難な患者を遠隔地域へ多数広域医療搬送する際の医療支援を行う。

これまでの DMAT の活動実績としては、東日本大震災（平成 23 年）において 47 都道府県の DMAT が出動し、被災県に約 380 チームが病院支援や域内搬送、広域医療搬送を実施した事例や、新潟県中越沖地震（平成 19 年）や岩手・宮城内陸地震

（平成 20 年）において、近隣県から DMAT が出動し、病院支援や現場活動等が行われた事例が挙げられる。

平成 28 年熊本地震では、４月 14 日の最大震度７の地震の発生時は、熊本県及び九州地域の DMAT に派遣を要請し、４月 16 日の最大震度７の地震の発生時は、全国の DMAT に派遣を要請し、最大 216 チーム（平成 28 年４月 17 日時点）が出動した。

現地において DMAT は傷病者の応急処置を行うとともに、建物の倒壊リスクやライフライン途絶等により、転院搬送が必要となった 10 カ所の病院から約 1,500 人の搬送を行うなど、災害急性期医療に対応した。

なお DMAT の活動は、都道府県と医療機関の間で平時において締結された協定等に基づいて運用されている。

また、地域防災計画において DMAT の役割について明示することなどにより、DMAT 活動が円滑に行われるよう配慮することも重要である。

(3)　災害派遣精神医療チーム（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）

平成 23 年の東日本大震災における精神保健医療活動支援を通じて、指揮命令系統の改善、被災精神科医療機関への支援の強化等の課題が明らかとなり、平成 24 年度に「災害派遣精神医療チーム（DPAT)」の仕組みが創設され、平成 25 年よりその養成が開始されている。DPAT は、都道府県と政令指定都市が、被災地に継続して派遣する災害派遣精神医療チームであり、精神科医師、看護師、業務調整員等から構成される。

DPAT は、「被災地での精神科医療の提供」、「被災地での精神保健活動への専門的支援」、「被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む。)」、「支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援」等の役割を担う。DPAT のうち、発災から概ね 48 時間以内に、被災した他都道府県においても活動できるチームを、先遣隊と定義している。

平成 28 年の熊本地震においては、全国から被災地に DPAT が派遣され、同年 10 月 28 日までに、41 都道府県から延 1,242 隊が派遣された。

平成 29 年３月時点では、29 府県において先遣隊が整備されている。今後の災害に備え、地域防災計画において DPAT の役割について明示することなどにより、DPAT 活動が円滑に行われるよう配慮することも重要である。

(4)　医療チーム（救護班）

災害が沈静化した後においても、避難所や救護所等に避難した住民等に対する健康管理を中心とした医療が必要となるため、日本医師会災害医療チーム（JMAT：Japan Medical Association Team)、日本赤十字社や各種医療団体等を中心とした医療チームが、DMAT、DPAT とも連携しつつ、引き続いて活動を行っている。

特に JMAT は、平成 23 年の東日本大震災の際に初めて結成、派遣された医療チームであり、医師、看護師、事務職員を基本としながら、被災地のニーズに合わせて薬剤師等の多様な職種も構成員として派遣される。活動内容としては、主に災害急性期以降の医療・健康管理活動で、具体的には避難所・救護所等における被災者の健康管理、避難所の公衆衛生対策、在宅患者への診療、健康管理等である。

また、被災地における医療提供体制の回復を目的として、被災地の実情に応じた長期間の支援を行う事も特徴で、東日本大震災では 1,834 日間（平成 23 年 3 月 15 日～平成 28 年３月 21 日）で計 2,763 チーム（延 12,628 名）が、平成 28 年熊本地震では 104 日間（平成 28 年 4 月 15 日～平成 28 年 7 月 26 日）で計 568 チーム（延 2,556 名）が被災地において活動した。

今後、わが国の高齢化の進展とともに、どのような災害においても、高齢者等の災害時要配慮者の割合が増加することが見込まれ、健康管理を中心とした活動はより重要となる。

(5) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）

災害時の迅速な対応が可能となるよう、患者の医療機関受診状況、ライフラインの稼動状況等の情報を、災害時において相互に収集・提供する広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）が全国的に整備され、平成 26 年に全都道府県において導入された。

災害時において機能する情報システムを構築し、活用するためには、平時から医療関係者、行政関係者等の災害医療関係者が、この情報システムについて理解し、日頃から入力訓練等を行う必要がある。

また、実際に災害が起きた際には、被災した病院に代わって県や保健所等が、情報システムへの代行入力を行うことが可能であり、地域全体として情報の提供と収集を行う体制を整備することが重要である。

(6) 都道府県災害医療コーディネーター

災害医療通知で、様々な医療チームの派遣調整等を行うために、派遣調整本部においてコーディネート機能を十分に発揮できる体制整備を各都道府県に求めている。すなわち、都道府県においては、災害対策本部のもとに派遣調整本部を設置し、医療チームの派遣調整等を行うとともに情報の共有を行う。さらに、保健所管轄区域や市町村単位等では、保健所等を中心に地域災害医療対策会議を開催し、派遣調整本部から派遣された医療チーム等の派遣調整等を行う。

なお、厚生労働省では、平成 26 年度より都道府県災害医療コーディネーター研修事業を実施し、都道府県災害医療コーディネーターの養成及びその能力向上に努めている。

平成 28 年熊本地震においても、計 14 名の都道府県災害医療コーディネーターが、災害対策本部において医療チームの調整を行った。

(7) 災害時小児周産期リエゾン

東日本大震災後の研究や検討で、被災地や周辺地域における情報伝達網の遮断や、小児・周産期医療に精通した災害医療従事者の不足等を原因として、現状の災害医療体制では小児・周産期医療に関して準備不足であることが指摘された。

また、小児・周産期医療については平時から独自のネットワークが形成されていることが多く、災害時にも既存のネットワークを活用する必要性が指摘された。そのため、災害医療コーディネーターのサポートとして、小児・周産期医療に特化した調整役である「災害時小児周産期リエゾン」を養成することとした。

これを受け、厚生労働省は平成 28 年度より「災害時小児周産期リエゾン研修事業」を開始した。災害時小児周産期リエゾンに認定された者は、各都道府県において平時からの訓練や災害時の活動を通じて、地域のネットワークを災害時に有効に活用する仕組みを構築することが期待されている。

第２　医療体制の構築に必要な事項

１　目指すべき方向

前記「第１　災害医療の現状」を踏まえ、個々の役割と医療機能、それを満たす関係機関、さらにそれらの関係機関相互の連携により、災害時においても必要な医療が確保される体制を構築する。

また構築に当たっては、地域の防災計画と整合性を図る。

(1)　災害急性期（発災後 48 時間以内）において必要な医療が確保される体制

①　被災地の医療確保、被災した地域への医療支援が実施できる体制

②　必要に応じて DMAT、DPAT を直ちに派遣できる体制

(2)　急性期を脱した後も住民の健康が確保される体制

・　救護所、避難所等における健康管理が実施される体制

２　各医療機能と連携

前記「１　目指すべき方向」を踏まえ、災害医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(3)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1)　災害時に拠点となる病院

①　災害拠点病院

ア　目標

・　被災した際に、被害状況、診療継続可否等の情報を、EMIS 等を用いて都道府県災害対策本部へ共有すること

・　災害時においても、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有すること

・　患者等の受入れ及び搬出を行う広域医療搬送に対応すること

・　自己完結型の医療チーム（DMAT を含む。）の派遣機能を有すること

・　被災しても、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含め、平時からの備えを行っていること

イ　医療機関に求められる事項

基幹災害拠点病院は、都道府県において災害医療を提供する上での中心的な役割を担う。地域災害拠点病院は、地域において中心的な役割を担う。

・　災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な施設・設備、医療従事者を確保していること

・　多数の患者に対応可能な居室や簡易ベッド等を有していること

・　基幹災害拠点病院は病院の機能を維持するために必要な全ての施設、地域災害拠点病院は診療に必要な施設が耐震構造であること

・　被災時においても電気、水、ガス等の生活必需基盤が維持可能であること

・　災害時において必要な医療機能を発揮できるよう、自家発電機を保有していること

・　災害時においても診療が継続できるよう、適切な容量の受水槽や井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、必要な水の確保に努めること

・　飲料水・食料、医薬品、医療機材等を備蓄していること

・　加えて、飲料水・食料、医薬品、医療機材等について、関係団体と協定を締結し、災害時に優先的に供給を受けられるようにしておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等※において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。）

・　基幹災害拠点病院においては、災害医療に精通した医療従事者の育成（都道府県医師会等とも連携した地域の医療従事者への研修を含む。）の役割を担うこと
・　病院敷地内又は病院近接地にヘリコプターの離着陸場（ヘリポート）を有していること
・　EMIS に加入しており、災害時にデータを入力する複数の担当者を事前に決めておき、訓練を行うことでその使用方法に精通していること
・　複数の災害時の通信手段を確保するよう努めること
・　被災後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行うこと
・　整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修・訓練を実施すること
・　災害急性期を脱した後も継続的に必要な医療を提供できるよう、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社救護班等の医療関係団体の医療チームと、定期的な訓練を実施するなど、適切な連携をとること
※　医薬品等の供給確保については、厚生労働省防災業務計画により各都道府県において策定することとされている「医薬品等の供給、管理のための計画」に基づいて体制を整えておくこと

② 災害拠点精神科病院

ア 目標

・　被災した際に、被害状況、診療継続可否等の情報を、EMIS 等を用いて都道府県災害対策本部へ共有すること
・　災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神科医療を行うための診療機能を有すること
・　災害時においても、精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難場所としての機能を有すること
・　DPAT の派遣機能を有すること
・　被災しても、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含め、平時からの備えを行っていること

イ 医療機関に求められる事項

災害拠点精神科病院は、都道府県において災害時における精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う。

・　災害時に精神疾患を有する患者の一時的避難に対応できる場所を確保していること（体育館等）
・　重症な精神疾患を有する患者に対応可能な保護室等を有していること
・　診療に必要な施設が耐震構造であること
・　被災時においても電気、水、ガス等の生活必需基盤が維持可能であること
・　災害時において必要な医療機能を発揮できるよう、自家発電機を保有していること
・　災害時においても診療が継続できるよう、適切な容量の受水槽や井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、必要な水の確保に努めること
・　飲料水・食料、医薬品、医療機材等を備蓄していること

・　加えて、飲料水・食料、医薬品、医療機材等について、関係団体と協定を締結し、災害時に優先的に供給を受けられるようにしておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等※において、災害拠点精神科病院への対応が含まれている場合は除く。）
・　災害時における精神科医療に精通した医療従事者の育成（都道府県精神科病院協会等とも連携した地域の医療従事者への研修を含む。）の役割を担うこと
・　EMIS に加入しており、災害時にデータを入力する複数の担当者を事前に決めておき、訓練を行うことでその使用方法に精通していること
・　複数の災害時の通信手段を確保するよう努めること
・　被災後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行うこと
・　整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修・訓練を実施すること
・　災害急性期を脱した後も継続的に必要な医療を提供できるよう、日本医師会災害医療チーム（JMAT)、日本赤十字社救護班等の医療関係団体の医療チームと、定期的な訓練を実施するなど、適切な連携をとること

※　医薬品等の供給確保については、厚生労働省防災業務計画により各都道府県において策定することとされている「医薬品等の供給、管理のための計画」に基づいて体制を整えておくこと

(2)　災害時に拠点となる病院以外の病院

①　目標

・　被災した際に、被害状況、診療継続可否等の情報を、EMIS 等を用いて都道府県災害対策本部へ共有すること
・　被災をしても、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含め、平時からの備えを行っていること

②　医療機関に求められる事項

・　被災後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行うよう努めること
・　整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修・訓練を実施すること
・　EMIS へ登録し、自らの被災情報を被災地内に発信することができるよう備えること。また、災害時にデータを入力する複数の担当者を事前に決めておき、訓練を行うことでその使用方法に精通していること
・　災害急性期を脱した後も継続的に必要な医療を提供できるよう、日本医師会災害医療チーム（JMAT)、日本赤十字社救護班等の医療関係団体の医療チームと連携をとること

(3)　都道府県等の自治体

①　目標

・　消防、警察等の関係機関や公共輸送機関等が、実災害時において迅速に適切な対応がとれ、連携できること
・　保健所管轄区域や市町村単位での保健所等を中心とした地域コーディネート体制を充実させることで、実災害時に救護所、避難所の被災者に対して感染症

のまん延防止、衛生面のケア、災害時要支援者へのサポート、メンタルヘルスケア等に関してより質の高いサービスを提供すること

② 自治体に求められる事項

- 平時から、災害支援を目的としたDMAT、DPATの養成と派遣体制の構築に努めること
- 災害医療コーディネート体制の構築要員（都道府県災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンを含む。）の育成に努めること
- 都道府県間での相互応援協定の締結に努めること
- 災害時の医療チーム等の受入れも想定した災害訓練を実施すること。訓練においては、被災時の関係機関・関係団体と連携の上、都道府県としての体制だけでなく、保健所管轄区域や市町村単位等での保健所等を中心としたコーディネート体制に関しても確認を行うこと
- 災害急性期を脱した後も避難所等の被災者に対して感染症のまん延防止、衛生面のケア、災害時要支援者へのサポート、メンタルヘルスケア等に関して継続的で質の高いサービスを提供できるよう、保健所を中心とした体制整備に平時から取り組むこと。「大規模災害時におけるドクターヘリの運用体制構築に関わる指針について」（平成28年12月5日付け医政地発1205第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を基に作成された災害時のドクターヘリの運用指針に則り、ドクターヘリの要請手順や自地域における参集拠点に関しても訓練等を通して確認を行うこと
- 都道府県を超える広域医療搬送を想定した災害訓練の実施又は参加に努めること。その際には、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：Staging Care Unit。以下「SCU」という。）の設置場所及び協力を行う医療機関との連携確認を行うこと

第３　構築の具体的な手順

１　現状の把握

都道府県は、災害時の医療体制を構築するに当たって、(1)に示す項目を参考に、人口、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(2)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(2)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1)　医療資源・連携等に関する情報

- 地勢情報、地質情報
- 人口分布（時間帯別人口の状況）
- 過去の災害発生状況（種別、地域別、件数）
- 地域防災計画、管内の各自治体の防災計画、地域のハザードマップ
- 他の関係部局における体制（救助、搬送に係るシステム、インフラ）
- 医療資源（医療機関、緊急医療チーム）
- 医薬品、医療（衛生）材料等の備蓄、供給体制

(2)　指標による現状把握

別表７に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、

医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。

2　圏域の設定

(1)　都道府県は、災害時における医療体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、原則として都道府県全体を圏域として、災害拠点病院が災害時に担うべき役割を明確にするとともに、大規模災害を想定し、自らが被災し医療チーム等を受け入れる受援体制や、都道府県をまたがる広域搬送等の支援体制からなる広域連携体制を定める。

　また、想定する災害の程度に応じ、災害拠点病院に加え、地域の実情に応じ、一般の医療機関（救命救急センターを有する病院、第二次救急医療機関、日本赤十字社の開設する病院等）の参画も得ることとする。

(2)　検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現に災害医療に携わる者、消防防災主管部局、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

3　連携の検討

(1)　都道府県は、災害時における医療体制を構築するに当たって、受援あるいは応援派遣、救命医療、健康管理の各機能が被災時においても確保されるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。

　また、医療機関、消防機関、消防防災主管部局、地域医師会等の関係者は、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

(2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して関係機関の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

(3)　医療計画には、原則として、各機能を担う医療機関の名称を記載することとする。

　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

　さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

　また記載に当たっては下記の点に留意する。

①　災害拠点病院

　災害拠点病院については、地勢的・地質的状況、地理的バランス（分散により、同時に被災する危険性を低下させる場合がある。）、受入能力、広域医療搬送ルート等を考慮の上、医療計画に記載する。また、対応するエリアも明記する。

②　SCU

　広域医療搬送を想定し、SCU の設置場所及び協力を行う医療機関をあらかじめ定める。

4　課題の抽出

都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の災害医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5　数値目標

都道府県は、良質かつ適切な災害時の医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6　施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「４　課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7　評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

8　公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

へき地の医療体制構築に係る指針

へき地における医療の確保については、昭和 31 年度以来、11 次に渡って「へき地保健医療計画」を策定し、第 10 次計画（平成 18～22 年度）からは国で示した指針を基に都道府県が地域の実情に応じて計画を策定し対策を講じてきた。「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 84 号）により、医療計画では４疾病・５事業（現在は５疾病・５事業）に係る医療提供施設間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制に関する事項について記載することとなり、都道府県は第５次医療計画（平成 20～24 年度）より、医療計画においてもへき地の医療体制について定めている。

そのため、都道府県は「へき地保健医療計画（第 11 次実施期間：平成 23～29 年度)」と「医療計画（第６次実施期間：平成 25～29 年度)」をそれぞれ策定し、両者の整合性を図る必要性が生じた。また、へき地保健医療対策はドクターヘリによる救急患者の搬送など地域医療の取組と連動していることから、他事業とより一層の連携を図っていくことが求められている。

以上を踏まえ、平成 26 年度の「へき地保健医療対策検討会」（以下「へき地医療検討会」という。）において、平成 30 年度から実施する第 7 次医療計画策定時期に合わせ、「へき地保健医療計画」と「医療計画（へき地の医療体制)」を一体的に策定する方針とされた[1]。

上記の方針は、平成 28 年度の「医療計画の見直し等に関する検討会」においても了承されたことから、今後、へき地保健医療対策は医療計画（へき地の医療体制）において計画を策定することとする。

へき地医療検討会において、へき地保健医療計画と医療計画を一体化することによるへき地医療対策の後退を懸念する意見もあったことから、従来、へき地保健医療計画で示されていたへき地保健医療対策に必要な項目が、医療計画において欠如することのないよう、留意されたい。

本指針は、へき地保健医療対策のさらなる充実を目指して、人口減少・高齢化等に対応し、住民・患者の視点に立った計画を作成するという観点から、その考え方を示すものである。

具体的には、「第１　へき地医療の現状」でへき地医療の状況等について概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各関係機関に求められる機能を理解した上で、機能を担う関係機関とさらにそれらの関係機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第１　へき地の医療の現状

１　へき地医療の現状

へき地※（離島におけるへき地を含む。）における医療の確保については、昭和 31 年度からへき地保健医療計画を策定し、各種対策を講じてきている。

1　へき地保健医療対策検討会報告書（第 11 次）（平成 27 年３月）

※　無医地区*、準無医地区**などのへき地保健医療対策を実施することが必要とされている地域

＊　原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径 4km の区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区

＊＊　無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区

(1)　無医地区等の現状

無医地区については、昭和 41 年に 2,920 地区（人口 119 万人）存在したが、その後の 11 次にわたるへき地保健医療計画の実施により、その解消が継続的に図られ、その結果、平成 26 年 10 月末の無医地区は 637 地区（人口 12.4 万人）となっている[2]。

交通環境の整備等により無医地区は減少を続けているものの、解消には至っていないことを考慮すると、引き続きへき地保健医療対策を実施することが重要である。

(2)　へき地医療に従事する医師の現状

医師免許取得後にへき地で勤務することを条件とした地域枠※を設定しているのは 19 都道府県、へき地医療に従事することを条件とした奨学金制度があるのは 24 都道府県となっている[3]。また、自治医科大学卒業医師で 9 年間の義務年限終了後もへき地で勤務を続けている医師は 24.7%となっている[4]。

地域枠等により都道府県がへき地医療に従事する医師を確保するとともに、へき地医療に動機付けするような取組や環境作りも必要である。

※　大学が特定の診療科や地域で診療を行うことを条件とした選抜枠を設け、都道府県が学生に対して奨学金を貸与（地域医療へ一定の年限従事することにより返還免除）する仕組み。

(3)　へき地診療所の現状（施設数：1,105 施設 [3]）

へき地診療所は、無医地区等において整備しようとする場所を中心としておおむね半径４㎞の区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口 1,000 人以上であり、かつ、当該診療所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して 30 分以上要する等の診療所をいう。

へき地保健医療対策を実施している都道府県において、１都道府県あたりのへき地診療所数の平均は 26 か所であり、勤務する医師数は、多くの診療所で１診療所あたり１人となっている [3]。また、へき地診療所において研修医の受入れや医学生のへき地医療実習等を行っている施設は 338 施設（30.6%）となっている [3]。

また、へき地診療所のうち歯科を設置しているのは 27 都道府県（85 施設、7.7%）であった [3]。なお、過疎地域等特定診療所※のうち歯科を設置しているのは 17 道県（77 施設：96.3%）となっている [3]。

※　過疎地域等に開設する眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療所。

(4)　へき地医療拠点病院の現状（施設数：312 施設 [3]）

---

[2]　厚生労働省「無医地区等調査」（平成 26 年度）

[3]　厚生労働省「現況調査」（平成 28 年１月）

[4]　厚生労働科学研究「都道府県へき地保健医療計画の検証ならびに次期策定支援に関する研究」（平成 27 年度）

へき地医療拠点病院は、無医地区等において、へき地医療支援機構の指導・調整の下に、巡回診療、へき地診療所等の医師派遣や代診医派遣等を実施した実績を有する又は当該年度に実施できると認められ、都道府県が指定する病院をいう。

ただし、へき地医療拠点病院の指定を受けてから一定の期間が経過した後においても、主たる３事業である巡回診療、医師派遣、代診医派遣について、一部の病院において実施されていないという課題がある。

※　へき地医療拠点病院における支援事業の実施状況について、巡回診療を行っていない施設は 221 施設（70.8%）、医師派遣を行っていない施設は 200 施設（64.1%）、代診医派遣を行っていない施設は 218 施設（69.9%）。また、いずれも行っていない施設は 77 施設（24.7%）[3]。

(5)　へき地を支援するシステム等の現状

へき地医療支援機構は、へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地診療所等への代診医派遣調整等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療政策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的として、都道府県等に設置される。

へき地を有する 43 都道府県のうち、へき地医療支援機構を設置しているのは 40 都道府県であり、３県が未設置である[3]。

へき地医療支援機構によるへき地医療拠点病院への代診派遣日数の平均は 80.7 日、へき地診療所への代診医派遣日数の平均は 89.2 日となっている[3]。

へき地医療支援機構の専任担当官の活動状況は地域ごとに異なり、専任担当官が１週間のうちへき地医療支援業務に従事する日数は、４～５日が 16 都県ある一方、０～１日未満が 10 道県、１～３日が 14 府県となっている[3]。

２　へき地の医療提供体制

(1)　医療提供施設等

①　へき地診療所

・　無医地区、準無医地区等における地域住民への医療の提供

②　へき地医療拠点病院

・　へき地医療支援機構の指導・調整のもとに、巡回診療、へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む。）、へき地医療従事者に対する研修、遠隔医療支援等の診療支援事業等を行い、へき地における住民の医療を確保

③　へき地保健指導所

・　無医地区、準無医地区等での保健指導の実施

④　社会医療法人

・　へき地医療に関して一定の実績を有するものとして社会医療法人の認定を受け、へき地診療所やへき地医療拠点病院への医師派遣を実施

(2)　へき地医療を支援する機関等

①　へき地医療支援機構

・　へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地診療所等への代診医派遣調整等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療政策の各種事業を円滑かつ効率的に実施する

・　へき地医療に従事する医師確保のためのドクタープールの運営や、へき地医療に従事する医師のキャリアデザインの作成等のキャリア形成支援も担う

②　へき地保健医療対策に関する協議会

・　医療計画等の作成のほか、へき地保健医療対策にかかる総合的な意見交換・調整等を実施することを目的とする。
・　へき地保健医療対策に関する協議会は、へき地医療支援機構の専任担当官、へき地医療拠点病院の代表者、地域医師会・歯科医師会の代表者、関係市町村の実務者、大学医学部関係者等により構成する。
・　へき地保健医療対策に関する協議会の設置と活用実績があったのは 26 都道府県（60.5%）となっている[3]。

(3)　患者の搬送体制

①　内海離島（沿海域）
・　島内での船舶の確保
・　自家用船で移動する場合の陸上での搬送体制
・　ヘリコプターの着陸地点の指定

②　外海離島（沿海域以遠）
・　ヘリコプターの着陸地点の指定

③　陸上
・　夜間の搬送体制
・　夜間等に対応する地域外の当番病院の指定
・　移動困難時における医療チームの定期的な派遣

(4)　へき地の医療提供体制に関係するその他の体制

①　情報通信技術（ICT）による診療支援体制
・　へき地における医療機関の抱える時間的・距離的ハンディを克服するためのツールとして、情報ネットワークの整備があり、へき地医療拠点病院においては 12 都道府県（29.2%）が遠隔医療を実施している[3]。

②　ドクターヘリ等の活用について
・　へき地医療においても、ドクターヘリや消防防災ヘリなどを、各地域の実情に応じて活用している。

③　へき地における歯科医療体制
・　へき地における歯科医療体制について、10 都道府県（23.3%）で歯科医師会との協議の場を設置している[4]。

④　へき地で勤務する看護師等への支援体制
・　平成 27 年より、離職時にナースセンターへ氏名等の届出を行い、復職に向けたコーディネートを行う制度が開始されている。

⑤　へき地患者輸送車・艇による輸送等実施
・　へき地患者輸送車は 30 都道県（118 か所)、へき地患者輸送艇は５県（９か所）にて整備されている[3]。
・　一部の都道府県において、患者輸送バスの運行や、通院のための交通費補助等を単独事業として実施している。

第２　医療体制の構築に必要な事項

１　目指すべき方向

前記「第１　へき地医療の現状」を踏まえ、個々の役割とそれを満たす関係機関、さらにそれら関係機関相互の連携により、へき地に暮らす住民に対する医療サービスが継続して実施される体制を構築する。

特に、へき地医療支援機構を中心とした、へき地医療拠点病院、へき地診療所等による医療提供体制の確保や、当該施設及び関係機関間の連携の強化も図る。また、へき地医療支援機構ではへき地医療を担う医師の動機付け支援とキャリアパス構築についても取り組む。

(1)　医療を確保する体制

①　へき地の医療及び歯科診療を支える総合診療・プライマリケアを実施する医療従事者（医師、歯科医師、看護師、薬剤師等）の確保

②　へき地医療に従事する医療従事者の継続的な確保（ドクタープール等）

③　へき地医療に従事する医療従事者が安心して勤務・生活できるキャリア形成支援

④　医療従事者の養成過程等における、へき地の医療への動機付け

(2)　診療を支援する体制

①　へき地医療支援機構の役割の強化と機能の充実

②　へき地保健医療対策に関する協議会における協議

③　へき地医療拠点病院からの代診医派遣等の機能強化

④　情報通信技術（ICT)、ドクターヘリ等の活用

2　各医療機能と連携

前記「1　目指すべき方向」を踏まえ、へき地医療体制に求められる医療機能及び体制を下記(1)から(4)に示す。都道府県は、各医療機能及び体制の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1)　へき地における保健指導の機能【保健指導】

①　目標

・　無医地区等において、保健指導を提供すること

②　関係機関に求められる事項

・　保健師等が実施し、必要な体制が確保できていること

・　特定地域保健医療システム※を活用していること

・　地区の保健衛生状態を十分把握し、保健所及び最寄りのへき地診療所等との緊密な連携のもとに計画的に地区の実情に即した活動を行うこと

※　「へき地保健医療対策事業について」（平成 13 年５月 16 日付け医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知）の別添「へき地保健医療対策実施要綱」（以下「へき地対策要綱」という。）に基づく事業。

特別豪雪地帯等の無医地区等に伝送装置による保健医療情報システム体制を整備し、当該地区住民の保健医療の確保を図るもの。

③　関係機関の例

・　へき地保健指導所

・　へき地診療所

・　保健所

(2)　へき地における診療の機能【へき地診療】

①　目標

・　無医地区等において、地域住民の医療を確保すること

・　24 時間 365 日対応できる体制を整備すること

・　専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備すること

②　医療機関に求められる事項

・　プライマリケアの診療が可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること
・　必要な診療部門、医療機器等があること
・　へき地診療所診療支援システム※を活用していること
・　特定地域保健医療システムを活用していること
・　緊急の内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院等と連携していること
・　へき地医療拠点病院等における職員研修等に計画的に参加していること

※　へき地対策要綱に基づく事業。へき地医療拠点病院とへき地診療所との間に伝送装置を設置し、へき地医療拠点病院がへき地診療所の診療活動等を援助するもの。

③　医療機関等の例
・　へき地診療所及び過疎地域等特定診療所
・　特例措置許可病院
・　巡回診療・離島歯科診療班

(3)　へき地の診療を支援する医療の機能【へき地診療の支援医療】

①　目標
・　診療支援機能の向上を図ること

②　医療機関に求められる事項
・　へき地医療拠点病院支援システム※を活用していること
・　へき地診療所支援システムを活用していること
・　巡回診療等によりへき地住民の医療を確保すること
・　へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む。）及び技術指導、援助を行うこと
・　へき地の医療従事者に対する研修の実施及び研究施設を提供すること
・　遠隔診療等の実施により各種の診療支援を行うこと
・　その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対して協力すること
・　24 時間 365 日、医療にアクセスできる体制を整備するため、地域の診療所を含めた当番制の診療体制を構築すること
・　高度の診療機能を有し、へき地医療拠点病院の診療活動等を援助すること
・　へき地医療拠点病院については、その主たる事業である巡回診療、医師派遣、代診医派遣を、いずれか月１回以上あるいは年 12 回以上実施することが望ましいこと。従って、都道府県は、一定期間継続して上記３事業の実施回数がいずれも月１回未満あるいは年 12 回未満であるへき地医療拠点病院については、その取組が向上されるよう、へき地保健医療対策に関する協議会の中でその在り方等について検討すること

※　へき地対策要綱に基づく事業。小規模なへき地医療拠点病院の機能を強化するため、高度の機能を有する病院等医療機関とへき地医療拠点病院との間に伝送装置を設置し、へき地医療拠点病院の診療活動等を援助するもの。

③　医療機関の例
・　へき地医療拠点病院
・　特定機能病院
・　地域医療支援病院

・　臨床研修病院
・　救命救急センターを有する病院

(4)　行政機関等によるへき地医療の支援【行政機関等の支援】

都道府県は、医療計画の策定に当たり、地域や地区の状況に応じて、医療資源を有効に活用しながら都道府県の実情にあわせて、へき地医療支援機構の強化、へき地医療を担う医師の動機付けとキャリアパスの構築、へき地等の医療提供体制に対する支援、へき地等の歯科医療体制及びへき地等の医療機関に従事する医療スタッフへの支援など行政機関等が担うへき地医療の支援策を明示する。

①　都道府県

・　医療計画の策定及びそれに基づく施策の実施

②　へき地医療支援機構

・　医療計画に基づく施策の実施

ア　目標

・　へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地において継続的に医療サービスを提供できるよう、関係機関の調整等を行うこと

イ　関係機関に求められる事項

・　へき地診療所から代診医派遣、医師派遣の要請があった場合の調整と、へき地医療拠点病院等への派遣要請を行うこと
・　へき地医療に従事する医師を確保するためのドクタープール機能を持つこと
・　へき地医療に従事する医師のキャリア形成支援を行うこと
・　へき地における地域医療分析を行うこと
・　専任担当官として地域医療に意識が高く、ある程度長く継続して努められる医師を配置し、へき地医療関連業務に専念できるような環境を整備すること
・　地域医療支援センターとのより緊密な連携や一体化を進め、へき地の医療体制について、総合的な企画・調整を行うこと

第３　構築の具体的な手順

医療計画の策定に当たっては、患者や住民の視点に立った対象地域ごとの情報となるよう、分かりやすく工夫する必要がある。

1　現状の把握

都道府県は、へき地の医療体制を構築するに当たって、(1)に示す項目を参考に、対象地域の地区ごとに、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(2)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(2)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1)　医療資源・連携等に関する情報

・　へき地医療支援機構からの支援策
・　へき地医療拠点病院からの支援策
・　最寄りへき地診療所
・　当該地区の解消策とその時期
・　当該時点の支援策と解消までの支援策（解消策）

・　類型（外海離島型、内海離島型等の別）
・　その他の問題点等

(2)　指標による現状把握

別表８に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。

２　医療機能の明確化

(1)　都道府県は、へき地医療体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、対象地域において、個々の医療機関や体制に求められる医療機能を明確にする。

(2)　検討を行う際には、へき地医療支援機構の専任担当官、へき地医療拠点病院の代表者、地域医師会・歯科医師会の代表者、関係市町村の実務者、大学医学部関係者、地域住民の代表等により構成される「へき地保健医療対策に関する協議会」の意見を聞き、その意見を十分踏まえつつ協議を行う。

３　連携の検討

(1)　都道府県は、へき地の医療体制を構築するに当たって、保健指導、へき地診療及びへき地診療の支援医療が互いに連携するよう、また、関係機関や医療機関の信頼関係を醸成するよう配慮する。

また、関係機関、地域医師会等の関係者は、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

(2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して関係機関の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

(3)　医療計画には、原則として、対象地区及び各機能を担う関係機関の名称を記載することとする。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともあり得る。

４　課題の抽出

都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、へき地の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

５　数値目標

都道府県は、良質かつ適切なへき地医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情

に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6　施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4　課題の抽出」に対応するよう「5　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7　評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも6年（在宅医療その他必要な事項については3年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

8　情報共有

各都道府県は、全国へき地医療支援機構等連絡会議において、へき地保健医療対策について意見交換等を行うこととする。

9　公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

周産期医療の体制構築に係る指針

周産期とは妊娠 22 週から出生後 7 日未満のことをいい、周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のことをいう。これまで地域における総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図ってきたところであり、これらの達成目標は「健やか親子 21」（平成 12 年）や「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年）にも目標値として盛り込まれている。また、「少子化社会対策大綱」（平成 27 年）、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年）でも継続して周産期医療体制の充実に取り組んでいる。

これまで、周産期医療体制の整備として、具体的には、「周産期医療体制整備指針」（平成 22 年 1 月 26 日付け医政発 0126 第 1 号厚生労働省医政局長通知の別添２。以下「周産期整備指針」という。）に基づき、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び搬送体制の整備等を行い、地域の実情に応じて、母体・胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を推進してきたところである。周産期医療体制の整備においては、施設の整備と同時に、周産期医療を担う医師、特に分娩を取り扱う医師及び新生児医療を担当する医師や助産師、看護師等の確保が重要である。

都道府県はこれまで、医療計画の中では周産期医療体制に関する基本的な内容を記載し、周産期整備指針に基づく周産期医療体制整備計画において周産期医療体制の個別具体的な内容を定めてきているが、平成 27 年度から開催された「周産期医療体制の在り方に関する検討会」、平成 28 年度の「医療計画の見直し等に関する検討会」にて、周産期医療体制の整備に関しては、災害、救急等の他事業、精神疾患等の他疾患の診療体制との一層の連携強化が指摘されたこと等を受けて、周産期医療体制整備計画と医療計画（周産期）の一体化により、両計画の整合性をはかり、他事業との連携強化について議論がなされた。

本指針では、周産期の医療体制を構築するに当たり、「第１　周産期医療の現状」で周産期医療をとりまく状況がどのようなものであるのかを概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」で周産期整備指針及び今回の検討会での議論を踏まえた都道府県の構築すべき医療体制について示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また分娩のリスクに応じて必要となる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

周産期医療体制は、充実した周産期医療に対する需要の増加に対応するため、都道府県において、地域の実情に応じ、保健医療関係機関・団体の合意に基づきその基本的方向を定めた上で、周産期に係る保健医療の総合的なサービスを提供するものとして整備される必要がある。厚生労働省において周産期医療対策事業の充実を図るとともに、都道府県において、医療関係者等の協力の下に、限られた資源を有効に生かしながら、将来を見据えた周産期医療体制の整備を図ることにより、地域における周産期医療の適切な提供を図るものである。

第１　周産期医療の現状

１　周産期医療をとりまく状況

わが国における周産期医療の受療動向は、およそ以下のとおりとなっている。

(1)　分娩件数及び出生の場所[1]

分娩件数は、平成 17 年に約 108 万件であったが、平成 27 年には約 102 万件と約６％減少している。

出生場所は、昭和 25 年には「自宅・その他」で 95.4%が出生していたが、昭和 45 年には 3.9%となり、代わりに「病院・診療所」が 85.4%、「助産所」が 10.6%と増えている。

さらに平成 27 年には「自宅、その他」は 0.1%となり、「病院・診療所」が 99.2%、「助産所」が 0.7%と推移している。

(2)　出生年齢の推移[1]

全出生中の 35 歳以上の割合は、昭和 25 年に 15.6%（36.5 万人）であったが、昭和 45 年に 4.7%（9.1 万人）、 平成 27 年に 28.1%（28.2 万人）と推移している。また、第１子出生時の平均年齢の年次推移は、昭和 25 年に 24.4 歳であったが、昭和 45 年には 25.6 歳、平成 12 年は 28.0 歳、平成 17 年は 29.1 歳、平成 27 年には 30.7 歳と一貫して上昇が継続している。

(3)　複産の割合[1]

全分娩件数中の複産の割合は、平成 12 年に 1.0%、平成 17 年に 1.2%、平成 22 年に 1.0%と推移している。

(4)　周産期死亡率及び死産率[1]

周産期死亡率（出産 1,000 対）は、昭和 55 年に 20.2、平成 12 年に 5.8、平成 17 年に 4.8、平成 27 年に 3.6 と減少している。

妊娠満 22 週以後の死産率（出産 1000 対）は、昭和 55 年に 16.4、平成 12 年に 4.5、平成 17 年に 3.8、平成 27 年に 3.0 と減少している。

(5)　帝王切開術の割合[2]

分娩における帝王切開術の割合は、平成２年に一般病院で 11.2%、一般診療所で 8.3%、全分娩に対しては 9.8%であったが、平成 26 年にはそれぞれ 24.8%、13.6%、19.5%と大幅に上昇している。

(6)　低出生体重児[1]

低出生体重児（2,500 グラム未満）の出生割合は、平成 2 年に 6.3%、平成 12 年に 8.6%、平成 22 年に 9.6%と増加している。その後は横ばいであり、平成 27 年は 9.5%である。また、超低出生体重児（1,000 グラム未満）についても、平成 2 年に 0.19%、平成 12 年に 0.24%、平成 22 年に 0.30%、平成 27 年は 0.31 と同様の傾向である。

(7)　早産児[1]

早産児（在胎期間 37 週未満）の出生割合は、平成２年に 4.5%、平成 12 年に 5.4%、平成 17 年に 5.7%、平成 27 年は 5.6%であり、平成 17 年以降は横ばいである。

(8)　新生児死亡率[1]

新生児死亡率（出生 1000 対）は、平成２年に 2.6、平成 12 年に 1.8、平成 22 年に 1.1、平成 27 年に 0.9 と減少している。

(9)　妊産婦死亡率[1]

1　厚生労働省「人口動態統計（確定数）」（平成 27 年）

2　厚生労働省「医療施設調査」（平成 26 年）

妊産婦死亡率（出産 10 万対）は、平成 12 年の 6.3 が、平成 22 年に 4.1、平成 27 年に 3.8 となっている。

(10) 産後うつ病の発生率

産後うつ病の発生率は、平成 13 年の 13.4%が、平成 21 年に 10.3%、平成 25 年に 9.0%となっている[3]。

2　周産期医療の提供体制

(1)　周産期医療の提供体制

①　施設分娩のうち、診療所と病院での出生がそれぞれ 45.5%、53.7%を担い、助産所での出生は 0.7%を担っている [1]。分娩取扱施設（病院、診療所）の数は、平成８年には病院 1,720 施設、診療所 2,271 施設であったが、平成 26 年は病院 1,041 施設、診療所 1,243 施設と、20 年以上一貫して減少が続いている [2]。

分娩取扱診療所の平均常勤産婦人科医師数の推移は 1.5 人（平成 20 年）から 1.7 人（平成 26 年）と、１～２名の医師による診療体制には大きな変化はなく、全分娩の 45.5%をこのような有床診療所が担っている。一方、分娩取扱病院の平均常勤産婦人科医数は 4.3 人(平成 20 年)から 6.0 人(平成 26 人)[2] と増加傾向であり、分娩取扱病院においては、勤務環境の整備や分娩体制の維持等のために一定程度の集約化が進んでいると考えられる。また、平成 15 年には新生児集中治療室（以下「NICU」という。）をもつ施設のうち、１施設当たりの病床が６床以下の施設数が最も多かった（日本周産期・新生児医学会調査）が、平成 26 年は６床以下の施設は 29%（医政局地域医療計画課調査）と施設の規模も拡大傾向にある。

このように、わが国の周産期医療提供体制は、比較的小規模な多数の分娩施設が分散的に分娩を担うという特徴を有しているものの、近年は分娩取扱病院については重点化、集約化が徐々に進んでいる。

②　NICU の病床数は、平成 14 年に 265 施設、2,122 床であったが、平成 26 年に 330 施設、3,052 床となっている。また、母体・胎児集中治療室（以下「MFICU」という。）は平成８年より設置が開始され、平成 14 年に 42 施設、381 床であったが、平成 26 年に 110 施設、715 床と増加している [2]。

③　このような状況の中で、これまで周産期医療に係る人的・物的資源を充実し、高度な医療を適切に供給する体制を整備するため、各都道府県において、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び搬送体制等に関する周産期医療体制の整備が進められてきたところである。

④　「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」（平成 17 年 12 月 22 日付け医政発第 1222007 号・雇児発第 1222007 号・総財経第 422 号・17 文科高第 642 号厚生労働省医政局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長連名通知。以下「集約化推進通知」という。）において、小児科・産科の医師偏在問題については、医療資源の集約化・重点化の推進が当面の最も有効な方策であることを示した。

---

[3] 厚生労働科学研究「健やか親子 21」の最終評価・課題分析及び次期国民健康運動の推進に関する研究」（主任研究者　山縣然太朗）（平成 25 年）

⑤　続いて「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会報告書」（平成 21 年３月）を受け、周産期医療対策事業の実施要綱に基づく周産期整備指針の見直しを行うため、平成 22 年１月に「周産期医療の確保について」（平成 22 年１月 26 日付け医政発 0126 第１号厚生労働省医政局長通知）を発出した。

⑥　さらに「周産期医療体制のあり方に関する検討会」を平成 27 年度から開催し、平成 23 年度以降の周産期を取り巻く様々な課題についての議論を行い、周産期医療体制の新たな方針を示した。

(2)　産婦人科医の実態

平成 12 年から平成 26 年までの間に医療施設に従事する医師総数が約 5.4 万人（22%）増加した一方、産婦人科医師数（産婦人科医、産科医及び婦人科医）は、平成 12 年の 12,870 人が、平成 22 年に 12,369 人、平成 26 年は 12,888 人と 18 人(0.1%)の増加である[4]。分娩取扱施設の常勤産婦人科医師数は、平成 20 年は 7,390 人、平成 27 年は 8,576 人で増加傾向となっている。

(3)　新生児医療を担当する医師の実態

新生児医療を担当する小児科医等は、平成 12 年に 2,640 人、平成 22 年に 3,173 人と増加傾向であったが、平成 26 年は 3,289 人と、NICU 病床数に比して増加が緩徐である[5]。

(4)　助産師の実態

助産師数は平成８年には約 2.4 万人であったが、平成 26 年には 3.4 万人まで増加している[6]。

助産所の数（助産所の開設者である助産師数）は、平成８年に 947 施設であったものが、平成 18 年に 683 施設まで減少したが、平成 26 年に 902 施設まで回復している。しかし、分娩取扱助産所数は、平成 23 年には 474 施設であったが平成 27 年には 408 施設と漸減している[6]。一方、院内助産所数及び助産師外来は、平成 23 年にはそれぞれ 160、894 であったが、平成 26 年にはそれぞれ 166、947 と増加傾向である[2]。

第２　医療体制の構築に必要な事項

１　都道府県における周産期医療体制の整備

(1)　周産期医療に関する協議会

①　周産期医療に関する協議会の設置

都道府県は、周産期医療体制の整備に関する協議を行うため、周産期整備指針に規定していた周産期医療協議会を継続させる等により、周産期医療の提供体制を整備･推進する上で重要な関係を有する者を構成員として、周産期医療に関する協議会を設置するものとする。周産期医療体制を整備・推進する上で重要な関係を有する者とは、例えば、保健医療関係機関・団体の代表、中核となる周産期母子医療センターや地域の一次医療施設等の医師・助産師等看護職及びその他の医療従事者、医育機関関係者、消防関係者、学識経験者、都道府県・市町村の代表等のことをいうものであり、地域の実情に応じて選定する。

②　協議事項

4　厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成 26 年）

5　日本新生児成育医学会会員数

6　厚生労働省「衛生行政報告例」（平成 27 年）

周産期医療に関する協議会は、次に掲げる事項について、必要に応じて年に複数回、協議を行うものとする。またその内容について、都道府県は住民に対して情報提供を行うものとする。なお、周産期搬送、精神疾患を含む合併症を有する母体や新生児の受入れ、災害対策など、他事業・疾患との連携を要する事項については、周産期医療に関する協議会と、メディカルコントロール協議会、消防防災主管部局等の関連団体や各事業の行政担当者と連携し、地域の実情に応じて、実施に関する基準等を協議するものとする。

ア　周産期医療体制に係る調査分析に関する事項

イ　医療計画（周産期医療）の策定に関する事項（第６次医療計画までの周産期医療体制整備計画の内容を含む。）

ウ　母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）、母体や新生児の死亡や重篤な症例に関する事項

エ　総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項

オ　周産期医療情報センター（周産期救急情報システムを含む。）に関する事項

カ　搬送コーディネーターに関する事項

キ　他事業との連携を要する事項（救急医療、災害医療、精神疾患等の周産期に合併する疾患に関する医療等）

ク　地域周産期医療関連施設等の周産期医療関係者に対する研修に関する事項

ケ　その他、特に検討を要する事例や周産期医療体制の整備に関し必要な事項

③　都道府県医療審議会等との連携

周産期医療に関する協議会については、医療法第 71 条の２第１項に規定する都道府県医療審議会又は同法第 30 条の 23 第１項に規定する地域医療対策協議会の作業部会として位置付けるなど、都道府県医療審議会及び地域医療対策協議会と密接な連携を図るものとする。

(2)　総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター

①　指定及び認定

都道府県は、２の(2)の③に定める機能、診療科目、設備等を有する医療施設を総合周産期母子医療センターとして指定するものとする。また、都道府県は、２の(2)の②に定める機能、診療科目、設備等を有する医療施設を地域周産期母子医療センターとして認定するものとする。

②　支援及び指導

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターは、本指針の定める機能、診療科目、設備等を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに都道府県に報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該医療施設に対して適切な支援及び指導を行うものとする。

③　指定及び認定の取消し

イに定める都道府県による支援及び指導が実施された後も総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターが改善しない場合は、都道府県は、当該医療施設の総合周産期母子医療センターの指定又は地域周産期母子医療センターの認定を取り消すことができるものとする。

(3)　周産期医療情報センター

①　周産期医療情報センターの設置

都道府県は、総合周産期母子医療センター等に周産期医療情報センターを設置するものとする。

② 周産期救急情報システムの運営

ア 周産期医療情報センターは、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び助産所を含む一次医療施設や地域周産期医療関連施設等と通信回線等を接続し、周産期救急情報システムを運営するものとする。

イ 周産期医療情報センターは、次に掲げる情報を収集し、関係者に提供するものとする。

（ア）周産期医療に関する診療科別医師の存否及び勤務状況

（イ）病床の空床状況

（ウ）手術、検査及び処置の可否

（エ）重症例の受入可能状況

（オ）救急搬送に同行する医師の存否

（カ）その他地域の周産期医療の提供に関し必要な事項

ウ 情報収集・提供の方法

周産期医療情報センターは、電話、FAX、コンピューター等適切な方法により情報を収集し、関係者に提供するものとする。

エ 救急医療情報システムとの連携

周産期救急情報システムについては、救急医療情報システムとの一体的運用や相互の情報参照等により、救急医療情報システムと連携を図るものとする。また、周産期救急情報システムと救急医療情報システムを連携させることにより、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設、救命救急センター、消防機関等が情報を共有できる体制を整備することが望ましい。また、災害時等、通信手段が限られた場合の周産期救急情報システムの運用についても平時より関係者に周知すること。

(4) 搬送コーディネーター

都道府県は、周産期医療情報センター、救急医療情報センター等に、次に掲げる業務を行う搬送コーディネーターを配置することが望ましい。

① 医療施設又は消防機関から、母体又は新生児の受入医療施設の調整の要請を受け、受入医療施設の選定、確認及び回答を行うこと。

② 医療施設から情報を積極的に収集し、情報を更新するなど、周産期救急情報システムの活用推進に努めること。

③ 必要に応じて、住民に医療施設の情報提供を行うこと。

④ その他母体及び新生児の搬送及び受入れに関し必要な業務を行うこと。

(5) 周産期における災害対策

これまでの震災の研究や検討から、現状の災害医療体制では小児・周産期医療に関して準備不足であることが指摘された。また、周産期医療については平時から独自のネットワークが形成されていることが多く、災害時にも既存のネットワークを活用する必要性が指摘された[7]。そのため、都道府県は災害対策本部等に災害医療コーディネーターのサポートとして、小児・周産期医療に特化した調整役である「災害時小児周産期リエゾン」を配置すること。また、災害時小児周産期リエゾンに認定された者は、各都道府県において平時からの訓練や災害時の活動を通じて、地域のネットワークを災害時に有効に活用する仕組みを構築すること。なお、訓練の実施にあたっては、周産期母子医療センターをはじめ、地域の一次医療施設を含

7 厚生労働省「周産期医療体制のあり方に関する検討会意見のとりまとめ」（平成 28 年度）

めて地域全体で行うこと。

(6)　周産期医療関係者に対する研修

都道府県は、地域周産期医療関連施設等の医師、助産師、看護師、搬送コーディネーター、NICU 入院児支援コーディネーター等に対し、地域の保健医療関係機関・団体等と連携し、総合周産期母子医療センター等において、必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得させ、また地域における母子保健や福祉等の体制についての理解を深めるため、到達目標を定め、研修を行うものとする。

①　到達目標の例

ア　周産期医療に必要とされる基本的な知識及び技術の習得

イ　緊急を要する母体及び新生児に対する的確な判断力及び高度な技術の習得

ウ　NICU 等高次医療施設を退院後、地域で医療的なケアを要する児や家族のための環境整備や地域連携のために必要な手続き等に関する基礎的な知識の習得

②　研修内容の例

ア　産科

（ア）胎児及び母体の状況の適切な把握と迅速な対応

（イ）産科ショックとその対策

（ウ）妊産婦死亡とその防止対策

（エ）帝王切開の問題点

イ　新生児医療

（ア）ハイリスク新生児の医療提供体制

（イ）新生児関連統計・疫学データ

（ウ）新生児搬送の適応

（エ）新生児蘇生法

（オ）ハイリスク新生児の迅速な診断

（カ）新生児管理の実際

（キ）退院後の保健指導、フォローアップ実施方法等

ウ　その他

（ア）救急患者の緊急度の判断、救急患者の搬送及び受入ルール等

（イ）他の診療科との合同の症例検討会等

（ウ）地域の福祉施設、療育支援施設との連携会議等

2　医療機関とその連携

(1)　目指すべき方向

前記「第１　周産期医療の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携により、対応する分娩のリスクに応じた医療が提供される体制を構築する。

構築に当たっては、医療機関間の連携、近隣都道府県等との連携（広域搬送・相互支援体制の構築等、県域を越えた母体及び新生児の搬送及び受入れが円滑に行われるための措置)、輸血の確保（地域の関係機関との連携を図り、血漿製剤や赤血球製剤等の輸血用血液製剤が緊急時の大量使用の場合も含め安定的に供給されるよう努める）等を推進するとともに、これまでのハイリスク分娩等に対する取組以外にも、正常分娩等に対する安全な医療を提供するための体制の確保や、周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場で療養・療育できる体制の確保についても取り組むこととする。

① 正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携

ア 正常分娩（リスクの低い帝王切開術を含む。）や妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を安全に実施可能な体制

イ ハイリスク分娩や急変時には地域周産期母子医療センター等へ迅速に搬送が可能な体制

② 周産期の救急対応が 24 時間可能な体制

総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及びそれに準ずる施設を中心とした周産期医療体制による、24 時間対応可能な周産期の救急対応

③ 新生児医療の提供が可能な体制

新生児搬送体制や NICU、新生児回復期治療室（以下「GCU」という。）の整備を含めた新生児医療の提供が可能な体制。低出生体重児の割合の増加や長期入院等により病床が不足する傾向にあることから、都道府県は出生 1 万人対 25 床から 30 床を目標として、その配置も含め地域の実情に応じて整備を進めるものとする。特に、安定した地域周産期医療提供体制の構築のためには新生児医療を担う医師の確保、充足が重要であることから、周産期母子医療センター等の地域新生児医療を担う施設における新生児医療を担当する医師の充足状況を把握した上で、医師の確保のために必要な方策を検討し、明示すること

④ NICU に入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制

周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、保健及び福祉サービスが相互に連携した支援

(2) 各医療機能と連携

前記「(1) 目指すべき方向」を踏まえ、周産期医療体制に求められる医療機能を下記①から④に示す。

都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

① 正常分娩等を扱う機能(日常の生活・保健指導及び新生児の医療の相談を含む。)【正常分娩】

ア 目標

- 正常分娩に対応すること
- 妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を行うこと
- 周産期母子医療センター及びそれに準ずる施設など他の医療機関との連携により、リスクの低い帝王切開術に対応すること

イ 医療機関に求められる事項

- 産科に必要とされる検査、診断、治療が実施可能であること
- 正常分娩を安全に実施可能であること
- 他の医療機関との連携により、合併症や、帝王切開術その他の手術に適切に対応できること
- 妊産婦のメンタルヘルスに対応可能であること
- 緊急時の搬送にあたっては、周産期救急情報システム等を活用し、病態や緊急度に応じて適切な医療機関を選定すること。また平時から近隣の高次施設との連携体制を構築すること

ウ 医療機関の例

- 産科又は産婦人科を標榜する病院又は診療所
- 連携病院（集約化推進通知に規定されるもの）

・　助産所

② 周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能【地域周産期母子医療センター】

ア　目標

・　周産期に係る比較的高度な医療行為を実施すること

・　24 時間体制での周産期救急医療（緊急帝王切開術、その他の緊急手術を含む。）に対応すること

イ　医療機関に求められる事項

（ア）機能

a　地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設を都道府県が認定するものである。ただし、NICU を備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を備えていないものであっても、地域周産期母子医療センターとして認定することができるものとする。

b　地域周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。

c　都道府県は、各地域周産期母子医療センターにおいて設定された提供可能な新生児医療の水準について、医療計画に明記するなどにより、関係者及び住民に情報提供するものとする。

（イ）整備内容

a　施設数

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センター一か所に対して数か所の割合で整備するものとし、一つ又は複数の二次医療圏に一か所又は必要に応じそれ以上整備することが望ましい。

b　診療科目

地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）を有するものとし、麻酔科及びその他関連診療科を有することが望ましい。ただし、NICU を備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を有していなくても差し支えないものとする。

c　設備

地域周産期母子医療センターは、次に掲げる設備を備えるものとする。

(a)　産科を有する場合は、次に掲げる設備を備えることが望ましい。

ⅰ　緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器

ⅱ　分娩監視装置

ⅲ　超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）

ⅳ　微量輸液装置

ⅴ　その他産科医療に必要な設備

(b)　小児科等には新生児病室を有し、次に掲げる設備を備える NICU を設けることが望ましい。

ⅰ　新生児用呼吸循環監視装置

ⅱ　新生児用人工換気装置

ⅲ　保育器
ⅳ　その他新生児集中治療に必要な設備

（ウ）職員

地域周産期母子医療センターは、次に掲げる職員を配置することが望ましい。

a　小児科（新生児医療を担当するもの）については、24 時間体制を確保するために必要な職員

b　産科を有する場合は、帝王切開術が必要な場合に迅速（おおむね 30 分以内）に手術への対応が可能となるような医師（麻酔科医を含む。）及びその他の各種職員

c　新生児病室については、次に掲げる職員

(a)　24 時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務していること

(b)　各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること

(c)　臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること

(d)　NICU を有する場合は入院児支援コーディネーターを配置することが望ましい

（エ）連携機能

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センターからの戻り搬送の受入れ、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、合同症例検討会等の開催等により、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。

ウ　医療機関の例

・　地域周産期母子医療センター（集約化推進通知に規定される連携強化病院を含む。）

③　母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能【総合周産期母子医療センター】

ア　目標

・　合併症妊娠、胎児・新生児異常等母体又は児にリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症を有する母体に対応すること

・　周産期医療体制の中核として地域周産期医療関連施設等との連携を図ること

イ　医療機関に求められる事項

（ア）機能

a　総合周産期母子医療センターは、相当規模の MFICU を含む産科病棟及び NICU を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、脳血管疾患、心疾患、敗血症、外傷、精神疾患等を有する母体に対応することができる医療施設を都道府県が指定するものである。

b　総合周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送を受け入れるなど、周産期医療体制の中核として地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。

（イ）整備内容

a　施設数

総合周産期母子医療センターは、原則として、三次医療圏に一か所整備するものとする。ただし、都道府県の面積、人口、地勢、交通事情、周産期受療状況及び地域周産期医療関連施設の所在等を考慮し、三次医療圏に複数設置することができるものとする。なお、三次医療圏に総合周産期母子医療センターを複数設置する場合は、周産期医療情報センター等に母体搬送及び新生児搬送の調整等を行う搬送コーディネーターを配置する等により、母体及び新生児の円滑な搬送及び受入れに留意するものとする。

b　診療科目

総合周産期母子医療センターは、産科及び新生児医療を専門とする小児科（MFICU 及び NICU を有するものに限る。）、麻酔科その他の関係診療科を有するものとする。

c　関係診療科との連携

総合周産期母子医療センターは、当該施設の関係診療科と日頃から緊密な連携を図るものとする。

総合周産期母子医療センターを設置する医療施設が救命救急センターを設置している場合又は救命救急センターと同等の機能を有する場合（救急科、脳神経外科、心臓血管外科又は循環器内科、放射線科、内科、外科等を有することをいう。）は、都道府県は、その旨を医療計画に記載し、関係者及び住民に情報提供するものとする。また、総合周産期母子医療センターを設置する医療施設が救命救急センターを設置していない場合又は救命救急センターと同等の機能を有していない場合は、都道府県は、当該施設で対応できない母体及び新生児の疾患並びに当該疾患について連携して対応する協力医療施設を医療計画に記載し、関係者及び住民に情報提供するものとする。

また、総合周産期母子医療センターを設置する医療施設においては、当該施設が精神科を有し施設内連携が図られている場合はその旨、有さない場合は連携して対応する協力医療施設を医療計画に記載し、精神疾患を合併する妊産婦についても対応可能な体制を整え、関係者および住民に情報提供するものとする。

d　設備等

総合周産期母子医療センターは、次に掲げる設備等を備えるものとする。

(a)　MFICU

MFICU には、次に掲げる設備を備えるものとする。なお、MFICU は、必要に応じ個室とするものとする。

ⅰ　分娩監視装置

ⅱ　呼吸循環監視装置

ⅲ　超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）

ⅳ　その他母体・胎児集中治療に必要な設備

(b)　NICU

NICUには、次に掲げる装置を備えるものとする。

ⅰ　新生児用呼吸循環監視装置

ⅱ　新生児用人工換気装置

ⅲ　超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）

ⅳ　新生児搬送用保育器

ⅴ　その他新生児集中治療に必要な設備

(c)　GCU

GCUには、NICUから退出した児並びに輸液、酸素投与等の処置及び心拍呼吸監視装置の使用を必要とする新生児の治療に必要な設備を備えるものとする。

(d)　新生児と家族の愛着形成を支援するための設備

新生児と家族の愛着形成を支援するため、長期間入院する新生児を家族が安心して見守れるよう、NICU、GCU等への入室面会及び母乳保育を行うための設備、家族宿泊施設等を備えることが望ましい。

(e)　ドクターカー

医師の監視の下に母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸器等の医療機器を搭載した周産期医療に利用し得るドクターカーを必要に応じ整備するものとする。

(f)　検査機能

血液一般検査、血液凝固系検査、生化学一般検査、血液ガス検査、輸血用検査、エックス線検査、超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）による検査及び分娩監視装置による連続的な監視が常時可能であるものとする。

（ウ）病床数

a　MFICU及びNICUの病床数は、当該施設の過去の患者受入実績やカバーする医療圏の人口等に応じ、総合周産期母子医療センターとしての医療の質を確保するために適切な病床数とすることを基本とする。施設当たりのMFICU病床数は６床以上、NICUの病床数は９床以上（12床以上とすることが望ましい。）とする。ただし、三次医療圏の人口が概ね100万人以下の地域に設置されている場合にあっては、当分の間、MFICUの病床数は３床以上、NICUの病床数は６床以上で差し支えないものとする。

なお、両室の病床数については、以下のとおり取り扱うものとする。

(a)　MFICUの病床数は、これと同等の機能を有する陣痛室の病床を含めて算定して差し支えない。ただし、この場合においては、陣痛室以外のMFICUの病床数は６床を下回ることができない。

(b)　NICUの病床数は、新生児用人工換気装置を有する病床について算定するものとする。

b　MFICUの後方病室（一般産科病床等）は、MFICUの２倍以上の病床数を有することが望ましい。

c　GCUは、NICUの２倍以上の病床数を有することが望ましい。

（エ）職員

総合周産期母子医療センターは、次に掲げる職員をはじめとして適切な勤務体制を維持する上で必要な数の職員の確保に努めるものとする。なお、総

合周産期母子医療センターが必要な数の職員を確保できない場合には、都道府県は、当該医療施設に対する適切な支援及び指導を行うものとする。

a　MFICU

(a)　24 時間体制で産科を担当する複数（病床数が６床以下であって別途オンコールによる対応ができる者が確保されている場合にあっては１名）の医師が勤務していること。

(b)　MFICU の全病床を通じて常時３床に１名の助産師又は看護師が勤務していること。

b　NICU

(a)　24 時間体制で新生児医療を担当する医師が勤務していること。なお、NICU の病床数が 16 床以上である場合は、24 時間体制で新生児医療を担当する複数の医師が勤務していることが望ましい。

(b)　常時３床に１名の看護師が勤務していること。

(c)　臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。

c　GCU

常時６床に１名の看護師が勤務していること。

d　分娩室

原則として、助産師及び看護師が病棟とは独立して勤務していること。ただし、MFICU の勤務を兼ねることは差し支えない。

e　麻酔科医

麻酔科医を配置すること。

f　NICU 入院児支援コーディネーター

NICU、GCU 等に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療育・療養環境への円滑な移行を図るため、新生児医療、地域の医療施設、訪問看護ステーション、療育施設・福祉施設、在宅医療・福祉サービス等に精通した看護師、社会福祉士等を次に掲げる業務を行う NICU 入院児支援コーディネーターとして配置することが望ましい。

(a)　NICU、GCU 等の長期入院児の状況把握

(b)　望ましい移行先（他医療施設、療育施設・福祉施設、在宅等）との連携及び調整

(c)　在宅等への移行に際する個々の家族のニーズに合わせた支援プログラムの作成並びに医療的・福祉的環境の調整及び支援

(d)　その他望ましい療育・療養環境への移行に必要な事項

（オ）連携機能

総合周産期母子医療センターは、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、救急搬送の受入れ、合同症例検討会の開催等により、地域周産期母子医療センターその他の地域で分娩を取り扱う全ての周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。

（カ）災害対策

総合周産期母子医療センターは、災害時を見据えて業務継続計画を策定すること。また、自都道府県のみならず近隣都道府県の被災時においても、災害時小児周産期リエゾン等を介して物資や人員の支援を積極的に担うこと。

ウ　医療機関の例

・　総合周産期母子医療センター

④　周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場（施設を含む）で療養・療育できるよう支援する機能【療養・療育支援】

ア　目標

・　周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場（施設を含む。）で療養・療育できる体制を提供すること（地域の保健・福祉との連携等）

・　在宅において療養・療育を行っている児の家族に対する支援を実施すること

イ　医療機関等に求められる事項

・　周産期医療関連施設等と連携し、人工呼吸器の管理が必要な児や、気管切開等のある児の受入れが可能であること

・　児の急変時に備え、救急対応可能な病院等との連携が図れていること

・　訪問看護ステーション、薬局、福祉サービス事業者及び自治体等との連携により、医療、保健、福祉サービス及びレスパイト入院の受入れ等を調整し、地域で適切に療養・療育できる体制を提供すること

・　地域又は総合周産期母子医療センター等の周産期医療関連施設等と連携し、療養・療育が必要な児の情報（診療情報や治療計画等）を共有していること

・　医療型障害児入所施設等の自宅以外の場においても、障害児の適切な療養・療育を支援すること

・　家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

ウ　医療機関等の例

・　小児科を標榜する病院又は診療所

・　在宅医療を行っている診療所

・　訪問看護ステーション

・　医療型障害児入所施設

・　日中一時支援施設

第３　構築の具体的な手順

１　現状の把握

都道府県は、周産期医療の体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1)　患者動向に関する情報

・　出生率（人口動態統計）

・　合計特殊出生率（人口動態統計）

・　分娩数（帝王切開件数を含む。）（医療施設調査）、正常分娩数

・　死産率（人口動態統計）

・　低出生体重児出生率（人口動態統計）

・　新生児、乳児、乳幼児の死亡率（人口動態統計）

・　周産期死亡率（人口動態統計）

・　NICU 入室児数（医療施設調査）

・　ハイリスク新生児の発育発達予後

・　周産期関連疾患患者数と発生率
・　妊産婦死亡数、主な死亡の原因（人口動態統計）
・　産後訪問指導を受けた割合（地域保健・健康増進事業報告）
・　重症心身障害児の数、身体障害者手帳交付数（18 歳未満）（福祉行政報告例）
・　小児在宅人工呼吸器患者数
・　療養療育施設入所児童数

(2)　医療資源・連携等に関する情報

①　救急搬送

・　母体搬送、新生児搬送等の救急搬送件数及び受入状況
・　搬送先医療機関
・　周産期救急情報システム等の活用状況
・　救急要請から医療機関収容までに要した時間
・　搬送先医療機関の選定において問い合わせた周産期医療関連施設数
・　ドクターカー及びドクターヘリの活用状況
・　周産期救急情報システム及び救急医療情報システムの活用状況
・　搬送コーディネーターの活動状況及び勤務態勢

②　医療機関等

ア　正常分娩に対応する病院・診療所

（ア）分娩数等の診療内容及び診療体制等

・　産科医及び産婦人科医の数
・　助産師数　等

（イ）対応可能な分娩

・　母体、胎児の条件　等

（ウ）医療連携の状況

・　リスクの低い帝王切開術に対応するための連携状況
・　オープンシステムへの参加状況
・　医療機器共同利用の状況
・　他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況　等

イ　分娩を取り扱う助産所（院内助産所を含む。）

・　分娩数等の診療内容及び診療体制等（助産師数）
・　対応可能な分娩（母体、胎児の条件等）
・　医療連携の状況（嘱託医、嘱託医療機関及びその他の周産期医療機関との連携状況、周産期医療情報システムへの参加等）

ウ　周産期医療機関（周産期母子医療センター等）

（ア）所在地、診療科目、病床数

（イ）設備

・　MFICU、NICU、GICU の病床数、稼働率
・　ドクターカーなど新生児搬送用救急車の配備状況　等

（ウ）分娩数等の診療内容及び診療体制等

・　分娩数
・　対応可能な分娩（母体、胎児の条件等）
・　診療実績（周産期関連疾患や他科疾患合併妊娠の患者数、入院数等）
・　NICU、GCU 等の長期入院児の状況
・　産科医及び産婦人科医の数（医師一人あたりの分娩数）

・　新生児の医療を担当する医師数（医師一人あたりの NICU 病床数、担当患者数）
・　助産師数等
・　院内助産所及び助産師外来の活動状況
・　麻酔科医師、臨床心理士等の臨床心理技術者、NICU 入院児支援コーディネーター等の数及び勤務態勢　等

（エ）医療連携の状況
・　他の医療機関からの搬送受入状況
・　オープンシステム・セミオープンシステムの実施状況
・　他の医療機関との診療情報や治療計画の共有、合同症例検討会の開催等の状況
・　在宅療養・療育を支援する機能を持った施設等との連携状況　等

（オ）災害対策の状況
・　業務継続計画の策定状況

エ　在宅療養・療育を支援する機能を持った施設

（ア）診療内容及び診療体制等
・　医師数、看護師数　等

（イ）対応可能な医療内容
・　人工呼吸器管理、気管切開のケア、痰の吸引のある児　等

（ウ）医療連携の状況
・　他の医療機関からの紹介状況
・　救急対応可能な病院等との事前の連携状況
・　医療型障害児入所施設等との連携状況
・　他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況　等

(3)　都道府県全体の周産期医療体制整備に関する情報

①　災害時の周産期医療体制に関する事項
・　災害時小児周産期リエゾンの認定
・　周産期医療施設や妊産婦等の被害を想定した災害訓練の実施状況

②　近隣都道府県との連携に関する協議の状況

(4)　指標による現状把握

別表９に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。

２　圏域の設定

(1)　都道府県は、周産期医療体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、妊産婦、胎児及び新生児のリスクや重症度に応じて必要となる医療機能を明確にして、圏域を設定する。

(2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。

(3)　NICU を有する周産期母子医療センター等の基幹病院とその連携病院群への適正アクセスを一定程度確保しながら基幹病院の機能を適切に分化、重点化させるために、分娩取扱医療機関のカバーエリアや妊産婦人口に対するカバー率を考慮する。また、圏域の設定に当たっては、重症例（重症の産科疾患、重症の合併症妊娠、胎児異常症例等）を除く産科症例の診療が圏域内で完結することを目安に、従来の二次医療圏にこだわらず地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

(4)　検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現に周産期医療の診療に従事する者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

　また、現行の周産期医療に関する協議会を十分に尊重・活用する。

3　連携の検討

(1)　都道府県は、周産期医療の体制を構築するに当たって、分娩の安全確保を考慮した上で、地域の医療機関が妊産婦、胎児及び新生児のリスクや重症度に応じて機能を分担する連携となるよう、また、関係機関・施設の信頼関係を醸成するよう配慮する。

　さらに、医療機関、地域医師会等関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

(2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

(3)　母体及び新生児の搬送及び受入（圏域を越えた搬送及び受入を含む。）に関する現在の問題点を把握し、都道府県域の県境地域においては、道路状況や地域住民の受療動向により、県内医療機関と県外医療機関との連携体制を検討する。

　その場合、隣接都道府県関係者からなる協議会を設置する等により合意を得る。

(4)　産科合併症以外の合併症を有する母体への医療施設や診療科間の連携や、救急医療情報システムとの連携等、周産期救急情報システムの効率的な活用方法について検討する。

(5)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。

　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

　さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

(6)　集約化・重点化を実施するための計画との整合性を図る。

①　連携強化病院の体制

②　連携病院の体制

③　連携強化病院と連携病院の連携体制

④　連携強化病院における地域の周産期医療施設の支援体制

⑤　医療機関間における搬送体制

4　課題の抽出

都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の周産期医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5　数値目標

都道府県は、良質かつ適切な周産期医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載するものとする。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6　施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「４　課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7　評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

8　公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

小児医療の体制構築に係る指針

小児医療については、これまで未熟児養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業、自立支援事業(育成医療)等に対する公費負担事業や重症度に応じた救急医療体制の整備等の対策を進めてきたところであり、これらの達成目標は、「健やか親子 21」(平成 12 年)や「子ども・子育てビジョン」(平成 22 年)にも目標値として盛り込まれているところである。

さらに、平成 17 年８月に関係省庁により発表された「医師確保総合対策」等において小児科医の不足が指摘されたことから、都道府県に対し、「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」(平成 17 年 12 月 22 日付け医政発第 1222007 号・雇児発第 1222007 号・総財経第 422 号・17 文科高第 642 号厚生労働省医政局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長連名通知。以下「集約化推進通知」という。)において、小児科・産科の医師偏在問題については、医療資源の集約化・重点化の推進が当面の最も有効な方策であることを示したところである。

また、平成 21 年７月に示された「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会」の中間取りまとめに基づき、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)による小児救急患者への対応を含む実施基準の策定や、小児救命救急センターの整備、小児集中治療室(以下「PICU」という。)の整備等が行われてきたところである。さらに、「少子化社会対策大綱」(平成 27 年)、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年)においても、継続して小児医療の充実に取り組んでいる。

小児医療の体制については、日本小児科学会が示している「我が国の小児医療提供体制の構想」及び「中核病院小児科･地域小児科センター登録事業」を参考に、小児救急医療のみならず地域での一般の小児医療との連携も視野に入れながら、小児の医療体制を構築する。

本指針では、小児医療の体制構築に当たり、「第１　小児医療の現状」で小児医療をとりまく状況がどのような医療が行われているのかを概観し、次に、「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第１　小児医療の現状

１　小児医療をとりまく状況

(1)　小児の疾病構造

１日当たりの全国の小児(０歳から 14 歳までを指す。以下同じ。)患者数(推計)は、入院で約 2.8 万人、外来で約 74 万人となっている[1]。

①　入院については、「周産期に発生した病態」(23.1%)のほか、喘息(5.0%)をはじめとする「呼吸器系の疾患」(17.4%)、「先天奇形、変形及び染色体異常」(11.0%)、「神経系の疾患」(10.0%)が多い[1]。

[1]　厚生労働省「患者調査」(平成 26 年)

② 外来については、急性上気道感染症（15.6%）をはじめとする呼吸器系の疾患（38.1%）が圧倒的に多い[1]。

また、小児医療に関連する業務においては、育児不安や小児の成長発達上の相談、親子の心のケア、予防接種、児童虐待への対応等の保健活動が占める割合が大きい。

なお、小児救急診療については、患者の多くが軽症者であり、また、夕刻から準夜帯（18 時から 23 時まで）にかけて受診者が多くなることが指摘されている。

(2) 死亡の状況

我が国の周産期死亡率（出産 1,000 対）は 3.6、乳児死亡率（出生 1,000 対）は 1.9、幼児（１歳から４歳まで）、児童（５歳から９歳まで）、児童（10 歳から 14 歳まで）の死亡率（人口 10 万対）はそれぞれ、19.4、8.6、8.4 となっている[2]。

幼児（１歳から４歳まで）の周産期死亡の主な原因は、「先天奇形、変形及び染色体異常」（20.6%）、「不慮の事故」（13.9%）、「悪性新生物」（8.8%）となっている。一方、児童（10 歳から 14 歳まで）の主な原因は、「悪性新生物」（22.6%）、「自殺」（19.0%）、「不慮の事故」（15.5%）となっている[2]。

(3) 小児救急の現状

少子化（小児人口は、平成 12 年の 1,847 万人から平成 27 年の 1,590 万人まで減少している[3]。）にもかかわらず、18 歳未満の救急搬送数は増加傾向であった。近年は平成 17 年の約 51 万人から平成 27 年の約 46 万人と、やや減少傾向にある[4]。

また、同搬送における軽症者の割合は約 73%となっている[4]。さらに、小児の入院救急医療機関（第二次救急医療機関）を訪れる患者数のうち、９割以上は軽症であることが以前より指摘されている[5]。このように、小児救急患者※については、その多くが軽症患者であり、かつ、重症患者を扱う医療機関においてさえ軽症患者が多数受診している様子がうかがえる。

※ 小児救急患者

救急車等によって救急搬送される小児患者や、休日・夜間等の通常の診療時間外に医療機関を受診する小児患者等を指す。

小児救急患者の時間帯別の受診状況をみると、平日では夕刻から準夜帯（18 時から 22 時頃まで）にかけて増加傾向にあり、さらに土・日では多くなっている[6]。このように、小児救急患者は、いわゆる時間外受診が多いことが指摘されている。

小児救急における受療行動には、少子化、核家族化、夫婦共働きといった社会情勢や家庭環境の変化に加え、保護者等による専門医指向、病院志向が大きく影響していると指摘されている[6]。

このような状況を背景として、夜間や休日に、子どもの病気やけがへの対応について、保護者等の不安を軽減し、不要不急の受診を抑制するため、全国共通ダイヤルで看護師や小児科医師からアドバイスを受けられる「小児救急電話相談事業」を平成 16 年度から開始している。平成 22 年度以降は全都道府県で実施されており、

---

2 厚生労働省「人口動態統計（確定数）」（平成 27 年）

3 総務省「国勢調査」（平成 27 年）

4 消防庁「平成 28 年版　救急・救助の現状」（平成 28 年）

5 日本医師会「小児救急医療体制のあり方に関する検討委員会報告書」（平成 14 年）ほか

6 厚生労働科学研究「小児救急医療における患者・家族ニーズへの対応策に関する研究」（主任研究者　衛藤義勝）（平成 16 年度）

年間相談件数は、平成 22 年度の 46.6 万件から、平成 27 年度には 74.9 万件と増加している[7]。

2　小児医療の提供体制

(1)　医療施設の状況

①　平成 14 年から平成 26 年までの間に小児科を標榜している一般病院は 20.9%減少（3,359 から 2,656)、診療所は 19.3%減少（25,862 から 20,872)、小児科が主たる標榜である一般診療所は 6.6%増加（2,991 から 3,188）している[8]。

②　小児慢性特定疾患を取り扱う医療機関については各都道府県において指定されている。

③　平成 11 年度以降、小児救急医療体制の充実を図るため、病院群輪番制（163 地区）や拠点病院（28 か所）の整備を推進している。（数値はいずれも平成 22 年９月現在）

④　高度な医療を提供する新生児集中治療室（以下「NICU」という。）を有する医療機関数は、平成 26 年に 330 施設、PICU を有する医療機関数は、平成 26 年に 41 施設となっている[8]。

(2)　小児医療に係る医師等の状況

①　我が国の小児科を標榜する病院一施設当たりの、小児人口は約５千人（例えば、英国では約２万５千人)、小児科医数は平均２名余（英国は約 20 名）と、他の先進諸国に比べ、医療資源が広く薄く配置されている状況が指摘されている[9]。

②　平成 14 年から平成 26 年までの間に小児科医の数は 14,481 人から 16,758 人と約 2,300 人増加している[10]。また、小児人口１万人当たりの小児科医数でみても、7.7 から 10.3 と増加傾向にある。なお、女性医師の割合は、34.2%である。

第２　医療体制の構築に必要な事項

1　目指すべき方向

当面、日本小児科学会が示している「我が国の小児医療提供体制の構想」及び「中核病院小児科・地域小児科センター登録事業」を参考に、すべての小児救急医療圏（平成 27 年４月現在 357 地区）で常時診療できる体制を確保するとともに、一般の小児医療も視野に入れながら、医療体制を構築していく。

その際、圏域ごとに少なくとも一箇所の小児専門医療を取り扱う病院を確保することを目標に、既存の医療機関相互の連携や各事業の効果的な組合せ等によって、地域における小児医療の連携の構築を行う。また、医療機関の機能や患者のアクセス等を考慮し、小児医療に係る医療圏の見直しを適宜行う等により圏域毎の小児医療提供体制を検討する（日本小児科学会「小児医療提供体制委員会報告」（平成 27 年）を参考のこと)。

(1)　子どもの健康を守るために、家族を支援する体制

①　急病時の対応等について健康相談・支援を実施可能な体制

②　慢性疾患児や障害児、心の問題のある児の家族に対する身体的及び精神的サポート等を実施する体制

7　厚生労働省医政局地域医療計画課調べ

8　厚生労働省「医療施設調査」（平成 26 年）

9　日本小児科学会調べ（平成 18 年）

10　厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成 26 年）

③　家族による救急蘇生法等、不慮の事故や急病への対応が可能な体制

(2)　小児患者に対し、その症状に応じた対応が可能な体制

①　地域において、初期救急も含め一般的な小児医療を実施する体制

②　二次医療圏において、拠点となる病院が、専門医療又は入院を要する小児救急医療を提供する体制

③　三次医療圏において、高度な専門医療又は重篤な小児患者に対する救命医療を提供する体制

④　身体機能の改善やADLの向上のため、早期からのリハビリテーションを実施する体制

※　慢性疾患児や障害児、心の問題のある児等に関しては、上記①～④の分類に基づく医療提供体制が必ずしも当てはまらない場合が想定されることから、地域の実情に応じ、適宜、体制の確保を図る。

(3)　地域の小児医療が確保される体制

①　医療資源の集約化・重点化の実施により、小児専門医療を担う病院が確保される体制

②　小児医療に係る医師の確保が著しく困難な地域については、医療の連携の構築を図ることで、全体で対応できる体制

(4)　療養・療育支援が可能な体制

①　小児病棟やNICU、PICU等で療養中の重症心身障害児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、介護及び福祉サービスが相互に連携した支援を実施

(5)　災害時を見据えた小児医療体制

これまでの震災の研究や検討から、現状の災害医療体制では小児・周産期医療に関して準備不足であることが指摘された。また、小児医療については平時から独自のネットワークが形成されていることが多く、災害時にも既存のネットワークを活用する必要性が指摘された[11]。そのため、都道府県は災害対策本部等に災害医療コーディネーターのサポートとして、小児・周産期医療に特化した調整役である「災害時小児周産期リエゾン」を配置し、次に挙げる事項を整備すること。

①　災害時に小児及び小児患者に適切な医療や物資を提供できるよう、災害時小児周産期リエゾンを認定し、平時より訓練を実施

②　自都道府県のみならず近隣都道府県の被災時においても、災害時小児周産期リエゾン等を介して被災県からの搬送受入れや診療に係る医療従事者の支援等を行う体制を構築

2　各医療機能と連携

前記「1　目指すべき方向」を踏まえ、小児の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1)　健康相談等の支援の機能【相談支援等】

①　目標

・　子供の急病時の対応等を支援すること

11　厚生労働省「周産期医療体制のあり方に関する検討会意見のとりまとめ」（平成28年度）

・　慢性疾患の診療や心の診療が必要な児童及びその家族に対し、地域の医療資源、福祉サービス等について情報を提供すること
・　不慮の事故等の救急の対応が必要な場合に、救急蘇生法等を実施できること
・　小児かかりつけ医を持つとともに、適正な受療行動をとること

② 関係者に求められる事項

(家族等周囲にいる者)

・　必要に応じ電話相談事業等を活用すること
・　不慮の事故の原因となるリスクを可能な限り取り除くこと
・　救急蘇生法等の適切な処置を実施すること

(消防機関等)

・　心肺蘇生法や不慮の事故予防に対する必要な知識を家族等に対し、指導すること
・　急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送すること
・　救急医療情報システムを活用し、適切な医療機関へ速やかに搬送すること

(行政機関)

・　休日・夜間等に子供の急病等に関する相談体制を確保すること（小児救急電話相談事業）
・　小児の受療行動に基づき、急病等の対応等について啓発を実施すること（小児救急医療啓発事業）
・　心肺蘇生法や不慮の事故予防に対する必要な知識を、家族等に対し指導する体制を確保すること（自動体外式除細動器普及啓発事業）
・　慢性疾患の診療や心の診療が必要な児童及びその家族に対し、地域の医療資源福祉サービス等について情報を提供すること

(2) 一般小児医療

地域において、日常的な小児医療を実施する。

① 一般小児医療（初期小児救急医療を除く。）を担う機能【一般小児医療】

ア 目標

・　地域に必要な一般小児医療を実施すること
・　生活の場（施設を含む。）での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施すること

イ 医療機関に求められる事項

・　一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療を実施すること
・　軽症の入院診療を実施すること（入院設備を有する場合）
・　他の医療機関の小児病棟やNICU、PICU等から退院するに当たり、生活の場（施設を含む。）での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施すること
・　訪問看護ステーション、福祉サービス事業者、行政等との連携により、医療、介護及び福祉サービス（レスパイトを含む。）を調整すること
・　医療型障害児入所施設等、自宅以外の生活の場を含めた在宅医療を実施すること
・　家族に対する身体的及び精神的サポート等の支援を実施すること
・　慢性疾患の急変時に備え、対応可能な医療機関と連携していること
・　専門医療を担う地域の病院と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

ウ 医療機関等の例

・　小児科を標榜する診療所（小児かかりつけ医を含む。）
・　一般小児科病院、小児地域支援病院※
・　連携病院（集約化推進通知に規定されるもの）
・　訪問看護ステーション

※　小児地域支援病院は日本小児科学会の「地域振興小児科病院Ａ」に相当する。

②　初期小児救急医療を担う機能【初期小児救急】

ア　目標

・　初期小児救急を実施すること

イ　医療機関に求められる事項

・　小児初期救急センター、休日夜間急患センター等において平日昼間や夜間休日における初期小児救急医療を実施すること
・　緊急手術や入院等を要する場合に備え、対応可能な医療機関と連携していること
・　地域で小児医療に従事する開業医等が、病院の開放施設（オープン制度）や小児初期救急センター等、夜間休日の初期小児救急医療に参画すること

ウ　医療機関の例

（平日昼間）

・　小児科を標榜する診療所
・　一般小児科病院、小児地域支援病院
・　連携病院（集約化推進通知に規定されるもの）

（夜間休日）

・　在宅当番医制に参加している診療所、休日夜間急患センター、小児初期救急センター

③　小児医療過疎地域の一般小児医療を担う機能【小児地域支援病院】

小児中核病院又は小児地域医療センターがない医療圏において、最大の病院小児科であり、小児中核病院又は小児地域医療センターからアクセス不良（車で１時間以上）であるものと定義される。小児人口の 5.4%をカバーしているに過ぎないものの、医療圏の面積は全国の約 25%と広く、小児医療資源が乏しいため、他地域の小児科との統廃合は不適当である。

ア　目標

・　小児医療過疎地域において不可欠の小児科病院として、軽症の診療、入院に対応すること

イ　医療機関に求められる事項

・　原則として入院病床を設置し、必要に応じて小児地域医療センター等へ紹介すること

(3)　小児地域医療センター（日本小児科学会の「地域小児科センター」に相当するもの）

小児医療圏において中心的に小児医療を実施する。

①　小児専門医療を担う機能【小児専門医療】

（人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の連携強化病院に係る記載も参照。）

ア　目標

・　一般の小児医療を行う医療機関では対応が困難な患者に対する医療を実施すること
・　小児専門医療を実施すること

イ　医療機関に求められる事項
・　高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を行うこと
・　一般の小児医療を行う機関では対応が困難な患者や常時監視・治療の必要な患者等に対する入院診療を行うこと
・　小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域における医療機関と、小児医療の連携体制を形成することにより、地域で求められる小児医療を全体として実施すること
・　より高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること
・　療養・療育支援を担う施設との連携や、在宅医療を支援していること
・　家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

ウ　医療機関の例
・　地域小児科センター（NICU 型）
・　連携強化病院（集約化推進通知に規定されるもの）

②　入院を要する救急医療を担う機能【入院小児救急】

（人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の連携強化病院に係る記載も参照。）

ア　目標
・　入院を要する小児救急医療を 24 時間体制で実施すること

イ　医療機関に求められる事項
・　小児科医師や看護師などの人員体制を含めて、入院を要する小児救急医療を 24 時間 365 日体制で実施可能であること
・　小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域医療機関と連携し、地域で求められる入院を要する小児救急医療を担うこと
・　高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること
・　療養・療育支援を担う施設と連携していること
・　家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

ウ　医療機関の例
・　地域小児科センター（救急型）
・　連携強化病院（集約化推進通知に規定されるもの）
・　小児救急医療拠点病院
・　小児救急医療支援事業により輪番制に参加している病院

(4)　小児中核病院（日本小児科学会の「中核病院小児科」に相当するもの）

三次医療圏において中核的な小児医療を実施する。

①　高度な小児専門医療を担う機能【高度小児専門医療】

（人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の高次機能病院に係る記載も参照。）

ア　目標
・　小児地域医療センターでは対応が困難な患者に対する高度な専門入院医療を実施すること
・　当該地域における医療従事者への教育や研究を実施すること

イ　医療機関に求められる事項

・　広域の小児中核病院や小児地域医療センターとの連携により、高度専門的な診断・検査・治療を実施し、医療人材の育成・交流などを含めて地域医療に貢献すること
・　療養・療育支援を担う施設と連携していること
・　家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

ウ　医療機関の例
・　中核病院（改革ビジョンに規定されるもの）
・　大学病院（本院）
・　小児専門病院

② 小児の救命救急医療を担う機能【小児救命救急医療】

（人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の高次機能病院に係る記載も参照。）

ア　目標
・　小児の救命救急医療を 24 時間体制で実施すること

イ　医療機関に求められる事項
・　小児地域医療センターからの紹介患者や重症外傷を含めた救急搬送による患者を中心として、重篤な小児患者に対する救急医療を 24 時間 365 日体制で実施すること
・　小児の集中治療を専門的に実行できる診療体制（小児専門施設であれば PICU を運営することが望ましい）を構築することが望ましいこと
・　療養・療育支援を担う施設と連携していること
・　家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

ウ　医療機関の例
・　救命救急センター
・　小児救命救急センター
・　小児救急医療拠点病院のうち救命救急医療を提供するもの

第３　構築の具体的な手順

1　現状の把握

都道府県は、小児医療体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1)　患者動向に関する情報
・　小児患者数（住所の別、軽症・重症の別、外来・入院の別、搬送の種類、受診時間帯）（患者調査）
・　乳児、乳幼児、小児（15 才未満）の死亡率（人口動態統計）
・　小児人口（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査）
・　出生率（人口動態統計）
・　特別児童扶養手当数等（福祉行政報告例等）

(2)　医療資源・連携等に関する情報

①　小児科標榜病院数とその所在

② 各病院における診療の実態
- 外来（一般外来、各種専門外来、検診・育児相談・予防接種等）
- 入院（一般病床数、NICU 病床数、PICU 病床数、小児入院医療管理料の算定病床数等）
- 小児医療に係る医師の数（小児科医等）

③ 小児科標榜診療所数とその所在
④ 時間外の診療対応状況
- 休日・夜間診療所の運営状況（診療時間、対応疾病、医師人数等）
- 小児科を標榜する診療所及び病院の初期救急体制への関与状況
- 休日・夜間の薬局の運営状況（開局時間、薬剤師人数等）

⑤ 小児救急医療に携わる施設とその位置（衛生主管部局）
⑥ 救急医療機関の人員（衛生主管部局）

(3) 指標による現状把握

別表 10 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。

2 医療機能の明確化及び圏域の設定に関する検討

(1) 都道府県は、小児医療体制を構築するに当たって、「第２ 医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１ 現状の把握」で収集した情報を分析し、一般小児医療、小児地域支援病院、小児地域医療センター、小児中核病院といった各種機能を明確にして、圏域を設定する。

(2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。

(3) 圏域を設定するに当たっては、小児地域医療センターを中心とした診療状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

(4) 検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に小児医療の診療に従事する者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

3 連携の検討

(1) 都道府県は、小児医療の体制を構築するに当たって、患者の重症度・緊急度に応じて適切に医療が提供されるよう、また、関係機関・施設の信頼関係が醸成されるよう配慮する。また、都道府県内における医療が必要な障害児の支援に関わる医療・福祉等の関係機関と連係を図る。

さらに、医療機関、消防機関、消防防災主管部局、地域医師会等の関係者は、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

(2) 保健所は、「地域保健法第 4 条第 1 項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成 6 年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年 7 月 20 日付け健

総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互又は医療機関と消防機関との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

(3)　都道府県域の県境地域においては、道路状況や地域住民の受療動向により、県内医療機関と県外医療機関との連携体制を検討する。

その場合、隣接都道府県関係者からなる協議会を設置する等により合意を得る。

(4)　医療計画には、原則として各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載をすることで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

(5)　集約化・重点化を実施するための計画との整合性を図る。

①　連携強化病院の体制
②　連携病院の体制
③　連携強化病院と連携病院の連携体制
④　地域の診療所・連携病院の参加による休日・夜間初期小児救急医療体制
⑤　連携強化病院における地域の小児救急医療の支援体制
⑥　医療機関間における搬送体制
⑦　高次機能病院の役割

4　課題の抽出

都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の小児医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5　数値目標

都道府県は、良質かつ適切な小児医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6　施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「４　課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7　評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

8　公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

在宅医療の体制構築に係る指針

多くの国民が自宅等住み慣れた環境での療養を望んでいる。高齢化の進展に伴い疾病構造が変化し、誰もが何らかの病気を抱えながら生活をするようになる中で、「治す医療」から「治し、支える医療」への転換が求められている。在宅医療は、高齢になっても病気になっても障害があっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療であり、地域包括ケアシステムの不可欠の構成要素である。

また、今後増大する慢性期の医療ニーズに対し、在宅医療はその受け皿として、さらに看取りを含む医療提供体制の基盤の一つとして期待されている。

本指針では「第１　在宅医療の現状」において、我が国の疾病構造及び在宅医療のニーズの変化や在宅医療に係る資源の現状を概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」において、どのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また在宅医療に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とそれらの関係機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第１　在宅医療の現状

１　在宅医療の現状

(1)　疾病構造の変化

昭和 10～20 年代において、我が国の死因の第１位であった結核に代わり、昭和 33 年以降は、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病（慢性疾患）が死因の上位を占めるようになった[1]。こうした疾病構造の変化や高齢化の進展に伴い、要介護認定者や認知症患者は大幅に増加しており、自宅や地域で疾病や障害を抱えつつ生活を送る者が今後も増加していくことが考えられる。

(2)　在宅医療のニーズの増加と多様化

平成 27 年における 65 歳以上の高齢者人口は、3,373 万人であるが[1]、平成 54 年には 3,878 万人となりピークを迎え[2]、同年の 75 歳以上の人口割合は、現在の 13%から 21%に増加する。また、65 歳以上の高齢者のいる世帯の約６割が、独居又は夫婦のみの世帯である。さらに、死亡総数は現在の約 129 万人から約 166 万人に増える[2]。今後は、高齢者の世帯動向、居宅等の形態も踏まえ、医療提供のあり方を検討することが重要である。

在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者数は、平成 21 年の 13,543 人/月から、平成 24 年には 21,121 人/月、平成 27 年には 25,184 人/月と、年々増加している[3]。特に、医療技術の進歩等を背景として、退院後も人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを受けながら日常生活を営む小児や若年層の患者が増加している。在宅患者訪問診療料を算定している１ヶ月あたりの小児（０～９歳）の数は、平成 24 年の 91 人/月から、平成 27 年の 1,003 人/月へ

1　厚生労働省「人口動態調査統計（確定数）」（平成 27 年）

2　国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（１月推計）」（平成 24 年）

3　厚生労働省「社会医療診療行為別調査」

と増加し[3]、また訪問看護を受ける小児（０～９歳）の数は、平成 21 年の約３千人/月から、平成 27 年の約８千人/月へと増加している[4]。

このように、疾病構造の変化や高齢化の進展、医療技術の進歩、QOL 向上を重視した医療への期待の高まり等により、在宅医療のニーズは増加し、また多様化している。

2　在宅医療の提供体制

(1)　退院支援

在宅医療は、増大する慢性期の医療ニーズの受け皿としての役割を期待されている。近年、在宅療養を選択する人工呼吸器を装着した者や何らかの医療処置を必要とする者が増えてきたことから、医療の継続性や退院に伴って新たに生じる心理的・社会的問題の予防や対応のために、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援が重要となる。

具体的には、病院における組織的な取組（退院支援担当者の配置や退院困難者のスクリーニングの導入等）や多職種による退院前カンファレンス等が行われており、自宅への退院者の増加や平均在院日数の減少、患者や家族の QOL 向上等の効果が報告されている[5]。

退院支援担当者を配置している病院は、平成 20 年の 2,450 ヶ所（28%）から、平成 26 年の 3,592 ヶ所（42%）へと増加している[6]。病床規模別にみると、300 床以上の病院では 74%の病院で退院支援の担当者を配置しており、病床規模が大きい病院ほど複数の担当者を配置している傾向がみられる[6]。

(2)　日常の療養生活の支援

①　訪問診療

在宅医療を受けた患者数は、平成26年には156,400人/日で、平成23年の110,700人/日に比較し、41%増加している[7]。

訪問診療を提供している医療機関は、全診療所100,461ヶ所のうち、20,597ヶ所（20.5%）、全病院8,493ヶ所のうち2,692ヶ所(31.7%)である[6]。また、在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所数は平成26年３月現在、それぞれ1,060ヶ所、14,453ヶ所の届出があり[8]、年々増加しているものの、都道府県別の人口10万人当たりでみると、前者が0.29から3.6（全国値0.8)、後者が5.4から22.8（全国値11.5）とばらつきが見られる[7]。

病院、診療所を対象とした調査では、在宅医療を実施する上で特に大変なこととして、74%が24時間対応の困難さを挙げた[9]。在宅医療の多くが診療所を中心とした小規模な組織体制で提供されており、24時間対応、急変時の対応及び看取りを行うための連携体制の構築が求められている。

②　訪問看護

訪問看護利用者約56.7万人/月のうち、医療保険による利用者は約17.1万人/

4　厚生労働省「訪問看護療養費実態調査」（平成 21,27 年）

5　医療経済研究機構「退院準備から在宅ケアを結ぶ支援（リエゾンシステム）のあり方に関する研究」（平成 19 年）

6　厚生労働省「医療施設調査（静態)」（平成 20,26 年）

7　厚生労働省「患者調査」（平成 23,26 年）

8　厚生労働省医政局地域医療計画課調べ（平成 27 年）

9　日本医師会総合政策研究機構「かかりつけ医機能と在宅医療についての診療所調査結果」（平成 29 年）

月[10]、介護保険による訪問看護利用者が約39.6万人/月[11]である。

介護保険における請求事業所数でみると、訪問看護ステーションは7,917カ所[11]、訪問看護を実施する病院・診療所は1,580カ所である[11]。都道府県別に人口10万人当たりの訪問看護事業所数（訪問看護ステーション、訪問看護を実施している医療機関の合計）をみると、4.3から12.1とばらつきがみられる（全国値7.3）[12]。

訪問看護ステーションの多くは、従業員が５人未満の小規模な事業所であるが、規模の大きな訪問看護ステーションほど、難病や末期の悪性腫瘍等の利用者が多く、また緊急の訪問が多い実態がある[13]。

今後は、看取りや重症度の高い利用者へ対応できるよう、訪問看護ステーション間や関係機関との連携強化、訪問看護ステーションの大規模化等の機能強化による安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備が求められている。

③　訪問歯科診療

在宅歯科医療を受けた患者は、約40,600人/日（歯科外来患者総数の3.0%）であり、そのうち、77.6%が65歳以上である[6]。

全歯科診療所68,592ヶ所のうち、訪問歯科診療を提供している歯科診療所は、14,069ヶ所（20.5%）である[6]。在宅又は介護施設等における療養を歯科医療面から支援する在宅療養支援歯科診療所は6,443ヶ所で増加傾向にあるが[14]、全歯科診療所の約９%にとどまっている。

近年は、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔と全身との関係について広く指摘されており、医療機関等との連携を更に推進していくことが求められている。

④　訪問薬剤管理指導

全薬局 57,784 カ所[15]のうち、在宅訪問薬剤管理指導業務を実施している薬局数は、平成 26 年では医療保険では 3,598 ヶ所で算定回数は約 15 万回/年、介護保険では 11,020 ヶ所（重複あり）で算定回数は約 545 万回/年となっており[16]、実施施設は年々増加しているが薬局全体では約２割程度である。医療機関の薬剤師が実施した在宅訪問薬剤管理指導業務は、医療保険約 480 回/月[17]、介護保険約 6,000 回/月 [11] となっている。地域の薬局には、医薬品等の供給体制の確保に加え、医療機関等と連携して患者の服薬情報を一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行うことや、入退院時における医療機関等との連携、夜間・休日等の調剤や電話相談への対応等の役割を果たすことが求められている。

(3)　急変時の対応

自宅での療養を希望していてもそれが実現できない理由として、急変時の対応に関する患者の不安や家族の負担への懸念が挙げられる[18]。こうした不安や負担の軽

10　厚生労働省「訪問看護療養費実態調査」（平成 27 年）
11　厚生労働省「介護給付費実態調査」（平成 27 年６月）
12　厚生労働省「介護給付費実態調査」（平成 26 年）より算出
13　厚生労働省保険局医療課調べ（平成 25 年）
14　厚生労働省保険局医療課調べ（平成 27 年）
15　厚生労働省「衛生行政報告例」（平成 26 年）
16　厚生労働省保険局、老健局調べ（平成 26 年）
17　厚生労働省「社会医療診療行為別調査」（平成 27 年）
18　内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」（平成 24 年）

減が、在宅での療養を継続するための重要な課題である。

そのため、24 時間いつでも往診や訪問看護の対応が可能な連携体制や、入院医療機関における円滑な受入れといった後方支援体制の構築が求められている。

(4) 在宅での看取り

55%の国民が、治る見込みがない病気になった場合に、自宅で最期を迎えることを望んでいるが [18]、場所別の死亡率をみると、医療機関での死亡率が 77%となっている [1]。患者や家族の QOL の維持向上を図りつつ療養生活を支えるとともに、患者や家族が希望した場合には、自宅で最期を迎えることを可能にする医療及び介護体制の構築が求められている。

また、高齢化の進展に伴い、介護施設等で最期を迎える者が増えていることから、在宅医療に係る機関が介護施設等による看取りを必要に応じて支援することが求められる。

第２　医療体制の構築に必要な事項

１　目指すべき方向

前記「第１　在宅医療の現状」を踏まえ、個々の役割や医療機能、それを満たす各関係機関、さらにそれら関係機関相互の連携により、在宅医療が円滑に提供される体制を構築する。

(1) 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制

① 入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施

(2) 日常の療養支援が可能な体制

① 多職種協働により患者やその家族の生活を支える観点からの医療の提供

② 緩和ケアの提供

③ 家族への支援

(3) 急変時の対応が可能な体制

① 患者の病状急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確保

(4) 患者が望む場所での看取りが可能な体制

① 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施

また、上記(1)から(4)の体制を構築するにあたり、地域における多職種連携を図りながら、24 時間体制で在宅医療が提供されることが重要である。こうした観点から、在宅医療において積極的役割を担う医療機関や在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付けていくことが望まれる。

２　各医療機能と連携

前記「１　目指すべき方向」を踏まえ、在宅医療の提供体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。都道府県は、各医療機能の内容（目標、関係機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1) 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制【退院支援】

① 目標

・ 入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること

② 入院医療機関に求められる事項

・ 退院支援担当者を配置すること

・ 退院支援担当者は、できる限り在宅医療に係る機関での研修や実習を受ける

こと
・　入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を開始すること
・　退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護、障害福祉サービスの調整を十分図ること
・　退院後、患者に起こりうる病状の変化やその対応について、退院前カンファレンスや文書・電話等で、在宅医療に係る機関との情報共有を十分図ること

（医療機関の例）
・　病院・有床診療所
※　介護老人保健施設においても、在宅への移行に向けた取組が行われている。

③　在宅医療に係る機関に求められる事項
・　患者のニーズに応じて、医療や介護、障害福祉サービスを包括的に提供できるよう調整すること
・　在宅医療や介護、障害福祉サービスの担当者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し、連携すること
・　高齢者のみではなく、小児や若年層の患者に対する訪問診療、訪問看護、訪問薬剤指導等にも対応できるような体制を確保すること
・　病院・有床診療所・介護老人保健施設の退院（退所）支援担当者に対し、地域の在宅医療及び介護、障害福祉サービスに関する情報提供や在宅療養に関する助言を行うこと

（関係機関の例）
・　病院・診療所
・　訪問看護事業所
・　薬局
・　居宅介護支援事業所
・　地域包括支援センター
・　基幹相談支援センター・相談支援事業所
※　病院・診療所には、歯科を標榜するものを含む。以下同じ。

(2)　日常の療養支援が可能な体制【日常の療養支援】

①　目標
・　患者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケアを含む。）が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること

②　在宅医療に係る機関に求められる事項
・　相互の連携により、患者のニーズに対応した医療や介護、障害福祉サービスが包括的に提供される体制を確保すること
・　医療関係者は、地域包括支援センターが地域ケア会議において患者に関する検討をする際には積極的に参加すること
・　地域包括支援センター等と協働しつつ、在宅療養に必要な医療や介護、障害福祉サービス、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
・　がん患者（緩和ケア体制の整備）、認知症患者（身体合併症等の初期対応や専門医療機関への適切な紹介）、小児患者（小児の入院機能を有する医療機関との連携）等、それぞれの患者の特徴に応じた在宅医療の体制を整備すること※
・　災害時にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使

用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定すること
・　医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備すること
・　身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制を構築すること
※　がん患者、認知症患者及び小児患者の在宅医療については、それぞれがんの医療体制構築に係る指針、精神疾患の医療体制構築に係る指針及び小児医療の体制構築に係る指針を参照。

（関係機関の例）
・　病院・診療所
・　訪問看護事業所
・　薬局
・　居宅介護支援事業所
・　地域包括支援センター
・　介護老人保健施設
・　短期入所サービス提供施設
・　基幹相談支援センター・相談支援事業所

(3)　急変時の対応が可能な体制【急変時の対応】

①　目標
・　患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること

②　在宅医療に係る機関に求められる事項
・　病状急変時における連絡先をあらかじめ患者やその家族に提示し、また、求めがあった際に 24 時間対応が可能な体制を確保すること
・　24 時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により、24 時間対応が可能な体制を確保すること
・　在宅医療に係る機関で対応できない急変の場合は、その症状や状況に応じて、搬送先として想定される入院医療機関と協議し入院病床を確保するとともに、搬送については地域の消防関係者へ相談する等連携を図ること

（関係機関の例）
・　病院・診療所
・　訪問看護事業所
・　薬局

③　入院医療機関に求められる事項
・　在宅療養支援病院、有床診療所、在宅療養後方支援病院等において、連携している医療機関（特に無床診療所）が担当する患者の病状が急変した際に、必要に応じて受入れを行うこと
・　重症等で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築すること

（医療機関の例）
・　病院・診療所

(4)　患者が望む場所での看取りが可能な体制【看取り】

①　目標
・　住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができ

る体制を確保すること

② 在宅医療に係る機関に求められる事項

・ 人生の最終段階に出現する症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築すること
・ 患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護、障害福祉サービスや看取りに関する適切な情報提供を行うこと
・ 介護施設等による看取りを必要に応じて支援すること

（関係機関の例）

・ 病院・診療所
・ 訪問看護事業所
・ 薬局
・ 居宅介護支援事業所
・ 地域包括支援センター
・ 基幹相談支援センター・相談支援事業所

③ 入院医療機関に求められる事項

・ 在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合について、病院・有床診療所で必要に応じて受け入れること

（医療機関の例）

・ 病院・診療所

(5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、自ら 24 時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付けることが望ましい。

基本的には、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所等の中から位置付けられることを想定している。

① 目標

・ 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
・ 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
・ 在宅医療に関する人材育成を行うこと
・ 災害時および災害に備えた体制構築への対応を行うこと
・ 患者の家族への支援を行うこと
・ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと

② 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項

・ 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
・ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
・ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
・ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
・ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を

使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
・　地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
・　入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと
・　地域住民に対し、在宅医療の内容や地域の医療及び介護、障害福祉サービスに関する情報提供を行うこと

(6)　在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けることが望ましい。

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組や、障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。

なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも想定される。

①　目標
・　多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること

②　在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項
・　地域の医療及び介護、障害福祉関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
・　地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと
・　質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による 24 時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
・　在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を実施すること

第３　構築の具体的な手順

1　現状の把握

都道府県は、在宅医療の体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1)　患者動向に関する情報
・　退院支援を受けた患者数
・　往診を受けた患者数
・　訪問診療を受けた患者数
・　訪問歯科診療を受けた患者数
・　訪問看護利用者数

・　薬剤師による訪問薬剤管理指導の利用者数
・　管理栄養士による訪問栄養食事指導の利用者数
・　歯科衛生士による訪問歯科衛生指導の利用者数
・　訪問リハビリテーション利用者数
・　短期入所サービス（ショートステイ）の利用者数

(2)　医療資源・連携等に関する情報

・　在宅医療を担う関係機関の数とその位置（訪問診療等を実施する診療所、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅療養支援歯科診療所、訪問看護事業所、訪問薬剤管理指導を実施する薬局等）
・　在宅医療に携わる人員・体制（在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の医師数、訪問看護ステーションの看護師数、24 時間体制を取っている訪問看護ステーション数や看護師数等）
・　連携の状況（関係機関間での診療情報や治療計画の共有の状況）

(3)　指標による現状把握

別表 11 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。

2　圏域の設定

(1)　都道府県は、在宅医療提供体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、退院支援、生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りといった各区分に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。

圏域の設定は、課題の抽出や数値目標の設定、施策の立案の前提となるものであり、施策の実効性を確保する観点から、圏域の設定は確実に行うことが望ましい。

(2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。

(3)　圏域を設定するに当たって、在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく変わることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制（重症例を除く。）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

(4)　検討を行う際には、地域医師会等の関係団体、在宅医療及び介護に従事する者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

3　連携の検討

(1)　都道府県は、在宅医療提供体制を構築するに当たって、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りまで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。

また、医療機関、在宅医療及び介護、障害福祉の関係者及び地域医師会等の関係団体は、診療技術や知識の共有、連携する医療及び介護、障害福祉の関係機関等と

の情報の共有に努める。

さらに、都道府県は、在宅医療に係る機関の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員等について、地域の保健医療関係機関・団体等と連携し、必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得させるための研修の実施等により人材育成に努める。

(2) 保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等の関係団体と連携して医療機関相互の調整を行う等、積極的な役割を果たすこと。

(3) 医療計画には原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関等が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

４　課題の抽出

都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で明確にした現状について、指標により把握した数値となっている原因の分析を行い、地域の在宅医療の体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、市町村と連携しながら、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

特に、将来の在宅医療に係る医療需要について、介護保険事業（支援）計画との整合性の確保のために設置する都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を活用し、検討を行うこと。

５　数値目標

都道府県は、良質かつ適切な在宅医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

特に、将来の在宅医療に係る医療需要に対する目標について、介護保険事業（支援）計画等と整合性をもって設定し、その考え方を記載していくことが重要であり、介護保険事業（支援）計画との整合性の確保のために設置する都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を活用し、検討を行うこと。

６　施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策・事業を実施することが重要である。都道府県は、「４　課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策・事業について、医療計画に記載する。

施策の検討にあたっては、在宅医療の提供者側に対する施策のみに偏重しないよう、多様な職種・事業者が参加することを想定して施策を検討すること。

（施策の例）

- 地域住民に対する普及啓発
- 入院医療機関に対し在宅医療で対応可能な患者像や療養環境についての研修
- 入院医療機関と、かかりつけの医療機関や居宅介護支援事業所等との入退院時における情報共有のための協議の実施　等

また、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組について、在宅医療に係る圏域ごとの課題に鑑みて、必要な施策については医療計画にも記載することとし、施策の達成に向けた役割分担を明確にした上で、地域医師会等と連携しながら、必要な支援を行うこと。

特に、医療に係る専門的・技術的な対応が必要な「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」や「在宅医療・介護連携に関する相談支援」、二次医療圏等の広域の視点が必要な「在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携」について、重点的な支援が必要である。

7　評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策・事業の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、計画期間の中間年での見直しを見据え、適時に調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

8　公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策・事業やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

（別添）医療計画において定める数値目標

目標項目	数値目標	目標時期	（参考）関連する計画
精神病床における急性期（３ヶ月未満）入院需要（患者数）	算定式[1]に基づき算出	平成 32 年度末 平成 36 年度末	
精神病床における回復期（３ヶ月以上１年未満）入院需要（患者数）	算定式[1]に基づき算出	平成 32 年度末 平成 36 年度末	
精神病床における慢性期（１年以上）入院需要（患者数）	算定式[1]に基づき算出	平成 32 年度末 平成 36 年度末	障害福祉計画
精神病床における慢性期入院需要（65 歳以上患者数）	算定式[1,2]に基づき算出	平成 32 年度末 平成 36 年度末	障害福祉計画
精神病床における慢性期入院需要（65 歳未満患者数）	算定式[1,3]に基づき算出	平成 32 年度末 平成 36 年度末	障害福祉計画
精神病床における入院需要（患者数）	算定式[1]に基づき算出	平成 32 年度末 平成 36 年度末	
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	算定式[4]に基づき算出	平成 32 年度末 平成 36 年度末	障害福祉計画 介護保険事業（支援）計画
地域移行に伴う基盤整備量（65 歳以上利用者数）	算定式[4]に基づき算出	平成 32 年度末 平成 36 年度末	障害福祉計画 介護保険事業（支援）計画
地域移行に伴う基盤整備量（65 歳未満利用者数）	算定式[4]に基づき算出	平成 32 年度末 平成 36 年度末	障害福祉計画 介護保険事業（支援）計画
精神病床における入院後３か月時点の退院率	69%以上を基本とする	平成 32 年度末	障害福祉計画
精神病床における入院後６か月時点の退院率	84%以上を基本とする	平成 32 年度末	障害福祉計画
精神病床における入院後１年時点の退院率	90%以上を基本とする	平成 32 年度末	障害福祉計画

1　精神病床に係る基準病床数の算定式（医療法施行規則第 30 条の 30 第 2 項）
2　地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制に係る基盤整備量の算定式（障害者総合支援法第 87 条第１項及び児童福祉法第 33 条の 19 第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本的な指針 別表第４の１）
3　地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制に係る基盤整備量の算定式（障害者総合支援法第 87 条第１項及び児童福祉法第 33 条の 19 第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本的な指針 別表第４の２）
4　地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制に係る基盤整備量の算定式（障害者総合支援法第 87 条第１項及び児童福祉法第 33 条の 19 第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本的な指針 別表第４の３）

別表1　がんの医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	予防・早期発見		治療		療養支援	
ストラクチャー		禁煙外来を行っている医療機関数	●	がん診療連携拠点病院数	●	末期のがん患者に対して在宅医療を提供する医療機関数
				認定看護師が配置されている拠点病院の割合		麻薬小売業免許取得薬局数
				専門・認定薬剤師が配置されている拠点病院の割合		相談支援センターを設置している医療機関数
				放射線治療・薬物療法・リハビリテーション専門医が配置されている拠点病院の割合		緩和ケア病棟を有する病院数・病床数
			●	地域がん診療病院数		緩和ケアチームのある医療機関数
				がんリハビリテーション実施医療機関数		外来緩和ケア実施医療機関数
プロセス	●	がん検診受診率		診療ガイドラインに基づく治療実施割合	●	がん患者指導の実施件数
		喫煙率		悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定件数	●	入院緩和ケアの実施件数
		ニコチン依存症管理料を算定する患者数（診療報酬ごと）		外来化学療法の実施件数	●	外来緩和ケアの実施件数
		ハイリスク飲酒者の割合		放射線治療の実施件数	●	がん性疼痛緩和の実施件数
		運動習慣のある者の割合		悪性腫瘍手術の実施件数		在宅がん医療総合診療料の算定件数
		野菜と果物の摂取量		術中迅速病理組織標本の作製件数		
		食塩摂取量		病理組織標本の作製件数		
		公費肝炎検査実施数		がんリハビリテーションの実施件数		
		公費肝炎治療開始者数		地域連携クリティカルパスに基づく診療計画策定等実施件数		
				地域連携クリティカルパスに基づく診療提供等実施件数		
アウトカム	●	年齢調整罹患率	●	がん患者の年齢調整死亡率		がん患者の在宅死亡割合
		罹患者数		がん患者の死亡者数		
		早期がん発見率		拠点病院で治療を受けたがん患者の5年生存率		

平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

別表2　脳卒中の医療提供体制構築に係る現状把握のための指標例

	予防	救護	急性期	回復期	維持期
ストラクチャー	禁煙外来を行っている医療機関数		神経内科医師数・脳神経外科医師数		
			脳卒中の専用病室を有する病院数・病床数		
			脳梗塞に対するt-PAによる血栓溶解療法の実施可能な病院数		
			リハビリテーションが実施可能な医療機関数		
プロセス	喫煙率	脳血管疾患により救急搬送された患者数（再掲）	● 脳梗塞に対するt-PAによる血栓溶解療法の実施件数		
	ニコチン依存症管理料を算定する患者数（診療報酬ごと）		脳梗塞に対する脳血管内治療（経皮的脳血栓回収術等）の実施件数		
	ハイリスク飲酒者の割合		くも膜下出血に対する脳動脈瘤クリッピング術の実施件数		
	健康診断の受診率		くも膜下出血に対する脳動脈瘤コイル塞栓術の実施件数		
	高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率		脳卒中患者に対する嚥下機能訓練の実施件数		
	脂質異常症患者の年齢調整外来受療率		脳卒中患者に対するリハビリテーションの実施件数		
			脳卒中患者における地域連携計画作成等の実施件数		
アウトカム	● 脳血管疾患により救急搬送された患者数	● 救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間	● 退院患者平均在院日数		
		脳血管疾患により救急搬送された患者の圏域外への搬送率	● 在宅等生活の場に復帰した患者の割合		
	脳血管疾患患者の年齢調整死亡率				

平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

別表3　心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	予防	救護	急性期	回復期	慢性期・再発予防
ストラクチャー	禁煙外来を行っている医療機関数		循環器内科医師数・心臓血管外科医師数		
			心臓内科系集中治療室（CCU）を有する病院数・病床数		
			心臓血管外科手術が実施可能な医療機関数		
			心血管疾患リハビリテーションが実施可能な医療機関数		
プロセス	喫煙率	虚血性心疾患により救急搬送された患者数（再掲）	急性心筋梗塞に対する経皮的冠動脈インターベンションの実施件数		
	ニコチン依存症管理料を算定する患者数（診療報酬ごと）	心肺機能停止傷病者（心肺停止患者）全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数	● 来院後90分以内の冠動脈再開通達成率		
	健康診断の受診率		虚血性心疾患に対する心臓血管外科手術件数		
	高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率		入院心血管疾患リハビリテーションの実施件数		
	脂質異常症患者の年齢調整外来受療率			外来心血管疾患リハビリテーションの実施件数	
			虚血性心疾患患者における地域連携計画作成等の実施件数		
アウトカム	● 虚血性心疾患により救急搬送された患者数	● 救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間	● 退院患者平均在院日数		
		虚血性心疾患により救急搬送された患者の圏域外への搬送率		● 在宅等生活の場に復帰した患者の割合	
	● 虚血性心疾患患者の年齢調整死亡率				

平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

別表4　糖尿病の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	予防	初期・安定期	合併症予防を含む専門治療	合併症治療
ストラクチャー	● 特定健診受診率	糖尿病内科（代謝内科）医師数	教育入院を行う医療機関数	糖尿病性腎症の管理が可能な医療機関数
	特定保健指導実施率	糖尿病内科（代謝内科）標榜医療機関数	糖尿病専門医数	糖尿病足病変の管理が可能な医療機関数
			腎臓専門医数	糖尿病網膜症の手術が可能な医療機関数
			糖尿病登録医/療養指導医	歯周病専門医数
			糖尿病療養指導士数	糖尿病登録歯科医師数
			糖尿病看護認定看護師数	
プロセス		糖尿病患者の年齢調整外来受療率	糖尿病透析予防指導の実施件数	● 糖尿病性腎症に対する人工透析実施件数
		HbA1c検査の実施件数	在宅インスリン治療件数	● 糖尿病足病変に対する管理
		医療機関・健診で糖尿病と言われた者のうち、治療を受けている者の割合		● 糖尿病網膜症手術数
		尿中アルブミン（定量）検査の実施件数		
		クレアチニン検査の実施件数		
		精密眼底検査の実施件数		
		血糖自己測定の実施件数		
		内服薬の処方件数		
		外来栄養食事指導料の実施件数		
アウトカム	糖尿病予備群の者の数		低血糖患者数	
	糖尿病が強く疑われる者の数		糖尿病性ケトアシドーシス、非ケトン昏睡患者数	
		● 新規人工透析導入患者数		糖尿病患者の年齢調整死亡率

平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

別表5　精神疾患の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	各疾病ごとに記載※	高次脳機能障害	精神科救急	身体合併症	自殺対策	災害精神医療	医療観察法
ストラクチャー	● 各疾病別の入院対応医療機関数	● 高次脳機能障害支援拠点機関数	● 深夜・休日に初診後に精神科入院した病院数	● 身体合併症を診療している精神病床を持つ病院数(精神科救急・合併症入院料+精神科身体合併症管理加算)	● 救命救急入院料 精神疾患診断治療初回加算をとる一般病院数	● DPAT先遣隊登録医療機関数	● 指定通院医療機関数
	● 各疾病別の外来対応医療機関数			● 精神疾患の受け入れ体制を持つ一般病院数(精神疾患診療体制加算+精神疾患患者受入加算)	● 救急患者精神科継続支援料をとる一般病院数		
	各疾病固有の診療行為等を実施する医療機関数			● 精神科リエゾンチームを持つ病院数			
プロセス	各疾病別の入院患者数		深夜・休日に初診後に精神科入院した患者数	精神科入院患者で重篤な身体合併症の診療を受けた患者数(精神科救急・合併症入院料+精神科身体合併症管理加算)	救命救急入院で精神疾患診断治療初回加算を算定された患者数		
	各疾病別の外来患者数数		精神疾患の救急車平均搬送時間	体制を持つ一般病院で受け入れた精神疾患の患者数(精神疾患診療体制加算+精神疾患患者受入加算)	救急患者精神科継続支援を受けた患者数		
	各疾病固有の診療行為等を実施した患者数等			精神科リエゾンチームを算定された患者数			
アウトカム	● 精神病床における入院後3,6,12ヶ月時点の退院率						
	精神病床における新規入院患者の平均在院日数						
	● 精神病床における退院後3,6,12ヶ月時点の再入院率(1年未満入院患者・1年以上入院患者別)						
	● 精神病床における急性期・回復期・慢性期入院患者数(65歳以上・65歳未満別)						

平成28年度厚生労働科学研究「精神科医療提供体制の機能強化を推進する政策研究」研究報告書より引用

別表6　救急医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	救護	救命医療	入院救急医療	初期救急医療	救命後の医療
ストラクチャー	運用救急救命士数	救急担当専任医師数・看護師数		初期救急医療施設数	転棟・退院調整をする者を常時配置している救命救急センターの数
	住民の救急蘇生法の受講率	救命救急センター数	2次救急医療機関数	一般診療所の初期救急医療への参画率	
	救急車の運用数	特定集中治療室のある医療機関数			
	● 救急搬送人員数				
	AEDの設置台数				
プロセス	心肺機能停止傷病者（心肺停止患者）全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数	救命救急センター充実段階評価Aの割合			緊急入院患者における退院調整・支援の実施件数
	救急車の受入件数				
	● 救急要請（覚知）から救急医療機関への搬送までに要した平均時間				
	● 受入困難事例の件数				
	2次救急医療機関等の救急医療機関やかかりつけ医、介護施設等の関係機関が参加したメディカルコントロール協議会の開催回数				
アウトカム	● 心肺機能停止傷病者（心肺停止患者）の一ヶ月後の予後				

平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

別表7　災害時における医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	災害時に拠点となる病院		災害時に拠点となる病院以外の病院		都道府県	
ストラクチャー		病院の耐震化率				医療活動相互応援態勢に関わる応援協定等を締結している都道府県数
	●	災害拠点病院における業務継続計画の策定率	●	災害拠点病院以外の病院における業務継続計画の策定率		DMAT、DPAT等の緊急医療チーム数及びチームを構成する医療従事者数
		複数の災害時の通信手段の確保率	●	広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への登録率		
		多数傷病者に対応可能なスペースを有する災害拠点病院の割合				
プロセス	●	EMISの操作を含む研修・訓練を実施している病院の割合				
	●	災害時の医療チーム等の受入を想定し、都道府県災害対策本部、都道府県医療本部で関係機関（消防、警察等）、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施回数				
	●	災害時の医療チーム等の受入を想定し、関係機関・団体等と連携の上、保健所管轄区域や市町村単位等で地域災害医療対策会議のコーディネート機能の確認を行う災害訓練の実施回数				
	●	広域医療搬送を想定し、都道府県災害対策本部、都道府県医療本部で関係機関（消防、警察等）、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施箇所数及び回数				
	●	被災した状況を想定した災害実働訓練を実施した病院の割合				
		基幹災害拠点病院における県下の災害関係医療従事者を対象とした研修の実施回数				
アウトカム						

平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

別表8　へき地の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	へき地診療		へき地支援医療		行政機関等の支援	
ストラクチャー		へき地診療所数・病床数		へき地医療拠点病院数		へき地医療支援機構の数
		へき地における歯科診療所数		へき地医療に関して一定の実績を有するものとして認定を受けた社会医療法人数		へき地医療支援機構の専任・併任担当官数
		過疎地域等特定診療所数				へき地医療に従事する地域枠医師数
		へき地診療所の医師数				
		へき地における医師以外の医療従事者数（歯科医師、看護師、薬剤師等）				
プロセス	●	へき地における診療・巡回診療の実施日数	●	へき地医療拠点病院からへき地への巡回診療実施回数・日数・延べ受診患者数	●	協議会の開催回数
	●	へき地における訪問診療（歯科を含む）・訪問看護の実施日数	●	へき地医療拠点病院からへき地への医師派遣実施回数・延べ派遣日数	●	協議会等におけるへき地の医療従事者（医師、歯科医師、看護師、薬剤師等）確保の検討回数
	●	へき地保健指導所の保健活動日数及び対象者数	●	へき地医療拠点病院からへき地への代診医派遣実施回数・延べ派遣日数		
			●	遠隔医療等ICTを活用した診療支援の実施状況		
アウトカム						

平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

別表9　周産期医療の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	低リスク分娩	地域周産期母子医療センター	総合周産期母子医療センター	療養・療育支援
ストラクチャー		産科・産婦人科・婦人科医師数		乳幼児、小児の在宅医療・療育を行う医療機関数
		分娩を取扱う医師数		
		日本周産期・新生児医学会専門医数		
		助産師数		
		アドバンス助産師数、新生児集中ケア認定看護師数		
		分娩を取扱う医療機関の種別		
		NICUを有する病院数・病床数		
		NICU専任医師数		
		GCUを有する病院数・病床数		
		MFICUを有する病院数・病床数		
		ハイリスク分娩管理加算届出医療機関数		
		業務継続計画策定医療機関数・策定割合		
		災害時小児周産期リエゾン認定者数		
プロセス	● 分娩数			
	産後訪問指導実施数	周産期母子医療センターで取り扱う分娩数		
		NICU入室児数		
		NICU・GCU長期入院児数		
		● 母体・新生児搬送数・都道府県内搬送率		
		● 母体・新生児搬送数のうち受入困難事例の件数		
アウトカム	● 新生児死亡率			● NICU・GCU長期入院児数（再掲）
	● 周産期死亡率			
	● 妊産婦死亡数・死亡原因			

平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

別表10　小児医療の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	地域・相談支援等	一般小児医療	小児地域支援病院	小児地域医療センター	小児中核病院
ストラクチャー	● 小児救急電話相談の回線数・相談件数	小児科を標榜する病院・診療所数	小児地域支援病院数	小児地域医療センター数	小児中核病院数
	小児に対応している訪問看護ステーション数	小児歯科を標榜する歯科診療所数			PICUを有する病院数・PICU病床数
		小児科医師数（医療機関種別）			
		夜間・休日の小児科診療を実施している医療機関数			
プロセス	小児在宅人工呼吸器患者数	小児のかかりつけ医受診率			
			救急入院患者数		
		緊急気管挿管を要した患者数			
		● 小児救急搬送症例のうち受入困難事例の件数			
		特別児童扶養手当数、児童育成手当（障害手当）数、障害児福祉手当交付数、身体障害者手帳交付数（18歳未満）			
アウトカム	● 小児人口あたり時間外外来受診回数				
	● 乳児死亡率				
	● 幼児、小児死亡数・死亡原因・発生場所・死亡場所				

平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

別表11　在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標例

	退院支援		日常の療養支援		急変時の対応		看取り	
ストラクチャー		退院支援担当者を配置している診療所・病院数	●	訪問診療を実施している診療所・病院数	●	往診を実施している診療所・病院数	●	在宅看取り（ターミナルケア）を実施している診療所・病院数
	●	退院支援を実施している診療所・病院数		在宅療養支援診療所・病院数、医師数				
		介護支援連携指導を実施している診療所・病院数	●	訪問看護事業所数、従事者数		在宅療養後方支援病院		ターミナルケアを実施している訪問看護ステーション数
		退院時共同指導を実施している診療所・病院数		小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所数	●	24時間体制を取っている訪問看護ステーション数、従事者数		
		退院後訪問指導を実施している診療所・病院数		歯科訪問診療を実施している診療所・病院数				
				在宅療養支援歯科診療所数				
				訪問薬剤指導を実施する薬局・診療所・病院数				
プロセス		退院支援（退院調整）を受けた患者数	●	訪問診療を受けた患者数		往診を受けた患者数	●	在宅ターミナルケアを受けた患者数
		介護支援連携指導を受けた患者数		訪問歯科診療を受けた患者数			●	看取り数（死亡診断のみの場合を含む）
		退院時共同指導を受けた患者数	●	訪問看護利用者数				在宅死亡者数
		退院後訪問指導料を受けた患者数		訪問薬剤管理指導を受けた者の数				
				小児の訪問看護利用者数				
アウトカム								

平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（課長通知）　改正

改　正　後	現　行
医政地発0331第3号 平成29年3月31日	医政指発0330第9号 平成24年3月30日
各都道府県衛生主管部（局）長　殿	各都道府県衛生主管部（局）長　殿
厚生労働省医政局地域医療計画課長	厚生労働省医政局指導課長
疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について	疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について
医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の４の規定に基づき、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の５疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の５事業並びに居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）について医療計画に記載することとされている（以下、５疾病及び５事業並びに在宅医療を「５疾病・５事業及び在宅医療」という。）。	医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の４の規定に基づき、医療計画に記載する事項として、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の４疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の５事業に加え、新たに精神疾患及び居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）が追加されたところである（以下、４疾病及び精神疾患、５事業並びに在宅医療を「5疾病・5事業及び在宅医療」という。）。
各都道府県が医療提供体制を確保するに当たり、特に５疾病・５事業及び在宅医療については、①疾病又は事業ごとに必要となる医療機能を明確化した上で、②地域の医療機関がどのような役割を担うかを明らかにし、さらに③医療連携体制を推進していくことが求められる。 医療機能の明確化から連携体制の推進にいたるこのような過程を、以下、医療体制の構築ということにする。 ５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制を構築するに当たっては、それぞれに求められる医療機能を具体的に把握し、その特性及び地域の実情に応じた方策を講ずる必要があることから、下記のとおり、それぞれの体制構築に係る指針を国において定めたので、新たな医療計画作成のための参考にしていただきたい。 なお、本通知は法第30条の８に基づく技術的助言であることを申し添える。 また、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成24年３月30日付け医政指発0330第９号厚生労働省医政局指導課長通知）は廃止する。	各都道府県が医療提供体制を確保するに当たり、特に５疾病・５事業及び在宅医療については、①疾病又は事業ごとに必要となる医療機能を明確化した上で、②地域の医療機関がどのような役割を担うかを明らかにし、さらに③医療連携体制を推進していくことが求められる。 医療機能の明確化から連携体制の推進にいたるこのような過程を、以下、医療体制の構築ということにする。 ５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制を構築するに当たっては、それぞれに求められる医療機能を具体的に把握し、その特性及び地域の実情に応じた方策を講ずる必要があることから、下記のとおり、それぞれの体制構築に係る指針を国において定めたので、新たな医療計画作成のための参考にしていただきたい。 なお、本通知は法第30条の８に基づく技術的助言であることを申し添える。 また、「疾病又は事業ごとの医療体制について」（平成19年７月20日医政指発第0720001号医政局指導課長通知）は廃止する。

記	記
1　法的根拠 法第30条の４第４項の規定に基づき、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の５疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の５事業（以下「５疾病・５事業」という。）並びに在宅医療に係る医療連携体制を構築するための方策を医療計画に定めることとなっている。 また、法第30条の３第１項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号。以下「基本方針」という。）の改正を行ったところである。	1　法的根拠 法第30条の４第４項の規定に基づき、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患の５疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の５事業（以下「5疾病・5事業」という。）に係る医療連携体制を構築するための方策を医療計画に定めることとなっている。 また、法第30条の３第１項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号。以下「基本方針」という。）が本年３月22日に改正され、本年４月１日からの適用とされたところである。
また、基本方針第四の二及び三に示すとおり、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制を各都道府県が構築するに当たっては、地域の医療提供施設の医療機能を医療計画に明示することにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る必要がある。 一方、基本方針第二の二に示すとおり、国は５疾病・５事業及び在宅医療について調査及び研究を行い、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに求められる医療機能を明らかにすることとされており、本通知は、国として当該医療機能を明らかにすること等により、都道府県の医療体制構築を支援するものである。 なお、医療機能に関する情報の提供については、法第６条の３に基づく医療機能情報提供制度が別途実施されている。 ５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制構築に当たっては、当該制度により都道府県に報告された医療機能情報を活用できること、特に、患者や住民に情報を提供するためだけではなく、地域の医療関係者が互いに情報を共有することで信頼を醸成し、円滑な連携を推進するためにも活用すべきであることに留意されたい。	基本方針第１の１に示すとおり、５疾病・５事業とともに、在宅医療に対応した医療連携体制の早急な構築を図ることが必要であり、在宅医療についても、５疾病・５事業と同様に、医療連携体制を構築するための方策を医療計画に定めることが求められる。 また、基本方針第４の２に示すとおり、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制を各都道府県が構築するに当たっては、地域の医療提供施設の医療機能を医療計画に明示することにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る必要がある。 一方、基本方針第２の２に示すとおり、国は５疾病・５事業及び在宅医療について調査及び研究を行い、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに求められる医療機能を明らかにすることとされており、本通知は、国として当該医療機能を明らかにすること等により、都道府県の医療体制構築を支援するものである。 なお、医療機能に関する情報の提供については、法第６条の３に基づく医療機能情報提供制度が別途実施されている。 ５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制構築に当たっては、当該制度により都道府県に報告された医療機能情報を活用できること、特に、患者や住民に情報を提供するためだけではなく、地域の医療関係者が互いに情報を共有することで信頼を醸成し、円滑な連携を推進するためにも活用すべきであることに留意されたい。
2　策定に当たっての留意点 別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」は、国として、①５疾病・５事業及び在宅医療の医療機能の目安を明らかにした上で、②各医療機能を担う地域の医療機関が互いに信頼を醸成し、円滑な連携を推進するために、都道府県の実施すべき手順を示したものである。	2　策定に当たっての留意点 別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」は、国として、①5疾病・5事業及び在宅医療の医療機能の目安を明らかにした上で、②各医療機能を担う地域の医療機関が互いに信頼を醸成し、円滑な連携を推進するために、都道府県の実施すべき手順を示したものである。

都道府県におかれては、地域において切れ目のない医療の提供を実現するための、良質かつ適切な医療を効率的に提供するための医療計画策定に当たり、本指針を参考にされたい。 なお策定に当たっては、次に掲げる点に留意されたい。 ① ５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制については、各都道府県が、患者動向、医療資源等地域の実情に応じて構築するものであること。 ② したがって、本指針は医療体制の構築のための目安であり、必ずしもこれに縛られるものではないこと。 ③ ５疾病・５事業ごと及び在宅医療の医療体制構築に当たっては、地域の実情に応じて必要性の高いものから優先的に取り組むことが必要であること。 ④ 医療計画の実効性を高めるよう、５疾病・５事業ごと及び在宅医療のPDCAサイクルを効果的に機能させ、政策循環の仕組みを強化するため、疾病・事業ごとの指標を活用すること。 ⑤ 本指針は国における現時点での知見に基づくものであり、今後も検討、調査、研究を続けて適宜提示するものであること。	都道府県におかれては、地域において切れ目のない医療の提供を実現するための、良質かつ適切な医療を効率的に提供するための医療計画策定に当たり、本指針を参考にされたい。 なお策定に当たっては、次に掲げる点に留意されたい。 ① ５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制については、各都道府県が、患者動向、医療資源等地域の実情に応じて構築するものであること。 ② したがって、本指針は医療体制の構築のための目安であり、必ずしもこれに縛られるものではないこと。 ③ ５疾病・５事業ごと及び在宅医療の医療体制構築に当たっては、地域の実情に応じて必要性の高いものから優先的に取り組むことが必要であること。 ④ 本指針は国における現時点での知見に基づくものであり、今後も検討、調査、研究を続けて適宜提示するものであること。
３ 本指針の位置付け及び構成 ５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制を含めた、新たな医療計画制度の全体像については、「医療計画について」（平成29年３月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知）の別紙「医療計画作成指針」により別途提示しているところである。 「医療計画作成指針」と「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」との関係は別表のとおりであり、各都道府県におかれては、新たな医療計画の作成に当たり、「医療計画作成指針」を参考に計画全体の構成、作成の手順等を検討した上で、本指針により５疾病・５事業及び在宅医療に係る具体的な医療体制の構築及び計画の作成を図られたい。 （別表）	３ 本指針の位置づけ及び構成 ５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制を含めた、新たな医療計画制度の全体像については、「医療計画について」（平成24年３月30日医政発0330第28号医政局長通知）の別紙「医療計画作成指針」により別途提示しているところである。 「医療計画作成指針」と「疾病又は事業ごとの医療体制構築に係る指針」との関係は別表のとおりであり、各都道府県におかれては、新たな医療計画の作成に当たり、「医療計画作成指針」を参考に計画全体の構成、作成の手順等を検討した上で、本指針により５疾病・５事業及び在宅医療に係る具体的な医療体制の構築及び計画の作成を図られたい。 （別表）

改　正　後	現　　行
(別紙) **疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針** **目次** 第１　趣旨 第２　内容 第３　手順 第４　連携の推進等 第５　評価等 **がんの医療体制構築に係る指針（P15）** 第１　がんの現状 第２　医療体制の構築に必要な事項 第３　構築の具体的な手順 **脳卒中の医療体制構築に係る指針(P25)** 第１　脳卒中の現状 第２　医療体制の構築に必要な事項 第３　構築の具体的な手順 **心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制構築に係る指針(P37)** 第１　心筋梗塞等の心血管疾患の現状 第２　医療体制の構築に必要な事項 第３　構築の具体的な手順 **糖尿病の医療体制構築に係る指針(P49)** 第１　糖尿病の現状 第２　医療体制の構築に必要な事項 第３　構築の具体的な手順 **精神疾患の医療体制構築に係る指針(P60)** 第１　精神疾患の現状	(別紙) **疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針** **目次** 第１　趣旨 第２　内容 第３　手順 第４　連携の推進等 **がんの医療体制構築に係る指針（P7）** 第１　がんの現状 第２　医療機関とその連携 第３　構築の具体的な手順 **脳卒中の医療体制構築に係る指針(P17)** 第１　脳卒中の現状 第２　医療機関とその連携 第３　構築の具体的な手順 **急性心筋梗塞の医療体制構築に係る指針(P29)** 第１　急性心筋梗塞の現状 第２　医療機関とその連携 第３　構築の具体的な手順 **糖尿病の医療体制構築に係る指針(P40)** 第１　糖尿病の現状 第２　医療機関とその連携 第３　構築の具体的な手順 **精神疾患の医療体制構築に係る指針(P51)** 第１　精神疾患の現状

第２　医療体制の構築に必要な事項 第３　構築の具体的な手順 **救急医療の体制構築に係る指針（P86）** 第１　救急医療の現状 第２　医療体制の構築に必要な事項 第３　構築の具体的な手順 **災害時における医療体制の構築に係る指針（P104）** 第１　災害医療の現状 第２　医療体制の構築に必要な事項 第３　構築の具体的な手順 **へき地の医療体制構築に係る指針（P119）** 第１　へき地の医療の現状 第２　医療体制の構築に必要な事項 第３　構築の具体的な手順 **周産期医療の体制構築に係る指針（P131）** 第１　周産期医療の現状 第２　医療体制の構築に必要な事項 第３　構築の具体的な手順 **小児医療の体制構築に係る指針（P156）** 第１　小児医療の現状 第２　医療体制の構築に必要な事項 第３　構築の具体的な手順 **在宅医療の体制構築に係る指針（P169）** 第１　在宅医療の現状 第２　医療体制の構築に必要な事項 第３　構築の具体的な手順	第２　医療機関とその連携 第３　構築の具体的な手順 **救急医療の体制構築に係る指針（P66）** 第１　救急医療の現状 第２　医療機関とその連携 第３　構築の具体的な手順 **災害時における医療体制の構築に係る指針（P84）** 第１　災害医療の現状 第２　医療機関とその連携 第３　構築の具体的な手順 **へき地の医療体制構築に係る指針（P95）** 第１　へき地の医療の現状 第２　医療機関とその連携 第３　構築の具体的な手順 **周産期医療の体制構築に係る指針（P106）** 第１　周産期医療の現状 第２　医療機関とその連携 第３　構築の具体的な手順 **小児医療の体制構築に係る指針（P126）** 第１　小児医療の現状 第２　医療機関とその連携 第３　構築の具体的な手順 **在宅医療の体制構築に係る指針（P138）** 第１　在宅医療の現状 第２　医療機関とその連携 第３　構築の具体的な手順

改　正　後	現　　行
疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針	**疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針**
第１　趣旨	**第１　趣旨**
人口の急速な高齢化が進む中、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の５疾病（以下「５疾病」という。）については、生活の質の向上を実現するため、これらに対応した医療体制の構築が求められている。	人口の急速な高齢化が進む中、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患の５疾病（以下「5疾病」という。）については、生活の質の向上を実現するため、これらに対応した医療体制の構築が求められている。
また、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急を含む。以下同じ。）の５事業（以下「５事業」という。）についても、これらに対応した医療体制の構築により、患者や住民が安心して医療を受けられるようにすることが求められている。	さらには、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急を含む。）の５事業（以下「5事業」という。）についても、これらに対応した医療体制の構築により、患者や住民が安心して医療を受けられるようにすることが求められている。
さらに、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療に係る医療体制の構築が求められている。	
疾病構造の変化や地域医療の確保といった課題に対応するためには、効率的で質の高い医療体制を具体的に構築することが求められる。	疾病構造の変化や地域医療の確保といった課題に対応するためには、効率的で質の高い医療体制を具体的に構築することが求められる。
具体的には、各都道府県において、５疾病・５事業及び在宅医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下に、医療機関が機能を分担及び連携することにより、切れ目なく医療を提供する体制を構築することが必要である。	具体的には、各都道府県において、5疾病・5事業及び在宅医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下に、医療機関が機能を分担及び連携することにより、切れ目なく医療を提供する体制を構築することが必要である。
加えて、こうした医療体制の構築に患者や住民が参加することを通じ、患者や住民が地域の医療機能を理解し、医療の必要性に応じた質の高い医療を受けられるようになることが期待される。	加えて、こうした医療体制の構築に患者や住民が参加することを通じ、患者や住民が地域の医療機能を理解し、医療の必要性に応じた質の高い医療を受けられるようになることが期待される。
以下、第２「内容」、第３「手順」、第４「連携の推進等」及び第５「評価等」において、医療体制の構築に当たって５疾病・５事業及び在宅医療に共通する事項を示すとともに、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれの指針において、各々の特性に関する事項を示すので参考とされたい。	以下、第２「内容」、第３「手順」及び第４「連携の推進等」において、医療体制の構築に当たって５疾病・5事業及び在宅医療に共通する事項を示すとともに、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれの指針において、各々の特性に関する事項を示すので参考とされたい。
第２　内容	**第２　内容**
５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて、まず「１　医療体制の政策循環」を実現するため、「２　指標」を活用し、「３　必要となる医療機能」を明らかにした上で、「４　各医療機能を担う医療機関等の名称」、「５　数値目標」を記載する。	５疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、まず１「必要となる医療機能」を明らかにした上で、２「各医療機能を担う医療機関等の名称」、３「数値目標」を記載する。
１　医療体制の政策循環	

５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制を構築するに当たっては、住民の健康状態や患者の状態（成果（アウトカム））などでもって施策の評価を行うことが必要なため、これらを用いた評価を行うことが重要である。具体的には、施策や事業を実施したことにより生じた結果（アウトプット）が、成果（アウトカム）に対してどれだけの影響（インパクト）をもたらしたかという関連性を念頭に置きつつ、施策や事業の評価を１年ごとに行い、見直しを含めた改善を行うこと。都道府県は、この成果（アウトカム）に向けた評価及び改善の仕組みを、政策循環の中に組み込んでいくことが重要である。 ・　アウトカム（成果） 施策や事業が対象にもたらした変化 ・　アウトプット（結果） 施策や事業を実施したことにより生じる結果 ・　インパクト（影響） 施策や事業のアウトプットによるアウトカムへの寄与の程度 ２　指標 医療体制の構築に当たっては、現状の把握や課題の抽出の際に、多くの指標を活用することとなるが、各指標の関連性を意識し、地域の現状をできる限り構造化しながら整理する必要がある。その際には、指標をアウトカム、プロセス、ストラクチャーに分類し、活用すること[1]。 ・　アウトカム指標 住民の健康状態や患者の状態を測る指標 ・　プロセス指標 実際にサービスを提供する主体の活動や、他機関との連携体制を測る指標 ・　ストラクチャー指標 医療サービスを提供する物的資源、人的資源及び組織体制、外部環境並びに対象となる母集団を測る指標 ３　必要となる医療機能 例えば脳卒中の場合に、急性期、回復期から維持期にいたるまでの病期ごとの医療機能を明らかにするのと同様、他の疾病・事業及び在宅医療についても明らかにする。	１　必要となる医療機能 例えば脳卒中の場合に、急性期、回復期から維持期にいたるまでの病期ごとの医療機能を明らかにするのと同様、他の疾病・事業及び在宅医療についても明らかにする。

[1] 厚生労働科学研究「地域医療構想策定及び医療計画 PDCA サイクルの推進に資する都道府県の人材育成等手法に関する研究」（研究代表者　熊川寿郎）（平成 26 年度）を参考に記載

4　各医療機能を担う医療機関等の名称 前記3の各医療機能を担う医療機関等については、後記第3の2に示すとおり、地域の医療提供者等が作業部会等に参加し、検討する。なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 その検討結果を踏まえ、原則として、それらを担う医療機関等の名称を記載する。 また、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、別途当該医療機関等の名称を表示したホームページのURLを医療計画上に記載する等の方法をとることも差し支えない。	2　各医療機能を担う医療機関等の名称 前記1の各医療機能を担う医療機関等については、後記第3の2に示すとおり、地域の医療提供者等が協議の場に参加し、検討する。なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともありうる。 その検討結果を踏まえ、法第7条第3項に基づく医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の14第7項の規定※に留意しつつ、原則として、それらを担う医療機関等の名称を記載する。 医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。 ※　医療法施行規則第1条の14第7項とは 診療所に一般病床を設けようとするとき、許可を受けることを要しない診療所として、次に掲げる場合を定めたもの。 ①　居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所 ②　へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所 ③　前記①及び②に掲げる診療所のほか、例えば、周産期医療、小児医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
5　課題、数値目標及び施策の方向性 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれの課題について、地域の実情に応じた数値目標を設定し、課題解決に向けた施策の方向性を記載する。 数値目標の設定に当たっては、基本方針第九に掲げる諸計画等に定められる目標を勘案するものとする。	3　数値目標 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、地域の実情に応じた数値目標を設定する。 数値目標の設定に当たっては、基本方針第7に掲げる諸計画等に定められる目標を勘案するものとする。
第3　手順 1　情報の収集 都道府県は、医療体制を構築するに当たって、患者動向、医療資源及び医療連携等の医療体制に関する情報等を収集し、現状を把握する必要がある。	**第3　手順** 1　情報の収集 都道府県は、医療体制を構築するに当たって、患者動向、医療資源及び医療連携に関する情報等を収集し、現状を把握する必要がある。 これらの情報には、次に掲げる既存の統計・調査から得られる情報のほか、関係団体や住民に対するアンケート調査やヒアリング等で得られる情報がある。

医療提供体制等に関する情報のうち、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）について、指標間相互の関連性も含めて、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握する。	なお、医療提供体制等に関する情報のうち経年的あるいは医療圏間での比較・評価等が可能で、数値で把握できる情報に関して、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）、独自調査やデータの解析等により入手可能な指標（推奨指標）として、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれの指針の別表において示されたものについては、原則として医療計画に記載する。また、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれの指針の別表に掲げる指標例を参考に、病期・医療機能及びストラクチャー・プロセス・アウトカムの要素も加味して、指標間相互の関連性も含めて、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握する。
なお、重点指標及び参考指標については、平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書及び平成28年度厚生労働科学研究「精神科医療提供体制の機能強化を推進する政策研究」研究報告書を参考とすること。	
また、既存の統計・調査等のみでは現状把握ができない場合、医療施設・関係団体等に対する調査や患者・住民に対するアンケート調査、ヒアリング等、積極的に新たな調査を行うことが重要である。	既存の統計・調査等のみでは現状把握ができない場合、積極的に新たな調査を行うことが重要である。
(1) 人口動態統計	(1) 人口動態統計
(2) 国民生活基礎調査	(2) 国民生活基礎調査
(3) 患者調査	(3) 患者調査
(4) 国民健康・栄養調査	(4) 国民健康・栄養調査
(5) 衛生行政報告例	(5) 衛生行政報告例
(6) 介護保険事業状況報告調査	(6) 介護保険事業状況報告調査
(7) 病床機能報告	
(8) レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）	
(9) 診断群分類（DPC）データ	
(10) 医療施設調査	(7) 医療施設調査
(11) 病院報告	(8) 病院報告
(12) 医師・歯科医師・薬剤師調査	(9) 医師・歯科医師・薬剤師調査
(13) 地域保健・健康増進事業報告	(10) 地域保健・健康増進事業報告
(14) 介護サービス施設・事業所調査	(11) 介護サービス施設・事業所調査
(15) 介護給付費実態調査	(12) 介護給付費実態調査
国においては、都道府県の課題解決に向けた評価及び改善の仕組みを効果的に機能させる取組を支援するため、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれの指標を提供することとしているが、各都道府県の取組等を踏まえ、各指標を用いた各都道府県の現状の把握、新たな指標の検討、医療計画の評価手順のあり方の検討等も随時行っていくこととしている。	
都道府県においても、地域の実情に応じて独自の指標を開発していくことが望ましい。独自に開発した指標が全国で参考になると考えられる場合は、厚生労働省に報告することをお願いする。	

2　作業部会及び圏域連携会議の設置 都道府県は、都道府県医療審議会又は地域医療対策協議会の下に、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制を構築するため、５疾病・５事業及び在宅医療のそれぞれについて協議する場（以下「作業部会」という。）を設置する。必要によっては、さらに、圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場（以下「圏域連携会議」という。）を設置する。 協議に際しては、数値目標の設定やそれを達成するための施策の実施の結果、地域格差が生じたり、患者・住民が不利益を被ることのないよう配慮する。 なお、作業部会と圏域連携会議は、緊密に連携しながら協議を進めることが重要である。 (1)　作業部会 ①　構成 作業部会は、地域の実情に応じた医療体制を構築するため、例えば次に掲げる者を代表する者により構成する。 ア　地域医師会等の医療関係団体 イ　医師、歯科医師、薬剤師、看護師など現に診療に従事する者 ウ　介護保険法（平成９年法律第 123 号）に規定するサービス事業者 エ　医療保険者 オ　医療・介護サービスを受ける患者・住民 カ　保健・医療・福祉サービスを担う都道府県・市町村 キ　学識経験者 ク　その他、各疾病及び事業において重要な役割を担う者 ②　内容 作業部会は、下記の事項について協議する。 ア　地域の医療資源の把握と現行の医療計画の評価 「１　情報の収集」において把握した情報から、地域において各医療機能の要件を満たす医療機関を確認する。また、患者動向等も加味して、地域において不足している医療機能あるいは調整・整理が必要な医療機能を明確にする。特に５疾病については、まずは二次医療圏を基礎として医療資源を把握する。 同時に、現行の医療計画において設定された課題とそれに対する施策に加え、施策の中で実施した事業について整理を行うこと。その際、課題解決につながっていない施策や事業については、見直しを含む改善を行うこと。 イ　圏域の設定	2　協議の場の設置 都道府県は、医療審議会もしくは医療対策協議会の下に、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制を構築するため、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれについて協議する場(以下「作業部会」という。)を設置する。必要によっては、さらに、圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場(以下「圏域連携会議」という。)を設置する。 協議に際しては、数値目標の設定やそれを達成するための施策の実施の結果、地域格差が生じたり、患者・住民が不利益を被ることのないよう配慮する。 なお、作業部会と圏域連携会議は、緊密に連携しながら協議を進めることが重要である。 (1)　作業部会 ①　構成 作業部会は、地域の実情に応じた医療体制を構築するため、例えば次に掲げる者を代表する者により構成する。 ア　地域医師会等の医療関係団体 イ　医師、歯科医師、薬剤師、看護師など現に診療に従事する者 ウ　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定するサービス事業者 エ　医療保険者 オ　医療・介護サービスを受ける患者・住民 カ　保健・医療・福祉サービスを担う都道府県・市町村 キ　学識経験者 ク　その他、各疾病及び事業において重要な役割を担う者 ②　内容 作業部会は、下記の事項について協議する。 ア　地域の医療資源の把握 「1　情報の収集」において把握した医療資源・医療連携に関する情報から、地域において各医療機能の要件を満たす医療機関を確認する。また、患者動向等も加味して、地域において不足している医療機能あるいは調整・整理が必要な医療機能を明確にする。特に 5 疾病については、まずは二次医療圏を基礎として医療資源を把握する。 イ　圏域の設定

上記アに基づき、圏域を検討・設定する。この場合、５疾病・５事業及び在宅医療に特有の重要事項に基づき、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。	上記アに基づき、圏域を検討・設定する。この場合、５疾病・５事業及び在宅医療に特有の重要事項に基づき、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。
ウ　課題の抽出	ウ　課題の抽出
上記アにより把握した現状を分析し、求められる医療機能とその連携体制など、目指すべき方向を踏まえ、地域の医療提供体制の課題を抽出する。その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。	上記アにより把握した現状を分析し、求められる医療機能とその連携体制など、目指すべき方向を踏まえ、地域の医療提供体制の課題を抽出する。その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。
以下に、課題の抽出に当たって想定される手順を示す。	
（ア）まず、課題の抽出に当たっては、アウトカム指標を確認する。例えば、アウトカム指標が全国平均と乖離している等の問題があればそれを課題とすること。	
（イ）次に、指標が示すデータから得られた課題について、データの留意点や限界を踏まえ、検討する。さらに、当該地域を全国平均若しくは都道府県内平均と比較することにより、仮に対策を行った場合の影響（インパクト）を考慮した上で、課題として設定するとともに、その緊急度と重要度を検討する。	
（例：仮に全国平均値であった場合に、治療等の対応が可能であった患者数などを推計し、優先的に課題解決に向けた資源投入をするか否かを判断する。）	
エ　数値目標の設定	エ　数値目標の設定
抽出した課題をもとに、事後に定量的な比較評価が行えるよう、地域の実情に応じた数値目標、目標達成に要する期間を定める。	抽出した課題をもとに、事後に定量的な比較評価が行えるよう、地域の実情に応じた数値目標、目標達成に要する期間を定める。
数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画等に定められた目標等も勘案するものとする。なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定する。	数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第７に掲げる諸計画等に定められた目標等も勘案するものとする。なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定する。
オ　施策	オ　施策
課題に対応した数値目標の達成のために行う具体的な施策を盛り込んだ計画を策定する。	課題に対応した数値目標の達成のために行う具体的な施策を盛り込んだ計画を策定する。
施策の検討に当たっては、課題について原因分析を行い、検討された施策の結果（アウトプット）が課題に対してどれだけの影響（インパクト）をもたらしうるかという観点を踏まえること。	
(2)　圏域連携会議	(2)　圏域連携会議
圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。	圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。

その際保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互または医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。 ① 構成 各医療機能を担う全ての関係者 ② 内容 下記のアからウについて、関係者全てが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定する。 ア 医療連携の必要性について認識の共有 イ 医療機関等に係る人員、施設設備及び診療機能に関する情報の共有 ウ 当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術に関する情報の共有 なお、状況に応じて、地域連携クリティカルパス導入に関する検討を行う。	その際保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互または医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。 ① 構成 各医療機能を担う全ての関係者 ② 内容 下記のアからウについて、関係者全てが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定する。 ア 医療連携の必要性について認識の共有 イ 医療機関等に係る人員、施設設備及び診療機能に関する情報の共有 ウ 当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術に関する情報の共有 なお、状況に応じて、地域連携クリティカルパス導入に関する検討を行う。
3 患者・住民の意見の反映 都道府県は、患者・住民の作業部会への参加やタウンミーティングの開催、患者・住民へのヒアリングやアンケート調査、医療計画のパブリックコメントなどにより、患者・住民の意見を反映させること。	3 患者・住民の意見の反映 都道府県は、患者・住民の作業部会への参加やタウンミーティングの開催、患者・住民へのヒアリングやアンケート調査、医療計画のパブリックコメントなどにより、患者・住民の意見を反映させること。
4 医療計画への記載 都道府県は、前記第３の２に示すとおり、医療機能ごとに医療機関等に求められる事項、数値目標等について検討し、医療計画に記載する。 また、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称も記載するものとする。 なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともあり得る。 さらに、医療機関等の名称については、例えば圏域内に著しく多数の医療機関等が存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。	4 医療計画への記載 都道府県は、前記第３の２に示すとおり、医療機能ごとに医療機関等に求められる事項、数値目標等について検討し、医療計画に記載する。 また、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称も記載するものとする。 なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともあり得る。 さらに、医療機関等の名称については、例えば圏域内に著しく多数の医療機関等が存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。
5 変更が生じた場合の措置 医療計画策定後、医療機能を担う医療機関の変更が生じた場合は、できるだけ速やかに記載内容を変更する必要がある。 この場合、都道府県医療審議会の議をその都度経なくてもすむように、変更に伴う手続きをあらかじめ定めておく必要がある。	5 変更が生じた場合の措置 医療計画策定後、医療機能を担う医療機関の変更が生じた場合は、できるだけ速やかに記載内容を変更する必要がある。 この場合、医療審議会の議をその都度経なくてもすむように、変更に伴う手続きをあらかじめ定めておく必要がある。

第４　連携の推進等 計画の推進体制については、第３の２に定める作業部会等を設けるなど、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。	**第４　連携の推進等** 計画の推進体制については、第３の２に定める協議の場を設けるなど、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。
第５　評価等 医療計画の実効性を上げるためには、具体的な数値目標の設定と評価を行い、その評価結果に基づき、計画の内容を見直すことが重要である。 都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、評価を行う組織や時期を医療計画に記載すること。この際、少なくとも施策及び事業の進捗状況の評価については、１年ごとに行うこととし、課題に対する数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況については、３年ごとの中間評価も踏まえつつ、少なくとも６年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。 評価に当たっては、策定体制に関わった者以外の第３者による評価の仕組みを講じること等も有効である。さらに、施策及び事業評価の際には、施策及び事業の結果（アウトプット）のみならず、地域住民の健康状態や患者の状態（アウトカム）、地域の医療の質などの成果（プロセス）にどのような影響（インパクト）を与えたかといった観点からの施策及び事業の評価を行い、必要に応じて計画の内容を改善することが重要である。 また、課題の評価にあたっては、次のような数値目標を設定した指標を活用することも重要である。最終的な成果（アウトカム）を達成するための過程を確認し、過程のどの段階に課題があるかといった観点からの評価も重要である。 （参考：評価指標の考え方[1]） ・　評価指標とは 最終的な成果（アウトカム）の達成に向け、施策や事業を進捗管理し、評価するために設する指標。 良い評価指標は以下の頭文字を取り、ＳＭＡＲＴな指標と言われている。 ①　具体性、特異性（Specific） 具体的であるかどうか、施策や事業に特異的であるかどうか。 ②　測定可能性（Measurable） 数値目標、達成期間、期待する達成度などが明示され、測定可能であるかどうか。 ③　達成可能性（Attainable） 達成可能であるかどうか。コスト、スケジュール、従事者の質と量、社会環境への適合性に問題はないか。関係者の反対はどうか。	また、医療計画の実効性を上げるためには、具体的な数値目標の設定と評価を行い、その評価結果に基づき、計画の内容を見直すことが重要である。 数値目標等の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも５年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更する。 なお、目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価については定期的に実施（１年ごとに実施が望ましい。）、評価し、必要に応じて施策の見直しを図る。

④　現実性（Realistic） 現実的かどうか。目標を達成するための手段は適切な因果関係となっているかどうか。 ⑤　期限明示（Time-bound） 実施時期、終期、期限などが明示されているか。	

改　正　後	現　　行
がんの医療体制構築に係る指針	**がんの医療体制構築に係る指針**
がん検診等でがんの可能性が疑われた場合や症状を呈した場合、まず精密検査等が実施される。 そして、がんの確定診断等が行われた場合、更に詳細な検査により、がんの進行度の把握や治療方針の決定が行われる。 がんの治療は、がん診療連携拠点病院（以下「がん拠点病院」という。）やその他のがん診療に係る医療機関において、個々のがんの種類や進行度に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法（本指針では薬物療法等を含むものとする。）又はこれらを組み合わせた集学的治療等が実施される。 同時に、がんと診断された時から、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対して、患者とその家族への緩和ケアが必要である。 その後も再発予防のための術後補助化学療法や再発の早期発見のための定期的かつ専門的検査等、長期の管理が必要となる。 このようにがん患者に必要とされる医療は患者の状態やがんの種類・病期等によって異なるため、それぞれの医療機関が相互に連携しながら、継続して実施されることが必要である。 また、がん対策について政府は、「がん対策基本法」（平成18年法律第98号）に基づき「がん対策推進基本計画」（平成24年6月閣議決定）を策定し、都道府県は、これを基本とし、各都道府県におけるがん医療の現状等を踏まえて、「都道府県がん対策推進計画」を策定し、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。 本指針は、がん対策推進基本計画のうち医療計画に反映すべき事項等について、住民・患者の視点に立った計画を作成するという観点から、その考え方を示すものである。なお、がん対策推進基本計画は現在、がん対策推進協議会において、見直しの議論を行っており、平成29年度に第３期がん対策推進基本計画が、閣議決定される予定であることに留意すること。 具体的には、「第１　がんの現状」でがんの発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。 都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析するとともに、各病期に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれら医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。	がん検診等でがんの可能性が疑われた場合や症状を呈した場合、まず精密検査等が実施される。 そして、がんの確定診断等が行われた場合、さらに詳細な検査により、がんの進行度の把握や治療方針の決定が行われる。 がんの治療は、がん診療連携拠点病院（以下「がん拠点病院」という。）やその他のがん診療に係る医療機関において、個々のがんの種類や進行度に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法（本指針では薬物療法等を含むものとする。）又はこれらを組み合わせた集学的治療等が実施される。 同時に、がんと診断された時から、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対して、患者とその家族への緩和ケアが必要である。 その後も再発予防のための術後療法や再発の早期発見のための定期的かつ専門的検査等、長期の管理が必要となる。 このようにがん患者に必要とされる医療は患者の状態やがんの種類・病期等によって異なるため、それぞれの医療機関が相互に連携しながら、継続して実施されることが必要である。 また、がん対策について政府は、「がん対策基本法」（平成18年法律第98号）に基づき「がん対策推進基本計画」（平成19年6月閣議決定）を策定し、都道府県は、これを基本とし、各都道府県におけるがん医療の現状等を踏まえて、「都道府県がん対策推進計画」を策定し、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。 本指針は、がん対策推進基本計画のうち医療計画に反映すべき事項等について、住民・患者の視点に立った計画を作成するという観点から、その考え方を示すものである。なお、がん対策推進基本計画は平成24年3月に変更案がん対策推進協議会より答申されており、今後閣議決定されることに留意すること。 具体的には、「第１　がんの現状」でがんの発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第２　医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。 都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析するとともに、各病期に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれら医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第１　がんの現状

がんは、浸潤性に増殖し転移する悪性腫瘍であり、基本的にほぼすべての臓器・組織で発生しうるものである。このため、がん医療は、その種類によって異なる部分があるが、本指針においてはがん医療全体に共通する事項を記載することとする。

１　がんの疫学

がんは、我が国において昭和 56 年（1981 年）より死因の第１位であり、平成 26 年には年間約 37 万人以上の国民が亡くなっている[2]。

また、生涯のうちにがんに罹る可能性はおよそ２人に１人とされている[3]。

継続的に医療を受けているがん患者数は約 162.6 万人[4]、１年間に新たにがんにかかる者は約 86 万人以上[5]と推計されている。

さらに、今後、人口の高齢化とともにがんの罹患者数及び死亡者数は増加していくことが予想され、依然としてがんは国民の生命と健康にとって重要な課題である。一方で、がん患者・経験者の中にも長期生存し、社会で活躍している者も多い。

がんの年齢調整死亡率は近年減少傾向であるが、がんの種類によりその傾向に違いが見られる。また、全がんの５年相対生存率は 62.1％である[5]が、原発巣による予後の差は大きく、乳がん、肺がん、膵がんの５年相対生存率はそれぞれ 91.1％（女性のみ）、31.9％、7.7％となっている[6]。

２　がんの予防、がんの早期発見

(1)　がんの予防

がんの原因には、喫煙（受動喫煙を含む。）、食生活、運動等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染など様々なものがある。

がんの予防には、これらの生活習慣の改善やがんと関連するウイルスの感染予防等が重要であり、バランスのとれた取組が求められる。

(2)　がんの早期発見

がんの早期発見のために、胃がんでは胃エックス線検査又は胃内視鏡検査、肺がんでは

第１　がんの現状

がんは、浸潤性に増殖し転移する悪性腫瘍であり、基本的にほぼすべての臓器・組織で発生しうるものである。このため、がん医療は、その種類によって異なる部分があるが、本指針においてはがん医療全体に共通する事項を記載することとする。

１　がんの疫学

がんは、我が国において昭和 56 年(1981 年)より死因の第１位であり、平成 22 年には年間約 35 万人以上の国民が亡くなっている。

また、生涯のうちにがんに罹る可能性はおよそ２人に１人とされている。

継続的に医療を受けているがん患者数は約 152 万人、１年間に新たにがんに罹る者は約 69 万人以上と推計されている。

さらに、今後、人口の高齢化とともにがんの罹患者数及び死亡者数は増加していくことが予想され、依然としてがんは国民の生命と健康にとって重要な課題である。一方で、がん患者・経験者の中にも長期生存し、社会で活躍している者も多い。

がんの年齢調整死亡率は近年減少傾向であるが、がんの種類によりその傾向に違いが見られる。また、全がんの５年相対生存率は 57％であるが、原発巣による予後の差は大きく、肺がん、肝臓がん、膵臓がんの５年相対生存率はそれぞれ 29％、27％、6％となっている。

２　がんの予防、がんの早期発見

(1)　がんの予防

がんの原因には、喫煙（受動喫煙を含む）、食生活、運動等の生活習慣、ウイルスや細菌への感染など様々なものがある。

がんの予防には、これらの生活習慣の改善やがんと関連するウイルスの感染予防等が重要であり、バランスのとれた取り組みが求められる。

(2)　がんの早期発見

がんを早期発見するため、胃がんでは胃Ｘ線検査、肺がんでは胸部Ｘ線検査及び喀痰検

---

[2] 厚生労働省「人口動態統計（確定数）」（平成~~22~~26 年）

[3] ~~がん研究振興財団「がんの統計'10 年版」~~ 国立研究開発法人国立がん研究センター　がん対策情報センターによる推計値（2012 年）

[4] 厚生労働省「患者調査」（平成~~20~~26 年）

[5] ~~独立行政法人~~国立研究開発法人国立がん研究センター　がん対策情報センター「全国がん罹患モニタリング集計 20~~06~~12 年罹患数・率報告」

[6] ~~独立行政法人~~国立研究開発法人国立がん研究センター　がん対策情報センター「全国がん罹患モニタリング集計 20~~00~~06-20~~02~~08 年生存率報告」

胸部エックス線検査及び喀痰細胞診、乳がんではマンモグラフィ検査、大腸がんでは便潜血検査、子宮頸がんでは細胞診等のがん検診が行われている。 これらのがん検診においてがんの可能性が疑われた場合、さらにCT・MRI検査等の精密検査が実施される。	査、乳がんではマンモグラフィ検査及び視触診、大腸がんでは便潜血検査、子宮頸がんでは細胞診等のがん検診が行われている。 これらのがん検診においてがんの可能性が疑われた場合、さらに内視鏡検査及びCT・MRI検査等の精密検査が実施される。
3　がんの医療	3　がんの医療
(1)　診断 がん検診によりがんの可能性が疑われた場合や症状を呈した場合、確定診断のために精密検査が実施され、がんの種類やがんの進行度の把握、治療方針の決定等が行われる。	(1)　診断 がん検診によりがんの可能性が疑われた場合や症状を呈した場合、精密検査により確定診断され、がんの種類やがんの進行度の把握、治療方針の決定等が行われる。
(2)　がん治療 がん治療には、手術療法、放射線療法及び化学療法等があり、がんの種類や病態に応じて、これらを単独で行う治療又はこれらを組み合わせた集学的治療が行われる。 がん治療については、学会等が様々ながんに対してEBM(科学的根拠に基づく医療)に基づく診療ガイドラインを作成している。 また、各医療機関ではこれらの診療ガイドライン等に基づいてクリティカルパス（検査と治療等を含めた診療計画表をいう。）が作成されている。	(2)　がん治療 がん治療には、手術療法、放射線療法及び化学療法等があり、がんの種類や病態に応じて、単独で行う治療又はこれらを組み合わせた集学的治療が行われる。 がん治療については、学会等が様々ながんに対してEBM(科学的根拠に基づく医療)に基づく診療ガイドラインを作成している。 また、各医療機関ではこれらの診療ガイドライン等に基づいてクリティカルパス（検査と治療等を含めた診療計画表をいう。）が作成されている。
(3)　緩和ケア がんと診断された時から、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対する緩和ケアを、がん治療と並行して実施することが求められている。 がん疼痛の緩和では、医療用麻薬等の投与や神経ブロック等が行われる。また、疼痛以外の悪心や食欲不振、呼吸困難感といった身体的諸症状に対する治療やケアも行われる。 併せて、がん患者とその家族には、しばしば不安や抑うつ等の精神心理的な問題が生じることから、心のケアを含めた精神医学的な対応が行われる。	(3)　緩和ケア がんと診断された時から、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対する緩和ケアを、がん治療と並行して実施することが求められている。 がん性疼痛の緩和では、医療用麻薬等の投与や神経ブロック等が行われる。また、疼痛以外の嘔気や食欲不振、呼吸困難感といった身体的諸症状に対する治療や支援も行われる。 併せて、がん患者とその家族には、しばしば不安や抑うつ等の精神心理的な問題が生じることから、心のケアを含めた精神医学的な対応が行われる。
(4)　リハビリテーション、定期的なフォローアップ、在宅療養 がん治療後は、治療の影響や病状の進行により、患者の嚥下や呼吸運動などの日常生活動作に障害を来すことがあるため、リハビリテーションが行われる。また、再発したがんの早期発見などを目的として、定期的なフォローアップ等が行われる。さらに、在宅療養を希望する患者に対しては、患者やその家族の意向に沿った継続的な医療が提供されるとともに、必要に応じて適切な緩和ケアが行われ、居宅等での生活に必要な介護サービスが提供される。さらに、人生の最終段階には、看取りまで含めた医療や介護サービスが行われる。	(4)　リハビリテーション、定期的なフォローアップ、在宅療養 がん治療後は、治療の影響や病状の進行により、患者の嚥下や呼吸運動などの日常生活動作に障害を来すことがあることから、リハビリテーションが行われる。また、再発したがんの早期発見などを目的として、定期的なフォローアップ等が行われる。 さらに、在宅療養を希望する患者に対しては、患者やその家族の意向に沿った継続的な医療が提供されるとともに、必要に応じて適切な緩和ケアが行われ、居宅等での生活に必要な介護サービスが提供される。さらに、終末期には、看取りまで含めた医療や介護サービスが行われる。

第２　医療体制の構築に必要な事項 １　目指すべき方向 前記「第１　がんの現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれらの医療機関相互の連携により、保健、医療及び介護サービスが連携・継続して実施される体制を構築する。 (1)　手術療法、放射線療法及び化学療法等を単独で行う治療や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能な体制 ①　進行・再発といった様々ながんの病態に応じ、手術療法、放射線療法及び化学療法等を単独で行う治療もしくはこれらを組み合わせた集学的治療の実施 ②　患者とその家族の意向に応じて、専門的な知識を有する第三者の立場にある医師に意見を求めることができるセカンドオピニオンを受けられる体制 ③　医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を受けられる体制 (2)　がんと診断された時から緩和ケアを実施する体制 ①　がんと診断された時から患者とその家族に対する全人的な緩和ケアの実施 ②　診断、治療、在宅医療など様々な場面における切れ目のない緩和ケアの実施 (3)　地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上 ①　がん拠点病院等による各種研修会、カンファレンスなどを通じた地域連携・支援の実施 ②　がん診療機能や在宅療養支援機能を有する医療機関が相互に連携を強化し、急変時の対応等に関して在宅療養中の患者に対する支援の実施 ２　各医療機能と連携 前記「１　目指すべき方向」を踏まえ、がんの医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(3)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。 (1)　がんを予防する機能【予防】 ①　目標 ・　喫煙やがんと関連するウイルスの感染予防などがんのリスクを低減させること ・　科学的根拠に基づくがん検診の実施、がん検診の精度管理・事業評価の実施及びがん検診受診率を向上させること ②　関係者に求められる事項 （医療機関）	**第２　医療機関とその連携** １　目指すべき方向 前記「第１　がんの現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれらの医療機関相互の連携により、保健、医療及び介護サービスが連携・継続して実施される体制を構築する。 (1)　手術療法、放射線療法及び化学療法等を単独で行う治療や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能な体制 ①　進行・再発といった様々ながんの病態に応じ、手術療法、放射線療法及び化学療法等を単独で行う治療もしくはこれらを組み合わせた集学的治療の実施 ②　患者とその家族の意向に応じて、専門的な知識を有する第三者の立場にある医師に意見を求めることができるセカンドオピニオンを受けられる体制 ③　医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を受けられる体制 (2)　がんと診断された時から緩和ケアを実施する体制 ①　がんと診断された時から患者とその家族に対する全人的な緩和ケアの実施 ②　診断、治療、在宅医療など様々な場面における切れ目のない緩和ケアの実施 (3)　地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上 ①　がん拠点病院等による各種研修会、カンファレンスなどを通じた地域連携・支援の実施 ②　がん診療機能や在宅療養支援機能を有する医療機関が相互に連携を強化し、急変時の対応等に関して在宅療養中の患者に対する支援の実施 ２　各医療機能と連携 前記「1　目指すべき方向」を踏まえ、がんの医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(3)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。 (1)　がんを予防する機能【予防】 ①　目標 ・　喫煙やがんと関連するウイルスの感染予防などがんのリスクを低減させること ・　科学的根拠に基づくがん検診の実施、精度管理・事業評価の実施及びがん検診受診率を向上させること ②　関係者に求められる事項 （医療機関）

・　がんに係る精密検査を実施すること ・　精密検査の結果をフィードバックする等、がん検診の精度管理に協力すること ・　敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと （行政） ・　市町村（特別区を含む。以下同じ。）はがん検診を実施すること ・　地域がん登録、全国がん登録及び院内がん登録の情報の利用等を通じてがんの現状把握に努めること ・　要精検者が確実に医療機関を受診するように連携体制を構築すること ・　都道府県は、生活習慣病検診等管理指導協会の一層の活用を図る等により、検診の実施方法や精度管理の向上等に向けた取組を検討すること ・　都道府県は市町村に対して科学的根拠に基づくがん検診を実施するよう助言すること ・　禁煙希望者に対する禁煙支援や受動喫煙の防止等のたばこ対策に取り組むこと ・　感染に起因するがん対策を推進すること (2)　がん診療機能【治療】 ①　目標 ・　精密検査や確定診断等を実施すること ・　診療ガイドラインに準じた診療を実施すること ・　患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法等や、これらを組み合わせた集学的治療を実施すること ・　がんと診断された時から緩和ケアを実施すること ・　がん治療の合併症予防や軽減を図ること ・　治療後のフォローアップを行うこと ・　各職種の専門性を活かし、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を実施すること ②　医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施することが求められる。 ・　血液検査、画像検査（エックス線検査、CT、MRI、核医学検査、超音波検査、内視鏡）及び病理検査等の、診断・治療に必要な検査が実施可能であること ・　病理診断や画像診断等が実施可能であること ・　患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法等や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能であること	・　がんに係る精密検査を実施すること ・　精密検査の結果をフィードバックする等、がん検診の精度管理に協力すること ・　敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと （行政） ・　市町村（特別区を含む。以下同じ。）はがん検診を実施すること ・　都道府県がん登録を実施し、がん登録の精度向上に努めること ・　要精検者が確実に医療機関を受診するように連携体制を構築すること ・　都道府県は、生活習慣病検診等管理指導協会の一層の活用を図る等により、検診の実施方法や精度管理の向上等に向けた取組を検討すること ・　都道府県は市町村に対して科学的根拠に基づくがん検診を実施するよう助言すること ・　禁煙希望者に対する禁煙支援や受動喫煙の防止等のたばこ対策に取り組むこと ・　感染に起因するがんへの対策を推進すること (2)　がん診療機能【治療】 ①　目標 ・　精密検査や確定診断等を実施すること ・　診療ガイドラインに準じた診療を実施すること ・　患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法等や、これらを組み合わせた集学的治療を実施すること ・　がんと診断された時から緩和ケアを実施すること ・　治療後のフォローアップを行うこと ・　各職種の専門性を活かし、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を実施すること ②　医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・　血液検査、画像検査(X線検査、CT、超音波検査、内視鏡、MRI、核医学検査)及び病理検査等の、診断・治療に必要な検査が実施可能であること ・　病理診断や画像診断等が実施可能であること ・　患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法等や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能であること

・　がんと診断された時から緩和ケアを実施すること さらに、がん拠点病院としては以下の対応が求められる。なお、詳細については、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成26年1月10日付け健発0110第7号厚生労働省健康局長通知）を参照すること。また、平成29年度のがん対策推進基本計画策定後、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」において、がん拠点病院の指定要件に関する議論を予定しており、指定要件が改訂された場合には、新たな要件を参照すること。	・　がんと診断された時から緩和ケアを実施すること さらに、がん拠点病院としては以下の対応が求められる。なお、詳細については、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日健発第0301001号厚生労働省健康局長通知）を参照すること。
・　患者の状態に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法等や、これらを組み合わせた集学的治療及び緩和ケアが実施可能であること	・　患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法等や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能であること（化学療法については外来でも可能であること）
・　がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、キャンサーボードを設置し、月１回以上、開催すること	・　各職種の専門性を活かし、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を実施すること
・　患者とその家族の意向に応じて、専門的な知識を有する第三者の立場にある医師の意見を求めることができるセカンドオピニオンが受けられること	・　患者とその家族の意向に応じて、専門的な知識を有する第三者の立場にある医師の意見を求めることができるセカンドオピニオンが受けられること
・　相談支援の体制を確保し、情報の収集・発信、患者・家族の交流の支援等を実施していること。その際、小児・AYA世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報についても提供できるよう留意すること	・　相談支援の体制を確保し、情報の収集・発信、患者・家族の交流の支援等を実施していること
・　仕事と治療の両立支援や就職支援、がん経験者の就労継続支援の取組をがん患者に提供できるよう周知すること	
・　がんと診断された時から緩和ケアを実施すること（緩和ケアチームの整備や外来での緩和ケアを実施し、患者とその家族に対して、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対する全人的な緩和ケアを提供すること）	・　がんと診断された時から緩和ケアを実施すること（緩和ケアチームの整備や外来での緩和ケアを実施し、患者とその家族に対して、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対する全人的な緩和ケアを提供すること）
・　がん治療の合併症予防や軽減を図るため、周術期の口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関と連携を図ること	
・　地域連携支援の体制を確保するため、病院間の役割分担を進めるとともに、研修、カンファレンス、診療支援、地域連携クリティカルパス等の活用や、急変時の対応も含めて、他のがん診療機能や在宅療養支援機能を有している医療機関等と連携すること	・　地域連携支援の体制を確保するため、病院間の役割分担を進めるとともに、研修、カンファレンス、診療支援、地域連携クリティカルパス等の活用や、急変時の対応も含めて、他のがん診療機能や在宅療養支援機能を有している医療機関等と連携すること
・　院内がん登録を実施すること	・　院内がん登録を実施し、地域がん登録へ積極的に協力すること
③　医療機関の例	③　医療機関の例
・　がん拠点病院	・　がん拠点病院
・　病院又は診療所	・　病院又は診療所
(3)　在宅療養支援機能【療養支援】	(3)　在宅療養支援機能【療養支援】

① 目標 ・ がん患者やその家族の意向を踏まえ、在宅等の生活の場での療養を選択できるようにすること ・ 在宅緩和ケアを実施すること ② 医療機関等に求められる事項 ・ 24時間対応が可能な在宅医療を提供していること ・ がん疼痛等に対する緩和ケアが実施可能であること ・ 看取りを含めた人生の最終段階におけるケアを24時間体制で提供すること ・ がん診療機能を有する医療機関等と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携が可能であること（地域連携クリティカルパスを含む。） ・ 医療用麻薬を提供できること ③ 医療機関等の例 ・ 病院又は診療所 ・ 薬局 ・ 訪問看護ステーション	① 目標 ・ がん患者やその家族の意向を踏まえ、在宅等の生活の場での療養を選択できるようにすること ・ 在宅緩和ケアを実施すること ② 医療機関に求められる事項 ・ 24時間対応が可能な在宅医療を提供していること ・ 疼痛等に対する緩和ケアが実施可能であること ・ 看取りを含めた終末期ケアを24時間体制で提供すること ・ がん診療機能を有する医療機関等と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携が可能であること(退院後の緩和ケア計画を含む) ・ 医療用麻薬を提供できること ③ 医療機関等の例 ・ 病院又は診療所 ・ 薬局 ・ 訪問看護ステーション
第３　構築の具体的な手順 １　現状の把握 都道府県は、がんの医療体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1)　患者動向に関する情報 ・ がん検診受診率（国民生活基礎調査など） ・ 喫煙率（国民生活基礎調査） ・ 総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病中分類別）、患者流入割合、流出割合（患者調査） ・ がん患者の在宅死亡割合（人口動態統計） ・ 年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計）） ・ 都道府県の地域がん登録に基づく情報 (2)　医療資源・連携等に関する情報	**第３　構築の具体的な手順** １　現状の把握 都道府県は、がんの医療体制を構築するに当たって、(1)(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1)　患者動向に関する情報 ・ がん検診受診率（国民生活基礎調査など） ・ 喫煙率（国民生活基礎調査） ・ 総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病中分類別）、患者流入割合、流出割合（患者調査） ・ がん患者の在宅死亡割合（人口動態統計） ・ 年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計）） ・ 都道府県の地域がん登録に基づく情報 (2)　医療資源・連携等に関する情報

① がん診療機能 ・ 手術、放射線療法や外来化学療法の実施状況 ・ がん診療を専門的に行う医療従事者数 ・ 緩和ケアの実施状況 緩和ケアに関する基本的な知識を習得した医師 緩和ケアチームや緩和ケア外来の設置状況　等 ・ 診療ガイドライン等に基づき作成されたクリティカルパスの整備状況 ・ 周術期口腔機能管理の取組状況 ・ 院内がん登録の実施状況 ・ 地域連携クリティカルパスの整備状況 ・ がん診療に関する情報提供の状況 パンフレットの配布、ホームページでの情報提供　等 ・ 相談支援センターの整備状況 相談員の研修状況　等 ② 在宅療養支援機能 ・ 在宅療養における 24 時間対応の有無 ・ 疼痛等に対する緩和ケアの実施状況（医療機関、薬局） ・ がん診療機能を有する病院等との連携状況 ③ がん予防 （医療機関等） ・ 禁煙外来の実施状況 ・ 敷地内禁煙の実施状況 ・ 薬局の禁煙指導状況 （行政） ・ がん検診の受診状況 ・ 市町村におけるがん検診の精度管理・事業評価の状況 (3) 指標による現状把握 別表１に掲げるような指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。 2　圏域の設定	① がん診療機能 ・ 手術、放射線療法や外来化学療法の実施状況 ・ がん診療を専門的に行う医療従事者数 ・ 緩和ケアの実施状況 緩和ケアに関する基本的な知識を習得した医師 緩和ケアチームや緩和ケア外来の設置状況　等 ・ 診療ガイドライン等に基づき作成されたクリティカルパスの整備状況 ・ 院内がん登録の実施状況 ・ 地域連携クリティカルパスの整備状況 ・ がん診療に関する情報提供の状況 パンフレットの配布、ホームページでの情報提供　等 ・ 相談支援センターの整備状況 相談員の研修状況　等 ② 在宅療養支援機能 ・ 在宅療養における 24 時間対応の有無 ・ 疼痛等に対する緩和ケアの実施状況 ・ がん診療機能を有する病院等との連携状況 ③ がん予防 （医療機関等） ・ 禁煙外来の実施状況 ・ 敷地内禁煙の実施状況 ・ 薬局の禁煙指導状況 （行政） ・ がん検診の受診状況 ・ 市町村におけるがん検診の精度管理・事業評価の状況 (3) 指標による現状把握 別表１に掲げるような、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。 2　圏域の設定

(1)　都道府県は、がんの医療体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、予防、治療、療養支援等に関する医療機能を明確にして、圏域を設定する。 (2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。 (3)　圏域を設定するに当たっては、各医療機能の実施状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の実情に応じて弾力的に設定する。 (4)　検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現にがん診療に従事する者、がん患者・家族、市町村等の各代表が参画する。	(1)　都道府県は、がんの医療体制を構築するに当たって、「第２　医療機関とその連携」を基に、前記「1　現状の把握」で収集した情報を分析し、予防、治療、療養支援等に関する医療機能を明確にして、圏域を設定する。 (2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。 (3)　圏域を設定するに当たっては、各医療機能の実施状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の実情に応じて弾力的に設定する。 (4)　検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現にがん診療に従事する者、がん患者・家族、市町村等の各代表が参画する。
3　連携の検討 (1)　都道府県は、がんの医療体制を構築するに当たって、予防から専門的治療、緩和ケア、再発予防や在宅療養まで継続して医療が行われるよう、また、関係機関・施設の信頼関係が醸成されるよう配慮する。 　さらに、医療機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。 (2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 (3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。 　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 　さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。	3　連携の検討 (1)　都道府県は、がんの医療体制を構築するに当たって、予防から専門的治療、緩和ケア、再発予防や在宅療養まで継続して医療が行われるよう、また、関係機関・施設の信頼関係が醸成されるよう配慮する。 　さらに、医療機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。 (2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日健総発第 0720001 号健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 (3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。 　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 　さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。
4　課題の抽出 　都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域のがんの医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。	4　課題の抽出 　都道府県は、「第２　医療機関とその連携」を踏まえ、「1　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域のがんの医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。	その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。
5　数値目標 都道府県は、がんの良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4　課題の抽出」で明確した課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 数値目標の設定に当たっては、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。	5　数値目標 都道府県は、がんの良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4　課題の抽出」で明確した課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 数値目標の設定に当たっては、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。
6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4　課題の抽出」に対応するよう「5　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。	6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4　課題の抽出」に対応するよう「5　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。
7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも6年（在宅医療その他必要な事項については3年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。	7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。
8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。	8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

改　正　後	現　　行
脳卒中の医療体制構築に係る指針	**脳卒中の医療体制構築に係る指針**
脳卒中を発症した場合、まず急性期医療において内科的・外科的治療が行われ、同時に機能回復のためのリハビリテーションが開始される。リハビリテーションを行ってもなお障害が残る場合、中長期の医療及び介護支援が必要となる。 このように一人の脳卒中患者に必要とされる医療・介護はその病期・転帰によって異なる。さらに、重篤な患者の一部には、急性期を乗り越えたものの、重度の後遺症等によって退院や転院が困難となる状況のあることが指摘されており、それぞれの機関が相互に連携しながら、継続してその時々に必要な医療・介護・福祉を提供することが必要である。 本指針では、「第１　脳卒中の現状」で脳卒中の発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。 なお、平成28年６月に設置された「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」（厚生労働省健康局）では、急性期から慢性期を含めた、脳卒中及び心血管疾患に係る診療提供体制の在り方についての議論が行われている。 都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各病期に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれら医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。	脳卒中を発症した場合、まず急性期医療において内科的・外科的治療が行われ、同時に機能回復のためのリハビリテーションが開始される。リハビリテーションを行ってもなお障害が残る場合、中長期の医療及び介護支援が必要となる。 このように一人の脳卒中患者に必要とされる医療・介護はその病期・転帰によって異なる。さらに、重篤な患者の一部には、急性期を乗り越えたものの、重度の後遺症等によって退院や転院が困難となる状況のあることが指摘されており、それぞれの機関が相互に連携しながら、継続してその時々に必要な医療・介護・福祉を提供することが必要である。 本指針では、「第１　脳卒中の現状」で脳卒中の発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第２　医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。 都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各病期に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれら医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。
第１　脳卒中の現状 脳卒中は、脳血管の閉塞や破綻によって脳機能に障害が起きる疾患であり、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血に大別される。 脳梗塞は、さらに、アテローム硬化（動脈硬化）により血管の内腔が狭くなりそこに血栓ができて脳血管が閉塞するアテローム血栓性脳梗塞、脳の細い血管が主に高血圧を基盤とする変化により閉塞するラクナ梗塞、心臓等に生じた血栓が脳血管まで流れ血管を閉塞する心原性塞栓症の３種類に分けられる。 また、脳出血は脳の細い血管が破綻するものであり、くも膜下出血は脳動脈瘤が破綻し出血するものである。 脳卒中発症直後の医療（急性期の医療）は、脳梗塞、脳出血及びくも膜下出血によって異なるが、急性期を脱した後の医療は共通するものが多いことから、本指針においては一括して記	**第１　脳卒中の現状** 脳卒中は、脳血管の閉塞や破綻によって脳機能に障害が起きる疾患であり、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血に大別される。 脳梗塞は、さらに、アテローム硬化(動脈硬化)により血管の内腔が狭くなりそこに血栓ができて脳血管が閉塞するアテローム血栓性脳梗塞、脳の細い血管が主に高血圧を基盤とする変化により閉塞するラクナ梗塞、心臓等に生じた血栓が脳血管まで流れ血管を閉塞する心原性塞栓症の３種類に分けられる。 また、脳出血は脳の細い血管が破綻するものであり、くも膜下出血は脳動脈瘤が破綻し出血するものである。 脳卒中発症直後の医療(急性期の医療)は、脳梗塞、脳出血及びくも膜下出血によって異なるが、急性期を脱した後の医療は共通するものが多いことから、本指針においては一括して記載

載することとする。	することとする。
1　脳卒中の疫学 １年間に救急車によって搬送される急病患者の約8%、約28万人が脳卒中（脳血管疾患）を含む脳疾患である[1]。また脳卒中によって継続的に医療を受けている患者数は約118万人と推計される[2]。 さらに、年間約11.2万人が脳卒中を原因として死亡し、死亡数全体の8.7%を占め、死亡順位の第4位である[3]。 脳卒中は、死亡を免れても後遺症として片麻痺、嚥下障害、言語障害、高次脳機能障害、遷延性意識障害などの後遺症が残ることがある。 介護が必要になった者の18.5%は脳卒中が主な原因であり第1位である[4]。 これらの統計から、脳卒中は、発症後命が助かったとしても後遺症が残ることも多く、患者及びその家族の日常生活に与える影響は大きい。	1　脳卒中の疫学 1年間に救急車によって搬送される急病患者の約10%、約31万人が脳卒中(脳血管疾患)を含む脳疾患である。また脳卒中によって継続的に医療を受けている患者数は約134万人と推計される。 さらに、年間約12.3万人が脳卒中を原因として死亡し、死亡数全体の10.3%を占め、死亡順位の第3位である。 脳卒中は、死亡を免れても後遺症として片麻痺、嚥下障害、言語障害、認知障害、遷延性意識障害などの後遺症が残ることがある。 介護が必要になった者の21.5%は脳卒中が主な原因であり第1位である。 これらの統計から、脳卒中は、発症後生命が助かったとしても後遺症が残ることも多く、患者及びその家族の日常生活に与える影響は大きい。
2　脳卒中の医療 (1)　予防 脳卒中の最大の危険因子は高血圧であり、発症の予防には高血圧のコントロールが重要である。その他、糖尿病、脂質異常症、不整脈（特に心房細動）、喫煙、過度の飲酒なども危険因子であり、生活習慣の改善や適切な治療が重要である。 また、脳卒中の無症候性病変、危険因子となる画像異常等の発見にはMRI、MRアンギオグラフィ（以下「MRA」という。）、頸動脈超音波検査が行われている。 一過性脳虚血発作（TIA）直後は脳梗塞発症リスクが高く、これを疑えば、脳梗塞予防のための適切な治療を速やかに開始する。 同時に、住民に脳卒中の症状や発症時の緊急受診の必要性を周知させるように、啓発を進める必要がある。 (2)　発症直後の救護、搬送等 脳卒中を疑うような症状が出現した場合、本人や家族等周囲にいる者は、速やかに専門の医療施設を受診できるよう行動することが重要である。できるだけ早く治療を始めることでより高い効果が見込まれ、さらに後遺症も少なくなることから、診断や治療の開始を遅らせることにならないよう、速やかに救急隊を要請する等の対処を行う。	2　脳卒中の医療 (1)　予防 脳卒中の最大の危険因子は高血圧であり、発症の予防には高血圧のコントロールが重要である。その他、糖尿病、脂質異常症、不整脈（特に心房細動）、無症候性病変、喫煙、過度の飲酒なども危険因子であり、生活習慣の改善や適切な治療が重要である。 また、脳卒中の無症候性病変、危険因子となる画像異常等の発見にはMRI、MRアンギオグラフィ（以下「MRA」という。）、頸動脈超音波検査が行われている。 一過性脳虚血発作（TIA）直後は脳梗塞発症リスクが高く、これを疑えば、脳梗塞予防のための適切な治療を速やかに開始する。 同時に、住民に脳卒中の症状や発症時の緊急受診の必要性を周知させるように、啓発を進める必要がある。 (2)　発症直後の救護、搬送等 脳卒中を疑うような症状が出現した場合、本人や家族等周囲にいる者は、速やかに専門の医療施設を受診できるよう行動することが重要である。できるだけ早く治療を始めることでより高い効果が見込まれ、さらに後遺症も少なくなることから、診断や治療の開始を遅らせることにならないよう、速やかに救急隊を要請する等の対処を行う。

[1] 消防庁「平成~~23~~28年版　救急・救助の現況」（平成~~23~~28年）
[2] 厚生労働省「患者調査」（平成~~20~~26年）
[3] 厚生労働省「人口動態統計(確定数)」（平成~~22~~27年）
[4] 厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成~~22~~25年）

救急救命士を含む救急隊員は、メディカルコントロール体制※の下で定められた、病院前における脳卒中患者の救護のためのプロトコール(活動基準)に則して、適切に観察・判断・救急救命処置等を行った上で、対応が可能な医療機関に搬送することが重要である。このため、病院到着前に脳卒中の重症度を点数化し、組織プラスミノゲン・アクチベータ（t-PA）の静脈内投与による血栓溶解療法の適応や血管内治療（機械的血栓除去術、経動脈的血栓溶解療法等）など、超急性期の再開通治療の適応※※となる傷病者を抽出することなどを目的とした病院前脳卒中スケールを活用することが望ましい。	救急救命士を含む救急隊員は、メディカルコントロール体制※の下で定められた、病院前における脳卒中患者の救護のためのプロトコール(活動基準)に則して、適切に観察・判断・救急救命処置等を行った上で、対応が可能な医療機関に搬送することが重要である。このため、病院到着前に脳卒中の重症度を点数化し、組織プラスミノゲン・アクチベータ（t-PA）の静脈内投与による血栓溶解療法の適応や血管内治療（機械的血栓除去術、経動脈的血栓溶解療法等）など、超急性期の再開通治療の適応※※となる傷病者を抽出することなどを目的とした病院前脳卒中スケールを活用することが望ましい。
※　メディカルコントロール体制については、「救急医療の体制構築に係る指針」を参照。	※　メディカルコントロール体制については、「救急医療の体制構築に係る指針」を参照。
※※　超急性期の再開通治療（t-PA など）の適応：t-PA 静注療法は、発症4.5時間以内の脳梗塞患者のうち、広範な早期脳虚血性変化や頭蓋内出血などの禁忌項目に該当しない患者が対象となる。また、経動脈的血栓溶解療法は発症６時間以内の脳梗塞の一部、機械的血栓除去術は原則として発症８時間以内の脳梗塞患者の一部の患者が対象となる。	※※　超急性期の再開通治療（t-PA など）の適応：t-PA 静注療法は、発症3時間以内の脳梗塞患者のうち、広範な早期脳虚血性変化や頭蓋内出血などの禁忌項目に該当しない患者が対象となる。また、経動脈的血栓溶解療法は発症６時間以内の脳梗塞の一部、機械的血栓除去術は発症８時間以内の脳梗塞患者の一部の患者が対象となる。
(3)　診断	(3)　診断
問診や身体所見の診察等に加えて、画像検査(CT、MRI、MRA、超音波検査等)を行うことで正確な診断が可能になる。最近では CT の画像解像度の向上、MRI の普及もあり、脳梗塞超急性期の診断が可能となり、血栓溶解療法の適応や転帰がある程度予測できるようになった。	問診や身体所見の診察等に加えて、画像検査(CT、MRI、MRA、超音波検査等)を行うことで正確な診断が可能になる。最近では CT の画像解像度の向上、MRI の普及もあり、脳梗塞超急性期の診断が可能となり、血栓溶解療法の適応や転帰がある程度予測できるようになった。
また、救急患者の CT、MRI 画像を専門的な診断が可能な施設へネットワーク経由で伝送すること等により、専門的な医師がいない医療機関で早期診断を行うことも考えられる。	また、救急患者の CT、MRI 画像を専門的な診断が可能な施設へネットワーク経由で伝送すること等により、専門的な医師がいない医療機関で早期診断を行うことも考えられる。
(4)　急性期の治療	(4)　急性期の治療
脳卒中の急性期には、呼吸管理、循環管理等の全身管理とともに、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等の個々の病態に応じた治療が行われる。	脳卒中の急性期には、呼吸管理、循環管理等の全身管理とともに、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等の個々の病態に応じた治療が行われる。
①　脳梗塞では、まず発症後4.5時間以内の超急性期血栓溶解療法（t-PA）の適応患者に対する適切な処置が取られる必要がある。治療開始までの時間が短いほどその有効性は高く、合併症の発生を考慮すると発症後4.5時間以内に治療を開始することが重要である。そのためには、発症早期の脳梗塞患者が適切な医療施設に迅速に受診することが求められ、来院してから治療の開始まで１時間以内が目安である。	①　脳梗塞では、まず発症後3時間以内の超急性期血栓溶解療法（t-PA）の適応患者に対する適切な処置が取られる必要がある。治療開始までの時間が短いほどその有効性は高く、合併症の発生を考慮すると発症後3時間以内に治療を開始することが重要である。その際の目安は、発症から医療機関到着まで２時間以内、来院してから治療の開始まで１時間以内である。
また、近年、急性期脳梗塞患者に対する血管内治療の科学的根拠が示されていることから、原則として発症後８時間以内の脳梗塞患者に対しては、施設によっては血管内治療による血栓除去術を行うことを考慮する。	同じく発症後８時間以内の脳梗塞患者に対しては、施設によっては血管内治療による血栓除去術を行うことを考慮する。
また超急性期の再開通治療の適応とならない患者も、できる限り早期に、脳梗塞の原	また超急性期血栓溶解療法の適応とならない患者も、できる限り早期に、脳梗塞の原

因に応じた、抗凝固療法や抗血小板療法、脳保護療法などを行うことが重要である。	因に応じた、抗凝固療法や抗血小板療法、脳保護療法などを行うことが重要である。
② 脳出血の治療は、血圧や脳浮腫の管理、凝固能異常時の是正が主体であり、出血部位(皮質・皮質下出血や小脳出血等)によって手術が行われることもある。	② 脳出血の治療は、血圧や脳浮腫の管理、凝固能異常時の是正が主体であり、出血部位(皮質・皮質下出血や小脳出血等)によって手術が行われることもある。
③ くも膜下出血の治療は、動脈瘤の再破裂の予防が重要であり、再破裂の防止を目的に開頭手術による外科的治療あるいは開頭を要しない血管内治療を行う。	③ くも膜下出血の治療は、動脈瘤の再破裂の予防が重要であり、再破裂の防止を目的に開頭手術による外科的治療あるいは開頭を要しない血管内治療を行う。
また脳卒中の治療に際しては、専門チームによる診療や脳卒中の専用病室※等での入院管理により予後を改善できることが明らかになってきている。	また脳卒中の治療に際しては、専門チームによる診療や脳卒中の専用病室※等での入院管理により予後を改善できることが明らかになってきている。
※ 専門医療スタッフが急性期からの濃厚な治療とリハビリテーションを組織的かつ計画的に行う脳卒中専用の治療病室。例えば、診療報酬上で脳卒中の入院医療管理料が算定できる治療室である脳卒中ケアユニット等。	※ 専門医療スタッフが急性期からの濃厚な治療とリハビリテーションを組織的かつ計画的に行う脳卒中専用の治療病室。例えば、診療報酬上で脳卒中の入院医療管理料が算定できる治療室である脳卒中ケアユニット等。
(5) リハビリテーション	(5) リハビリテーション
脳卒中のリハビリテーションは、病期によって分けられるが、急性期から維持期まで一貫した流れで行われることが勧められる。	脳卒中のリハビリテーションは、病期によって分けられる。
① 急性期に行うリハビリテーションは、廃用症候群や合併症の予防及びセルフケアの早期自立を目的として、可能であれば発症当日からベッドサイドで開始する。	① 急性期に行うリハビリテーションは、廃用症候群や合併症の予防及びセルフケアの早期自立を目的として、可能であれば発症当日からベッドサイドで開始する。
② 回復期に行うリハビリテーションは、機能回復や日常生活動作(ADL)の向上を目的として、訓練室での訓練が可能になった時期から集中して実施する。	② 回復期に行うリハビリテーションは、機能回復や日常生活動作(ADL)の向上を目的として、訓練室での訓練が可能になった時期から集中して実施する。
③ 維持期に行うリハビリテーションは、回復した機能や残存した機能を活用し、歩行能力等の生活機能の維持・向上を目的として実施する。	③ 維持期に行うリハビリテーションは、回復した機能や残存した機能を活用し、歩行能力等の生活機能の維持・向上を目的として実施する。
(6) 急性期以後の医療・在宅療養	(6) 急性期以後の医療・在宅療養
急性期を脱した後は、再発予防のための治療、基礎疾患や危険因子(高血圧、糖尿病、脂質異常症、不整脈(特に心房細動)、喫煙、過度の飲酒等)の継続的な管理、脳卒中に合併する種々の症状や病態に対する加療が行われる。	急性期を脱した後は、再発予防のための治療、基礎疾患や危険因子(高血圧、糖尿病、脂質異常症、不整脈(特に心房細動)、無症候性病変、喫煙、過度の飲酒等)の継続的な管理、脳卒中に合併する種々の症状や病態に対する加療が行われる。
在宅療養では、上記治療に加えて、機能を維持するためのリハビリテーションを実施し、在宅生活に必要な介護サービスを受ける。脳卒中は再発することも多く、患者の周囲にいる者に対する適切な対応の教育等といった再発に備えることが重要である。	在宅療養では、上記治療に加えて、機能を維持するためのリハビリテーションを実施し、在宅生活に必要な介護サービスを受ける。脳卒中は再発することも多く、患者の周囲にいる者に対する適切な対応の教育等といった再発に備えることが重要である。
なお、重篤な神経機能障害・精神機能障害を生じた患者の一部では、急性期を脱しても重度の後遺症等により退院や転院が困難となっている状況が見受けられる。これらの患者は、急性期の医療機関において救命医療を受けたものの、重度の後遺症があるため、回復期の医療機関等への転院や退院が行えず、当該医療機関にとどまっていることが指摘されている。	なお、重篤な神経機能障害・精神機能障害を生じた患者の一部では、急性期を脱しても重度の後遺症等により退院や転院が困難となっている状況が見受けられる。これらの患者は、急性期の医療機関において救命医療を受けたものの、重度の後遺症があるため、回復期の医療機関等への転院や退院が行えず、当該医療機関にとどまっていることが指摘されている。
この問題の改善には、在宅への復帰が容易でない患者を受け入れる医療機関、介護・福祉施設等と、急性期の医療機関との連携強化など、総合的かつ切れ目のない対応が必要で	この問題の改善には、在宅への復帰が容易でない患者を受け入れる医療機関、介護・福祉施設等と、急性期の医療機関との連携強化など、総合的かつ切れ目のない対応が必要で

ある。	ある。
第２　医療体制の構築に必要な事項	**第２　医療機関とその連携**
１　目指すべき方向 前記「第１　脳卒中の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携により、医療から介護サービスまでが連携し継続して実施される体制を構築する。また、都道府県は、医療機関の協力を得て、脳卒中に関する市民への啓発を積極的に行うことが重要である。 (1)　発症後、速やかな搬送と専門的な診療が可能な体制 ①　発症後、専門的な診療が可能な医療機関への迅速な救急搬送 ②　医療機関到着後１時間以内の専門的な治療の開始 (2)　病期に応じたリハビリテーションが一貫して実施可能な体制 ①　廃用症候群や合併症の予防、セルフケアの早期自立のためのリハビリテーションの実施 ②　機能回復及び日常生活動作向上のために専門的かつ集中的なリハビリテーションの実施 ③　生活機能を維持又は向上させるリハビリテーションの実施 (3)　在宅療養が可能な体制 ①　生活の場で療養できるよう、医療及び介護サービスが相互に連携した支援	１　目指すべき方向 前記「第１　脳卒中の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携により、医療から介護サービスまでが連携し継続して実施される体制を構築する。また、都道府県は、医療機関の協力を得て、脳卒中に関する市民への啓発を積極的に行うことが重要である。 (1)　発症後、速やかな搬送と専門的な診療が可能な体制 ①　発症後２時間以内の、専門的な診療が可能な医療機関への救急搬送 ②　医療機関到着後１時間以内の専門的な治療の開始 (2)　病期に応じたリハビリテーションが可能な体制 ①　廃用症候群や合併症の予防、セルフケアの早期自立のためのリハビリテーションの実施 ②　機能回復及び日常生活動作向上のために専門的かつ集中的なリハビリテーションの実施 ③　生活機能を維持又は向上させるリハビリテーションの実施 (3)　在宅療養が可能な体制 ①　生活の場で療養できるよう、医療及び介護サービスが相互に連携した支援
２　各医療機能と連携 前記「１　目指すべき方向」を踏まえ、脳卒中の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(6)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。 (1)　発症予防の機能【予防】 ①　目標 ・　脳卒中の発症を予防すること ②　医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・　高血圧、糖尿病、脂質異常症、心房細動、喫煙、過度の飲酒等の基礎疾患及び危険因子の管理が可能であること	２　各医療機能と連携 前記「１　目指すべき方向」を踏まえ、脳卒中の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(6)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。 (1)　発症予防の機能【予防】 ①　目標 ・　脳卒中の発症を予防すること ②　医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・　高血圧、糖尿病、脂質異常症、心房細動、無症候性病変、喫煙、過度の飲酒等の基礎疾患及び危険因子の管理が可能であること

・　突然の症状出現時における対応について、本人及び家族等患者の周囲にいる者に対する教育、啓発を実施すること ・　突然の症状出現時に、急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について指示すること (2)　応急手当・病院前救護の機能【救護】 ①　目標 ・　脳卒中の疑われる患者が、発症後迅速に専門的な診療が可能な医療機関に到着できること。また超急性期血栓溶解療法の適応時間を超える場合でも、脳梗塞の場合は機械的血栓除去術や経動脈的血栓溶解術等の血管内治療、脳出血の場合は血腫除去術、脳動脈瘤破裂によるくも膜下出血の場合は脳動脈瘤クリッピングやコイリング等の効果的な治療が行える可能性があるため、できるだけ早く、専門的な治療が可能な医療機関へ搬送することが望ましい。 ②　関係者に求められる事項 (本人及び家族等周囲にいる者) ・　発症後速やかに救急搬送の要請を行うこと (救急救命士等) ・　地域メディカルコントロール協議会の定めた活動プロトコールに沿って、脳卒中患者に対する適切な観察・判断・処置を行うこと ・　急性期医療を担う医療機関へ迅速に搬送すること (3)　救急医療の機能【急性期】 ①　目標 ・　患者の来院後1時間以内(発症後4.5時間以内)に専門的な治療を開始すること ・　発症後4.5時間を超えても血管内治療などの高度専門治療の実施について検討すること ・　誤嚥性肺炎等の合併症の予防及び治療を行うこと ・　廃用症候群を予防し、早期にセルフケアについて自立できるためのリハビリテーションを実施すること ②　医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・　血液検査や画像検査(エックス線検査、CT、MRI、超音波検査)等の必要な検査が24時間実施可能であること ・　脳卒中が疑われる患者に対して、専門的診療が24時間実施可能であること(画像伝	・　突然の症状出現時における対応について、本人及び家族等患者の周囲にいる者に対する教育、啓発を実施すること ・　突然の症状出現時に、急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について指示すること (2)　応急手当・病院前救護の機能【救護】 ①　目標 ・　脳卒中の疑われる患者が、発症後遅くとも2時間以内に専門的な診療が可能な医療機関に到着できること。また2時間を超える場合でも、脳梗塞の場合は機械的血栓除去術や経動脈的血栓溶解術等の血管内治療、脳出血の場合は血腫除去術、脳動脈瘤破裂によるくも膜下出血の場合は脳動脈瘤クリッピングやコイリング等の効果的な治療が行える可能性があるため、できるだけ早く、専門的な治療が可能な医療機関へ搬送することが望ましい。 ②　関係者に求められる事項 (本人及び家族等周囲にいる者) ・　発症後速やかに救急搬送の要請を行うこと (救急救命士等) ・　地域メディカルコントロール協議会の定めた活動プロトコールに沿って、脳卒中患者に対する適切な観察・判断・処置を行うこと ・　急性期医療を担う医療機関へ発症後遅くとも2時間以内に搬送すること (3)　救急医療の機能【急性期】 ①　目標 ・　患者の来院後1時間以内(発症後3時間以内)に専門的な治療を開始すること(血管内治療など高度に専門的な治療を行える施設では、発症後3時間を超えても高度専門治療の実施について検討することが望ましい。) ・　廃用症候群や合併症の予防、早期にセルフケアについて自立できるためのリハビリテーションを実施すること ②　医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・　血液検査や画像検査(単純X線撮影、CT、MRI、超音波検査)等の必要な検査が24時間実施可能であること ・　脳卒中が疑われる患者に対して、専門的診療が24時間実施可能であること(画像伝

送等の遠隔診断に基づく治療を含む。） ・　脳卒中評価スケールなどを用いた客観的な神経学的評価が 24 時間実施可能であること ・　適応のある脳梗塞症例に対し、来院後 1 時間以内（発症後 4.5 時間以内）に組織プラスミノゲン・アクチベータ（t-PA）の静脈内投与による血栓溶解療法が実施可能であること ・　外科手術及び脳血管内手術が必要と判断した場合には来院後 2 時間以内の治療開始が可能であること ・　呼吸、循環、栄養等の全身管理、及び感染症や深部静脈血栓症等の合併症に対する診療が可能であること ・　合併症の中でも、特に誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関等を含め、多職種間で連携して対策を図ること ・　リスク管理のもとに早期座位・立位、関節可動域訓練、摂食・嚥下訓練、装具を用いた早期歩行訓練、セルフケア訓練等のリハビリテーションが実施可能であること ・　回復期（あるいは維持期）の医療機関等と診療情報やリハビリテーションを含む治療計画を共有するなどして連携していること ・　回復期（あるいは維持期）に、重度の後遺症等により自宅への退院が容易でない患者を受け入れる医療施設や介護施設等と連携し、その調整を行うこと ・　脳卒中疑いで救急搬送された患者について、その最終判断を救急隊に情報提供することが望ましい ③　医療機関の例 ・　救命救急センターを有する病院 ・　脳卒中の専用病室を有する病院 ・　急性期の血管内治療が実施可能な病院 ・　脳卒中に対する急性期の専門的医療を担う病院又は有床診療所 (4)　身体機能を回復させるリハビリテーションを実施する機能【回復期】 ①　目標 ・　身体機能の早期改善のための集中的なリハビリテーションを実施すること ・　再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること ・　誤嚥性肺炎等の合併症の予防を図ること ②　医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。	送等の遠隔診断に基づく治療を含む。） ・　脳卒中評価スケールなどを用いた客観的な神経学的評価が 24 時間実施可能であること ・　適応のある脳梗塞症例に対し、来院後 1 時間以内（発症後 3 時間以内）に組織プラスミノゲン・アクチベータ（t-PA）の静脈内投与による血栓溶解療法が実施可能であること ・　外科手術及び脳血管内手術が必要と判断した場合には来院後 2 時間以内の治療開始が可能であること ・　呼吸、循環、栄養等の全身管理、及び感染症や深部静脈血栓症等の合併症に対する診療が可能であること ・　リスク管理のもとに早期座位・立位、関節可動域訓練、摂食・嚥下訓練、装具を用いた早期歩行訓練、セルフケア訓練等のリハビリテーションが実施可能であること ・　回復期（あるいは維持期）の医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ・　回復期（あるいは維持期）に、重度の後遺症等により自宅への退院が容易でない患者を受け入れる医療施設や介護施設等と連携し、その調整を行うこと ・　脳卒中疑いで救急搬送された患者について、その最終判断を救急隊に情報提供することが望ましい ③　医療機関の例 ・　救命救急センターを有する病院 ・　脳卒中の専用病室を有する病院 ・　急性期の血管内治療が実施可能な病院 ・　脳卒中に対する急性期の専門的医療を担う病院又は有床診療所 (4)　身体機能を回復させるリハビリテーションを実施する機能【回復期】 ①　目標 ・　身体機能の早期改善のための集中的なリハビリテーションを実施すること ・　再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること ②　医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

・　再発予防の治療（抗血小板療法、抗凝固療法等）、基礎疾患・危険因子の管理、及び抑うつ状態や認知症などの脳卒中後の様々な合併症への対応が可能であること	・　再発予防の治療(抗血小板療法、抗凝固療法等)、基礎疾患・危険因子の管理、及び抑うつ状態や認知症などの脳卒中後の様々な合併症への対応が可能であること
・　失語、高次脳機能障害(記憶障害、注意障害等)、嚥下障害、歩行障害などの機能障害の改善及びADLの向上を目的とした、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションが専門医療スタッフにより集中的に実施可能であること	・　失語、高次脳機能障害(記憶障害、注意障害等)、嚥下障害、歩行障害などの機能障害の改善及びADLの向上を目的とした、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションが専門医療スタッフにより集中的に実施可能であること
・　合併症の中でも、特に誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関等を含め、多職種間で連携して対策を図ること	
・　急性期の医療機関及び維持期の医療機関等と診療情報やリハビリテーションを含む治療計画を共有するなどして連携していること	・　急性期の医療機関及び維持期の医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
③　医療機関の例	③　医療機関の例
・　リハビリテーションを専門とする病院又は診療所	・　リハビリテーションを専門とする病院又は診療所
・　回復期リハビリテーション病棟を有する病院	・　回復期リハビリテーション病棟を有する病院
(5)　日常生活への復帰及び日常生活維持のためのリハビリテーションを実施する機能【維持期】	(5)　日常生活への復帰及び(日常生活の)維持のためのリハビリテーションを実施する機能【維持期】
①　目標	①　目標
・　生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを実施し、在宅等への復帰及び日常生活の継続を支援すること	・　生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを実施し、在宅等への復帰及び(日常生活の)継続を支援すること
・　再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること	・　再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること
・　誤嚥性肺炎等の合併症の予防を図ること	
②　医療機関等に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。	②　医療機関等に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。
・　再発予防の治療、基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態への対応等が可能であること	・　再発予防の治療、基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態への対応等が可能であること
・　生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション（訪問及び通所リハビリテーションを含む。）が実施可能であること	・　生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション(訪問及び通所リハビリテーションを含む)が実施可能であること
・　合併症の中でも、特に誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関等を含め、多職種間で連携して対策を図ること	
・　介護支援専門員が、自立生活又は在宅療養を支援するための居宅介護サービスを調整すること	・　介護支援専門員が、自立生活又は在宅療養を支援するための居宅介護サービスを調整すること
・　回復期あるいは急性期の医療機関等と診療情報やリハビリテーションを含む治療計画を共有するなどして連携していること	・　回復期(あるいは急性期)の医療機関等と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
③　医療機関等の例	③　医療機関等の例

・ 介護老人保健施設
・ 介護保険によるリハビリテーションを行う病院又は診療所

第３　構築の具体的な手順

１　現状の把握

都道府県は、脳卒中の医療体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1)　患者動向に関する情報

・ 年齢調整受療率（患者調査）
・ 健康診断・健康診査の受診率（国民生活基礎調査）
・ 高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率（患者調査）
・ 総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病小分類別）、患者流入割合、流出割合（患者調査）
・ 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血の各疾患別の新規発生患者数（初発／再発）
・ 退院患者平均在院日数（患者調査）
・ 患者の退院時 mRS スコア、発症１年後における ADL の状況
・ 在宅等生活の場に復帰した患者の割合（患者調査）
・ 脳卒中を主な原因とする要介護認定者数（要介護度別）
・ 年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計））
・ 脳卒中の再発率
・ 脳血管疾患患者の在宅死亡割合（人口動態統計）

(2)　医療資源・連携等に関する情報

①　救急搬送

・ 救急搬送件数（救急年報報告）
・ 搬送先医療機関
・ 発症から受診までに要した平均時間
・ 救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間（救急年報報告）

②　医療機関等

ア　救命救急センター、脳卒中の専用病室を有する医療機関

・ 介護老人保健施設
・ 介護保険によるリハビリテーションを行う病院又は診療所

第３　構築の具体的な手順

１　現状の把握

都道府県は、脳卒中の医療体制を構築するに当たって、(1)(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1)　患者動向に関する情報

・ 年齢調整受療率（患者調査）
・ 健康診断・健康診査の受診率（国民生活基礎調査）
・ 高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率（患者調査）
・ 総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病小分類別）、患者流入割合、流出割合（患者調査）
・ 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血の各疾患別の新規発生患者数（初発／再発）
・ 退院患者平均在院日数（患者調査）
・ 患者の退院時 mRS スコア、発症１年後における ADL の状況
・ 在宅等生活の場に復帰した患者の割合（患者調査）
・ 脳卒中を主な原因とする要介護認定者数（要介護度別）
・ 年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計））
・ 脳卒中の再発率
・ 脳血管疾患患者の在宅死亡割合（人口動態統計）

(2)　医療資源・連携等に関する情報

①　救急搬送

・ 救急搬送件数（救急年報報告）
・ 搬送先医療機関
・ 発症から受診までに要した平均時間
・ 救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間（救急年報報告）

②　医療機関等

ア　救命救急センター、脳卒中の専用病室を有する医療機関

・　検査、画像診断、治療体制（人員・施設設備、夜間休日の体制） ・　実施可能な治療法（t-PA による脳血栓溶解療法や血管内治療、外科治療を含む。）、リハビリテーション ・　連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況、転院前の待機日数等） イ　リハビリテーションを専門とする病院、回復期リハビリテーション病棟を有する病院 ・　検査、治療体制（人員・施設設備） ・　実施可能な脳卒中の治療法、リハビリテーション ・　連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況、入院中のケアプラン策定状況等） ウ　介護老人保健施設、介護保険によるリハビリテーションを行う病院・診療所 ・　連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況） ・　介護サービスの実施状況、介護サービス事業所との連携の状況 (3)　指標による現状把握 別表２に掲げるような、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。 ２　圏域の設定 (1)　都道府県は、脳卒中の医療体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、各病期に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。 (2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。 (3)　圏域を設定するに当たっては、発症後 4.5 時間以内の脳梗塞における血栓溶解療法の有用性が確認されている現状に鑑みて、それらの恩恵を住民ができる限り公平に享受できるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、メディカルコントロール体制のもと実施されている搬送体制の状況等、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。 (4)　検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現に脳卒中医療に従事する者、消防	・　検査、画像診断、治療体制（人員・施設設備、夜間休日の体制） ・　実施可能な治療法（t-PA による脳血栓溶解療法や血管内治療、外科治療を含む）、リハビリテーション ・　連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況、転院前の待機日数等） イ　リハビリテーションを専門とする病院、回復期リハビリテーション病棟を有する病院 ・　検査、治療体制（人員・施設設備） ・　実施可能な脳卒中の治療法、リハビリテーション ・　連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況、入院中のケアプラン策定状況等） ウ　介護老人保健施設、介護保険によるリハビリテーションを行う病院・診療所 ・　連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況） ・　介護サービスの実施状況、介護サービス事業所との連携の状況 (3)　指標による現状把握 別表２に掲げるような、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。 ２　圏域の設定 (1)　都道府県は、脳卒中の医療体制を構築するに当たって、「第２　医療機関とその連携」を基に、前記「1　現状の把握」で収集した情報を分析し、各病期に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。 (2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。 (3)　圏域を設定するに当たっては、発症後 3 時間以内の脳梗塞における血栓溶解療法の有用性が確認されている現状に鑑みて、それらの恩恵を住民ができる限り公平に享受できるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、メディカルコントロール体制のもと実施されている搬送体制の状況等、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。 (4)　検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に脳卒中医療に従事する者、消

機関、介護サービス事業者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。	防機関、介護サービス事業者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。
3　連携の検討 (1)　都道府県は、脳卒中の医療体制を構築するに当たって、予防から救護、急性期、回復期、維持期まで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。 　また、医療機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。 (2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互又は医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 (3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。 　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 　さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。	3　連携の検討 (1)　都道府県は、脳卒中の医療体制を構築するに当たって、予防から救護、急性期、回復期、維持期まで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。 　また、医療機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。 (2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日健総発第 0720001 号健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互又は医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 (3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。 　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 　さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。
4　課題の抽出 　都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の脳卒中の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 　その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。	4　課題の抽出 　都道府県は、「第２　医療機関とその連携」を踏まえ、「1　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の脳卒中の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 　その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。
5　数値目標 　都道府県は、脳卒中の良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 　数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第	5　数値目標 　都道府県は、脳卒中の良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 　数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第

九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。	7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。
6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4　課題の抽出」に対応するよう「5　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。	6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4　課題の抽出」に対応するよう「5　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。
7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも6年（在宅医療その他必要な事項については3年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。 さらに、医療の質について客観的な評価を行うために、症例登録等を行うことが今後必要である。	7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。 さらに、医療の質について客観的な評価を行うために、症例登録等を行うことが今後必要である。
8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。	8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

改　正　後	現　　行
心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制構築に係る指針	**急性心筋梗塞の医療体制構築に係る指針**
心筋梗塞等の心血管疾患を発症した場合、まず急性期には内科的・外科的治療が行われ、同時に再発予防や在宅復帰を目指して心血管疾患リハビリテーションが開始される。その際、自覚症状が出現してから治療が開始されるまでの時間によって治療法や予後が大きく変わる。 また、在宅復帰後は、基礎疾患や危険因子の管理に加えて、心血管疾患患者の急性期の生命予後改善等に伴い、増加している慢性心不全の管理など、継続した治療や長期の医療が必要となる。 心筋梗塞等の心血管疾患の医療提供体制を構築するに当たっては、それぞれの医療機関が相互に連携しながら、多方面から継続して医療を提供することが必要である。 本指針では、「第１　心筋梗塞等の心血管疾患の現状」で、心血管疾患の代表的な疾患である急性心筋梗塞や慢性心不全の発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。 なお、平成28年６月に設置された「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」（厚生労働省健康局）では、急性期から慢性期を含めた、脳卒中及び心血管疾患に係る診療提供体制の在り方についての議論が行われている。	心筋梗塞を発症した場合、まず急性期には内科的・外科的治療が行われ、同時に再発予防や在宅復帰を目指して心臓リハビリテーションが開始される。その際、自覚症状が出現してから治療が開始されるまでの時間によって治療法や予後が大きく変わる。 また、在宅復帰後は、基礎疾患や危険因子の管理など、継続した治療や長期の医療が必要となる。 急性心筋梗塞の医療提供体制を構築するにあたっては、それぞれの医療機関が相互に連携しながら、多方面から継続して医療を提供することが必要である。 本指針では、「第１　急性心筋梗塞の現状」で急性心筋梗塞の発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第２　医療とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。
都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各病期に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。	都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各病期に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。
第１　心筋梗塞等の心血管疾患の現状 １　急性心筋梗塞の現状 急性心筋梗塞は、冠動脈の閉塞等によって心筋への血流が阻害され、心筋が壊死し心臓機能の低下が起きる疾患であり、心電図上の所見によりST上昇型心筋梗塞と非ST上昇型心筋梗塞に大別される。 急性心筋梗塞発症直後の医療（急性期の医療）は、ST上昇型心筋梗塞と非ST上昇型心筋梗塞で異なるところもあるが、求められる医療機能は共通するものが多いことから、本指針においては一括して記載することとする。 (1)　急性心筋梗塞の疫学	**第１　急性心筋梗塞の現状** 急性心筋梗塞は、冠動脈の閉塞等によって心筋への血流が阻害され、心筋が壊死し心臓機能の低下が起きる疾患であり、心電図上の所見によりST上昇型心筋梗塞と非ST上昇型心筋梗塞に大別される。 急性心筋梗塞発症直後の医療（急性期の医療）は、ST上昇型心筋梗塞と非ST上昇型心筋梗塞で異なるところもあるが、求められる医療機能は共通するものが多いことから、本指針においては一括して記載することとする。 １　急性心筋梗塞の疫学

１年間に救急車で搬送される急病の約8.6%、約30.2万人が心疾患等である[1]。 また、虚血性心疾患(狭心症及び心筋梗塞)の継続的な医療を受けている患者数は約78万人と推計される[2]。 さらに、年間約20万人が心疾患を原因として死亡し、死亡数全体の15.2%を占め、死亡順位の第２位である。このうち、急性心筋梗塞による死亡数は心疾患死亡数全体の約19.0%、約3.7万人である[3]。 急性心筋梗塞の救命率改善のためには、発症直後の救急要請、発症現場での心肺蘇生や自動体外式除細動器（AED）等による電気的除細動の実施、その後の医療機関での救命処置が迅速に連携して実施されることが重要である。また、急性心筋梗塞発症当日から数週間以内に発症する可能性のある不整脈、ポンプ失調、心破裂等の合併症に対する処置が適切に行われることも重要である。	１年間に救急車で搬送される急病の約9.1%、約28.1万人が心疾患等である。 また、虚血性心疾患(狭心症及び心筋梗塞)の継続的な医療を受けている患者数は約81万人と推計される。 さらに、年間約19万人が心疾患を原因として死亡し、死亡数全体の15.8%を占め、死亡順位の第２位である。このうち、急性心筋梗塞による死亡数は心疾患死亡数全体の約22.5%、約4.3万人である。 急性心筋梗塞の救命率改善のためには、発症直後の救急要請、発症現場での心肺蘇生や自動体外式除細動器(AED)等による電気的除細動の実施、その後の医療機関での救命処置が迅速に連携して実施されることが重要である。また、急性心筋梗塞発症当日から数週間以内に発症する可能性のある不整脈、ポンプ失調、心破裂等の合併症に対する処置が適切に行われることも重要である。
(2)　急性心筋梗塞の医療	2　急性心筋梗塞の医療
①　予防 急性心筋梗塞の危険因子は、高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病、メタボリックシンドローム、ストレスなどであり、発症の予防には生活習慣の改善や適切な治療が重要である。	(1)　予防 急性心筋梗塞の危険因子は、高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病、メタボリックシンドローム、ストレスなどであり、発症の予防には生活習慣の改善や適切な治療が重要である。
②　発症直後の救護、搬送等 急性心筋梗塞を疑うような症状が出現した場合、本人や家族等周囲にいる者は速やかに救急要請を行う。 また、急性心筋梗塞発症直後に病院外で心肺停止状態となった場合、周囲にいる者や救急救命士等による心肺蘇生の実施及びAEDの使用により、救命率の改善が見込まれる。 住民による心肺機能停止傷病者への応急手当は約48%に実施されており[1]、AEDは全国に推定約48万台普及している状況である[4]。	(2)　発症直後の救護、搬送等 急性心筋梗塞を疑うような症状が出現した場合、本人や家族等周囲にいる者は速やかに救急要請を行う。 また、急性心筋梗塞発症直後に病院外で心肺停止状態となった場合、周囲にいる者や救急救命士等による心肺蘇生の実施及びAEDの使用により、救命率の改善が見込まれる。 住民による心肺機能停止傷病者への応急手当は約43%に実施されており[1]、AEDは全国に約33万台普及している状況である。
③　診断 問診や身体所見の診察に加えて、心電図検査、血液生化学検査、エックス線検査や心エコー検査等の画像診断、冠動脈造影検査(心臓カテーテル検査)等を行うことで正確な診断が可能になる。 特にST上昇型心筋梗塞の場合、診断と治療とを一体的に実施できる冠動脈造影検査を、発症後速やかに実施することが重要である。	(3)　診断 問診や身体所見の診察に加えて、心電図検査、血液生化学検査、X線検査や心エコー検査等の画像診断、冠動脈造影検査(心臓カテーテル検査)等を行うことで正確な診断が可能になる。 特にST上昇型心筋梗塞の場合、診断と治療とを一体的に実施できる冠動脈造影検査を、発症後速やかに実施することが重要である。

[1] 消防庁「平成~~23~~28年版　救急・救助の現況」（平成~~23~~28年）
[2] 厚生労働省「患者調査」（平成~~20~~26年）
[3] 厚生労働省「人口動態統計(確定数)」（平成~~22~~27年）
[4] 厚生労働科学研究「循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究」（主任研究者　~~丸川征四郎~~坂本哲也）（平成~~22~~26年度）

非ST上昇型心筋梗塞では至適な薬物療法を行いつつ必要に応じて早期に冠動脈造影を行う。 また、診断の過程において、不整脈、ポンプ失調、心破裂等の生命予後に関わる合併症について確認することも重要である。 ④ 急性期の治療 急性心筋梗塞の急性期には、循環管理、呼吸管理等の全身管理とともに、ST上昇型心筋梗塞、非ST上昇型心筋梗塞等の個々の病態に応じた治療が行われる。 また、心臓の負荷を軽減させるために苦痛と不安の除去も行われる。 ア ST上昇型心筋梗塞の治療は、血栓溶解療法や冠動脈造影検査及びそれに続く経皮的冠動脈インターベンション（PCI）により、阻害された心筋への血流を再疎通させる療法が主体であり、発症から血行再建までの時間が短いほど有効性が高い。また、合併症等によっては冠動脈バイパス術（CABG）等の外科的治療が第一選択となることもある。 イ 非ST上昇型心筋梗塞の急性期の治療は、薬物治療に加えて、必要に応じて早期に冠動脈造影検査を行い、適応に応じてPCI、CABGを行う。 ⑤ 心血管疾患リハビリテーション 心筋梗塞患者に対する心血管疾患リハビリテーションは、合併症や再発の予防、早期の在宅復帰及び社会復帰を目的に、発症した日から患者の状態に応じ、運動療法、食事療法、患者教育等を実施する。 また、トレッドミルや自転車エルゴメーターを用いて運動耐容能を評価した上で、運動処方を作成し、徐々に負荷を掛けることで不整脈やポンプ失調等の合併症を防ぎつつ、身体的、精神・心理的、社会的に最も適切な状態に改善することを目的とする多面的・包括的なリハビリテーションを多職種（医師・看護師・薬剤師・栄養士・理学療法士等）のチームにより実施する。 喪失機能(心機能)の回復だけではなく再発予防、リスク管理などの多要素の改善に焦点があてられている点が、脳卒中等のリハビリテーションとは異なる。 ⑥ 急性期以後の医療 急性期を脱した後は、不整脈、ポンプ失調等の治療やそれらの合併症予防、再発予防、心血管疾患リハビリテーション、基礎疾患や危険因子(高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病等)の管理が、退院後も含めて継続的に行われる。 また、患者の周囲にいる者に対する再発時における適切な対応についての教育等も重要である。	非ST上昇型心筋梗塞では至適な薬物療法を行いつつ必要に応じて早期に冠動脈造影を行う。 また、診断の過程において、不整脈、ポンプ失調、心破裂等の生命予後に関わる合併症について確認することも重要である。 (4) 急性期の治療 急性心筋梗塞の急性期には、循環管理、呼吸管理等の全身管理とともに、ST上昇型心筋梗塞、非ST上昇型心筋梗塞等の個々の病態に応じた治療が行われる。 また、心臓の負荷を軽減させるために苦痛と不安の除去も行われる。 ① ST上昇型心筋梗塞の治療は、血栓溶解療法や冠動脈造影検査及びそれに続く経皮的冠動脈形成術(PCI)により、阻害された心筋への血流を再疎通させる療法が主体である。特に発症から血行再建までの時間が短いほど有効性が高く、発症後1時間以内に治療を開始した場合に最も死亡率が低い[1]。また、合併症等によっては冠動脈バイパス術(CABG)等の外科的治療が第一選択となることもある。 ② 非ST上昇型心筋梗塞の急性期の治療は、薬物治療に加えて、必要に応じて早期に冠動脈造影検査を行い、適応に応じてPCI、CABGを行う。 (5) 心臓リハビリテーション 心臓リハビリテーションは、合併症や再発の予防、早期の在宅復帰及び社会復帰を目的に、発症した日から患者の状態に応じ、運動療法、食事療法等を実施する。 また、トレッドミルや自転車エルゴメーターを用いて運動耐容能を評価した上で、運動処方を作成し、徐々に負荷を掛けることで不整脈やポンプ失調等の合併症を防ぎつつ、身体的、精神・心理的、社会的に最も適切な状態に改善することを目的とする包括的あるいは多要素リハビリテーションを実施する。 喪失機能(心機能)の回復だけではなく再発予防、リスク管理などの多要素の改善に焦点があてられている点が、脳卒中等のリハビリテーションとは異なる。 (6) 急性期以後の医療 急性期を脱した後は、不整脈、ポンプ失調等の治療やそれらの合併症予防、再発予防、心臓リハビリテーション、基礎疾患や危険因子(高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病等)の継続的な管理が行われる。 また、患者の周囲にいる者に対する再発時における適切な対応についての教育等も重要である。

2　慢性心不全の現状

慢性心不全は、慢性の心筋障害により心臓のポンプ機能が低下し、肺、体静脈系または両系のうっ血や、組織の低灌流を来たし日常生活に障害を生じた状態であり、労作時呼吸困難、息切れ、四肢浮腫、全身倦怠感、尿量低下等、様々な症状をきたす。

慢性心不全における心筋障害の原因疾患としては、高血圧、虚血性心疾患、心臓弁膜症、心筋症等がある。

(1)　慢性心不全の疫学

心不全の継続的な医療を受けている患者数は約30万人と推計される[5]。また、心不全による死亡数は心疾患死亡数全体の約36.6%、約7.2万人である[6]。

慢性心不全患者は、心不全増悪による再入院を繰り返しながら、身体機能が悪化することが特徴であり、慢性心不全患者の再入院率改善のためには、薬物療法、運動療法、患者教育等を含む多面的な介入を、入院中から退院後まで継続して行うことが重要である。

(2)　慢性心不全の医療

①　診断

問診や身体所見の診察に加えて、心電図検査、血液生化学検査、エックス線検査や心エコー検査等の画像診断を行うことで正確な診断が可能になる。同時に、心不全原因疾患の評価も重要であり、必要に応じて心臓カテーテル検査等を行う。

心不全は、高血圧や器質的心血管疾患を有するが、心不全症状のない心不全リスク状態から、心不全症状を有する症候性心不全へと進行するため、早期診断による早期介入が重要である。

②　慢性心不全の治療

慢性心不全患者の症状および重症度に応じた薬物療法や運動療法が行われる。また、重症度や合併症等によっては、両室ペーシングによる心臓再同期療法（CRT）や植込み型除細動器（ICD）による治療が行われることもある。

心不全増悪時には、症状に対する治療に加えて、心不全の増悪要因に対する介入も重要である。心不全による症状が、急性に出現･悪化する急性増悪の状態では、循環管理、呼吸管理等の全身管理も必要となる。

③　心不全増悪予防

心不全の増悪要因には、虚血性心疾患等の心不全原因疾患の再発･悪化、感染症や不

[5] 厚生労働省「患者調査」（平成26年）
[6] 厚生労働省「人口動態統計(確定数)」（平成27年）

整脈の合併等の医学的要因に加えて、塩分・水分制限の不徹底や服薬中断等の患者要因、社会的支援の欠如等の社会的要因といった多面的な要因が含まれている。 心不全増悪予防には、ガイドラインに沿った薬物療法・運動療法、自己管理能力を高めるための患者教育、カウンセリング等の多面的な介入を、多職種（医師・看護師・薬剤師・栄養士・理学療法士等）によるチームで行うことが重要である。 ④ 心血管疾患リハビリテーション 慢性心不全患者に対する心血管疾患リハビリテーションでは、自覚症状や運動耐容能の改善及び心不全増悪や再入院の防止を目的に、運動療法、患者教育、カウンセリング等を含む、多職種による多面的・包括的なリハビリテーションを、患者の状態に応じて実施する。 また、心不全増悪や再入院の防止には、心不全増悪による入院中より心血管疾患リハビリテーションを開始し、退院後も継続することが重要である。	
第２　医療体制の構築に必要な事項 １　目指すべき方向 前記「第１　心筋梗塞等の心血管疾患の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関さらにそれら医療機関相互の連携により、医療が継続して実施される体制を構築する。 (1)　発症後、速やかな救命処置の実施と搬送が可能な体制 ①　周囲の者による速やかな救急要請及び心肺蘇生法の実施 ②　専門的な診療が可能な医療機関への迅速な搬送 (2)　発症後、速やかな専門的診療が可能な体制 ①　医療機関到着後 30 分以内の専門的な治療の開始 (3)　合併症予防や在宅復帰を目的とした心血管疾患リハビリテーションが可能な体制 ①　合併症や再発の予防、在宅復帰のための心血管疾患リハビリテーションの実施 ②　運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を防ぎつつ、運動療法のみならず多面的・包括的なリハビリテーションを実施 (4)　在宅療養が可能な体制 ①　合併症や再発を予防するための治療、基礎疾患や危険因子の管理の実施 ②　再発予防のための定期的専門的検査の実施	**第２　医療機関とその連携** １　目指すべき方向 前記「第１　急性心筋梗塞の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関さらにそれら医療機関相互の連携により、医療が継続して実施される体制を構築する。 (1)　発症後、速やかな救命処置の実施と搬送が可能な体制 ①　周囲の者による速やかな救急要請及び心肺蘇生法の実施 ②　専門的な診療が可能な医療機関への迅速な搬送 (2)　発症後、速やかな専門的診療が可能な体制 ①　医療機関到着後 30 分以内の専門的な治療の開始 (3)　合併症予防や在宅復帰を目的とした心臓リハビリテーションが可能な体制 ①　合併症や再発の予防、在宅復帰のための心臓リハビリテーションの実施 ②　運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を防ぎつつ、運動療法のみならず包括的あるいは多要素リハビリテーションを実施 (4)　在宅療養が可能な体制 ①　合併症や再発を予防するための治療、基礎疾患や危険因子の管理の実施 ②　再発予防のための定期的専門的検査の実施
２　各医療機能と連携 前記「１　目指すべき方向」を踏まえ、心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制に求められる	２　各医療機能と連携 前記「1　目指すべき方向」を踏まえ、急性心筋梗塞の医療体制に求められる医療機能を

医療機能を下記(1)から(5)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。 (1) 発症予防の機能【予防】 ① 目標 ・ 心筋梗塞等の心血管疾患の発症を予防すること ② 医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・ 高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病等の危険因子の管理が可能であること ・ 初期症状出現時における対応について、本人及び家族等患者の周囲にいる者に対する教育、啓発を実施すること ・ 初期症状出現時に、急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について指示すること (2) 応急手当・病院前救護の機能【救護】 ① 目標 ・ 心筋梗塞等の心血管疾患の疑われる患者が、できるだけ早期に専門的な診療が可能な医療機関に到着できること ② 関係者に求められる事項 (家族等周囲にいる者) ・ 発症後速やかに救急要請を行うこと ・ 心肺停止が疑われる者に対して、AED の使用を含めた救急蘇生法等適切な処置を実施すること (救急救命士を含む救急隊員) ・ 地域メディカルコントロール協議会によるプロトコール（活動基準）に則し、薬剤投与等の特定行為を含めた救急蘇生法等適切な観察・判断・処置を実施すること ・ 急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送すること (3) 救急医療の機能【急性期】 ① 目標 ・ 患者の来院後速やかに初期治療を開始するとともに、30 分以内に専門的な治療を開始すること ・ 合併症や再発の予防、在宅復帰のための心血管疾患リハビリテーションを実施すること ・ 再発予防の定期的専門的検査を実施すること	下記(1)から(5)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。 (1) 発症予防の機能【予防】 ① 目標 ・ 急性心筋梗塞の発症を予防すること ② 医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・ 高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病等の危険因子の管理が可能であること ・ 初期症状出現時における対応について、本人及び家族等患者の周囲にいる者に対する教育、啓発を実施すること ・ 初期症状出現時に、急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について指示すること (2) 応急手当・病院前救護の機能【救護】 ① 目標 ・ 急性心筋梗塞の疑われる患者が、できるだけ早期に専門的な診療が可能な医療機関に到着できること ② 関係者に求められる事項 (家族等周囲にいる者) ・ 発症後速やかに救急要請を行うこと ・ 心肺停止が疑われる者に対して、AED の使用を含めた救急蘇生法等適切な処置を実施すること (救急救命士を含む救急隊員) ・ 地域メディカルコントロール協議会によるプロトコール(活動基準)に則し、薬剤投与等の特定行為を含めた救急蘇生法等適切な観察・判断・処置を実施すること ・ 急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送すること (3) 救急医療の機能【急性期】 ① 目標 ・ 患者の来院後速やかに初期治療を開始するとともに、30 分以内に専門的な治療を開始すること ・ 合併症や再発の予防、在宅復帰のための心臓リハビリテーションを実施すること ・ 再発予防の定期的専門的検査を実施すること

② 医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・ 心電図検査、血液生化学検査、心臓超音波検査、エックス線検査、CT 検査、心臓カテーテル検査、機械的補助循環装置等必要な検査及び処置が 24 時間対応可能であること ・ 心筋梗塞等の心血管疾患が疑われる患者について、専門的な診療を行う医師等が 24 時間対応可能であること ・ ST 上昇型心筋梗塞の場合、冠動脈造影検査および適応があればPCI を行い、来院後 90 分以内の冠動脈再疎通が可能であること ・ 呼吸管理、疼痛管理等の全身管理や、ポンプ失調、心破裂等の合併症治療が可能であること ・ 冠動脈バイパス術等の外科的治療が可能又は外科的治療が可能な施設との連携体制がとれていること ・ 電気的除細動、機械的補助循環装置、緊急ペーシングへの対応が可能であること ・ 運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を防ぎつつ、運動療法のみならず多面的・包括的なリハビリテーションを実施可能であること ・ 抑うつ状態等の対応が可能であること ・ 回復期(あるいは在宅医療)の医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携していること、またその一環として再発予防の定期的専門的検査を実施すること ③ 医療機関の例 ・ 救命救急センターを有する病院 ・ 心臓内科系集中治療室 (CCU) 等を有する病院 ・ 心筋梗塞等の心血管疾患に対する急性期医療を担う病院又は有床診療所	② 医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・ 心電図検査、血液生化学検査、心臓超音波検査、X 線検査、CT 検査、心臓カテーテル検査、機械的補助循環装置等必要な検査および処置が 24 時間対応可能であること ・ 急性心筋梗塞が疑われる患者について、専門的な診療を行う医師等が 24 時間対応可能であること ・ ST 上昇型心筋梗塞の場合、90 分以内に冠動脈造影検査および適応があればPCI の開始が可能であること ・ 呼吸管理、疼痛管理等の全身管理や、ポンプ失調、心破裂等の合併症治療が可能であること ・ 冠動脈バイパス術等の外科的治療が可能であることが望ましい ・ 電気的除細動、機械的補助循環装置、緊急ペーシングへの対応が可能であること ・ 運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を防ぎつつ、運動療法のみならず包括的あるいは多要素リハビリテーションを実施可能であること ・ 抑うつ状態等の対応が可能であること ・ 回復期(あるいは在宅医療)の医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携していること、またその一環として再発予防の定期的専門的検査を実施すること ③ 医療機関の例 ・ 救命救急センターを有する病院 ・ CCU 等を有する病院 ・ 急性心筋梗塞に対する急性期医療を担う病院又は有床診療所
(4) 心血管疾患リハビリテーションを実施する機能【回復期】 ① 目標 ・ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること ・ 合併症や再発の予防、在宅復帰のための心血管疾患リハビリテーションを入院又は通院により実施すること ・ 在宅等生活の場への復帰を支援すること ・ 患者に対し、再発予防などに関し必要な知識を教えること ② 医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療	(4) 身体機能を回復させる心臓リハビリテーションを実施する機能【回復期】 ① 目標 ・ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること ・ 合併症や再発の予防、在宅復帰のための心臓リハビリテーションを入院又は通院により実施すること ・ 在宅等生活の場への復帰を支援すること ・ 患者に対し、再発予防などに関し必要な知識を教えること ② 医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療

を実施していることが求められる。 ・ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態等の対応等が可能であること ・ 心電図検査、電気的除細動等急性増悪時の対応が可能であること ・ 合併症併発時や再発時に緊急の内科的・外科的治療が可能な医療機関と連携していること ・ 運動耐容能を評価の上で、運動療法、食事療法、患者教育等の心血管疾患リハビリテーションが実施可能であること ・ 心筋梗塞等の心血管疾患の再発や重症不整脈などの発生時における対応法について、患者及び家族への教育を行っていること ・ 急性期の医療機関及び二次予防の医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携していること ③ 医療機関の例 ・ 内科及びリハビリテーション科を有する病院又は診療所 (5) 再発予防の機能【再発予防】 ① 目標 ・ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること ・ 在宅療養を継続できるよう支援すること ② 医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・ 再発予防のための治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態への対応が可能であること ・ 緊急時の除細動等急性増悪時への対応が可能であること ・ 合併症併発時や再発時に緊急の内科的・外科的治療が可能な医療機関と連携していること ・ 急性期の医療機関や介護保険サービス事業所等と再発予防の定期的専門的検査、合併症併発時や再発時の対応を含めた診療情報や治療計画を共有する等して連携していること ・ 在宅でのリハビリ、再発予防のための管理を医療機関と訪問看護ステーション・かかりつけ薬剤師・薬局が連携し実施出来ること ③ 医療機関の例 ・ 病院又は診療所	を実施していることが求められる。 ・ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態等の対応等が可能であること ・ 心電図検査、電気的除細動等急性増悪時の対応が可能であること ・ 合併症併発時や再発時に緊急の内科的・外科的治療が可能な医療機関と連携していること ・ 運動耐容能を評価の上で、運動療法、食事療法等の心臓リハビリテーションが実施可能であること ・ 急性心筋梗塞の再発や重症不整脈などの発生時における対応法について、患者及び家族への教育を行っていること ・ 急性期の医療機関及び二次予防の医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携していること ③ 医療機関の例 ・ 内科及びリハビリテーション科を有する病院又は診療所 (5) 再発予防の機能【再発予防】 ① 目標 ・ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること ・ 在宅療養を継続できるよう支援すること ② 医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・ 再発予防のための治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態への対応が可能であること ・ 緊急時の除細動等急性増悪時への対応が可能であること ・ 合併症併発時や再発時に緊急の内科的・外科的治療が可能な医療機関と連携していること ・ 急性期の医療機関や介護保険サービス事業所等と再発予防の定期的専門的検査、合併症併発時や再発時の対応を含めた診療情報や治療計画を共有する等して連携していること ・ 在宅でのリハビリ、再発予防のための管理を医療機関と訪問看護ステーション・薬局が連携し実施出来ること ③ 医療機関の例 ・ 病院又は診療所

第３　構築の具体的な手順

１　現状の把握

都道府県は、心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1)　患者動向に関する情報

- 年齢調整受療率（患者調査）
- 健康診断・健康診査の受診率（国民生活基礎調査）
- 高血圧性疾患患者、脂質異常症患者、糖尿病患者の年齢調整外来受療率（患者調査）、喫煙率（国民生活基礎調査）
- 総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病小分類別）、患者流入割合、流出割合（患者調査）
- 退院患者平均在院日数（患者調査）
- 在宅等生活の場に復帰した患者の割合（患者調査）
- 年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計））

(2)　医療資源・連携等に関する情報

①　救急搬送

- 救急搬送件数（直接搬送割合、転院搬送割合）
- 搬送先医療機関
- 発症から受診までに要した平均時間
- 救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間
- 医療機関収容までに心停止していた患者の割合
- 心肺停止が疑われる者に対して現場に居合わせた者により救急蘇生法を実施した割合
- 心肺停止を目撃してから除細動（AED）までの時間

②　医療機関等

ア　救命救急センター、CCU 等を有する病院

- 検査、治療体制（人員・施設設備、夜間休日の体制）
- 実施可能な治療法、リハビリテーション

第３　構築の具体的な手順

１　現状の把握

都道府県は、急性心筋梗塞の医療体制を構築するに当たって、(1)(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1)　患者動向に関する情報

- 年齢調整受療率（患者調査）
- 健康診断・健康診査の受診率（国民生活基礎調査）
- 高血圧性疾患患者、脂質異常症患者、糖尿病患者の年齢調整外来受療率（患者調査）、喫煙率（国民生活基礎調査）
- 総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病小分類別）、患者流入割合、流出割合（患者調査）
- 退院患者平均在院日数（患者調査）
- 在宅等生活の場に復帰した患者の割合（患者調査）
- 年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計））

(2)　医療資源・連携等に関する情報

①　救急搬送

- 救急搬送件数（直接搬送割合、転院搬送割合）
- 搬送先医療機関
- 発症から受診までに要した平均時間
- 救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間
- 医療機関収容までに心停止していた患者の割合
- 心肺停止が疑われる者に対して現場に居合わせた者により救急蘇生法を実施した割合
- 心肺停止を目撃してから除細動（AED）までの時間

②　医療機関等

ア　救命救急センター、CCU 等を有する病院

- 検査、治療体制（人員・施設設備、夜間休日の体制）
- 実施可能な治療法、リハビリテーション

・　急性心筋梗塞患者来院後、血栓溶解療法または心臓カテーテル検査を開始するまでに要する時間 ・　急性心筋梗塞患者来院後 90 分以内に再疎通できた割合 ・　連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況等） イ　回復期のリハビリテーションを行う病院・診療所 ・　検査、治療体制（人員・施設設備） ・　実施可能な心筋梗塞等の心血管疾患の治療法、リハビリテーション ・　連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況等） (3)　指標による現状把握 別表３に掲げるような、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。	・　患者来院後、血栓溶解療法または心臓カテーテル検査を開始するまでに要する時間（来院後 90 分以内に治療を開始できた割合） ・　連携の状況(他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況等) イ　回復期のリハビリテーションを行う病院・診療所 ・　検査、治療体制（人員・施設設備） ・　実施可能な急性心筋梗塞の治療法、リハビリテーション ・　連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況等） (3)　指標による現状把握 別表３に掲げるような、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。
２　圏域の設定 (1)　都道府県は、心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、各病期に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。 (2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。 (3)　圏域を設定するに当たって、心筋梗塞等の心血管疾患は、自覚症状が出現してから治療が開始されるまでの時間によって予後が大きく変わることを勘案し、住民ができる限り公平に医療を享受できるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、メディカルコントロール体制のもと実施されている搬送体制の状況等、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。 (4)　検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現に心筋梗塞等の心血管疾患の診療に従事する者、消防機関、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。	２　圏域の設定 (1)　都道府県は、急性心筋梗塞の医療体制を構築するに当たって、「第２　医療機関とその連携」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、各病期に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。 (2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。 (3)　圏域を設定するに当たって、急性心筋梗塞は、自覚症状が出現してから治療が開始されるまでの時間によって予後が大きく変わることを勘案し、住民ができる限り公平に医療を享受できるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、メディカルコントロール体制のもと実施されている搬送体制の状況等、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。 (4)　検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に急性心筋梗塞の診療に従事する者、消防機関、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。
３　連携の検討	３　連携の検討

(1)　都道府県は、心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制を構築するに当たって、予防から救護、急性期、回復期、再発予防まで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。 　また、医療機関、消防機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する医療機関・医師等専門職種の情報の共有に努める。 (2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 (3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。 　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 　さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。	(1)　都道府県は、急性心筋梗塞の医療体制を構築するに当たって、予防から救護、急性期、回復期、再発予防まで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。 　また、医療機関、消防機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する医療機関・医師等専門職種の情報の共有に努める。 (2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 (3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。 　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 　さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。
4　課題の抽出 　都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 　その際、現状分析に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。	4　課題の抽出 　都道府県は、「第２　医療機関とその連携」を踏まえ、「1　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の急性心筋梗塞の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 　その際、現状分析に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。
5　数値目標 　都道府県は、心筋梗塞等の心血管疾患の良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 　数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 　なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。	5　数値目標 　都道府県は、急性心筋梗塞の良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 　数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 　なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「４課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。	6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4　課題の抽出」に対応するよう「5　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。
7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。 さらに、医療の質について客観的な評価を行うために、症例登録等を行うことが今後必要である。	7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも５年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。 さらに、医療の質について客観的な評価を行うために、症例登録等を行うことが今後必要である。
8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。	8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

改　正　後	現　　行
糖尿病の医療体制構築に係る指針	**糖尿病の医療体制構築に係る指針**
糖尿病は、様々な遺伝素因に種々の環境因子が作用して発症する。糖尿病が疑われる場合には食事療法・運動療法、生活習慣改善に向けての患者教育等が行われ、さらに糖尿病と診断された場合には薬物療法まで含めた治療が行われる。 また、糖尿病は脳卒中、急性心筋梗塞等他疾患の危険因子となる慢性疾患であり、患者は多種多様な合併症により日常生活に支障を来たすことが多い。 予防・治療には、患者自身による生活習慣の自己管理に加えて、内科、眼科、小児科、産科、歯科等の各診療科が、糖尿病の知識を有する管理栄養士、薬剤師、保健師、看護師等の専門職種と連携して実施する医療サービスが必要となる。 さらに、一人の糖尿病患者には生涯を通じての治療継続が必要となるため、これらの医療サービスが連携し、継続して実施されることが重要である。 本指針では、「第１　糖尿病の現状」で糖尿病の発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。 都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。	糖尿病は、様々な遺伝素因に種々の環境因子が作用して発症する。糖尿病が疑われる場合には食事療法・運動療法、生活習慣改善に向けての患者教育等が行われ、さらに糖尿病と診断された場合には薬物療法まで含めた治療が行われる。 また、糖尿病は脳卒中、急性心筋梗塞等他疾患の危険因子となる慢性疾患であり、患者は多種多様な合併症により日常生活に支障を来たすことが多い。 予防・治療には、患者自身による生活習慣の自己管理に加えて、内科、眼科、小児科、産科、歯科等の各診療科が、糖尿病の知識を有する管理栄養士、薬剤師、保健師、看護師等の専門職種と連携して実施する医療サービスが必要となる。 一人の糖尿病患者には生涯を通じての治療継続が必要となるため、これらの医療サービスが連携し、継続して実施されることが重要である。 本指針では、「第１　糖尿病の現状」で糖尿病の発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第２　医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。 都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。
第１　糖尿病の現状 糖尿病は、インスリン作用の不足による慢性の高血糖状態を主な特徴とする代謝疾患群である。 糖尿病は、インスリンを合成・分泌する細胞の破壊・消失によるインスリン作用不足を主要因とする１型糖尿病と、インスリン分泌低下・抵抗性等をきたす遺伝因子に、過食、運動不足、肥満などの環境因子及び加齢が加わり発症する２型糖尿病に大別される。 インスリン作用不足により高血糖がおこると、口渇、多飲、多尿、体重減少等の症状がみられ、その持続により合併症を発症する。糖尿病合併症には、著しい高血糖によって起こる急性合併症と、長年にわたる慢性の高血糖の結果起こる慢性合併症がある。 ①　急性合併症には、ケトアシドーシスや高血糖高浸透圧昏睡といった糖尿病昏睡等がある。 ②　慢性合併症は、全身のあらゆる臓器に起こるが、特に細小血管症に分類される糖尿病網膜	**第１　糖尿病の現状** 糖尿病は、インスリン作用の不足による慢性の高血糖状態を主な特徴とする代謝疾患群である。 糖尿病は、インスリンを合成・分泌する細胞の破壊・消失によるインスリン作用不足を主要因とする１型糖尿病と、インスリン分泌低下・抵抗性等をきたす遺伝因子に、過食、運動不足、肥満などの環境因子及び加齢が加わり発症する２型糖尿病に大別される。 インスリン作用不足により高血糖がおこると、口渇、多飲、多尿、体重減少等の症状がみられ、その持続により合併症を発症する。糖尿病合併症には、著しい高血糖によって起こる急性合併症と、長年にわたる慢性の高血糖の結果起こる慢性合併症がある。 ①　急性合併症には、ケトアシドーシスや高血糖高浸透圧昏睡といった糖尿病昏睡等がある。 ②　慢性合併症は、全身のあらゆる臓器に起こるが、特に細小血管症に分類される糖尿病網膜

症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害や、大血管症に分類される脳卒中、心筋梗塞・狭心症、糖尿病性壊疽がある。 糖尿病には根治的な治療方法がないものの、血糖コントロールを適切に行うことにより、合併症の発症を予防することが可能である。合併症の発症は、患者の生活の質(QOL)を低下させ、生命予後を左右することから、その予防が重要である。 糖尿病の医療は、１型糖尿病と２型糖尿病によって異なるが、適切な血糖コントロールを基本とした医療は共通であることから、本指針においては一括して記載することとする。	症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害や、大血管症に分類される脳卒中、心筋梗塞・狭心症、糖尿病性壊疽がある。 糖尿病には根治的な治療方法がないものの、血糖コントロールを適切に行うことにより、合併症の発症を予防することが可能である。合併症の発症は、患者の生活の質(QOL)を低下させ、生命予後を左右することから、その予防が重要である。 糖尿病の医療は、１型糖尿病と２型糖尿病によって異なるが、適切な血糖コントロールを基本とした医療は共通であることから、本指針においては一括して記載することとする。
１　糖尿病の疫学 糖尿病が強く疑われる者は950万人であり、過去５年間で60万人増加している。 また、糖尿病の可能性が否定できない者は1,100万人である[1]。糖尿病を主な傷病として継続的に医療を受けている患者数は約317万人である[2]。 さらに、全糖尿病患者の11.8%が糖尿病神経障害を、11.1%が糖尿病腎症を、10.6%が糖尿病網膜症を、0.7%が糖尿病足病変を合併している[3]。新規の人工透析導入患者は、約３万７千人であり、そのうち、糖尿病腎症が原疾患である者は約１万６千人(43.7%)である[4]。 なお、年間約１万３千人が糖尿病が原因で死亡し、死亡数全体の1.0%を占めている[5]。	１　糖尿病の疫学 糖尿病が強く疑われる者は890万人であり、過去５年間で150万人増加している。 また、糖尿病の可能性が否定できない者は1,320万人であり、過去５年間で440万人増加している。糖尿病を主な傷病として継続的に医療を受けている患者数は約237万人である。 さらに、11.8%が糖尿病神経障害を、11.1%が糖尿病腎症を、10.6%が糖尿病網膜症を、0.7%が糖尿病足病変を合併している。人工透析導入患者のうち、糖尿病腎症が原疾患である者は約１万６千人(43.5%)である。 なお、年間約１万４千人が糖尿病が原因で死亡し、死亡数全体の1.2%を占めている。
２　糖尿病の医療 糖尿病の診断、治療等に関する現状を参考として以下に示すが、詳細は日本糖尿病学会編によるガイドライン（「糖尿病診療ガイドライン2016」、「糖尿病治療ガイド2016-2017」）及び「糖尿病治療ガイド2016-2017」の要約版である日本糖尿病対策推進会議編『糖尿病治療のエッセンス2017』等の診療ガイドラインを参照されたい。 なお、以下、糖尿病における「診療ガイドライン」は上記を指すこととする。 (1)　予防・健診・保健指導 ２型糖尿病の発症に関連がある生活習慣は、食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒習慣等であり、発症予防には、適切な食習慣、適度な身体活動や運動習慣が重要である。また、不規則な生活習慣等が原因で、糖尿病の発症リスクが高まっている者については、生活習慣の改善により発症を予防することが期待できる。	２　糖尿病の医療 糖尿病の診断、治療等に関する現状を参考として以下に示すが、詳細は日本糖尿病学会編によるガイドライン（「科学的根拠に基づく糖尿病診療ガイドライン2010」「糖尿病治療ガイド2010」）及び「糖尿病治療ガイド2010」の要約版である日本糖尿病対策推進会議編『糖尿病治療のエッセンス』等の診療ガイドラインを参照されたい。 なお、以下、糖尿病における「診療ガイドライン」は上記を指すこととする。 (1)　予防 ２型糖尿病の発症に関連がある生活習慣は、食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒習慣等であり、発症予防には、適切な食習慣、適度な運動習慣が重要である。また、不規則な生活習慣等が原因で、糖尿病の発症リスクが高まっている者については、生活習慣の改善により発症を予防する。

[1] 厚生労働省「国民健康・栄養調査」（平成2419年）
[2] 厚生労働省「患者調査」（平成2620年）
[3] 厚生労働省「国民健康・栄養調査」（平成19年）
[4] (社)日本透析医学会「我が国の慢性透析療法の現状」（平成25年末）
[5] 厚生労働省「人口動態統計（確定数）」（平成22年）

個人の糖尿病のリスクを把握することや糖尿病の早期発見による重症化予防につなげるために、特定健診などの定期的な健診を受診することが必要である。また、健診の結果を踏まえ、適切な生活習慣の改善や受診勧奨を行うことが重要となる。例えば、特定健診で高血糖など複数のリスクを有し特定保健指導の該当者となった場合には、特定保健指導にて生活習慣の改善を行う。一方、高血糖のみを有する者や、非肥満の者で特定保健指導の該当者とならない者についても対応を行うことが望ましく、これらの者の対応については「標準的な健診・保健指導プログラム」を参考とされたい。医療機関は、地域における糖尿病の予防の取組によって、日頃から糖尿病の発症リスクが高まっている者の生活習慣の改善が促進されるよう、医療保険者等と連携することが必要である。	近年、糖尿病の発症には、内臓脂肪の蓄積が大きく関与していることが明らかになっており、医療保険者等による、メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導が重要である。
(2) 診断 人工透析を必要とする糖尿病腎症や失明の原因となる糖尿病網膜症等の糖尿病合併症は、生活の質を低下させるため、糖尿病患者を的確に診断し、重症化予防の観点から、早期に治療を開始することが重要である。 初めて糖尿病と診断された患者においても、すでに糖尿病腎症、糖尿病網膜症等を合併していることがあるため、尿検査や眼底検査等の糖尿病合併症の発見に必要な検査を行うとともに、糖尿病の診断時から各診療科が連携を図る必要がある。	(2) 診断 健診によって、糖尿病あるいはその疑いのある者を見逃すことなく診断し、早期に治療を開始することは、糖尿病の重症化、合併症の発症を予防する上で重要である。 (参考：日本糖尿病対策推進会議編『糖尿病治療のエッセンス 2010-2011』より改変) ○ 早朝空腹時血糖値 126mg／dL 以上、75g 経口ブドウ糖負荷試験(OGTT)2 時間値 200mg／dL 以上、随時血糖値 200mg／dL 以上、HbA1c(NGSP※。以下同じ。)6.5 %以上のいずれかであれば糖尿病型と判定する。 ○ 血糖値が糖尿病型でかつ HbA1c が 6.5%以上で糖尿病型であれば、糖尿病と診断できる。 ○ 血糖値が糖尿病型でかつ糖尿病の典型的症状があるか確実な糖尿病網膜症が確認された場合も、糖尿病と診断できる。 ○ 血糖値は糖尿病型であるが、HbA1c6.5%未満で上記の症状や確実な網膜症がない場合は、もう一度別の日に検査を行い、血糖値または HbA1c 値で糖尿病型が再度確認できれば糖尿病と診断できる。 ○ HbA1c 値だけが糖尿病型である場合は、別の日に血糖値の再検査を行い、血糖値が糖尿病型であることを確認したうえで糖尿病と診断する。 ○ HbA1c6.5%以上が 2 回みられても糖尿病とは診断できない。 ○ 糖尿病型の場合は、再検査で糖尿病と診断が確定しない場合でも、生活指導を行いながら経過を観察する。 ○ 境界型(空腹時血糖値 110～125mg／dL または OGTT2 時間値 140～199mg／dL)は糖尿病

(3)　治療・指導

糖尿病の治療は、１型糖尿病と２型糖尿病で異なる。

１型糖尿病の場合は、直ちにインスリン治療を行うことが多い。

一方で、２型糖尿病の場合は、２～３ヶ月の食事療法、運動療法を行った上で、目標の血糖コントロールが達成できない場合に、経口血糖降下薬又はインスリン製剤を用いた薬物療法を開始する。

薬物療法開始後でも、体重の減少や生活習慣の改善により、経口血糖降下薬やインスリン製剤の服薬を減量又は中止できることがあるため、医師、管理栄養士、薬剤師、保健師、看護師等の専門職種が連携して、食生活、運動習慣等に関する指導を継続する。

慢性合併症は、血糖コントロール、高血圧の治療など内科的治療を行うことによって、その発症を予防するとともに、発症後であっても病期の進展を阻止または遅らせることが可能である。慢性合併症の予防の観点から、治療の中断者を減らすよう、継続的な治療の必要性を指導する必要がある。

血糖コントロールの指標として、患者の過去１～２ヶ月の平均血糖値を反映する指標であるHbA1cが用いられる。血糖コントロールの目標は、年齢、罹病期間、合併症の状態、サポート体制等を考慮して、個別に設定することが望ましい。

また、糖尿病患者には、シックデイ（発熱、下痢、嘔吐をきたし、または食欲不振のために食事ができないとき）の対応や、低血糖時の対応について事前に十分な指導を行う。

(4)　合併症の治療

①　急性合併症

ケトアシドーシスや高血糖高浸透圧昏睡といった糖尿病昏睡等の急性合併症を発症

予備群であり、運動・食生活指導など定期的な管理が望ましい。

※日常の臨床においてHbA1c検査を実施した場合の結果については、平成24年度以降は原則として、国際的に広く用いられているNGSP値（従来のJDS値との関係は、NGSP＝1.02×JDS＋0.25）を用い、従来から使用していたJDS値も当面併記する。

(3)　治療・保健指導

糖尿病の治療は、1型糖尿病と2型糖尿病で異なる。

1型糖尿病の場合は、直ちにインスリン治療を行うことが多いが、2型糖尿病の場合は、2～3ヶ月の食事療法、運動療法を行った上で、目標の血糖コントロールが達成できない場合に、経口血糖降下薬又はインスリン製剤を用いた薬物療法を開始する。

薬物療法開始後、体重の減少や生活習慣の改善により、経口血糖降下薬やインスリン製剤の服薬を減量又は中止できることがあるため、管理栄養士、薬剤師、保健師、看護師等の専門職種と連携して、食生活、運動習慣等に関する指導を十分に実施する。

慢性合併症は、血糖コントロール、高血圧の治療など内科的治療を行うことによって病期の進展を阻止または遅らせることが可能である。血糖コントロールの指標として、患者の過去1～2ヶ月の平均血糖値を反映する指標であるHbA1cが用いられる。HbA1c8.4%以上が持続する場合はコントロール不可の状態であり、教育入院等を検討する必要がある。

(表：血糖コントロール指標と評価)

指標	優	良	可		不可
			不十分	不良	
HbA1c値(%)	6.2未満	6.2～6.9未満	6.9～7.4未満	7.4～8.4未満	8.4以上
空腹時血糖値(mg/dl)	80～110未満	110～130未満	130～160未満		160以上
食後2時間血糖値(mg/dl)	80～140未満	140～180未満	180～220未満		220以上

（出典）日本糖尿病学会編「科学的根拠に基づく糖尿病診療ガイドライン2010」より改変

また、糖尿病患者には、シックデイ(発熱、下痢、嘔吐をきたし、または食欲不振のために食事ができないとき)の対応や、低血糖時の対応について事前に十分な指導を行う。

(4)　合併症の治療

①　急性合併症

ケトアシドーシスや高血糖高浸透圧昏睡といった糖尿病昏睡等の急性合併症を発症

した場合には、輸液、インスリン投与等の治療を実施する。 ② 慢性合併症 内科、眼科等の診療科が連携し、糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害等の慢性合併症の早期発見に努める必要がある。慢性合併症の治療を行うに当たっては、眼科等の専門医を有する医療機関や人工透析の実施可能な医療機関等が連携する必要がある。 ア 糖尿病網膜症の治療は、増殖前網膜症又は早期の増殖網膜症に進行した時点で、失明予防の観点から光凝固療法を実施する。硝子体出血及び網膜剥離は手術療法を実施する。 イ 糖尿病腎症の治療は、血糖及び血圧のコントロールが主体であり、そのために食事療法や薬物療法を実施し、腎不全に至った場合は透析療法を実施する。 ウ 糖尿病神経障害の治療は、血糖コントロールや生活習慣の改善が主体であり、薬物療法を実施することもある。 （脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患については、それぞれの医療体制構築に係る指針を参照）	した場合には、輸液、インスリン投与等の治療を実施する。 ② 慢性合併症 糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害等の合併症の早期発見や治療を行うために、眼科等の専門医を有する医療機関や人工透析の実施可能な医療機関と連携して必要な治療を実施する。 ア 糖尿病網膜症の治療は、増殖前網膜症又は早期の増殖網膜症に進行した時点で、失明予防の観点から光凝固療法を実施する。硝子体出血及び網膜剥離は手術療法を実施する。 イ 糖尿病腎症の治療は、血糖及び血圧のコントロールが主体であり、そのために食事療法や薬物療法を実施し、腎不全に至った場合は透析療法を実施する。 ウ 糖尿病神経障害の治療は、血糖コントロールや生活習慣の改善が主体であり、薬物療法を実施することもある。 （脳卒中及び急性心筋梗塞については、それぞれの医療体制構築に係る指針を参照）
第２ 医療体制の構築に必要な事項 １ 目指すべき方向 前記「第１ 糖尿病の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携により、保健及び医療サービスが連携して実施される体制を構築する。 (1) 糖尿病の治療及び合併症予防が可能な体制 ① 糖尿病の診断及び生活習慣等の指導の実施 ② 良好な血糖コントロールを目指した治療の実施 (2) 血糖コントロール不可例の治療や急性合併症の治療が可能な体制 ① 教育入院等による、様々な職種の連携によるチーム医療の実施 ② 急性増悪時の治療の実施 (3) 糖尿病の慢性合併症の治療が可能な体制	**第２ 医療機関とその連携** １ 目指すべき方向 前記「第１ 糖尿病の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携により、保健及び医療サービスが連携して実施される体制を構築する。 (1) 糖尿病の治療及び合併症予防が可能な体制 ① 糖尿病の診断及び生活習慣等の指導の実施 ② 良好な血糖コントロールを目指した治療の実施 (2) 血糖コントロール不可例の治療や急性合併症の治療が可能な体制 ① 教育入院等による、様々な職種の連携によるチーム医療の実施 ② 急性増悪時の治療の実施 (3) 糖尿病の慢性合併症の治療が可能な体制
２ 各医療機能と連携 前記「１ 目指すべき方向」を踏まえ、糖尿病の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域	２ 各医療機能と連携 前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、糖尿病の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の

の実情に応じて柔軟に設定する。 (1)　合併症の発症を予防するための初期・安定期治療を行う機能【初期・安定期治療】 ①　目標 ・　糖尿病の診断及び生活習慣の指導を実施すること ・　良好な血糖コントロールを目指した治療を実施すること ②　医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・　糖尿病の診断及び専門的指導が可能であること ・　75gOGTT、HbA1c 等糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること ・　食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールが可能であること ・　低血糖時及びシックデイの対応が可能であること ・　専門治療を行う医療機関及び急性・慢性合併症治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ③　医療機関の例 ・　病院又は診療所 (2)　血糖コントロール不可例の治療を行う機能【専門治療】 ①　目標 ・　血糖コントロール指標を改善するために、教育入院等の集中的な治療を実施すること ②　医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・　75gOGTT、HbA1c 等糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること ・　各専門職種のチームによる、食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院等の集中的な治療（心理問題を含む。）が実施可能であること ・　糖尿病患者の妊娠に対応可能であること ・　食事療法、運動療法を実施するための設備があること ・　糖尿病の予防治療を行う医療機関及び急性・慢性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ③　医療機関の例 ・　病院又は診療所 (3)　急性合併症の治療を行う機能【急性増悪時治療】	実情に応じて柔軟に設定する。 (1)　合併症の発症を予防するための初期・安定期治療を行う機能【初期・安定期治療】 ①　目標 ・　糖尿病の診断及び生活習慣の指導を実施すること ・　良好な血糖コントロールを目指した治療を実施すること ②　医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・　糖尿病の診断及び専門的指導が可能であること ・　75gOGTT、HbA1c 等糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること ・　食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールが可能であること ・　低血糖時及びシックデイの対応が可能であること ・　専門治療を行う医療機関及び急性・慢性合併症治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ③　医療機関の例 ・　病院又は診療所 (2)　血糖コントロール不可例の治療を行う機能【専門治療】 ①　目標 ・　血糖コントロール指標を改善するために、教育入院等の集中的な治療を実施すること ②　医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・　75gOGTT、HbA1c 等糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること ・　各専門職種のチームによる、食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院等の集中的な治療(心理問題を含む。)が実施可能であること ・　糖尿病患者の妊娠に対応可能であること ・　食事療法、運動療法を実施するための設備があること ・　糖尿病の予防治療を行う医療機関及び急性・慢性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ③　医療機関の例 ・　病院又は診療所 (3)　急性合併症の治療を行う機能【急性増悪時治療】

① 目標 ・ 糖尿病昏睡等急性合併症の治療を実施すること ② 医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・ 糖尿病昏睡等急性合併症の治療が 24 時間実施可能であること ・ 食事療法、運動療法を実施するための設備があること ・ 糖尿病の予防治療を行う医療機関、教育治療を行う医療機関及び慢性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ③ 医療機関の例 ・ 病院又は診療所	① 目標 ・ 糖尿病昏睡等急性合併症の治療を実施すること ② 医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・ 糖尿病昏睡等急性合併症の治療が 24 時間実施可能であること ・ 食事療法、運動療法を実施するための設備があること ・ 糖尿病の予防治療を行う医療機関、教育治療を行う医療機関及び慢性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ③ 医療機関の例 ・ 病院又は診療所
(4) 糖尿病の慢性合併症の治療を行う機能【慢性合併症治療】 ① 目標 ・ 糖尿病の慢性合併症の専門的な治療を実施すること ② 医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・ 糖尿病の慢性合併症（糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害等）について、それぞれ専門的な検査・治療が実施可能であること（単一医療機関ですべての合併症治療が可能である必要はない） ・ 糖尿病網膜症治療の場合、蛍光眼底造影検査、光凝固療法、硝子体出血・網膜剥離の手術等が実施可能であること ・ 糖尿病腎症の場合、尿一般検査、尿中アルブミン排泄量検査、腎生検、腎臓超音波検査、血液透析等が実施可能であること ・ 糖尿病の予防・治療を行う医療機関、教育治療を行う医療機関及び急性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携していること ③ 医療機関の例 ・ 病院又は診療所	(4) 糖尿病の慢性合併症の治療を行う機能【慢性合併症治療】 ① 目標 ・ 糖尿病の慢性合併症の専門的な治療を実施すること ② 医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。 ・ 糖尿病の慢性合併症(糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害等)について、それぞれ専門的な検査・治療が実施可能であること(単一医療機関ですべての合併症治療が可能である必要はない) ・ 糖尿病網膜症治療の場合、蛍光眼底造影検査、光凝固療法、硝子体出血・網膜剥離の手術等が実施可能であること ・ 糖尿病腎症の場合、尿一般検査、尿中アルブミン排泄量検査、腎生検、腎臓超音波検査、血液透析等が実施可能であること ・ 糖尿病の予防・治療を行う医療機関、教育治療を行う医療機関及び急性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携していること ③ 医療機関の例 ・ 病院又は診療所
(5) 地域と連携する機能 ① 目標 ・ 市町村や保険者と連携すること ② 医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則して連携	

していることが求められる。 ・　市町村や保険者から保健指導を行う目的で情報提供等の協力の求めがある場合、患者の同意を得て、必要な協力を行っていること ・　市町村や保険者が保健指導するための情報提供を行っていること ・　糖尿病の予防、重症化予防を行う市町村及び保険者、薬局等の社会資源と情報共有や協力体制を構築するなどして連携していること ③　医療機関の例 ・　病院又は診療所	
第３　構築の具体的な手順 １　現状の把握 都道府県は、糖尿病の医療体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。 さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1)　患者動向に関する情報 ・　年齢調整受療率（患者調査） ・　健康診断・健康診査の受診率（国民生活基礎調査） ・　高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率（患者調査） ・　総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病小分類別）、患者流入割合、流出割合（患者調査） ・　退院患者平均在院日数（患者調査） ・　健診を契機に受診した患者数 ・　有病者数・有病率、予備群数 ・　治療中断率（医師の判断によらないものに限る。） ・　糖尿病に合併する脳卒中、心筋梗塞の発症率 ・　糖尿病による失明発症率 ・　糖尿病腎症による新規透析導入患者数 ・　年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計）） (2)　医療資源・連携等に関する情報 ①　初期・安定期の治療を行う診療所	**第３　構築の具体的な手順** １　現状の把握 都道府県は、糖尿病の医療体制を構築するに当たって、(1)(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。 さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1)　患者動向に関する情報 ・　年齢調整受療率（患者調査） ・　健康診断・健康診査の受診率（国民生活基礎調査） ・　高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率（患者調査） ・　総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病小分類別）、患者流入割合、流出割合（患者調査） ・　退院患者平均在院日数（患者調査） ・　健診を契機に受診した患者数 ・　有病者数・有病率、予備群数 ・　治療中断率（医師の判断によらないものに限る） ・　糖尿病に合併する脳卒中、心筋梗塞の発症率 ・　糖尿病による失明発症率 ・　糖尿病腎症による新規透析導入患者数 ・　年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計）） (2)　医療資源・連携等に関する情報 ①　初期・安定期の治療を行う診療所

・ 検査、治療体制（人員・施設設備） ・ 糖尿病教室等患者教育の状況 ・ 医療連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況） ・ 地域連携の状況（市町村及び保険者、薬局等の社会資源との保健事業に係る情報共有や協力の状況）	・ 検査、治療体制（人員・施設設備） ・ 糖尿病教室等患者教育の状況 ・ 医療連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況）
② 血糖コントロール不可例（HbA1c 8.4%以上）等の治療を行う病院・診療所 ・ 検査、治療体制（人員・施設設備） ・ 糖尿病教室等患者教育の状況 ・ 医療連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況） ・ 地域連携の状況（市町村及び保険者、薬局等の社会資源との保健事業に係る情報共有や協力の状況）	② 血糖コントロール不可例（HbA1c8.4%以上）等の治療を行う病院・診療所 ・ 検査、治療体制（人員・施設設備） ・ 糖尿病教室等患者教育の状況 ・ 医療連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況）
③ 合併症治療を行う病院・診療所 ・ 検査、治療体制（人員・施設設備） ・ 実施可能な慢性合併症の治療法 ・ 医療連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況） ・ 地域連携の状況（市町村及び保険者、薬局等の社会資源との保健事業に係る情報共有や協力の状況）	③ 合併症治療を行う病院・診療所 ・ 検査、治療体制（人員・施設設備） ・ 実施可能な慢性合併症の治療法 ・ 医療連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況）
(3) 指標による現状把握 別表４に掲げるような、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。	(3) 指標による現状把握 別表４に掲げるような、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。
2 圏域の設定 (1) 都道府県は、糖尿病の医療体制を構築するに当たって、「第２ 医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１ 現状の把握」で収集した情報を分析し、各病期に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。 (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。 (3) 圏域を設定するに当たって、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。	2 圏域の設定 (1) 都道府県は、糖尿病の医療体制を構築するに当たって、「第２ 医療機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、各病期に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。 (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。 (3) 圏域を設定するに当たって、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

(4)　検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現に糖尿病の診療に従事する者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。 　また糖尿病対策推進会議（日本医師会、日本糖尿病学会、日本糖尿病協会が、糖尿病の発症予防等を目指して共同で設立した会議）を活用すること。	(4)　検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に糖尿病の診療に従事する者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。 　また糖尿病対策推進会議(日本医師会、日本糖尿病学会、日本糖尿病協会が、糖尿病の発症予防等を目指して共同で設立した会議)を活用すること。
3　連携の検討	3　連携の検討
(1)　都道府県は、糖尿病の医療体制を構築するに当たって、血糖コントロールを中心として、多種多様な合併症についても連携して治療を実施するため関係機関・施設の信頼関係を醸成するよう配慮する。 　また、医療機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。 　また都道府県は、関係団体等との連携、特に糖尿病対策推進会議の活用により、標準的な治療の普及、協力体制の構築を図る。なお、都道府県における糖尿病性腎症の重症化予防の取組については、糖尿病性腎症重症化予防プログラム[6]が策定されており、都道府県に求められる取組の例示として、糖尿病対策推進会議等との情報共有、課題・対応策等の議論、本プログラムを参考にした都道府県レベルの糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定等が盛り込まれており、都道府県内の取組が円滑に行われるよう体制構築に取り組む際には参照されたい。	(1)　都道府県は、糖尿病の医療体制を構築するに当たって、血糖コントロールを中心として、多種多様な合併症についても連携して治療を実施できるよう、また、関係機関・施設の信頼関係を醸成するよう配慮する。 　また、医療機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。 　また都道府県は、関係団体等との連携、特に日本糖尿病対策推進会議の活用により、標準的な治療の普及、協力体制の構築を図る。
(2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第374号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成19年７月20日付け健総発第0720001号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。	(2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第374号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成19年７月20日健総発第0720001号健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。
(3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。 　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 　さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。	(3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。 　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 　さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。
4　課題の抽出 　都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集	4　課題の抽出 　都道府県は、「第２　医療機関とその連携」を踏まえ、「1　現状の把握」で収集した情報や

[6] 「「糖尿病性腎症重症化プログラム」の策定について（依頼）」（平成28年4月20日付け保発0420第４号厚生労働省保険局長通知）

した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の糖尿病の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。	指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の糖尿病の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。
5　数値目標 都道府県は、糖尿病の良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。	5　数値目標 都道府県は、糖尿病の良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。
6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4　課題の抽出」に対応するよう「5　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。	6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4　課題の抽出」に対応するよう「5　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。
7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも6年（在宅医療その他必要な事項については3年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。 さらに、医療の質について客観的な評価を行うために、症例登録等を行うことが今後必要である。	7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。 さらに、医療の質について客観的な評価を行うために、症例登録等を行うことが今後必要である。
8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。	8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

改　正　後	現　　行
精神疾患の医療体制の構築に係る指針	**精神疾患の医療体制の構築に係る指針**
精神疾患は、症状が多様であるとともに自覚しにくいという特徴があるため、症状が比較的軽いうちには精神科医療機関を受診せず、症状が重くなり入院治療が必要になって初めて精神科医療機関を受診するという場合が少なくない。また、重症化してから入院すると、治療が困難になるなど、長期の入院が必要となってしまう場合もある。発症してからできるだけ早期に必要な精神科医療が提供されれば、回復し、再び地域生活や社会生活を営むことができるようになる。	精神疾患は、症状が多彩にもかかわらず自覚しにくいという特徴があるため、症状が比較的軽いうちには精神科医を受診せず、症状が重くなり入院治療が必要になって初めて精神科医を受診するという場合が少なくない。また、重症化してから入院すると、治療が困難になるなど、長期の入院が必要となってしまう場合もある。しかしながら、精神医学の進歩によって、発症してからできるだけ早期に必要な精神科医療が提供されれば、回復又は寛解し、再び地域生活や社会生活を営むことができるようになってきている。
精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。また、長期の入院が必要となっている精神障害者の地域移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要がある。このため、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。具体的には、	精神疾患に罹患しても、より多くの方がそれを克服し、地域や社会で生活できるようにするため、患者やその家族等に対して、精神科医療機関や関係機関が連携しながら、必要な精神科医療が提供される体制を構築する必要がある。
①　障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築する必要がある。	
②　長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、平成32年度末（第5期障害福祉計画の最終年度）、平成36年度末（2025年）の精神病床における入院需要（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標を明確にした上で、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業（支援）計画に基づき基盤整備を推し進める必要がある。	
さらに、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年厚生労働省告示第65号）を踏まえて、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、相互の連携を推進するとともに、患者本位の医療を実現していけるよう、医療計画に基づき、作業部会等を通じて、各医療機関の医療機能を明確化する必要がある。	
本指針では、「第１　精神疾患の現状」で多様な精神疾患等ごとの現状・課題を概観し、「第２	本指針では、「第１　精神疾患の現状」で精神疾患の疫学や、どのような医療が行われているの

医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。 都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に即して、地域の現状を把握・分析した上で、地域の実情に応じて圏域（精神医療圏）を設定し、その圏域ごとに不足している医療機能あるいは調整・整理が必要な医療機能を明確にして、医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価を行えるようにする必要がある。	かを概観し、「第２　医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。 都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に即して、地域の現状を把握・分析し、また各病期に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。
第１　精神疾患の現状 １　現状・課題 精神疾患は、近年その患者数が急増しており、平成 26 年には 390 万人を超える水準となっている[1]。我が国での調査結果では、国民の４ 人に１人（25%）が生涯でうつ病等の気分障害、不安障害及び物質関連障害のいずれかを経験していることが明らかとなっている[2]。 自殺者数は、平成 10 年以降 14 年連続で３万人を超える水準であったが、24 年に 15 年ぶりに３万人を下回り、以降４年連続で３万人を下回っている。しかし、日本の自殺死亡率は主要国の中で高い水準にあり、依然として厳しい状況にある。自殺の原因・動機では健康問題が最も多く、この中では、うつ病が４割程度を占めている[3]。 精神疾患にはこのほか、発達障害、高次脳機能障害や、高齢化の進行に伴って急増しているアルツハイマー病等の認知症等も含まれており、精神疾患は住民に広く関わる疾患である。 (1)　統合失調症 （患者動態） 平成 26 年に医療機関を継続的に受療している統合失調症の総患者数は 77.3 万人であり、うち入院患者数は 16.6 万人である[1]。このうち、精神病床における１年以上の長期入院患者数は 12.1 万人である[1]。長期入院患者（認知症を除く。）を対象とした「重度かつ慢性」に関する厚生労働科学研究班による全国調査では、その６割以上が当該研究班の策定した重症度の基準に該当することが明らかとなっている[4]。これにより１年以上の長期入院精神障害者（認知症を除く。）の多くは、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、入院から地域生活への移行が可能であると示唆されている。また、当該基準を満たす症状を軽快させる治療法の普及や、当該基準を満たす症状に至らないように精神科リハビリテーションをはじめとする予防的アプローチの充実	**第１　精神疾患の現状** １　精神疾患の疫学 (1)　精神疾患の範囲 精神疾患にはさまざまな定義が存在するが、本指針では、主に世界保健機関（WHO）による国際疾病分類第 10 版（ICD-10）の「精神および行動の障害」に記載されている疾患を対象とし、福祉サービス等との連携も考慮し、現行の精神障害者保健福祉手帳の対象となっている「てんかん」も対象とする。また、近年患者数が増加している「うつ病」と「認知症」、さらに、精神科救急や緩和ケアなど精神医療が関わる分野についても、考慮することとする。 (2)　精神疾患の現状 精神疾患は、近年その患者数が急増しており、平成 20 年には 320 万人を超える水準となっている。我が国での調査結果では、国民の 4 人に 1 人（25%）が生涯でうつ病等の気分障害、不安障害及び物質関連障害のいずれかを経験していることが明らかとなっている。また、WHO によると、世界で 1000 人に 7 人（0.7%）が統合失調症に罹患している。 自殺者数は、平成 10 年以降 14 年連続で 3 万人を超える水準となっており、その要因うち、健康問題の中では、うつ病が多くなっている。 精神疾患にはこのほか、発達障害や、高齢化の進行に伴って急増しているアルツハイマー病等の認知症等も含まれており、精神疾患は住民に広く関わる疾患である。 また、精神疾患は、あらゆる年齢層で疾病により生じる負担が大きく、また、精神疾患にかかると稼得能力の低下などにより、本人の生活の質の低下をもたらすとともに、社会経済的な損失を生じている。

1　厚生労働省「患者調査」（平成 26 年）
2　厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」（研究代表者　川上憲人）（平成 18 年度）
3　厚生労働省「自殺対策白書」（平成 28 年）
4　厚生労働科学研究「精神障害者の重症度判定及び重症患者の治療体制等に関する研究」（研究代表者　安西信雄）（平成 25～27 年度）、第２回新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会（これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会）における安西信雄氏提出資料

などによって、入院から地域生活へのさらなる移行が期待される。

（政策動向）

厚生労働省は、平成26年度より難治性の重症な精神症状を有する患者が、どこに入院していても、治療抵抗性統合失調症治療薬やmECT等の専門的治療を受けることのできる地域連携体制を構築するために、難治性精神疾患地域連携体制整備事業（モデル事業）を実施している。平成28年度は、大阪府、兵庫県、岡山県、沖縄県が参加し、治療抵抗性統合失調症治療薬導入数の増加など一定の実績をあげながら、それぞれの地域の実情を踏まえた地域連携体制を構築している。

（医療提供体制に関する検討課題）

第7次医療計画においては、統合失調症に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、統合失調症に対応できる専門職を養成するとともに多職種連携・多施設連携を推進するために、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。加えて、平成36年度末までに、治療抵抗性統合失調症治療薬やmECT等の専門的治療方法を各都道府県の圏域全体に普及することを目指して、モデル事業の取組や千葉県の先行事例等を参考にしながら、それぞれの地域の実情を踏まえた地域連携体制を構築する必要がある。計画の策定にあたっては、先行している諸外国の実績や、国内で先行している医療機関の実績を踏まえて、平成36年度末までに治療抵抗性統合失調症治療薬の処方率を25%～30%に普及することを目指して検討する必要がある。なお、それぞれの都道府県において

① 平成32年度末、平成36年度末の精神病床における入院需要（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標を設定

② 精神病床における基準病床数を設定

する際に、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案していることに留意すること。

(2) うつ病・躁うつ病

（患者動態）

平成26年に医療機関を継続的に受療しているうつ病・躁うつ病の総患者数は112万人（うち入院患者数29万人）[1]であり、平成11年の総患者数の44万人（うち入院患者数25万人）[5]から増加している。

（政策動向）

厚生労働省は、平成23年度より、「認知行動療法研修事業」として、認知行動療法

2 精神疾患の医療

(1) 予防

高血圧や糖尿病、がんなどの予防はエビデンスに基づいた方法が確立しているが、精神疾患については、その必要性は認識されているものの予防の効果を実証することが困難であり、具体的な方法は確立されているとはいえない。しかし、適度な運動や、バランスのとれた栄養・食生活は身体だけでなくこころの健康においても重要な基礎となるものである。これらに、心身の疲労の回復と充実した人生を目指す「休養」が加えられ、健康のための3つの要素とされてきたところである。さらに、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につきあうことはこころの健康に欠かせない要素となっている。

(2) 診断

精神疾患の診断の基本は、充分な観察・問診による精神症状の正確な把握であり、心理検査等の検査が診断の補助として行われている。精神疾患は、内科などに比べ客観的な指標が乏しいが、近年、神経画像・脳機能画像などの技術が進歩しており、客観的診断方法として期待されている。

診断においては、身体疾患に起因する症状性精神障害なども考慮し、精神症状のみならず全身状態の把握も重要である。

また、身体疾患で内科等を受診した患者に、うつ病等の精神疾患が疑われる場合には、速やかに精神科医に紹介することにより、正確な診断が行われることが、適切な治療選択の観点からも重要と考えられる。

(3) 治療

精神疾患の治療においては、薬物療法が中心となるが、向精神薬（抗精神病薬、抗うつ薬、抗不安薬、睡眠薬）を処方する際は、必要な投与期間、出現しうるすべての有害作用に対する対処法、奏功しなかった場合の代替薬物、長期投与の適応などの知識をもとに、治療計画を患者とその家族等に説明しておく必要がある。また、診断、治療の両方において、生物学的、心理学的、社会文化的側面を考慮できる視点も必要であり、生活習慣の改善や、専門的な精神療法、作業療法、精神科デイ・ケアなど、薬物療法以外の治療法も重要と考えられる。

(4) 合併症の治療

精神疾患においては、その疾病の特性から身体疾患の発見が遅れがちになる。したがっ

[5] 厚生労働省「患者調査」（平成11年）

の普及を目的に、医師等を対象とした研修を実施している。平成23年～27年度における受講参加者は、4,156名である。また、平成20年度より「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」として、うつ病患者の早期発見・早期治療を目的に、一般内科医等かかりつけ医を対象に研修を実施している。

（医療提供体制に関する検討課題）

第７次医療計画においては、うつ病・躁うつ病に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、うつ病・躁うつ病に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。

(3)　認知症

（患者動態）

我が国における認知症高齢者の数は、現在利用可能なデータに基づき推計を行ったところ、平成24（2012）年で462万人と65歳以上高齢者の約７人に１人と推計されている。正常と認知症との中間の状態の軽度認知障害と推計される約400万人と合わせると、65歳以上高齢者の約４人に１人が認知症の人又はその予備軍とも言われている。また、高齢化の進展に伴い平成37（2025）年には、約700万人と約５人に１人に上昇すると見込まれている[6]。なお、平成26年に医療機関を継続的に受療している認知症の総患者数は67.8万人であり、うち入院患者数は7.7万人である[1]。このうち、精神病床における１年以上の長期入院患者数は3.0万人である[1]。

（政策動向）

厚生労働省は、平成37（2025）年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成27年１月27日に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン、以下「総合戦略」という。）を関係省庁と共同で策定した。

総合戦略は７つの柱に沿って施策を推進しており、その柱の一つとして、早期診断・早期対応を軸に、医療・介護等の有機的連携により、認知症の容態に応じて最もふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みの実現を位置付けている。

循環型の仕組みの実現のため、例えば、各地域において、認知症の発症初期から、状況に応じて医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図ることを目的に、平成17年度より、認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師として、診察においては精神症状だけでなく、身体疾患の有無にも注意を払う必要がある。このため、身体疾患を合併する患者については、それを担当する内科医等と、地域の連携会議等を通じて、日頃から連携している必要がある。

(5)　うつ病の医療

うつ病の診断では、うつ病だけではなく、甲状腺疾患、副腎疾患、膵疾患、膠原病、悪性腫瘍、脳血管障害など身体疾患でもうつ状態を呈することに留意し、また、双極性障害、認知症、統合失調症などの精神疾患との鑑別も考慮する必要がある。さらに、アルコール依存症との併存や、身体疾患の治療目的で使用されている薬物によるうつ病にも注意が必要である。

うつ病の診断には、上記の鑑別診断を考慮に入れた詳細な問診が不可欠であり、心理検査を補助的に用いることがある。

治療は、抗うつ薬を中心としつつ、認知行動療法等の精神療法など非薬物療法も行われている。

(6)　認知症の医療

認知症には、アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭葉型認知症、正常圧水頭症など様々なものがあり、治療としては、アルツハイマー病に対する薬物療法、BPSD（認知症の行動・心理症状）などの周辺症状に対する対応、認知症の身体合併症対応、家族に対する認知症への対応指導などが行われている。

平成20年より、認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、認知症疾患医療センター運営事業を開始し、平成24年3月1日現在、全国で155カ所の認知症疾患医療センター（基幹型5、地域型150）が設置されている。平成22年度（97カ所）の認知症疾患医療センターにおける電話及び面談による相談件数は61346件、鑑別診断は23597件となっている。

[6] 厚生労働省「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」（平成27年）

て、認知症サポート医を養成している。平成27年度末時点で認知症サポート医養成研修の受講者数は5,068人となっている。

また、平成20年より、認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、認知症疾患医療センター運営事業を開始し、平成29年3月時点において全国で375カ所の認知症疾患医療センター（基幹型15、地域型335、診療所型25）が設置されている。

そのほか、平成27年度より、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を、複数の専門職が訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立支援のサポートを行う認知症初期集中支援チームを市町村に設置しており、平成27年度末時点で287市町村に設置されている。

（医療提供体制に関する検討課題）

第7次医療計画においては、認知症に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、認知症に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。認知症の人が早期の診断や周辺症状への対応を含む治療等を受け、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、介護保険事業（支援）計画と整合性を図るとともに、総合戦略に掲げる数値目標に留意し、地域の実情に応じて医療提供体制の整備を進める必要がある。具体的な内容については、今後、関係部局から発出される通知に基づいて作成すること。

(4) 児童・思春期精神疾患

（患者動態）

平成26年に医療機関を継続的に受療している20歳未満の精神疾患を有する総患者数は27.0万人[1]であり、平成11年の総患者数の11.7万人[5]から増加傾向にある。

（政策動向）

厚生労働省は、平成13年度より、児童思春期の心の問題に関する専門家を養成するために、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に「思春期精神保健研修」を行っている。

平成24年度より、診療報酬において児童・思春期精神科入院医療管理料が新設され、平成28年時点では、19都道府県に所在する医療機関において算定されている。

（医療提供体制に関する検討課題）

第7次医療計画においては、児童・思春期精神疾患に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、児童・思春期精神疾患に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必

要がある。この際、「思春期精神保健研修」を活用すること。

(5)　発達障害

（患者動態）

平成26年に医療機関を継続的に受療している発達障害者支援法(平成16年法律第167号）に規定する発達障害（F80-F89, F90-F98）の総患者数は19.5万人[1]であり、平成11年の総患者数の2.8万人[5]から増加している。

（政策動向）

平成17年4月の発達障害者支援法施行により、国立精神・神経医療研究センターにおいて、都道府県・政令指定都市の発達障害診療の指導的役割を担う者に対する研修を実施している。平成28年8月の改正発達障害者支援法施行により、都道府県・政令指定都市が発達障害者の支援（診療等を含む。）に関する情報の共有や緊密な連携、体制の整備等について検討する発達障害者支援地域協議会の設置が位置付けられた。平成29年1月の総務省による「発達障害者支援に関する行政評価・監視」では、厚生労働省に対して、発達障害者の専門的医療機関の確保と公表を積極的に進めることを勧告している。

（医療提供体制に関する検討課題）

第7次医療計画においては、発達障害に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、発達障害に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、平成28年度から実施している「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」を活用すること。

(6)　依存症

①　アルコール依存症

（患者動態）

平成26年に医療機関を継続的に受療しているアルコール依存症者の総患者数は4.9万人[1]であり、平成11年の総患者数の3.7万人[7]から増加している。厚生労働科学研究においては、医療機関の受療の有無にかかわらず、アルコール依存症者は約58万人いると推計されている[7]。

（政策動向）

平成26年6月1日に施行されたアルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）に基づき、平成28年5月31日に、「アルコール健康障害対策推進基本計画」

[7]　厚生労働科学研究「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合研究」（研究代表者　樋口進）（平成25年度）

が閣議決定された。本計画の数値目標として、全ての都道府県において、アルコール依存症者に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関を１カ所以上定めることが明記されている。

厚生労働省は、平成26年度より依存症に対応することのできる医療機関の確保を図るとともに、関係機関間の連携を強化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実するなどの地域連携支援体制の構築するために、「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業）」を実施している。全国拠点機関として、久里浜医療センター（薬物依存症は国立精神・神経医療研究センターに委託）、依存症治療拠点機関として神奈川県・神奈川県立精神医療センター、岐阜県・各務原病院、大阪府・大阪府立精神科医療センター、岡山県・岡山県精神科医療センター、佐賀県・肥前精神医療センターの５カ所を指定し、①依存症者やその家族に対し適切な支援を届けるためのモデル構築、②依存症者に対する効果的な地域連携支援体制の「見える化」とその横展開を進めている。また、平成29年度からは、全国67カ所の都道府県・政令指定都市に専門医療機関を指定すること等を目標にした、「依存症対策総合支援事業」を実施する。

（医療提供体制に関する検討課題）

第７次医療計画においては、アルコール依存症に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、アルコール依存症に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、「アルコール健康障害対策推進基本計画」を踏まえ、アルコール依存症に対応できる医療機関を都道府県・政令指定都市ごとに１カ所以上定めることとし、「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業）」の取組を参考にしつつ、平成29年度より実施する「依存症対策総合支援事業」を活用すること。

② 薬物依存症

（患者動態）

平成26年に医療機関を継続的に受療している薬物依存症の総患者数は0.3万人[1]であり、平成11年の総患者数の0.1万人[5]から増加している。

（政策動向）

平成25年６月に、刑の一部の執行猶予制度の導入等を内容とする、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）が成立（平成28年６月１日施行）した。薬物依存症者の再犯（再使用）防止は、刑事司法機関のみでは不十分

であり、保護観察所と、地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との有効かつ緊密な連携体制の構築が不可欠とされ、平成27年11月19日に「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（平成27年11月19日付け法務省保観第119号法務省・障発1119第1号保護局長・矯正局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連盟通知）が策定された。

また、平成28年12月14日に「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）」が公布、同日施行された。再犯防止推進法には、犯罪をした薬物依存症者等について、適切な保健医療サービス等が提供されるよう、関係機関の体制整備を図ることが明記されている。

厚生労働省は、平成26年度より「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業）」を実施している。また、平成29年度からは、全国67カ所の都道府県・政令指定都市に専門医療機関を指定すること等を目標にした、「依存症対策総合支援事業」を実施する。

（医療提供体制に関する検討課題）

第7次医療計画においては、薬物依存症に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、薬物依存症に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業）」の取組を参考にしつつ、平成29年度より実施する「依存症対策総合支援事業」を活用すること。

③　ギャンブル等依存症

（患者動態）

平成26年に医療機関を継続的に受療しているギャンブル等依存症患者の総患者数は500人未満[1]であった。現在、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の委託研究（平成28～30年度）により、ギャンブル等依存症者に関する実態把握が進められている[8]。

（政策動向）

平成28年12月15日に、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（ＩＲ推進法）（平成28年法律第115号。以下、「ＩＲ推進法」という。）が成立し、同年12月26日に公布・施行された。ＩＲ推進法案に対する参議院内閣委員会（平成28年12月13日）の附帯決議において、ギャンブル等依存症対策を抜本的に強化することが求められている。

[8] 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の委託研究「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究」（研究代表者　松下　幸生）（平成28～30年度）

厚生労働省は、平成26年度より「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業）」を実施している。また、平成29年度からは、全国67カ所の都道府県・政令指定都市に専門医療機関を指定すること等を目標にした、「依存症対策総合支援事業」を実施する。

（医療提供体制に関する検討課題）

第７次医療計画においては、ギャンブル等依存症に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、ギャンブル等依存症に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業）」の取組を参考にしつつ、平成29年度より実施する「依存症対策総合支援事業」を活用すること。

(7)　外傷後ストレス障害（PTSD）

（患者動態）

平成26年に医療機関を継続的に受療しているPTSDの総患者数は0.3万人[1]であり、平成11年の総患者数の0.1万人[5]から増加傾向にある。

（政策動向）

厚生労働省は、平成８年より災害・事件・事故等によるPTSDへの心のケアの重要性を鑑みて、PTSDの専門家を養成するために「PTSD対策専門研修」を行っている（平成８～27年度における受講者合計：6,466人）。また「災害等によるストレス関連疾患対策情報支援センター事業」（国立精神・神経医療研究センター委託）を通じて、災害及び事件、事故等が発生した際に、精神保健福祉センターや保健所等の自治体を対象に、被災者・被害者の心のケアに関する助言・技術的支援を行っている。

平成28年４月に策定された第３次犯罪被害者等基本計画（平成28年４月１日閣議決定）では、被害者への心のケアを提供することの重要性が明記されている。

（医療提供体制に関する検討課題）

第７次医療計画においては、PTSDに対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、PTSDに対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。

(8)　高次脳機能障害

（患者動態）

平成13～平成17年度に行われた高次脳機能障害支援モデル事業において行われた調査によると、医療機関の受療の有無にかかわらず、高次脳機能障害者は、全国に27万

人いると推計されている[9]。

（政策動向）

厚生労働省は、平成18年度より高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業を地域生活支援事業において実施している。国立障害者リハビリテーションセンター内に「高次脳機能障害情報・支援センター」を設置する他、都道府県の支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行っている。自治体職員、福祉事業者、医療関係者を対象に高次脳機能障害支援に関する研修を行い、地域における高次脳機能障害支援の普及を図っている。

（医療提供体制に関する検討課題）

第７次医療計画においては、高次脳機能障害に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、高次脳機能障害に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。

(9)　摂食障害

（患者動態）

平成26年に医療機関を継続的に受療している摂食障害の総患者数は1.0万人[1]であり、平成11年の総患者数の1.1万人[5]から横ばいである。厚生労働科学研究において、医療機関の受療の有無にかかわらず、摂食障害患者は、女子中学生の100人に１～２人、男子中学生の1,000人に２～５人いると推計されている[10]。

（政策動向）

厚生労働省は、平成26年度より摂食障害患者が早期に適切な支援を受けられるように、摂食障害治療支援センター設置運営事業を実施している。この事業では宮城県、静岡県、福岡県の３県が、地域の診療の拠点となる医療機関を「摂食障害治療支援センター」として指定し、摂食障害治療支援センターと県の協働によって、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制構築のための調整を行っている。また、国立精神・神経医療研究センターを「全国基幹センター」として指定し、摂食障害治療支援センターの指導・助言、摂食障害治療支援センターで集積されたデータの分析・評価、全国の医療関係者や養護教諭を対象とした摂食障害患者の対応に関する研修を行っている。

（医療提供体制に関する検討課題）

第７次医療計画においては、摂食障害に対応できる医療機関を明確にする必要があ

9　「高次脳機能障害ハンドブック―診断・評価から自立支援まで」（編集　中嶋八十一、寺島彰）医学書院

10　厚生労働科学研究「児童・思春期摂食障害に関する基盤的調査研究」（研究代表者　小牧元）（平成21年度）

る。また、摂食障害に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、「摂食障害治療支援センター設置運営事業（モデル事業）」の取組を参考にすること。

(10) てんかん

（患者動態）

平成 26 年に医療機関を継続的に受療しているてんかんの総患者数は 25.2 万人[1]であり、平成 11 年の総患者数の 23.5 万人[5]から増加している。厚生労働科学研究においては、医療機関の受療の有無にかかわらず、てんかん患者は 1,000 人あたり 7.71 人いると推計されている[11]。

（政策動向）

厚生労働省は、平成 27 年度よりてんかん患者が早期に適切な支援を受けられるように、てんかん地域診療連携体制整備事業を実施している。この事業では、宮城県、栃木県、神奈川県、新潟県、静岡県、鳥取県、岡山県、広島県の８つの県が、地域の診療の拠点となる医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、てんかん診療拠点機関と県との協働によって、てんかんに関する知識の普及啓発、患者や家族の相談支援及び治療、他医療機関への助言・指導、医療従事者等への研修、関係機関との地域連携支援体制の構築のための協議会の開催などの取組を行っている。また、それぞれのてんかん診療拠点機関に、てんかん診療コーディネーターを配置し、患者及び家族に対し相談援助を適切に実施するよう努めている。さらに、平成 28 年度より、国立精神・神経医療研究センターを「てんかん診療全国拠点機関」として指定し、各拠点機関の指導・助言、てんかん診療拠点機関で集積されたデータの分析・評価などを行っている。

（医療提供体制に関する検討課題）

第７次医療計画においては、てんかんに対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、てんかんに対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、「てんかん地域診療連携体制整備試行事業（モデル事業）」の取組を参考にすること。

(11) 精神科救急

（基本情報）

精神科救急医療体制整備事業報告に基づく平成 27 年度の夜間・休日の受診件数は約 4.5 万件、入院件数は約２万件となっており、平成 22 年度の約 3. 6 万件、約 1.5 万件

11 厚生労働科学研究「てんかんの有病率等に関する疫学研究及び診療実態の分析と治療体制の整備に関する研究」（研究代表者　大槻泰介）（平成 24 年度）

と比較して増加傾向にある。また、消防庁の調査では、平成27年中の疾病分類別収容平均所要時間（入電から医師引継ぎまでの時間）において、全体の平均が39.4分であったのに対して、事故種別が「急病」で、さらに精神疾患を主な理由として搬送された傷病者の平均は43.1分と長かった[12]。

（政策動向）

都道府県は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の11に基づき、緊急な医療を必要とする全ての精神障害者が、迅速かつ適正な医療を受けられるよう、精神科救急医療体制の確保に努める必要がある。都道府県又は政令指定都市は、精神科救急医療体制整備事業を活用して、精神科救急医療体制連絡調整委員会を設置し、精神科救急医療施設の確保及びその円滑な運営を図ってきている。また、精神科救急情報センターを整備し、救急医療情報センターや救急医療機関や消防機関等からの要請に対し、緊急な医療を必要とする精神障害者の搬送先医療機関の紹介に努めてきている。厚生労働省は、平成28年度における精神科救急医療体制整備事業の実施要綱改正により、精神科救急医療圏域単位での精神科救急医療体制及び身体合併症患者の医療提供体制の確保に向けた検討を実施するとともに、関係機関（警察、消防、一般救急等）との研修を通じた相互理解の推進を求めている。

（医療提供体制に関する検討課題）

第７次医療計画においては、精神科救急に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、精神科救急に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。また、特定の医療機関に負担が集中しないように、例えば、夜間休日における精神科救急外来（初期救急医療）と精神科救急入院（第二次救急医療、第三次救急医療）を区分して受入体制を構築する等、地域の実情を踏まえて連携体制を検討する必要がある。この際、「精神科救急医療体制整備事業」を活用すること。

（12）身体合併症

（基本情報）

精神病床を有する総合病院における入院患者を対象とした厚生労働科学研究では、身体疾患と精神疾患ともに入院による治療を必要とする患者の発生する割合は人口万対年間2.5件と推計されている[13]。救命救急センターの入院患者を対象とした厚生労働科

[12] 消防庁「救急救助の現況」（平成28年版）

[13] 厚生労働科学研究「精神科医療、とくに身体疾患や認知症疾患合併症例の対応に関する研究」（研究代表者　黒澤尚）（平成19年度）

学研究では、12%の入院患者は何らかの精神科医療を必要とし、2.2%の入院患者は身体疾患と精神疾患ともに入院による治療を必要とするとの報告がある[14]。平成27年度の消防庁の調査では、平成26年中の救急出動件数において、入電から帰署までに２時間以上を要した事案のうち「精神疾患を背景に有する患者」が12,105件あり、「在宅独居・施設入所の高齢者」の13,007件に次いで搬送時間を延伸する要因となっている[15]。

（政策動向）

厚生労働省は、平成28年度における精神科救急医療体制整備事業の実施要綱改正により、精神科救急医療圏域単位での身体合併症患者の医療提供体制の確保に向けた検討を求めている。また、消防庁主催の「平成28 年度救急業務のあり方に関する検討会」では、精神疾患と身体疾患の合併症による困難事例の円滑な救急搬送のためには、精神科医療関係者、救急医療関係者、消防関係者等が、平時から会議等の場を通じて、体制の構築と課題を解決していくことが重要であるとの報告がとりまとめられている。

（医療提供体制に関する検討課題）

第７次医療計画においては、精神障害者の身体合併症に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、精神障害者の身体合併症に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、「精神科救急医療体制整備事業」を活用すること。

（13）自殺対策

（基本情報）

警察庁の自殺統計原票を集計した結果によれば、我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して３万人を超える状態が続いていたが、24年に15年ぶりに３万人を下回り、27年は２万4,025人と４年連続で３万人を下回っている[3]。しかし、日本の自殺死亡率は、主要国の中で高い水準にあり、依然として厳しい状況にある。特に、年代別の死因順位をみると、15～34歳の各年代の死因の第１位は自殺となっている[3]。

（政策動向）

平成18年６月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が成立し、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（平成19年６月８日閣議決定）を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきた。また、地域レベルの実践的な取組による生きることの包括的な支援を行い、自殺対策を総合的かつ効果的に更に推進するため、平成28年３月に「自殺対策基本法の一部を改正する法律」

[14] 厚生労働科学研究「精神科病棟における患者像と医療内容に関する研究」（研究代表者　保坂隆）（平成18年度）
[15] 消防庁「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」（平成27年度）

（平成28年法律第11号。以下「改正法」という。）が成立し、同年４月１日に施行された。改正法においては、基本的施策が拡充され、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備や多職種連携の推進等が新たに規定された。

厚生労働省は、平成20年度より、「自殺未遂者ケア研修」として、知識及び技術の普及を目的に、医師等を対象とした研修を実施している。平成20年～平成27年度における受講参加者は、1,082人である。また、平成27年度より、「自殺未遂者再企図防止事業」として、自殺未遂者の再企図防止を図ることを目的に、ケースマネージメントの講習を受けた者が、自殺未遂者に対し定期的なフォローアップを行う事業を実施している。平成27年度のケースマネージメントの講習受講者は、611人である。

（医療提供体制に関する検討課題）

第７次医療計画においては、自殺対策に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、自殺対策に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。加えて、以下の２点について留意されたい。

① 自殺の大きな危険因子であるうつ病について、早期発見、早期治療に結びつける取組に併せて、精神科医療提供体制の充実や、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・労働・教育・警察等の関係機関・関係団体のネットワークの構築を図ること。

② 精神科救急医療体制の充実を通じた自殺未遂者に対する良質かつ適切な治療の実施、かかりつけ医等の精神疾患の診断・治療技術の向上、かかりつけ医から専門医につなげる医療連携体制の整備を推進すること。

(14) 災害精神医療

（基本情報）

平成29年２月時点で、全国30都府県において災害派遣精神医療チーム（DPAT）先遣隊が整備されている。

（政策動向）

平成27年７月の防災基本計画の一部修正において、厚生労働省及び都道府県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備に努めるものとされている。厚生労働省では、DPAT事務局事業を通じて、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の平時の訓練と、自治体への技術的支援、災害発生時の迅速かつ適切な連絡調整等の体制整備を行っている。

（医療提供体制に関する検討課題）

第７次医療計画においては、災害精神医療に対応できる医療機関を明確にする必要が

ある。また、災害精神医療に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。

(15) 医療観察法における対象者への医療

(基本情報)

平成 17 年７月の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）施行から平成 27 年 12 月までの地方裁判所の当初審判における入院処遇決定は 2,501 件、通院処遇決定は 528 件となっている[16]。平成 29 年１月１日時点における入院者数は 729 名であり、その疾病別内訳は、統合失調症等（F2）が約 82.9%、次いで気分障害（F3）が約 7.4%である[17]。

(政策動向)

指定入院医療機関は、予備病床を含めて全国で 800 床程度、指定通院医療機関は各都道府県に最低２カ所、人口 100 万人当たり２～３カ所程度、指定通院医療機関として全国で 382 カ所を目標として整備を進めている。平成 29 年１月１日時点における指定入院医療機関は全国で 32 カ所、予備病床を含めて 825 床と目標を達成しているが、指定入院医療機関が近隣にない地域が存在している。また、平成 28 年 12 月末日時点における指定通院医療機関は全国で 574 カ所（511 病院、63 診療所）あるが、都市部を中心に必要数を満たしておらず、必要数を満たした地域においても対象者の住み慣れた地域からアクセスが容易な指定通院医療機関を確保する必要がある。

平成 24 年度より、指定入院医療機関の医療の質の向上及び均てん化を図り、医療観察法対象者の早期の社会復帰を実現するため、指定入院医療機関に従事する多職種チームが相互に指定入院医療機関を訪問し、医療体制等の評価や、課題への助言等の技術交流を行う「心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業」を実施している。

(医療提供体制に関する検討課題)

第７次医療計画においては、医療観察制度に基づく通院医療に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、入院医療において治療抵抗性統合失調症治療薬を使用している対象者が円滑に退院できるように、治療抵抗性統合失調症治療薬の使用可能な指定通院医療機関の一層の確保を図る必要がある。

16 法務省「犯罪白書」（平成 18～27 年版）

17 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課調べ

2　精神疾患の医療体制

平成26年における精神病床を有する病院数は1,643病院であり、このうち精神病床のみを有する精神科病院数は1,067病院である[18]。平成26年における精神病床数は33万8,174床[18]であり、平成11年の35万8,449床[19]から減少している。

平成26年における精神科・神経科・心療内科を主たる診療科とする精神科等診療所数は3,890診療所[18]であり、平成11年の2,001診療所[19]から増加している。平成26年における医師・看護職員・精神保健福祉士をそれぞれ1人以上有している精神科等診療所数は、383診療所と全体の1割弱である[18]。

平成26年における精神科及び心療内科を主たる診療科とする精神科等医師数は1万6,090人[20]であり、平成16年の1万3,353人[21]から増加している。平成16年と平成26年とを比較すると、病院に勤務する精神科等医師数の増加割合は約1.1倍であるのに対し、診療所で勤務する精神科等医師数の増加割合は約1.6倍と、診療所に勤務する精神科等医師数の方が増加している。

平成26年における精神科訪問看護を行う精神科病院数は1,049病院[22]であり、平成19年の946病院[23]から増加している。平成28年における訪問看護ステーションは8,613事業所[24]であり、平成16年の4,806事業所[25]から約1.8倍に増加している。平成27年における精神科訪問看護を実施している訪問看護ステーションの割合は59.8%であり、平成18年の35.5%から増加している[26]。

3　精神疾患の医療体制

(1)　精神科医療機関等の状況

病院数は近年減少傾向にあるが、平成22年に精神病床を有する病院数は1667病院、精神科病院（精神病床のみを有する病院）数は1082病院で、平成8年以降ほぼ横ばいとなっている。また、精神病床数は、平成10年以降減少傾向にあり、平成22年に34万6715床となっている。

一般診療所の数は、平成11年に9万1500診療所、平成20年に9万9083診療所、精神科を標榜する診療所の数（重複計上）は、平成11年に3682診療所、平成20年に5629診療所と、精神科を標榜する診療所は一般診療所の増加を上回る率で増加し、平成20年には一般診療所の5.7%を占めている。

精神科医師数（精神科を主たる診療科とする医師数）は、平成22年に1万4201人であり、平成12年から平成22年までの間に医師全体の数は約3.9万人増加しているのに対し、精神科医師数は3138人増加しており、医師数全体の増加割合を上回って増加している。平成12年と平成22年とを比較すると、病院に勤務する精神科医師数の増加割合は約1.2倍であるのに対し、診療所で勤務する精神科医師数の増加割合は約2倍と、診療所に勤務する精神科医師数の増加が顕著である。

(2)　精神科救急医療（身体疾患を合併する精神疾患患者含む）

精神科救急医療の状況については、精神科救急医療体制整備事業等を通じて体制整備を図ってきている。平成22年度の事業実績によると、精神科救急医療圏148か所、精神科救急医療施設1069施設（常時対応、輪番対応及び外来対応を含む。）であり、施設数はほぼ横ばいで推移している。一方、夜間・休日における精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターへの電話相談件数は、平成17年度は約8万件、平成22年度は約15万件であり、約2倍弱に増加している。また、夜間・休日の受診件数、入院件数については、平成17年度はそれぞれ約3万件、約1万2千件、平成22年度はそれぞれ約3万6千件、約1万5千件といずれも増加しており、精神科救急医療体制の充実・強化が求められている。

さらに、近年、身体疾患を合併する精神疾患患者が増加している。救命救急センターの

18　厚生労働省「医療施設調査」（平成26年）
19　厚生労働省「医療施設調査」（平成11年）
20　厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成26年）
21　厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成11年）
22　厚生労働省「精神保健福祉資料」（平成26年）
23　厚生労働省「精神保健福祉資料」（平成19年）
24　厚生労働省「医療費の動向調査」（平成28年）
25　厚生労働省「医療費の動向調査」（平成16年）
26　厚生労働科学研究「精神疾患の医療計画と効果的な医療連携体制構築の推進に関する研究」（研究代表者　河原和夫）（平成27年度）

	入院患者のうち12%に精神医療の必要性があり、そのうち18.5%（全体の2.2%）が身体疾患と精神疾患ともに入院医療を要するとの報告がある。また、精神病床を有する総合病院の調査から、身体疾患と精神疾患共に入院水準の患者の発生する割合は、人口万対年間2.5件との推計がある。一方で、精神疾患を背景に有する患者は、救急搬送において医療機関への受け入れまでに要する時間が、通常の場合に比べて長時間を要している状況にある。 以上のような状況を踏まえ、平成22年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正により、都道府県による精神科救急医療体制の努力義務（精神保健福祉法第19条の11）が法律上規定され、平成24年4月から施行されることとなっている。このため、「精神科救急医療体制に関する検討会報告書（平成23年9月30日）」を踏まえて、「精神科救急医療体制の整備に関する指針について」（平成24年3月30日障精発0330第2号社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）が発出されており、都道府県が整備すべき精神科救急医療体制の具体的な方向性が示されている。
第２　医療体制の構築に必要な事項 １　目指すべき方向 前記「第１　精神疾患の現状」を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム及び、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築を進める。 (1)　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ①　精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制の構築 ②　本人の意思の尊重と、ICFの基本的考え方※を踏まえながら、多職種協働による支援体制の構築 ※　ICF（国際生活機能分類 WHO2001年：International Classification of Functioning, Disability and Health）では、人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえる。「生活機能」は、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の３つの要素から構成される。それぞれの要素を評価し、それぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要である。 (2)　多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築 ①　多様な精神疾患等ごとに患者に応じた質の高い精神科医療を提供できる体制の構築 ②　多様な精神疾患等ごとに病院、診療所、訪問看護ステーション等の役割分担・連携を	**第２　医療機関とその連携** １　目指すべき方向 前記「第１　精神疾患の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互及び保健・福祉サービス等との連携により、地域において精神医療が実施される体制を構築する。 (1)　保健サービスやかかりつけ医等との連携により、精神科医を受診できる機能 (2)　患者の状態に応じて、外来医療や訪問医療、入院医療等の必要な医療を提供し、保健・福祉等と連携して地域生活や社会生活を支える機能 (3)　精神科救急患者（身体疾患を合併した患者を含む。）、身体疾患を合併した患者や専門医療が必要な患者等の状態に応じて、速やかに救急医療や専門医療等を提供できる機能 (4)　うつ病の診断及び患者の状態に応じた医療を提供できる機能 (5)　認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能

推進するための体制の構築	
2　各医療機能と連携 前記「1　目指すべき方向」を踏まえ、精神疾患の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(3)に示す。 都道府県は、多様な精神疾患等ごとに各医療機能の内容（目標、医療機関に求められる事項）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。	2　各医療機能と連携 前記「1　目指すべき方向」を踏まえ、精神疾患の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(5)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容（目標、医療機関に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。
(1)　地域精神科医療提供機能	(1)　保健サービスやかかりつけ医等との連携により、精神科医を受診できる機能【予防・アクセス】
①　目標 ・　患者本位の精神科医療を提供すること ・　ICF の基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること ・　地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと	①　目標 ・　精神疾患の発症を予防すること ・　精神疾患が疑われる患者が、発症してから精神科医に受診できるまでの期間をできるだけ短縮すること ・　精神科を標榜する医療機関と地域の保健医療サービス等との連携を行うこと
②　医療機関に求められる事項（例） ・　患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療、訪問診療を含む。）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること ・　精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること ・　医療機関（救急医療、周産期医療を含む。）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること	②　医療機関に求められる事項 ・　住民の精神的健康の増進のための普及啓発、一次予防に協力すること ・　保健所、精神保健福祉センターや産業保健の関係機関と連携すること ・　精神科医との連携を推進していること（GP（内科等身体疾患を担当する科と精神科）連携※への参画等） ・　かかりつけの医師等の対応力向上のための研修等に参加していること ※　GP 連携の例：地域レベルでの定期的な連絡会議（内科等身体疾患を担当する科の医師でうつ病患者を発見したときの日常的な連携体制の構築、ケーススタディ等）の開催、精神科医への紹介システムの導入等
	③　関係機関の例 ・　保健所、精神保健福祉センター、地域産業保健センター、メンタルヘルス対策支援センター、産業保健推進センター等の保健・福祉等の関係機関 ・　精神科病院、精神科を標榜する一般病院、精神科診療所 ・　一般の医療機関 ・　薬局
(2)　地域連携拠点機能	(2)　精神疾患等の状態に応じて、外来医療や訪問医療、入院医療等の必要な医療を提供し、保健・福祉等と連携して地域生活や社会生活を支える機能【治療・回復・社会復帰】
①　目標 ・　患者本位の精神科医療を提供すること	①　目標 ・　患者の状態に応じた精神科医療を提供すること

・　ICF の基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること ・　地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと ・　医療連携の地域拠点の役割を果たすこと ・　情報収集発信の地域拠点の役割を果たすこと ・　人材育成の地域拠点の役割を果たすこと ・　地域精神科医療提供機能を支援する役割を果たすこと	・　早期の退院に向けて病状が安定するための退院支援を提供すること ・　患者ができるだけ長く、地域生活を継続できること
②　医療機関に求められる事項（例） ・　患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療、訪問診療を含む。）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること ・　精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること ・　医療機関（救急医療、周産期医療を含む。）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること ・　地域連携会議の運営支援を行うこと ・　積極的な情報発信を行うこと ・　多職種による研修を企画・実施すること ・　地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性精神疾患・処遇困難事例の受入対応を行うこと	②　医療機関に求められる事項 ・　患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療、訪問診療を含む。）を提供すること ・　必要に応じ、アウトリーチ（訪問支援）を提供できること ・　精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること ・　精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること ・　早期の退院に向けて、病状が安定するための服薬治療や精神科作業療法等の支援や、相談支援事業者等との連携により、退院を支援すること ・　障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること ・　産業医等を通じた事業者との連携や、地域産業保健センター、メンタルヘルス対策支援センター、産業保健推進センター、ハローワーク、地域障害者職業センター等と連携し、患者の就職や復職等に必要な支援を提供すること ③　医療機関等の例 ・　精神科病院、精神科を標榜する一般病院、精神科診療所 ・　在宅医療※を提供する病院・診療所 ・　薬局 ・　訪問看護ステーション ※　在宅医療一般については、「在宅医療の体制構築に係る指針」を参照。
(3)　都道府県連携拠点機能	(3)　精神科救急患者（身体疾患を合併した患者を含む）、身体疾患を合併した患者や専門医療が必要な患者等の状態に応じて、速やかに救急医療や専門医療等を提供できる機能【精神科救急・身体合併症・専門医療】
①　目標 ・　患者本位の精神科医療を提供すること ・　ICF の基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること	①　目標 ・　24 時間 365 日、精神科救急医療を提供できること ・　24 時間 365 日、身体合併症を有する救急患者に適切な救急医療を提供できること

・　地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと ・　医療連携の都道府県拠点の役割を果たすこと ・　情報収集発信の都道府県拠点の役割を果たすこと ・　人材育成の都道府県拠点の役割を果たすこと ・　地域連携拠点機能を支援する役割を果たすこと	・　専門的な身体疾患（腎不全、歯科疾患等）を合併する精神疾患患者に対して、必要な医療を提供できること ・　児童精神医療（思春期を含む）、アルコールやその他の薬物などの依存症、てんかん等の専門的な精神科医療を提供できる体制を少なくとも都道府県単位で確保すること ・　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）の通院処遇対象者に医療を提供する指定通院医療機関について、少なくとも都道府県単位で必要数※を確保すること ※「心神喪失者等医療観察法に基づく指定通院医療機関の推薦依頼について」（平成16年7月9日障精発第0709006号社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）
②　医療機関に求められる事項（例） ・　患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療、訪問診療を含む。）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること ・　精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること ・　医療機関（救急医療、周産期医療を含む。）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること ・　地域連携会議を運営すること ・　積極的な情報発信を行うこと ・　専門職に対する研修プログラムを提供すること ・　地域連携拠点機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性精神疾患・処遇困難事例の受入対応を行うこと	②　医療機関に求められる事項 ・　精神科救急患者の受け入れが可能な設備を有すること（検査室、保護室、手厚い看護体制等） ・　地域の精神科救急医療システムに参画し、地域の医療機関と連携すること ・　精神科救急患者を受け入れる施設では、行動制限の実施状況に関する情報を集約し、外部の評価を受けていることが望ましいこと ・　精神科病院及び精神科診療所は、継続的に診療している自院の患者・家族や精神科救急情報センター等からの問い合わせ等については、地域での連携により夜間・休日も対応できる体制を有すること ・　身体疾患を合併した患者に対応する医療機関については、身体疾患と精神疾患の両方について適切に診断できる（一般の医療機関と精神科医療機関とが連携できる）こと ・　身体疾患を合併する患者に対応する医療機関であって、精神病床で治療する場合は、身体疾患に対応できる医師又は医療機関の診療協力を有すること ・　身体疾患を合併する患者に対応する医療機関であって、一般病床で治療する場合は、精神科リエゾンチーム※又は精神科医療機関の診療協力を有すること ・　地域の医療機関や、介護・福祉サービス、行政機関等と連携できること ・　専門医療を提供する医療機関は、各専門領域において、適切な診断・検査・治療を行なえる体制を有し、専門領域ごとに必要な、保健・福祉等の行政機関等と連携すること ・　専門医療を提供する医療機関は、他の都道府県の専門医療機関とネットワークを有すること ・　医療観察法指定医療機関は、個別の治療計画を作成し、それに基づき必要な医療の

	提供を行うとともに、保護観察所を含む行政機関等と連携すること ※精神科リエゾンチーム：精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等からなるチーム。一般病棟に入院する精神疾患を有する患者等に対して、精神症状の評価を行い、精神療法や薬物治療等の診療計画の作成、退院後の調整等を行う。 ③　関係機関の例 ・　精神医療相談窓口、精神科救急情報センター ・　精神科救急医療体制整備事業の精神科救急医療施設 ・　精神科病院、精神科を標榜する一般病院、精神科診療所 ・　救命救急センター、一般の医療機関 ・　人工透析等の可能な専門医療機関 ・　歯科を標榜する病院・歯科診療所 ・　専門医療を提供する医療機関 ・　医療観察法指定通院医療機関 なお、上記のうち、精神科救急医療体制の整備に関しては、「精神科救急医療体制の整備に関する指針について」（平成24年3月30日障精発0330第2号社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）を参照すること。 (4)　うつ病の診断及び患者の状態に応じた医療を提供できる機能【うつ病】 ①　目標 ・　発症してから、精神科医に受診するまでの期間をできるだけ短縮すること ・　うつ病の正確な診断ができ、うつ病の状態に応じた医療を提供できること ・　関係機関が連携して、社会復帰（就職、復職等）に向けた支援を提供できること ②　医療機関に求められる事項 （一般の医療機関） ・　うつ病の可能性について判断できること ・　症状が軽快しない場合等※に適切に紹介できる専門医療機関と連携していること ・　内科等の身体疾患を担当する医師等（救命救急医、産業医を含む）と精神科医との連携会議等（GP連携事業等）へ参画すること ・　うつ病等に対する対応力向上のための研修等に参加していること ※　SSRIなどの抗うつ薬で4週間経過しても改善が見られない場合、他の精神疾患との鑑別が必要と思われる場合、双極性障害が疑われる場合、自殺念慮が強い場合など（「自殺予防マニュアル第2版～地域医療を担う医師へのうつ状態・うつ病の早期発見と対応の指針」平成20年日本医師会編集）

	（うつ病の診療を担当する精神科医療機関） ・　うつ病と双極性障害等のうつ状態を伴う他の疾患について鑑別診断できること ・　うつ病の、他の精神障害や身体疾患の合併などを多面的に評価できること ・　患者の状態に応じて、薬物療法及び精神療法等の非薬物療法を含む適切な精神科医療を提供でき、必要に応じて、他の医療機関と連携できること ・　患者の状態に応じて、生活習慣などの環境調整等に関する助言ができること ・　かかりつけの医師をはじめとする地域の医療機関と連携していること（例えば、地域のかかりつけの医師等に対するうつ病の診断・治療に関する研修会や事例検討会等への協力） ・　産業医等を通じた事業者との連携や、地域産業保健センター、メンタルヘルス対策支援センター、産業保健推進センター、ハローワーク、地域障害者職業センター等との連携、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等との連携により、患者の就職や復職等に必要な支援を提供すること ③　医療機関等の例 ・　精神科病院、精神科を標榜する一般病院、精神科診療所 ・　一般の医療機関 ・　薬局 (5)　認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能【認知症】 認知症の方が、早期の診断や、周辺症状への対応を含む治療等を受けられ、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるような医療提供体制の構築を目標とする。具体的な内容については、今後、関係部局から発出される通知に基づいて作成すること。
第３　構築の具体的な手順 １　現状の把握 都道府県は、精神疾患の医療体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。 さらに、(3)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1)　患者動向に関する情報 ・　こころの状態（国民生活基礎調査）	**第３　構築の具体的な手順** １　現状の把握 都道府県は、精神疾患の医療体制を構築するに当たって、(1)(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。 さらに、(3)に示す、医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1)　患者動向に関する情報 ・　こころの状態（国民生活基礎調査）

・ 精神疾患を有する総患者数の推移（入院外来別内訳、年齢階級別内訳、疾病別内訳）（患者調査、精神保健福祉資料） ・ 精神病床における入院患者数の推移（年齢階級別内訳、疾患別内訳、在院期間別内訳、入院形態別内訳）（患者調査、精神保健福祉資料） ・ 精神病床における急性期入院患者（３ヶ月未満）の年齢階級別入院受療率の推移（患者調査） ・ 精神病床における回復期入院患者（３ヶ月以上１年未満）の年齢階級別入院受療率の推移（患者調査） ・ 精神病床における慢性期入院患者（１年以上）の年齢階級別入院受療率の推移（疾患別内訳）（患者調査） ・ 精神病床における早期退院率（精神保健福祉資料） ・ ３ヶ月以内再入院率（精神保健福祉資料） ・ 自殺死亡率（人口動態統計、都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計）） (2) 医療資源・連携等に関する情報 ・ 従事者数、医療機関数（病院報告、医療施設調査、精神保健福祉資料） ・ 往診・訪問診療を提供する精神科病院・診療所数（医療施設調査） ・ 精神科訪問看護を提供する病院・診療所数（医療施設調査、精神保健福祉資料） ・ 精神科救急医療施設数（事業報告） ・ 精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターの開設状況（事業報告） ・ 医療観察法指定通院医療機関数 (3) 指標による現状把握 別表５に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。 ２ 圏域の設定	・ 総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、疾病小分類別、入院形態別）（患者調査、精神保健福祉資料） ・ 年齢調整受療率（精神疾患）（患者調査） ・ 退院患者平均在院日数（患者調査） ・ 副傷病に精神疾患を有する患者の割合（患者調査） ・ 精神科デイ・ケア等の利用者数（精神保健福祉資料） ・ 精神科訪問看護の利用者数（精神保健福祉資料） ・ １年未満及び１年以上入院者の平均退院率（精神保健福祉資料） ・ 在院期間５年以上かつ65歳以上の退院患者数（精神保健福祉資料） ・ ３ヶ月以内再入院率（精神保健福祉資料） ・ 自殺死亡率（人口動態統計、都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計）） (2) 医療資源・連携等に関する情報 ・ 従事者数、医療機関数（病院報告、医療施設調査、事業報告） ・ 往診・訪問診療を提供する精神科病院・診療所数（医療施設調査） ・ 精神科訪問看護を提供する病院・診療所数（医療施設調査） ・ 訪問看護ステーション数、薬局数（「在宅医療」を参照） ・ 精神科救急医療施設数（事業報告） ・ 精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターの開設状況（事業報告） ・ 医療観察法指定通院医療機関数 ・ 地域連携クリティカルパス導入率 ・ GP（内科等身体疾患を担当する科と精神科）連携会議の開催地域数及び、紹介システム構築地区数 ・ 向精神薬（抗精神病薬、抗うつ薬、睡眠薬、抗不安薬）の薬剤種類数 ・ 抗精神病薬の単剤率 (3) 指標による現状把握 別表５に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。 ２ 圏域の設定

(1)　都道府県は、精神疾患の医療体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、多様な精神疾患等ごとに求められる医療機能を明確にして、精神疾患患者の病期及び状態に応じて、求められる医療機能を明確にして、圏域（精神医療圏）を設定する。	(1)　都道府県は、精神疾患の医療体制を構築するに当たって、「第２　医療機関とその連携」を基に、前記「1　現状の把握」で収集した情報を分析し、精神疾患患者の病期及び状態に応じて、求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。
(2)　医療機能を明確化するに当たって、ひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。	(2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。
(3)　圏域（精神医療圏）を設定するに当たっては、患者本位の医療を実現していけるよう、二次医療圏を基本としつつ、それぞれの医療機能及び地域の医療資源等の実情を勘案して弾力的に設定する。	(3)　圏域を設定するに当たっては、二次医療圏を基本としつつ、障害保健福祉圏域、老人福祉圏域等との連携も考慮し、それぞれの医療機能及び地域の医療資源等の実情を勘案して弾力的に設定する。
(4)　検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現に精神疾患の診療に従事する者、消防防災主管部局、福祉関係団体、住民・患者及びその家族、市町村等の各代表が参画する。	(4)　検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に精神疾患の診療に従事する者、消防防災主管部局、福祉関係団体、住民・患者及びその家族、市町村等の各代表が参画する。
３　連携の検討	３　連携の検討
(1)　都道府県は、精神疾患の医療体制を構築するに当たって、多様な精神疾患等ごとに、患者本位の医療を提供できるよう、精神科医療機関、その他の医療機関、保健・福祉等に関する機関、福祉・介護サービス施設及び事業所、ハローワーク、地域障害者職業センター等の地域の関係機関の連携が醸成されるよう配慮する。 　また、精神科医療機関、その他の医療機関、消防機関、地域医師会、保健・福祉等に関する機関等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する医療機関・保健・福祉等に関する機関・医師等専門職種の情報の共有に努める。 　さらに、都道府県は、多様な精神疾患等ごとに対応できる医療機関を明確にするとともに、専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図るように努める。この際、多様な精神疾患等ごとに都道府県連携拠点機能を有する医療機関が１箇所以上あることが望ましい。	(1)　都道府県は、精神疾患の医療体制を構築するに当たって、患者の状態に応じた総合的な支援が提供できるよう、精神科を含む医療機関、保健・福祉等に関する機関、福祉・介護サービス施設及び事業所、ハローワーク、地域障害者職業センター等の地域の関係機関の連携が醸成されるよう配慮する。 　また、精神科を含む医療機関、消防機関、地域医師会、保健・福祉等に関する機関等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する医療機関・保健・福祉等に関する機関・医師等専門職種の情報の共有に努める。 　さらに、都道府県は、精神疾患患者への対応に関する知識の向上に資する研修会の実施等により、かかりつけの医師や精神科訪問看護に従事する職員等の人材育成に努め、また医療連携の円滑な実施のため、精神疾患患者の退院支援や福祉・介護サービス事業者との連携、他の診療科との連携等が推進されるよう関係機関との連絡調整に努める。
(2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 　また、精神保健福祉センターにおいては、「精神保健福祉センター運営要領について」（平成８年１月 19 日付け健医発第 57 号厚生労働省保健医療局長通知）を参考に、精神保	(2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日健総発第 0720001 号健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 　また、精神保健福祉センターにおいては、「精神保健福祉センター運営要領について」（平成８年１月 19 日健医発第 57 号保健医療局長通知）を参考に、精神保健福祉関係諸機

健福祉関係諸機関と医療機関等との医療連携の円滑な実施のため、精神保健に関する専門的立場から、保健所及び市町村への技術指導や技術援助、関係諸機関と医療機関等との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 (3)　医療計画には、原則として、多様な精神疾患等ごとに各医療機能を担う関係機関（病院、診療所、訪問看護ステーション等）の名称を記載する。ひとつの関係機関が複数疾患の医療機能を担うこともある。できる限り住民目線の分かりやすい形式でとりまとめ、周知に努めること。	関と医療機関等との医療連携の円滑な実施のため、精神保健に関する専門的立場から、保健所及び市町村への技術指導や技術援助、関係諸機関と医療機関等との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 (3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。 なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。
4　課題の抽出 都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、精神疾患に係る地域の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、多様な精神疾患等ごとの医療機能も踏まえ、可能な限り精神医療圏ごとに課題を抽出する。	4　課題の抽出 都道府県は、「第２　医療機関とその連携」を踏まえ、「1　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の精神疾患の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。
5　数値目標 都道府県は、精神疾患に係る良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標時期について別添を踏まえて設定し、医療計画に記載する。 数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を反映するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に精神医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。	5　数値目標 都道府県は、良質かつ適切な精神疾患の医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。
6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策・事業を実施することが重要である。都道府県は、「４　課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策・事業について、医療計画に記載する。	6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策・事業を実施することが重要である。都道府県は、「4　課題の抽出」に対応するよう「5　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策・事業について、医療計画に記載する。
7　評価	7　評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策・事業の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも３年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。	計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策・事業の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも５年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。 さらに、医療の質について客観的な評価を行うために、症例登録等を行うことが今後必要である。
８　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。	８　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

改　正　後	現　　行
救急医療の体制構築に係る指針	**救急医療の体制構築に係る指針**
我が国の救急医療の需要は増加傾向にある。救急搬送人数を例に取ると平成27年には過去最多の約548万人となっており[1]、この傾向は今後も続くことが予想される[2]。救急医療資源に限りがある中で、この需要に対応しつつ、より質の高い救急医療を提供するためには、地域の救急医療機関が連携し、地域が一体として小児救急、周産期救急、精神科救急を含め、すべての救急患者に対応できる救急医療体制を構築することが重要である。 本指針では、「第１　救急医療の現状」で救急医療の需要及び供給体制について概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。 都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また必要となる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。	我が国の救急医療の需要は増加傾向にある。救急搬送人数を例に取ると平成22年には過去最多の約498万人となっており、この傾向は今後も続くことが予想される。救急医療資源に限りがある中で、この需要に対応しつつ、より質の高い救急医療を提供するためには、地域の救急医療機関が連携し、地域が一体として小児救急、周産期救急、精神科救急を含め、すべての救急患者に対応できる救急医療体制を構築することが重要である。 本指針では、「第１　救急医療の現状」で救急医療の需要及び供給体制について概観し、次に「第２　医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。 都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また必要となる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。
第１　救急医療の現状 １　救急医療をとりまく状況 わが国における救急医療の受療動向は、およそ以下のとおりになっている。 (1)　救急患者数 一日の救急患者※は、全国で約5.9万人であり、うち約1.2万人が入院していると推測される[3]。 ※　救急患者 救急車等によって救急搬送される患者や、休日・夜間等の通常の診療時間外に医療機関を受診する患者等を指す。 (2)　救急搬送数 救急搬送人員は、平成17年に約496万人であったが、平成27年には約548万人(52万人、10.5%増)を数えるなど、増加傾向にある[1]。その背景として、高齢化の進展、国民の意識の変化等が挙げられている。 (3)　高齢患者の増加	**第１　救急医療の現状** １　救急医療をとりまく状況 わが国における救急医療の受療動向は、およそ以下のとおりになっている。 (1)　救急患者数 一日の救急患者※は、全国で約2.8万人であり、うちおよそ8200人が入院していると推測される。 ※　救急患者 救急車等によって救急搬送される患者や、休日・夜間等の通常の診療時間外に医療機関を受診する患者等 (2)　救急搬送数 救急搬送人員は、平成12年に約400万人であったが、平成22年には約498万人(98万人、24.5%増)を数えるなど、増加傾向にある。その背景として、高齢化の進展、国民の意識の変化等が挙げられている。 (3)　高齢患者の増加

[1] 消防庁「平成28年版　救急・救助の現況」(平成28年12月)
[2] 消防庁「平成27年度　救急業務のあり方に関する検討会報告書」(平成28年)
[3] 厚生労働省「患者調査」表番号20及び21(平成26年)

救急搬送された高齢者（満65歳以上）についてみると、平成17年には約220万人であったが、平成27年には、約310万人を数え、この10年間で約90万人増となっている。今後も、高齢化の進展とともに救急搬送件数は増大し、救急搬送に占める高齢者の割合も増加するものと見込まれる。

(4) 疾病構造の変化

昭和41年には、救急搬送全体のおよそ半数を交通事故等による外傷患者が占め、急病は39.9%（15.3万人）を占めるに過ぎなかった。ところが、平成17年には急病が59.4%（294万人）、平成27年には、63.7%（349万人）を占めるに至り[1]、この10年間で急病の救急搬送人員は55万人増加している。今後も急病の対応が増加するものと見込まれる。

(5) 重症患者の動向

平成27年における急病の救急搬送人員のうち、「重症」と「死亡」に分類された数をみると、「脳疾患」（6.9万人）、「心疾患等」（8.1万人）となっている。また、急病のうち死亡が最も多いのは、「心疾患等」（38.0%）である[1]。

したがって、重症患者の救命救急医療体制を構築するに当たって、重症外傷等の外因性疾患への対応に加えて、脳卒中、急性心筋梗塞等の生活習慣病に起因する急病への対応が重要である。

(6) 軽症患者の動向

救急搬送される傷病者で急病に分類されるもののうち、診療の結果として帰宅可能な「軽症」が50%程度を占める。この中の一部には不要不急にもかかわらず安易に救急車を利用している例も散見される[2]。救急車の不要不急な利用は、救急搬送を実施する消防機関に負担をかけるのみならず、救急医療機関にも過分な負担をかけることになり、ひいては真に救急対応が必要な者への救急医療に支障を来す結果となる。このことについて、住民に理解を促すことが重要である。

このような状況に対して、総務省消防庁においては、「救急受診ガイド」等の活用により国民の理解を求める等、救急車等のより適切な利用を促すための啓発活動が行われている他、緊急性の高い傷病者に確実に救急医療資源を提供するため、傷病の緊急度に応じた適切な救急対応について相談に応じる電話相談事業が進められている。

(7) 精神科救急医療の動向

各都道府県において、地域の実情に応じた精神科救急医療体制が整備されている。精神病床を有する総合病院における入院患者を対象とした厚生労働科学研究では、身体疾患と精神疾患ともに入院による治療を必要とする患者の発生する割合は人口万対年間2.5件と推計されている[4]。救命救急センターの入院患者を対象とした厚生労働科学研究では、12%

救急搬送された高齢者についてみると、平成12年には約149万人であったが、平成22年には、約254万人を数え、この10年間で約105万人増となっている。今後も、高齢化の進展とともに救急搬送件数は増大し、救急搬送に占める高齢者の割合も増加するものと見込まれる。

(4) 疾病構造の変化

昭和41年には、救急搬送全体のおよそ半数を交通事故等による外傷患者が占め、急病は39.9%（15.3万人）を占めるに過ぎなかった。ところが、平成12年には急病が54.8%（308万人）、平成22年には、61.8%（308万人）を占めるに至り[1]、この10年間で急病による救急搬送人員が89万人増加している。今後も急病の対応が増加するものと見込まれる。

(5) 重症患者の動向

平成22年における全救急搬送人員のうち、「重症」（「死亡」も含む。）と分類されたものをみると、「脳疾患」（7.9万人）、「心疾患系」（7.6万人）となっている。また、「急病」のうち死亡が最も多いのは、「心疾患等」である[1]。

したがって、重症患者の救命救急医療体制を構築するに当たって、重症外傷等の外因性疾患への対応に加えて、脳卒中、急性心筋梗塞等の生活習慣病に起因する急病への対応が重要である。

(6) 軽症患者の動向

救急車で搬送される患者のうち、診療の結果として帰宅可能な軽症者が50%程度を占める。この中の一部には不要不急にも係わらず安易に救急車を利用している例も散見される。救急車の不要不急な利用は、救急搬送を実施する消防機関に負担をかけるのみならず、救急医療機関にも過分な負担をかけることになり、ひいては真に救急対応が必要な者への救急医療に支障を来す結果となることを住民に理解を促すことが重要である。

このような状況に対して、「救急車利用マニュアル」等の活用により国民の理解を求める等、救急車等のより適切な利用を促すための啓発活動が各地域で行われている他、国においては、緊急性の高い傷病者に確実に救急医療資源を提供するため、傷病の緊急度に応じた適切な救急対応を選択できる仕組みの検討を行っている。

(7) 精神科救急医療の動向

各都道府県において、地域の実情に応じた精神科救急医療体制が整備されている。精神病床を有する総合病院の調査から、身体疾患と精神疾患共に入院水準の患者の発生する割合は人口万対年間2.5件と推計されており、また、救命救急センターの入院患者のうち12%に精神医療の必要性があり、そのうち18.5%（全体の2.2%）が身体疾患と精神疾患

[4] 厚生労働科学研究「精神科医療、とくに身体疾患や認知症疾患合併症例の対応に関する研究」（主任研究者　黒澤尚）（平成19年）

の入院患者は何らかの精神科医療を必要とし、2.2%の入院患者は身体疾患と精神疾患ともに入院による治療を必要とするとの報告[5]がある。 また、消防庁の調査では、平成27年中の疾病分類別収容平均所要時間（入電から医師引継ぎまでの時間）において、全体の平均が39.4分であったのに対して、事故種別が「急病」で、さらに精神疾患を主な理由として搬送された傷病者の平均は約43.1分と長かった[1]。このように精神疾患を主な理由として搬送された傷病者の搬送に時間を要している現状があり、適切なトリアージと精神科救急体制との連携が必要とされている。	ともに入院医療を要するとの報告がある。
2　救急医療の提供体制 救急医療の提供体制は、およそ以下のとおりになっている。 (1)　病院前救護活動 ①　市民への救急蘇生法の普及と、自動体外式除細動器(AED)の設置 これまで様々な主体によって、救急蘇生法の講習が行われてきた。例えば、消防機関が主体となって実施する普通救命講習だけでも、平成27年中、136万人が受講している[1]。 この結果、平成27年中に救急隊員によって搬送された心肺機能停止傷病者のおよそ48.1%に対して家族等による人工呼吸や胸骨圧迫等の救急蘇生法が実施されており、その割合は毎年上昇している[1]。 平成16年より一般住民の使用が可能となったAEDについては市中（病院外）での設置が急速に広がり、全国で60万台（累積）が設置されるに至り[6]、地域住民の病院前救護活動への参加が今後さらに期待される。 ②　消防機関による救急搬送と救急救命士及びメディカルコントロール体制 救急隊は、原則として、一定の応急処置に関する教育を受けた３名以上の救急隊員により構成されている。１隊につき１名以上の救急救命士が配置されることを目標に救急隊の質の向上が図られており、平成28年４月には98.4%の救急隊で救急救命士が同乗している[1]。 救急救命士については、メディカルコントロール体制の整備を条件として、救急救命処置の範囲が拡大され、平成26年４月からは心肺機能停止前の傷病者に対する輸液等が可能となった。 傷病者への対応については、救急救命士を含む救急隊員（以下「救急救命士等」という。）の標準的な活動内容を定めたプロトコール（活動基準）が策定され、全国に普及	2　救急医療の提供体制 救急医療の提供体制は、およそ以下のとおりになっている。 (1)　病院前救護活動 ①　市民への救急蘇生法の普及と、自動体外式除細動器(AED)の設置 これまで様々な主体によって、救急蘇生法の講習が行われてきた。例えば、消防機関が主体となって実施するものだけでも、近年、百万人を越える国民が救急蘇生法を受講している。 この結果、平成22年中に救急隊員によって搬送された心肺機能停止患者のおよそ42.7%に対して家族等による人工呼吸や胸骨圧迫等の救急蘇生法が実施されており、その割合は毎年上昇している。 平成16年より一般住民の使用が可能となったAEDについては病院外設置が急速に広がり、全国で33万台近くが設置されるに至り、地域住民の病院前救護活動への参加が今後さらに期待される。 ②　消防機関による救急搬送と救急救命士等 救急隊は、一定の応急処置に関する教育を受けた３名以上の救急隊員により構成されている。平成３年からは、救急救命士制度の発足により、１隊につき１名以上の救急救命士が配置されることを目標に救急隊の質の向上が図られており、平成23年４月には94.3%の救急隊に救急救命士が同乗している。 救急救命士については、メディカルコントロール体制の整備を条件として、徐々に業務範囲が拡大され、平成18年４月からは心肺機能停止患者に対する薬剤投与が可能となった。 心肺機能停止患者への対応については、救急救命士を含む救急隊員(以下「救急救命士等」という。)の標準的な活動内容を定めたプロトコール(活動基準)が策定され、全

[5] 厚生労働科学研究「精神科病棟における患者像と医療内容に関する研究」（主任研究者　保坂隆）（平成18年）
[6] 厚生労働科学研究「心臓突然死の生命予後・機能予後を改善させるための一般市民によるAEDの有効活用に関する研究（主任研究者　坂本哲也）（平成27年度）

している。これによって、救急救命士等が傷病者に対してより適切に観察、判断、処置を行えるようになり、救急救命士等の資質が向上し、業務が標準化された。	国に普及している。これによって、救急救命士等が心肺機能停止患者に対してより適切に観察、判断、処置を行えるようになり、救急救命士等の質が向上し、業務が標準化された。
これらプロトコールの作成、薬剤投与等を行う救急救命士への指示・助言及び救急救命士の行った活動の事後検証等を行うメディカルコントロール体制※については、各都道府県にメディカルコントロール協議会を設置するなど、全国的に整備されてきた。しかし地域によっては、プロトコールの策定状況の見直しを定期的に行っていないところもあるなど、その活動実態には地域差があることが指摘されている[7]。	これらプロトコールの作成、薬剤投与等を行う救急救命士への指示・助言及び救急救命士の行った活動の事後検証等を行うメディカルコントロール※体制については、各都道府県にメディカルコントロール協議会を設置するなど、全国的に整備されたところである。しかし地域によっては、プロトコールの策定状況の見直しを定期的に行っていないところもあるなど、その活動実態には地域差があることが指摘されている。
※　メディカルコントロール体制 病院前救護におけるメディカルコントロール体制とは、①事前プロトコールの策定、②救急救命士に対する医師の指示体制及び救急活動に対する指導・助言体制、③救急救命士の再教育及び④救急活動の医学的観点からの事後検証体制のことであり、これらの充実を図ることにより、病院前救護に関わる者の資質向上と地域における救命効果の更なる向上を目的とする。これらに加えて、メディカルコントロール協議会の役割として、⑤地域の救急搬送体制及び救急医療体制に係る検証、⑥傷病者の受入れに係る連絡体制の調整等救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整を行うこととしている。適正な搬送先の選定や円滑な救急搬送受入体制の構築に向け、メディカルコントロール協議会等をさらに活用する必要がある。 平成13年以降、メディカルコントロール体制の整備が進められ、全都道府県と243地域にメディカルコントロール協議会が設置されている（平成28年10月現在）。	※　メディカルコントロール 病院前救護における「メディカルコントロール」とは、救急現場から救急医療機関に搬送されるまでの間、救急救命士の活動等について医師が指示、指導・助言及び検証することにより、病院前救護の質を保障することを意味するものである。 平成13年より、メディカルコントロール体制の整備のため、各都道府県と地域にメディカルコントロール協議会の設置が開始された。
③　搬送手段の多様化とその選択 従来の救急車に加え、ドクターカーや、救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）※、消防防災ヘリコプター等の活用が広まりつつある。 ヘリコプターによる救急搬送については、ドクターヘリが40道府県49機（平成29年2月現在）で運用され年間24千件（平成27年度）の出動件数を数え、消防防災ヘリコプターについても全国で76機（平成27年10月現在）が運用され、救急搬送のために年間3.5千件近く出動している[1]。 今後も、緊急度が高く、患者の治療を行う医療機関への搬送が長距離におよぶ患者に対しては、ヘリコプター等の利用が期待される。	③　搬送手段の多様化とその選択 従来の救急車に加えドクターカー、救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)※、消防防災ヘリコプター等の活用が広まりつつある。 ヘリコプターによる救急搬送については、ドクターヘリが27府県32機（平成24年2月現在）で運用され年間9千6百件余り（平成22年度）の出動件数を数え、消防防災ヘリコプターについても全国で70機（平成23年10月現在）が運用され、救急搬送のために年間4千件近く出動している[1]。 今後も、緊急度が高く、患者の治療を行う医療機関への搬送が長距離におよぶ患者に対しては、ヘリコプター等の利用が期待される。
※　救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）について 救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）を用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性をかんがみ、ドクターヘリを用いた救急医療の	※　救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)について 救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性をかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の

[7] 消防庁「メディカルコントロール体制に関する実態調査結果（解説版）」（平成28年12月28日）

全国的な確保を図ることを目的に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）が、平成19年6月27日に施行された。 都道府県が医療計画を策定するに当たって、ドクターヘリを用いた救急医療の確保について定めるとき又は変更するときには、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院に関する事項」について記載すること、「都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項」及び「関係者の連携に関する事項」について記載することに努めることが求められる。	全国的な確保を図ることを目的に、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」（平成19年法律第103号）が、平成19年6月27日に施行された。 都道府県が医療計画を策定するに当たって、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるとき又は変更するときには、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院に関する事項」について記載すること、「都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項」及び「関係者の連携に関する事項」について記載することに努めることが求められる。
④　傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（実施基準）の策定と実施 平成18年から平成20年にかけて、搬送先の病院を探して複数の救急医療機関に電話等で問い合わせても受入医療機関が決まらない、いわゆる受入医療機関の選定困難事案が発生したことを契機として、平成21年5月に消防法（昭和23年法律第186号）が改正され、都道府県に、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）の策定及び実施基準に係る協議、調整等を行う協議会（以下「法定協議会」という。）の設置等が義務付けられている。現在、全ての都道府県において実施基準が策定済みとなっており、今後は、実施基準のより円滑な運用及び改善が必要なため、法定協議会（メディカルコントロール協議会等をこれに位置付けることも可能）において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況の調査及び検証を行い、必要があるときは基準の見直しを行うなどにより、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築することが期待される。 一方、受入医療機関の選定困難事案は依然存在していると指摘されている。 救急医療機関が搬送に応じられない原因として「手術中・患者対応中」、「処置困難」、「ベッド満床」、「専門外」、「医師不在」等が挙げられている[8]。 この問題を改善するためには、受入困難の原因を詳細に把握分析し、それぞれの地域の実状に応じて消防機関と救急医療機関（小児救急、周産期救急、精神科救急を含む。）とが一体となり対応する必要がある。 なお、救急医療機関から情報を収集し、医療機関や消防機関等へ必要な情報提供を行い、救急医療に関わる関係者の円滑な連携を構築することを目的に、救急医療情報センターを整備し、診療科別医師の在否や、手術・処置の可否、病室の空床状況等の情報を	④　傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（実施基準）の策定と実施 平成18年から平成20年にかけて、搬送先の病院を探して複数の救急医療機関に電話等で問い合わせても受入医療機関が決まらない、いわゆる受入医療機関の選定困難事案が発生したことを契機として、平成21年5月に消防法（昭和23年法律第186号）が改正され、都道府県に、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）の策定及び実施基準に係る協議、調整等を行う協議会（以下「法定協議会」という。）の設置等が義務付けられた。平成24年1月現在、全ての都道府県において実施基準が策定済みとなっており、今後は、実施基準のより円滑な運用及び改善が図られることになる。すなわち、法定協議会において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入の実施状況の調査及び検証を行い、必要があるときは基準の見直しを行うなどにより、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築することが期待される。 一方、受入医療機関の選定困難事案は依然存在していると指摘されている。 救急医療機関が搬送に応じられない原因として「手術中・患者対応中」、「処置困難」、「ベッドの満床」、「専門外」、「医師不在」等が挙げられている。 この問題を改善するためには、受入困難の原因を詳細に把握分析し、地域と消防機関、救急医療機関とが一体となり、それぞれの地域の実状に応じて対応する必要がある。 なお、救急医療機関から情報を収集し、医療機関や消防機関等へ必要な情報提供を行い、救急医療に関わる関係者の円滑な連携を構築することを目的に、救急医療情報センターを整備し、診療科別医師の在否や、手術・処置の可否、病室の空床状況等の情報を

[8] 消防庁「平成27年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査の結果」（平成26年12月）

共有している。実施基準の運用により受入医療機関の選定困難事案を解消していくためには、これらの取組について、地域に即してより実効的、有効的に改善していく必要がある。	共有している。実施基準の運用により受入医療機関の選定困難事案を解消していくためには、これらの取組について、地域に即してより実効的、有効的に改善していく必要がある。
(2) 救命救急医療機関（第三次救急医療機関）	(2) 救命救急医療機関(第三次救急医療機関)
① 救命救急センター	① 救命救急センター
救命救急医療を担う救命救急センターは、当初100万人に1か所を目途に整備してきた。	救命救急医療を担う救命救急センターは、当初100万人に1か所を目途に整備してきたところである。
現在、全国に284か所（平成29年1月現在）の施設が指定されている。	現在、全国に246か所（平成24年3月現在）の施設が指定されている。
② 脳卒中や急性心筋梗塞等に対する救急医療	② 脳卒中や急性心筋梗塞等に対する救急医療
救命救急センターを有する病院においては、脳卒中や急性心筋梗塞等の専門的な医療のみならず、重症外傷やその他の複数診療科にまたがる重篤な患者への医療が提供されてきた。ただし、脳卒中や急性心筋梗塞の医療は、救命救急センターを有する病院以外の病院等においても行われている。	救命救急センターを有する病院においては、脳卒中や急性心筋梗塞等の専門的な医療のみならず、重症外傷やその他の複数診療科にまたがる重篤な患者への医療が提供されてきた。ただし、脳卒中や急性心筋梗塞の医療は、救命救急センターを有する病院以外の病院等においても行われてきたところである。
今後も、これらの医療機関を含めて、それぞれの疾患の特性に応じた救急医療体制を構築する必要がある。（脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患については、それぞれの医療体制構築に係る指針を参照）	今後も、これらの医療機関を含めて、それぞれの疾患の特性に応じた救急医療体制を構築する必要がある。（脳卒中及び急性心筋梗塞については、それぞれの医療体制構築に係る指針を参照）
③ アクセス時間を考慮した体制の整備	③ アクセス時間を考慮した体制の整備
救急医療（特に、脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の救命救急医療）においては、アクセス時間（発症から医療機関で診療を受けるまでの時間）の長短が、患者の予後を左右する重要な因子の一つである。	救急医療(特に、脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の救命救急医療)においては、アクセス時間(発症から医療機関で診療を受けるまでの時間)の長短が、患者の予後を左右する重要な因子の一つである。
従って、特に救命救急医療の整備に当たっては、どこで患者が発生したとしても一定のアクセス時間内に、適切な医療機関に到着できる体制を整備する必要がある。	従って、特に救命救急医療の整備に当たっては、どこで患者が発生したとしても一定のアクセス時間内に、適切な医療機関に到着できる体制を整備する必要がある。
なお、アクセス時間は、単に医療機関までの搬送時間ではなく、発症から適切な医療機関で適切な治療が開始されるまでの時間として捉えるべきである。	なお、アクセス時間は、単に医療機関までの搬送時間ではなく、発症から適切な医療機関で適切な治療が開始されるまでの時間として捉えるべきである。
一定の人口規模を目安にしつつも、地理的な配置を考慮して、地理情報システム（GIS※）等の結果を参考に、地理的空白地帯を埋める形で、適切な治療が可能な救命救急医療機関の整備を進める必要がある。	一定の人口規模を目安にしつつも、地理的な配置を考慮して、地理情報システム(GIS※)等の結果を参考に、地理的空白地帯を埋める形で、適切な治療が可能な救命救急医療機関の整備を進める必要がある。
	※ GIS(Geographic Information System) 地図に相当する地理情報のデータベースと、表示、案内、検索等の機能を一体とするコンピュータシステムのこと。当該システムの活用により、救急医療機関までのアクセス時間等を計算することが可能となる。
なお、救命救急医療を必要とする患者の発生がそれほど見込めない場合や、十分な診療体制を維持できない場合は、例えば、ドクターヘリや消防防災ヘリコプターで患者搬	なお、救命救急医療を必要とする患者の発生がそれほど見込めない場合や、十分な診療体制を維持できない場合は、例えば、ヘリコプターで患者搬送を行うといった搬送手

送を行うといった搬送手段の工夫によりアクセス時間を短縮する等して、どの地域で発生した患者についても、一定のアクセス時間内に、必要な救命救急医療を受けられる体制を構築する必要がある。 今後新たに救命救急医療施設等の整備を進める際には、前記視点に加え、一施設当たりの患者数を一定以上に維持する等して質の高い救急医療を提供することが重要である。 ※ GIS (Geographic Information System) 地図に相当する地理情報のデータベースと、表示、案内、検索等の機能を一体とするコンピュータシステムのこと。当該システムの活用により、救急医療機関までのアクセス時間等を計算することが可能となる。	段の工夫によりアクセス時間を短縮する等して、どの地域で発生した患者についても、一定のアクセス時間内に、必要な救命救急医療を受けられる体制を構築する必要がある。 今後新たに救命救急医療施設等の整備を進める際には、前記視点に加え、一施設当たりの患者数を一定以上に維持する等して質の高い救急医療を提供することが重要である。
④ いわゆる「出口の問題」 前述の受入医療機関の選定困難事案の原因のひとつに、「ベッド満床」が挙げられている。 その背景として、救急医療機関(特に救命救急医療機関)に搬入された患者が救急医療用の病床を長期間使用することで、救急医療機関が新たな救急患者を受け入れることが困難になる、いわゆる救急医療機関の「出口の問題」が指摘されている。 具体的には、急性期を乗り越えたものの、重度の脳機能障害（遷延性意識障害等）の後遺症がある場合や、合併する精神疾患によって一般病棟では管理が困難である場合、さらには人工呼吸管理が必要である場合などに、自宅への退院や他の病院等への転院が困難とされている。 この問題を改善するには、急性期を脱した患者で、重度の後遺症等により在宅への復帰が容易でない患者を受け入れる医療機関や介護施設等と、救命救急医療機関との連携の強化が必要である。 また、同様の問題として、救命救急センターを有する病院において、院内の連携が十分でない等の理由により、急性期を乗り越えた救命救急センターの患者が、一般病棟へ円滑に転床できずに、救命救急センターにとどまり、結果として救命救急センターでありながら新たな重症患者を受け入れることができないといった点も指摘されている。これについても、救命救急医療の機能は病院全体で担う責任があるという観点から、院内における連携体制を強化していく必要がある。	④ いわゆる「出口の問題」 前述の受入医療機関の選定困難事案の原因のひとつに、「ベッドの満床」が挙げられている。 その背景として、救急医療機関(特に救命救急医療機関)に搬入された患者が救急医療用の病床を長期間使用することで、救急医療機関が新たな救急患者を受け入れることが困難になる、いわゆる救急医療機関の「出口の問題」が指摘されている。 具体的には、急性期を乗り越えたものの、重度の脳機能障害（遷延性意識障害等）の後遺症がある場合や、合併する精神疾患によって一般病棟では管理が困難である場合、さらには人工呼吸管理が必要である場合などに、自宅への退院や他の病院等への転院が困難とされている。 この問題を改善するには、急性期を脱した患者で、重度の後遺症等により在宅への復帰が容易でない患者を受け入れる医療機関や介護施設等と、救命救急医療機関との連携の強化が必要である。 また、同様の問題として、救命救急センターを有する病院において、院内の連携が十分でない等の理由により、急性期を乗り越えた救命救急センターの患者が、一般病棟へ円滑に転床できずに、救命救急センターにとどまり、結果として救命救急センターでありながら新たな重症患者を受け入れることができないといった点も指摘されている。これについても、救命救急医療の機能は病院全体で担う責任があるという観点から、院内における連携体制を強化していく必要がある。
(3) 入院を要する救急医療を担う医療機関（第二次救急医療機関） これまで、病院群輪番制病院や共同利用型病院等の整備が進められ、地域の入院機能を担う救急医療機関の確保が図られてきた。 多くの地域でこれらの体制が取られているが、その活動の実態は様々である。例えば病	(3) 入院を要する救急医療を担う医療機関(第二次救急医療機関) これまで、病院群輪番制病院や共同利用型病院等の整備が進められ、地域の入院機能を担う救急医療機関の確保が図られてきた。 多くの地域でこれらの体制が取られているが、その活動の実態は様々である。例えば病

院群輪番制において、輪番日であっても救急患者をほとんど受け入れない救急医療機関がある一方で、輪番日にかかわらず多くの救急患者を受け入れている救急医療機関があり、輪番制という実態を伴わない地域もある[9]。 今後は、活動の実態に即して、救急医療機関としての役割を評価していく必要がある。 また、輪番制病院制度は、地域の救急医療を担う人材や設備が限られている中で、医療資源を分散して整備する必要があることや、住民・消防機関にわかりにくいといった問題もあり、一年を通じて、診療科に係わらず広く救急医療を行う医療機関について検討する必要がある。 脳卒中や急性心筋梗塞等に対する専門的な医療については、救命救急センター以外の救急医療機関においても実施してきたことについて前述したが、これらの病院も含め、救急搬送される患者の大部分が、入院を要する救急医療を担う医療機関へ搬送されており[1]、当該医療機関の更なる充実が重要である。	院群輪番制において、輪番日であっても救急患者をほとんど受け入れない救急医療機関がある一方で、輪番日に係わらず多くの救急患者を受け入れている救急医療機関があり、輪番制という実態を伴わない地域もある。 今後は、活動の実態に即して、救急医療機関としての役割を評価していく必要がある。 また、輪番制病院制度は地域の救急医療を担う人材や設備が限られている中で、医療資源を分散して整備する必要があることや、住民・消防機関にわかりにくいといった問題もあり、一年を通じて、診療科に係わらず広く救急医療を行う医療機関について検討する必要がある。 脳卒中や急性心筋梗塞等に対する専門的な医療については、救命救急センター以外の救急医療機関においても実施してきたことについて前述したが、これらの病院も含め、救急搬送される患者の大部分が、入院を要する救急医療を担う医療機関へ搬送されており[1]、当該医療機関の更なる充実が重要である。
(4)　初期救急医療を担う医療機関（初期救急医療機関） 初期救急医療は、診療所及びそれを補完する休日夜間急患センターや在宅当番医制において、地域医師会等の協力により実施され、救急搬送を必要としない多くの救急患者の診療を担ってきた実績がある。 しかし、曜日、時間帯や初期救急を担う医療機関の診療科などにより、入院を要する救急医療を担う医療機関に、多くの軽症患者が直接受診することもあり、結果として、入院を要する救急医療を担う医療機関が本来担うべき救急医療に支障を来す可能性が指摘されている。今後も軽症患者の救急需要の増大が予想される中、地域の実情に応じた初期救急医療を構築する必要がある。	(4)　初期救急医療を担う医療機関(初期救急医療機関) 初期救急医療は、診療所及びそれを補完する休日夜間急患センターや在宅当番医制において、地域医師会等の協力により実施され、救急搬送を必要としない多くの救急患者の診療を担ってきた実績がある。 しかし、曜日、時間帯や初期救急を担う医療機関の診療科などにより、入院を要する救急医療を担う医療機関に、多くの軽症患者が直接受診することもあり、結果として、これらの医療機関が本来担うべき救急医療に支障を来す可能性が指摘されている。今後も軽症患者の救急需要の増大が予想される中、地域の実情に応じた初期救急医療を構築する必要がある。
(5)　精神科救急医療体制と一般救急医療機関等との連携 都道府県は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の11に基づき、緊急な医療を必要とする全ての精神障害者が、迅速かつ適正な医療を受けられるよう、精神科救急医療体制の確保に努める必要がある。都道府県又は政令指定都市は、精神科救急医療体制整備事業を活用して、精神科救急医療体制連絡調整委員会を設置し、精神科救急医療施設の確保や円滑な運営を図ってきている。また、精神科救急情報センターを整備し、救急医療情報センターや救急医療機関や消防機関等からの要請に対し、緊急な医療を必要とする精神障害者の搬送先医療機関の紹介に努めてきている。	(5)　精神科救急医療体制と一般救急医療機関等との連携 精神科救急医療は、平成7年より、精神科救急医療システム整備事業が創設され、精神科救急情報センターや地域の実情に応じて輪番制等による精神科救急医療施設の整備が進められてきており、さらに、平成17年からは、精神科救急医療センター事業が創設され、整備が進められてきた。 しかし、緊急な医療を必要とする精神疾患を持つ患者を24時間365日受け入れる体制が未だ十分でない地域もあることから、輪番制による緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための機能、重度の症状を呈する精神科急性期患者に対応するための中核的な機能、さらに、休日等を含め24時間体制で精神疾患を持つ患者等からの緊急的な相談に応じ、医療機関との連絡調整等を行う精神科救急情報センター機能については、より一層の強化を図っていく必要がある。

[9] 厚生労働省「救急医療対策事業調査」（平成27年）

平成28年度における精神科救急医療体制整備事業の実施要綱改正により、精神科救急医療圏域単位での精神科救急医療体制及び身体合併症患者の医療体制の確保に向けた検討を実施するとともに、関係機関（警察、消防、一般救急等）との研修を通じた相互理解の推進を求めている。	また併せて、身体疾患を合併する精神疾患患者の受け入れ体制を整備する必要がある。都道府県は、精神科救急医療体制整備事業等を活用し、身体合併症対応施設の整備や、精神科医療機関と一般医療機関の診療協力を推進するための連携会議の実施等により、受け入れ体制の整備・充実を図る必要がある。 なお、精神科救急医療体制の整備に関しては、「精神科救急医療体制の整備に関する指針について」（平成24年3月30日障精発0330第2号社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）が発出されており、参照されたい。
さらに、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に定める「自殺総合対策大綱」（平成19年6月8日閣議決定）に基づき、自殺未遂者の再度の自殺を防ぐために、救急医療施設における精神科医等の専門職からなるチームによる診療体制、精神保健指定医による診療協力体制等の充実を図る必要がある。	さらに、「自殺総合対策大綱」（平成19年6月8日閣議決定）に基づき、自殺未遂者の再度の自殺を防ぐために、救急医療施設における精神科医等の専門職からなるチームによる診療体制、精神保健指定医による診療協力体制等の充実を図る必要がある。
第2　医療体制の構築に必要な事項	**第2　医療機関とその連携**
1　目指すべき方向	1　目指すべき方向
前記「1　救急医療の現状」を踏まえ、個々の役割と医療機能、それを満たす各関係機関、さらにそれら関係機関相互の連携により、病院前救護活動から社会復帰までの医療が連携し継続して実施される体制を構築する。	前記「1　救急医療の現状」を踏まえ、個々の役割と医療機能、それを満たす各関係機関、さらにそれら関係機関相互の連携により、病院前救護活動から社会復帰までの医療が連携し継続して実施される体制を構築する。
(1)　適切な病院前救護活動が可能な体制	(1)　適切な病院前救護活動が可能な体制
①　本人・周囲の者による必要に応じた速やかな救急要請及び救急蘇生法の実施	①　本人・周囲の者による必要に応じた速やかな救急要請及び救急蘇生法の実施
②　メディカルコントロール体制の整備による救急救命士等による適切な活動（観察・判断・処置）の実施	②　メディカルコントロール体制の整備による救急救命士等による適切な活動(観察・判断・処置)の実施
③　実施基準に基づく適切な傷病者の搬送及び医療機関の受入れ	③　実施基準に基づく適切な傷病者の搬送及び医療機関の受入れ
④　地域住民の救急医療への理解	
(2)　重症度・緊急度に応じた医療が提供可能な体制	(2)　重症度・緊急度に応じた医療が提供可能な体制
①　患者の状態に応じた適切な救急医療の提供	①　患者の状態に応じた適切な救急医療の提供
②　救急医療に係る資源の効率的な配置とアクセス時間を考慮した整備	②　救急医療に係る資源の効率的な配置とアクセス時間を考慮した整備
③　必要に応じて、より高度・専門的な救急医療機関へ速やかに紹介できる連携体制	③　必要に応じて、より高度・専門的な救急医療機関へ速やかに紹介できる連携体制
④　脳卒中・急性心筋梗塞・重症外傷等の、それぞれの疾患に応じた医療体制	④　脳卒中・心筋梗塞・重症外傷等の、それぞれの疾患に応じた医療体制
⑤　急性期を乗り越えた救命救急センターの患者を、一般病棟へ円滑に転棟できる体制	
(3)　救急医療機関等から療養の場へ円滑な移行が可能な体制	(3)　救急医療機関等から療養の場へ円滑な移行が可能な体制
①　救命期を脱するも、重度の合併症、後遺症のある患者が、救急医療施設から適切な医療機関に転院できる体制	①　救命期を脱するも、重度の合併症、後遺症のある患者が、救急医療施設から適切な医療機関に転院できる体制
②　重度の合併症、後遺症のある患者が、介護施設・在宅で療養を行う際に、医療及び介	②　重度の合併症、後遺症のある患者が、介護施設・在宅で療養を行う際に、医療及び介

護サービスが相互に連携できる体制 ③　地域包括ケアシステムの構築に向け、救急医療機関の機能と役割を明確にし、地域で連携したきめ細やかな取組を行うことができる体制	護サービスが相互に連携できる体制
2　各医療機能と連携 前記「1　目指すべき方向」を踏まえ、救急の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(5)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。	2　各医療機能と連携 前記「1　目指すべき方向」を踏まえ、救急の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(3)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。
(1)　病院前救護活動の機能【救護】 ①　目標 ・　患者あるいは周囲の者が、必要に応じて、速やかに救急要請及び救急蘇生法を実施すること ・　メディカルコントロール体制の整備により、救急救命士等の活動が適切に実施されること ・　実施基準の運用により、傷病者の搬送及び医療機関への受入れが適切に行われること ・　地域住民の救急医療への理解を深める取組が行われること	(1)　病院前救護活動の機能【救護】 ①　目標 ・　患者あるいは周囲の者が、必要に応じて、速やかに救急要請及び救急蘇生法を実施すること ・　メディカルコントロール体制の整備により、救急救命士等の活動が適切に実施されること ・　実施基準の運用により、傷病者の搬送及び医療機関への受入れが適切に行われること
②　関係者に求められる事項 ア　住民等 ・　講習会等の受講により、傷病者に対する応急手当、AEDの使用を含めた救急蘇生法が実施可能であること ・　傷病者の救護のため、必要に応じて適切かつ速やかに救急要請を行うこと、あるいは適切な医療機関を受診すること ・　日頃からかかりつけ医を持ち、また、電話による相談システムを用いて、適切な医療機関の受診、適切な救急車の要請、他の交通手段の利用等を判断すること	②　関係者に求められる事項 ア　住民等 ・　講習会等の受講により、傷病者に対する応急手当、AEDの使用を含めた救急蘇生法が実施可能であること ・　傷病者の救護のため、必要に応じて適切かつ速やかに救急要請を行うこと、あるいは適切な医療機関を受診すること ・　電話による相談システムを用いて、適切な医療機関の受診、救急車の要請、他の交通手段の利用等を判断すること
イ　消防機関の救急救命士等 ・　住民等に対し、応急手当、AEDの使用を含めた救急蘇生法等に関する講習会を実施すること ・　脳卒中、急性心筋梗塞等、早期の救急要請が必要な疾患について関係機関と協力して住民教育の実施を図ること ・　搬送先の医療機関の選定に当たっては、実施基準等により、事前に各救命救急医療機関の専門性等を把握すること	イ　消防機関の救急救命士等 ・　住民等に対し、応急手当、AEDの使用を含めた救急蘇生法等に関する講習会を実施すること ・　脳卒中、急性心筋梗塞等、早期の救急要請が必要な疾患について関係機関と協力して住民教育の実施を図ること ・　搬送先の医療機関の選定に当たっては、実施基準等により、事前に各救命救急医療機関の専門性等を把握すること

・　地域メディカルコントロール協議会により定められたプロトコールに則し、心肺機能停止、外傷、急病等の患者に対して、適切な観察・判断・処置を実施すること ・　搬送手段を選定し、適切な急性期医療を担う医療機関を選定し、傷病者を速やかに搬送すること ・　緊急な医療を必要とする精神疾患を有する患者等の搬送に当たっては、精神科救急情報センターを活用し、精神科救急医療体制と十分な連携を図ること ウ　メディカルコントロール協議会 ・　救急救命士等の行う処置や、疾患に応じた活動プロトコールを策定し、事後検証等によって随時改訂すること ・　実施基準を踏まえ、搬送手段を選定し、適切な医療機関に搬送するためのプロトコールを策定し、事後検証等によって随時改訂すること ・　医師から救急救命士に対する直接指示・助言体制が確立されていること ・　救急救命士等への再教育を実施すること ・　ドクターカーやドクターヘリ等の活用の適否について、地域において定期的に検討すること ・　ドクターヘリや消防防災ヘリコプター等の活用に際しては、関係者の連携について協議する場を設け、効率的な運用を図ること ・　地域包括ケアシステムの構築に向け、第二次救急医療機関等の救急医療機関、かかりつけ医や介護施設等の関係機関が連携・協議する体制を、メディカルコントロール協議会等を活用して構築し、より地域で連携したきめ細やかな取組を進めること ・　必要に応じて年間複数回以上協議会を開催すること (2)　救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能【救命医療】 ①　目標 ・　24 時間 365 日、救急搬送の受入れに応じること ・　患者の状態に応じた適切な情報や救急医療を提供すること ②　医療機関に求められる事項 緊急性・専門性の高い脳卒中、急性心筋梗塞等や、重症外傷等の複数の診療科領域にわたる疾病等、幅広い疾患に対応して、高度な専門的医療を総合的に実施する。 その他の医療機関では対応できない重篤患者への医療を担当し、地域の救急患者を最終的に受け入れる役割を果たす。 また、救急救命士等へのメディカルコントロールや、救急医療従事者への教育を行う拠点となる。	・　地域メディカルコントロール協議会により定められたプロトコールに則し、心肺機能停止、外傷、急病等の患者に対して、適切な観察・判断・処置を実施すること ・　搬送手段を選定し、適切な急性期医療を担う医療機関を選定し、傷病者を速やかに搬送すること ・　緊急な医療を必要とする精神疾患を有する患者等の搬送に当たっては、精神科救急情報センターを活用し、精神科救急医療体制と十分な連携を図ること ウ　メディカルコントロール協議会等 ・　救急救命士等の行う処置や、疾患に応じた活動プロトコールを策定し、事後検証等によって随時改訂すること ・　実施基準を踏まえ、搬送手段を選定し、適切な医療機関に搬送するためのプロトコールを策定し、事後検証等によって随時改訂すること ・　医師から救急救命士に対する直接指示・助言体制が確立されていること ・　救急救命士等への再教育を実施すること ・　ドクターカーやドクターヘリ等の活用の適否について、地域において定期的に検討すること ・　ドクターヘリや消防防災ヘリコプター等の活用に際しては、関係者の連携について協議する場を設け、効率的な運用を図ること (2-1)　救命救急医療機関(第三次救急医療)の機能【救命医療】 ①　目標 ・　24 時間 365 日、救急搬送の受け入れに応じること ・　傷病者の状態に応じた適切な情報や救急医療を提供すること ②　医療機関に求められる事項 緊急性・専門性の高い脳卒中、急性心筋梗塞等や、重症外傷等の複数の診療科領域にわたる疾病等、幅広い疾患に対応して、高度な専門的医療を総合的に実施する。 その他の医療機関では対応できない重篤患者への医療を担当し、地域の救急患者を最終的に受け入れる役割を果たす。 また救急救命士等へのメディカルコントロールや、救急医療従事者への教育を行う拠点となる。

なお、医療計画において救命救急医療機関として位置付けられたものを救命救急センターとする。 ・ 脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の患者や、複数の診療科にわたる重篤な救急患者を、広域災害時を含めて24時間365日必ず受け入れることが可能であること ・ 集中治療室（ICU）、心臓病専用病室（CCU）、脳卒中専用病室（SCU）等を備え、常時、重篤な患者に対し高度な治療が可能なこと ・ 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること（救急科専門医等） ・ 必要に応じ、ドクターヘリ、ドクターカーを用いた救命救急医療を提供すること ・ 救命救急に係る病床の確保のため、一般病棟の病床を含め、医療機関全体としてベッド調整を行う等の院内の連携がとられていること ・ 急性期のリハビリテーションを実施すること ・ 急性期を経た後も、重度の脳機能障害（遷延性意識障害等）の後遺症がある患者、精神疾患を合併する患者、人工呼吸器による管理を必要とする患者等の、特別な管理が必要なため退院が困難な患者を転棟、転院できる体制にあること ・ 実施基準の円滑な運用・改善及び都道府県又は地域メディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たすこと ・ DMAT※派遣機能を持つ等により、災害に備えて積極的な役割を果たすこと ・ 救急医療情報センターを通じて、診療機能を住民・救急搬送機関等に周知していること ・ 医師、看護師等の医療従事者に対し、必要な研修を行う体制を有し、研修等を通じ、地域の救命救急医療の充実強化に協力していること ・ 都道府県又は地域メディカルコントロール協議会に医師を参加させるとともに、救急救命士の気管挿管・薬剤投与等の病院実習や、就業前研修、再教育などに協力していること ・ 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）によって定められる救急病院であること ※ DMAT（災害派遣医療チーム）については、災害時における医療体制の構築に係る指針を参照。	なお、医療計画において救命救急医療機関として位置付けられたものを救命救急センターとする。 ・ 脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の患者や、複数の診療科にわたる重篤な救急患者を、広域災害時を含めて24時間365日必ず受け入れることが可能であること ・ 集中治療室(ICU)、心臓病専用病室(CCU)、脳卒中専用病室(SCU)等を備え、常時、重篤な患者に対し高度な治療が可能なこと ・ 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること(救急科専門医等) ・ 必要に応じ、ドクターヘリ、ドクターカーを用いた救命救急医療を提供すること ・ 救命救急に係る病床の確保のため、一般病棟の病床を含め、医療機関全体としてベッド調整を行う等の院内の連携がとられていること ・ 急性期のリハビリテーションを実施すること ・ 急性期を経た後も、重度の脳機能障害（遷延性意識障害等）の後遺症がある患者、人工呼吸器による管理を必要とする患者等の、特別な管理が必要なため退院が困難な患者を転棟、転院できる体制にあること ・ 実施基準の円滑な運用・改善及び地域のメディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たすこと ・ DMAT※派遣機能を持つ等により、災害に備えて積極的な役割を果たすこと ・ 救急医療情報センターを通じて、診療機能を住民・救急搬送機関等に周知していること ・ 医師、看護師等の医療従事者に対し、必要な研修を行う体制を有し、研修等を通じ、地域の救命救急医療の充実強化に協力していること ・ 救急救命士の気管挿管・薬剤投与等の病院実習や、就業前研修、再教育などに協力していること ・ 「救急病院等を定める省令」によって定められる救急病院であること ※ DMAT(災害派遣医療チーム)については災害時における医療体制の構築指針を参照。
(3) 入院を要する救急医療を担う医療機関（第二次救急医療）の機能【入院救急医療】 ① 目標 ・ 24時間365日、救急搬送の受け入れに応じること ・ 患者の状態に応じた適切な救急医療を提供すること	(2-2) 入院を要する救急医療を担う医療機関(第二次救急医療)の機能【入院救急医療】 ① 目標 ・ 24時間365日、救急搬送の受け入れに応じること ・ 傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供すること

② 医療機関に求められる事項 地域で発生する救急患者への初期診療を行い、必要に応じて入院治療を行う。医療機関によっては、脳卒中、急性心筋梗塞等に対する医療等、自施設で対応可能な範囲において高度な専門的診療を担う。また、自施設では対応困難な救急患者については、必要な救命処置を行った後、速やかに、救命救急医療を担う医療機関等へ紹介する。救急救命士等への教育機能も一部担う。 ・ 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること ・ 救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること ・ 救急医療を要する傷病者のために優先的に使用される病床又は専用病床を有すること ・ 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること ・ 急性期にある患者に対して、必要に応じて早期のリハビリテーションを実施すること ・ 初期救急医療機関や精神科救急医療体制等と連携していること ・ 当該病院では対応できない重症救急患者への対応に備え、近隣のより適切な医療機関と連携していること ・ 救急医療情報センターを通じて、診療可能な日時や、診療機能を住民・救急搬送機関に周知していること ・ 医師、看護師、救急救命士等の医療従事者に対し、必要な研修を行うこと ・ 数年間、受入実績のない救急医療機関については、その位置付けについて見直しを検討すること ・ 救急病院等を定める省令によって定められる救急病院であること ③ 医療機関の例 ・ 病院群輪番制病院、共同利用型病院 ・ 一年を通じて診療科にとらわれず救急医療を担う病院又は有床診療所 ・ 地域医療支援病院（救命救急センターを有さない） ・ 脳卒中や急性心筋梗塞等に対する急性期の専門的医療を担う病院又は有床診療所	② 医療機関に求められる事項 地域で発生する救急患者への初期診療を行い、必要に応じて入院治療を行う。医療機関によっては、脳卒中、急性心筋梗塞等に対する医療等、自施設で対応可能な範囲において高度な専門的診療を担う。また、自施設では対応困難な救急患者については、必要な救命処置を行った後、速やかに、救命救急医療を担う医療機関等へ紹介する。救急救命士等への教育機能も一部担う。 ・ 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること ・ 救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること ・ 救急医療を要する傷病者のために優先的に使用される病床または専用病床を有すること ・ 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること ・ 急性期にある患者に対して、必要に応じて早期のリハビリテーションを実施すること ・ 初期救急医療機関と連携していること ・ 当該病院では対応できない重症救急患者への対応に備え、近隣のより適切な医療機関と連携していること ・ 救急医療情報センターを通じて、診療可能な日時や、診療機能を住民・救急搬送機関に周知していること ・ 医師、看護師、救急救命士等の医療従事者に対し、必要な研修を行うこと ・ 「救急病院等を定める省令」によって定められる救急病院であること ③ 医療機関の例 ・ 二次輪番病院、共同利用型病院 ・ 一年を通じて診療科にとらわれず救急医療を担う病院又は有床診療所 ・ 地域医療支援病院（救命救急センターを有さない） ・ 脳卒中や急性心筋梗塞等に対する急性期の専門的医療を担う病院又は有床診療所
(4) 初期救急医療を担う医療機関の機能【初期救急医療】 ① 目標 ・ 患者の状態に応じた適切な救急医療を提供すること ② 医療機関に求められる事項 主に、独歩で来院する軽度の救急患者への夜間及び休日における外来診療を行う。	(2-3) 初期救急医療を担う医療機関の機能【初期救急医療】 ① 目標 ・ 傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供すること ② 医療機関に求められる事項 主に、独歩で来院する軽度の救急患者への夜間及び休日における外来診療を行う。

・　救急医療の必要な患者に対し、外来診療を提供すること ・　休日・夜間急患センターの設置や、在宅当番医制などと合わせて、地域で診療の空白時間が生じないように努めること ・　病態に応じて速やかに患者を紹介できるよう、近隣の医療機関や精神科救急医療体制等と連携していること ・　休日・夜間に対応できる薬局と連携していること ・　自治体等との連携の上、診療可能時間や対応可能な診療科等について住民等に周知していること ③　医療機関の例 ・　休日・夜間急患センター ・　休日や夜間に対応できる診療所 ・　在宅当番医制に参加する診療所	・　救急医療の必要な患者に対し、外来診療を提供すること ・　休日・夜間急患センターの設置や、在宅当番医制などと合わせて、地域で診療の空白時間が生じないように努めること ・　病態に応じて速やかに患者を紹介できるよう、近隣の医療機関と連携していること ・　自治体等との連携の上、診療可能時間や対応可能な診療科等について住民等に周知していること ③　医療機関の例 ・　休日・夜間急患センター ・　休日や夜間に対応できる診療所 ・　在宅当番医制に参加する診療所
(5)　救命救急医療機関等からの転院を受け入れる機能【救命後の医療】 ①　目標 ・　在宅等での療養を望む患者に対し医療機関からの退院を支援すること ・　合併症、後遺症のある患者に対して慢性期の医療を提供すること ②　医療機関に求められる事項 ・　救急医療機関と連携し、人工呼吸器が必要な患者や、気管切開等のある患者を受け入れる体制を整備していること ・　重度の脳機能障害（遷延性意識障害等）の後遺症を持つ患者を受け入れる体制を整備していること ・　救命期を脱した救急患者で、精神疾患と身体疾患を合併した患者を受け入れる体制を整備していること ・　生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション（訪問及び通所リハビリテーションを含む。）が実施可能であること ・　日常生活動作（ADL）の低下した患者に対し、在宅等での包括的な支援を行う体制を確保していること ・　通院困難な患者の場合、訪問看護ステーション、薬局等と連携して在宅医療を実施すること、また居宅介護サービスを調整すること ・　救急医療機関及び在宅での療養を支援する医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ・　診療所等の維持期における他の医療機関と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること	(3)　救命救急医療機関等からの転院を受け入れる機能【救命期後医療】 ①　目標 ・　在宅等での療養を望む患者に対し医療機関からの退院を支援すること ・　合併症、後遺症のある患者に対して慢性期の医療を提供すること ②　医療機関に求められる事項 ・　救急医療機関と連携し、人工呼吸器が必要な患者や、気管切開等のある患者を受け入れる体制を整備していること ・　重度の脳機能障害(遷延性意識障害等)の後遺症を持つ患者を受け入れる体制を整備していること ・　救命期を脱した救急患者で、精神疾患と身体疾患を合併した患者を受け入れる体制を整備していること ・　生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション(訪問及び通所リハビリテーションを含む)が実施可能であること ・　日常生活動作(ADL)の低下した患者に対し、在宅等での包括的な支援を行う体制を確保していること ・　通院困難な患者の場合、訪問看護ステーション、薬局等と連携して在宅医療を実施すること、また居宅介護サービスを調整すること ・　救急医療機関及び在宅での療養を支援する医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ・　診療所等の維持期における他の医療機関と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

③　医療機関等の例 ・　療養病床を有する病院 ・　精神病床を有する病院 ・　回復期リハビリテーション病棟を有する病院 ・　診療所（在宅医療等を行う診療所を含む。） ・　訪問看護ステーション	③　医療機関等の例 ・　療養病床を有する病院 ・　精神病床を有する病院 ・　回復期リハビリテーション病棟を有する病院 ・　診療所 ・　訪問看護ステーション
第３　構築の具体的な手順 １　現状の把握 都道府県は、救急医療の体制を構築するに当たって、(1)～(3)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。 さらに、(4)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(1)～(4)の各項目について、参考として調査名や担当部局を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1)　救急患者動向に関する情報の収集 ・　救急搬送患者数（年齢別・性別・疾患別・重症度別）（消防防災主管部局） ・　救急車により搬送された入院患者の流入割合、流出割合（患者調査） ・　搬送先医療機関（年齢別・性別・疾患別・重症度別、応需率等）（消防防災主管部局、衛生主管部局） (2)　救急医療の医療資源に関する情報の収集 ・　病院前救護活動（救急救命士の数等）（消防防災主管部局） ・　搬送手段に係わる情報（救急車、ドクターカー、ドクターヘリ、消防防災ヘリコプター等の活用状況）（消防防災主管部局、衛生主管部局） ・　救急医療に携わる施設とその位置（衛生主管部局） ・　医療機関の機能（対応可能な疾患・診療科を含む。）と体制（衛生主管部局） ・　救急医療機関の人員（衛生主管部局） (3)　救急医療連携に関する情報の収集 ①　救急搬送等 ・　地域メディカルコントロール協議会の活動状況（協議会の開催頻度、第二次救急医療機関等の救急医療機関、かかりつけ医や介護施設等の関係機関が参加した開催回数、事後検証の実施症例数、救急救命士の病院実習の実施状況等） ・　救急車で搬送する病院が決定するまでに、要請開始から、例えば30分以上、ある	**第３　構築の具体的な手順** １　現状の把握 都道府県は、救急医療の体制を構築するに当たって、(1)～(3)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。 さらに、(4)に示す、医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(1)～(4)の各項目について、参考として調査名や担当部局を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1)　救急患者動向に関する情報の収集 ・　救急搬送患者数(年齢別・性別・疾患別・重症度別)(消防防災主管部局) ・　救急車により搬送された入院患者の流入割合、流出割合（患者調査） ・　搬送先医療機関(年齢別・性別・疾患別・重症度別、応需率等)(消防防災主管部局、衛生主管部局) (2)　救急医療の医療資源に関する情報の収集 ・　病院前救護活動(救急救命士の数等)(消防防災主管部局) ・　搬送手段に係わる情報(救急車、ドクターカー、ドクターヘリ、消防防災ヘリコプター等の活用状況)(消防防災主管部局、衛生主管部局) ・　救急医療に携わる施設とその位置(衛生主管部局) ・　医療機関の機能(対応可能な疾患・診療科を含む。)と体制(衛生主管部局) ・　救急医療機関の人員(衛生主管部局) (3)　救急医療連携に関する情報の収集 ①　救急搬送等 ・　地域メディカルコントロール協議会の活動状況(協議会の開催頻度、事後検証の実施症例数、救急救命士の病院実習の実施状況等) ・　救急車で搬送する病院が決定するまでに、要請開始から、例えば30分以上、ある

いは４医療機関以上に要請を行った、一定期間における件数とその原因分析、全搬送件数に占める割合 ・　救急要請（覚知）から救急医療機関へ収容するまでに要した平均時間 ・　救急要請から救命救急センターへの搬送までに要した平均時間 ・　救命救急センター等の各救急医療機関において、消防機関からの救急搬送受入要請に対して実際に受け入れた人員の割合 ・　１時間以内に救命救急センターに搬送可能な地域の人口カバー率 ②　救急医療に関連する施設の連携状況 ・　救急医療機関への搬送手段及び搬送元の分類（現場からの搬送、転院搬送） ・　救急医療機関に搬送された救急患者の退院経路 ・　転棟・転院を調整する者を常時配置している救命救急センターの数 ・　休日・夜間に対応できる薬局の数	いは４医療機関以上に要請を行った、一定期間における件数とその原因分析、全搬送件数に占める割合 ・　救急要請（覚知）から救急医療機関へ収容するまでに要した平均時間 ・　救急要請から救命救急センターへの搬送までに要した平均時間 ・　救命救急センター等の各救急医療機関において、消防機関からの救急搬送受入要請に対して実際に受け入れた人員の割合 ・　１時間以内に救命救急センターに搬送可能な地域の人口カバー率 ②　救急医療に関連する施設の連携状況 ・　救急医療機関への搬送手段および搬送元の分類（現場からの搬送、転院搬送） ・　救急医療機関に搬送された救急患者の退院経路
(4)　指標による現状把握 別表６に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。	(4)　指標による現状把握 別表６に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。
２　圏域の設定 (1)　都道府県は、救急医療体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、重傷度・緊急度に応じた医療機能を明確にして、圏域を設定する。 (2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。 ただし救命救急医療について、一定のアクセス時間内に当該医療機関に搬送できるように圏域を設定することが望ましい。 (3)　検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に救急医療・救急搬送に従事する者、現に精神科救急に従事する者、消防防災主管部局、都道府県又は地域メディカルコントロール協議会、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。	２　圏域の設定 (1)　都道府県は、救急医療体制を構築するに当たって、「第２　医療機関とその連携」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、重傷度・緊急度に応じた医療機能を明確にして、圏域を設定する。 (2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。 ただし救命救急医療について、一定のアクセス時間内に当該医療機関に搬送できるように圏域を設定することが望ましい。 (3)　検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に救急医療・救急搬送に従事する者、消防防災主管部局、メディカルコントロール協議会、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。
３　連携の検討	３　連携の検討

(1)　都道府県は、救急医療体制を構築するに当たって、患者の重症度・緊急度に応じて適切な医療が提供されるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。 　また、医療機関、消防機関、消防防災主管部局、地域医師会等の関係者は、診療情報（提供可能な救急医療等）の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。 (2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互又は医療機関と消防機関との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 (3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。 　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 　さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。	(1)　都道府県は、救急医療体制を構築するに当たって、患者の重症度・緊急度に応じて適切な医療が提供されるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。 　また、医療機関、消防機関、消防防災主管部局、地域医師会等の関係者は、診療情報(提供可能な救急医療等)の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。 (2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互又は医療機関と消防機関との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 (3)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。 　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 　さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。
４　課題の抽出 　都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の救急医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 　その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。	４　課題の抽出 　都道府県は、「第２　医療機関とその連携」を踏まえ、「1　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の救急医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 　その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。
５　数値目標 　都道府県は、良質かつ適切な救急医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する時間を設定し、医療計画に記載する。 　数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 　なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。	５　数値目標 　都道府県は、良質かつ適切な救急医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する時間を設定し、医療計画に記載する。 　数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 　なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「４課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。	6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4　課題の抽出」に対応するよう「5　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。
7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。	7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも５年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。
8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。	8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

改　正　後	現　　行
災害時における医療体制の構築に係る指針	**災害時における医療体制の構築に係る指針**
災害時における医療（以下「災害医療」という。）については、災害発生時に、災害の種類や規模に応じて利用可能な医療資源を可能な限り有効に使う必要があるとともに、平時から、災害を念頭に置いた関係機関による連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要不可欠である。	災害時における医療(以下「災害医療」という。)については、災害発生時に、災害の種類や規模に応じて利用可能な医療資源を可能な限り有効に使う必要があるとともに、平時から、災害を念頭に置いた関係機関による連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要不可欠である。 また、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、平成23年7月～10月に「災害医療等のあり方に関する検討会」を行い、今後の災害医療のあり方について報告書が取りまとめられた。このため、本指針ではこの報告書を踏まえ、災害医療体制の構築についてその考え方を示すものである。
本指針では、「第１　災害医療の現状」で災害医療がどのようなものであるのかについて概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築するのかを示している。	本指針では、「第１　災害医療の現状」で災害医療がどのようなものであるのかについて概観し、次に「第２　医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築するのかを示している。
都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また必要となる医療機能を明確に理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。	都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また必要となる医療機能を明確に理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。
第１　災害医療の現状	**第１　災害医療の現状**
１　災害の現状	１　災害の現状
災害には、地震、風水害、火山災害、雪害等の自然災害から、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、大規模な事故による災害（事故災害）に至るまで様々な種類がある。また、同じ種類の災害であっても、発生場所、発生時刻や発生時期等によって被災・被害の程度は大きく異なる。	災害には、地震、風水害、火山災害、雪害等の自然災害から、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、大規模な事故による災害（事故災害）に至るまで様々な種類がある。また、同じ種類の災害であっても、発生場所、発生時刻や発生時期等によって被災・被害の程度は大きく異なる。
(1)　自然災害（地震に伴う津波や火事を含む。）	(1)　自然災害（地震に伴う津波や火事を含む）
自然災害の代表的なものとして、地震、風水害、火山災害、雪害等がある。	自然災害の代表的なものとして、地震、風水害、火山災害、雪害等がある。
①　地震	①　地震
我が国においては、木造建築物の多い密集市街地が広い範囲で存在するため、地震によって大規模火災が発生したり建物が崩壊したりするなど、これまでも多大な被害が発生してきた。	我が国においては、木造建築物の多い密集市街地が広い範囲で存在するため、地震によって大規模火災が発生したり建物が崩壊したりするなど、これまでも多大な被害が発生してきた。
昭和23年の福井地震の後、死者が一千名を超える地震災害としては、平成７年１月の阪神・淡路大震災（死者6,433名）、平成23年3月の東日本大震災（死者15,893名、	昭和23年の福井地震の後、死者が一千名を超える地震災害は、平成７年１月の阪神・淡路大震災(死者6,433名)のみであったが、平成23年3月に東日本大震災が発生し、

行方不明者2,556名（平成28年12月9日現在)）がある[1]。また、平成28年4月14日と16日に最大震度7の地震が熊本県を中心とした九州地方に発生し、その被害は死者49名、重傷者345名、軽傷者1,318名（平成28年5月31日時点）に上った[2]。

このため、遠くない時期に発生することが懸念されている東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震はもちろんのこと、それ以外の地域でも大規模地震の発生する可能性を考慮し、すべての地域で地震に対する災害医療体制を構築する必要がある。

② 風水害等

近年、短時間強雨の年間発生回数が明瞭な増加傾向にあり、大河川の氾濫も相次いでいる。平成26、27年は、台風については計10個の台風が上陸し大きな被害をもたらした。特に、平成26年8月20日の広島土砂災害では死者・行方不明者76名、負傷者68名の被害が、平成27年関東・東北豪雨では、死者・行方不明者８名、負傷者80名の被害が生じた。今後も、大雨の頻度や熱帯低気圧の強度の増加が予想されている。

また、火山噴火では、平成26年９月、御嶽山が噴火し、死者63名、負傷者69名の大きな被害が生じた。また、平成27年５月、口永良部島の新岳が噴火し、島滞在者全員が屋久島へ避難する事態も発生した[3]。

＜平成26、27年における風水害等の状況＞

災　害　名	死者行方不明者	住家全壊
平成26年８月 広島土砂災害	76名	179棟
平成26年９月 御嶽山噴火	63名	０棟
平成27年５月 口永良部島噴火	０名	確認中
平成27年９月 関東・東北豪雨	８名	80棟

(2) 事故災害

事故災害として、鉄道災害、道路災害、大規模な火事災害、林野災害等の大規模な事故による災害等が挙げられる。

死者15,845名、行方不明者3,375名（平成24年1月24日現在）に上っている。

このため、遠くない時期に発生することが懸念されている東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震はもちろんのこと、それ以外の地域でも大規模地震の発生する可能性を考慮し、すべての地域で地震に対する災害医療体制を構築する必要がある。

② 風水害等

近年、集中豪雨が著しく増加しており、今後も、大雨の頻度や熱帯低気圧の強度の増加が予想されている。

平成22年は、台風については発生数が14個と少なかったものの、梅雨前線が停滞したため多くの人的被害や住宅被害等が発生した。また、火山噴火では、霧島山の新燃岳が噴火し、周辺地域に降灰による被害が生じた。

＜平成22年における風水害等の状況＞

災　害　名	死者行方不明者	住家全壊
梅雨前線による豪雨	２１名	４２棟
鹿児島県奄美地方における大雨	３名	１０棟
霧島山（新燃岳）の噴火	０名 （負傷者42名）	０棟 （空振現象による被害約900件）
平成22年11月からの大雪	１２８名	９棟

(2) 事故災害

事故災害として、鉄道災害、道路災害、大規模な火事災害、林野災害等の大規模な事故による災害等が挙げられる。

鉄道、海上及び航空交通等の各分野において、大量・高速輸送システムが進展し、ひと

[1] 平成~~24~~28年~~1~~12月~~24~~9日警察庁緊急災害警備本部
[2] 厚生労働省「平成28年版　厚生労働白書」
[3] 内閣府「平成~~23~~28年版　防災白書」

例として、昭和60年に発生した日航機墜落事故(搭乗員524名中520名死亡)や平成17年4月に発生したJR福知山線尼崎脱線転覆事故(死者107名、負傷者555名)等が挙げられる。	たび事故が発生した場合には、重大な事故になるおそれが指摘されている。 例として、昭和60年に発生した日航機墜落事故(搭乗員524名中520名死亡)や平成17年4月に発生したJR福知山線尼崎脱線転覆事故(死者107名、負傷者555名)等が挙げられる。
2　災害医療の提供 我が国の災害医療体制は、国や自治体が一部支援しつつ、関係機関（救急医療機関、日本赤十字社、地域医師会、地域歯科医師会、地域薬剤師会、都道府県看護協会等）において、地域の実情に応じた体制が整備されてきた。 さらに、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、下記のような整備がなされており、平成23年に発生した東日本大震災を踏まえて見直しが行われたところである。 なお、原子力災害、危険物等災害及びテロ等への対策については、関係する法律に基づき体制整備がなされるものであり、本指針では対象としない。	2　災害医療の提供 我が国の災害医療体制は、国や自治体が一部支援しつつ、関係機関(救急医療機関、日本赤十字社、地域医師会等)において、地域の実情に応じた体制が整備されてきた。 さらに、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、下記のような整備がなされており、平成23年に発生した東日本大震災を踏まえて見直しが行われたところである。 なお、原子力災害、危険物等災害及びテロ等への対策については、関係する法律に基づき体制整備がなされるものであり、本指針では対象としない。
(1)　災害拠点病院 平成8年度以降、災害拠点病院(基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院)の整備が図られ、平成28年4月現在、全国で712病院が指定されている。 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を有し、被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送に係る対応等を行う。	(1)　災害拠点病院 平成8年度以降、災害拠点病院(基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院)の整備が図られ、平成24年1月現在、全国で638病院が指定されている。 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を有し、被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送に係る対応等を行う。 災害拠点病院の整備開始からおよそ15年が経過する中で、災害拠点病院間において、その機能の充実度に格差が生じていると指摘されている。
「災害発生時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「災害医療通知」という。）の中で、それぞれの災害拠点病院の機能強化を図ることとなっており、同時に災害拠点病院の要件を充足しているか随時確認することが重要である。	そのため、今般の東日本大震災を踏まえて開催された「災害医療等のあり方に関する検討会」において、災害拠点病院についても検討が行われ、「災害発生時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）（以下「災害医療通知」という。）が発出されている。この中で、それぞれの災害拠点病院の機能強化を図ることとなっており、今後は災害拠点病院の要件を充足しているか随時確認することが重要である。
なお、地震等の災害時には、外傷、広範囲熱傷、挫滅症候群※等が多く発生するが、平時においてこれらの診療の多くは救命救急センターが担っていることから、原則として、災害拠点病院は救命救急センター又は第二次救急医療機関の機能を有する必要がある。 精神科病院については、平成23年の東日本大震災では被災した精神科病院から多数の患者搬送が行われた。また、平成28年の熊本地震でも被災した精神科病院から595人の患者搬送が行われており、今後想定される南海トラフ地震等の大規模災害においても、同様に多数の精神科患者の搬送が必要となる可能性がある。一方で、災害拠点病院の有する	なお、地震等の災害時には、外傷、広範囲熱傷、挫滅症候群※等が多く発生するが、平時においてこれらの診療の多くは救命救急センターが担っていることから、原則として、災害拠点病院は救命救急センターもしくは第二次救急病院の機能を有する必要があり、また後述する災害派遣医療チーム（DMAT）を保有しておくべきである。

精神病床数は約１万床（全精神病床の約３%）であり、精神科病院からの患者の受入れや、精神症状の安定化等を、災害拠点病院のみで対応することは困難である。このため、精神科病院においても、災害拠点病院と類似の機能を有する災害拠点精神科病院を今後整備する必要がある。	
※　挫滅症候群 身体の一部、特に四肢が瓦礫等により圧迫されると筋肉等が損傷を受け、壊死した筋細胞からカリウム等が漏出する。その後、圧迫が解除されると、血液中にそれらが大量に流れ込むことにより、不整脈や急性腎不全等を来し致死的になる疾患。	※　挫滅症候群 身体の一部、特に四肢が瓦礫等により圧迫されると筋肉等が損傷を受け、壊死した筋細胞からカリウム等が漏出する。その後、圧迫が解除されると、血液中にそれらが大量に流れ込むことにより、不整脈や急性腎不全等を来し致死的になる疾患
(2)　災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）	(2)　災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）
平成17年度以降、災害急性期(概ね発災後48時間)にトレーニングを受けた医療チームが災害現場へできるだけ早期に出向いて救命医療を行うことが、予防できる被災者の死の回避につながるとの認識の下、「災害派遣医療チーム(DMAT)」の養成が開始された。	平成17年度以降、災害急性期(概ね発災後48時間)にトレーニングを受けた医療チームが災害現場へできるだけ早期に出向いて救命医療を行うことが、予防できる被災者の死の回避につながるとの認識の下、「災害派遣医療チーム(DMAT)」の養成が開始された。
平成28年４月１日現在、1,508チームが養成されている。	平成24年3月30日現在、1002チームが編成されている。
DMATの果たす任務と役割は、災害発生後直ちに被災地に入り、「被災地内におけるトリアージや救命処置」、「患者を近隣・広域へ搬送する際における必要な観察・処置」、「被災地内の病院における診療支援」等を行うことである。	DMATの果たす任務と役割は、災害発生後直ちに被災地に入り、「被災地内におけるトリアージや救命処置」、「患者を近隣・広域へ搬送する際における必要な観察・処置」、「被災地内の病院における診療支援」等を行うことである。
一度に数名から十数名程度の患者が発生する災害では、必要に応じて近隣のDMATが災害現場へ入り、トリアージや救命処置等の医療支援を行う。	一度に数名から十数名程度の患者が発生する災害では、必要に応じて近隣のDMATが災害現場へ入り、トリアージや救命処置等の医療支援を現場で行う。
新潟県中越地震（平成16年）や尼崎列車事故（平成17年）等の規模で人的被害が発生するような災害では、近隣のDMATが、災害現場で医療支援を行うことに加えて、災害拠点病院等の負傷者の集まる被災地域の病院で医療支援を行い、場合によっては、患者を近隣地域の災害拠点病院へ搬送する際の医療支援を行う。	新潟県中越地震(平成16年)や尼崎列車事故(平成17年)等の規模で人的被害が発生するような災害では、近隣のDMATが、災害現場で医療支援を行うことに加えて、災害拠点病院等の負傷者の集まる被災地域の病院で医療支援を行い、場合によっては、患者を近隣地域の災害拠点病院へ搬送する際の医療支援を行う。
また、東日本大震災（平成23年）や平成28年熊本地震（平成28年）、今後発生が懸念される東海地震などによって甚大な人的被害が発生するような災害では、これらの対応に加えて、遠隔地域からもDMATが被災地域へ入り、被災地域では対応困難な患者を遠隔地域へ多数広域医療搬送する際の医療支援を行う。	また、東日本大震災（平成23年）や、今後発生が懸念される東海地震などによって甚大な人的被害が発生するような災害では、これらの対応に加えて、遠隔地域からもDMATが被災地域へ入り、被災地域では対応困難な患者を遠隔地域へ多数広域医療搬送する際の医療支援を行う。
これまでのDMATの活動実績としては、東日本大震災（平成23年）において47都道府県のDMATが出動し、被災県に約380チームが病院支援や域内搬送、広域医療搬送を実施した事例や、新潟県中越沖地震（平成19年）や岩手・宮城内陸地震（平成20年）において、近隣県からDMATが出動し、病院支援や現場活動等が行われた事例が挙げられる。	これまでのDMATの活動実績としては、東日本大震災（平成23年）において47都道府県のDMATが出動し、被災県に約380チームが病院支援や域内搬送、広域医療搬送を実施した事例や、新潟県中越沖地震（平成19年）や岩手・宮城内陸地震（平成20年）において、近隣県からDMATが出動し、病院支援や現場活動等が行われた事例が挙げられる。
平成28年熊本地震では、４月14日の最大震度７の地震の発生時は、熊本県及び九州地域のDMATに派遣を要請し、４月16日の最大震度７の地震の発生時は、全国のDMATに派遣を要請し、最大216チーム（平成28年４月17日時点）が出動した。	

現地においてDMATは傷病者の応急処置を行うとともに、建物の倒壊リスクやライフライン途絶等により、転院搬送が必要となった10カ所の病院から約1,500人の搬送を行うなど、災害急性期医療に対応した。	
なおDMATの活動は、都道府県と医療機関の間で平時において締結された協定等に基づいて運用されている。	なおDMATの活動は、都道府県と医療機関の間で平時において締結された協定等に基づいて運用されており、協定を締結した都道府県は現在41都道府県(平成23年3月現在)となっている。 災害時におけるDMATの活動基準や費用・補償について明確する点からも、すべての都道府県において、都道府県とそれぞれの管下のDMAT派遣機能を持つ医療機関との間で、協定が結ばれていることが必要である。
また、地域防災計画においてDMATの役割について明示することなどにより、DMAT活動が円滑に行われるよう配慮することも重要である。	また、地域防災計画においてDMATの役割について明示することなどにより、DMAT活動が円滑に行われるよう配慮することも重要である。
(3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）	
平成23年の東日本大震災における精神保健医療活動支援を通じて、指揮命令系統の改善、被災精神科医療機関への支援の強化等の課題が明らかとなり、平成24年度に「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」の仕組みが創設され、平成25年よりその養成が開始されている。DPATは、都道府県と政令指定都市が、被災地に継続して派遣する災害派遣精神医療チームであり、精神科医師、看護師、業務調整員等から構成される。	
DPATは、「被災地での精神科医療の提供」、「被災地での精神保健活動への専門的支援」、「被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む。）」、「支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援」等の役割を担う。DPATのうち、発災から概ね48時間以内に、被災した他都道府県においても活動できるチームを、先遣隊と定義している。	
平成28年の熊本地震においては、全国から被災地にDPATが派遣され、同年10月28日までに、41都道府県から延1,242隊が派遣された。	
平成29年２月時点では、30都府県において先遣隊が整備されている。今後の災害に備え、地域防災計画においてDPATの役割について明示することなどにより、DPAT活動が円滑に行われるよう配慮することも重要である。	
(4) 医療チーム（救護班）	(3) 医療チーム（救護班）
災害が沈静化した後においても、避難所や救護所等に避難した住民等に対する健康管理を中心とした医療が必要となるため、日本医師会災害医療チーム（JMAT：Japan Medical Association Team）、日本赤十字社や各種医療団体等を中心とした医療チームが、DMAT、DPATとも連携しつつ、引き続いて活動を行っている。	災害が沈静化した後においても、避難所や救護所等に避難した住民等に対する健康管理を中心とした医療が必要となるため、日本医師会(JMAT:Japan Medical Association Team)、日本赤十字社や各種医療団体等を中心とした医療チームが、DMATとも連携しつつ、引き続いて活動を行っている。
特にJMATは、平成23年の東日本大震災の際に初めて結成、派遣された医療チームであ	

り、医師、看護師、事務職員を基本としながら、被災地のニーズに合わせて薬剤師等の多様な職種も構成員として派遣される。活動内容としては、主に災害急性期以降の医療・健康管理活動で、具体的には避難所・救護所等における被災者の健康管理、避難所の公衆衛生対策、在宅患者への診療、健康管理等である。

また、被災地における医療提供体制の回復を目的として、被災地の実情に応じた長期間の支援を行う事も特徴で、東日本大震災では1,834日間（平成23年3月15日～平成28年3月21日）で計2,763チーム（延12,628名）が、平成28年熊本地震では104日間（平成28年4月15日～平成28年7月26日）で計568チーム（延2,556名）が被災地において活動した。

今後、わが国の高齢化の進展とともに、どのような災害においても、高齢者等の災害時要配慮者の割合が増加することが見込まれ、健康管理を中心とした活動はより重要となる。

今後、わが国の高齢化の進展とともに、どのような災害においても、高齢者等の災害弱者の割合が増加することが見込まれ、健康管理を中心とした活動はより重要となる。

なお、こうした医療チームの活動に際しては、災害医療通知に基づき、今後速やかに、コーディネート機能を担う体制を整備しておくことが必要である。すなわち、都道府県においては、災害対策本部のもとに派遣調整本部を設置し、医療チームの派遣調整等を行い、超急性期にはDMAT都道府県調整本部とも連携して情報の共有を行う。さらに、保健所管轄区域や市町村単位等では、地域災害医療対策会議を開催し、派遣調整本部から派遣された医療チームや自主的に集合した医療チームの派遣調整等を行う。

(5)　広域災害・救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）

災害時の迅速な対応が可能となるよう、患者の医療機関受診状況、ライフラインの稼動状況等の情報を、災害時において相互に収集・提供する広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）が全国的に整備され、平成26年に全都道府県において導入された。

(4)　広域災害・救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）

災害時の迅速な対応が可能となるよう、患者の医療機関受診状況、ライフラインの稼動状況等の情報を、災害時において相互に収集・提供する「広域災害・救急医療情報システム」が全国的に整備されてきた。平成23年7月現在40都道府県で導入されている。

なお、平成22年には、広域医療搬送を支援するために、EMISでの広域医療搬送に関する入力項目の追加を行い、運用を開始した。

災害時において機能する情報システムを構築し、活用するためには、平時から医療関係者、行政関係者等の災害医療関係者が、この情報システムについて理解し、日頃から入力訓練等を行う必要がある。

また、実際に災害が起きた際には、被災した病院に代わって県や保健所等が、情報システムへの代行入力を行うことが可能であり、地域全体として情報の提供と収集を行う体制を整備することが重要である。

災害時において機能する情報システムを構築し、活用するためには、平時から医療関係者、行政関係者等の災害医療関係者が、この情報システムについて理解し、日頃から入力訓練等を行う必要がある。

また、実際に災害が起きた際には、被災した病院に代わって県や保健所等が、情報システムへの代行入力を行うことが可能であり、地域全体として情報の提供と収集を行う体制を整備することが重要である。

(6)　都道府県災害医療コーディネーター

災害医療通知で、様々な医療チームの派遣調整等を行うために、派遣調整本部においてコーディネート機能を十分に発揮できる体制整備を各都道府県に求めている。すなわち、都道府県においては、災害対策本部のもとに派遣調整本部を設置し、医療チームの派遣調

整等を行うとともに情報の共有を行う。さらに、保健所管轄区域や市町村単位等では、保健所等を中心に地域災害医療対策会議を開催し、派遣調整本部から派遣された医療チーム等の派遣調整等を行う。 なお、厚生労働省では、平成26年度より都道府県災害医療コーディネーター研修事業を実施し、都道府県災害医療コーディネーターの養成及びその能力向上に努めている。 平成28年熊本地震においても、計14名の都道府県災害医療コーディネーターが、災害対策本部において医療チームの調整を行った。 (7) 災害時小児周産期リエゾン 東日本大震災後の研究や検討で、被災地や周辺地域における情報伝達網の遮断や、小児・周産期医療に精通した災害医療従事者の不足等を原因として、現状の災害医療体制では小児・周産期医療に関して準備不足であることが指摘された。 また、小児・周産期医療については平時から独自のネットワークが形成されていることが多く、災害時にも既存のネットワークを活用する必要性が指摘された。そのため、災害医療コーディネーターのサポートとして、小児・周産期医療に特化した調整役である「災害時小児周産期リエゾン」を養成することとした。 これを受け、厚生労働省は平成28年度より「災害時小児周産期リエゾン研修事業」を開始した。災害時小児周産期リエゾンに認定された者は、各都道府県において平時からの訓練や災害時の活動を通じて、地域のネットワークを災害時に有効に活用する仕組みを構築することが期待されている。	
第2 医療体制の構築に必要な事項 1 目指すべき方向 前記「第1 災害医療の現状」を踏まえ、個々の役割と医療機能、それを満たす関係機関、さらにそれらの関係機関相互の連携により、災害時においても必要な医療が確保される体制を構築する。 また構築に当たっては、地域の防災計画と整合性を図る。 (1) 災害急性期(発災後48時間以内)において必要な医療が確保される体制 ① 被災地の医療確保、被災した地域への医療支援が実施できる体制 ② 必要に応じてDMAT、DPATを直ちに派遣できる体制 (2) 急性期を脱した後も住民の健康が確保される体制 救護所、避難所等における健康管理が実施される体制 2 各医療機能と連携	**第2 医療機関とその連携** 1 目指すべき方向 前記「第1 災害医療の現状」を踏まえ、個々の役割と医療機能、それを満たす関係機関、さらにそれらの関係機関相互の連携により、災害時においても必要な医療が確保される体制を構築する。 また構築に当たっては、地域の防災計画と整合性を図る。 (1) 災害急性期(発災後48時間以内)において必要な医療が確保される体制 ① 被災地の医療確保、被災した地域への医療支援が実施できる体制 ② 必要に応じてDMATを直ちに派遣できる体制 (2) 急性期を脱した後も住民の健康が確保される体制 ① 救護所、避難所等における健康管理が実施される体制 2 各医療機能と連携

前記「１　目指すべき方向」を踏まえ、災害医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(3)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。 (1)　災害時に拠点となる病院 ①　災害拠点病院 ア　目標 ・　被災した際に、被害状況、診療継続可否等の情報を、EMIS 等を用いて都道府県災害対策本部へ共有すること ・　災害時においても、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有すること ・　患者等の受入れ及び搬出を行う広域医療搬送に対応すること ・　自己完結型の医療チーム（DMAT を含む。）の派遣機能を有すること ・　被災しても、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含め、平時からの備えを行っていること イ　医療機関に求められる事項 基幹災害拠点病院は、都道府県において災害医療を提供する上での中心的な役割を担う。地域災害拠点病院は、地域において中心的な役割を担う。 ・　災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な施設・設備、医療従事者を確保していること ・　多数の患者に対応可能な居室や簡易ベッド等を有していること ・　基幹災害拠点病院は病院の機能を維持するために必要な全ての施設、地域災害拠点病院は診療に必要な施設が耐震構造であること ・　被災時においても電気、水、ガス等の生活必需基盤が維持可能であること ・　災害時において必要な医療機能を発揮できるよう、自家発電機を保有していること ・　災害時においても診療が継続できるよう、適切な容量の受水槽や井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、必要な水の確保に努めること ・　飲料水・食料、医薬品、医療機材等を備蓄していること ・　加えて、飲料水・食料、医薬品、医療機材等について、関係団体と協定を締結し、災害時に優先的に供給を受けられるようにしておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等※において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。）	前記「1　目指すべき方向」を踏まえ、災害医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(3)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。 (1)　災害拠点病院としての機能【災害拠点病院】 ①　目標 ・　多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有すること ・　患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応すること ・　自己完結型の医療チーム（DMAT 含む。）の派遣機能を有すること ・　地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有すること ②　医療機関に求められる事項 基幹災害拠点病院は、都道府県において災害医療を提供する上での中心的な役割を担う。地域災害拠点病院は、地域において中心的な役割を担う。 ・　災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な施設・設備、医療従事者を確保していること ・　多数の患者に対応可能な居室や簡易ベッド等を有していること ・　基幹災害拠点病院は病院の機能を維持するために必要な全ての施設、地域災害拠点病院は診療に必要な施設が耐震構造であること ・　被災時においても電気、水、ガス等の生活必需基盤が維持可能であること ・　災害時において必要な医療機能を発揮できるよう、自家発電機を保有していること ・　災害時においても診療が継続できるよう、適切な容量の受水槽や井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、必要な水の確保に努めること ・　飲料水・食料、医薬品、医療機材等を備蓄していること ・　加えて、飲料水・食料、医薬品、医療機材等について、関係団体と協定を締結し、災害時に優先的に供給を受けられるようにしておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等※において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。）

・　基幹災害拠点病院においては、災害医療に精通した医療従事者の育成（都道府県医師会等とも連携した地域の医療従事者への研修を含む。）の役割を担うこと ・　病院敷地内又は病院近接地にヘリコプターの離着陸場（ヘリポート）を有していること ・　EMIS に加入しており、災害時にデータを入力する複数の担当者を事前に決めておき、訓練を行うことでその使用方法に精通していること ・　複数の災害時の通信手段を確保するよう努めること ・　被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行うこと ・　整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること ・　災害急性期を脱した後も継続的に必要な医療を提供できるよう、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社救護班等の医療関係団体の医療チームと定期的な訓練を実施するなど、適切な連携をとること ※　医薬品等の供給確保については、厚生労働省防災業務計画により各都道府県において策定することとされている「医薬品等の供給、管理のための計画」に基づいて体制を整えておくこと ② 災害拠点精神科病院 ア 目標 ・　被災した際に、被害状況、診療継続可否等の情報を、EMIS 等を用いて都道府県災害対策本部へ共有すること ・　災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神科医療を行うための診療機能を有すること ・　災害時においても、精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難場所としての機能を有すること ・　DPAT の派遣機能を有すること ・　被災しても、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含め、平時からの備えを行っていること	・　災害対策マニュアルの整備、研修・訓練等による人材育成を行うこと ・　基幹災害拠点病院においては、災害医療に精通した医療従事者の育成（都道府県医師会等とも連携し、地域の医療従事者への研修を含む）の役割を担うこと ・　病院敷地内又は病院近接地にヘリコプターの離着陸場（ヘリポート）を有していること ・　広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に加入しており、災害時にデータを入力する複数の担当者を事前に決めておき、訓練を行うことでその使用方法に精通していること ※　医薬品等の供給確保については、厚生労働省防災業務計画により各都道府県において策定することとされている「医薬品等の供給、管理のための計画」に基づいて体制を整えておくこと ③ 医療機関の例 ・　救命救急センター ・　入院を要する救急医療を担う医療機関

イ　医療機関に求められる事項

災害拠点精神科病院は、都道府県において災害時における精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う。

・　災害時に精神疾患を有する患者の一時的避難に対応できる場所を確保していること（体育館等）
・　重症な精神疾患を有する患者に対応可能な保護室等を有していること
・　診療に必要な施設が耐震構造であること
・　被災時においても電気、水、ガス等の生活必需基盤が維持可能であること
・　災害時において必要な医療機能を発揮できるよう、自家発電機を保有していること
・　災害時においても診療が継続できるよう、適切な容量の受水槽や井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、必要な水の確保に努めること
・　飲料水・食料、医薬品、医療機材等を備蓄していること
・　加えて、飲料水・食料、医薬品、医療機材等について、関係団体と協定を締結し、災害時に優先的に供給を受けられるようにしておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等※において、災害拠点精神科病院への対応が含まれている場合は除く。）
・　災害時における精神科医療に精通した医療従事者の育成（都道府県精神科病院協会等とも連携した地域の医療従事者への研修を含む。）の役割を担うこと
・　EMIS に加入しており、災害時にデータを入力する複数の担当者を事前に決めておき、訓練を行うことでその使用方法に精通していること
・　複数の災害時の通信手段を確保するよう努めること
・　被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行うこと
・　整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること
・　災害急性期を脱した後も継続的に必要な医療を提供できるよう、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社救護班等の医療関係団体の医療チームと定期的な訓練を実施するなど、適切な連携をとること

※　医薬品等の供給確保については、厚生労働省防災業務計画により各都道府県において策定することとされている「医薬品等の供給、管理のための計画」に基づいて体制を整えておくこと

(2)　災害時に拠点となる病院以外の病院

①　目標

(2)　DMAT 等医療従事者を派遣する機能【災害急性期の応援派遣】

①　目標

・　被災した際に、被害状況、診療継続可否等の情報を、EMIS 等を用いて都道府県災害対策本部へ共有すること ・　被災をしても、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含め、平時からの備えを行っていること ②　医療機関に求められる事項 ・　被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行うよう努めること ・　整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること ・　EMIS へ登録し、自らの被災情報を被災地内に発信することができるよう備えること。また、災害時にデータを入力する複数の担当者を事前に決めておき、訓練を行うことでその使用方法に精通していること ・　災害急性期を脱した後も継続的に必要な医療を提供できるよう、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社救護班等の医療関係団体の医療チームと連携をとること	・　被災地周辺に対し、DMAT 等自己完結型の緊急医療チームを派遣すること ・　被災患者を受け入れる他の医療機関に被災患者が集中した場合等において、医療従事者の応援派遣を行うこと ②　医療機関に求められる事項 ・　国が実施する DMAT 研修等必要な専門的トレーニングを受けている医療従事者チームを確保していること ・　被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等を有していること ・　災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、日本医師会（JMAT）や日本赤十字社、医療関係団体等を中心とした医療チームと連携を図ること ③　医療機関の例 ・　災害拠点病院 ・　救命救急センターを有する病院 ・　日本赤十字社の開設する病院
(3)　都道府県等の自治体 ①　目標 ・　消防、警察等の関係機関や公共輸送機関等が、実災害時において迅速に適切な対応がとれ、連携できること ・　保健所管轄区域や市町村単位での保健所等を中心とした地域コーディネート体制を充実させることで、実災害時に救護所、避難所の被災者に対して感染症のまん延防止、衛生面のケア、災害時要支援者へのサポート、メンタルヘルスケア等に関してより質の高いサービスを提供すること ②　自治体に求められる事項 ・　平時から、災害支援を目的とした DMAT、DPAT の養成と派遣体制の構築に努めること ・　災害医療コーディネート体制の構築要員（都道府県災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンを含む。）の育成に努めること ・　都道府県間での相互応援協定の締結に努めること ・　災害時の医療チーム等の受入れも想定した災害訓練を実施すること。訓練において	(3)　救護所、避難所等において健康管理を実施する機能【災害中長期の応援派遣】 ①　目標 ・　災害発生後、救護所、避難所に医療従事者を派遣し、被災者に対し、感染症のまん延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアを適切に行うこと ②　医療機関に求められる事項 ・　感染症のまん延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアを適切に行える医療従事者を確保していること ・　携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品を有していること ・　災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、DMAT 等急性期の医療チームと連携を図ること

は、被災時の関係機関・関係団体と連携の上、都道府県としての体制だけでなく、保健所管轄区域や市町村単位等での保健所等を中心としたコーディネート体制に関しても確認を行うこと ・　災害急性期を脱した後も避難所等の被災者に対して感染症のまん延防止、衛生面のケア、災害時要支援者へのサポート、メンタルヘルスケア等に関して継続的で質の高いサービスを提供できるよう、保健所を中心とした体制整備に平時から取り組むこと。「大規模災害時におけるドクターヘリの運用体制構築に関わる指針について」（平成28年12月5日付け医政地発1205第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を基に作成された災害時のドクターヘリの運用指針に則り、ドクターヘリの要請手順や自地域における参集拠点に関しても訓練等を通して確認を行うこと ・　都道府県を超える広域医療搬送を想定した災害訓練の実施又は参加に努めること。その際には、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：Staging Care Unit。以下「SCU」という。）の設置場所及び協力を行う医療機関との連携確認を行うこと	
	③　医療機関等の例 ・　病院又は診療所 ※　日本医師会、大学病院、日本赤十字社、国立病院機構、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体からも医療チームが派遣される
第3　構築の具体的な手順 1　現状の把握 都道府県は、災害時の医療体制を構築するに当たって、(1)に示す項目を参考に、人口、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。 さらに、(2)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(2)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1)　医療資源・連携等に関する情報 ・　地勢情報、地質情報 ・　人口分布（時間帯別人口の状況） ・　過去の災害発生状況（種別、地域別、件数） ・　地域防災計画、管内の各自治体の防災計画、地域のハザードマップ ・　他の関係部局における体制（救助、搬送に係るシステム、インフラ）	**第3　構築の具体的な手順** 1　現状の把握 都道府県は、災害時の医療体制を構築するに当たって、(1)に示す項目を参考に、人口、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。 さらに、(2)に示す、医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(2)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1)　医療資源・連携等に関する情報 ・　地勢情報、地質情報 ・　人口分布(時間帯別人口の状況) ・　過去の災害発生状況(種別、地域別、件数) ・　地域防災計画、管内の各自治体の防災計画、地域のハザードマップ ・　他の関係部局における体制(救助、搬送に係るシステム、インフラ)

・ 医療資源（医療機関、緊急医療チーム） ・ 医薬品、医療（衛生）材料等の備蓄、供給体制 (2) 指標による現状把握 別表７に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。	・ 医療資源(医療機関、緊急医療チーム) ・ 医薬品、医療(衛生)材料等の備蓄、供給体制 (2) 指標による現状把握 別表７に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。
２ 圏域の設定 (1) 都道府県は、災害時における医療体制を構築するに当たって、「第２ 医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１ 現状の把握」で収集した情報を分析し、原則として都道府県全体を圏域として、災害拠点病院が災害時に担うべき役割を明確にするとともに、大規模災害を想定し、自らが被災し医療チーム等を受け入れる受援体制や、都道府県をまたがる広域搬送等の支援体制からなる広域連携体制を定める。 また、想定する災害の程度に応じ、災害拠点病院に加え、地域の実情に応じ、一般の医療機関（救命救急センターを有する病院、第二次救急医療機関、日本赤十字社の開設する病院等）の参画も得ることとする。 (2) 検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現に災害医療に携わる者、消防防災主管部局、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。	２ 圏域の設定 (1) 都道府県は、災害時における医療体制を構築するに当たって、「第２ 医療機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、原則として都道府県全体を圏域として、災害拠点病院が災害時に担うべき役割を明確にするとともに、大規模災害を想定し、都道府県をまたがる広域搬送等の広域連携体制を定める。 また、想定する災害の程度に応じ、災害拠点病院に加え、地域の実情に応じ、一般の医療機関(救命救急センターを有する病院、第二次救急病院、日本赤十字社の開設する病院等)の参画も得ることとする。 (2) 検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に災害医療に携わる者、消防防災主管部局、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。
３ 連携の検討 (1) 都道府県は、災害時における医療体制を構築するに当たって、受援あるいは応援派遣、救命医療、健康管理の各機能が被災時においても確保されるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。 また、医療機関、消防機関、消防防災主管部局、地域医師会等の関係者は、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。 (2) 保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日付け健総発第 0720001 号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して関係機関の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 (3) 医療計画には、原則として、各機能を担う医療機関の名称を記載することとする。	３ 連携の検討 (1) 都道府県は、災害時における医療体制を構築するに当たって、救命医療、応援派遣、健康管理の各機能が被災時においても確保されるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。 また、医療機関、消防機関、消防防災主管部局、地域医師会等の関係者は、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。 (2) 保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年７月 20 日健総発第 0720001 号健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して関係機関の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 (3) 医療計画には、原則として、各機能を担う医療機関の名称を記載することとする。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。 また記載に当たっては下記の点に留意する。 ① 災害拠点病院 災害拠点病院については、地勢的・地質的状況、地理的バランス（分散により、同時に被災する危険性を低下させる場合がある。）、受入能力、広域医療搬送ルート等を考慮の上、医療計画に記載する。また、対応するエリアも明記する。 ② SCU 広域医療搬送を想定し、SCUの設置場所及び協力を行う医療機関をあらかじめ定める。	なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。 また記載に当たっては下記の点に留意する。 ① 災害拠点病院 災害拠点病院については、地勢的・地質的状況、地理的バランス(分散により、同時に被災する危険性を低下させる場合がある。)、受入能力、広域医療搬送ルート等を考慮の上、医療計画に記載する。また、対応するエリアも明記する。 ② 広域搬送拠点臨時医療施設 広域医療搬送を想定し、広域搬送拠点臨時医療施設(SCU：Staging Care Unit)の設置場所及び協力を行う医療機関をあらかじめ定める。
4 課題の抽出 都道府県は、「第２ 医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１ 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の災害医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。	4 課題の抽出 都道府県は、「第２ 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の災害医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。
5 数値目標 都道府県は、良質かつ適切な災害時の医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４ 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。	5 数値目標 都道府県は、良質かつ適切な災害時の医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。
6 施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「４ 課題の抽出」に対応するよう「５ 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策に	6 施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策につ

ついて、医療計画に記載する。	いて、医療計画に記載する。
7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。	7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも５年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。
8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。	8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

改　正　後	現　　行
へき地の医療体制構築に係る指針	**へき地の医療体制構築に係る指針**
へき地における医療の確保については、昭和 31 年度以来、11 次に渡って「へき地保健医療計画」を策定し、第 10 次計画（平成 18～22 年度）からは国で示した指針を基に都道府県が地域の実情に応じて計画を策定し対策を講じてきた。「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 84 号）により、医療計画では４疾病・５事業（現在は５疾病・５事業）に係る医療提供施設間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制に関する事項について記載することとなり、都道府県は第５次医療計画（平成 20～24 年度）より、医療計画においてもへき地の医療体制について定めている。	へき地の医療については、これまで、へき地診療所、へき地医療拠点病院、へき地医療支援機構の整備等を通じて、へき地医療の充実に努めてきた。
そのため、都道府県は「へき地保健医療計画（第 11 次実施期間：平成 23～29 年度）」と「医療計画（第６次実施期間：平成 25～29 年度）」をそれぞれ策定し、両者の整合性を図る必要性が生じた。また、へき地保健医療対策はドクターヘリによる救急患者の搬送など地域医療の取組と連動していることから、他事業とより一層の連携を図っていくことが求められている。	各都道府県においては、「第 11 次へき地保健医療計画策定指針」（平成 22 年５月 20 日医政発第 0516001 号厚生労働省医政局長通知の別紙１。以下「へき地策定指針」という。）に基づき、平成 23 年度に第 11 次へき地保健医療計画を策定し、その内容を平成 25 年度までに医療計画に反映することとしている。
以上を踏まえ、平成 26 年度の「へき地保健医療対策検討会」（以下「へき地医療検討会」という。）において、平成 30 年度から実施する第７次医療計画策定時期に合わせ、「へき地保健医療計画」と「医療計画（へき地の医療体制）」を一体的に策定する方針とされた[1]。	
上記の方針は、平成 28 年度の「医療計画の見直し等に関する検討会」においても了承されたことから、今後、へき地保健医療対策は医療計画（へき地の医療体制）において計画を策定することとする。	
へき地医療検討会において、へき地保健医療計画と医療計画を一体化することによるへき地医療対策の後退を懸念する意見もあったことから、従来、へき地保健医療計画で示されていたへき地保健医療対策に必要な項目が、医療計画において欠如することのないよう、留意されたい。	
本指針は、へき地保健医療対策のさらなる充実を目指して、人口減少・高齢化等に対応し、住民・患者の視点に立った計画を作成するという観点から、その考え方を示すものである。	本指針は、策定した第 11 次へき地保健医療計画のうち医療計画に反映すべき事項等について、住民・患者の視点に立った計画を作成するという観点から、その考え方を示すものである。
具体的には、「第１　へき地医療の現状」でへき地医療の状況等について概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。	具体的には、「第１　へき地医療の現状」でへき地医療の状況等について概観し、次に「第２　医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。
都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各関係機関に求められる機能を理解した上で、機能を担う関係機関とさらにそれらの関係機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。	都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各関係機関に求められる機能を理解した上で、機能を担う関係機関とさらにそれらの関係機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

[1] へき地保健医療対策検討会報告書（第 11 次）（平成 27 年３月）

第１　へき地の医療の現状 １　へき地医療の現状 へき地※（離島におけるへき地を含む。）における医療の確保については、昭和 31 年度からへき地保健医療計画を策定し、各種対策を講じてきている。 ※　無医地区*、準無医地区**などのへき地保健医療対策を実施することが必要とされている地域 ＊　原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径 4㎞の区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区 ＊＊　無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区 (1)　無医地区等の現状 無医地区については、昭和 41 年に 2,920 地区（人口 119 万人）存在したが、その後の 11 次にわたるへき地保健医療計画の実施により、その解消が継続的に図られ、その結果、平成 26 年 10 月末の無医地区は 637 地区（人口 12.4 万人）となっている[2]。 交通環境の整備等により無医地区は減少を続けているものの、解消には至っていないことを考慮すると、引き続きへき地保健医療対策を実施することが重要である。 (2)　へき地医療に従事する医師の現状 医師免許取得後にへき地で勤務することを条件とした地域枠※を設定しているのは 19 都道府県、へき地医療に従事することを条件とした奨学金制度があるのは 24 都道府県となっている[3]。また、自治医科大学卒業医師で 9 年間の義務年限終了後もへき地で勤務を続けている医師は 24.7%となっている[4]。 地域枠等により都道府県がへき地医療に従事する医師を確保するとともに、へき地医療に動機付けするような取組や環境作りも必要である。 ※　大学が特定の診療科や地域で診療を行うことを条件とした選抜枠を設け、都道府県が学生に対して奨学金を貸与（地域医療へ一定の年限従事することにより返還免除）する仕組み。	**第１　へき地の医療の現状** １　へき地医療の現状 へき地※（離島におけるへき地を含む。）における医療の確保については、昭和 31 年度からへき地保健医療計画を策定し各種の施策を講じてきており、平成 18 年度から開始した第 10 次へき地保健医療計画においては、へき地医療支援機構の機能強化、へき地医療拠点病院の整備・運営等を実施し、その充実に努めてきた。 ※　無医地区*、準無医地区**その他へき地診療所が設置されている等、へき地保健医療対策の対象とされている地域 ＊　原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径 4㎞の区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区 ＊＊　無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区 (1)　無医地区等の現状 無医地区については、昭和 41 年に 2,920 地区（人口 119 万人）存在したが、その後の 10 次にわたるへき地保健医療計画の実施により、その解消が継続的に図られ、その結果、平成 21 年 10 月末の無医地区は 705 地区（人口 13.6 万人）となっている。 無医地区は減少を続けてはいるものの解消には至っていないこと等を考慮すると、引き続きへき地保健医療対策を実施することが重要である。 (2)　へき地医療に従事する医師の現状 自治医科大学卒業医師で 9 年間の義務年限終了後もへき地で勤務を続けているのは 29.5%であり、医師免許取得後にへき地で勤務することを義務付けた地域枠※を設定しているのは 11 都道府県である。 なお、地域枠等により都道府県がへき地医療に従事する医師を確保するとともに、へき地医療に動機付けするような取り組みや環境作りも必要である。 ※大学が特定の診療科や地域で診療を行うことを条件とした選抜枠を設け、都道府県が学生に対して奨学金を貸与（地域医療へ一定の年限従事することにより返還免除）する仕組み。

[2] 厚生労働省「無医地区等調査」（平成 26 年度）
[3] 厚生労働省「現況調査」（平成 28 年 1 月）
[4] 厚生労働科学研究「都道府県へき地保健医療計画の検証ならびに次期策定支援に関する研究」（平成 27 年度）

(3)　へき地診療所の現状（施設数：1,105 施設[3]） へき地診療所は、無医地区等において整備しようとする場所を中心としておおむね半径4㎞の区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、当該診療所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する等の診療所をいう。 へき地保健医療対策を実施している都道府県において、1都道府県あたりのへき地診療所数の平均は26か所であり、勤務する医師数は、多くの診療所で1診療所あたり1人となっている[3]。また、へき地診療所において研修医の受入れや医学生のへき地医療実習等を行っている施設は338施設（30.6%）となっている[3]。 また、へき地診療所のうち歯科を設置しているのは27都道府県（85施設、7.7%）であった[3]。なお、過疎地域等特定診療所※のうち歯科を設置しているのは17道県（77施設：96.3%）となっている[3]。 ※　過疎地域等に開設する眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療所。	(3)　へき地診療所の現状 1都道府県あたりのへき地診療所数の平均は23.9か所であり、勤務する医師数は、多くは1人となっている。
(4)　へき地医療拠点病院の現状（施設数：312 施設[3]） へき地医療拠点病院は、無医地区等において、へき地医療支援機構の指導・調整の下に、巡回診療、へき地診療所等の医師派遣や代診医派遣等を実施した実績を有する又は当該年度に実施できると認められ、都道府県が指定する病院をいう。 ただし、へき地医療拠点病院の指定を受けてから一定の期間が経過した後においても、主たる3事業である巡回診療、医師派遣、代診医派遣について、一部の病院において実施されていないという課題がある。 ※　へき地医療拠点病院における支援事業の実施状況について、巡回診療を行っていない施設は221施設（70.8%）、医師派遣を行っていない施設は200施設（64.1%）、代診医派遣を行っていない施設は218施設（69.9%）。また、いずれも行っていない施設は77施設（24.7%）[3]。	(4)　へき地医療拠点病院の現状 へき地医療拠点病院における支援事業の実施状況については、巡回診療は166施設（63.1%）、医師派遣は141施設（53.6%）、代診医派遣は180施設（68.4%）が行っていない[3]。
(5)　へき地を支援するシステム等の現状 へき地医療支援機構は、へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地診療所等への代診医派遣調整等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療政策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的として、都道府県等に設置される。 へき地を有する43都道府県のうち、へき地医療支援機構を設置しているのは40都道府県であり、3県が未設置である[3]。 へき地医療支援機構によるへき地医療拠点病院への代診派遣日数の平均は80.7日、へき地診療所への代診医派遣日数の平均は89.2日となっている[3]。 へき地医療支援機構の専任担当官の活動状況は地域ごとに異なり、専任担当官が1週間	(5)　へき地を支援するシステム等の現状 へき地医療支援機構を設置しているのは39都道府県であり、へき地を有して未設置であるのは4県であった。また、当該業務の責任者である専任担当官の活動状況については地域ごとに異なっていた。一方、へき地医療支援機構と「全く関わりがない」と回答したへき地診療所は52.4%であった[2]。

のうちへき地医療支援業務に従事する日数は、４～５日が16都県ある一方、０～１日未満が10道県、１～３日が14府県となっている[3]。	
	2　第11次へき地保健医療対策の概要 ・　へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院、へき地診療所等については、これらの体制整備を引き続き推進するとともに、相互間の連携強化を図る。 ・　へき地医療支援機構について、各都道府県におけるへき地医療の確保のための調整機関としての役割を強化し、医師の派遣調整等広域的なへき地医療支援体制を図る。 ・　へき地医療を担う医師を確保するために、地域医療への動機付けや、へき地医療を担う医師が安心して勤務・生活できるキャリアパス構築を行う。 ・　都道府県は、各地域の実情を踏まえ、へき地保健医療計画を策定し、へき地保健医療対策の推進を図る。
2　へき地の医療提供体制 (1)　医療提供施設等 ①　へき地診療所 ・　無医地区、準無医地区等における地域住民への医療の提供 ②　へき地医療拠点病院 ・　へき地医療支援機構の指導・調整のもとに、巡回診療、へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む。）、へき地医療従事者に対する研修、遠隔医療支援等の診療支援事業等を行い、へき地における住民の医療を確保 ③　へき地保健指導所 ・　無医地区、準無医地区等での保健指導の実施 ④　社会医療法人 ・　へき地医療に関して一定の実績を有するものとして社会医療法人の認定を受け、へき地診療所やへき地医療拠点病院への医師派遣を実施 (2)　へき地医療を支援する機関等 ①　へき地医療支援機構 ・　へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地診療所等への代診医派遣調整等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療政策の各種事業を円滑かつ効率的に実施する ・　へき地医療に従事する医師確保のためのドクタープールの運営や、へき地医療に従事する医師のキャリアデザインの作成等のキャリア形成支援も担う	3　へき地の医療提供体制 (1)　医療提供施設等 ①　へき地診療所 ・　無医地区、準無医地区等における地域住民への医療の提供 ②　へき地医療拠点病院 ・　へき地医療支援機構の指導・調整のもとに、巡回診療、へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）、へき地医療従事者に対する研修、遠隔医療支援等の診療支援事業等を行い、へき地における住民の医療を確保 ③　へき地保健指導所 ・　無医地区、準無医地区等での保健指導 (2)　へき地医療を支援する機関等 ①　へき地医療支援機構 ・　へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地診療所等への代診医派遣調整等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療政策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的とする。 ・　へき地医療に従事する医師確保のためのドクタープールの運営や、へき地医療に従事する医師のキャリアデザインの作成等のキャリア形成支援も担う。 ・　へき地を有する43都道府県のうち、へき地医療支援機構を設置しているのは39都

② へき地保健医療対策に関する協議会 ・ 医療計画等の作成のほか、へき地保健医療対策にかかる総合的な意見交換・調整等を実施することを目的とする。 ・ へき地保健医療対策に関する協議会は、へき地医療支援機構の専任担当官、へき地医療拠点病院の代表者、地域医師会・歯科医師会の代表者、関係市町村の実務者、大学医学部関係者等により構成する。 ・ へき地保健医療対策に関する協議会の設置と活用実績があったのは26都道府県（60.5%）となっている[3]。	道府県であり、4県が未設置である[3]。 ・ へき地医療支援機構による代診医派遣の延べ派遣日数の平均は115.5日である[3]。 ・ へき地医療支援機構の専任担当官の活動状況は地域ごとに異なり、専任担当官が週のうちへき地医療支援業務に従事する日数は、4～5日が10県ある一方、0～1日が13県、1～2日が8府県である[3]。 ② へき地保健医療対策に関する協議会 ・ へき地保健医療計画等の作成のほか、へき地保健医療対策にかかる総合的な意見交換・調整等を実施することを目的とする。 ・ へき地保健医療対策に関する協議会は、へき地医療支援機構の専任担当官、へき地医療拠点病院の代表者、地域医師会・歯科医師会の代表者、関係市町村の実務者、大学医学部関係者等により構成する。 ・ へき地保健医療対策に関する協議会の設置と活用実績があったのは28都道府県（65%）である[3]。
(3) 患者の搬送体制 ① 内海離島(沿海域) ・ 島内での船舶の確保 ・ 自家用船で移動する場合の陸上での搬送体制 ・ ヘリコプターの着陸地点の指定 ② 外海離島(沿海域以遠) ・ ヘリコプターの着陸地点の指定 ③ 陸上 ・ 夜間の搬送体制 ・ 夜間等に対応する地域外の当番病院の指定 ・ 移動困難時における医療チームの定期的な派遣	(3) 患者の搬送体制 ① 内海離島(沿海域) ・ 島内での船舶の確保 ・ 自家用船で移動する場合の陸上での搬送体制 ・ ヘリコプターの着陸地点の指定 ② 外海離島(沿海域以遠) ・ ヘリコプターの着陸地点の指定 ③ 陸上 ・ 夜間の搬送体制 ・ 夜間等に対応する地域外の当番病院の指定 ・ 移動困難時における医療チームの定期的な派遣
(4) へき地の医療提供体制に関係するその他の体制 ① 情報通信技術（ICT）による診療支援体制 ・ へき地における医療機関の抱える時間的・距離的ハンディを克服するためのツールとして、情報ネットワークの整備があり、へき地医療拠点病院においては12都道府県（29.2%）が遠隔医療を実施している[3]。 ② ドクターヘリ等の活用について ・ へき地医療においても、ドクターヘリや消防防災ヘリなどを、各地域の実情に応じて活用している。 ③ へき地における歯科医療体制	(4) へき地の医療提供体制に関係するその他の体制 ① 情報通信技術（IT）による診療支援体制 ・ へき地における医療機関の抱える時間的・距離的ハンディを克服するためのツールとして、情報ネットワークの整備があり、へき地医療拠点病院においては14.4%が遠隔医療を実施している[2]。 ② ドクターヘリ等の活用について ・ へき地医療においても、ドクターヘリや防災ヘリなどを、各地域の実情に応じて活用している[3]。 ③ へき地における歯科医療体制

・　へき地における歯科医療体制について、10都道府県（23.3%）で歯科医師会との協議の場を設置している[4]。	・　へき地における歯科医療体制については4都道府県（9%）で現地調査が行われている[3]。
④　へき地で勤務する看護師等への支援体制	④　へき地で勤務する看護師等への支援体制
・　平成27年より、離職時にナースセンターへ氏名等の届出を行い、復職に向けたコーディネートを行う制度が開始されている。	・　へき地看護に従事する看護職については11都道府県（26%）で現状調査が行われている[3]。 ・　へき地看護に従事する看護職に対する研修支援は9都道府県（21%）で行われている[3]。
⑤　へき地患者輸送車・艇による輸送等実施 ・　へき地患者輸送車は30都道県（118か所）、へき地患者輸送艇は5県（9か所）にて整備されている[3]。 ・　一部の都道府県において、患者輸送バスの運行や、通院のための交通費補助等を単独事業として実施している。	
第2　医療体制の構築に必要な事項	**第2　医療機関とその連携**
1　目指すべき方向	1　目指すべき方向
前記「第1　へき地医療の現状」を踏まえ、個々の役割とそれを満たす関係機関、さらにそれら関係機関相互の連携により、へき地に暮らす住民に対する医療サービスが継続して実施される体制を構築する。	前記「第1　へき地医療の現状」を踏まえ、個々の役割とそれを満たす関係機関、さらにそれら関係機関相互の連携により、へき地に暮らす住民に対する医療サービスが継続して実施される体制を構築する。
特に、へき地医療支援機構を中心とした、へき地医療拠点病院、へき地診療所等による医療提供体制の確保や、当該施設及び関係機関間の連携の強化も図る。また、へき地医療支援機構ではへき地医療を担う医師の動機付け支援とキャリアパス構築についても取り組む。	特に、第11次へき地保健医療計画を踏まえ、へき地医療支援機構を中心とした、へき地医療拠点病院、へき地診療所等による医療提供体制の確保や、当該施設及び関係機関間の連携の強化も図る。また、へき地医療支援機構ではへき地医療を担う医師の動機付け支援とキャリアパス構築についても取り組む。 詳細はへき地策定指針等を参照のこと。
(1)　医療を確保する体制	(1)　医療を確保する体制
①　へき地の医療及び歯科診療を支える総合診療・プライマリケアを実施する医療従事者（医師、歯科医師、看護師、薬剤師等）の確保	①　へき地医療を担う、プライマリーの診療が可能な医師の確保等
②　へき地医療に従事する医療従事者の継続的な確保（ドクタープール等）	②　ドクタープール等、へき地医療に従事する医師を継続して確保する体制整備
③　へき地医療に従事する医療従事者が安心して勤務・生活できるキャリア形成支援	③　へき地医療に従事する医師が勤務しやすいキャリア形成支援
④　医療従事者の養成過程等における、へき地の医療への動機付け	④　へき地歯科診療、へき地看護に従事する者の確保等
(2)　診療を支援する体制	(2)　診療を支援する体制
①　へき地医療支援機構の役割の強化と機能の充実	①　へき地医療支援機構の役割の強化と機能の充実
②　へき地保健医療対策に関する協議会における協議	②　へき地保健医療対策に関する協議会における協議
③　へき地医療拠点病院からの代診医派遣等の機能強化	③　へき地医療拠点病院からの代診医派遣等の機能強化

④　情報通信技術（ICT）、ドクターヘリ等の活用	④　情報通信技術（IT）、ドクターヘリ等の活用
2　各医療機能と連携 前記「1　目指すべき方向」を踏まえ、へき地医療体制に求められる医療機能及び体制を下記(1)から(4)に示す。都道府県は、各医療機能及び体制の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。	2　各医療機能と連携 前記「1　目指すべき方向」を踏まえ、へき地医療体制に求められる医療機能及び体制を下記（1）から（4）に示す。都道府県は、各医療機能及び体制の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。また、へき地保健医療計画との整合性もとる。
(1)　へき地における保健指導の機能【保健指導】 ①　目標 ・　無医地区等において、保健指導を提供すること ②　関係機関に求められる事項 ・　保健師等が実施し、必要な体制が確保できていること ・　特定地域保健医療システム※を活用していること ・　地区の保健衛生状態を十分把握し、保健所及び最寄りのへき地診療所等との緊密な連携のもとに計画的に地区の実情に即した活動を行うこと ※　「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知）の別添「へき地保健医療対策実施要綱」（以下「へき地対策要綱」という。）に基づく事業。 特別豪雪地帯等の無医地区等に伝送装置による保健医療情報システム体制を整備し、当該地区住民の保健医療の確保を図るもの。 ③　関係機関の例 ・　へき地保健指導所 ・　へき地診療所 ・　保健所	(1)　へき地における保健指導の機能【保健指導】 ①　目標 ・　無医地区等において、保健指導を提供すること ②　関係機関に求められる事項 ・　保健師等が実施し、必要な体制が確保できていること ・　特定地域保健医療システム※を活用していること ・　地区の保健衛生状態を十分把握し、保健所及び最寄りのへき地診療所等との緊密な連携のもとに計画的に地区の実情に即した活動を行うこと ※　「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日医政発第529号医政局長通知）の別添「へき地保健医療対策実施要綱」（以下、「へき地対策要綱」という。）に基づく事業。 特別豪雪地帯等の無医地区等に伝送装置による保健医療情報システム体制を整備し、当該地区住民の保健医療の確保を図るもの。 ③　関係機関の例 ・　へき地保健指導所 ・　へき地診療所 ・　保健所
(2)　へき地における診療の機能【へき地診療】 ①　目標 ・　無医地区等において、地域住民の医療を確保すること ・　24時間365日対応できる体制を整備すること ・　専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備すること ②　医療機関に求められる事項 ・　プライマリケアの診療が可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること ・　必要な診療部門、医療機器等があること ・　へき地診療所診療支援システム※を活用していること	(2)　へき地における診療の機能【へき地診療】 ①　目標 ・　無医地区等において、地域住民の医療を確保すること ・　24時間365日対応できる体制を整備すること ・　専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備すること ②　医療機関に求められる事項 ・　プライマリーの診療が可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること ・　必要な診療部門、医療機器等があること ・　へき地診療所診療支援システム※を活用していること

・ 特定地域保健医療システムを活用していること ・ 緊急の内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院等と連携していること ・ へき地医療拠点病院等における職員研修等に計画的に参加していること ※ へき地対策要綱に基づく事業。へき地医療拠点病院とへき地診療所との間に伝送装置を設置し、へき地医療拠点病院がへき地診療所の診療活動等を援助するもの。	・ 特定地域保健医療システムを活用していること ・ 緊急の内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院※※※等と連携していること ・ へき地医療拠点病院等における職員研修等に計画的に参加していること ※ へき地対策要綱に基づく事業。へき地医療拠点病院とへき地診療所との間に伝送装置を設置し、へき地医療拠点病院がへき地診療所の診療活動等を援助するもの。 ※※※ へき地対策要綱に基づく事業。へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県知事が指定するもの。
③ 医療機関等の例 ・ へき地診療所及び過疎地域等特定診療所 ・ 特例措置許可病院 ・ 巡回診療・離島歯科診療班	③ 医療機関等の例 ・ へき地診療所及び過疎地域等特定診療所 ・ 特例措置許可病院 ・ 巡回診療・離島歯科診療班
(3) へき地の診療を支援する医療の機能【へき地診療の支援医療】 ① 目標 ・ 診療支援機能の向上を図ること ② 医療機関に求められる事項 ・ へき地医療拠点病院支援システム※を活用していること ・ へき地診療所支援システムを活用していること ・ 巡回診療等によりへき地住民の医療を確保すること ・ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む。）及び技術指導、援助を行うこと ・ へき地の医療従事者に対する研修の実施及び研究施設を提供すること ・ 遠隔診療等の実施により各種の診療支援を行うこと ・ その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対して協力すること ・ 24 時間 365 日、医療にアクセスできる体制を整備するため、地域の診療所を含めた当番制の診療体制を構築すること ・ 高度の診療機能を有し、へき地医療拠点病院の診療活動等を援助すること ・ へき地医療拠点病院については、その主たる事業である巡回診療、医師派遣、代診医派遣を、いずれか月１回以上あるいは年 12 回以上実施することが望ましいこと。従って、都道府県は、一定期間継続して上記３事業の実施回数がいずれも月１回未満あるいは年 12 回未満であるへき地医療拠点病院については、その取組が向上されるよう、へき地保健医療対策に関する協議会の中でその在り方等について検討すること	(3) へき地の診療を支援する医療の機能【へき地診療の支援医療】 ① 目標 ・ 診療支援機能の向上を図ること ② 医療機関に求められる事項 ・ へき地医療拠点病院支援システム※を活用していること ・ へき地診療所支援システムを活用していること ・ 巡回診療等によりへき地住民の医療を確保すること ・ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助を行うこと ・ へき地の医療従事者に対する研修の実施及び研究施設を提供すること ・ 遠隔診療等の実施により各種の診療支援を行うこと ・ その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対して協力すること ・ 24 時間 365 日、医療にアクセスできる体制を整備するため、地域の診療所を含めた当番制の診療体制を構築すること ・ 高度の診療機能を有し、へき地医療拠点病院の診療活動等を援助すること

※　へき地対策要綱に基づく事業。小規模なへき地医療拠点病院の機能を強化するため、高度の機能を有する病院等医療機関とへき地医療拠点病院との間に伝送装置を設置し、へき地医療拠点病院の診療活動等を援助するもの。

③　医療機関の例

・　へき地医療拠点病院
・　特定機能病院
・　地域医療支援病院
・　臨床研修病院
・　救命救急センターを有する病院

(4)　行政機関等によるへき地医療の支援【行政機関等の支援】

都道府県は、医療計画の策定に当たり、地域や地区の状況に応じて、医療資源を有効に活用しながら都道府県の実情にあわせて、へき地医療支援機構の強化、へき地医療を担う医師の動機付けとキャリアパスの構築、へき地等の医療提供体制に対する支援、へき地等の歯科医療体制及びへき地等の医療機関に従事する医療スタッフへの支援など行政機関等が担うへき地医療の支援策を明示する。

①　都道府県

・　医療計画の策定及びそれに基づく施策の実施

②　へき地医療支援機構

・　医療計画に基づく施策の実施

ア　目標

・　へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地において継続的に医療サービスを提供できるよう、関係機関の調整等を行うこと

イ　関係機関に求められる事項

・　へき地診療所から代診医派遣、医師派遣の要請があった場合の調整と、へき地医療拠点病院等への派遣要請を行うこと
・　へき地医療に従事する医師を確保するためのドクタープール機能を持つこと
・　へき地医療に従事する医師のキャリア形成支援を行うこと
・　へき地における地域医療分析を行うこと
・　専任担当官として地域医療に意識が高く、ある程度長く継続して努められる医師を配置し、へき地医療関連業務に専念できるような環境を整備すること
・　地域医療支援センターとのより緊密な連携や一体化を進め、へき地の医療体制について、総合的な企画・調整を行うこと

※　へき地対策要綱に基づく事業。小規模なへき地医療拠点病院の機能を強化するため、高度の機能を有する病院等医療機関とへき地医療拠点病院との間に伝送装置を設置し、へき地医療拠点病院の診療活動等を援助するもの。

③　医療機関の例

・　へき地医療拠点病院
・　特定機能病院
・　地域医療支援病院
・　臨床研修病院
・　救命救急センターを有する病院

(4)　行政機関等によるへき地医療の支援【行政機関等の支援】

都道府県は、へき地保健医療計画の策定に当たり、地域や地区の状況に応じて、医療資源を有効に活用しながら都道府県の実情にあわせて、へき地医療支援機構の強化、へき地医療を担う医師の動機付けとキャリアパスの構築、へき地等の医療提供体制に対する支援、へき地等の歯科医療体制及びへき地等の医療機関に従事する医療スタッフについて定めることから、医療計画にもこれらの方策及び行政機関等が担うへき地医療の支援策を明示する。

①　都道府県

・へき地保健医療計画の策定及びそれに基づく施策の実施

②　へき地医療支援機構

・へき地保健医療計画に基づく施策の実施

ア　目標

・　へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地において継続的に医療サービスを提供できるよう、関係機関の調整等を行うこと

イ　関係機関に求められる事項

・　へき地診療所から代診医派遣、医師派遣の要請があった場合の調整と、へき地医療拠点病院への派遣要請を行うこと
・　へき地医療に従事する医師を確保するためのドクタープール機能を持つこと
・　へき地医療に従事する医師のキャリア形成支援を行うこと
・　へき地における地域医療分析を行うこと
・　専任担当官として地域医療に意識が高く、ある程度長く継続して努められる医師を配置し、へき地医療関連業務に専念できるような環境を整備すること

第３　構築の具体的な手順

医療計画の策定に当たっては、患者や住民の視点に立った対象地域ごとの情報となるよう、分かりやすく工夫する必要がある。

１　現状の把握

都道府県は、へき地の医療体制を構築するに当たって、⑴に示す項目を参考に、対象地域の地区ごとに、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、⑵に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、⑵の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

⑴　医療資源・連携等に関する情報

- へき地医療支援機構からの支援策
- へき地医療拠点病院からの支援策
- 最寄りへき地診療所
- 当該地区の解消策とその時期
- 当該時点の支援策と解消までの支援策(解消策)
- 類型(外海離島型、内海離島型等の別)
- その他の問題点等

⑵　指標による現状把握

別表８に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。

２　医療機能の明確化

⑴　都道府県は、へき地医療体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、対象地域において、個々の医療機関や体制に求められる医療機能を明確にする。

⑵　検討を行う際には、へき地医療支援機構の専任担当官、へき地医療拠点病院の代表者、

第３　構築の具体的な手順

へき地における医療体制は、へき地保健医療計画を策定することにより構築されるものであるが、医療計画への反映に当たっては、患者や住民の視点に立った対象地域ごとの情報となるよう、分かりやすく工夫する必要がある。

１　現状の把握

都道府県は、へき地の医療体制を構築するに当たって、⑴に示す項目を参考に、対象地域の地区ごとに、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、⑵に示す、医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、⑵の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

⑴　医療資源・連携等に関する情報

- へき地医療支援機構からの支援策
- へき地医療拠点病院からの支援策
- 最寄りへき地診療所
- 当該地区の解消策とその時期
- 当該時点の支援策と解消までの支援策(解消策)
- 類型(外海離島型、内海離島型等の別)
- その他の問題点等

⑵　指標による現状把握

別表８に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。

２　医療機能の明確化

⑴　都道府県は、へき地医療体制を構築するに当たって、「第２　医療機関とその連携」を基に、前記「1　現状の把握」で収集した情報を分析し、対象地域において、個々の医療機関や体制に求められる医療機能を明確にする。

⑵　検討を行う場合は、へき地医療支援機構の専任担当官、へき地医療拠点病院の代表者、

地域医師会・歯科医師会の代表者、関係市町村の実務者、大学医学部関係者、地域住民の代表等により構成される「へき地保健医療対策に関する協議会」の意見を聞き、その意見を十分踏まえつつ協議を行う。	地域医師会・歯科医師会の代表者、関係市町村の実務者、大学医学部関係者、地域住民の代表等により構成される「へき地保健医療対策に関する協議会」で協議を行う。
3　連携の検討 (1)　都道府県は、へき地の医療体制を構築するに当たって、保健指導、へき地診療及びへき地診療の支援医療が互いに連携するよう、また、関係機関や医療機関の信頼関係を醸成するよう配慮する。 　また、関係機関、地域医師会等の関係者は、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。 (2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第374号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成19年７月20日付け健総発第0720001号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して関係機関の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 (3)　医療計画には、原則として、対象地区及び各機能を担う関係機関の名称を記載することとする。 　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともあり得る。	3　連携の検討 (1)　都道府県は、へき地の医療体制を構築するに当たって、保健指導、へき地診療及びへき地診療の支援医療が互いに連携するよう、また、関係機関や医療機関の信頼関係を醸成するよう配慮する。 　また、関係機関、地域医師会等の関係者は、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。 (2)　保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第374号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成19年７月20日付け健総発第0720001号健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して関係機関の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。 (3)　医療計画には、原則として、対象地区及び各機能を担う関係機関の名称を記載することとする。 　なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともあり得る。
4　課題の抽出 　都道府県は、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、へき地の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。	4　課題の抽出 　都道府県は、「第２　医療機関とその連携」を踏まえ、「1　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、へき地の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。
5　数値目標 　都道府県は、良質かつ適切なへき地医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 　数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 　なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。	5　数値目標 　都道府県は、良質かつ適切なへき地医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 　数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 　なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4　課題の抽出」に対応するよう「5　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。	6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4　課題の抽出」に対応するよう「5　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。
7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも6年（在宅医療その他必要な事項については3年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。	7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。
8　情報共有 各都道府県は、全国へき地医療支援機構等連絡会議において、へき地保健医療対策について意見交換等を行うこととする。	
9　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。	8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

改　正　後	現　　行
周産期医療の体制構築に係る指針	**周産期医療の体制構築に係る指針**
周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいい、周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のことをいう。これまで地域における総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図ってきたところであり、これらの達成目標は「健やか親子21」（平成12年）や「子ども・子育てビジョン」（平成22年）にも目標値として盛り込まれている。また、「少子化社会対策大綱」（平成27年）、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年）でも継続して周産期医療体制の充実に取り組んでいる。	周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいい、周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のことをいう。これまで地域における総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図ってきたところであり、これらの達成目標は「健やか親子21」（平成12年）や「子ども・子育てビジョン」（平成22年）にも目標値として盛り込まれているところである。
これまで、周産期医療体制の整備として、具体的には、「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日付け医政発0126第1号厚生労働省医政局長通知の別添2。以下「周産期整備指針」という。）に基づき、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び搬送体制の整備等を行い、地域の実情に応じて、母体・胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を推進してきたところである。周産期医療体制の整備においては、施設の整備と同時に、周産期医療を担う医師、特に分娩を取り扱う医師及び新生児医療を担当する医師や助産師、看護師等の確保が重要である。	具体的には、地域の実情に応じた周産期医療体制として、「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日医政発0126第1号厚生労働省医政局長通知の別添2。以下「周産期整備指針」という。）に基づき、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び搬送体制の整備等を行い、母体・胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を推進してきたところである。
都道府県はこれまで、医療計画の中では周産期医療体制に関する基本的な内容を記載し、周産期整備指針に基づく周産期医療体制整備計画において周産期医療体制の個別具体的な内容を定めてきているが、平成27年度から開催された「周産期医療体制の在り方に関する検討会」、平成28年度の「医療計画の見直し等に関する検討会」にて、周産期医療体制の整備に関しては、災害、救急等の他事業、精神疾患等の他疾患の診療体制との一層の連携強化が指摘されたこと等を受けて、周産期医療体制整備計画と医療計画（周産期）の一体化により、両計画の整合性をはかり、他事業との連携強化について議論がなされた。	
本指針では、周産期の医療体制を構築するに当たり、「第1　周産期医療の現状」で周産期医療をとりまく状況がどのようなものであるのかを概観し、次に「第2　医療体制の構築に必要な事項」で周産期整備指針及び今回の検討会での議論を踏まえた都道府県の構築すべき医療体制について示している。	本指針では、周産期の医療体制を構築するに当たり、周産期整備指針等を考慮に入れつつ、「第1　周産期医療の現状」で周産期医療をとりまく状況がどのようなものであるのかを概観し、次に「第2　医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。
都道府県は、これらを踏まえつつ、「第3　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また分娩のリスクに応じて必要となる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。	都道府県は、これらを踏まえつつ、「第3　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また分娩のリスクに応じて必要となる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

周産期医療体制は、充実した周産期医療に対する需要の増加に対応するため、都道府県において、地域の実情に応じ、保健医療関係機関・団体の合意に基づきその基本的方向を定めた上で、周産期に係る保健医療の総合的なサービスを提供するものとして整備される必要がある。厚生労働省において周産期医療対策事業の充実を図るとともに、都道府県において、医療関係者等の協力の下に、限られた資源を有効に生かしながら、将来を見据えた周産期医療体制の整備を図ることにより、地域における周産期医療の適切な提供を図るものである。	
第１　周産期医療の現状 １　周産期医療をとりまく状況 わが国における周産期医療の受療動向は、およそ以下のとおりとなっている。 (1)　分娩件数及び出生の場所[1] 分娩件数は、平成17年に約108万件であったが、平成27年には約102万件と約6％減少している。 出生場所は、昭和25年には「自宅・その他」で95.4%が出生していたが、昭和45年には3.9%となり、代わりに「病院・診療所」が85.4%、「助産所」が10.6%と増えている。 さらに平成27年には「自宅、その他」は0.1%となり、「病院・診療所」が99.2%、「助産所」が0.7%と推移している。 (2)　出生年齢の推移[1] 全出生中の35歳以上の割合は、昭和25年に15.6%(36.5万人)であったが、昭和45年に4.7%(9.1万人)、 平成27年に28.1%（28.2万人）と推移している。また、第１子出生時の平均年齢の年次推移は、昭和25年に24.4歳であったが、昭和45年には25.6歳、平成12年は28.0歳、平成17年は29.1歳、平成27年には30.7歳と一貫して上昇が継続している。 (3)　複産の割合[1] 全分娩件数中の複産の割合は、平成12年に1.0%、平成17年に1.2%、平成22年に1.0%と推移している。 (4)　周産期死亡率及び死産率[1] 周産期死亡率（出産1,000対）は、昭和55年に20.2、平成12年に5.8、平成17年に4.8、平成27年に3.6と減少している。 妊娠満22週以後の死産率（出産1000対）は、昭和55年に16.4、平成12年に4.5、平成17年に3.8、平成27年に3.0と減少している。	**第１　周産期医療の現状** １　周産期医療をとりまく状況 わが国における周産期医療の受療動向は、およそ以下のとおりとなっている。 (1)　分娩件数及び出生の場所 分娩件数は、平成12年に約122万件であったが、平成22年には約109万件と約11%減少している。 出生場所は、昭和25年には「自宅・その他」で95.4%が出生していたが、昭和45年には3.9%となり、代わりに「病院・診療所」が85.4%、「助産所」が10.6%と増えている。 さらに平成22年には「病院・診療所」が98.9%、「助産所」が0.9%と推移している。 (2)　出生年齢の推移[1] 全出生中の35歳以上の割合は、昭和25年に15.6%(36.5万人)であったが、昭和45年に4.7%(9.1万人)、 平成22年に23.8%（25.6万人）と推移している。また、そのうち40歳以上の割合は3.3%（3.5万人）となっている。 (3)　複産の割合[1] 全分娩件数中の複産の割合は、平成12年に1.0%、平成17年に1.2%、平成22年に1.0%と推移している。 (4)　周産期死亡率及び死産率[1] 周産期死亡率（出産1000対）は、昭和55年に20.2、平成12年に5.8、平成22年に4.2と減少している。 妊娠満22週以後の死産率（出産1000対）は、昭和55年に16.4、平成12年に4.5、平成22年に3.4と減少している。

[1] 厚生労働省「人口動態統計（確定数）」（平成~~22~~27年）

(5)　帝王切開術の割合[2] 分娩における帝王切開術の割合は、平成２年に一般病院で 11.2%、一般診療所で 8.3%、全分娩に対しては 9.8%であったが、平成 26 年にはそれぞれ 24.8%、13.6%、19.5%と大幅に上昇している。	(5)　帝王切開術の割合 全分娩における帝王切開術の割合は、平成２年に一般病院で 11.2%、一般診療所で 8.3%であったが、平成 20 年にそれぞれ 23.3%、13.0%と大幅に上昇している。
(6)　低出生体重児[1] 低出生体重児(2,500 グラム未満)の出生割合は、平成２年に 6.3%、平成 12 年に 8.6%、平成 22 年に 9.6%と増加している。その後は横ばいであり、平成 27 年は 9.5%である。また、超低出生体重児（1,000 グラム未満）についても、平成２年に 0.19%、平成 12 年に 0.24%、平成 22 年に 0.30%、平成 27 年は 0.31 と同様の傾向である。	(6)　低出生体重児[1] 低出生体重児(2,500 グラム未満)の出生割合は、平成２年に 6.3%、平成 12 年に 8.6%、平成 22 年に 9.6%と増加している。また、極低出生体重児（1,500 グラム未満）について言えば、平成２年に 0.5%、平成 12 年に 0.7%、平成 22 年に 0.8%と同様に増加している。
(7)　早産児[1] 早産児（在胎期間 37 週未満）の出生割合は、平成２年に 4.5%、平成 12 年に 5.4%、平成 17 年に 5.7%、平成 27 年は 5.6%であり、平成 17 年以降は横ばいである。	(7)　早産児[1] 早産児（在胎期間 37 週未満）の出生割合は、平成２年に 4.5%、平成 12 年に 5.4%、平成 22 年に 5.7%と増加している。
(8)　新生児死亡率[1] 新生児死亡率（出生 1,000 対）は、平成２年に 2.6、平成 12 年に 1.8、平成 22 年に 1.1、平成 27 年に 0.9 と減少している。	(8)　新生児死亡率[1] 新生児死亡率（出生 1000 対）は、平成２年に 2.6、平成 12 年に 1.8、平成 22 年に 1.1 と減少している。
(9)　妊産婦死亡率[1] 妊産婦死亡率（出産 10 万対）は、平成 12 年の 6.3 が、平成 22 年に 4.1、平成 27 年に 3.8 となっている。	(9)　その他（「健やか親子 21」各課題の取組より） 妊産婦死亡率(出産 10 万対)は、平成 12 年の 6.3 が、平成 22 年に 4.1 となっている。 産後うつ病の発生率は、平成 13 年の 13.4%が、平成 21 年に 10.3%となっている。 産婦人科医師数（産婦人科医及び産科医）は、平成 12 年の 11,059 人が、平成 22 年に 10,652 人となっている。 助産師数は、平成 12 年の 24,511 人が、平成 22 年に 29,672 人となっている。
(10) 産後うつ病の発生率 産後うつ病の発生率は、平成 13 年の 13.4%が、平成 21 年に 10.3%、平成 25 年に 9.0%となっている[3]。	
2　周産期医療の提供体制	2　周産期医療の提供体制
(1)　周産期医療の提供体制	(1)　周産期医療の提供体制
①　施設分娩のうち、診療所と病院での出生がそれぞれ 45.5%、53.7%を担い、助産所での出生は 0.7%を担っている[1]。分娩取扱施設（病院、診療所）の数は、平成８年には病院 1,720 施設、診療所 2,271 施設であったが、平成 26 年は病院 1,041 施設、診療所 1,243 施設と、20 年以上一貫して減少が続いている[2]。 分娩取扱診療所の平均常勤産婦人科医師数の推移は 1.5 人（平成 20 年）から 1.7 人（平成 26 年）と、１～２名の医師による診療体制には大きな変化はなく、全分娩の 45.5%	①　施設分娩のうち、診療所と病院での出生がそれぞれ約半数を担い、助産所での出生は 0.9%程度を担っている[1]。 また 1～2 名の医師による有床診療所が全分娩の約半数を担い、病院に勤務する産婦人科医も平均３名程度であり、さらに新生児集中治療管理室（NICU）１施設当たりの病床も

[2] 厚生労働省「医療施設調査」（平成2026 年）
[3] 厚生労働科学研究「健やか親子 21」の最終評価・課題分析及び次期国民健康運動の推進に関する研究」（主任研究者　山縣然太朗）（平成 25 年）

をこのような有床診療所が担っている。一方、分娩取扱病院の平均常勤産婦人科医数は4.3人(平成20年)から6.0人(平成26人)[2]と増加傾向であり、分娩取扱病院においては、勤務環境の整備や分娩体制の維持等のために一定程度の集約化が進んでいると考えられる。また、平成15年には新生児集中治療室（以下「NICU」という。）をもつ施設のうち、１施設当たりの病床が６床以下の施設数が最も多かった（日本周産期・新生児医学会調査）が、平成26年は６床以下の施設は29%（医政局地域医療計画課調査）と施設の規模も拡大傾向にある。	3または6床の小規模の施設数が最も多い（2003年日本周産期・新生児医学会調査）など、施設の規模(1施設当たりの医師数)が小さい施設が多い。
このように、わが国の周産期医療提供体制は、比較的小規模な多数の分娩施設が分散的に分娩を担うという特徴を有しているものの、近年は分娩取扱病院については重点化、集約化が徐々に進んでいる。	このように、わが国の周産期医療提供体制は、比較的小規模な多数の分娩施設が分散的に分娩を担うという特徴を有している。
② NICUの病床数は、平成14年に265施設、2,122床であったが、平成26年に330施設、3,052床となっている。また、母体・胎児集中治療室（以下「MFICU」という。）は平成８年より設置が開始され、平成14年に42施設、381床であったが、平成26年に110施設、715床と増加している[2]。	② NICUの病床数は、平成14年に265施設、2122床であったが、平成20年に265施設、2310床となっている。また、母体・胎児集中治療室（MFICU）は平成８年より設置が開始され、平成14年に42施設、381床であったが、平成20年に77施設、512床と増加している[2]。
③ このような状況の中で、これまで周産期医療に係る人的・物的資源を充実し、高度な医療を適切に供給する体制を整備するため、各都道府県において、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び搬送体制等に関する周産期医療体制の整備が進められてきたところである。	③ このような状況の中で、周産期医療に係る人的・物的資源を充実し、高度な医療を適切に供給する体制を整備するため、各都道府県において、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び搬送体制等に関する周産期医療体制の整備が進められてきたところである。
④ 「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」（平成17年12月22日付け医政発第1222007号・雇児発第1222007号・総財経第422号・17文科高第642号厚生労働省医政局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長連名通知。以下「集約化推進通知」という。）において、小児科・産科の医師偏在問題については、医療資源の集約化・重点化の推進が当面の最も有効な方策であることを示した。	④ また、平成17年12月22日付け医政局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」（以下「集約化推進通知」という。）において、小児科・産科の医師偏在問題については、医療資源の集約化・重点化の推進が当面の最も有効な方策であることを示したところである。
⑤ 続いて「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会報告書」（平成21年３月）を受け、周産期医療対策事業の実施要綱に基づく周産期整備指針の見直しを行うため、平成22年１月に「周産期医療の確保について」（平成22年１月26日付け医政発0126第１号厚生労働省医政局長通知）を発出した。	⑤ 「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会報告書」（平成21年３月）を受け、周産期医療対策事業の実施要綱に基づく周産期整備指針の見直しを行うため、平成22年１月に「周産期医療の確保について」（平成22年１月26日医政発0126第１号厚生労働省医政局長通知）を発出したところである。
⑥ さらに「周産期医療体制のあり方に関する検討会」を平成27年度から開催し、平成23年度以降の周産期を取り巻く様々な課題についての議論を行い、周産期医療体制の新たな方針を示した。	
(2) 産婦人科医の実態 平成12年から平成26年までの間に医療施設に従事する医師総数が約5.4万人（22%）	(2) 産科医の実態 平成12年から平成22年までの間に医師全体の数が約3.9万人増加した一方、産科医(及

増加した一方、産婦人科医師数（産婦人科医、産科医及び婦人科医）は、平成12年の12,870人が、平成22年に12,369人、平成26年は12,888人と18人(0.1%)の増加である[4]。分娩取扱施設の常勤産婦人科医師数は、平成20年は7,390人、平成27年は8,576人で増加傾向となっている。	び産婦人科医）の数は逆に約400人減少している[4]。
(3)　新生児医療を担当する医師の実態 新生児医療を担当する小児科医等は、平成12年に2,640人、平成22年に3,173人と増加傾向であったが、平成26年は3,289人と、NICU病床数に比して増加が緩徐である[5]。	(3)　新生児医療を担当する医師の実態 新生児医療を担当する小児科医等は、平成12年に2640人、平成22年に3173人と増加している。
(4)　助産師の実態 助産師数は平成８年には約2.4万人であったが、平成26年には3.4万人まで増加している[6]。 助産所の数（助産所の開設者である助産師数）は、平成８年に947施設であったものが、平成18年に683施設まで減少したが、平成26年に902施設まで回復している。しかし、分娩取扱助産所数は、平成23年には474施設であったが平成27年には408施設と漸減している[6]。一方、院内助産所数及び助産師外来は、平成23年にはそれぞれ160、894であったが、平成26年にはそれぞれ166、947と増加傾向である[2]。	(4)　助産師の実態 昭和30年の5.5万人から平成4年頃の2.3万人まで減少したが、平成22年に3.0万人まで回復している[4]。 助産所の数（助産所開設者数）は、平成８年に947施設であったものが、平成18年に683施設まで減少したが、平成22年に890施設まで回復している[5]。
第２　医療体制の構築に必要な事項 １　都道府県における周産期医療体制の整備 (1)　周産期医療に関する協議会 ①　周産期医療に関する協議会の設置 都道府県は、周産期医療体制の整備に関する協議を行うため、周産期整備指針に規定していた周産期医療協議会を継続させる等により、周産期医療の提供体制を整備・推進する上で重要な関係を有する者を構成員として、周産期医療に関する協議会を設置するものとする。周産期医療体制を整備・推進する上で重要な関係を有する者とは、例えば、保健医療関係機関・団体の代表、中核となる周産期母子医療センターや地域の一次医療施設等の医師・助産師等看護職及びその他の医療従事者、医育機関関係者、消防関係者、学識経験者、都道府県・市町村の代表等のことをいうものであり、地域の実情に応じて選定する。 ②　協議事項 周産期医療に関する協議会は、次に掲げる事項について、必要に応じて年に複数回、	**第２　医療機関とその連携**

[4]　厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成26年）
[5]　日本新生児成育医学会会員数
[6]　厚生労働省「衛生行政報告例」（平成27年）

協議を行うものとする。またその内容について、都道府県は住民に対して情報提供を行うものとする。なお、周産期搬送、精神疾患を含む合併症を有する母体や新生児の受入れ、災害対策など、他事業・疾患との連携を要する事項については、周産期医療に関する協議会と、メディカルコントロール協議会、消防防災主管部局等の関連団体や各事業の行政担当者と連携し、地域の実情に応じて、実施に関する基準等を協議するものとする。

ア　周産期医療体制に係る調査分析に関する事項

イ　医療計画（周産期医療）の策定に関する事項（第６次医療計画までの周産期医療体制整備計画の内容を含む。）

ウ　母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）、母体や新生児の死亡や重篤な症例に関する事項

エ　総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項

オ　周産期医療情報センター（周産期救急情報システムを含む。）に関する事項

カ　搬送コーディネーターに関する事項

キ　他事業との連携を要する事項（救急医療、災害医療、精神疾患等の周産期に合併する疾患に関する医療等）

ク　地域周産期医療関連施設等の周産期医療関係者に対する研修に関する事項

ケ　その他、特に検討を要する事例や周産期医療体制の整備に関し必要な事項

③　都道府県医療審議会等との連携

周産期医療に関する協議会については、医療法第71条の２第１項に規定する都道府県医療審議会又は同法第30条の23第１項に規定する地域医療対策協議会の作業部会として位置付けるなど、都道府県医療審議会及び地域医療対策協議会と密接な連携を図るものとする。

(2)　総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター

①　指定及び認定

都道府県は、２の(2)の③に定める機能、診療科目、設備等を有する医療施設を総合周産期母子医療センターとして指定するものとする。また、都道府県は、２の(2)の②に定める機能、診療科目、設備等を有する医療施設を地域周産期母子医療センターとして認定するものとする。

②　支援及び指導

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターは、本指針の定める機能、診療科目、設備等を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに都道府県に報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該医療施設に対して適切な支援及び指導

を行うものとする。

③　指定及び認定の取消し

イに定める都道府県による支援及び指導が実施された後も総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターが改善しない場合は、都道府県は、当該医療施設の総合周産期母子医療センターの指定又は地域周産期母子医療センターの認定を取り消すことができるものとする。

(3)　周産期医療情報センター

①　周産期医療情報センターの設置

都道府県は、総合周産期母子医療センター等に周産期医療情報センターを設置するものとする。

②　周産期救急情報システムの運営

ア　周産期医療情報センターは、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び助産所を含む一次医療施設や地域周産期医療関連施設等と通信回線等を接続し、周産期救急情報システムを運営するものとする。

イ　周産期医療情報センターは、次に掲げる情報を収集し、関係者に提供するものとする。

（ア）周産期医療に関する診療科別医師の存否及び勤務状況

（イ）病床の空床状況

（ウ）手術、検査及び処置の可否

（エ）重症例の受入可能状況

（オ）救急搬送に同行する医師の存否

（カ）その他地域の周産期医療の提供に関し必要な事項

ウ　情報収集・提供の方法

周産期医療情報センターは、電話、FAX、コンピューター等適切な方法により情報を収集し、関係者に提供するものとする。

エ　救急医療情報システムとの連携

周産期救急情報システムについては、救急医療情報システムとの一体的運用や相互の情報参照等により、救急医療情報システムと連携を図るものとする。また、周産期救急情報システムと救急医療情報システムを連携させることにより、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設、救命救急センター、消防機関等が情報を共有できる体制を整備することが望ましい。また、災害時等、通信手段が限られた場合の周産期救急情報システムの運用についても平時より関係者に周知すること。

(4)　搬送コーディネーター

都道府県は、周産期医療情報センター、救急医療情報センター等に、次に掲げる業務を行う搬送コーディネーターを配置することが望ましい。

①　医療施設又は消防機関から、母体又は新生児の受入医療施設の調整の要請を受け、受入医療施設の選定、確認及び回答を行うこと。

②　医療施設から情報を積極的に収集し、情報を更新するなど、周産期救急情報システムの活用推進に努めること。

③　必要に応じて、住民に医療施設の情報提供を行うこと。

④　その他母体及び新生児の搬送及び受入れに関し必要な業務を行うこと。

(5)　周産期における災害対策

これまでの震災の研究や検討から、現状の災害医療体制では小児・周産期医療に関して準備不足であることが指摘された。また、周産期医療については平時から独自のネットワークが形成されていることが多く、災害時にも既存のネットワークを活用する必要性が指摘された[7]。そのため、都道府県は災害対策本部等に災害医療コーディネーターのサポートとして、小児・周産期医療に特化した調整役である「災害時小児周産期リエゾン」を配置すること。また、災害時小児周産期リエゾンに認定された者は、各都道府県において平時からの訓練や災害時の活動を通じて、地域のネットワークを災害時に有効に活用する仕組みを構築すること。なお、訓練の実施にあたっては、周産期母子医療センターをはじめ、地域の一次医療施設を含めて地域全体で行うこと。

(6)　周産期医療関係者に対する研修

都道府県は、地域周産期医療関連施設等の医師、助産師、看護師、搬送コーディネーター、NICU 入院児支援コーディネーター等に対し、地域の保健医療関係機関・団体等と連携し、総合周産期母子医療センター等において、必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得させ、また地域における母子保健や福祉等の体制についての理解を深めるため、到達目標を定め、研修を行うものとする。

①　到達目標の例

ア　周産期医療に必要とされる基本的な知識及び技術の習得

イ　緊急を要する母体及び新生児に対する的確な判断力及び高度な技術の習得

ウ　NICU 等高次医療施設を退院後、地域で医療的なケアを要する児や家族のための環境整備や地域連携のために必要な手続き等に関する基礎的な知識の習得

②　研修内容の例

ア　産科

[7] 厚生労働省「周産期医療体制のあり方に関する検討会意見のとりまとめ」（平成 28 年度）

（ア）胎児及び母体の状況の適切な把握と迅速な対応 （イ）産科ショックとその対策 （ウ）妊産婦死亡とその防止対策 （エ）帝王切開の問題点 イ　新生児医療 （ア）ハイリスク新生児の医療提供体制 （イ）新生児関連統計・疫学データ （ウ）新生児搬送の適応 （エ）新生児蘇生法 （オ）ハイリスク新生児の迅速な診断 （カ）新生児管理の実際 （キ）退院後の保健指導、フォローアップ実施方法等 ウ　その他 （ア）救急患者の緊急度の判断、救急患者の搬送及び受入ルール等 （イ）他の診療科との合同の症例検討会等 （ウ）地域の福祉施設、療育支援施設との連携会議等	
2　医療機関とその連携 (1)　目指すべき方向 前記「第１　周産期医療の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携により、対応する分娩のリスクに応じた医療が提供される体制を構築する。 構築に当たっては、医療機関間の連携、近隣都道府県等との連携（広域搬送・相互支援体制の構築等、県域を越えた母体及び新生児の搬送及び受入れが円滑に行われるための措置）、輸血の確保（地域の関係機関との連携を図り、血漿製剤や赤血球製剤等の輸血用血液製剤が緊急時の大量使用の場合も含め安定的に供給されるよう努める）等を推進するとともに、これまでのハイリスク分娩等に対する取組以外にも、正常分娩等に対する安全な医療を提供するための体制の確保や、周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場で療養・療育できる体制の確保についても取り組むこととする。 ①　正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携 ア　正常分娩(リスクの低い帝王切開術を含む。)や妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を安全に実施可能な体制 イ　ハイリスク分娩や急変時には地域周産期母子医療センター等へ迅速に搬送が可能	1　目指すべき方向 前記「第１　周産期医療の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携により、対応する分娩のリスクに応じた医療が提供される体制を構築する。 構築に当たっては、周産期整備指針に基づく周産期医療体制の構築として、医療機関間の連携、近隣都道府県等との連携（広域搬送・相互支援体制の構築等、県域を越えた母体及び新生児の搬送及び受入れが円滑に行われるための措置）、輸血の確保（地域の関係機関との連携を図り、血小板等輸血用血液製剤が緊急時の大量使用の場合も含め安定的に供給されるよう努める）等を推進するとともに、これまでのハイリスク分娩等に対する取組以外にも、正常分娩等に対する安全な医療を提供するための体制の確保や、周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場で療養・療育できる体制の確保についても取り組むこととする。 (1)　正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携 ①　正常分娩(リスクの低い帝王切開術を含む。)や妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を安全に実施可能な体制 ②　ハイリスク分娩や急変時には地域周産期母子医療センター等へ迅速に搬送が可能な

な体制 ② 周産期の救急対応が 24 時間可能な体制 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及びそれに準ずる施設を中心とした周産期医療体制による、24 時間対応可能な周産期の救急対応 ③ 新生児医療の提供が可能な体制 新生児搬送体制やNICU、新生児回復期治療室（以下「GCU」という。）の整備を含めた新生児医療の提供が可能な体制。低出生体重児の割合の増加や長期入院等により病床が不足する傾向にあることから、都道府県は出生１万人対 25 床から 30 床を目標として、その配置も含め地域の実情に応じて整備を進めるものとする。特に、安定した地域周産期医療提供体制の構築のためには新生児医療を担う医師の確保、充足が重要であることから、周産期母子医療センター等の地域新生児医療を担う施設における新生児医療を担当する医師の充足状況を把握した上で、医師の確保のために必要な方策を検討し、明示すること ④ NICU に入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制 周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、保健及び福祉サービスが相互に連携した支援 (2) 各医療機能と連携 前記「(1) 目指すべき方向」を踏まえ、周産期医療体制に求められる医療機能を下記①から④に示す。 都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。 ① 正常分娩等を扱う機能(日常の生活・保健指導及び新生児の医療の相談を含む。)【正常分娩】 ア 目標 ・ 正常分娩に対応すること ・ 妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を行うこと ・ 周産期母子医療センター及びそれに準ずる施設など他の医療機関との連携により、リスクの低い帝王切開術に対応すること イ 医療機関に求められる事項 ・ 産科に必要とされる検査、診断、治療が実施可能であること ・ 正常分娩を安全に実施可能であること	体制 (2) 周産期の救急対応が 24 時間可能な体制 ① 総合周産期母子医療センター※、地域周産期母子医療センター※及びそれに準ずる施設を中心とした周産期医療体制による、24 時間対応可能な周産期の救急対応 ※ 周産期整備指針に規定されるもの。 (3) 新生児医療の提供が可能な体制 新生児搬送や新生児集中治療管理室(NICU)の後方病室確保を含めた新生児医療の提供が可能な体制 (4) NICU に入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制 周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、保健及び福祉サービスが相互に連携した支援 2 各医療機能と連携 前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、周産期の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。 (1) 正常分娩等を扱う機能(日常の生活・保健指導及び新生児の医療の相談を含む。)【正常分娩】 ① 目標 ・ 正常分娩に対応すること ・ 妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を行うこと ・ 地域周産期母子医療センター及びそれに準ずる施設など他の医療機関との連携により、リスクの低い帝王切開術に対応すること ② 医療機関に求められる事項 ・ 産科に必要とされる検査、診断、治療が実施可能であること ・ 正常分娩を安全に実施可能であること

・ 他の医療機関との連携により、合併症や、帝王切開術その他の手術に適切に対応できること ・ 妊産婦のメンタルヘルスに対応可能であること ・ 緊急時の搬送にあたっては、周産期救急情報システム等を活用し、病態や緊急度に応じて適切な医療機関を選定すること。また平時から近隣の高次施設との連携体制を構築すること ウ 医療機関の例 ・ 産科又は産婦人科を標榜する病院又は診療所 ・ 連携病院（集約化推進通知に規定されるもの） ・ 助産所 ② 周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能【地域周産期母子医療センター】 ア 目標 ・ 周産期に係る比較的高度な医療行為を実施すること ・ 24時間体制での周産期救急医療（緊急帝王切開術、その他の緊急手術を含む。）に対応すること イ 医療機関に求められる事項 (ア) 機能 a 地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設を都道府県が認定するものである。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を備えていないものであっても、地域周産期母子医療センターとして認定することができるものとする。 b 地域周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。 c 都道府県は、各地域周産期母子医療センターにおいて設定された提供可能な新生児医療の水準について、医療計画に明記するなどにより、関係者及び住民に情報提供するものとする。 (イ) 整備内容 a 施設数	・ 他の医療機関との連携により、合併症や、帝王切開術その他の手術に適切に対応できること ・ 妊産婦のメンタルヘルスに対応可能であること ③ 医療機関の例 ・ 産科又は産婦人科を標榜する病院又は診療所 ・ 連携病院(集約化推進通知に規定されるもの) ・ 助産所 (2) 周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能【地域周産期母子医療センター】 ① 目標 ・ 周産期に係る比較的高度な医療行為を実施すること ・ 24時間体制での周産期救急医療(緊急帝王切開術、その他の緊急手術を含む。)に対応すること ② 医療機関に求められる事項 周産期整備指針第2の2 地域周産期母子医療センターの項を参照されたい。 (参考：周産期整備指針より) ア 機能 (ア) 地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設を都道府県が認定するものである。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を備えていないものであっても、地域周産期母子医療センターとして認定することができるものとする。 (イ) 地域周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。 (ウ) 都道府県は、各地域周産期母子医療センターにおいて設定された提供可能な新生児医療の水準について、医療計画および周産期医療体制整備計画に明記するなどにより、関係者及び住民に情報提供するものとする。 イ 整備内容 (ア) 施設数

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センター一か所に対して数か所の割合で整備するものとし、一つ又は複数の二次医療圏に一か所又は必要に応じそれ以上整備することが望ましい。	地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センター1か所に対して数か所の割合で整備するものとし、1つ又は複数の2次医療圏に1か所又は必要に応じそれ以上整備することが望ましい。
b　診療科目	(イ)　診療科目
地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)を有するものとし、麻酔科及びその他関連診療科を有することが望ましい。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を有していなくても差し支えないものとする。	地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)を有するものとし、麻酔科及びその他関連診療科を有することが望ましい。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を有していなくても差し支えないものとする。
c　設備	(ウ)　設備
地域周産期母子医療センターは、次に掲げる設備を備えるものとする。	地域周産期母子医療センターは、次に掲げる設備を備えるものとする。
(a)　産科を有する場合は、次に掲げる設備を備えることが望ましい。	a　産科を有する場合は、次に掲げる設備を備えることが望ましい。
i　緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器	(a)　緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器
ii　分娩監視装置	(b)　分娩監視装置
iii　超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）	(c)　超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）
iv　微量輸液装置	(d)　微量輸液装置
v　その他産科医療に必要な設備	(e)　その他産科医療に必要な設備
(b)　小児科等には新生児病室を有し、次に掲げる設備を備えるNICUを設けることが望ましい。	b　小児科等には新生児病室を有し、次に掲げる設備を備えるNICUを設けることが望ましい。
i　新生児用呼吸循環監視装置	(a)　新生児用呼吸循環監視装置
ii　新生児用人工換気装置	(b)　新生児用人工換気装置
iii　保育器	(c)　保育器
iv　その他新生児集中治療に必要な設備	(d)　その他新生児集中治療に必要な設備
(ウ) 職員	ウ　職員
地域周産期母子医療センターは、次に掲げる職員を配置することが望ましい。	地域周産期母子医療センターは、次に掲げる職員を配置することが望ましい。
a　小児科（新生児医療を担当するもの）については、24時間体制を確保するために必要な職員	(ア)　小児科（新生児医療を担当するもの）については、24時間体制を確保するために必要な職員
b　産科を有する場合は、帝王切開術が必要な場合に迅速（おおむね30分以内）に手術への対応が可能となるような医師（麻酔科医を含む。）及びその他の各種職員	(イ)　産科を有する場合は、帝王切開術が必要な場合に迅速（おおむね30分以内）に手術への対応が可能となるような医師（麻酔科医を含む。）及びその他の各種職員
c　新生児病室については、次に掲げる職員	(ウ)新生児病室については、次に掲げる職員
(a)　24時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務していること	a　24時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務していること。
(b)　各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること	b　各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること。

(c) 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること (d) NICUを有する場合は入院児支援コーディネーターを配置することが望ましい	c 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。
(エ) 連携機能 地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センターからの戻り搬送の受入れ、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、合同症例検討会等の開催等により、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。	エ 連携機能 地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センターからの戻り搬送の受入れ、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、合同症例検討会等の開催等により、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。
ウ 医療機関の例 ・ 地域周産期母子医療センター（集約化推進通知に規定される連携強化病院を含む。）	③ 医療機関の例 ・ 地域周産期母子医療センター等 ・ 連携強化病院(集約化推進通知に規定されるもの)
③ 母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能【総合周産期母子医療センター】	(3) 母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能【総合周産期母子医療センター】
ア 目標 ・ 合併症妊娠、胎児・新生児異常等母体又は児にリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症を有する母体に対応すること ・ 周産期医療体制の中核として地域周産期医療関連施設等との連携を図ること	① 目標 ・ 合併症妊娠、胎児・新生児異常等母体又は児にリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症を有する母体に対応すること。 ・ 周産期医療体制の中核として地域周産期医療関連施設等との連携を図ること
イ 医療機関に求められる事項	② 医療機関に求められる事項 周産期整備指針第２の１総合周産期母子医療センターの項を参照されたい。 （参考：周産期整備指針より）
(ア) 機能 a 総合周産期母子医療センターは、相当規模のMFICUを含む産科病棟及びNICUを含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、脳血管疾患、心疾患、敗血症、外傷、精神疾患等を有する母体に対応することができる医療施設を都道府県が指定するものである。	ア 機能 (ア) 総合周産期母子医療センターは、相当規模のMFICUを含む産科病棟及びNICUを含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、脳血管疾患、心疾患、敗血症、外傷等を有する母体に対応することができる医療施設を都道府県が指定するものである。
b 総合周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送を受け入れるなど、周産期医療体制の中核として地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。	(イ) 総合周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送を受け入れるなど、周産期医療体制の中核として地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。

（イ）整備内容 a　施設数 総合周産期母子医療センターは、原則として、三次医療圏に一か所整備するものとする。ただし、都道府県の面積、人口、地勢、交通事情、周産期受療状況及び地域周産期医療関連施設の所在等を考慮し、三次医療圏に複数設置することができるものとする。なお、三次医療圏に総合周産期母子医療センターを複数設置する場合は、周産期医療情報センター等に母体搬送及び新生児搬送の調整等を行う搬送コーディネーターを配置する等により、母体及び新生児の円滑な搬送及び受入れに留意するものとする。 b　診療科目 総合周産期母子医療センターは、産科及び新生児医療を専門とする小児科（MFICU及びNICUを有するものに限る。）、麻酔科その他の関係診療科を有するものとする。 c　関係診療科との連携 総合周産期母子医療センターは、当該施設の関係診療科と日頃から緊密な連携を図るものとする。 総合周産期母子医療センターを設置する医療施設が救命救急センターを設置している場合又は救命救急センターと同等の機能を有する場合（救急科、脳神経外科、心臓血管外科又は循環器内科、放射線科、内科、外科等を有することをいう。）は、都道府県は、その旨を医療計画に記載し、関係者及び住民に情報提供するものとする。また、総合周産期母子医療センターを設置する医療施設が救命救急センターを設置していない場合又は救命救急センターと同等の機能を有していない場合は、都道府県は、当該施設で対応できない母体及び新生児の疾患並びに当該疾患について連携して対応する協力医療施設を医療計画に記載し、関係者及び住民に情報提供するものとする。 また、総合周産期母子医療センターを設置する医療施設においては、当該施設が精神科を有し施設内連携が図られている場合はその旨、有さない場合は連携して対応する協力医療施設を医療計画に記載し、精神疾患を合併する妊産婦についても対応可能な体制を整え、関係者および住民に情報提供するものとする。 d　設備等 総合周産期母子医療センターは、次に掲げる設備等を備えるものとする。	イ　整備内容 (ア)　施設数 総合周産期母子医療センターは、原則として、三次医療圏に一か所整備するものとする。 ただし、都道府県の面積、人口、地勢、交通事情、周産期受療状況及び地域周産期医療関連施設の所在等を考慮し、三次医療圏に複数設置することができるものとする。なお、三次医療圏に総合周産期母子医療センターを複数設置する場合は、周産期医療情報センター等に母体搬送及び新生児搬送の調整等を行う搬送コーディネーターを配置する等により、母体及び新生児の円滑な搬送及び受入れに留意するものとする。 (イ)　診療科目 総合周産期母子医療センターは、産科及び新生児医療を専門とする小児科（MFICU及びNICUを有するものに限る。）、麻酔科その他の関係診療科を有するものとする。 (ウ)　関係診療科との連携 総合周産期母子医療センターは、当該施設の関係診療科と日頃から緊密な連携を図るものとする。 総合周産期母子医療センターを設置する医療施設が救命救急センターを設置している場合又は救命救急センターと同等の機能を有する場合（救急科、脳神経外科、心臓血管外科又は循環器内科、放射線科、内科、外科等を有することをいう。）は、都道府県は、その旨を医療計画及び周産期医療体制整備計画に記載し、関係者及び住民に情報提供するものとする。また、総合周産期母子医療センターを設置する医療施設が救命救急センターを設置していない場合又は救命救急センターと同等の機能を有していない場合は、都道府県は、当該施設で対応できない母体及び新生児の疾患並びに当該疾患について連携して対応する協力医療施設を医療計画及び周産期医療体制整備計画に記載し、関係者及び住民に情報提供するものとする。 (エ)　設備等 総合周産期母子医療センターは、次に掲げる設備等を備えるものとする。

(a) MFICU MFICUには、次に掲げる設備を備えるものとする。なお、MFICUは、必要に応じ個室とするものとする。 ⅰ 分娩監視装置 ⅱ 呼吸循環監視装置 ⅲ 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。） ⅳ その他母体・胎児集中治療に必要な設備 (b) NICU NICUには、次に掲げる装置を備えるものとする。 ⅰ 新生児用呼吸循環監視装置 ⅱ 新生児用人工換気装置 ⅲ 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。） ⅳ 新生児搬送用保育器 ⅴ その他新生児集中治療に必要な設備 (c) GCU GCUには、NICUから退出した児並びに輸液、酸素投与等の処置及び心拍呼吸監視装置の使用を必要とする新生児の治療に必要な設備を備えるものとする。 (d) 新生児と家族の愛着形成を支援するための設備 新生児と家族の愛着形成を支援するため、長期間入院する新生児を家族が安心して見守れるよう、NICU、GCU等への入室面会及び母乳保育を行うための設備、家族宿泊施設等を備えることが望ましい。 (e) ドクターカー 医師の監視の下に母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸器等の医療機器を搭載した周産期医療に利用し得るドクターカーを必要に応じ整備するものとする。 (f) 検査機能 血液一般検査、血液凝固系検査、生化学一般検査、血液ガス検査、輸血用検査、エックス線検査、超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）による検査及び分娩監視装置による連続的な監視が常時可能であるものとする。	a MFICU MFICUには、次に掲げる設備を備えるものとする。なお、MFICUは、必要に応じ個室とするものとする。 (a) 分娩監視装置 (b) 呼吸循環監視装置 (c) 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。） (d) その他母体・胎児集中治療に必要な設備 b NICU NICUには、次に掲げる装置を備えるものとする。 (a) 新生児用呼吸循環監視装置 (b) 新生児用人工換気装置 (c) 超音波診断装置(カラードップラー機能を有するものに限る。) (d) 新生児搬送用保育器 (e) その他新生児集中治療に必要な設備 c 新生児治療回復室（GCU） GCUには、NICUから退出した児並びに輸液、酸素投与等の処置及び心拍呼吸監視装置の使用を必要とする新生児の治療に必要な設備を備えるものとする。 d 新生児と家族の愛着形成を支援するための設備 新生児と家族の愛着形成を支援するため、長期間入院する新生児を家族が安心して見守れるよう、NICU、GCU等への入室面会及び母乳保育を行うための設備、家族宿泊施設等を備えることが望ましい。 e ドクターカー 医師の監視の下に母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸器等の医療機器を搭載した周産期医療に利用し得るドクターカーを必要に応じ整備するものとする。 f 検査機能 血液一般検査、血液凝固系検査、生化学一般検査、血液ガス検査、輸血用検査、エックス線検査、超音波診断装置(カラードップラー機能を有するものに限る。)による検査及び分娩監視装置による連続的な監視が常時可能であるものとする。
（ウ）病床数 a MFICU及びNICUの病床数は、当該施設の過去の患者受入実績やカバーする医療圏の人口等に応じ、総合周産期母子医療センターとしての医療の質を確保するた	ウ 病床数 （ア）MFICU及びNICUの病床数は、都道府県の人口や当該施設の過去の患者受入実績等に応じ、総合周産期母子医療センターとしての医療の質を確保するために適

めに適切な病床数とすることを基本とする。施設当たりのMFICU病床数は６床以上、NICUの病床数は９床以上（12床以上とすることが望ましい。）とする。ただし、三次医療圏の人口が概ね100万人以下の地域に設置されている場合にあっては、当分の間、MFICUの病床数は３床以上、NICUの病床数は６床以上で差し支えないものとする。	切な病床数とすることを基本とし、MFICUの病床数は６床以上、NICUの病床数は９床以上(12床以上とすることが望ましい。)とする。ただし、三次医療圏の人口が概ね100万人以下の地域に設置されている場合にあっては、当分の間、MFICUの病床数は３床以上、NICUの病床数は６床以上で差し支えないものとする。
なお、両室の病床数については、以下のとおり取り扱うものとする。	なお、両室の病床数については、以下のとおり取扱うものとする。
(a) MFICUの病床数は、これと同等の機能を有する陣痛室の病床を含めて算定して差し支えない。ただし、この場合においては、陣痛室以外のMFICUの病床数は６床を下回ることができない。	a MFICUの病床数は、これと同等の機能を有する陣痛室の病床を含めて算定して差し支えない。ただし、この場合においては、陣痛室以外のMFICUの病床数は６床を下回ることができない。
(b) NICUの病床数は、新生児用人工換気装置を有する病床について算定するものとする。	b NICUの病床数は、新生児用人工換気装置を有する病床について算定するものとする。
b MFICUの後方病室（一般産科病床等）は、MFICUの２倍以上の病床数を有することが望ましい。	(イ) MFICUの後方病室（一般産科病床等）は、MFICUの２倍以上の病床数を有することが望ましい。
c GCUは、NICUの２倍以上の病床数を有することが望ましい。	(ウ) GCUは、NICUの２倍以上の病床数を有することが望ましい。
(エ) 職員	エ 職員
総合周産期母子医療センターは、次に掲げる職員をはじめとして適切な勤務体制を維持する上で必要な数の職員の確保に努めるものとする。なお、総合周産期母子医療センターが必要な数の職員を確保できない場合には、都道府県は、当該医療施設に対する適切な支援及び指導を行うものとする。	総合周産期母子医療センターは、次に掲げる職員をはじめとして適切な勤務体制を維持する上で必要な数の職員の確保に努めるものとする。なお、総合周産期母子医療センターが必要な数の職員を確保できない場合には、都道府県は、当該医療施設に対する適切な支援及び指導を行うものとする。
a MFICU	(ア) MFICU
(a) 24時間体制で産科を担当する複数(病床数が６床以下であって別途オンコールによる対応ができる者が確保されている場合にあっては１名）の医師が勤務していること。	a 24時間体制で産科を担当する複数（病床数が６床以下であって別途オンコールによる対応ができる者が確保されている場合にあっては１名）の医師が勤務していること。
(b) MFICUの全病床を通じて常時３床に１名の助産師又は看護師が勤務していること。	b MFICUの全病床を通じて常時3床に1名の助産師又は看護師が勤務していること。
b NICU	(イ) NICU
(a) 24時間体制で新生児医療を担当する医師が勤務していること。なお、NICUの病床数が16床以上である場合は、24時間体制で新生児医療を担当する複数の医師が勤務していることが望ましい。	a 24時間体制で新生児医療を担当する医師が勤務していること。なお、NICUの病床数が16床以上である場合は、24時間体制で新生児医療を担当する複数の医師が勤務していることが望ましい。
(b) 常時３床に１名の看護師が勤務していること。	b 常時3床に1名の看護師が勤務していること。
(c) 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。	c 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。
c GCU	(ウ) GCU
常時６床に１名の看護師が勤務していること。	常時６床に１名の看護師が勤務していること。

d　分娩室 原則として、助産師及び看護師が病棟とは独立して勤務していること。ただし、MFICUの勤務を兼ねることは差し支えない。 e　麻酔科医 麻酔科医を配置すること。 f　NICU入院児支援コーディネーター NICU、GCU等に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療育・療養環境への円滑な移行を図るため、新生児医療、地域の医療施設、訪問看護ステーション、療育施設・福祉施設、在宅医療・福祉サービス等に精通した看護師、社会福祉士等を次に掲げる業務を行うNICU入院児支援コーディネーターとして配置することが望ましい。 (a)　NICU、GCU等の長期入院児の状況把握 (b)　望ましい移行先（他医療施設、療育施設・福祉施設、在宅等）との連携及び調整 (c)　在宅等への移行に際する個々の家族のニーズに合わせた支援プログラムの作成並びに医療的・福祉的環境の調整及び支援 (d)　その他望ましい療育・療養環境への移行に必要な事項 (オ) 連携機能 総合周産期母子医療センターは、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、救急搬送の受入れ、合同症例検討会の開催等により、地域周産期母子医療センターその他の地域で分娩を取り扱う全ての周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。 (カ) 災害対策 総合周産期母子医療センターは、災害時を見据えて業務継続計画を策定すること。また、自都道府県のみならず近隣都道府県の被災時においても、災害時小児周産期リエゾン等を介して物資や人員の支援を積極的に担うこと。	(エ)　分娩室 原則として、助産師及び看護師が病棟とは独立して勤務していること。 ただし、MFICUの勤務を兼ねることは差し支えない。 (オ)　麻酔科医 麻酔科医を配置すること。 (カ)　NICU入院児支援コーディネーター NICU、GCU等に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療育・療養環境への円滑な移行を図るため、新生児医療、地域の医療施設、訪問看護ステーション、療育施設・福祉施設、在宅医療・福祉サービス等に精通した看護師、社会福祉士等を次に掲げる業務を行うNICU入院児支援コーディネーターとして配置することが望ましい。 a　NICU、GCU等の長期入院児の状況把握 b　望ましい移行先（他医療施設、療育施設・福祉施設、在宅等）との連携及び調整 c　在宅等への移行に際する個々の家族のニードに合わせた支援プログラムの作成並びに医療的・福祉的環境の調整及び支援 d　その他望ましい療育・療養環境への移行に必要な事項 オ　連携機能 総合周産期母子医療センターは、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、救急搬送の受入れ、合同症例検討会の開催等により、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。 カ　周産期医療情報センター (ア)　周産期医療情報センターの設置 都道府県は、総合周産期母子医療センター等に周産期医療情報センターを設置するものとする。 (イ)　周産期救急情報システムの運営 a　周産期医療情報センターは、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と通信回線等を接続し、周産期救急情報システムを運営するものとする。 b　周産期医療情報センターは、次に掲げる情報を収集し、関係者に提供するものとする。 (a)　周産期医療に関する診療科別医師の存否及び勤務状況

(b)　病床の空床状況

(c)　手術、検査及び処置の可否

(d)　重症例の受入れ可能状況

(e)　救急搬送に同行する医師の存否

(f)　その他地域の周産期医療の提供に関し必要な事項

(ウ)　情報収集・提供の方法

周産期医療情報センターは、電話、FAX、コンピューター等適切な方法により情報を収集し、関係者に提供するものとする。

(エ)　救急医療情報システムとの連携

周産期救急情報システムについては、救急医療情報システムとの一体的運用や相互の情報参照等により、救急医療情報システムと連携を図るものとする。また、周産期救急情報システムと救急医療情報システムを連携させることにより、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設、救命救急センター、消防機関等が情報を共有できる体制を整備することが望ましい。

キ　搬送コーディネーター

都道府県は、周産期医療情報センター、救急医療情報センター等に、次に掲げる業務を行う搬送コーディネーターを配置することが望ましい。

(ア)　医療施設又は消防機関から、母体又は新生児の受入医療施設の調整の要請を受け、受入医療施設の選定、確認及び回答を行うこと。

(イ)　医療施設から情報を積極的に収集し、情報を更新するなど、周産期救急情報システムの活用推進に努めること。

(ウ)　必要に応じて、住民に医療施設の情報提供を行うこと。

(エ)　その他母体及び新生児の搬送及び受入れに関し必要な事項

ク　周産期医療関係者に対する研修

都道府県は、地域周産期医療関連施設等の医師、助産師、看護師、搬送コーディネーター、NICU 入院児支援コーディネーター等に対し、地域の保健医療関係機関・団体等と連携し、総合周産期母子医療センター等において、必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得させるため、到達目標を定め、その研修を行うものとする。

(ア)到達目標の例

a　周産期医療に必要とされる基本的な知識及び技術の習得

b　緊急を要する母体及び新生児に対する的確な判断力及び高度な技術を習得

(イ)研修内容の例

	a　産科 (a)胎児及び母体の状況の適切な把握と迅速な対応 (b)産科ショックとその対策 (c)妊産婦死亡とその防止対策 (d)帝王切開の問題点 b　新生児医療 (a)　ハイリスク新生児の医療提供体制 (b)　新生児関連統計・疫学データ (c)　新生児搬送の適応 (d)　新生児蘇生法 (e)　ハイリスク新生児の迅速な診断 (f)　新生児管理の実際 (g)　退院後の保健指導、フォローアップ実施方法等 c　その他 (a)　救急患者の緊急度の判断、救急患者の搬送及び受入ルール等 (b)　他の診療科との合同の症例検討会等
ウ　医療機関の例 ・　総合周産期母子医療センター	③　医療機関の例 ・　総合周産期母子医療センター等
④　周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場（施設を含む）で療養・療育できるよう支援する機能【療養・療育支援】	(4)　周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場(施設を含む)で療養・療育できるよう支援する機能【療養・療育支援】
ア　目標 ・　周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場（施設を含む。）で療養・療育できる体制を提供すること（地域の保健・福祉との連携等） ・　在宅において療養・療育を行っている児の家族に対する支援を実施すること	①　目標 ・　周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場(施設を含む。)で療養・療育できる体制を提供すること(地域の保健・福祉との連携等) ・　在宅において療養・療育を行っている児の家族に対する支援を実施すること
イ　医療機関等に求められる事項 ・　周産期医療関連施設等と連携し、人工呼吸器の管理が必要な児や、気管切開等のある児の受入れが可能であること ・　児の急変時に備え、救急対応可能な病院等との連携が図れていること ・　訪問看護ステーション、薬局、福祉サービス事業者及び自治体等との連携により、医療、保健、福祉サービス及びレスパイト入院の受入れ等を調整し、地域で適切に療養・療育できる体制を提供すること ・　地域又は総合周産期母子医療センター等の周産期医療関連施設等と連携し、療養・療育が必要な児の情報（診療情報や治療計画等）を共有していること	②　医療機関等に求められる事項 ・　周産期医療関連施設等と連携し、人工呼吸器の管理が必要な児や、気管切開等のある児の受入れが可能であること ・　児の急変時に備え、救急対応可能な病院等との連携が図れていること ・　訪問看護ステーション、薬局、福祉サービス事業者及び自治体等との連携により、医療、保健及び福祉サービス(レスパイトを含む。)を調整し、適切に療養・療育できる体制を提供すること ・　地域又は総合周産期母子医療センター等の周産期医療関連施設等と連携し、療養・療育が必要な児の情報(診療情報や治療計画等)を共有していること

・　医療型障害児入所施設等の自宅以外の場においても、障害児の適切な療養・療育を支援すること ・　家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること ウ　医療機関等の例 ・　小児科を標榜する病院又は診療所 ・　在宅医療を行っている診療所 ・　訪問看護ステーション ・　医療型障害児入所施設 ・　日中一時支援施設	・　医療型障害児入所施設等の自宅以外の場においても、障害児の適切な療養・療育を支援すること ・　家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること ③　医療機関等の例 ・　小児科を標榜する病院又は診療所 ・　在宅医療を行っている診療所 ・　訪問看護ステーション ・　医療型障害児入所施設
第３　構築の具体的な手順 １　現状の把握 都道府県は、周産期医療の体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。 さらに、(3)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1)　患者動向に関する情報 ・　出生率（人口動態統計） ・　合計特殊出生率（人口動態統計） ・　分娩数（帝王切開件数を含む。）（医療施設調査）、正常分娩数 ・　死産率（人口動態統計） ・　低出生体重児出生率（人口動態統計） ・　新生児、乳児、乳幼児の死亡率（人口動態統計） ・　周産期死亡率（人口動態統計） ・　NICU 入室児数（医療施設調査） ・　ハイリスク新生児の発育発達予後 ・　周産期関連疾患患者数と発生率 ・　妊産婦死亡数、主な死亡の原因（人口動態統計） ・　産後訪問指導を受けた割合（地域保健・健康増進事業報告） ・　重症心身障害児の数、身体障害者手帳交付数（18 歳未満）（福祉行政報告例） ・　小児在宅人工呼吸器患者数	**第３　構築の具体的な手順** １　現状の把握 都道府県は、周産期医療の体制を構築するに当たって、(1)(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。 さらに、(3)に示す、医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1)　患者動向に関する情報 ・　出生率（人口動態統計） ・　合計特殊出生率（人口動態統計） ・　分娩数（帝王切開件数を含む。）（医療施設調査）、正常分娩数 ・　死産率（人口動態統計） ・　低出生体重児出生率（人口動態統計） ・　新生児、乳児、乳幼児の死亡率（人口動態統計） ・　周産期死亡率（人口動態統計） ・　NICU 入室児数（医療施設調査） ・　妊産婦死亡率（人口動態統計） ・　産後訪問指導を受けた割合（地域保健・健康増進事業報告） ・　重症心身障害児の数、身体障害者手帳交付数（18 歳未満）（福祉行政報告例） ・　小児在宅人工呼吸器患者数

・　療養療育施設入所児童数	・　療養療育施設入所児童数
(2)　医療資源・連携等に関する情報	(2)　医療資源・連携等に関する情報
①　救急搬送	①　救急搬送
・　母体搬送、新生児搬送等の救急搬送件数及び受入状況	・　母体搬送、新生児搬送等の救急搬送件数
・　搬送先医療機関	・　搬送先医療機関
・　周産期救急情報システム等の活用状況	・　周産期救急情報システム等の活用状況
・　救急要請から医療機関収容までに要した時間	・　救急要請から医療機関収容までに要した平均時間
・　搬送先医療機関の選定において問い合わせた周産期医療関連施設数	・　搬送先医療機関の選定において問い合わせた周産期医療関連施設数
・　ドクターカー及びドクターヘリの活用状況	
・　周産期救急情報システム及び救急医療情報システムの活用状況	
・　搬送コーディネーターの活動状況及び勤務態勢	
②　医療機関等	②　医療機関等
ア　正常分娩に対応する病院・診療所	ア　正常分娩に対応する病院・診療所
・　分娩数等の診療内容及び診療体制等 産科医及び産婦人科医の数 助産師数　等	・　分娩数等の診療内容及び診療体制等 産科医及び産婦人科医の数 助産師数　等
・　対応可能な分娩 母体、胎児の条件　等	・　対応可能な分娩 母体、胎児の条件　等
・　医療連携の状況 リスクの低い帝王切開術に対応するための連携状況 オープンシステムへの参加状況 医療機器共同利用の状況 他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況　等	・　医療連携の状況 リスクの低い帝王切開術に対応するための連携状況 オープンシステムへの参加状況 医療機器共同利用の状況 他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況　等
イ　分娩を取り扱う助産所（院内助産所を含む。）	イ　分娩を取り扱う助産所(院内助産所を含む。)
・　分娩数等の診療内容及び診療体制等（助産師数）	・　分娩数等の診療内容及び診療体制等(助産師数)
・　対応可能な分娩（母体、胎児の条件等）	・　対応可能な分娩(母体、胎児の条件等)
・　医療連携の状況（嘱託医、嘱託医療機関及びその他の周産期医療機関との連携状況、周産期医療情報システムへの参加等）	・　医療連携の状況(嘱託医、嘱託医療機関の産科医との連携状況等)
ウ　周産期医療機関（周産期母子医療センター等）	ウ　周産期医療施設
(ア) 所在地、診療科目、病床数	・　設備
(イ) 設備	新生児集中治療管理室(NICU)の病床数
・　MFICU、NICU、GICUの病床数、稼働率	母体・胎児集中治療管理室(MFICU)の病床数
・　ドクターカーなど新生児搬送用救急車の配備状況　等	ドクターカーなど新生児搬送用救急車の配備状況　等

（ウ）分娩数等の診療内容及び診療体制等	・　分娩数等の診療内容及び診療体制等
・　分娩数	
・　対応可能な分娩（母体、胎児の条件　等）	
・　診療実績（周産期関連疾患や他科疾患合併妊娠の患者数、入院数　等）	
・　NICU、GCU 等の長期入院児の状況	
・　産科医及び産婦人科医の数（医師一人あたりの分娩数）	産科医及び産婦人科医の数
・　新生児の医療を担当する医師数（医師一人あたりの NICU 病床数、担当患者数）	新生児の医療を担当する医師数
・　助産師数　等	助産師数　等
・　院内助産所及び助産師外来の活動状況	・　対応可能な分娩
・　麻酔科医師、臨床心理士等の臨床心理技術者、NICU 入院児支援コーディネーター等の数及び勤務態勢等	母体、胎児の条件　等
（エ）医療連携の状況	・　医療連携の状況
・　他の医療機関からの搬送受入状況	他の医療機関からの搬送受入状況
・　オープンシステム・セミオープンシステムの実施状況	オープンシステムの実施状況
	医療機器共同利用の状況
・　他の医療機関との診療情報や治療計画の共有、合同症例検討会の開催等の状況	他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況
・　在宅療養・療育を支援する機能を持った施設等との連携状況　等	在宅療養・療育を支援する機能を持った施設等との連携状況　等
（オ）災害対策の状況	
・　業務継続計画の策定状況	
エ　在宅療養・療育を支援する機能を持った施設	エ　在宅療養・療育を支援する機能を持った施設
（ア）診療内容及び診療体制等	・　診療内容及び診療体制等
・　医師数、看護師数　等	医師数、看護師数　等
（イ）対応可能な医療内容	・　対応可能な医療内容
・　人工呼吸器管理、気管切開のケア、痰の吸引のある児　等	人工呼吸器管理、気管切開のケア、痰の吸引のある児　等
（ウ）医療連携の状況	・　医療連携の状況
・　他の医療機関からの紹介状況	他の医療機関からの紹介状況
・　救急対応可能な病院等との事前の連携状況	救急対応可能な病院等との事前の連携状況
・　医療型障害児入所施設等との連携状況	医療型障害児入所施設等との連携状況
・　他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況　等	他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況　等
(3)　都道府県全体の周産期医療体制整備に関する情報	
①　災害時の周産期医療体制に関する事項	
・　災害時小児周産期リエゾンの認定	
・　周産期医療施設や妊産婦等の被害を想定した災害訓練の実施状況	

② 近隣都道府県との連携に関する協議の状況	
(4) 指標による現状把握 別表９に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。	(3) 指標による現状把握 別表９に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。
2 圏域の設定	2 圏域の設定
(1) 都道府県は、周産期医療体制を構築するに当たって、「第２ 医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１ 現状の把握」で収集した情報を分析し、妊産婦、胎児及び新生児のリスクや重症度に応じて必要となる医療機能を明確にして、圏域を設定する。	(1) 都道府県は、周産期医療体制を構築するに当たって、「第２ 医療機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、妊産婦、胎児及び新生児のリスクや重症度に応じて必要となる医療機能を明確にして、圏域を設定する。
(2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。	(2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。
(3) NICU を有する周産期母子医療センター等の基幹病院とその連携病院群への適正アクセスを一定程度確保しながら基幹病院の機能を適切に分化、重点化させるために、分娩取扱医療機関のカバーエリアや妊産婦人口に対するカバー率を考慮する。また、圏域の設定に当たっては、重症例（重症の産科疾患、重症の合併症妊娠、胎児異常症例等）を除く産科症例の診療が圏域内で完結することを目安に、従来の二次医療圏にこだわらず地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。	(3) 圏域を設定するに当たっては、重症例(重症の産科疾患、重症の合併症妊娠、胎児異常症例等)を除く産科症例の診療が圏域内で完結することを目安に、従来の二次医療圏にこだわらず地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。
(4) 検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現に周産期医療の診療に従事する者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。 また、現行の周産期医療に関する協議会を十分に尊重・活用する。	(4) 検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に周産期医療の診療に従事する者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。 また、現行の周産期医療協議会を十分に尊重・活用する。
3 連携の検討	3 連携の検討
(1) 都道府県は、周産期医療の体制を構築するに当たって、分娩の安全確保を考慮した上で、地域の医療機関が妊産婦、胎児及び新生児のリスクや重症度に応じて機能を分担する連携となるよう、また、関係機関・施設の信頼関係を醸成するよう配慮する。 さらに、医療機関、地域医師会等関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。	(1) 都道府県は、周産期医療の体制を構築するに当たって、分娩の安全確保を考慮した上で、地域の医療機関が妊産婦、胎児及び新生児のリスクや重症度に応じて機能を分担する連携となるよう、また、関係機関・施設の信頼関係を醸成するよう配慮する。 さらに、医療機関、地域医師会等関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。
(2) 保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び	(2) 保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び

推進における保健所の役割について」（平成19年7月20日付け健総発第0720001号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。	推進における保健所の役割について」（平成19年7月20日健総発第0720001号健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。
(3)　母体及び新生児の搬送及び受入（圏域を越えた搬送及び受入を含む。）に関する現在の問題点を把握し、都道府県域の県境地域においては、道路状況や地域住民の受療動向により、県内医療機関と県外医療機関との連携体制を検討する。	(3)　都道府県域の県境地域においては、道路状況や地域住民の受療動向により、県内医療機関と県外医療機関との連携体制を検討する。
その場合、隣接都道府県関係者からなる協議会を設置する等により合意を得る。	その場合、隣接都道府県関係者からなる協議会を設置する等により合意を得る。
(4)　産科合併症以外の合併症を有する母体への医療施設や診療科間の連携や、救急医療情報システムとの連携等、周産期救急情報システムの効率的な活用方法について検討する。	
(5)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。	(4)　医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。
なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。	なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。
さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。	さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。
(6)　集約化・重点化を実施するための計画との整合性を図る。	(5)　集約化・重点化を実施するための計画との整合性を図る。
①　連携強化病院の体制	①　連携強化病院の体制
②　連携病院の体制	②　連携病院の体制
③　連携強化病院と連携病院の連携体制	③　連携強化病院と連携病院の連携体制
④　連携強化病院における地域の周産期医療施設の支援体制	④　連携強化病院における地域の周産期医療施設の支援体制
⑤　医療機関間における搬送体制	⑤　医療機関間における搬送体制
4　課題の抽出	4　課題の抽出
都道府県は、「第2　医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「1　現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の周産期医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。	都道府県は、「第2 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の周産期医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。
その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。	その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。
5　数値目標	5　数値目標
都道府県は、良質かつ適切な周産期医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載するものとする。	都道府県は、良質かつ適切な周産期医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載するものとする。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。	数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。
6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「４課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。	6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。
7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。	7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも５年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。
8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。	8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

改　正　後	現　　行
小児医療の体制構築に係る指針	**小児医療の体制構築に係る指針**
小児医療については、これまで未熟児養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業、自立支援事業(育成医療)等に対する公費負担事業や重症度に応じた救急医療体制の整備等の対策を進めてきたところであり、これらの達成目標は、「健やか親子21」(平成12年)や「子ども・子育てビジョン」(平成22年)にも目標値として盛り込まれているところである。	小児医療については、これまで未熟児養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業、自立支援事業(育成医療)等に対する公費負担事業や重症度に応じた救急医療体制の整備等の対策を進めてきたところであり、これらの達成目標は、「健やか親子21」(平成12年)や「子ども・子育てビジョン」(平成22年)にも目標値として盛り込まれているところである。
さらに、平成17年8月に関係省庁により発表された「医師確保総合対策」等において小児科医の不足が指摘されたことから、都道府県に対し、「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」(平成17年12月22日付け医政発第1222007号・雇児発第1222007号・総財経第422号・17文科高第642号厚生労働省医政局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長連名通知。以下「集約化推進通知」という。)において、小児科・産科の医師偏在問題については、医療資源の集約化・重点化の推進が当面の最も有効な方策であることを示したところである。	さらに、平成17年8月に関係省庁により発表された「医師確保総合対策」等において小児科医の不足が指摘されたことから、都道府県に対し、平成17年12月22日付け医政局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」(以下「集約化推進通知」という。)において、小児科・産科の医師偏在問題については、医療資源の集約化・重点化の推進が当面の最も有効な方策であることを示したところである。
また、平成21年7月に示された「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会」の中間取りまとめに基づき、消防法(昭和23年法律第186号)による小児救急患者への対応を含む実施基準の策定や、小児救命救急センターの整備、小児集中治療室(以下「PICU」という。)の整備等が行われてきたところである。さらに、「少子化社会対策大綱」(平成27年)、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年)においても、継続して小児医療の充実に取り組んでいる。	また、平成21年7月に示された「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会」の中間取りまとめに基づき、改正消防法による小児救急患者への対応を含む実施基準の策定や、小児救命救急センターの整備、小児集中治療室(PICU)の整備等が行われてきたところである。
小児医療の体制については、日本小児科学会が示している「我が国の小児医療提供体制の構想」及び「中核病院小児科・地域小児科センター登録事業」を参考に、小児救急医療のみならず地域での一般の小児医療との連携も視野に入れながら、小児の医療体制を構築する。	さらに、日本小児科学会が示している「我が国の小児医療提供体制の構想」及び「中核病院小児科・地域小児科センター登録事業」を参考に、小児救急医療のみならず一般の医療も視野に入れながら、小児の医療体制を構築する。
本指針では、小児医療の体制構築に当たり、「第1　小児医療の現状」で小児医療をとりまく状況がどのような医療が行われているのかを概観し、次に、「第2　医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。	本指針では、小児医療の体制構築に当たり、「第1　小児医療の現状」で小児医療をとりまく状況がどのような医療が行われているのかを概観し、次に、「第2　医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。
都道府県は、これらを踏まえつつ、「第3　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。	都道府県は、これらを踏まえつつ、「第3　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。
第1　小児医療の現状	**第1　小児医療の現状**
1　小児医療をとりまく状況	1　小児医療をとりまく状況

(1)　小児の疾病構造 １日当たりの全国の小児（０歳から 14 歳までを指す。以下同じ。）患者数（推計）は、入院で約 2.8 万人、外来で約 74 万人となっている[1]。 ①　入院については、「周産期に発生した病態」（23.1%）のほか、喘息（5.0%）をはじめとする「呼吸器系の疾患」（17.4%）、「先天奇形、変形及び染色体異常」（11.0%）、「神経系の疾患」（10.0%）が多い[1]。 ②　外来については、急性上気道感染症（15.6%）をはじめとする呼吸器系の疾患（38.1%）が圧倒的に多い[1]。 また、小児医療に関連する業務においては、育児不安や小児の成長発達上の相談、親子の心のケア、予防接種、児童虐待への対応等の保健活動が占める割合が大きい。 なお、小児救急診療については、患者の多くが軽症者であり、また、夕刻から準夜帯（18 時から 23 時まで）にかけて受診者が多くなることが指摘されている。 (2)　死亡の状況 我が国の周産期死亡率（出産 1,000 対）は 3.6、乳児死亡率（出生 1,000 対）は 1.9、幼児（１歳から４歳まで）、児童（５歳から９歳まで）、児童（10 歳から 14 歳まで）の死亡率（人口 10 万対）はそれぞれ、19.4、8.6、8.4 となっている[2]。 幼児（１歳から４歳まで）の周産期死亡の主な原因は、「先天奇形、変形及び染色体異常」（20.6%）、「不慮の事故」（13.9%）、「悪性新生物」（8.8%）となっている。一方、児童（10 歳から 14 歳まで）の主な原因は、「悪性新生物」（22.6%）、「自殺」（19.0%）、「不慮の事故」（15.5%）となっている[2]。 (3)　小児救急の現状 少子化（小児人口は、平成 12 年の 1,847 万人から平成 27 年の 1,590 万人まで減少している[3]。）にもかかわらず、18 歳未満の救急搬送数は増加傾向であった。近年は平成 17 年の約 51 万人から平成 27 年の約 46 万人と、やや減少傾向にある[4]。 また、同搬送における軽症者の割合は約 73%となっている[4]。さらに、小児の入院救急医療機関（第二次救急医療機関）を訪れる患者数のうち、９割以上は軽症であることが以前より指摘されている[5]。このように、小児救急患者については、その多くが軽症患者であり、かつ、重症患者を扱う医療機関においてさえ軽症患者が多数受診している様子がうかがえる。	(1)　小児の疾病構造 1 日当たりの全国の小児(0 歳から 14 歳までを指す。以下同じ。)患者数(推計)は、入院で約 3.1 万人、外来で約 70 万人となっている。 ①　入院については、喘息(5.7%)をはじめとする呼吸器系の疾患(21.3%)のほか、「周産期に発生した病態」(19.4%)、「神経系の疾患」(9.6%)、「先天奇形、変形及び染色体異常」(9.6%)が多い[1]。 ②　また、外来については、急性上気道感染症(17.2%)をはじめとする呼吸器系の疾患(39%)が圧倒的に多い[1]。 また、小児医療に関連する業務においては、育児不安や小児の成長発達上の相談、親子の心のケア、予防接種、児童虐待への対応等の保健活動が占める割合が大きい。 なお、小児救急診療については、患者の多くが軽症者であり、また、夕刻から準夜帯(18 時から 23 時まで)にかけて受診者が多くなることが指摘されている。 (2)　死亡の状況 我が国の周産期死亡率(出産 1000 対)は 4.2、乳児死亡率(出生 1000 対)は 2.3、幼児(1 歳から 4 歳まで)の死亡率(人口 10 万対)は 22.1 となっている。 その主な原因は、「先天奇形、変形及び染色体異常」(17.4%)、「不慮の事故」(16.2%)、「悪性新生物」(9.2%)となっている[2]。 (3)　小児救急の現状 少子化(小児人口は、平成 12 年の 1,847 万人から平成 22 年の 1,680 万人まで減少している。)にも関わらず、18 歳未満の救急搬送数は増加傾向であったが、近年は平成 17 年の約 51 万人から平成 22 年の約 46 万人と減少傾向にある。 また、同搬送における軽症者の割合は約 75%となっている[4]。さらに、小児の入院救急医療機関(第二次救急医療機関)を訪れる患者数のうち、9 割以上は軽症であることが指摘されている。このように、小児救急患者については、その多くが軽症患者であり、かつ、重症患者を扱う医療機関においてさえ軽症患者が多数受診している様子がうかがえる。

[1] 厚生労働省「患者調査」（平成 ~~20~~26 年）
[2] 厚生労働省「人口動態統計（確定数）」（平成 ~~22~~27 年）
[3] 総務省「国勢調査」（平成 ~~22~~27 年）
[4] 消防庁「平成 28 年版　救急・救助の現状」（平成 ~~23~~28 年）
[5] 日本医師会「小児救急医療体制のあり方に関する検討委員会報告書」（平成 14 年）ほか

※　小児救急患者 救急車等によって救急搬送される小児患者や、休日・夜間等の通常の診療時間外に医療機関を受診する小児患者等を指す。 小児救急患者の時間帯別の受診状況をみると、平日では夕刻から準夜帯（18 時から 22 時頃まで）にかけて増加傾向にあり、さらに土・日では多くなっている[6]。このように、小児救急患者は、いわゆる時間外受診が多いことが指摘されている。 小児救急における受療行動には、少子化、核家族化、夫婦共働きといった社会情勢や家庭環境の変化に加え、保護者等による専門医指向、病院志向が大きく影響していると指摘されている[6]。 このような状況を背景として、夜間や休日に、子どもの病気やけがへの対応について、保護者等の不安を軽減し、不要不急の受診を抑制するため、全国共通ダイヤルで看護師や小児科医師からアドバイスを受けられる「小児救急電話相談事業」を平成 16 年度から開始している。平成 22 年度以降は全都道府県で実施されており、年間相談件数は、平成 22 年度の 46.6 万件から、平成 27 年度には 74.9 万件と増加している[7]。	※　小児救急患者 ここでいう救急患者とは、救急車等によって救急搬送される小児患者や、休日・夜間等の通常の診療時間外に医療機関を受診する小児患者等を指す。 小児救急患者の時間帯別の受診状況をみると、平日では夕刻から準夜帯(18 時から 22 時頃まで)にかけて増加傾向にあり、さらに土・日では多くなっている。このように、小児救急患者は、いわゆる時間外受診が多いことが指摘されている。 このような小児救急における受療行動には、少子化、核家族化、夫婦共働きといった社会情勢や家庭環境の変化に加え、保護者等による専門医指向、病院志向が大きく影響していると指摘されている[6]。
2　小児医療の提供体制 (1)　医療施設の状況 ①　平成 14 年から平成 26 年までの間に小児科を標榜している一般病院は 20.9%減少（3,359 から 2,656）、診療所は 19.3%減少（25,862 から 20,872）、小児科が主たる標榜である一般診療所は 6.6%増加（2,991 から 3,188）している[8]。 ②　小児慢性特定疾患を取り扱う医療機関については各都道府県において指定されている。 ③　平成 11 年度以降、小児救急医療体制の充実を図るため、病院群輪番制（163 地区）や拠点病院(28 か所)の整備を推進している。(数値はいずれも平成 22 年 9 月現在) ④　高度な医療を提供する新生児集中治療室（以下「NICU」という。）を有する医療機関数は、平成 26 年に 330 施設、PICU を有する医療機関数は、平成 26 年に 41 施設となっている[8]。 (2)　小児医療に係る医師等の状況 ①　我が国の小児科を標榜する病院一施設当たりの、小児人口は約５千人(例えば、英国では約２万５千人)、小児科医数は平均２名余(英国は約 20 名)と、他の先進諸国に比べ、	2　小児医療の提供体制 (1)　医療施設の状況 ①　平成 14 年から平成 20 年までの間に小児科を標榜している一般病院は 13.5%減少(3,359 から 2,905)、診療所は 13%減少(25,862 から 22,503)している。 ②　小児慢性特定疾患を取り扱う医療機関については各都道府県において指定されている。 ③　平成 11 年度以降、小児救急医療体制の充実を図るため、病院群輪番制(163 地区)や拠点病院(28 か所)の整備を推進している。(数値はいずれも平成 22 年 9 月現在) ④　高度な医療を提供する新生児集中治療室(NICU)を有する医療機関数は、平成 20 年に 265 施設、小児集中治療室(PICU)を有する医療機関数は、平成 20 年に 22 施設となっている[7]。 (2)　小児医療に係わる医師等の状況 ①　我が国の小児科を標榜する病院一施設当たりの、小児人口は約 5 千人(例えば、英国では約 2 万 5 千人)、小児科医数は平均 2 名余(英国は約 20 名)と、他の先進諸国に比べ、

[6] 厚生労働科学研究「小児救急医療における患者・家族ニーズへの対応策に関する研究」（主任研究者　衛藤義勝）（平成 16 年度）
[7] 厚生労働省医政局地域医療計画課調べ
[8] 厚生労働省「医療施設調査」（平成 ~~20~~26 年）

医療資源が広く薄く配置されている状況が指摘されている[9]。 ② 平成14年から平成26年までの間に小児科医の数は14,481人から16,758人と約2,300人増加している[10]。また、小児人口１万人当たりの小児科医数でみても、7.7から10.3と増加傾向にある。	医療資源が広く薄く配置されている状況が指摘されている。 ② 平成12年から平成22年までの間に小児科医の数は14,156人から15,870人と約1,700人増加している。また、小児人口１万人当たりの小児科医数でみても、7.7から9.4と増加傾向にある。
第２ 医療体制の構築に必要な事項 １ 目指すべき方向 当面、日本小児科学会が示している「我が国の小児医療提供体制の構想」及び「中核病院小児科・地域小児科センター登録事業」を参考に、すべての小児救急医療圏（平成27年4月現在357地区）で常時診療できる体制を確保するとともに、一般の小児医療も視野に入れながら、医療体制を構築していく。 その際、圏域ごとに少なくとも一箇所の小児専門医療を取り扱う病院を確保することを目標に、既存の医療機関相互の連携や各事業の効果的な組合せ等によって、地域における小児医療の連携の構築を行う。また、医療機関の機能や患者のアクセス等を考慮し、小児医療に係る医療圏の見直しを適宜行う等により圏域毎の小児医療提供体制を検討する（日本小児科学会「小児医療提供体制委員会報告」（平成27年）を参考のこと）。 (1) 子どもの健康を守るために、家族を支援する体制 ① 急病時の対応等について健康相談・支援を実施可能な体制 ② 慢性疾患児や障害児、心の問題のある児の家族に対する身体的及び精神的サポート等を実施する体制 ③ 家族による救急蘇生法等、不慮の事故や急病への対応が可能な体制 (2) 小児患者に対し、その症状に応じた対応が可能な体制 ① 地域において、初期救急も含め一般的な小児医療を実施する体制 ② 二次医療圏において、拠点となる病院が、専門医療又は入院を要する小児救急医療を提供する体制 ③ 三次医療圏において、高度な専門医療又は重篤な小児患者に対する救命医療を提供する体制 ④ 身体機能の改善やADLの向上のため、早期からのリハビリテーションを実施する体制 ※ 慢性疾患児や障害児、心の問題のある児等に関しては、上記①～④の分類に基づく医療提供体制が必ずしも当てはまらない場合が想定されることから、地域の実情に応じ、適宜、体制の確保を図る。	**第２ 医療機関とその連携** １ 目指すべき方向 当面、日本小児科学会が示している「我が国の小児医療提供体制の構想」及び「中核病院小児科・地域小児科センター登録事業」を参考に、すべての小児救急医療圏（平成22年現在363地域）で常時診療できる体制を確保するとともに、一般の小児医療も視野に入れながら、医療体制を構築していく。 その際、圏域ごとに少なくとも一箇所の小児専門医療を取り扱う病院を確保することを目標に、既存の医療機関相互の連携や各事業の効果的な組合せ等によって、地域における小児医療の連携の構築を目指すこととする。 (1) 子どもの健康を守るために、家族を支援する体制 ① 急病時の対応等について健康相談・支援を実施可能な体制 ② 慢性疾患児や障害児、心の問題のある児の家族に対する精神的サポート等を実施する体制 ③ 家族による救急蘇生法等、不慮の事故や急病への対応が可能な体制 (2) 小児患者に対し、その症状に応じた対応が可能な体制 ① 地域において、初期救急も含め一般的な小児医療を実施する体制 ② 二次医療圏において、拠点となる病院が、専門医療又は入院を要する小児救急医療を提供する体制 ③ 三次医療圏において、高度な専門医療又は重篤な小児患者に対する救命医療を提供する体制 ※ 慢性疾患児や障害児、心の問題のある児等に関しては、上記①～③の分類に基づく医療提供体制が必ずしも当てはまらない場合が想定されることから、地域の実情に応じ、適宜、体制の確保を図る。

[9] 日本小児科学会調べ（平成18年）

[10] 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成~~22~~26年）

(3)　地域の小児医療が確保される体制 ①　医療資源の集約化・重点化の実施により、小児専門医療を担う病院が確保される体制 ②　小児医療に係る医師の確保が著しく困難な地域については、医療の連携の構築を図ることで、全体で対応できる体制 (4)　療養・療育支援が可能な体制 ①　小児病棟やNICU、PICU等で療養中の重症心身障害児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、介護及び福祉サービスが相互に連携した支援を実施 (5)　災害時を見据えた小児医療体制 これまでの震災の研究や検討から、現状の災害医療体制では小児・周産期医療に関して準備不足であることが指摘された。また、小児医療については平時から独自のネットワークが形成されていることが多く、災害時にも既存のネットワークを活用する必要性が指摘された[11]。そのため、都道府県は災害対策本部等に災害医療コーディネーターのサポートとして、小児・周産期医療に特化した調整役である「災害時小児周産期リエゾン」を配置し、次に挙げる事項を整備すること。 ①　災害時に小児及び小児患者に適切な医療や物資を提供できるよう、災害時小児周産期リエゾンを認定し、平時より訓練を実施 ②　自都道府県のみならず近隣都道府県の被災時においても、災害時小児周産期リエゾン等を介して被災県からの搬送受入れや診療に係る医療従事者の支援等を行う体制を構築	(3)　地域の小児医療が確保される体制 ①　医療資源の集約化・重点化の実施により、小児専門医療を担う病院が確保される体制 ②　小児医療に係る医師の確保が著しく困難な地域については、医療の連携の構築を図ることで、全体で対応できる体制 (4)　療養・療育支援が可能な体制 ①　小児病棟やNICU、PICU等で療養中の重症心身障害児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、介護及び福祉サービスが相互に連携した支援を実施
2　各医療機能と連携 前記「1　目指すべき方向」を踏まえ、小児の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。 (1)　健康相談等の支援の機能【相談支援等】 ①　目標 ・　子供の急病時の対応等を支援すること ・　慢性疾患の診療や心の診療が必要な児童及びその家族に対し、地域の医療資源、福祉サービス等について情報を提供すること ・　不慮の事故等の救急の対応が必要な場合に、救急蘇生法等を実施できること ・　小児かかりつけ医を持つとともに、適正な受療行動をとること	2　各医療機能と連携 前記「1　目指すべき方向」を踏まえ、小児の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。 都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。 (1)　健康相談等の支援の機能【相談支援等】 ①　目標 ・　子供の急病時の対応等を支援すること ・　慢性疾患の診療や心の診療が必要な児童及びその家族に対し、地域の医療資源、福祉サービス等について情報を提供すること ・　不慮の事故等の救急の対応が必要な場合に、救急蘇生法等を実施できること

[11] 厚生労働省「周産期医療体制のあり方に関する検討会意見のとりまとめ」（平成28年度）

② 関係者に求められる事項 (家族等周囲にいる者) ・ 必要に応じ電話相談事業等を活用すること ・ 不慮の事故の原因となるリスクを可能な限り取り除くこと ・ 救急蘇生法等の適切な処置を実施すること (消防機関等) ・ 心肺蘇生法や不慮の事故予防に対する必要な知識を家族等に対し、指導すること ・ 急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送すること ・ 救急医療情報システムを活用し、適切な医療機関へ速やかに搬送すること (行政機関) ・ 休日・夜間等に子供の急病等に関する相談体制を確保すること（小児救急電話相談事業） ・ 小児の受療行動に基づき、急病等の対応等について啓発を実施すること（小児救急医療啓発事業） ・ 心肺蘇生法や不慮の事故予防に対する必要な知識を、家族等に対し指導する体制を確保すること（自動体外式除細動器普及啓発事業） ・ 慢性疾患の診療や心の診療が必要な児童及びその家族に対し、地域の医療資源福祉サービス等について情報を提供すること (2) 一般小児医療 地域において、日常的な小児医療を実施する。 ① 一般小児医療（初期小児救急医療を除く。）を担う機能【一般小児医療】 ア 目標 ・ 地域に必要な一般小児医療を実施すること ・ 生活の場（施設を含む。）での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施すること イ 医療機関に求められる事項 ・ 一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療を実施すること ・ 軽症の入院診療を実施すること（入院設備を有する場合） ・ 他の医療機関の小児病棟やNICU、PICU等から退院するに当たり、生活の場（施設を含む。）での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施すること ・ 訪問看護ステーション、福祉サービス事業者、行政等との連携により、医療、介護及び福祉サービス（レスパイトを含む。）を調整すること ・ 医療型障害児入所施設等、自宅以外の生活の場を含めた在宅医療を実施すること	② 関係者に求められる事項 (家族等周囲にいる者) ・ 必要に応じ電話相談事業等を活用すること ・ 不慮の事故の原因となるリスクを可能な限り取り除くこと ・ 救急蘇生法等の適切な処置を実施すること (消防機関等) ・ 心肺蘇生法や不慮の事故予防に対する必要な知識を家族等に対し、指導すること ・ 急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送すること ・ 救急医療情報システムを活用し、適切な医療機関へ速やかに搬送すること (行政機関) ・ 休日・夜間等に子供の急病等に関する相談体制を確保すること(小児救急電話相談事業) ・ 小児の受療行動に基づき、急病等の対応等について啓発を実施すること(小児救急医療啓発事業) ・ 心肺蘇生法や不慮の事故予防に対する必要な知識を、家族等に対し指導する体制を確保すること(自動体外式除細動器普及啓発事業) ・ 慢性疾患の診療や心の診療が必要な児童及びその家族に対し、地域の医療資源福祉サービス等について情報を提供すること (2) 一般小児医療 地域において、日常的な小児医療を実施する。 (2-1) 一般小児医療(初期小児救急医療を除く。)を担う機能【一般小児医療】 ① 目標 ・ 地域に必要な一般小児医療を実施すること ・ 生活の場(施設を含む)での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施すること ② 医療機関に求められる事項 ・ 一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療を実施すること ・ 軽症の入院診療を実施すること(入院設備を有する場合) ・ 他の医療機関の小児病棟やNICU、PICU等から退院するに当たり、生活の場(施設を含む)での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施すること ・ 訪問看護ステーション、福祉サービス事業者、行政等との連携により、医療、介護及び福祉サービス(レスパイトを含む。)を調整すること ・ 医療型障害児入所施設等、自宅以外の生活の場を含めた在宅医療を実施すること

・　家族に対する身体的及び精神的サポート等の支援を実施すること ・　慢性疾患の急変時に備え、対応可能な医療機関と連携していること ・　専門医療を担う地域の病院と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ウ　医療機関等の例 ・　小児科を標榜する診療所（小児かかりつけ医を含む。） ・　一般小児科病院、小児地域支援病院※ ・　連携病院（集約化推進通知に規定されるもの） ・　訪問看護ステーション ※　小児地域支援病院は日本小児科学会の「地域振興小児科病院A」に相当する。	・　家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること ・　慢性疾患の急変時に備え、対応可能な医療機関と連携していること ・　専門医療を担う地域の病院と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ③　医療機関等の例 ・　小児科を標榜する診療所 ・　一般小児科病院※、地域振興小児科病院※ ・　連携病院(集約化推進通知に規定されるもの) ・　訪問看護ステーション ※　平成18年6月日本小児科学会理事会中間報告書「小児医療提供体制の改革ビジョン」(以下「改革ビジョン」という。)に規定され、平成23年8月日本小児科学会総会資料「継続できる質の高い小児医療提供体制に向けて」により修正されたもの
②　初期小児救急医療を担う機能【初期小児救急】 ア　目標 ・　初期小児救急を実施すること イ　医療機関に求められる事項 ・　小児初期救急センター、休日夜間急患センター等において平日昼間や夜間休日における初期小児救急医療を実施すること ・　緊急手術や入院等を要する場合に備え、対応可能な医療機関と連携していること ・　地域で小児医療に従事する開業医等が、病院の開放施設（オープン制度）や小児初期救急センター等、夜間休日の初期小児救急医療に参画すること ウ　医療機関の例 (平日昼間) ・　小児科を標榜する診療所 ・　一般小児科病院、小児地域支援病院 ・　連携病院（集約化推進通知に規定されるもの） (夜間休日) ・　在宅当番医制に参加している診療所、休日夜間急患センター、小児初期救急センター	(2-2)　初期小児救急医療を担う機能【初期小児救急】 ①　目標 ・　初期小児救急を実施すること ②　医療機関に求められる事項 ・　小児初期救急センター、休日夜間急患センター等において平日昼間や夜間休日における初期小児救急医療を実施すること ・　緊急手術や入院等を要する場合に備え、対応可能な医療機関と連携していること ・　地域で小児医療に従事する開業医等が、病院の開放施設(オープン制度)や小児初期救急センター等、夜間休日の初期小児救急医療に参画すること ③　医療機関の例 (平日昼間) ・　小児科を標榜する診療所 ・　一般小児科病院、地域振興小児科病院(改革ビジョンに規定されるもの) ・　連携病院(集約化推進通知に規定されるもの) (夜間休日) ・　在宅当番医制に参加している診療所、休日夜間急患センター、小児初期救急センター
③　小児医療過疎地域の一般小児医療を担う機能【小児地域支援病院】 小児中核病院又は小児地域医療センターがない医療圏において、最大の病院小児科であり、小児中核病院又は小児地域医療センターからアクセス不良（車で１時間以上）で	

あるものと定義される。小児人口の5.4%をカバーしているに過ぎないものの、医療圏の面積は全国の約25%と広く、小児医療資源が乏しいため、他地域の小児科との統廃合は不適当である。 ア　目標 ・　小児医療過疎地域において不可欠の小児科病院として、軽症の診療、入院に対応すること イ　医療機関に求められる事項 ・　原則として入院病床を設置し、必要に応じて小児地域医療センター等へ紹介すること	
(3)　小児地域医療センター（日本小児科学会の「地域小児科センター」に相当するもの） 小児医療圏において中心的に小児医療を実施する。 ①　小児専門医療を担う機能【小児専門医療】 （人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の連携強化病院に係る記載も参照。） ア　目標 ・　一般の小児医療を行う医療機関では対応が困難な患者に対する医療を実施すること ・　小児専門医療を実施すること イ　医療機関に求められる事項 ・　高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を行うこと ・　一般の小児医療を行う機関では対応が困難な患者や常時監視・治療の必要な患者等に対する入院診療を行うこと ・　小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域における医療機関と、小児医療の連携体制を形成することにより、地域で求められる小児医療を全体として実施すること ・　より高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること ・　療養・療育支援を担う施設との連携や、在宅医療を支援していること ・　家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること ウ　医療機関の例 ・　地域小児科センター（NICU型） ・　連携強化病院（集約化推進通知に規定されるもの） ②　入院を要する救急医療を担う機能【入院小児救急】 （人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の連携強化病院	(3)　地域小児医療センター(日本小児科学会の「地域小児科センターに相当するもの」) 小児医療圏において中心的に小児医療を実施する。 (3-1)　小児専門医療を担う機能【小児専門医療】 （人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の連携強化病院に係る記載も参照。） ①　目標 ・　一般の小児医療を行う医療機関では対応が困難な患者に対する医療を実施すること ・　小児専門医療を実施すること ②　医療機関に求められる事項 ・　高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を行うこと ・　一般の小児医療を行う機関では対応が困難な患者や常時監視・治療の必要な患者等に対する入院診療を行うこと ・　小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域における医療機関と、小児医療の連携体制を形成することにより、地域で求められる小児医療を全体として実施すること ・　より高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること ・　療養・療育支援を担う施設との連携や、在宅医療を支援していること ・　家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること ③　医療機関の例 ・　地域小児科センター(NICU型)(改革ビジョンに規定されるもの) ・　連携強化病院(集約化推進通知に規定されるもの) (3-2)　入院を要する救急医療を担う機能【入院小児救急】 （人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の連携強化病院に

に係る記載も参照。） ア　目標 ・　入院を要する小児救急医療を 24 時間体制で実施すること イ　医療機関に求められる事項 ・　小児科医師や看護師などの人員体制を含めて、入院を要する小児救急医療を 24 時間 365 日体制で実施可能であること ・　小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域医療機関と連携し、地域で求められる入院を要する小児救急医療を担うこと ・　高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること ・　療養・療育支援を担う施設と連携していること ・　家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること ウ　医療機関の例 ・　地域小児科センター（救急型） ・　連携強化病院（集約化推進通知に規定されるもの） ・　小児救急医療拠点病院 ・　小児救急医療支援事業により輪番制に参加している病院 (4)　小児中核病院（日本小児科学会の「中核病院小児科」に相当するもの） 三次医療圏において中核的な小児医療を実施する。 ①　高度な小児専門医療を担う機能【高度小児専門医療】 （人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の高次機能病院に係る記載も参照。） ア　目標 ・　小児地域医療センターでは対応が困難な患者に対する高度な専門入院医療を実施すること ・　当該地域における医療従事者への教育や研究を実施すること イ　医療機関に求められる事項 ・　広域の小児中核病院や小児地域医療センターとの連携により、高度専門的な診断・検査・治療を実施し、医療人材の育成・交流などを含めて地域医療に貢献すること ・　療養・療育支援を担う施設と連携していること ・　家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること ウ　医療機関の例 ・　中核病院（改革ビジョンに規定されるもの）	係る記載も参照。） ①　目標 ・　入院を要する小児救急医療を 24 時間体制で実施すること ②　医療機関に求められる事項 ・　小児科医師や看護師などの人員体制を含めて、入院を要する小児救急医療を 24 時間 365 日体制で実施可能であること ・　小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域医療機関と連携し、地域で求められる入院を要する小児救急医療を担うこと ・　高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること ・　療養・療育支援を担う施設と連携していること ・　家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること ③　医療機関の例 ・　地域小児科センター(救急型)(改革ビジョンに規定されるもの) ・　連携強化病院(集約化推進通知に規定されるもの) ・　小児救急医療拠点病院 ・　小児救急医療支援事業により輪番制に参加している病院 (4)　小児中核病院（日本小児科学会の「中核病院小児科」に相当するもの） 三次医療圏において中核的な小児医療を実施する。 (4-1)　高度な小児専門医療を担う機能【高度小児専門医療】 （人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の高次機能病院に係る記載も参照。） ①　目標 ・　地域小児医療センターでは対応が困難な患者に対する高度な専門入院医療を実施すること ・　当該地域における医療従事者への教育や研究を実施すること ②　医療機関に求められる事項 ・　広域の小児中核病院や地域小児医療センターとの連携により、高度専門的な診断・検査・治療を実施し、医療人材の育成・交流などを含めて地域医療に貢献すること ・　療養・療育支援を担う施設と連携していること ・　家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること ③　医療機関の例 ・　中核病院(改革ビジョンに規定されるもの)

・ 大学病院（本院） ・ 小児専門病院 ② 小児の救命救急医療を担う機能【小児救命救急医療】 （人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の高次機能病院に係る記載も参照。） ア 目標 ・ 小児の救命救急医療を24時間体制で実施すること イ 医療機関に求められる事項 ・ 小児地域医療センターからの紹介患者や重症外傷を含めた救急搬送による患者を中心として、重篤な小児患者に対する救急医療を24時間365日体制で実施すること ・ 小児の集中治療を専門的に実行できる診療体制（小児専門施設であれば PICU を運営することが望ましい）を構築することが望ましいこと ・ 療養・療育支援を担う施設と連携していること ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること ウ 医療機関の例 ・ 救命救急センター ・ 小児救命救急センター ・ 小児救急医療拠点病院のうち救命救急医療を提供するもの	・ 大学病院（本院） ・ 小児専門病院 (4-2) 小児の救命救急医療を担う機能【小児救命救急医療】 （人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の高次機能病院に係る記載も参照。） ① 目標 ・ 小児の救命救急医療を24時間体制で実施すること ② 医療機関に求められる事項 ・ 地域小児医療センターからの紹介患者や重症外傷を含めた救急搬送による患者を中心として、重篤な小児患者に対する救急医療を24時間365日体制で実施すること ・ 小児の集中治療を専門的に実行できる診療体制（小児専門施設であれば PICU を運営することが望ましい）を構築することが望ましいこと ・ 療養・療育支援を担う施設と連携していること ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること ③ 医療機関の例 ・ 救命救急センター ・ 小児救命救急センター ・ 小児救急医療拠点病院のうち救命救急医療を提供するもの
第３ 構築の具体的な手順 １ 現状の把握 都道府県は、小児医療体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。 さらに、(3)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1) 患者動向に関する情報 ・ 小児患者数（住所の別、軽症・重症の別、外来・入院の別、搬送の種類、受診時間帯）（患者調査） ・ 乳児、乳幼児、小児（15才未満）の死亡率（人口動態統計） ・ 小児人口（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査）	**第３ 構築の具体的な手順** １ 現状の把握 都道府県は、小児医療の体制を構築するに当たって、(1)(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。 さらに、(3)に示す、医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1) 患者動向に関する情報 ・ 小児患者数（住所の別、軽症・重症の別、外来・入院の別、搬送の種類、受診時間帯）（患者調査） ・ 乳児、乳幼児、小児（15才未満）の死亡率（人口動態統計） ・ 小児人口（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査）

・ 出生率（人口動態統計） ・ 特別児童扶養手当数等（福祉行政報告例等） (2) 医療資源・連携等に関する情報 ・ 小児科標榜病院数とその所在 ・ 各病院における診療の実態 外来(一般外来、各種専門外来、検診・育児相談・予防接種等) 入院(一般病床数、NICU 病床数、PICU 病床数、小児入院医療管理料の算定病床数等) 小児医療に係る医師の数(小児科医等) ・ 小児科標榜診療所数とその所在 ・ 時間外の診療対応状況 休日・夜間診療所の運営状況(診療時間、対応疾病、医師人数等) 小児科を標榜する診療所及び病院の初期救急体制への関与状況 休日・夜間の薬局の運営状況(開局時間、薬剤師人数等) ・ 小児救急医療に携わる施設とその位置(衛生主管部局) ・ 救急医療機関の人員(衛生主管部局) (3) 指標による現状把握 別表 10 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。 2 医療機能の明確化及び圏域の設定に関する検討 (1) 都道府県は、小児医療体制を構築するに当たって、「第２ 医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１ 現状の把握」で収集した情報を分析し、一般小児医療、小児地域支援病院、小児地域医療センター、小児中核病院といった各種機能を明確にして、圏域を設定する。 (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。 (3) 圏域を設定するに当たっては、小児地域医療センターを中心とした診療状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。 (4) 検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に小児医療の診療に従事する者、	・ 出生率（人口動態統計） ・ 特別児童扶養手当数等（福祉行政報告例等） (2) 医療資源・連携等に関する情報 ・ 小児科標榜病院数とその所在 ・ 各病院における診療の実態 外来(一般外来、各種専門外来、検診・育児相談・予防接種等) 入院(一般病床数、NICU 病床数、PICU 病床数、小児入院医療管理料の算定病床数等) 小児医療に係る医師の数(小児科医等) ・ 小児科標榜診療所数とその所在 ・ 時間外の診療対応状況 休日・夜間診療所の運営状況(診療時間、対応疾病、医師人数等) 小児科を標榜する診療所及び病院の初期救急体制への関与状況 休日・夜間の薬局の運営状況(開局時間、薬剤師人数等) ・ 小児救急医療に携わる施設とその位置(衛生主管部局) ・ 救急医療機関の人員(衛生主管部局) (3) 指標による現状把握 別表 10 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。 2 医療機能の明確化及び圏域の設定に関する検討 (1) 都道府県は、小児医療体制を構築するに当たって、「第２ 医療機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、一般小児医療、地域小児医療センター、中核病院といった各種機能を明確にして、圏域を設定する。 (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。 (3) 圏域を設定するに当たっては、地域小児医療センターを中心とした診療状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。 (4) 検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に小児医療の診療に従事する者、

住民・患者、市町村等の各代表が参画する。	住民・患者、市町村等の各代表が参画する。
3　連携の検討	3　連携の検討
(1)　都道府県は、小児医療の体制を構築するに当たって、患者の重症度・緊急度に応じて適切に医療が提供されるよう、また、関係機関・施設の信頼関係が醸成されるよう配慮する。また、都道府県内における医療が必要な障害児の支援に関わる医療・福祉等の関係機関と連係を図る。	(1)　都道府県は、小児医療の体制を構築するに当たって、患者の重症度・緊急度に応じて適切に医療が提供されるよう、また、関係機関・施設の信頼関係が醸成されるよう配慮する。
さらに、医療機関、消防機関、消防防災主管部局、地域医師会等の関係者は、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。	また、医療機関、消防機関、消防防災主管部局、地域医師会等の関係者は、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。
(2)　保健所は、「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374　号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成19年7月20日付け健総発第0720001号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互又は医療機関と消防機関との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。	(2)　保健所は、「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成19年7月20日健総発第0720001号健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互又は医療機関と消防機関との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。
(3)　都道府県域の県境地域においては、道路状況や地域住民の受療動向により、県内医療機関と県外医療機関との連携体制を検討する。 その場合、隣接都道府県関係者からなる協議会を設置する等により合意を得る。	(3)　都道府県域の県境地域においては、道路状況や地域住民の受療動向により、県内医療機関と県外医療機関との連携体制を検討する。 その場合、隣接都道府県関係者からなる協議会を設置する等により合意を得る。
(4)　医療計画には、原則として各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。 なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載をすることで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。	(4)　医療計画には、原則として各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。 なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。 さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載をすることで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。
(5)　集約化・重点化を実施するための計画との整合性を図る。 ①　連携強化病院の体制 ②　連携病院の体制 ③　連携強化病院と連携病院の連携体制 ④　地域の診療所・連携病院の参加による休日・夜間初期小児救急医療体制 ⑤　連携強化病院における地域の小児救急医療の支援体制 ⑥　医療機関間における搬送体制 ⑦　高次機能病院の役割	(5)　集約化・重点化を実施するための計画との整合性を図る。 ①　連携強化病院の体制 ②　連携病院の体制 ③　連携強化病院と連携病院の連携体制 ④　地域の診療所・連携病院の参加による休日・夜間初期小児救急医療体制 ⑤　連携強化病院における地域の小児救急医療の支援体制 ⑥　医療機関間における搬送体制 ⑦　高次機能病院の役割

4　課題の抽出 都道府県は、「第２ 医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１ 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の小児医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。	4　課題の抽出 都道府県は、「第２ 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の小児医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。
5　数値目標 都道府県は、良質かつ適切な小児医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「４　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。	5　数値目標 都道府県は、良質かつ適切な小児医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4　課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。 数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第７に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。
6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「４ 課題の抽出」に対応するよう「５　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。	6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。
7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも６年（在宅医療その他必要な事項については３年）ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。	7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも５年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。
8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。	8　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

改　正　後	現　　行
在宅医療の体制構築に係る指針	**在宅医療の体制構築に係る指針**
多くの国民が自宅等住み慣れた環境での療養を望んでいる。高齢化の進展に伴い疾病構造が変化し、誰もが何らかの病気を抱えながら生活をするようになる中で、「治す医療」から「治し、支える医療」への転換が求められている。在宅医療は、高齢になっても病気になっても障害があっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療であり、地域包括ケアシステムの不可欠の構成要素である。	多くの国民が自宅等住み慣れた環境での療養を望んでいる。高齢になっても病気になっても自分らしい生活を支える在宅医療の提供体制を構築することは、国民の生活の質の向上に資するものである。
また、今後増大する慢性期の医療ニーズに対し、在宅医療はその受け皿として、さらに看取りを含む医療提供体制の基盤の一つとして期待されている。	また、超高齢社会を迎え、医療機関や介護保険施設等の受入れにも限界が生じることが予測される中で、在宅医療は慢性期及び回復期患者の受け皿として、さらに看取りを含む医療提供体制の基盤の一つとして期待されている。
本指針では「第１　在宅医療の現状」において、我が国の疾病構造及び在宅医療のニーズの変化や在宅医療に係る資源の現状を概観し、次に「第２　医療体制の構築に必要な事項」において、どのような医療体制を構築すべきかを示している。	本指針では「第１　在宅医療の現状」において、我が国の疾病構造及び在宅医療のニーズの変化や在宅医療に係る資源の現状を概観し、次に「第２　関係機関とその連携」において、どのような医療体制を構築すべきかを示している。
都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また在宅医療に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とそれらの関係機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。	都道府県は、これらを踏まえつつ、「第３　構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また在宅医療に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とそれらの関係機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。
第１　在宅医療の現状	**第１　在宅医療の現状**
１　在宅医療の現状	１　在宅医療の現状
(1)　疾病構造の変化	(1)　疾病構造の変化
昭和10～20年代において、我が国の死因の第１位であった結核に代わり、昭和33年以降は、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病（慢性疾患）が死因の上位を占めるようになった[1]。こうした疾病構造の変化や高齢化の進展に伴い、要介護認定者や認知症患者は大幅に増加しており、自宅や地域で疾病や障害を抱えつつ生活を送る者が今後も増加していくことが考えられる。	昭和10～20年代において、我が国の死因の第１位であった結核に代わり、昭和33年以降は、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患が死因の上位を占めるようになった。また、要介護状態に至る主な原因疾患に関する平成22年の報告では、脳血管疾患が約21%、認知症が約15%、関節疾患が約11%、老衰が約14%となっている。さらに認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ※以上の人数については、平成27年に250万人、平成37年には323万人に達すると推計されている。自宅や地域で疾病や障害を抱えつつ生活を送る者が今後も増加していくことが考えられる。 ※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思

[1] 厚生労働省「人口動態調査統計（確定数）」（平成~~22~~27年）

(2)　在宅医療のニーズの増加と多様化 平成27年における65歳以上の高齢者人口は、3,373万人であるが[1]、平成54年には3,878万人となりピークを迎え[2]、同年の75歳以上の人口割合は、現在の13%から21%に増加する。また、65歳以上の高齢者のいる世帯の約６割が、独居又は夫婦のみの世帯である。さらに、死亡総数は現在の約129万人から約166万人に増える[2]。今後は、高齢者の世帯動向、居宅等の形態も踏まえ、医療提供のあり方を検討することが重要である。 在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者数は、平成21年の13,543人/月から、平成24年には21,121人/月、平成27年には25,184人/月と、年々増加している[3]。特に、医療技術の進歩等を背景として、退院後も人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを受けながら日常生活を営む小児や若年層の患者が増加している。在宅患者訪問診療料を算定している１ヶ月あたりの小児（０～９歳）の数は、平成24年の91人/月から、平成27年の1,003人/月へと増加し[3]、また訪問看護を受ける小児（０～９歳）の数は、平成21年の約３千人/月から、平成27年の約８千人/月へと増加している[4]。 このように、疾病構造の変化や高齢化の進展、医療技術の進歩、QOL向上を重視した医療への期待の高まり等により、在宅医療のニーズは増加し、また多様化している。	疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態をいう。 (2)　在宅医療のニーズの増加と多様化 平成22年における65歳以上の高齢者人口は、2,937万人であるが[1]、平成54年には3,878万人となりピークを迎え、同年の75歳以上の人口割合は、現在の11%から21%に増加する。また、65歳以上の高齢者のいる世帯の約半数が、独居又は夫婦のみの世帯である。さらに、死亡総数は現在の約120万人から約166万人に増える[4]。今後は、高齢者の世帯動向、居宅等の形態も踏まえ、医療提供のあり方を検討することが重要である。 在宅療養支援病院・診療所において訪問診療又は往診を受けている在宅療養者は、介護保険３施設※に入院・入所中の者よりも、人工呼吸器、気管切開、酸素療法等の医療を必要とする者が多いことが報告されている。また、在宅人工呼吸指導管理料の１ヶ月あたりの算定件数は、平成13年の2,455件から、平成21年の12,783件へと約５倍に増加している。 ※介護保険３施設：介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護療養型医療施設 さらに近年、疾病や障害を抱えながらも自宅や住み慣れた地域で生活をする小児や若年層の在宅療養者が増加している。医療保険の訪問看護を受ける小児（0～9歳）の数は、平成13年の１ヶ月あたり842人から、平成21年の2,928人へと約3.5倍に増加している。 疾病構造の変化や高齢化、QOL向上を重視した医療への期待の高まり等により、在宅医療のニーズは増加し、また多様化している。
2　在宅医療の提供体制 (1)　退院支援 在宅医療は、増大する慢性期の医療ニーズの受け皿としての役割を期待されている。近年、在宅療養を選択する人工呼吸器を装着した者や何らかの医療処置を必要とする者が増えてきたことから、医療の継続性や退院に伴って新たに生じる心理的・社会的問題の予防や対応のために、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援が重要となる。 具体的には、病院における組織的な取組（退院支援担当者の配置や退院困難者のスクリーニングの導入等）や多職種による退院前カンファレンス等が行われており、自宅への退院者の増加や平均在院日数の減少、患者や家族のQOL向上等の効果が報告されている[5]。	2　在宅医療の提供体制 (1)　退院支援 在宅医療は、慢性期及び回復期患者の受け皿としての機能を期待されている。近年、在宅療養を選択する人工呼吸器を装着した者や何らかの医療処置を必要とする者が増えてきたことから、医療の継続性や退院に伴って新たに生じる心理的・社会的問題の予防や対応のために、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援の重要性が高まっている。 具体的には、病院における組織的な取り組み（退院支援担当者の配置や退院困難者のスクリーニングの導入等）や多職種による退院前カンファレンス等が行われており、自宅への退院者の増加や平均在院日数の減少、患者や家族のQOL向上等の効果が報告されている。

[2] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（１月推計）」（平成24年）
[3] 厚生労働省「社会医療診療行為別調査」
[4] 厚生労働省「訪問看護療養費実態調査」（平成21,27年）
[5] 医療経済研究機構「退院準備から在宅ケアを結ぶ支援（リエゾンシステム）のあり方に関する研究」（平成19年）

退院支援担当者を配置している病院は、平成20年の2,450ヶ所（28%）から、平成26年の3,592ヶ所（42%）へと増加している[6]。病床規模別にみると、300床以上の病院では74%の病院で退院支援の担当者を配置しており、病床規模が大きい病院ほど複数の担当者を配置している傾向がみられる[6]。	しかし、実際に退院支援担当者を配置している病院は、2,450ヶ所（28%）である。病床規模別にみると、300床以上の病院では約半数の病院で退院支援の担当者を配置しており、病床規模が大きい病院ほど複数の担当者を配置している傾向がみられる[9]。
(2) 日常の療養生活の支援	(2) 日常の療養生活の支援
① 訪問診療	① 訪問診療・往診
在宅医療を受けた患者数は、平成26年には156,400人/日で、平成23年の110,700人/日に比較し、41%増加している[7]。	在宅医療を受けた患者数は、1日に98,700人で、平成17年の64,800人に比較し、52.3%増加している。
訪問診療を提供している医療機関は、全診療所100,461ヶ所のうち、20,597ヶ所（20.5%）、全病院8,493ヶ所のうち2,692ヶ所（31.7%）である[6]。また、在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所数は平成26年3月現在、それぞれ1,060ヶ所、14,453ヶ所の届出があり[8]、年々増加しているものの、都道府県別の人口10万人当たりでみると、前者が0.29から3.6（全国値0.8）、後者が5.4から22.8（全国値11.5）とばらつきが見られる[7]。	訪問診療を提供している医療機関は、全診療所99,083ヶ所のうち、19,501ヶ所（19.7%）、全病院8,794ヶ所のうち2,582ヶ所（29.4%）である[9]。また、在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所数は平成23年7月現在、それぞれ12,848ヶ所、445ヶ所の届け出があり、年々増加しているものの、都道府県別の人口10万人当たりでみると、前者が3.9から20.9（全国値10.1）、後者が0.05から1.25（全国値0.41）とばらつきが見られる。
病院、診療所を対象とした調査では、在宅医療を実施する上で特に大変なこととして、74%が24時間対応の困難さを挙げた[9]。在宅医療の多くが診療所を中心とした小規模な組織体制で提供されており、24時間対応、急変時の対応及び看取りを行うための連携体制の構築が求められている。	診療所を対象とした調査では、在宅療養支援診療所の届出をしない理由として、約70%が24時間対応の困難さを挙げた。在宅療養支援診療所の81%が医師数1名の小規模な診療所であり、24時間対応、急変時の対応及び看取りを行うための連携体制の構築が求められている。
② 訪問看護	② 訪問看護
訪問看護利用者約56.7万人/月のうち、医療保険による利用者は約17.1万人/月[10]、介護保険による訪問看護利用者が約39.6万人/月[11]である。	訪問看護利用者約40.1万人/月のうち、医療保険による利用者は約9.9万人/月、介護保険による訪問看護利用者が約30.2万人/月である。
介護保険における請求事業所数でみると、訪問看護ステーションは7,917カ所[11]、訪問看護を実施する病院・診療所は1,580カ所である[11]。都道府県別に人口10万人当たりの訪問看護事業所数（訪問看護ステーション、訪問看護を実施している医療機関の合計）をみると、4.3から12.1とばらつきがみられる（全国値7.3）[12]。	介護保険における請求事業所数でみると、訪問看護ステーションは5,978カ所、訪問看護を実施する病院・診療所は1,909カ所である。都道府県別に人口10万人当たりの訪問看護事業所数（訪問看護ステーション、訪問看護を実施している医療機関の合計）をみると、3.5から10.8とばらつきがみられる（全国値6.8）。
訪問看護ステーションの多くは、従業員が5人未満の小規模な事業所であるが、規模	従業員が5人未満の小規模な訪問看護ステーションが60%を占めるが、訪問看護ステ

6 厚生労働省「医療施設調査（静態）」（平成20,26年）
7 厚生労働省「患者調査」（平成2023,26年）
8 厚生労働省医政局地域医療計画課調べ（平成27年）
9 日本医師会総合政策研究機構「かかりつけ医機能と在宅医療についての診療所調査結果」（平成29年）
10 厚生労働省「訪問看護療養費実態調査」（平成2327年）
11 厚生労働省「介護給付費実態調査」（平成2327年6月）
12 厚生労働省「介護給付費実態調査」（平成2226年）より算出

の大きな訪問看護ステーションほど、難病や末期の悪性腫瘍等の利用者が多く、また緊急の訪問が多い実態がある[13]。 今後は、看取りや重症度の高い利用者へ対応できるよう、訪問看護ステーション間や関係機関との連携強化、訪問看護ステーションの大規模化等の機能強化による安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備が求められている。	ーション1カ所あたり、平均26.8カ所の医療機関から訪問看護指示書が交付されており、平均17.3カ所の居宅介護支援事業所から居宅サービス計画書を受け取っている等、多くの医療機関や介護事業所と連携している実態が報告されている[15]。
③　訪問歯科診療 在宅歯科医療を受けた患者は、約40,600人/日（歯科外来患者総数の3.0%）であり、そのうち、77.6%が65歳以上である[6]。 全歯科診療所68,592ヶ所のうち、訪問歯科診療を提供している歯科診療所は、14,069ヶ所（20.5%）である[6]。在宅又は介護施設等における療養を歯科医療面から支援する在宅療養支援歯科診療所は6,443ヶ所で増加傾向にあるが[14]、全歯科診療所の約９%にとどまっている。 近年は、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔と全身との関係について広く指摘されており、医療機関等との連携を更に推進していくことが求められている。	③　訪問歯科診療 在宅歯科医療を受けた患者は、約25,000人/日（歯科外来患者総数の1.9%）であり、そのうち、95.7%が65歳以上である[10]。 全歯科診療所67,779ヶ所のうち、訪問歯科診療を提供している歯科診療所は、8,214ヶ所(12.1%)である[9]。在宅又は介護施設等における療養を歯科医療面から支援する在宅療養支援歯科診療所は3,700ヶ所であるが、都道府県別の歯科診療所に占める在宅療養支援歯科診療所の割合をみると、0.4%から36.1%とばらつきがみられる（全国値5.5%）。 要介護高齢者の約9割が歯科治療や専門的口腔ケアが必要とされているが、実際の受療者は約3割という報告もある。口腔機能の低下や誤嚥性肺炎の予防等のためには、在宅療養者の歯科受療率の向上が課題となっている。
④　訪問薬剤管理指導 全薬局57,784カ所[15]のうち、在宅訪問薬剤管理指導業務を実施している薬局数は、平成26年では医療保険では3,598ヶ所で算定回数は約15万回/年、介護保険では11,020ヶ所（重複あり）で算定回数は約545万回/年となっており[16]、実施施設は年々増加しているが薬局全体では約２割程度である。医療機関の薬剤師が実施した在宅訪問薬剤管理指導業務は、医療保険約480回/月[17]、介護保険約6,000回/月[11]となっている。地域の薬局には、医薬品等の供給体制の確保に加え、医療機関等と連携して患者の服薬情報を一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行うことや、入退院時における医療機関等との連携、夜間・休日等の調剤や電話相談への対応等の役割を果たすことが求められている。	④　訪問薬剤管理指導 介護保険の居宅療養管理指導を受けた者の数は、約11万人/月である。 全薬局53,642カ所のうち、在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局数は、42,163ヶ所（78.4%）であるが[11]、都道府県別に届出割合をみると、48.5%から98.8%とばらつきがみられる（全国値78.6%）[12]。 医療保険の在宅患者訪問薬剤管理指導及び介護保険の居宅療養管理指導を行っている薬局等を対象とした調査によると、患者の薬剤管理上の問題点として、薬剤の保管状況、服薬に関する理解不足、薬剤の飲み忘れ等が挙げられている。
(3)　急変時の対応	(3)　急変時の対応

[13] 厚生労働省保険局医療課調べ（平成25年）
[14] 厚生労働省保険局医療課調べ（平成~~24~~27年）
[15] 厚生労働省「衛生行政報告例」（平成~~24~~26年）
[16] 厚生労働省保険局、老健局調べ（平成26年）
[17] 厚生労働省「社会医療診療行為別調査」（平成27年）

自宅での療養を希望していてもそれが実現できない理由として、急変時の対応に関する患者の不安や家族の負担への懸念が挙げられる[18]。こうした不安や負担の軽減が、在宅での療養を継続するための重要な課題である。 そのため、24時間いつでも往診や訪問看護の対応が可能な連携体制や、入院医療機関における円滑な受入れといった後方支援体制の構築が求められている。	自宅での療養を希望していてもそれが実現できない理由として、急変時の対応に関する不安や家族への負担への懸念が挙げられる。急変時の対応に関する患者の不安の軽減や家族の負担の軽減が、在宅での療養を継続するための重要な課題である。そのため、訪問診療や訪問看護については24時間対応が可能な連携体制の構築、在宅療養支援病院や有床診療所については在宅療養患者の病状の急変時における円滑な受け入れが求められている。
(4) 在宅での看取り 55%の国民が、治る見込みがない病気になった場合に、自宅で最期を迎えることを望んでいるが[18]、場所別の死亡率をみると、医療機関での死亡率が77%となっている[1]。患者や家族のQOLの維持向上を図りつつ療養生活を支えるとともに、患者や家族が希望した場合には、自宅で最期を迎えることを可能にする医療及び介護体制の構築が求められている。 また、高齢化の進展に伴い、介護施設等で最期を迎える者が増えていることから、在宅医療に係る機関が介護施設等による看取りを必要に応じて支援することが求められる。	(4) 在宅での看取り 60%以上の国民が、終末期においても可能なかぎり自宅での療養を望んでおり、患者や家族のQOLの維持向上を図りつつ療養生活を支えるとともに、患者や家族が希望した場合には、自宅で最期を迎えることを可能にする医療及び介護体制の構築が求められている。 また、高齢化の進展に伴い、介護施設等で最期を迎える者が増えていることから、在宅医療に係る機関が介護施設等による看取りを必要に応じて支援することが求められる。 我が国の在宅死亡率（自宅及び老人ホームでの死亡率）をみると、平成18年の14.5%から増加に転じ、平成22年の在宅死亡率は16.1%となっている[1]。また、東京特別区及び政令指定都市等の大都市圏における在宅死亡率は17.9%と全国値より高くなっている[1]。
第２　医療体制の構築に必要な事項 １　目指すべき方向 前記「第１　在宅医療の現状」を踏まえ、個々の役割や医療機能、それを満たす各関係機関、さらにそれら関係機関相互の連携により、在宅医療が円滑に提供される体制を構築する。 (1) 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制 ① 入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施 (2) 日常の療養支援が可能な体制 ① 多職種協働により患者やその家族の生活を支える観点からの医療の提供 ② 緩和ケアの提供 ③ 家族への支援 (3) 急変時の対応が可能な体制 ① 患者の病状急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確保 (4) 患者が望む場所での看取りが可能な体制	**第２　関係機関とその連携** １　目指すべき方向 前記「第１　在宅医療の現状」を踏まえ、個々の役割や医療機能、それを満たす各関係機関、さらにそれら関係機関相互の連携により、在宅医療が円滑に提供される体制を構築する。 (1) 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制 ① 入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施 (2) 日常の療養支援が可能な体制 ① 多職種協働により在宅療養者やその家族の生活を支える観点からの医療の提供 ② 緩和ケアの提供 ③ 家族への支援 (3) 急変時の対応が可能な体制 ① 在宅療養者の病状急変時における往診体制及び入院病床の確保 (4) 患者が望む場所での看取りが可能な体制

[18] 内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」（平成24年）

① 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施 また、上記(1)から(4)の体制を構築するにあたり、地域における多職種連携を図りながら、24時間体制で在宅医療が提供されることが重要である。こうした観点から、在宅医療において積極的役割を担う医療機関や在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付けていくことが望まれる。	① 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施 また、上記(1)から(4)の体制を構築するにあたり、地域における多職種連携を図りながら、24時間体制で在宅医療が提供されることが重要である。こうした観点から、在宅医療において積極的役割を担う医療機関や在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付けていくことが望まれる。
2 各医療機能と連携 前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、在宅医療の提供体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。都道府県は、各医療機能の内容（目標、関係機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。	2 各医療機能と連携 前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、在宅医療の提供体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。都道府県は、各医療機能の内容（目標、関係機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。
(1) 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制【退院支援】 ① 目標 ・ 入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること ② 入院医療機関に求められる事項 ・ 退院支援担当者を配置すること ・ 退院支援担当者は、できる限り在宅医療に係る機関での研修や実習を受けること ・ 入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を開始すること ・ 退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護、障害福祉サービスの調整を十分図ること ・ 退院後、患者に起こりうる病状の変化やその対応について、退院前カンファレンスや文書・電話等で、在宅医療に係る機関との情報共有を十分図ること （医療機関の例） ・ 病院・有床診療所 ※ 介護老人保健施設においても、在宅への移行に向けた取組が行われている。 ③ 在宅医療に係る機関に求められる事項 ・ 患者のニーズに応じて、医療や介護、障害福祉サービスを包括的に提供できるよう調整すること ・ 在宅医療や介護、障害福祉サービスの担当者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し、連携すること ・ 高齢者のみではなく、小児や若年層の患者に対する訪問診療、訪問看護、訪問薬剤指導等にも対応できるような体制を確保すること ・ 病院・有床診療所・介護老人保健施設の退院（退所）支援担当者に対し、地域の在	(1) 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制【退院支援】 ① 目標 ・ 入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること ② 入院医療機関に求められる事項 ・ 退院支援担当者を配置すること ・ 退院支援担当者は、できる限り在宅医療に係る機関での研修や実習を受けること ・ 入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を開始すること ・ 退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護資源の調整を心がけること ・ 退院後、患者に起こりうる病状の変化やその対応について、退院前カンファレンスや文書・電話等で、在宅医療に係る機関との情報共有を十分図ること （医療機関の例） ・ 病院・有床診療所 ※ 介護老人保健施設においても、在宅への移行に向けた取組みが行われている。 ③ 在宅医療に係る機関に求められる事項 ・ 在宅療養者のニーズに応じて、医療や介護を包括的に提供できるよう調整すること ・ 在宅医療や介護の担当者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し、連携すること ・ 高齢者のみではなく、小児や若年層の在宅療養者に対する訪問診療、訪問看護、訪問薬剤指導等にも対応できるような体制を確保すること ・ 病院・有床診療所・介護老人保健施設の退院（退所）支援担当者に対し、地域の在

宅医療及び介護、障害福祉サービスに関する情報提供や在宅療養に関する助言を行うこと	宅医療及び介護資源に関する情報提供や在宅療養に関する助言を行うこと
(関係機関の例) ・ 病院・診療所 ・ 訪問看護事業所 ・ 薬局 ・ 居宅介護支援事業所 ・ 地域包括支援センター ・ 基幹相談支援センター・相談支援事業所 ※ 病院・診療所には、歯科を標榜するものを含む。以下同じ。	(関係機関の例) ・ 病院・診療所 ・ 訪問看護事業所 ・ 薬局 ・ 居宅介護支援事業所 ・ 地域包括支援センター ※ 病院・診療所には、歯科を標榜するものを含む。以下同じ。
(2) 日常の療養支援が可能な体制【日常の療養支援】	(2) 日常の療養支援が可能な体制【日常の療養支援】
① 目標 ・ 患者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケアを含む。）が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること	① 目標 ・ 患者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケアを含む）が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること
② 在宅医療に係る機関に求められる事項 ・ 相互の連携により、患者のニーズに対応した医療や介護、障害福祉サービスが包括的に提供される体制を確保すること ・ 医療関係者は、地域包括支援センターが地域ケア会議において患者に関する検討をする際には積極的に参加すること ・ 地域包括支援センター等と協働しつつ、在宅療養に必要な医療や介護、障害福祉サービス、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること ・ がん患者（緩和ケア体制の整備）、認知症患者（身体合併症等の初期対応や専門医療機関への適切な紹介）、小児患者（小児の入院機能を有する医療機関との連携）等、それぞれの患者の特徴に応じた在宅医療の体制を整備すること ※ がん患者、認知症患者及び小児患者の在宅医療については、それぞれがんの医療体制構築に係る指針、精神疾患の医療体制構築に係る指針及び小児医療の体制構築に係る指針を参照。	② 在宅医療に係る機関に求められる事項 ・ 相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保すること ・ 医療関係者は、地域包括支援センターが地域ケア会議において在宅療養者に関する検討をする際には積極的に参加すること ・ 地域包括支援センター等と協働しつつ、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること ・ がん（緩和ケア体制の整備）、認知症（身体合併等の初期対応や専門医療機関への適切な紹介）等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備すること ※ がん患者の在宅医療については、がんの医療体制構築に係る指針を参照。
・ 災害時にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定すること ・ 医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備すること ・ 身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制を構築すること	・ 災害時にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む）を策定すること ・ 医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備すること ・ 身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制を構築すること
(関係機関の例)	(関係機関の例)

・ 病院・診療所 ・ 訪問看護事業所 ・ 薬局 ・ 居宅介護支援事業所 ・ 地域包括支援センター ・ 介護老人保健施設 ・ 短期入所サービス提供施設 ・ 基幹相談支援センター・相談支援事業所	・ 病院・診療所 ・ 訪問看護事業所 ・ 薬局 ・ 居宅介護支援事業所 ・ 地域包括支援センター ・ 介護老人保健施設 ・ 短期入所サービス提供施設
(3) 急変時の対応が可能な体制【急変時の対応】	(3) 急変時の対応が可能な体制【急変時の対応】
① 目標 ・ 患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること	① 目標 ・ 在宅療養者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること
② 在宅医療に係る機関に求められる事項 ・ 病状急変時における連絡先をあらかじめ患者やその家族に提示し、また、求めがあった際に 24 時間対応が可能な体制を確保すること ・ 24 時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により、24 時間対応が可能な体制を確保すること ・ 在宅医療に係る機関で対応できない急変の場合は、その症状や状況に応じて、搬送先として想定される入院医療機関と協議し入院病床を確保するとともに、搬送については地域の消防関係者へ相談する等連携を図ること (関係機関の例) ・ 病院・診療所 ・ 訪問看護事業所 ・ 薬局	② 在宅医療に係る機関に求められる事項 ・ 病状急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、また、求めがあった際に 24 時間対応が可能な体制を確保すること ・ 24 時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により、24 時間対応が可能な体制を確保すること ・ 在宅医療に係る機関で対応できない急変の場合は、その症状や状況に応じて、搬送先として想定される入院医療機関と協議し入院病床を確保するとともに、搬送については地域の消防関係者へ相談する等連携を図ること (関係機関の例) ・ 病院・診療所 ・ 訪問看護事業所 ・ 薬局
③ 入院医療機関に求められる事項 ・ 在宅療養支援病院、有床診療所、在宅療養後方支援病院等において、連携している医療機関（特に無床診療所）が担当する患者の病状が急変した際に、必要に応じて受入れを行うこと ・ 重症等で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築すること (医療機関の例) ・ 病院・診療所	③ 入院医療機関に求められる事項 ・ 在宅療養支援病院、有床診療所等において、連携している医療機関（特に無床診療所）が担当する在宅療養者の病状が急変した際に、必要に応じて一時受け入れを行うこと ・ 重症で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築すること (医療機関の例) ・ 病院・診療所
(4) 患者が望む場所での看取りが可能な体制【看取り】	(4) 患者が望む場所での看取りが可能な体制【看取り】

① 目標 ・ 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保すること ② 在宅医療に係る機関に求められる事項 ・ 人生の最終段階に出現する症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築すること ・ 患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護、障害福祉サービスや看取りに関する適切な情報提供を行うこと ・ 介護施設等による看取りを必要に応じて支援すること (関係機関の例) ・ 病院・診療所 ・ 訪問看護事業所 ・ 薬局 ・ 居宅介護支援事業所 ・ 地域包括支援センター ・ 基幹相談支援センター・相談支援事業所 ③ 入院医療機関に求められる事項 ・ 在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合について、病院・有床診療所で必要に応じて受け入れること (医療機関の例) ・ 病院・診療所	① 目標 ・ 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保すること ② 在宅医療に係る機関に求められる事項 ・ 終末期に出現する症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築すること ・ 患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供を行うこと ・ 介護施設等による看取りを必要に応じて支援すること (関係機関の例) ・ 病院・診療所 ・ 訪問看護事業所 ・ 薬局 ・ 居宅介護支援事業所 ・ 地域包括支援センター ③ 入院医療機関に求められる事項 ・ 在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合について、病院・有床診療所で必要に応じて受け入れること (医療機関の例) ・ 病院・診療所
(5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関 前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、自ら 24 時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付けることが望ましい。 基本的には、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所等の中から位置付けられることを想定している。 ① 目標 ・ 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと ・ 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと ・ 在宅医療に関する人材育成を行うこと ・ 災害時および災害に備えた体制構築への対応を行うこと	(5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関 前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、自ら 24 時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付けることが望ましい。 基本的には、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所等の中から位置付けられることを想定している。 ① 目標 ・ 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと ・ 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと ・ 在宅医療を担う研修を行うこと ・ 災害時および災害に備えた体制構築への対応を行うこと

・　患者の家族への支援を行うこと ・　在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと ②　在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項 ・　医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと ・　在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること ・　在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと ・　臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること ・　災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと ・　地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること ・　入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと ・　地域住民に対し、在宅医療の内容や地域の医療及び介護、障害福祉サービスに関する情報提供を行うこと (6)　在宅医療に必要な連携を担う拠点 前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けることが望ましい。 在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組や、障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。 なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも想定される。 ①　目標 ・　多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること ②　在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項 ・　地域の医療及び介護、障害福祉関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療にお	・　在宅療養者の家族への支援を行うこと ・　在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと ②　在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項 ・　医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと ・　在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護の資源が十分確保できるよう、関係機関に働きかけること ・　在宅医療に係る医療及び介護関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと ・　卒後初期臨床研修制度（歯科の場合、卒後臨床研修制度）における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること ・　災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと ・　地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護や家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること ・　入院機能を有する医療機関においては、在宅療養者の病状が急変した際の一時受入れを行うこと ・　地域住民に対し、在宅医療の内容や地域の医療及び介護資源に関する情報提供を行うこと (6)　在宅医療に必要な連携を担う拠点 前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けることが望ましい。 在宅医療に必要な連携を担う拠点は、標準的な規模の市町村の人口（7～10 万人程度）につき 1 カ所程度を目途に設けられることを想定しており、医療計画に位置付ける際には市町村と十分に協議することが重要である。 なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも想定される。 ①　目標 ・　多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること ②　在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項 ・　地域の医療及び介護関係者による協議の場を定期的に開催し、在宅医療における連

ける連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること ・　地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと ・　質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による 24 時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること ・　在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を実施すること	携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること ・　地域の医療及び介護資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと ・　質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による 24 時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること ・　在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を実施すること
第３　構築の具体的な手順 １　現状の把握 都道府県は、在宅医療の体制を構築するに当たって、(1)及び(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。 さらに、(3)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1)　患者動向に関する情報 ・　退院支援を受けた患者数 ・　往診を受けた患者数 ・　訪問診療を受けた患者数 ・　訪問歯科診療を受けた患者数 ・　訪問看護利用者数 ・　薬剤師による訪問薬剤管理指導の利用者数 ・　管理栄養士による訪問栄養食事指導の利用者数 ・　歯科衛生士による訪問歯科衛生指導の利用者数 ・　訪問リハビリテーション利用者数 ・　短期入所サービス（ショートステイ）の利用者数 (2)　医療資源・連携等に関する情報 ・　在宅医療を担う関係機関の数とその位置（訪問診療等を実施する診療所、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅療養支援歯科診療所、訪問看護事業所、訪問薬剤管	**第３　構築の具体的な手順** １　現状の把握 都道府県は、在宅医療の体制を構築するに当たって、(1)(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。 さらに、(3)に示す、医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。 なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。 (1)　患者動向に関する情報 ・　往診を受けた患者数 ・　訪問診療を受けた患者数 ・　訪問歯科診療を受けた患者数 ・　訪問看護利用者数 ・　薬剤師による訪問薬剤指導の利用者数 ・　管理栄養士による訪問栄養指導の利用者数 ・　歯科衛生士による訪問歯科衛生指導の利用者数 ・　訪問リハビリテーション利用者数 ・　短期入所サービス（ショートステイ）の利用者数 ・　退院患者の平均在院日数（患者調査） ・　在宅死亡者数（人口動態統計） (2)　医療資源・連携等に関する情報 ・　在宅医療を担う関係機関の数とその位置（在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅療養支援歯科診療所、訪問看護事業所等）

理指導を実施する薬局等） ・　在宅医療に携わる人員・体制（在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の医師数、訪問看護ステーションの看護師数、24 時間体制を取っている訪問看護ステーション数や看護師数等） ・　連携の状況（関係機関間での診療情報や治療計画の共有の状況） (3)　指標による現状把握 別表 11 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）に留意して、把握すること。	・　在宅医療に携わる人員・体制（在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の医師数、訪問看護ステーションの看護師数、24 時間体制を取っている訪問看護ステーション数や看護師数等） ・　連携の状況（関係機関間での診療情報や治療計画の共有の状況） (3)　指標による現状把握 別表 11 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。
2　圏域の設定 (1)　都道府県は、在宅医療提供体制を構築するに当たって、「第２　医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、退院支援、生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りといった各区分に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。 圏域の設定は、課題の抽出や数値目標の設定、施策の立案の前提となるものであり、施策の実効性を確保する観点から、圏域の設定は確実に行うことが望ましい。	2　圏域の設定 (1)　都道府県は、在宅医療提供体制を構築するに当たって、「第２　関係機関とその連携」を基に、前記「１　現状の把握」で収集した情報を分析し、退院支援、生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りといった各区分に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。
(2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。	(2)　医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。
(3)　圏域を設定するに当たって、在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく変わることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制（重症例を除く。）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。	(3)　圏域を設定するに当たって、在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく変わることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制（重症例を除く）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。
(4)　検討を行う際には、地域医師会等の関係団体、在宅医療及び介護に従事する者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。	(4)　検討を行う場合は、地域医師会等の関係団体、在宅医療及び介護に従事する者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。
3　連携の検討 (1)　都道府県は、在宅医療提供体制を構築するに当たって、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りまで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。	3　連携の検討 (1)　都道府県は、在宅医療提供体制を構築するに当たって、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りまで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。

また、医療機関、在宅医療及び介護、障害福祉の関係者及び地域医師会等の関係団体は、診療技術や知識の共有、連携する医療及び介護、障害福祉の関係機関等との情報の共有に努める。 さらに、都道府県は、在宅医療に係る機関の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員等について、地域の保健医療関係機関・団体等と連携し、必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得させるための研修の実施等により人材育成に努める。 (2) 保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第374号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成19年７月20日付け健総発第0720001号厚生労働省健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等の関係団体と連携して医療機関相互の調整を行う等、積極的な役割を果たすこと。 (3) 医療計画には原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。 なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関等が複数の機能を担うこともある。 さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。	また、医療機関、在宅医療及び介護の関係者及び地域医師会等の関係団体は、診療技術や知識の共有、連携する医療及び介護の関係機関等との情報の共有に努める。 さらに、都道府県は、在宅医療に係る機関の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャー等について、地域の保健医療関係機関・団体等と連携し、必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得させるための研修の実施等により人材育成に努める。 (2) 保健所は、「地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成６年厚生省告示第374号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成19年７月20日健総発第0720001号健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等の関係団体と連携して医療機関相互の調整を行う等、積極的な役割を果たすこと。 (3) 医療計画には原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。 なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関等が複数の機能を担うこともある。 さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。
4 課題の抽出 都道府県は、「第２ 医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「１ 現状の把握」で明確にした現状について、指標により把握した数値となっている原因の分析を行い、地域の在宅医療の体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、市町村と連携しながら、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。 特に、将来の在宅医療に係る医療需要について、介護保険事業（支援）計画との整合性の確保のために設置する都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を活用し、検討を行うこと。	4 課題の抽出 都道府県は、「第２ 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で明確にした現状について、指標により把握した数値となっている原因の分析を行い、地域の在宅医療の体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。 その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。
5 数値目標 都道府県は、良質かつ適切な在宅医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。	5 数値目標 都道府県は、良質かつ適切な在宅医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。 特に、将来の在宅医療に係る医療需要に対する目標について、介護保険事業（支援）計画等と整合性をもって設定し、その考え方を記載していくことが重要であり、介護保険事業（支援）計画との整合性の確保のために設置する都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を活用し、検討を行うこと。	数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。 なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。
6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策・事業を実施することが重要である。都道府県は、「4　課題の抽出」に対応するよう「5　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策・事業について、医療計画に記載する。 施策の検討にあたっては、在宅医療の提供者側に対する施策のみに偏重しないよう、多様な職種・事業者が参加することを想定して施策を検討すること。 （施策の例） ・　地域住民に対する普及啓発 ・　入院医療機関に対し在宅医療で対応可能な患者像や療養環境についての研修 ・　入院医療機関と、かかりつけの医療機関や居宅介護支援事業所等との入退院時における情報共有のための協議の実施　等 また、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組について、在宅医療に係る圏域ごとの課題に鑑みて、必要な施策については医療計画にも記載することとし、施策の達成に向けた役割分担を明確にした上で、地域医師会等と連携しながら、必要な支援を行うこと。 特に、医療に係る専門的・技術的な対応が必要な「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」や「在宅医療・介護連携に関する相談支援」、二次医療圏等の広域の視点が必要な「在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携」について、重点的な支援が必要である。	6　施策 数値目標の達成には、課題に応じた施策・事業を実施することが重要である。都道府県は、「4　課題の抽出」に対応するよう「5　数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策・事業について、医療計画に記載する。
7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策・事業の進捗状況の評価については、1	7　評価 計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策・事業の進捗状況の評価については、1

年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、計画期間の中間年での見直しを見据え、適時に調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。	年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも５年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。
８　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策・事業やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。	８　公表 都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策・事業やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。